予算特別委員会日程

＜付託案件の審議順番＞

日　　程	審　　議　　順　　番
３月１１日（水） １０：００～ 議　会　室	①令和２年度宮代町一般会計予算（審議１日目）（質疑） ・企画財政課 ・会計室 ・総務課 ・子育て支援課
３月１６日（月） １０：００～ 議　会　室	①令和２年度宮代町一般会計予算（審議２日目）（質疑） ・福祉課 ・議会事務局
３月１７日（火） １０：００～ 議　会　室	①令和２年度宮代町一般会計予算（審議３日目）（質疑） ・住民課 ・町民生活課 ・健康介護課
３月１８日（水） １０：００～ 議　会　室	①令和２年度宮代町一般会計予算（審議４日目）（質疑） ・税務課 ・産業観光課 ・まちづくり建設課
３月１９日（木） １０：００～ 議　会　室	①令和２年度宮代町一般会計予算（審議５日目）（質疑・討論・採決） ・教育推進課 ②令和２年度宮代町国民健康保険特別会計予算（質疑・討論・採決） ・住民課 ③令和２年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算（質疑・討論・採決） ・住民課

３月２３日（月） １０：００～ 議　　会　　室	①令和２年度宮代町介護保険特別会計予算（質疑・討論・採決） ・健康介護課 ②令和２年度宮代町水道事業会計予算（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ③令和２年度宮代町下水道事業会計予算（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課

予　算　特　別　委　員　会

第　１　日

出席委員（１３名）

山下秋夫君		丸藤栄一君	
九山妙子君		浅倉孝郎君	
金子正志君		西村茂久君	
小河原正君		泉伸一郎君	
角・野由紀子君		塚村香織君	
合川泰治君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長	田島正徳君）		

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

副町長	渋谷龍弘君	企画財政課長	栗原聡君
企画財政課副課長	伊東高幹君	企画財政課主幹	押田昭浩君
財政担当主査	青柳誠君	情報担当主査	富永貴雄君
管財担当主査	島村剛君	対話のまちづくり推進担当主査	小川雅也君
会計管理者兼会計室長	瀧口郁生君	会計担当主査	加藤智浩君
総務課長	大橋洋巳君	総務課副課長	鈴木淳史君
総務課副課長	稲宮辰男君	総務課主幹	柴崎記代子君
庶務職員担当主査	田邊和美君	庶務職員担当主査	川崎章人君
文書法規担当主査	松井美絵君	人権推進担当主査	齋藤幸成君
広報担当主査	平向優子君	子育て支援課長	小暮正代君
子育て支援課副課長	横内宏巳君	子育て推進担当主査	石井栄君
保育担当主査	小野美保君	保育担当主査	松岡祥哲君
子育てひろば担当主査	清水邦江君	みやしろ保育園所長	吉田直子君
国納保育園所長	伊東文子君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤賢治	主査	小林賢吉

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　おはようございます。

予算特別委員長の西村でございます。

本日、３月11日から３月23日までのうち６日間にわたりまして、予算特別委員会が開催されるわけでございますが、何とぞ円滑な運営にご協力をよろしくお願いいたします。

審議の日程につきましては、事前に配付いたしております資料のとおりでございます。よろしくお願いします。

それから、何点かお願いしておきますが、本日はちょっと異例の形になっております。それで、マイクも共通でございますので、ご発言はマスクをしたままということで、ちょっと私は今試しにやっておりますけれども、マスクのままご発言ください。どうしても聞き取れないということであれば、ちょっとそのとき一時的に外してもらうということもありますけれども、基本的にはマスク着用でお願いします。

それから、マイクが何本か出ておりますので、発言が終わりましたら、必ず止めてください。そうしないと、ハウリングしますので、よろしくお願いいたします。

以上お願いでございます。

改めて、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名でございます。

これより予算特別委員会を開会いたします。

それでは、議長、ごあいさつをお願いします。

○議長（田島正徳君）　皆様、おはようございます。

今日から３月23日まで予算特別委員会ということで、皆様に予算審議をお願いするわけでございますが、特に今年は既にご承知のとおり新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、濃厚な接触を極力避けるという面から、予算特別委員会に先立ち実施される町内現地視察を６月議会に延期をしました。

また、予算審議においても傍聴を認めないなどの特別な対応をしております。

そのような中での令和２年度の予算を決める非常に重要な審議となりますので、慎重かつ効率的な予算審議をしていただくようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第１１号の審査（企画財政課・会計室・総務課・子育て支援課）

○委員長（西村茂久君）　本日は議案第11号　令和２年度宮代町一般会計予算についてのうち、企画財政課、会計室、総務課、子育て支援課分の歳入、歳出の順に質疑を行います。

なお、委員会開催期間中、町長及び副町長が出席いたしますけれども、公務のため席を外れるということもございますので、よろしくお願いいたします。

これより企画財政課分について質疑に入ります。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○企画財政課長（栗原　聡君）　企画財政課長の栗原でございます。

本日出席は副課長の伊東、財政担当主査の青柳、それと押田主幹、管財担当の島村主査、情報担当の富永主査、対話のまちづくり担当の小川主査でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　それでは、これから質疑に入りますけれども、答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいた

します。

質疑ございますか。

質疑はございませんか、企画財政課分です。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　委員会が違うんですけれどもよろしいですか。

最初に、76ページです。

庁用自動車管理事業、この新車を２台購入したということなんですけれども、どういう目的で、また、前の車が壊れてしまったのかどうか分かりませんけれども、どういう目的でこの２台購入したのか、それをちょっとお願いしたいと思います。

それと、次のページ78ページなんですけれども、公有財産等管理事業のことなんですけれども、本年度の特徴として、借地更新を４施設、公共施設用地購入ということになっているんですけれども、これは前にも説明はあったと思うんですけれども、もう一度詳しく説明をお願いしたいと思います。

あと、その同ページなんですけれども、企画費の中の(1)の男女共同参画社会推進事業なんですけれども、これ、いろんなところで新聞紙上でも……、よろしいですか。総務課、これは。総務か、これは、ごめんなさい。

それと、次の80ページ、第５次総合計画策定事業なんですけれども、これ、町長なんかも策定するんだということでしきりに言っていましたけれども、予算がこれだけ、443万円も減っています。これはどういうことなんでしょうかね、中途半端で何か終わってしまっているような感じがしないでもないんですけれども、この辺の、減額したいということなんだと思うんですけれども、これで総合計画、きちんと町長から説明したとおりのことができるのかどうか。それとも、次の補正予算でまた出してくるのかどうか、その辺のところお願いします。

それと、次のページ、ふるさと納税管理事業でございます。(7)です。新聞紙上でもふるさと納税の返礼品ですか、大変な、国の方でも返礼品をここまでにするんだということ言っていますけれども、宮代町はそのことに当てはまるのかどうか、また、今後どうしていきたいのか、この返礼品とかふるさと納税については、その辺のところがあったらひとつお願いします。

それだけですね、一応お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課の押田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、１点目の予算書の76ページ、庁用自動車管理事業の２台の購入ということなんですけれども、こちらの方につきましては、企画財政課の方で所管しております車を１台、それと資料館の方に置いて使用しております自動車１台ということで、令和２年度につきましては、この２台を購入予定として予算の計上をさせていただいているところでございます。

続きまして、２点目の公有財産管理事業、78ページ、こちらの方の事業概要のところにおいて、本年度の特徴として借地更新４施設、公共施設用地の購入ということでございますけれども、こちらの方についてご説明の方させていただきます。

まず、借地更新４施設についてでございますけれども、令和３年度更新施設ということで、予算上は４施設として計上させていただいているところでございます。こちらの方につきましては、令和２年度中に交渉しまして、更新の手続をさせていただく予定地でございます。

また、公共施設用地の購入についてでございますけれども、こちらの方につきましては、議員さんご存じのとおり、当町におきましては借地の箇

所が多数あるということで、公共施設においては、毎年度多額の借地料の方の支払いをしているところでございます。

また、将来的利用に対する課題があることから、町として借地の返還ができない施設を優先的に担当部局と調整しながら買収していこうというようなもので、公共施設の用地の購入ということで特徴として上げさせていただいているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　副課長の伊東でございます。

まず、山下委員さんからいただきました80ページ、第５次総合計画策定事業でございます。

委員ご案内のとおりでございますけれども、第５次総合計画の策定につきましては、平成30年度から平成30年、令和元年、令和２年の３か年をかけて行っている作業でございまして、来年度は３か年目に当たるものでございます。

この業務委託につきましては、令和元年度、令和２年度の２か年で行うものでございまして、見た目としては減額というふうになっていますが、２か年で約1,000万程度の委託料を捻出して業務委託を行い、例えば総合計画審議会の運営サポート、議事録の作成ですとか、必要な資料の作成、または基礎調査の実施、人口ですとか、産業の分析です。そういったことをお願いし、来年度につきましては、令和２年度につきましては、フォーラムやパブリックコメントといった最終段階に入ってくる。９月に議会への上程を予定しておりますけれども、そういった過程の中で、業務が少し縮小しているといいましょうか、最終年度として行う業務がパブリックコメントの整理ですとかないしはそのフォーラムによってどういった意見が出るのかといった集約の業務を中心に行っていただくないしは総合計画審議会の議事録の作成といったところになりますので、基礎調査などが、現に今年度行われておりますので、そういった業務が終了しているといったところからこういった金額でなっていると。２か年でトータルで1,000万で業務委託しているというふうにお考えいただければなというふうに思っております。

また、Ｐ82ページでございます。

ふるさと納税管理事業でございます。山下委員さんもご存じのとおり、ふるさと納税につきましては、返礼品の金額の設定について３割以内ですとか、地場産を活用するといったルールが総務省から示され、それに対応して自治体がその軌道修正を余儀なくされているといった自治体もあるようでございますけれども、宮代町につきましては、そのルール以内でこれまで行ってきて、今後もそういったルールで行うといったこと徹底しておりますので、特段今の行っている事業の内容に変更を行わない、ないし、もしくはこういったふるさと納税さらに自治体間の競争が激しくなっておりますで、メニューを極力増やしていけるのかどうかについては、今後も引き続き研究したいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　庁用自動車管理事業でございます。

これはちょっと資料館とか所管の１台ということなんですけれども、これは故障して新しく、それとも古くなったんで新しく購入したのかどうか、その辺のところの目的というか、何で目的をこれ、２台入れたのかどうか、その辺のところ。また、昔のやつはそのままにしてあるよ、それでもう１台入れたいんだよ、そういうことなのかどうか、

ちょっと詳しくお願いします。

あと、公有地、変更がきかないところを要するに定期的に買い入れているんだということなんですけれども、場所はどこら辺のところなのか、ちょっとその辺のところ順番に、ここはやらなくちゃいけないということで、本年度の予算の目標というんですか。どこなのか、それをお願いします。

総合計画の策定事業については分かりました。結構です。

ふるさと納税、今後メニューを増やす可能性があるという研究をしたいということなんですけれども、そういう研究だけじゃなくて、そういう何か目標みたいなものがあるのかどうか、その辺のところ、ただ研究するだけじゃなくて、こういう目標があるんだよということで、あれば出していただきたいんですけれども。

以上です。

それから、１点、先ほど質問するのを忘れたんですけれども、80ページのみやしろ定住促進作戦です。

これで委託しているわけなんですけれども、これは何年ぐらいになるんですかね、今度で。それで、成果というかそういうのがあるのかないのか、その辺のところ、具体的な成果があるのかないのか、その辺のところもおっしゃってください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

企画財政課主幹、お願いします。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田です。

まず、１点目の庁用車の関係でございますけれども、次年度について、こちらの方については、故障で買換えなのか、あるいは古くなっての買換えなのかというご質問でございますけれども、先ほど２台ということで、私の方で申し上げたところでございますけれども、まず、私どもの企画財政課の方で所管管理しております自動車につきましては、初年度登録、平成16年７月が初年度登録でございます。また、資料館で利用しております車につきましては、平成13年の６月が初年度登録ということで、かなりの年数がたってきており、古くなったということで、次年度、この２台について買換えを考えているとこでございます。

また、２点目の公有地の関係、場所はどこですかということなんですけれども、こちらの方につきましては、町の方で優先的に取得を考えている箇所がございます。こちらの方につきましては、地権者との契約が満了して、その際、買収したいという町の意向を示した形で交渉の方させていただければというふうに考えているところでございます。

なお、場所の方につきましては、ちょっと地権者との関係もあるので、限定でここという形で申し上げることはこの場で差し控えさせていただきたいと思いますので、ご理解ください。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　企画財政課副課長、お願いします。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　副課長の伊東です。

ふるさと納税についての目標というふうなご質問をいただいております。

具体的に何かこういった品物というのは、今現在ちょっとお話できるような内容は誠に申し訳ないのですが、ありません。

ただ、新しい村でお米を出している中で、例えばより多くの人に寄附をしていただくといったところで、例えば重量を増やしたり、例えば20キロでこの寄附金額でいったような工夫ですとか、そういったことはやらせていただいて、より適切な

時期に多くの人に寄附していただけるような工夫はさせていただいていると。これは産業観光課とも連携をさせていただいているというような状況でございます。

ほかに、例えば動物公園と何かタッグ組めないかどうかとか、そういったことについては今後も検討し、より多くの人に魅力を与えられるような返礼品というのをつくり出していければなといったところでございます。具体的なものがちょっと今示せなくて、大変申し訳ございません。

また、定住促進というところで、これについては、ホームページのサイトの管理運営ということがその委託料の内容でございますけれども、実際、そのスタート時期はちょっとごめんなさい、今、資料が手元になくて、いつからということはちょっと申し上げられないのですが、例えばサイトを、宮代町のホームページから独立をさせて、宮代町で暮らしていただくイメージを伝えることに特化したホームページを作らせていただいて、宮代町に住んでいただくといった気持ちを持っていただくようなサイト構成を実現したといったところで、そこに特化したホームページが作成できているといったことと併せまして、今はスマートフォンなども世の中普及しているといったことから、スマートフォンに特化したホームページなども作ってきております。多くの人にその魅力が伝えられるようなサイト構成にもしておりますので、そういったところが成果なのかなといったところ。

また、宮代町に住んでみたいと言った方に対してそのサイトを通じて、宮代初めてツアーといったツアーにも参加していただいていると。現に住んでいただいている方もいらっしゃいます。そういったところが成果なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

新車の購入ということで、古くなったからということなんで、車そのものが壊れたわけじゃないんですね、じゃ。ただ古くなった、年代が古くなったということで、動くことは動くんですね。運行に支障が来すとかそういうわけじゃなくて、年数が来たから取り替えましょうということだけなんですね、目的は。その辺のところもひとつお願いします。どうしても取り替えなくちゃいけないという理由があるんだったら別なんですけれども、ただ、動くのにもったいないなという感じはしないでもない。どんな家庭でもやっぱり節約というのはするんで、動く範囲は動かすということで、安全上問題あるというんだったら、それは別なんですけれども、何か安全上に問題がなくて、ただ古くなったから取り替えるんだというふうに聞こえているんですけれども、その辺のところもお願いします。

あと、公有地の施設の購入ということなんですけれども、今回は地権者との関係があるんで発表はできないと。発表できるところはないんですか、一つも。全部まだ地権者との交渉の段階なんですか、全て。その辺のところもよろしくお願いします。

あと、宮代定住促進作戦なんですけれども、先ほどもツアーに参加して、現実に宮代町に住んでいるということなんですけれども、これは何組ぐらいが宮代町に今住んでいらっしゃるんですかね、これに参加して。分かる範囲で結構ですので。ただツアーに参加して住んでいる人いますよと言われてもどうなのか、成果として、どういうふうな考えを持っているのか、ちょっと分からないんで、具体的なことでこういう成果がありましたということで、分かれば教えていただきたい。

それだけ。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹、お願いします。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田です。

公用車の関係でございますけれども、私の方で古くなったということで、２台の購入をさせていただきたいということでお答えの方させていただいたところでございます。

１台、先ほど来から申し上げております私どもの企画財政課の方で所管しておる庁用車につきましては、平成16年度が初年度登録ということで申し上げたかと思うんですけれども、こちらの方の車については、特段どこが悪い、直しているというような状況はないんですが、管理しております庁用車の年数から見ると、かなり年数がたっているということで、この度、買換えの方させていただきたいということで計上させていただいたところでございます。

また、もう１台の資料館で利用しております町用車につきましては、資料館担当の方からまず要望がございました。今、資料館の方で使っております車については、軽のワンボックスタイプの小さいやつです。こちらの方を今使っておりまして、発掘作業ですとか、いろいろなものを乗せたりするということで利用されているというふうに聞いております。

しかしながら、発掘、いろいろな備品を乗せるに当たって、少し軽自動車では足りないという要望がございまして、こちらの方の資料館の車につきましては、ワンボックスタイプの荷物をかなり乗せられるようなタイプの車を担当部署と協議しましたところ、そちらの要望がありましたので、計上させていただいたところでございます。

続きまして、公有地の関係でございますけれども、私の方で地権者との関係があるので、そちらの方についてはちょっと申し上げることができないので、控えさせていただきたいということを申し上げたところでございますが、取得優先地につきましては、学校関係、それと駐車場関係、いわゆる公有地の駐車場ですね、こういったところを買収ということで、地権者と交渉しながら進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　副課長の伊東です。

ツアー参加者の定住の数字ということで、ご質問いただきました。

誠に恐縮なんですが、現にそのツアー参加した人にお試しで住んだんだという話を聞いたという程度で、その全数に対して何組が定住したということについては、追跡調査は一切行っておりませんので、そういう現に住んだ方からお話をいただいてといったところでお話をさせていただいたというところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ないですか。

暫時休憩。

休憩　午前１０時２６分

再開　午前１０時２７分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　再開しました。

山下です。

庁用自動車のことなんですけれども、片方の企

画財政課で使っている車は故障も何もしていない、ごく普通に使えるということなんですけれども、これはもったいないと思うんですけれども、どうなんでしょうかね。

資料館のやつは分かりますよ、それは。荷物が乗らないとちょっと不便だということで、13年ですからね。かなり古くなっているし、目的が達成できないということで分かります。

しかし、この企画財政課で使っている車はまだまだ使えそうな感じが、話の内容ですよ、内容ではあるんでもったいないなという感じはする。買えば150万円か200万円するんだと思いますけれども、そのまま乗っていれば維持費だけ済むんですよね。その辺のところ、もう少し検討していった方がいいんじゃないかなと私は思っているんです。どうしても買わなくちゃいけないという理由が何か見つからないような感じがするんですけれども。故障している、年中故障しているんだとか、そういうんだったら分かりますよ、話は。聞いた感じだとそういう話はない、使えるということなんで。どうなんでしょうか。お答えください。

それと、公有財産のことは優先順位としては学校、駐車場などがあるということで、引き続きお願いしたいなという感じはします。なるたけ自前の土地で、公有地を守っていくことは大事かなと思っているんですけれども、これはいつ頃まで発表できるんですかね。ここは買ったよとか。その辺のところもう一度お願いします。

あと、定住促進、お金を145万円も出しています、毎年、大体。これで成果が分からないということはないと思うんですけれども、その辺のところはどうなんですかね、お金を出して成果も分かりませんという予算の仕方というのは。ちょっと無責任みたいな感じはしないでもないんですけれども。もう一度その辺のところ詳しくお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時３０分

再開　午前１０時３０分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　企画材課長の栗原です。

車の購入については、先ほど担当の方から申し上げたとおりですけれども、もちろんまだ長く乗ろうということであれば乗れます。ただ、役場のいろんな部署で今申し上げたのは使っているものですので、いろんな部署というのは介護とか、福祉とか教育とかいろんな部門で使っているものですので、壊れてから直すということよりも更新という時期、15年という年数もたっていますので、その前に更新していこうというのが考え方です。

次々に壊れ始めて、そのときに措置をして補正予算なりをお願いするとかいうことではなくて、もう年数たっているということですので、買換えさせていただくと、故障になってから、いざというときに動かないということで１台なくなってどうしようかということではなくて、その前にというような基本的には住民サービスに直結している部分もありますので、そういう考え方だというのをご理解いただければなと思います。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田です。

公有地の関係でございますけれども、買収する

土地についてはいつ発表できるのかということなんですけれども、こちらの方については、発表については決算時ということでご理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　副課長、お願いします。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　副課長の伊東です。

説明不足で大変恐縮でございます。

先ほどの定住促進作戦についてでございますが、ツアーに参加いただいた方の定住の成果というのは、その方からご報告があった方については、昨年度１名ですとかいった成果、それを成果と見るかどうかというのはあるんですけれども、あくまでもその人個人の自由というところもありますので、実際にありますけれども、追跡調査は我々の方は住民基本台帳とかで追っているわけではございませんので、そこの確認までは行っていないというところでご理解いただければと。

一方で、この140万円の金額については、ウェブサイト「みやしろで暮らそっ」という先ほどご説明申し上げました宮代町で暮らしていただくイメージを伝え、住んでいただくといった気持ちを持っていただくといったところに特化したウェブサイトの管理運営でございまして、そのウェブサイトにつきましては、訪問者数、いわゆるアクセス数等について確認をしておりまして、年間で約15万ビュー、15万件程度のサイトの閲覧者があるといったところで、現にそういったところに訪れていただいて、宮代町の魅力をそのサイトを通じて発信しているといったところにその数字上の成果等は確認をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

最後の質問なんですけれども、公用車の新車の購入、資料館では平成13年ということで、この企画財政課の車と違って３年も長い、それは分かるんですよ、資料館の目的というものは。そういうのは分かるんですけれども、故障もしていない、ただ年数が来て、故障してからじゃ遅いから、でもそのために車検は取っているんですよね、毎年、毎年。本当に壊れてしまうというんだったら、それは分かるんですけれども。車検は通っていて、ただ古くなったという理由だけですよね。私はちょっとおかしいなという感じがするんですけれども。乗れるところまでは乗るというが、町の財産ですから、普通じゃないかなという感じはするんですけれども。どの家庭でも乗れるうちはみんな乗っていますよ、それは。お金があるんだったら別ですけれども。宮代町はないといつも言っているところでもあるんですから、その辺のところはきちんと。ただ古くなったと買い替えるというのはおかしいなと感じはします。私はそういう意見です。

ぜひ、その辺のところも参考にして、もしできるんだったら、乗れるんだったら、１年でも２年でも先延ばしするのが当然じゃないかなという感じはします。

それと、宮代定住作戦ですけれども。ウェブサイトで15万件ですか、あるということで、そういう成果はあるんだけれども、追跡調査はしていないんだということなんです。せっかくこういう150万円も出しているんですけれども、そういう追跡調査も調査のうちだと思うんですけれども、今後、必要じゃないかなという感じはしますので、ぜひその辺のところも含めて考えていってほしいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　これ、答弁は要らないで

すね。

ほかに。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　すみません、お願いいたします。

ちょっと予算書の去年と違うところを中心に細かくなるかもしれませんので、お願いします。

77ページの庁舎等管理事業の今年の、本年度の特徴ということで、警備員の配置というのがございますが、これについて具体的に何名でどんなふうな形の勤務状況になるのかをお伺いします。

それから、先ほどの庁用自動車管理事業なんですが、役務費の中に庁用車法定点検費というのが書いてありますが、これ、今まで書いてなかったような気がするんですが、ちょっとその辺の説明をお願いします。

それから、81ページ、政策調整事業です。この中の18節、３市３町結婚支援広域連携事業債負担金、これ、五霞町と一緒にやるというのでしたっけ、これ、ちょっとお伺いします。

それから、その次の４番の市民参加推進事業なんですが、これは今までというか昨年は、対話のまちづくり推進事業から事業名を変更したということなんですが、この辺について、その事業名変更したという……、対話のまちづくりで何か課の中にそういう専門のところがあったんじゃなかったかなと思うんですけれども、その辺との絡みでお伺いします。

それから、82、83ページのふるさと納税管理事業ですが、これについて、私たちの予算書の方で、７ページにふるさと納税寄附の活用事業で、こんなふうに活用させていただきますよというのが毎年ここにありますが、この宮代のまちづくりをみんなで応戦する寄附条例に基づく寄附金で、７ページもそうなんですが、企画財政課の今年度の事業の111ページです。111ページもふるさと納税をもらうときに、条例上は、農のあるまちづくり、２、子供たちの未来、３、市民活動の支援は条例上に入っていて、４、５、６、７、８はそのときの町長が決めた内容みたいなそういう分野で募集しているというふうな形なんですが、これはそのときの町長がというか、この辺、これはどうやって決まるのかということと、募集するときにね。条例にないこういうその年度、年度なのか、とそれからこの７ページの方の使い道の割り振り、基金に対してこういうパーセントとかでなくて、その辺の決まりがあるのかちょっとお伺いします。

それから、83ページの８、ＯＡ管理事業です。私たちの予算書にもございますが、113ページ、予算書では83ページですが、この社会保障税番号制度カードの交付金なんですが、この下の交付金というのはどういうことなのか、ちょっとよく分からないので教えていただきたいなと思います。618万円というのは、今年増えているというか、新たな書き方してあるので、教えていただきたいのと、その上の委託料、増えた分、ＡＤＳＬ回線をやめたとかと書いてあるんだけれども、その辺の説明もお願いします。

それから、103ページの統計調査、これ国勢調査委託されてやるんだと思うんですけれども、この国勢調査の調査員というのは何名で、どんなふうな選出の仕方というのは決まっているのかどうかお伺いします。

それから、戻って70ページの便利バス事業、これは第５次総合計画で新たな手法のことを考えるという話は聞いているんですけれども、令和２年度は今までの便利バスが走る事業だけをやっていて、次の例えばデマンドタクシーだとか、デマンドだとかそういうのはどこで考えて、そういう進捗が分かっていくのかなというのがちょっと見え

てこないので、そこはちょっとお伺いします。

それから、私たちの予算書の６ページと、それから117ページに絡むちょっと教えてもらいたいんですけれども、117ページへいきますと義務的経費というがありますよね。義務的経費というのは人件費と扶助費と繰出金ですよというふうに書いてあって、義務的経費がどんどん上がっていって大変ですよという話がありますが、これ、117ページではありますが、この６ページでいくと、今年は会計年度任用職員というのも出てきましたんで、人件費が上がってしまうのは14.1％増減率で上がっています。でも、扶助費も子育て支援とかいろいろありますので、15.4％上がっています。

それから公債費も返還が始まったので、臨時財政で上がっていますが、公共事業の繰出金というのが公共下水道が企業会計になって、繰出金というものがなくなって、そういう性質別の内容がなくなって補助費になった分、パーセント的にはセーフになっているのか、その辺のやり方というか、その辺、繰出金というのがなくなって、補助費になっていくというその辺、ちょっと説明してほしいなというふうに思います。

それからもう一つ、ごめんなさい、208ページ公債費の元金返還事業で、2,200万円増えています。その辺の説明もお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　かなりありましたので、答えられるところからお願いします。

副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　副課長の伊東でございます。

まず、ちょっと順番が前後して大変恐縮でございますが、81ページの政策調整事業でございます。

３市３町結婚支援広域連携事業負担金ということで、角野委員さんおっしゃったとおり、五霞町、久喜市、白岡市、幸手市、杉戸町、宮代町で30年の12月に協定を結ばせていただいておりまして、いよいよ来年度、令和２年度に構成市町による３市３町による結婚支援の事業として、婚活パーティーと、いわゆる婚活パーティーといったものを行う予定でございまして、それに対する負担金といったところで、各市町が６等分する金額の負担金といったところでございます。

これについては、現状として、この金額になっておりますけれども、今その可能性を見出そうとしているのが、地方創生交付金の中に結婚支援のメニューがございまして、３市３町でそれを活用できるのかどうかについて五霞町のほうが茨城県を通じて、国の方に申請しようとする試みをさせていただいているところでございますので、この一般税源17万2,000円については、少し減額ができる可能性もあろうかなというふうに思っております。

具体的な内容はまた今後、３市３町で検討するといったことになっておりますので、また具体的な中身が分かり次第、情報提供の方させていただければというふうに思ってございます。

また、対話のまちづくり推進事業については、昨年、監査委員からのご指摘があって、その指摘の内容というのが、市民参加事業にあって、その推進評価委員会の委員が現に評価される立場にありながら、評価する事業に含まれているのは何ぞやというご意見があったものですから、そういったことも踏まえて、監査委員からのそのご指摘も踏まえて、事業の整理統合を行わせていただいた結果として、市民参加推進事業の中に組み込ませていただいているということで、事業は消滅はしていますけれども、その事業がなくなってしまうわけではなく、事業の整理統合を行ったということで、ご理解をいただければなというふうに思っ

ております。

私の方からは以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田です。

まず、１点目の庁舎管理事業の中の警備員の配置関係についてでございます。

こちらの方につきましては、議員さんの方から駐車場問題について、再三にわたってご質問等いただいているような状況にあるかと思います。

そこで、９月の決算時においても同じように駐車場問題についてお話をいただいたところですが、その後、内部で調整の方させていただきまして、すぐできることは何かということで考えさせていただきました。

その結果、試行的に警備員の方を配置２名、役場の正面駐車場並びに進修館の駐車場ということで、２名の警備員の方を配置させていただいたところでございます。これは試行的ということで、庁舎の方につきましては、朝の７時から10時まで、また進修館の方につきましては、朝の８時半から11時30分までということで、いずれも３時間、時間差にずれはございますけれども、警備員の方を配置させていただいて、駐車場問題について取組をさせていただいたところでございます。

その結果、役場の利用する方以外の方が今までは早朝より早く来て止めて、駅に行ったりとかする方が見受けられたところでございますが、そういったことを試行的に試したことによって、そういった方が少なくなったという結果を得られたところでございます。

その結果を踏まえまして、令和２年度、来年度も同じように、駐車場問題のことについて取り組むべく警備員の配置ということで予算計上をさせていただいているところでございます。

こちらの方につきましては、同じように２名の警備員の配置、役場正面駐車場、進修館駐車場ということで、２名の警備員の配置の予算を計上させていただいているところでございます。なお、時間につきましても、同じような時間帯を今検討しているところでございます。日数については、こちらの方については、イベント等重なる時期とかを見ながら、どういった形で組むかということを今検討しているところでございますので、そういった形で令和２年度は計上させていただいて、昨年度にはないという形のものでございます。

続きまして、76ページの庁用自動車管理事業、こちらの方の11節の役務費の関係だと思うんですけれども、昨年度については法定点検費というものがなかったんではないかというようなお話をいただいているところでございますが、昨年度も同じように法定点検費の方を計上はさせていただいていた状況でございます。

続きまして、82ページのＯＡ管理事業、こちらのほうの18節の負担金補助及び交付金の社会保障税番号制度電子計算機設置等関連事務委任交付金、予算額にいたしまして618万9,000円、こちらの方も昨年度はなかったというようなお話をいただいたところでございますけれども……、少々お待ちください、申し訳ございません。平成31年度予算では、社会保障税番号制度カード関連事務委任交付金の中に通知カード、個人番号カード関連事務の委任に係る交付金と特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の交付に係る交付金というものがあったとは思うんですけれども、令和２年度より地方公共団体情報システム機構交付金の科目名称の方をさせていただいて、社会保障・税番号制度電子計算機設置等関連事務委任交付金とさせていただいたところでございま

す。

こちらの方につきましては、定例監査において、監査委員の方から、ちょっと分かりづらいというご指摘を受けたものですから、名称変更ということで対応させていただき、次年度にはなく、今年度数字だけが目立ってしまったというような状況にあるところでございます。

同じくＯＡ管理事業、委託料の関係で、ＡＤＳＬの関係のお話をいただいたと思うんですけれども、こちらの方につきましては、予算上で言いますと、役務費の方の関係なんですが、そちらの方でお答えをさせていただきます。

こちらの方につきましては、基幹系システム機器の更新による役務費の前年比に対して増額となっているところでございます。こちらの方は、基幹系のシステムをＡＤＳＬの方から光回線化にすることによる増額という形になるものでございます。

続きまして、統計管理事業、５年に一度国勢調査が行われるところでございますけれども、調査員の人数、こちらの方については、約160名を想定しているところでございます。

最後になりますけれども、70ページ、便利バスが走る事業について、こちらの方の予算については、令和２年度そのままなのでしょうかということですけれども、令和２年度においては、今、運行しておる便利バスに対して同じような形での令和２年度予算計上をさせていただいたところでございます。

また、デマンド関係については、どういった形でやるのか、どのタイミングでやるのか、その進捗状況というお話をいただいたところでございますけれども、現在、ご存じのとおり、第５次総合計画の中でこの便利バス並びにそういった交通弱者に対する足の確保をどうするかということで検討の方させていただいているところでございますので、そちらの方については、デマンド交通ということで、いわゆる今の便利バスが走っていない空白地帯への補填をさせていただければというふうに考えているところでございます。

よって、具体的にいつまでということは、今の段階ではちょっと申し上げられないということでご理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

１点、ちょっと統計調査の関係で、国勢調査、申し上げること忘れてしまったんですけれども、160人の調査員ということで申し上げたところですが、選出方法については、区長等の方に依頼の方させていただければというふうに考えています。その上で選出していただいた上で、約160名の調査員を確保した上で、国勢調査に臨めればというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当の青柳です。

私からはふるさと納税に関するご質問と、あとは義務的経費に関するご質問と元金償還ということで、３点お答え申し上げます。

まず、１点目のふるさと納税のメニューに関してのご質問ですけれども、私たちの予算書の111ページにございます。その中段にございますとおり、現在、寄附を募っている事業分野ということで、委員からご指摘いただきましたとおり、条例の方に位置づけられているものは、農あるまちづくりと子供たちの未来に関する事業と市民活動支援に関する事業、この３本を柱にしまして、その他につきましては、その時々で町長が判断して設定するというルールになってございます。

具体的な決定方法につきましては、現在は企画

財政課の方で総合計画等々は確認しまして、幅広く住民の方、他市の方も含めて寄附を募って、資金を集めるのにふさわしいと思われる分野についてのメニューを内部組織である経営会議の方に提案をさせていただきまして、その経営会議で決定を受けたものを個別のメニューとして設定しております。

今後につきましては、各課からも提案したいというような意見もいただいておりますので、計画が変わる５次総合の計画のタイミングで、あと今後は全国から賛同を得やすい事業も含めて５次総合のスタート時期当たりで各課からも提案できるような内部的なそういった検討をしていきたいというように考えてございます。

じゃ、続きまして、２点目の義務的経費に関することですけれども、これも私たちの予算書の６ページをご覧いただきたいと思います。

こちらもご指摘いただきましたとおり、いわゆる法令上、義務的経費と位置づけられているものにつきましては、人件費と扶助費と公債費、この３点になります。

簡単に、増減が大きいので、今年度はちょっと性質別のご説明を申しあげますと、人件費につきましてはご指摘いただきましたとおり、これは会計年度任用職員への移行に関するものでございまして、主に物件費が大きく１億6,215万6,000円と減っていると思うんですけれども、これはこれまで賃金として計上していたものです。賃金がこの統計処理上は物件費という扱いになっているんですけれども、今後は賃金が、今後７節が廃止になりまして、全て報酬ですとか、給料とかそういった節への計上に変わりましたので、物件費の方が大きく減って、人件費が大きく増えているというようなことがまずございます。

続きまして、扶助費も２億8,783万6,000円ということで大きな伸びなんですけれども、これは昨年10月からの幼児教育・保育の無償化による影響でございます。

今まで保育園の給付は年々増加傾向にありまして、今年度も純粋に保育園だけ見ても増えてはいるんですけれども、それに加えまして、私立幼稚園への施設給付も新たに開始になりますので、開始になっております、昨年10月から、そういった影響で扶助費は大きく伸びてございます。

公債費につきまして、次のご質問であるので、ちょっとそこでお答えさせていただきまして、繰出金が大きく減っているというようなご指摘なんですけれども、この繰出金が多いというのは、宮代町の財政構造の特徴でございまして、先ほど法令で位置づけられた義務的経費の話をさせていただいたんですけれども、宮代町としてはこの繰出金もほぼ義務的経費として現在は捉えております。理由につきましては、繰出金の内容というのが国民健康保険特別会計、介護保険、あとは後期高齢者医療と、いわゆる医療、介護分野への支出ということですので、なかなか裁量がきかずに増加傾向にあるものを支出せざるを得ない経費。あと、下水道事業への繰出金もこちらに計上してありまして、下水道費事業会計も最低限必要なインフラですので、こういったところの収支不足額は補填しなければならないということで、これもなかなか裁量がきかない経費ということで繰出金を義務的経費として捉えております。

これが大きく減っている理由ですけれども、ちょっと予算書の168ページ、169ページをご覧いただきたいと思います。

こちら一例でちょっと申し上げますけれども、公共下水道事業会計負担事業とあると思います。これが昨年度までは公共下水道事業特別会計繰出事業となっておりまして、来年度からはご案内の

とおり、公共下水道事業会計と農業集落排水事業特別会計が公益業法の適用を受けるいわゆる法的化へ移行します。

その関係で、これまで、これも予算上のルールとしてご理解いただきたいんですけれども、これまでは特別会計ですと繰出金という形で計上していたんですけれども、それが今回、見ていただきますと、いわゆる18節の負担金補助及び交付金の方で支出になります。そうすると、統計上のルールとして、繰出金ではなくて補助費等で今度は計上せざるを得ないということに変わります。これは下水道事業とあとは農業集落排水事業も同様ですので、後ほどそちらを見ていただきたいんですけれども、簡単に言いますと繰出金が５億円ほど下水道だけでも減っております。戻っていただいて、そうすると、また私たちの予算書のほうに戻っていただきますと、補助費が逆に大きく増えているというような状況がございますので、義務的経費が減っているかと言われれば、今申し上げたとおり法定企業化に移行しても、実際に下水道事業会計の不足額というのは変わっておりませんので、こういった補助費なんかをこれまでと同じような統計として取っていけば、義務的経費は確実に増加しているということが言えると思います。

続きまして、最後、予算書208ページの元金償還事業の増加の理由ということですけれども、こちらも毎年度、今の公債費の傾向としましては、利子の方は減少傾向にあって元金が増えているという状況です。これは主な理由としましては臨時財政対策債というものが毎年度５億円程度借りている状況が続いているんですけれども、来年度令和２年度は平成28年度と平成29年度に借り入れた臨時財政対策債の償還が新たに開始されまして、その影響でおよそ2,200万円ほど増えます。これが元金増加の主な理由です。

臨時財政対策債は、３年の据え置きがあって20年償還で、これも平成14年度から借入れをせざるを得ない状況が続いていまして、毎年ちょっと申し上げるんですけれども、20年は増加傾向が続いてしまいますので、恐らく令和３年度、４年度までは臨時財政対策債の償還増というのは続くことが予想されますので、元金増については、過年度に借り入れた臨時財政対策債の償還開始ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　角野委員、答弁漏れはありますか。

大丈夫。

それでは、ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時０７分

再開　午前１１時２０分

○委員長（西村茂久君）　それでは、再開いたします。

引き続き、企画財政課分の質疑を行います。

質疑のある方、挙手願います。

・野さん、続いてやりますか。

じゃ、角野委員。

○委員（角野由紀子君）　再質疑をさせていただきます。

81ページの婚活の話なんですが、婚活を広域で連携するということは大変喜ばしいことだと思います。この予算計上が、もしかしたらなくなるか少なくなるかという話だったんですが、この負担はどんなふうに決めてあるのかちょっとお伺いしたいことと、それから、事業、婚活に対して五霞町が中心になってやっていらっしゃる、今のお話を伺うとそんな感じがしましたが、どれぐらいの

頻度というか、具体的に教えていただけたらお願いしたいと思います。

それから、81ページの市民参加推進事業なんですが、事業が整理統合されたんだということで、監査委員の指摘を受けてというようなご答弁がございましたが、そうしますと、昨年、対話のまちづくり推進事業というのが出て、そして、庁舎の職員の配置で対話のまちづくり推進担当というのがあったかと思うんですが、その辺は、じゃ、令和２年度はそれをやめちゃうということで、そういうところがなくなるのか、その辺教えてください。

それから、77ページの庁舎管理事業の警備員配置なんですが、そしたら予算上はどこに出てきて、幾らに計上されているのか、お伺いします。

それから、庁用自動車管理事業、去年も法定点検ありましたよということで、今回、多分監査委員の指摘を受けて、費用が表に出てきているのがよく分かりますんで、それであれかなと思います。分かりました。

それから、82ページ、このＯＡ管理事業で、マイナンバーカードと、それから、じゃ、12節の委託料の電算機器保守委託料が増えたというのは、この絡みなんでしょうか。お伺いします。

それから、国勢調査は160人、区長にお願いするということで、個人情報が今、結構、国勢調査でも個人情報でなかなか提出だとか大変なんだろうなと思いますが、その辺の留意しているところというのをお伺いします。

それから、ふるさと納税ですが、企画財政課が具体的に幅広く寄附が入ってくるようなメニューを考えて経営会議で行っているということなんですが、予算使う方の７ページの充当事業で、これだけ今年は使いますよという、これはどうやって、じゃ、決めているのか。募集したものに対しては連動で決めているのか、その辺をちょっと１回聞いておきたいと思いますので、お願いします。

それから、先ほどの義務的経費の話なんですが、117ページには法令上、義務的経費というのは、こんなふうになっていますよという説明がございますと、そうすると、補助金というのは、はみ出ているということで、義務的経費に、表には出てこないというそういう感覚でいいのかどうか、確認します。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長、お願いします。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　副課長の伊東です。

まず、予算書の80ページ、政策調整事業の３市３町結婚支援広域連携事業負担金というところのご質問でございますけれども、現在、平成30年の12月に協定締結した後、事務担当者が集まる機会を２か月ないし３か年に１回程度開催させていただいておりまして、令和２年度に婚活パーティーを実施すべく会議を行わせていただいて、１月には茨城県の婚活のサポートセンターと、埼玉県はもう同様のサポートセンター持っていますけれども、そこから講師を招いて、こういった婚活パーティーをやったほうが効果的ですとか、そういった講演会なども行いながら、職員の研さんも高めつつ、そのパーティーを行うということで、現在、今年度と来年度は五霞町を事務局にこの協議会を運営していただいているといったような状況、その６市町が順番に事務局を担っていくというようなことで運営をさせていただいておりますけれども、今年度と来年度につきましては、五霞町がその事務局として担っていただいているといったところでございまして、この17万2,000円というのは、その６分の１に当たっているわけでございま

す。３市３町が均等に分担するということで、大体100万円程度の予算でその事業を行おうとしているんですけれども、その開催時期をいつにすべきかですとか、対象人数をどの程度にするのかといったこと、また、その回数、その場所をどこにするのかといったことについて協議を重ねていまして、今のところ、その予定でございますけれども、令和２年度については久喜市の三高サロンを借りてやろうというような方向で検討させていただいております。１回開催しようというところで検討しております。

内容については今後、具体的に詰めていく。この内容については、業者への委託にはなりますけれども、企画内容については基本的には３市３町で検討するといったこと、実際の運営については今まで事業の実績等があるところにお願いをしていくといったところでございまして、一方でこのお金については、なるべく国のお金も引き出したいといったところがありまして、そこの事務については五霞町を中心にやっていただいているといったところでございます。それが１点目。

あとは、市民参加推進事業に、対話のまちづくり推進事業が取って替わっているといった話をさせていただきましたけれども、取り組みは変わらずに行うものでございまして、対話のまちづくり推進担当がなくなるわけではないといったところでございます。事業を担当させていただきますけれども、担当がなくなるということではなく、対話は町長の公約のとおり、対話を中心に仕事を進めていくというところに変わりはないといったところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田です。

まず、１点目、予算書の76ページの庁舎等管理事業、こちらの方の予算において、次年度警備員の配置については、予算上幾らかというお話をいただいたところでございます。

予算書の方の中におきましては、77ページで、12節の委託料、説明のところで、庁舎総合管理委託料ということで3,274万1,000円ということで、一本化された数字が出ております。警備員の配置の委託料につきましては、この中に数字的には含まれているというところでございます。内訳といたしましては、庁舎の総合管理委託料、こちらの方が3,099万6,000円、駐車場の警備員の委託料につきましては174万5,000円、合わせまして3,274万1,000円ということで、委託料の庁舎総合管理委託料の方で計上させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○情報担当主査（富永貴雄君）　情報担当主査、富永です。

まず、82ページのＯＡ管理事業に関して、委託料の増減の理由というご質問いただいたところなんですが、このマイナンバーの関連のシステムにつきまして、次年度、令和２年度に国の方で磁器システムの構築移行というのを予定しております。

こちらのシステムが変わることに伴いまして、これを独自に使っている自治体は、その新しいシステムに適応するための委託料が発生するということで、今回主な増減理由として上げさせていただいております。

続きまして、予算書102ページの統計調査の利用に関しまして、国勢調査の点で留意しているというところでご質問いただきました件につきましては、まず、これはこれまでどおりというところ、当たり前のこと、これまでどおりになるんですが、

調査員となる方に関しましては、個人情報を取り扱うということで、これまで同様、まずは丁寧にご説明をして、この取扱いについて十分注意していただくよう行っていただくというのが当然と言えば当然なんですが、それがまず第一にございます。

いま一つは、これは平成27年、前回調査からだったはずなのですが、インターネットでの回答ができるようになっておりますので、インターネットで回答するということになりますと、もうデータでそのまま国の方のシステムに登録、回答となっていますので、回答をした紙、いわゆる媒体がそもそも発生しないということになりますので、可能であればインターネットの回答をしていただきたいというようなことをお勧めさせていただくような運びで、留意点として考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当の青柳です。

じゃ、私のほうから１点目なんですけれども、ふるさと納税の活用のルールについてお答え申し上げます。

私たちの予算書７ページに来年度のふるさと納税の基金からの繰入れしたものの充当事業の一覧がございます。この充当の順序なんですけれども、こちらも寄附を募るときにあらかじめメニューが設定してありますので、そのメニューごとに寄附をいただいた金額をあらかじめ集計して基金に積立てをしております。

その翌年度に取崩しをさせていただきまして、例えば農あるまちづくり事業というのに使ってくださいといただいた寄附なんかですと、新しい村の運営費ですとか、あとは子供たちの未来のための事業ということでいただいたものであれば、子育て広場の運営費ですとか、あと小・中学校の少人数制の授業とか、そういった事業に充当していきます。

あらかじめそれぞれの事業で特定財源が見込まれるものについては、あらかじめそういった特定財源を充当して、その残った費用について、ふるさと納税を財政担当の方で順次充当していくというような手順で充当しております。

続きまして、義務的経費の捉え方なんですけれども、こちら私たちの予算書の117ページをご覧いただきたいと思います。

こちらも義務的経費の推移ということで載せているんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、人件費、扶助費、公債費、この３点は全国統一で義務的経費として統計上捉えるもので、宮代町の場合は先ほど言ったとおり、繰出金が多いので、それを上乗せして、義務的経費として捉えております。こちらも来年度以降は下水道事業の繰出金が補助費として新たに統計上捉えるようになりますので、令和２年度の決算からはこれまでの繰出金、国保、介護、後期、こういった医療分野への支出プラスやはり公共下水道事業と農業集落排水事業の補助費としての支出も加えて、統計上処理していかないと経年比較ができないかなと考えておりますので、そのように捉えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　１点だけ、77ページの警備員の配置ことなんですが、予算上は分かりました。それで、去年試行的にやってくださったのちょっとよくあれなんですが、これは委託先というのは警備会社ということでよろしいのかどうかだけお伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田です。

警備員の委託先ということなんですけれども、庁舎の総合管理委託業者の方が決まりましたら、併せてそこの業者さんの方に警備の方もお願いする予定でいるところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑のある方。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

２点質問があります。

１点目が76ページの庁舎等管理事業なんですけれども、こちらの電気料金なんですけれども、この電気料金はどのような感じ仕入れていくというか、入札しているのか、それとも何か特別なルールを設けて仕入れているのかというの等が１点です。

今、やっぱり、今日、３．11から９年目を迎えるということもありますし、例えば原発由来の電気とか、あと気候変動とか地球温暖化に逆行するような石炭火力の電気というのを公共施設で使うべきなのかどうかというような配慮をする時代にも来ていると思いますし、今、電力自由化が進んでおりまして、大手電力から買わなくても安い電力が買えるというような時代に来ておりますので、この電気料金、どんなふうな感じて今入札、仕入れているのかというのが１点です。

もう一つがふるさと納税なんですけれども、こちらも今、全国の中の一部で問題になっているところなんですけれども、経費の問題ですね。例えば大手旅行会社の方に委託すると、これ、莫大なお金が、経費がかかります。宮代町の場合なんですけれども、納税に対して経費がどれぐらいの割合なのかというのを教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田です。

まず、１点目、76ページ、庁舎等管理事業、こちらの10節需用費の電気料の関係についてでございますが、こちら入札かどうかというようなお話をいただいたところでございます。

現在の電気の契約につきましては、今年度末で業者との契約が切れることとなっております。その関係で来年度その業者をどうするかということで、入札の方執行させていただいたところでございます。その結果、応札業者が１社しかいないという形になってしましましたので、入札不調ということになりました。その結果を受けまして、次にどうするかということを考えさせていただいたところでございますけれども、公募型のプロポーザル方式を採らせていただいて、それで募集を募ったところでございます。

その結果を受けまして令和２年度４月１日から令和５年３月31日までの３か年契約ということで、現在は丸紅新電力株式会社様と契約をさせていただいているところでございますが、次年度以降は３か年にわたりまして株式会社ホープ、こちらの会社と契約の方を締結させていただく予定でおります。

そういった形で、先ほど申し上げたように、次年度以降の電気業者につきましては、入札不調ということで、公募型プロポーザル方式によって業者を選定させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　ご質問の趣旨は、

その契約した新電力会社の方が石炭火力あるいは原子力発電もしくは自然由来の自然エネルギーを使っているかというフィルターをかけて選定したかという趣旨かと思いますが、今回はそういった基準というのは、選定に当たっては設けてはいないところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当の青柳です。

私の方から、ふるさと納税の経費の割合についてお答え申し上げます。

直近の平成30年度の決算で申し上げますと、ふるさと納税の寄附金が6,843万5,214円、これが寄附金の決算額です。これに対しまして、ふるさと納税管理事業の決算額が3,475万1,608円ということで、これを割り返しますと、経費割合は50.8％になります。ただ、総務省から平成30年度の11月以降寄附金の見直しがありまして、いわゆる返礼割合は３割以内にしなさいとか、そういった要請を受けて、宮代町は寄附金額を引き上げたり、返礼割合の見直しを行っておりますので、令和元年度の決算につきましては、経費の割合は50％未満になるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

浅倉委員、これ続けて質問するときは、手を挙げてください。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　再質問というわけじゃないんですけれども要望としまして、電気のことなんですけれども、もう令和５年まで既に契約してしまったということなんですけれども、今後はやっぱり再生可能エネルギーとか原発、石炭由来じゃないものをやっぱり条件につけていただいて、宮代町は環境にいい電気を使っていますよというようなＰＲをしていただければと思っております。

あとふるさと納税の件なんですけれども、経費はだんだん下がっているということなんですけれども、やっぱり下げれば下がっただけ使える金額は多くなりますので、なるべく経費は下げる方向でお願いしたいと思っています。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑のある方。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　幾つかお聞きしたいと思います。

まず、43ページの学校基本調査委託金というのがあるんですけれども、これ、学校の基本調査というのを具体的に説明願いたいと思うんですけれども。

２点目は、同じページの国勢調査の問題ですけれども、これは調査員はこれから選ぶのかもしれませんけれども、我々一般の国民が調査されるわけですから、これが簡単に理解できるようにひとつ国勢調査やるべきだと思いますので、どのような指導をしていくのか、それが２点目。

３点目は、87ページの不法投棄の問題。大変いろいろ不法投棄が……、総務課じゃないか、ここは。ここは総務課じゃないんだ。

〔「町民生活課」と言う人あり〕

○委員（小河原　正君）　町民……、ごめんなさい、これは後でやります。

じゃ、それは飛びまして、95ページです。

固定資産税の関係なんですけれども……、総務課と書いてある。

〔「企画財政課」と言う人あり〕

○委員（小河原　正君）　ここに総務課と書いてあるじゃん。

〔「企画財政課」と言う人あり〕

○委員（小河原　正君）　何で、言っていることが分からないな。

だって、今日の予算審議は企画財政課、会計室、総務課、子育て……

〔「企画財政課から先にやっているの」と言う人あり〕

○委員（小河原　正君）　そういうふうに区切ったのですか、いつ区切ったのですか。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時４７分

再開　午前１１時４８分

○委員長（西村茂久君）　じゃ、再開します。

担当主査。

○情報担当主査（富永貴雄君）　情報担当主査、富永です。

学校基本調査の具体的内容というご質問に対しまして、お答えいたします。

学校基本調査は、町内の幼稚園、あと小・中学校が対象となりまして、各学年の人数だとか、また教員の先生何人だとか、そういったところを調査するものとなっております。

続きまして、国政調査ですが、分かりやすいようにということで、ご要望等も含まれていただいているところですが、こちらが恐らく調査票等はもう国の方に用意されておりますので、それを分かりやすくするということになりますと、まずやはり調査員の方がご説明する際に、これはこういうものだということで、調査員の方がその調査される方に対しての説明が１つまずあるというふうに認識しております。

そのため、調査員の方にこういった説明をしてほしい、あるいはここはポイントなので、こういった形で詳しく入念に説明をしていただきたいというようなところのご案内、説明をさせていただくというのが、いま一つございます。

あと、こちらは、もう１点は、かといっていざ書くときに当然分からないといったところは当然ございますので、それにつきましては、これまで国勢調査につきましては、国の方でコールセンターを設けておりますので、コールセンターの方にそういった随時のところでご質問等いただくことによって、全部が全部が当然というのは難しいかもしれませんが、少しでも分かりやすいような形に調査に寄せ合っていただけるような形で進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　特に、国勢調査についてしつこくもう一回質問したいんですけれども、昔のやり方と今のやり方、変わっているでしょう、調査の仕方が。ですから、まごつくんですよね。今、コールセンターで聞いてくれなんて、それはもう責任逃れだよね、やっぱり町がちゃんと説明できるようにしておかなくちゃならないでしょう。昔と変わったんだからもうちょっと我々国民が分かるように。何か調査に来ると、１つは何か中身読んでくださいで終わりなの。もう一つは、ちゃんといろんなことを聞くわけだよね。なかなか個人的にいろんなことをしゃべれない内容もあるわけだ。そこら辺が問題なんだよね。それをどうするかというの私は、コールセンターでは分からない部分があるなとは思いますよ、あれ。私も前回、出すほうだったから、いろいろ考えたけれども、これは難しいなと思いましたよ。それを簡単に分かるように文章でも何でもいいから書いて入れてもらいたいと思うんですよね。

なかなか個人情報の関係で教えたくない人いっ

ぱいいますよね。確かに調査をして、密封して送ればいいというようなになっていますけれども、密封するまでができないわけ。どうやって書いていいか。じゃ、国勢調査員にいろいろ聞こうと、教わろうとしたってなかなか、大体近所の人が来るものね、調査に。知っている人が来るからなお教えたくないという人いるみたいだよね。例えば課長のところに何でも聞いたらそれは教えられないというのあるでしょう。そこなんだよ、問題ね。それが聞かれないでも書けるようにできないものか。もうちょっと工夫をするべきだと私は思っているんです。

調査員をどうのこうのじゃなくて、調査員が説明しなくてもできるように、工夫をすべきだと思うんだけれども、それは考えていないんですか。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○情報担当主査（富永貴雄君）　情報担当主査、富永です。

まず、コールセンターだけでなくて町もというご指摘に関しましては、そもそもコールセンターで解決できないものは町のほうに連絡が来るという仕組みになっております。当然コールセンターの方に電話していただいて、町の方に直接お電話あるいは来庁される方も当然いらっしゃいます。これにつきましては、これまで同様、いらっしゃった方またはお電話いただいた方に関しても、町の方で直接対応をしております。

続きまして、あと書き方なんですが、これはなかなか正直難しいとは思います。いま一つ調査票等の書き方に関しましては記入例というのがそもそもございまして、それに対する記入例の説明というのがそもそもこちらの方も国のほうで用意してあります。

加えて、それに対してこういったことも書く、こういったこともお願いしたいというところは工夫のやり方があると思うんですが、現時点で、調査票自体の項目、設問が今こちらでは分かりかねますので、それは今回頂いたご意見を基に工夫の検討ということで、認識をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　説明していることは分かるんですよ。ただ、なかなか理解できない人がそれなりにいると思いますよね。そういう人たちが簡単に分かるようにひとつ工夫をしてくれということ。分からなかったらコールセンター、それで分からなかったら役場。それは一番やり方としては簡単なんだよね。分からない人は連絡してくれということだから、そういうんじゃなくて、そこまでやらなくても分かるような何か工夫をしてくれというわけ。それを考えていただいて、皆さんなかなかふだん考えている時間いっぱいあるでしょうから。それを分かるようにしてくださいということ。それで、プライバシーのことまで分かるようなのは嫌ですからね。収入はどのぐらいですか、そういういうのまで聞かれるんでしょう、例えば。それを皆さん頭いいんだから、知恵を絞って考えてくださいというわけ。考えるか考えないかだけで結構です、あとは、返答は。考えるか考えないだけで。

○委員長（西村茂久君）　企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　それではお答え申し上げます。

皆さんにとって書きやすいような工夫を考えてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時５７分

再開　午後１２時５７分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、企画財政課分の質疑を行います。

質疑のある方、挙手願います。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

３点質問させていただきます。

77ページの庁用車についてですが、先ほど前段議員からも質問ございました。これ、替え時というのは、大体何年ぐらいというのが、町としては距離とかあるのか、それとか権利書類とかもどういうふうな対応しているのか、お聞きします。壊れてからは多分遅いということがあると思いますので、その辺り基準があったら教えてください。

あと、２点目、81ページ、ふるさと納税に関してですが、町はふるさとチョイスを使っていると思うんですが、いろんなところありますけれども、やはり委託料というか、費用として、やっぱりふるさとチョイスが適当なのか、いろいろ見てみますと、やっぱりふるさとチョイスは一番利用がする方にすると便利そうなんですが、そこは委託料というか、その見直しとかはしているのか、お聞きいたします。

あと、便利バスについてなんですが、東武動物公園東口の方を入れましたけれども、それの経費とかもかかってきてはいると思うんですが、利用者が、その経費にかかった利用者の数とかはすごくいいのか、お聞きします。

３点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹、お願いします。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田です。

まず、１点目、76、77ページの庁用自動車管理事業、こちらの方の庁用車の替え時、基準があるか否か、また、近隣市町の対応はどういった形かというご質問にまずお答えさせていただきます。

替え時なんですけれども、担当としましては、約15年を経過した庁用車については、買換え時かなというふうに考えているところがございます。

その点につきましては、基本となる町基準というのは、今のところ定めていない状況です。なお、ネット等で拝見いたしますと、基準等を定めた形で買換え時をきちんと定めているところもありますので、そういった事例を検討しながら、明確な基準が設けられるよう視野に入れながら、今後については検討させていただければというふうに考えているところでございます。

２点目、便利バスの関係でございますけれども、平成30年の４月から新たに東口の方の運行を開始させていただいた状況については、皆様ご存じのことと思っているところでございます。東口に通して、その利用状況について申し上げます。

まず、東口の方につきましては、バス停名といたしまして、百間２丁目並びに百間４丁目ということで、この２点を新たに設置した上で、運行の方を開始しているところでございます。

百間２丁目の利用者数についてなんですけれども、約150名の利用が令和元年度、いわゆる令和２年の２月現在の数字で申し上げるんですけれども、百間２丁目については約150名の利用者、また、百間４丁目につきましては、約200名の利用者がいるということで捉えているところでございます。

なお、東口の運行始めたところではございますけれども、利用者数については、こちらの２か所については、特段利用が高いということではないということで捉えていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　企画財政担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当の青柳です。

ふるさとチョイスを選定している理由ですけれども、御存じのとおり、ふるさと納税については、大手サイトでふるさとチョイス、またふるなびとか、さとふるとか、幾つかあると思います。

ふるさとチョイスはトラストバンクという会社が運営しているんですけれども、ふるさと納税のプロモーションをいち早くスタートさせたということで、一番シェアがあって、ふるさと納税の一時、返礼品競争とかが過熱した際も健全なふるさと納税の育成ということで、そういった理念をしっかり持っている会社ですので、現在はふるさとチョイスを利用しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

１番のネットで見ると定めているところもあるということなんですが、今回車検費用も上がってきていると思うんですけれども、やっぱり車検費用がかかるとしたら、やっぱりそれも考えて庁用車というのは考えているんでしょうか。購入、新車買うときとか、この年に、車検が一気に何件の固まらないように購入しているとか、今までそういうことをしていらっしゃるのか、お聞きします。

それと、今後やっぱりネットとかも参考にして、ある程度の基準というのはきちんとつくっていかれた方がいいのかなとは思います。

あと、すみません、２番目、ふるさとチョイス、大手で私も見せてもらっていますけれども、おっしゃったように健全な運営ということで、これは町側が選ぶということで、別に何年とかじゃなくて、替えることもできるということでしょうか。それをお聞きします。

あと、便利バスにつきましては、乗降客に関して、これ、降りる人の方が多いんですかね、乗る人とか降りる人とか、もし分かれば、同じような方が固定で乗っているのか、それとも降りる人が多いとか、もし分かるようでしたら、お答え願います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田です。

庁用自動車の関係の再質問についてお答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、車を維持するには点検費用等かかるのは重々承知しております。

なお、庁用車については、五十数台管理しているところでございまして、その五十数台についても初年度登録がまちまちでございます。ですので、当然のことながら同じ年代に数台購入したという経緯もございますので、一度に同じ年代のものを買換えとなると、多額の費用がかかるということも考えておりますので、年代を調べた形で、先ほど15年を基準ということで申し上げたと思うんですが、その15年を基準に年代の車種を調べまして、職員が利用している中で、乗ったときにこういった違和感を感じるとか、そういった車を先に買換えというふうに考えてさせていただけはというふうに考えているところでございます。

また、基準についてもつくった方がいいというご指摘をいただいたので、こちらについては、先ほど申し上げたように、前向きな姿勢で、基準についても検討させていただければということで、ご理解願えればと思います。

最後になりますけれども、循環バスの関係でございますけれども、本日の委員会資料の中、23ペ

ージ、総務文教委員会資料ということで、本日、私どもの方の関係で資料の23ページで過去３年間の便利バス利用実績バス停別ということで、資料の方をご提供させていただいているところでございます。

平成29年度、平成30年度、令和元年度、なお令和元年度につきましては、２月末日現在までの利用状況ということで捉えていただければと思います。こちらの方には、東口の方につきましては、確認しますと、乗車ではワーストファイブの方に百間４丁目、２丁目は入っているということで、利用者については少ないなというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当の青柳です。

ふるさと納税のプロモーションサイトにつきましては、町で自由に選択することができます。当然、さとふるですとか、ふるなび等の大手のサイトからも営業の方は来ていただいておりますので、常に情報収集の方はしております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　分かりました。

公用車に関しましては、前向きに基準をつくっていただくというのと、やっぱり車によっても性能的にもつものともたないものあるので、その辺は職員が乗った時点で、いろいろよく参考にしていただくのと、やっぱり車検とか関わってくるので、多分今までもしていたと思うんですけれども、一度にたくさんかかることのないようなそんなちょっと計画するために基準をつくっていただけるといいかなと思います。

あと、ふるさと納税に関しましては、常に情報を収集されているということで分かりました。

あと、便利バスに関しましては、区長たちの強い要望でなったということなので、必要な人がいるということだと思うので、この資料、私も見ていてすみません、ちょっと請求してしまったんですけれども、これからも利用者少ないからというよりは、使う方のためにという形で考えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子です。

４点質問いたします。

まず、79ページ、借りている土地の件なんですけれども、これ、借りている土地を購入すると町のものになりまして、町は固定資産税を払わないわけですよね。そうすると買った場合……、質問をちょっと変えます。

借地料と固定資産税の比率はどのぐらいなんでしょか。例えば固定資産税が100万だとして、借地料が10万だったら、10年で元を取れるとかと分かりますでしょう。そこを聞きたいんです。要するに買ったほうが得か、借りていたほうが得なのかということをちょっと。

43ページの方は、土地を貸し付けているわけですけれども、これ、商工会館、一番下に載っていまして12万9,000円、これ、年間で12万9,000円ですから月１万円、広さは市街化調整区域で九十二、三坪、真ん中当たりに旧いきがい活動センター貸付料というのがあるんですけれども、同じく調整区域で面積は約2,100坪。そうすると広さでいうと二十数倍、それで、やはり月１万で、同じ値段。この貸付料を決める基準というがあると思うんですけれども、その基準を教えてください。

それから210ページ、土地開発公社ですけれど

も、毎年予算決算見ますと活動している実績は感じられないんですけれども、何年間ぐらい休眠状態なんでしょうか。ほかの自治体ですと、土地開発公社、解散しているところもたくさんあるようですけれども、宮代町は今後、解散する予定があるのか、もしないならば、残す必要はなぜなのかということを教えていただきたい。

最後の質問は、81ページのみやしろで暮らそっなんですけれども、家族で宮代町の住宅を購入して住んでくれる方が一番町にとってはありがたいことですね。家を買う方は、まず、物件の良さが一番大事なんです。日当たりがいい、間取りがいい、ですから、道仏地区は全部６メートル道路できれいに整備されていまして、車が最低２台、もしかしたら３台置ける、そういういう状態で、その物件の良さで買う。物件以外のことは何かというと、当然環境なんですけれども、その環境は駅に近い、学校も近い、ショッピングに近い、この３点が一番大きいかなという気がするんです。それで、宮代町は駅が３つありますので、和戸駅周辺も東武動物公園駅周辺も姫宮駅周辺も一戸建てができると売れる状態なんですね。

そこで、質問なんですけれども、和戸地区、以外と新築住宅建っているんですけれども、当然ですけれども、須賀中学校があると想定して、小学生あるいは幼稚園のお子さんがいるご家庭があそこ買うわけですね。それで６年後、10年度に自分の子供が中学１年生に入学しようとしたら、須賀中学校がなくっているというと、相当まずい状態だと思うんですけれども、企画財政課の皆さんたちは須賀中学校がなくなってしまってもいいかどうか、その辺をどう考えているのか、ちょっとお聞きしたいです。それは感想でいいですけれども。

以上、４点お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　企画財政課、管財担当の島村でございます。

先ほど、金子議員からご質問いただきました借地料の固定資産税についてのお話をさせていただきたいと存じます。

そちらにつきまして、宮代町が契約している借地契約料につきましては、一律借地料とは別に固定資産税分も補填してお支払いをさせていただいておりますので、今先ほどお話しいただいたご質問の意図としては、借地料と固定資産税の割合で、地権者さんが何年分でその固定資産分を取れるとかというそういうお話だったのかなと思うので、それで言うと固定資産税の分は、年度末にその分も借地料と併せてお支払いさせていただいていますことから、比率自体は申し上げても、実際には個別具体的に出さないと割合は出せないので、借地料の方が市街地だったり、建物が建っているとかいうところで多少この借地料基準の後ろに載せさせていただいていますけれども、ある程度分類はさせていただいているんですけれども、１件１件で割合はちょっと出せないので、１件１件でしか。ただ今お問い合わせいただいた内容の固定資産税分との対比というか、固定資産税を地権者がどのように借地料からどうやって出すかというお話でいうと、借地料に合わせて、固定資産税分を上乗せしてお支払いさせていただいております。そちらをご報告させていただきます。

２点目、貸付料のお話ございました。普通財産の貸付料につきましては、こちらで作成させていただいた24ページご覧になっていただいて、おっしゃられたと思うんですが、商工会につきましては、これは普通財産につきましては、原則固定資産税の評価額に定率4.2％を掛けまして、それに対しての面積ということで、貸付料を算定してお

ります。

ただし、商工会ですとか、あるいは埼玉りそな銀行のキャッシュロビーにも置かせていますけれども、こういったところ、ある程度公共的な意味合いのあるところにつきましては、そちらの貸付料を減額させていただいております。

その対比として出てきた旧いきがい活動センターなんですけれども、こちらは同じ普通財産の貸付料から算定しておりませんで、こちらを借りていただくところというの公募しましたところ、昌平高校のみのご希望でして、そちらの個別の契約の中で一月１万円、年額として12万円という形になっておるものですので、算出根拠がちょっと別のものであるということご認識いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ちょっと休憩します。

休憩　午後　１時１７分

再開　午後　１時１８分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

それじゃ、答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田です。

土地開発公社の関係についてお答えさせていただきます。

こちらについての解散云々ということなんですけれども、土地開発公社につきましては、一度解散すると再度設立することが困難であるということを県の担当者の方が聞いているところでございます。

宮代町土地開発公社の存続につきましては、庁内部ですとか、公社役員会においても相談させていただいているような状況でございますけれども、公社については、銀行等の金融機関からの融資は利用していないことから、負債が増加することはないと。公社運営経費も最小限で運営できることや公社の事務料も少ないということで、公社解散をした場合については、先ほど申し上げたように再度の設立が難しいからということで、存続を考えているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　それでは、お答え申し上げます。

「みやしろで暮らそっ」については、宮代町で暮らすこと、それぞれの家を建てて、子供を育てて、日々生活するという上で、宮代町はいい町ですねということをＰＲしているものです。当然、その中にはいろいろな要素もあって、学校、保育園、公共施設、動物公園、そんなふうないろんな要素があると思います。

ご質問の中学校の件、学校再編の関係かと思いますけれども、その学校再編の議論が今教育委員会の方で、審議会の方で議論をしているということなので、なくなる、なくならないという前提ではなかなか言いにくいかなというふうには思いますけれども、教育委員会の方の学校再編の趣旨として議論されている内容については、必ずしも子供たちにとって不都合が生じることでの議論ではないというふうに思っていますので、そこの「みやしろで暮らそっ」とは別な議論で考えたほうがいいのかなというふうには思っているところでございます。

○委員長（西村茂久君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　借地料のところ、もらうほ

うも払うほうも大体分かったんですけれども、例えば旧いきがい活動センターなんかはただで売ったとしても、そこに対する土地の固定資産税と建物固定資産税をもらえるわけですね。もしただでいいから買うという人がいたら、その方がはるかに町は特だと思うんですけれども、そういうことで質問したんです。勝手な話ですから、もういいです。

それから、土地開発公社なんですけれども、私も残しておいたほうがいいと思うんですけれども、これ、何年間休眠しているんですかとちょっと、休眠状態が何年間続いているんですか。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田です。

土地開発公社、こちらの方については、休むことなく毎年度役員会、理事会を開催の方させていただいておりまして、決算報告ですとか、予算の関係について説明を皆様方にさせていただいているところでございます。

役員会、理事会につきましては、年２回ということで、まず、５月ぐらいに前年度の決算報告の方させていただきまして、年明けの３月、これ、年度末近くになりますけれども、次年度分の事業計画ですとか、予算についての説明をさせていただいているということで、年２回、皆様方にお集まりをしていただいて、動いているような状況にございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　すみません、土地開発公社の件でちょっと質問の仕方が悪かったんで、訂正いたしますけれども、土地の先行取得をするのが土地開発公社の仕事だと思うんですけれども、それをしなくなって何年ぐらいたつのですかという質問です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田です。

今、金子委員のほうからの土地開発公社の関係で、役割としては土地の先行取得というお話をいただいたところでございます。

私の記憶の中では、土地の取得については、最後が平成５年ぐらいだったと思いますので、以降、開発公社としての土地の先行取得をしておりませんので、二十五、六年は土地取得ということではしていないところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　これ質問したのは、町道の整備計画をきちんと立てて、土地の先行取得、また始めてほしいんです。具体的には、川口信用金庫から踏切まで向かう道が、真ん中ぐらいから駅に向かう道は広がったんですけれども、半分ぐらいは広がっていないんですね。あそこの急に狭くなるところが非常に危なくて、車が何十メートル先に見えたら、止まってお互いに譲り合っているんです。だから、知らない人は入ってきちゃうんです。そういう状態ですので、きちんと計画を立てて、町で買ってほしい。

それと、日光線と伊勢崎線が分かれるところ、あそこの踏切が２つつながっているところ、あそこも非常に危ない。須賀島に行く方の道と本田に入ってくる方の道。

それで地主に聞きましたら、きちんと計画立ててくれたら、ただではあげられないけれども、協力はぜひともしたいとおっしゃっていましたんで、計画を立てて、その土地を買ってほしいなと思い

まして、質問いたしました。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　今のは要望というふうに。

答えてよろしいですか。

○委員（金子正志君）　はい。

○委員長（西村茂久君）　それでは、ほかに質疑のある方。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず、新年度予算なので、新年度予算をつくるには当然、例年度の実績、それから地方財政計画を踏まえて、そういった影響も受けますので、考えての予算編成だと思うんですけれども、まず、今回、この予算をつくるに当たって、特に地方財政計画はどういうふうになっているのか。資料も要求しておりますので、分かりやすく説明していただきたいと思います。

それと、特に、今年度についてはこれとこれとこれをやりたいので、やりますというような特徴的なものがあれば答えていただきたいと思います。もちろん、上程説明のときにも伺っておりますけれども、あえてここでこういうものをやっていきたいと、だから予算化したんだという目に見えるように、分かりやすくご説明いただきたいと思います。

それから、ページで言えば地方債、７ページですね、ここで伺いますが、特に地方債の件では２件、消防団詰所の改修事業ですね、これについては例年よりも随分限度額が大きいのかなというふうに思いますので、この点、過去の実績と併せてどうしてこういうふうになったのかお尋ねしたいと思います。

それから、８ページの臨時財政対策債ですね、これについても地方財政計画を踏まえて若干、地方財政計画では減っているようなので、同じように減らしてはいますよね、1,000万円。これについての根拠を示していただければというふうに思います。

それから、地方交付税の関係です、22ページ。これについて、9,100万円の増額となっております。これもやはり地方財政計画との関係も加味していると思うんですけれども、この地方交付税の根拠、それも示していただきたいと思います。

それから、48ページなんですけれども、繰越金なんですけれども、これまで5,000万円とかから、あくまでも設定なんですけれども、これまでの決算の実績を踏まえてということなんですけれども、これまでにさらに5,000万円上積みの１億円としていますよね、その辺の根拠についても示していただきたいと思います。

それから、70ページの便利バスが走る事業なんですが、これは予算書だけだとそれはもうこういうふうになりましたで終わってしまうんですけれども、やはりいろんな議員や住民の方から、やはり通れない、通らないところへの循環バス、どうするんだという声がかなり多く私自身も聞きました。

これについて、方向性ですよね、どういうふうに考えていくのか。そういった要求にどういうふうに応えていくのか。現時点でそういった問題にどう答えていかれるのかお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、76ページの財産管理費の先ほどから言われています役場及び進修館駐車場に警備員の配置ということで、これは一歩前進なんですけれども、先ほども答弁答えておられましたが、これでかなり成果は上がっているんですか。午前７時から３時間、それから８時半からやはり３時間ということで、警備員が配置されて、打開のために

対策を取ったということなんですけれども、この点については抜本的ではないですよね。やはりこれについてどうするか、それについても答えていただきたいと思います。

それから、これから特に、特にというかもう数日間しかありませんけれども、今一番やはり確定申告の時期ですから、やはり多い時期ではあるのかなというふうに思いますけれども、こういった対応についてどのようにされているのか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、78ページのやはり公有財産等管理事業で、やはり借地解消を計画的にしていくということで、先ほども答弁されております。特に公共施設、学校、公共施設だと思うんですけれども、まだまだ多いですよね。年間2,000万近い借地料を払っていると。やはりこの辺の改善もしていかなければいけません。そういった点ではもう少し具体的にこういうふうにやっていくんだというものを示していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　全部で８点ございましたんで。

答弁求めます。

担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当の青柳です。

じゃ、財政担当の方で所管していますご質問に順次お答え申し上げます。

まず、１点目の新年度予算の地方財政計画につきましてですけれども、これにつきましては予算委員会の提出させていただきました資料を基にご説明をさせていただきますので、資料の２ページ及び３ページをまずお開きいただきたいと思います。

そもそも地方財政計画というのは、総務省が翌年度の地方の一般財源総額等の動きを歳入歳出でまとめまして、どの程度の歳出総額が見込まれて、それに対して税収ですとか、譲与税だとか、そういったものが幾ら入ってきて、その不足額が交付税として地方に交付されますので、非常に大切な計画になるんですけれども、まず今年度の地方財政計画の特徴としましては、まず歳入の方からですけれども、まず地方税ですね、地方税が令和元年度から令和２年度で1.9%伸びております。

地方税の伸びにつきましては、昨年10月に、その右ページの方のポイントというところにも書かせていただいたんですけれども、地方消費税の改定がございまして、その改定した分の地方消費税交付金の増額が大きく見込まれるということから、地方税の方については伸びを見ております。その他の個人の所得や固定資産税をも若干増は見ているんですけれども、地方税の伸びについてはこれが一番の理由となっております。

次の地方譲与税の中では、森林環境譲与税、⑥というところですけれども、これが今年度の税制改正で、今年度も当初、昨年までは同じ200億円程度が見込まれていたんですけれども、昨年の台風被害等によって森林整備を早急に急ぐという政府の判断から、前倒しして倍増になっているというところが２点目の特徴になります。

続きまして、３番目の地方特例交付金ですけれども、ここは大きく53.8%ほどの減となっております。これは令和元年度につきましては、幼児教育と保育の無償化に伴って10月から消費税率の改定と幼保の無償化が同時にスタートしたわけなんですけれども、本来は消費税で引き上がった財源がその幼保の無償かに充てられるというような流れなんですけれども、当然、消費税が上がってからすぐに交付金が入ってくるわけではございませ

んので、令和元年度においては特別に国の方で令和元年度に限っては、子育ての支援臨時交付金という形で全額国が補填するという措置が取られまして、それがここに入っております。

来年度からは、その幼児・保児教育の無償化については、この地方財政計画に全て入ってきておりますので、その臨時交付金がなくなった関係で、この特例交付金は大きく減となってございます。

歳入については、次の国庫支出金ですけれども、②のその他普通補助負担金とあります。これはいわゆる幼保の無償化ですとか、あとはいわゆる社会保障関連経費に対する国等の負担金になります。この辺りは幼保の無償化と引き続き高齢化等の影響で医療費等が増えますので、そういった影響でここも伸びているというようなところが今年度の地方財政計画の歳入についての特徴になります。

続きまして、歳出ですけれども、こちらも歳入で申し上げた傾向が出ておりまして、見ていただきたいのは２番目の一般行政経費というところです。①の国庫補助負担金等伴うもの、ここは先ほど言ったとおり幼児教育の無償化です。幼保の無償化とあとは社会保障等が大きく補助としてここは大きく伸びております。②の国庫補助負担等を伴わないもの、これは一般単独分と言われてところですけれども、これも４％と大きく伸びております。ここにいわゆる会計年度任用職員の移行等に関する人件費等が入ってきておりますので、それがここで伸びているというような要因です。

あとは、重点課題対応分ということで、令和２年度は地域社会再生事業費というような名目で新たに設立されておりまして、これについては右側のポイントにも書かせていただいたんですけれども、人口減少や少子高齢化の進行度が全国平均を上回っている団体に普通交付税として重点配分されるようなそういった政策的は経費がここに新たに入っております。

その辺りが地方財政計画の歳出面の特徴になってございます。地方財政計画については以上となります。

それで、こういった地方財政計画、これは全体ですけれども、中身については、それぞれ各譲与税の伸びですとか、交付金の伸びが示されておりますので、そういった伸び率を反映して、一般財源総額を予算として計上してございます。

続きまして、新年度の特徴的なものとありますので、幾つかご紹介をさせていただきます。

私たちの予算書のページ数で申し上げます。具体的な内容につきましては、ちょっと幾つか数がありますので、それぞれの担当課の方でご質問いただければと思うんですけれども、主に大きく重点配分させていただいているのは子育て関連と防災関連、あとその他というような内容になります。

まず、子育ての分野ですと、ページ数で申し上げます。私たちの予算書のページ数で申し上げますと20ページにあるこども未来事業、これは新たに地域子育てサロン等の開設を予定しているというのが特徴です。ちょっと内容につきましては、それぞれ私たちの予算書、すみません、見ていただければと思うんですけれども。

あとは57ページの学童保育所の指定管理への移行というのも大きい目玉になっております。これは、学童保育所の開所時間の延長等が含まれますので、新しい要素となります。

あとは、その他、同じ子育てでは、ページ数ですと59ページ、61ページ、子育てサポート体制の拡充ということで、この辺りは今までファミリーサポート、緊急サポート、病後児保育やっておったんですけれども、新たにみやしろ保育所に専用スペースを設けて、病児保育を実施いたします。これらが主な子育て関連になります。

あと、当然オリンピックもありますので、そういったところでは、学校観戦チケット等を配布して、オリンピック観戦を通じて、レガシーを創出するような事業も予定しております。

防災関係ですけれども、防災関係につきましては、新たにハザードマップの改定等、ページ数ですね、失礼しました、私たちの予算書50ページになります。防災活動事業でございます。防災につきましては、新たにハザードマップ、地震と洪水のものの改定ですとか、避難所案内看板の更新等を実施してまいります。

あと、新たなものとしましては、消防団、詰所はこれ計画的に老朽化しているものを更新しているんですけれども、地域防災力の強化ということで、来年度は第３分団の建て替え工事を実施します。

あと、昨日議決をいただきました３月補正予算にて、笠原地区の浸水対策及び道路冠水対策、これも実質は令和元年度予算ですけれども、実質は令和２年度の実施になりますので、こういった防災力の強化というところで予算を重点配分しております。

あと、その他といたしましては、旧ふれあいセンターの福祉的な活用ですとか、ページ数、すみません、失礼しました、54ページになります。54ページに旧ふれあいセンターの福祉的活用ということで、社会福祉協議会と協力しまして、作業所の統合ですとか、その他の機能を合わせた福祉施設の再整備ということを予定しております。

それ以外にも私たちの予算書の最初の実行計画の紹介のページに掲載されている事業が第４次総合計画に掲載されている事業ですので、その辺りが中心的な事業となります。

続きまして、３点目の予算書７ページの地方債の消防団詰所の額ですけれども、地方債が大きくなっているのは当然事業費が大きくなっているからということなんですけれども、第３分団につきましては、令和元年度度予算で、土地開発公社で保留していた土地を町の方で買戻しをいたしまして用地を確保したところです。第３分団については、その用地を確保したところに、外構から全部造るということで事業費が例年よりも増えているということになってございます。そのため、当然事業費が大きくなれば地方債も大きくなるということでございます。その事業費が増加している理由等につきましては、町民生活課の方でご確認をいただければと思います。

続きまして、臨時財政対策債の根拠ですけれども、臨時財政対策債につきましても、ご指摘いただきましたとおり、地方財政計画に基づきまして、算定をしております。

算定方法といたしましては、これ、例年どおりなんですけれども、令和元年度の実績から地方財政計画で示された伸び率を乗じて計算をしております。

具体的には、地方財政計画で3.6％の減が見込まれておりますので、その実績から3.6％の減を乗じて算出しております。

続きまして、地方交付税の積算根拠ですけれども、こちらも委員会資料の方を御覧いただきたいと思います。資料の４ページ、５ページをお開きいただきたいと思います。

地方交付税の、ご質問は主に普通交付税ということだと思いますので、普通交付税の算出につきましてご説明申し上げます。

普通交付税につきましては、全国統一の基準に基づいて、１年間に必要な行政需要というのをそれぞれ算定項目で算出して、基準財政需要額というのを出します。そこから、町で入ってくると見込まれる基準財政収入額というのを算定しまして、

その需要額から収入額を差し引いた不足額、これがいわゆる交付基準額として算定されます。

まず、基準財政収入額からですけれども、２段目の表になります。こちらにつきましては、町民税とこれ、個人ですね、個人町民税と固定資産税で地方財政対策の伸びを反映して、それぞれ個人町民税で約3,000万、固定資産税で2,600万の増加を見込んでおります。

あと、その下の譲与税交付金のところもこれ、令和元年度の実績と令和２年度の予算を比較しますと、4,990万7,000円ほど増額しております。こちらは先ほど言いましたとおり、地方財政対策の伸びをそれぞれの交付金で反映しているんですけれども、最も大きいのは地方消費税交付金の伸びになります。

そういった影響で、基準財政収入額の全体を１億329万円の増という形で見込んでございます。

一方、需要額の内訳ですけれども、個別算定経費の教育費と厚生費、この２つが大きく伸びを見せております。教育費につきましては、これは右ページに書いてあるとおり、学校費用がメインなんですけれども、一番伸びが大きいのは幼児教育の無償化、いわゆる私立幼稚園への給付が新たに開始になりますので、これを踏まえて、需要額が増えております。

厚生費につきましては、これも右の増減を見ていただきますと、65歳以上、75歳以上の人口増というところで、この辺りが社会福祉費というんですけれども、その基準財政需要額が増えているということと、あとはこちらも保育の無償化によって、保育園の運営費等の増加が見込まれますので、そういった費用で、厚生費と教育費が需要額と大きく伸びてございます。

その３つ下の包括算定経費、これはいわゆる窓口に要するような経費ですけれども、この辺りは国が示される伸びを見て反映しております。

その他の地域の元気創造事業費とか、人口減少特別対策事業費、この辺りは全て国の方で示されるような指標を基にそれぞれ増減を見込んでございます。

そういった算定を行って、基準財政需要額の合計としまして55億6,117万7,000円ということで、令和元年度の実績と比較して１億3,230万6,000円の基準財政需要額の増を見込んでおります。

ここまで見ていただきまして、一番上の表に戻っていただきますと、令和２年度の普通交付税の算定ということで、それぞれ基準財政需要額から基準財政収入額を除いた交付基準額を20億1,400万円ということで、実績ベースの比較ですと、2,800万円の増となってございます。

普通交付税につきましては、以上となります。

私の方から最後になりますけれども、48ページの繰越金の増の理由ということですけれども、繰越金につきましては、これまで5,000万円ということで計上させていただきました。１億円にした理由ですけれども、これまで決算で繰越金が過去３年で見ますと大体５億円から多い年だと６億円近く実質収支が出ているということで、大分予算との乖離があるということと、あと、今年度につきましては、会計年度任用職員への移行ですとか、あとは先ほど午前中申し上げましたけれども、扶助費の伸び等経常経費の伸びも大きく見込まれますので、編成する上で、やはり一般財源総額に不足がかなり見込まれたということから5,000万円ほど増とさせていただきまして、１億円という形で計上させていただきました。

私のほうからは以上です。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課の押田です。

私どもの方の関係で３点ご質問いただいたうちの、私の方につきましては、そのうちの１点、公有財産等管理事業における借地解消についてお答えさせていただければと思います。

委員ご指摘のとおり、現在借地料につきましては、決算をご覧いただければご存じのとおり2,000数百万円の借地料が毎年発生している状況にございます。

そこで、そういった借地料について解消すべく公共施設につきましては、先ほど来から申し上げているとおり、借地料が多くのところに点在しており、毎年度多額の借地料の支払いが発生しております。

将来の安定的利用に対する課題がありますことから、今後の在り方を改革項目の一つといたしまして、公共改革プログラムの2005に定めるとともに、平成17年度公共施設の借地の在り方について借地に関する今後の対応方針を策定させていただいたところでございます。

その後、借地の解消につきましては、進んでいないということから、対応方針に基づきまして、特に必要な公共施設については、買収していくべきものであるということで、町の方で方向性が出ているような状況にございます。

買収すべき借地につきましては、計画的に取得していくことが財政運営上極めて重要であるというふうに考えているところでもございます。しかしながら、土地の買収につきましては、地権者の意向等に大きく左右されることもございますことから、取得優先地として上げているところを引き続き、地権者との交渉を進めながら、買収に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

私の方からは以上です。

○委員長（西村茂久君）　企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　私の方からは便利バスの関係の今後の方向性ということでご質問いただいていますので、お答え申し上げます。

一般質問でも何人かの議員からお話いただいていますので、皆さんの関心が高いということはよく承知しているところです。また、現在走っていない地域の皆さんにとっての関心事であると、特にということもよく承知しているところです。

そういうこともございまして、現在の便利バスのコンセプトというのは、何回かお話し申し上げたとおりで、直線的に結ぶことによって高齢化が進んだ特に市街地、住宅団地、そういったところを公共施設、医療機関、買物施設などと結ぶという10年前の策定した第４次総合計画の中での位置づけに基づいて実施しているというところで、これについては、利用者が伸びているということもございますので、目的は達成できたといいますか、利用人数が増えているということは皆さん便利に使っていただいているということの裏返しですので、そういうふうに認識しています。

今後、前段で申し上げましたそうでない交通バスが走っていない地域の皆さんに対するサポートということに関しては、これについてはどういう方式がいいのかというのを役場内の検討チーム、課を越えた検討チームでその方向性を今検討している最中です。

当然のその一つの中には、循環バスということではなくて、デマンド交通、デマンド交通にしても乗り合い型がいいのか、ハイヤー型がいいのかというのがあります。検討チームが調べる限りでは、山が幾つもあって集落を結んでいくみたいな地方の村ですと、次の集落で誰か乗っている人がいるから乗っていくと、山１つ越えて、２つ越えてというような例えば四国とか、長野県の方の山の中を思い浮かべてみると、そういうパターンも

あるみたいなんですけれども、宮代町は必ずしも山で隔てられている、川で隔てられている面積がすごく広いという地域でもないので、宮代町にとってハイヤー型がいいのか、乗り合い型がいいのかというのは、今検討している最中ですので、ここで結論めいたことを言いますと、まだ検討している皆さんがありますので、また時期を見て、こういう形でということにさせていただきたいと思いますが、本会議の方で町長も申し上げましたように、令和３年度にはそういう形で、何らかの形で皆さんに利用できるような状態にはしていきたいというふうに考えているところです。

もう一つ進修館、役場の駐車場についてですが、昨年、決算委員会の方でいろいろご指摘、本会議一般質問の中でもご指摘いただいていたところでしたので、今年度、実験的にといいますか、ある予算の中で駐車は車を止めるのは役場か進修館、社会福祉協議会のご利用者に限りますという看板を立てさせていただいて、その上で非常に短い期間ですが警備員を朝のうちに配置させていただきました。

その結果、結論的に言うと、特に用はないんだけれども止めている方が多数いらしたということが分かりまして、うちの課の職員も後を追いかけていって、どこかのお店まで行って、どうしたんですかというの言うのも何件かあったということ。あるいは、警備員のほうで注意したところ、なぜ止めていけないんだというような、止めていいんだろうというような方もいらっしゃったということで、これは役場の方でもこういう方は使ってはいけないという文字で書いて看板を出していなかったというのもいけなかったのかなというので、その時点で反省しております。

それ以後は、そういった方がいなくなりましたので、特に進修館の駐車場については、木の脇に数珠繋ぎになっているという状況は少なくなったのかなとは思いますけれども、そういうことありましたので、毎日ではないんですが、令和２年度については、少し確定申告の時期であるとか、進修館の催しがある、重なるようなときには警備員を配置して、少しそういった特定の用がないのに止めて駅に行くとかそういった方がないようにということでさせていただきたいというふうに令和３年度については考えているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　どうも答弁ありがとうございます。

まず、今年度の予算の特徴についてでありますけれども、先ほど私たちの予算書と対比しながら説明していただきました。これは、これとして、重点政策だと言われれば、そうかということで終わってしまうんですけれども、特に都市基盤整備の関係では、東武動物公園駅東西周辺ということで、よく言われるんですけれども、この点では先ほど説明されておりませんでしたが、その点ではどういうふうに考えているのか、その点もお尋ねしたいと思います。

それから、地方交付税についても分かりました。

駐車場の関係なんですけれども、76ページですね。警備員の配置はそうしますと、これは多く利用者がいる、使うというときだけなんでしょうか。イベントがあるとか、そういうときに警備員の配置をすると、そうすると年間大体どれぐらいになっているのか分かりますよね。

あと、中には役場に近い新道集会所、あそこもすごい、公園は使えないと、そうすると本当に分団のところでもあるし、ほとんど駐車できないと。ああいう施設を使うときぐらいは役場で使わせて

もらえないんだろうかという声も実際あります。

確かに先ほど言われたように、用はないが駐車している。ちょっとした買物とかいう場合もあるかと思いますね。特に宮代町の場合はそういった点ではうるさくなかったし、当然そういうふうに考えている方が多いのかもしれません。特にここへ来て、役場、進修館の駐車場がいっぱいだという声が上がってきて、そういうふうになっているんですけれども、その辺の認識というのはちょっとあると思うんですけれども、どういうふうにそういった住民には応えていくのか、その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、78ページの公有財産等管理事業で、借地解消なんですけれども、これは、非常に困った問題なんですけれども、従来借りているところもあるんですけれども、地域によっては本当に地域の住民が利用したいとそういうところが急に地主さんが返してほしい、こういう言い方はおかしいんですけれども、準公共的なそういういう施設だったものが急に返してくれといった場合、もちろん住民が一番困っているわけなんですけれども、それに携わる例えば自治会の役員、これはもう何としてでも急にこういうふうに来たんで、何とかならないかとそういう声も聞いているかと思うんですけれども、そういう、先ほど公共施設、学校、公共施設優先順位としてそういうふうに考えているということなんですけれども、そういう場合もあり得ると思うんですよね。そういう地域の方々に対する要求に対してはどういうふうに今後対処されるのか、その点についても伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当の青柳です。

先ほど特徴につきましてご説明させていただきました。

都市基盤整備につきまして、ちょっと触れなかったので改めて触れさせていただきます。こちらも同じように私たちの予算書の方で紹介をさせていただきます。

まず、都市基盤整備ですと、都市計画道路の整備ということで20ページと飛ぶんですけれども、あとは80ページに春日部久喜線の整備がございます。これ、継続して実施しているものでございまして、令和２年度につきましては、主に姫宮方面から道仏地区ですね、新しく区画整理された地内にまでの当たりの歩道整備がメインとなってきますので、歩いて歩く方の安全性の確保は図られると思います。

東武動物公園駅のあと西口と東口整備ですけれども、西口の整備につきましては、こちらも引き続きですけれども、中央通り線の歩道の整備ということと、あと交差点改良の工事等も実施をします。こちらは、具体的には、事業内容はまちづくり建設課の方でご確認をいただければと思うんですけれども、あと、東武動物公園駅東口の整備ですね、こちらも駅前広場整備に向けて引き続き用地の買収等を継続して実施してまいります。

この辺りが主な都市基盤整備となります。

私の方から以上です。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　駐車場の関係ですけれども、先ほど言いましたように、役場、進修館、社会福祉協議会の利用者で、そこの広場でグラウンドゴルフ等をやっている方もいますので、役場の利用ということで同列で止めていただいているという形になります。

それで、先ほど新道集会所の話がありましたけ

れども、割とこの役場近辺、新道集会所もありますし、蓮谷集会所もあるし、あと幾つか集会所なんかもあると思いますので、割と範囲が広くなってしまうということになるかなと思います。

一度保健センターご利用の方で止めている方がいらしたんですが、保健センターの方にも駐車場ありますよというご案内を差し上げた経緯はあります。

この辺は、新道集会所をお使いになるんで、排除するというの非常に心苦しいのではあるんですけれども、一応どこかで線を引かないといけないということになれば、一番最初に前段で言った基本的な原則の施設を利用している方ということで答えざるを得ないかなということで考えているところです。

あと、警備員の配置についてはですが、ほかの質問で主幹の方からも説明がありましたように、朝のうち２人を122日ということで積算をしています。ただ、３時間掛ける２人掛ける122日ということなんですが、状況を見て、１人で６時間でというようなパターンも考えられますので、そこら辺は臨機応変に考えていきたいかなというふうに思います。

あと、借地の関係で、それぞれの施設の利用、それぞれの課でそれぞれの所管課でいろんな施設を持っていますので、それぞれの課の考え方があるかなと思いますので、またそこら辺は企画財政課の方で一律に申し上げられないということもご理解いただければなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　じゃ、１点だけ最後のこの公有財産等管理事業の借地解消の関係でお尋ねしますが、最初、優先順位として、もちろんそうかなと思いますよ、学校関係、それから公共施設、と思いますけれども、新たにやっぱりこういうふうな問題も出てきたときに、それに応えなければいけないですよね。それが、原則、簡単に言うと、最後言ったように課の考え方の違うということでよろしいですか。そういうことであれば、個別になりますよね。原則はそれは学校、公共施設という順番になりますけれども、ここにいくと、どれが重要か、どれが重要じゃないか、順位等つけるとつけ難い問題も出てきますので、それぞれの課の考え方によるということでよろしいですか。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　それでは、お答え申し上げます。

原則というのはどこかにないと、みんなが好き勝手なこと銘々に言ってなんていうとありますので、町とすると公共改革プログラム、行政改革を町全体で進めていったときに、そういった考えを示したというのはこれはもう原則です。

ただ、個別のケースでそれぞれの所管課が抱えている中でというのがあれば、それは当然役場の中での議論にもなりますでしょうし、担当課としての思いというのもあるでしょうから、それは全く議論すらできないということではないのかなというような認識ではいますけれども。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で企画財政課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時２５分

再開　午後　２時３３分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより会計室分について質疑に入ります。

会計管理者から出席者紹介をお願いいたします。

○会計管理者兼会計室長（瀧口郁生君）　会計管理者兼会計室長、瀧口でございます。よろしくお願いいたします。

じゃ、担当の方。

○会計担当主査（加藤智浩君）　会計室主査の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　それでは、会計室分の審議に入ります。

質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）**九**山でございます。１点お聞きしたいと思います。

歳出関係の資料の中から、役務費で庁舎内の指定金融機関派出……。

〔発言する人あり〕

○委員（九山妙子君）　ごめんなさい。

すみません、歳出関係資料の会計室１ページ目、74ページ。資料でいったら74ですが、この資料に関しましては１ページ目です、会計室の。そこの庁舎内の指定金融機関派出窓口における事務取扱手数料の増というんですけれども、これは単なる増なのか、理由があった増なのか、教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（瀧口郁生君）　会計管理者兼会計室長、瀧口でございます。

お答え申し上げます。

ただいまの庁舎内の指定金融機関派出所に係る事務手数料の関係でございますが、会計室には埼玉りそな銀行の派出所がございます。この派出所につきましては、埼玉りそな銀行の方で社員の方を雇用しまして、事務の方を行ってきております。そういった関係で、以前から埼玉りそな銀行の方から事務手数料の一部負担の依頼があったところでございます。

県内の状況を見ますと、県内23町村のうち19町に派出がありまして、そのうち８町が既に事務手数料の一部負担をしている状況がございました。近年の低利政策の影響等によりまして、埼玉りそな銀行の方で公金の収納ですとか、支払事務費用の負担が増大してきているというふうなことがございまして、県内の自治体全てに派出に係る事務手数料の一部負担を求めてきたというふうな状況がございます。

具体的には、町村では50万円にプラス税と、市につきましては100万円にプラス税というふうなことで、大きな市につきましては、派出の数を乗じた額が要求というふうなことでございまして、負担いただけない場合は、派出所の収納または支払事務の対応を見直すというふうな話がございまして、それらを検討したところ、職員の増員ですとか、超過勤務手当の増額などが予想されることから、事務手数料の予算計上を今回させていただいたというふうな状況でございます。

結果的には、庁内全ての市町村で、同様の予算計上をさせていただいたというふうに伺っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　分かりました。

庁内においては、利用者がいるということで、このまま増のでやっていくということで、窓口がなくなるとかということはないということですか。お答えをお願いします。

○委員長（西村茂久君）　会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（瀧口郁生君）　会計管理者兼会計室長、瀧口でございます。

お答え申し上げます。

ただいま委員さんの方からお話しありましたとおり、現状どおり埼玉りそな銀行の方で派出所を行っていただくというふうな形でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で会計室分の質疑を終了いたします。

ここで入替えもありますので、休憩いたします。

休憩　午後　２時３９分

再開　午後　２時４８分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより、総務課分についての質疑に入ります。

まず、留意事項を申し上げます。委員会の運営上必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（大橋洋巳君）　総務課長の大橋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、自己紹介の形で紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○総務課主幹（柴崎記代子君）　総務課人権推進室の主幹の柴崎と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○広報担当主査（平向優子君）　総務課広報担当主査の平向と申します。よろしくお願いいたします。

○人権推進担当主査（齋藤幸成君）　総務課人権推進室の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○文書法規担当主査（松井美絵君）　総務課文書法規担当の松井と申します。よろしくお願いします。

○庶務職員担当主査（田邊和美君）　総務課庶務職員担当主査の田邊と申します。よろしくお願いいたします。

○庶務職員担当主査（川崎章人君）　同じく、総務課庶務職員担当主査の川崎と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていたくようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

質疑ございますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　それでは、３つほど質問させていただきます。

まず、65ページの方の一般管理人件費の方なんですけれども、こちら超過勤務手当の方なんですけれども、去年と比べて減っているというような統計を見させていただきました。なるべく今、国も進めている働き方改革によって、この働き方改革がどれくらい職員の中に浸透しているのかというのを１つお聞きいたします。

もう一つが、70ページの広報についてです。

こちらタブロイド判になりましたけれども、町民の皆さんから、やはり読みづらいというようなお声を頂いておりますので、何か改善策があるのかというのをお聞きいたします。

３つ目が、87ページの空き家対策なんですけれ

ども、こちらも町内でかなり空き家が目立っている割には予算も少ないですし、もっと積極的に行うべきではないかと。例えば大学生が住むんであれば、そういった補助をするとか、そういうような積極的な施策を今後打っていくのかという、この３点をお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　空き家対策は外してください。

２点でよろしいですね。

答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず１点目ですね、超過勤務手当の減ということですけれども、こちらにつきましては、特に減というわけではございません。

あと働き方改革の取組、浸透というところなんですけれども、実際のところ、本格的な取組には現状として至っていない状況にはあります。各課担当において、国の方で行っているものをそれぞれ考えて努力している部分というのはあるかもしれないですけれども、例えば総務課主導でこういう方向でやっていきましょうとか、細かいところまでは、現在は取り組んでいない状況にあります。

こういったこともありますので、令和２年度以降は、何かしら取組というのは考えていかなくてはいけないというのは、現状何かしらの策は必要であるとは考えているところなんですけれども、具体的には今現在取り組めていない状況にあります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮と申します。広報紙のご質問につきましてお答えをいたします。

先ほどの質問にございましたように、町の広報紙は令和２年の１月号、12月末に配布をいたしました。その分から従来のＡ４判の大きさから大きくなりまして、タブロイド判の大きさに変更となりました。

また、併せて今までは２色刷りの印刷だったんですけれども、今度はフルカラーの印刷というふうに大きく仕様を変更いたしました。

広報ですが、１月号、２月号、３月号と変更となってから３回今まで配布をさせていただいておりまして、住民の皆様からいろいろなご意見を頂いております。

今、先ほどの質問にありましたように、確かに読みにくいというようなお声の方も頂いておりますし、また、逆に読みやすくなったというようなご意見の方も頂いております。

具体的に頂いたご意見の中で申し上げますと、読みにくいといったご意見を中心とした苦情といいますか、ご意見の中には、おっしゃられるように読みにくいとか、あとは保管に困るとか、あるいは慣れていないデザインのせいもあって、読みたい記事が一体広報紙のどこにあるのかよく分からないといったご意見を頂いております。

こういったご意見の中で最も多かったのは、最初は読みにくいといった意見かなというふうに少し予想もしていたところだったんですが、最も多かったご意見というのが、保存場所に困るというご意見が一番多く頂いているご意見になります。

今まではＡ４判ということもありましたので、恐らく２つ穴の初めからついているということもありまして、ファイルなどにとじている方が多かったと思うんですけれども、今度はタブロイド判、大きな大きさに変わりまして、穴は開いておりません。保存をどうやってやったらいいかというご質問をかなり頂いております。

一応こちらの方では、確かに今までどおり穴を開けるとすると、保存しにくい点があると思うんですけれども、例えばクリアファイルのようなもので、ビニールのポケットがたくさんあるようなものをお使いいただければ、その中にタブロイド判の広報を２つ折りにして入れていただいて、必要なときにそれを出して、また終われば元に戻すといった形で置けば、すごく整理がしやすいのではないかというようなお話の方はさせていただいております。

また、今までは何ページのどの辺にどういった記事があるというのを皆さん覚えていらっしゃっていて、今度はそれを探すのが大変というお答えもよく頂いているんですけれども、基本的に今までの広報から中身の方はコーナーなどを含めて大きく変えてはおりません。デザインについては、かなり変更してカラーにしましたが、例えば読みたい記事が全体のページの中のどの辺にあるとかいうようなことは、コーナー自体は変えていないので、ある程度慣れていただければ、そこは解消されるのかなというふうには考えております。

また、よくなったというご意見も多く頂いておりまして、フルカラーで読みやすくなったとか、前より分かりやすい、そういったご意見も多く頂いているところであります。

今後につきましては、まだ広報が新しい形になって始まったばかりですけれども、今後も皆さんのご意見を紙面づくりに生かしながら、より分かりやすい、見やすい、そして多くの若い方から高齢の方まで幅広い世代の方に読んでいただけるような広報紙づくりに努めていきたいと思っております。

また、新しい今までになかったコーナーというのを幾つか作っておりまして、例えば一番最後のページにカレンダーを今回設けまして、一目で例えばその月の何日後にどういたイベントがあるとかいうようなコーナーも作っております。

今後も新しい取組などを含めていろいろ考えて編集をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　まず働き方改革の方なんですけれども、こちらはやはり行政の方が率先して行っていきませんと民間にも波及いたしませんので、ぜひともこれは早急に進めていただければなというふうに思います。

広報紙の方なんですけれども、私の周りの人で読みやすくなったという方が、残念ながら誰一人おりませんので、こちらしかもプロの方が入っているというふうに話を聞いていますけれども、私も前職出版関係だったんですけれども、とてもプロが入っているようなレイアウトではないというふうに思っておりますので、レイアウトで工夫できるところがかなりあるなと思いましたので、こちらはレイアウトを工夫していただきたいというのと、特にレイアウトに関しては著作権がなかったような気がしますので、例えば東京都とかですね、そういったほかの自治体でタブロイド判で見やすい広報が幾つかありますので、そういったところを参考にしていただいて、町民の皆さんにより分かりやすい広報にしていただければなというふうに思います。

あと保管の仕方は確かにたくさん頂いているので、広報の中で、こういった保管の仕方がありますよといったようなＰＲをしていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　要望ということでよろしいですか。

○委員（浅倉孝郎君）　はい。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑を求めます。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

２点ほどお聞きしたいと思うんですが、１点は、61ページの関係なんですが、内容的には議会事務局の人事の関係なんですけれども、私がずっと何十年と見ていますけれども、３人です、ずっと。仕事の内容とか、いろんなことを考えると４人にすべきだと私は思っております。

また、町民とのいろいろな対話の意見の場もいろいろあるようですから、やはり３人だと、これは対応し切れない、そういうことを考えると、４人にすべきと私は、前にもそう言った記憶が……。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員、これ議会事務局の……。

○委員（小河原　正君）　総務のね、関係だ。

○委員長（西村茂久君）　答えられますか、今の内容。

〔発言する人あり〕

○委員長（西村茂久君）　はい、じゃ、続けてください。

○委員（小河原　正君）　議会人事費のに総務って書いてあるんです。

○委員長（西村茂久君）　続けてください。

○委員（小河原　正君）　これ直してください。やめますから。書いてあるんです。

〔発言する人あり〕

○委員（小河原　正君）　そうですか。ということで、どこまでしゃべったか、いいです、思い出しました。

ということで、４人にすべきと私は思っているんですが、それはなぜ、今までも何人かの方が話をしていたとは思いますけれども、なかなかしないのか。

というのは、いろんな施設を民間委託しますよね。人件費を減らしました、役場のいつも威張った態度をとるんですよ。ちっとも減っていないですよね。これ庁内に戻ってきているんです、その減った分。だから、その中の１人でもいいから増やすべきだなと私は今まで思っていたんですけれども、そういうことは一切しない。だからちっとも議会事務局の人事のことについては考えてくれていない。ほかの課では、なぜ増えたんだというと、いろんな仕事が増えましたと、こう説明をいつもしていましたよね。私が見た限りでは、議会事務局は相当増えています。そういうことを考えると、なぜ増やさないのかなと、それが１点。

もう１点は、これは一般質問で金子議員が質問していた選挙公報の問題。私は配る配布の問題も若干あるんですけれども、もう少し早くというのは、立候補して町民の皆さんの手元に行くのは、受け付けて何時間ぐらいかかるんですか、ということをまず聞きたいんですよ。

ということは、広報が来るときには、もう投票が終わっている人が相当いるわけですよね。何のための広報なのかなと私は思うんです。何とかたとえ半日でも早く配布できるように。

というのは、いつも新聞折込みですよね。それは新聞折込みにすれば１日そこら遅れるのは分かっています。それ以外にどうやったら早く各家庭に配布できるのか、それをここにいるまで、私も同じ質問をした記憶があるんですけれども、直らない。もう本当に議会議員のことなんか、ちっとも思っていない。そう思っています。町民の方が公平に選択できない。そう思っています。なぜ早くできないのか、今日初めての質問じゃないと私は記憶しているんですけれども、その２点を理解できるように答弁を願いたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長、お願いします。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

議会の人事ということで、確かにしばらくの間、私の記憶の範囲ではずっと３人でやってきているかなと把握している状況にあります。

この適正な定数配分、全職員をどのように各課に配置していくかというのは、その年々によっても当然事務量の増減というのがありますので、毎年度、各課、室、局から特にこういう事務があるので増員が必要だというのを伺って、ヒアリング等をして、最終的にそういうヒアリングの状況、事務量の状況を把握した上で、全体、総合的に判断した上で、人員というのを配置している状況にございます。

先般、令和２年度の人員の配置ということで、各課等には、令和２年度の人数、何人でやっていきましょうということで内示はしたところであるんですけれども、申しわけございませんが、令和２年度も３人ということの体制のままとなっております。

こちら人員については、確かに指定管理等で公共施設からは庁舎内に引き揚げてきているというんですか、そういった状況にはありますけれども、同じような答弁になってしまってご理解いただけるかというのは、何とも申し上げられないんですけれども、非常に事務量というのも増えてきております。総務課でいえば、実際、来年４月からは会計年度任用職員ということで、今までにない新しい制度というのが始まるに当たって、相当分の事務量が増えておりますし、第５次総合計画策定に向けてと今取り組んでおりますけれども、その実施に向けてというのも、どれくらい人員が必要なのかというのも、これから集約していかなければいけないのかなというところで考えていたりとか、各種災害等の防災面におきましてもそうですし、そういったところに各課の状況というのは全て把握した上でやっている中でというところで、３人というところで決定させていただいているので、そこはご了承いただければと考えております。

続いて、２点目の選挙公報なんですけれども、今回の町議会議員の選挙に当たっての選挙公報の発行の流れでございますけれども、２月４日、告示日ですね。この日に立候補の届出ということで全部受け付けまして、夕方５時に締切りをしております。５時ですね。それまで、立候補の届出は可能なので、５時まで必ず待つことになります。

その後、選挙公報の掲載順というのを決めた上で、そこで正式に印刷業者に印刷の方をお願いする形になっております。印刷をかけまして、印刷が終わりましたら折込み業者、こちらに申し込んでいただいて、今回の選挙でいうと金曜日の朝刊ですね。この日に折り込んだところではあるんですけれども、これがどうしても折込みに限っては最短のスケジュールということになります。

多少ですけれども、折り込まない部分というんですか、町に納品していただく部分があるので、それについては、たしか木曜日だったかと思うんですけれども、各公共施設ですとか、あとは期日前投票所には置かせていただいたところです。

それと、加えまして２月４日の夜ですけれども、町のホームページに選挙公報のデータ、これを掲載させていただいております。早く見たい方については、ホームページを見ていただいてということにはなるんですけれども、どうしても折込みに限ってしまうんですけれども、最短でどうしても金曜日の朝、朝刊というのが最短ということになります。

ただ、今選挙管理委員会の方では、折込みに限

ってということで配布しておりますので、県内の状況をちょっと確認したところ、一部折込みというんですかね、ポスティングの方法でやっているところもあるので、そういったところのやり方等はちょっと研究していきたいなというのは考えております。実際それが宮代町で可能かどうかというのは、また研究しないと何とも言えない部分があるので、折込みの方法以外にもあるというのは分かってはいるんですけれども、そこら辺は研究していきたいなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　１点目の職員の問題ですね。確かに民間委託をすると四、五人余ったときが何回かありますよね。そのたび四、五人分の仕事が増えています。じゃ、何と何が増えたというと、１回ぐらいあったかな、内容を教えてくれたのは。こういう仕事が増えましたというのは。じゃその仕事以外で仕事が減ったら、じゃどうするんだって私は思うんですよ。ずっと同じ仕事が増えたままじゃないんですから。減ったときは知らんぷりしているんだよね。私はそれをずっと長く見ています。それは、うまいんです、執行部の説明が。そうやって１か所へ四、五人ばたっと本庁へ戻してね、そんなに増えるのかなと、私は職員をいじめるとかそういうのじゃないですよ。それってないんじゃないかなと思うことある。また後で決算のときに仕事が減りましたと、その決算状況、そのときその増やした人が減らさないんだよね。知らんぷりしているの。そういう役所の体質なんだよね。ですから、それは今までだって10人近く以上の人が、もう本庁へ戻っているわけですからね、それはもう１人ぐらいは議会事務局へ増やしても問題はないと思います。

なぜ私がこういうことを強く言うかというと、議会だっていろいろ、これからいろんな勉強をして、いろんなお願いをしたり、いろんな条例をつくったり、そういうことをしたいわけですよ。今の３人じゃ、なかなかそれ手が回らない部分があると思いますよ。だから２つ目を考えると、職員を増やさないというのは、議会に対しても冷たく扱っているんだよね。本当に議会のことを思っていない。余り議会が強くなると、反対されたら、いろんなのつくられたら困るからかなと私は思っていますよ。議会なんて余り強くなんない方がいいんでしょう。今は縦に振ったよな。私はそう思っていますよ。だから、やっぱり１人ぐらい増やしてもいい時期だと思いますよ、とっくに。それで我々もいろんな条例を勉強して、もし条例化したいときは条例をつくっていくとか、また、勉強会も職員と一緒にやりたいという内容もあるわけですよ。ぜひ補正予算でもいいから増やすべきだと思いますよ。そのぐらいのことやってもらいたい。職員は本当に返事できないと思います。この前の右のほうに座っている人がいるんだから、そういうことで、頭の中に入れてもらいたい。ぜひ増やしてもらいたい。

あと選挙公報については、まあ言っていることは分かる。でもね、投票する人は、期日前投票を終わっちゃっているっていうんですよ、もう広報をもらったときは。私、文句言われた方、おまえの広報を見たら入れて失敗したって、そういうのがあるんですよ。逆のもあるわけだね。いい内容だったから投票すればよかったって言われた人もいっぱいいると思いますよ。私の場合逆だったけれどね。そう言っておいた方が無難だから言うんだけれども。

そういう２日から期日前投票、今回の場合できたわけで、２日から期日前投票ができて、４日に

見たんでは、本当にもう遅いんだよね。これ分かるでしょう。金子議員は8,000部ぐらいしか配られていないと、新聞折込みは。それは一つのまた違う問題だけれども、私は早く配られるようにすべきだと。さっきもう一回、どっかで早く配布できる市町村があるって説明があったけれども、それはひとつ研究してね、たとえ一日でも早く配布できるようにすべきだと思います。２点目は、そういうことを述べるだけであって、１点目についてもう一回答弁願いたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　副町長。

○副町長（渋谷龍弘君）　副町長の渋谷でございます。

人事の関係でございますけれども、確かに指定管理ということで、図書館ですとか、ぐるるですとか、そういったところを指定管理に出すことによって、そこの職員が町の方には戻ってきておりますけれども、一方では、権限移譲ということで、いろんな権限が県から下りてきたりとか、例えば具体的には、再来年からは開発行為の権限が県から下りてくるとか、そういった新しい仕事もあるものですから、そういった指定管理に出したことによって、職員のマンパワーが増加した分、いろんな仕事も増えているというふうなことはご理解をいただければと思っています。

それと、議会の人事の関係でございますけれども、確かに１名増やせれば本当にいいと思いますが、200人ちょっとの人数の中で適材適所の配置を念頭に人事を行っております関係で、議会事務局につきましては、ほかの市町村から比べれば確かに少ない状況かと思います。ほかの例えば総務課ですとか、ほかの部署につきましても、ほかの自治体から比べれば少ない状況でございまして、当町におきましては、職員１人当たりの持っている人口がかなり多いというふうなこともございます関係で、今後におきましても、二百数名の職員を適材適所に配置しながら、効率的な行政運営を図っていきたいと思っておりますので、この点はご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　大体いつも同じ答弁なんですね。じゃこれだけ言っておきます。

指定管理をやるときには、必ず新しい仕事が増えるようになっているんだね。それだけ言っておきます。面白いですね。

○委員長（西村茂久君）　副町長。

○副町長（渋谷龍弘君）　副町長の渋谷でございます。

指定管理を出したときに必ず増えるというようなことは、ちょっとすみません、その点は明確にちょっとお答えはできないんですが、少なくとも過去に指定管理に出した時期については、例えば10名退職した場合については、10名補充じゃなくて、そこを８名とかいうことで、その職員の採用等を調整しながら職員数も減らしているという状況はございますので、ご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　私ちょっと一般的なことしか聞きません。

１つは、64ページ、一般管理人件費でございます。オフィスサポーターから会計年度任用職員に変わったということなんですけれども、説明がそれしかなかったものですから、何人いて、どのくらいのフルタイムは幾らで、パートが平均幾らでということを、分かればそれを教えていただきたいなと思っております。

それと、これは会計年度任用職員なんですけれども、人件費の問題なんですけれども、154ページの商工費の総務人件費、マイナスになっているんですね。ほかのところが全部プラスになっているんですけれども、この理由というのはどういうことなのか、これ総務課のほうなので、なぜ商工費の人件費だけがマイナスになっているのか、ちょっと理由をお聞かせください。

それと、68ページです。９目の人権平和推進事業です。

この中で、町民相談員ということで７万2,000円出ているんですけれども、どういうことが相談として来ているのか、あと、講師謝礼ということになっているんですけれども、どういうことの内容で講師の講演をしたのか。どこ、いつ、何回ぐらいしているのか、その辺のところも詳しく。宮代町でこういう人権とか平和の問題が起きているのかどうかも含めておっしゃってください。

それと、70ページになります12目の情報公開推進事業と13目の行政不服審査会運営事業なんですけれども、私、二、三年前にはちょっとこの問題で質問したことがあります。実際にどの人からもどうなんだということで、言われたこともあります。今回、去年ですか、これは。あったのかどうか。今年はまだですから、そういう問題があったのかどうか、もしあったとしたら、内容としてはどういう問題なのか、その辺のところをおっしゃってください。

それと、78ページになります。男女共同参画社会推進事業でございます。

総務課の方では女性が何人もいます。宮代町全体で、言葉上は男女共同参画ということなんですけれども、女性と男性の割合というんですか、そしてどういう部署にどういう地位で入っているのか、本当に共同でやっていけるのかどうか、今後。その辺のところをおっしゃってもらえればありがたいなと思っております。

これだけ、一応４点お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず、会計年度任用職員の賃金の関係ですね。一概にとはちょっと言えないんですけれども、宮代町のこの会計年度任用職員への切替えに当たっては、今までオフィスサポーター制度、あとは非常勤特別職ということで、そのオフィスサポーターについては全員が会計年度任用職員、非常勤特別職については一部ということになるんですけれども、今年度といったらいいんですかね、令和元年度の賃金、給料、それは下がらないように調整はさせていただいております。それを上回るような感じですね。さらにその上で、期末手当ですとか交通費の支給ということを、そういう制度に設計しましたので、今よりも金銭面的には上がっている状況になります。全体としては、そういう設計にしております。

あと人数につきましては、給与費明細の方でお示しさせていただいているんですけれども、ページ数がですね、ちょっとお待ちください。212ページですかね。こちらで中段より下、イの部分ですかね、会計年度任用職員ということで、フルタイム、８時半から17時15分まで働く方が13人を見込んでおります。それ以外のパートタイムにつきましては、201人ということで見込んでおります。

まず、会計年度任用職員につきましては、以上です。

続きまして、商工費の人件費が減になっているということですけれども、少々お待ちください。

すみません、失礼します。

昨年度と比較して、予算編成上の関係なんですけれども、町に入庁してまだ期間が間もない職員、新しい職員が配属されたために、積算上下がっているということになります。また、こちらの予算の積上げの段階の話なので、最終的には令和２年４月１日現在の内容に、また９月あたりですけれども、補正ということで異動後の正しいというんですか、現状に合わせた給料等の補正ということで修正をさせていただく予定でございます。

続きまして、相談の関係ですね。町民相談の関係ですとか、あとは内容ですね。こちら相談につきましては、毎月第２月曜日、進修館の和室の方でやってはいるんですけれども、大体年間で10件ぐらい毎年あるような感じとなっております。

内容といたしましては、家族関係の悩みですとか、あとは近隣の方とのトラブルなんですかね、そういったご相談。その他、自治会の関係とか、そういったことでいただいているというのもあるようですが、これは年によって内容も多少変わってくるかなと思いますけれども、内容としては、このようなものとなっております。

講師の講演の関係なんですけれども、こちらは負担金ということでよろしいですかね。

〔発言する人あり〕

○総務課副課長（鈴木淳史君）　人権の関係で講師をお願いして、講演をいただいておりまして、令和元年度につきましては、１月の下旬に人権の関係で講演を開いております。

〔発言する人あり〕

○総務課副課長（鈴木淳史君）　内容につきましては……。

○委員長（西村茂久君）　直接のやりとりはやめてください。

質問者もはっきりと、こういうことを質問したいということを、答える方もはっきりと、それに対してお答えいただくということで、直接のやりとりは控えてください。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　はい、申しわけございません。

内容といたしましては、差別全般ということで、最近話題にもなっておりますけれどもＬＧＢＴの関係もありますし、外国人に対するというのもございますし、差別全般についてということで、現実に起きている差別事象というのを基に、ご講演をいただいたということでやっております。

令和２年度につきましては、まだ内容等は決まっておりませんが、例年やっているような内容をベースに、また検討して詰めていきたいと考えております。

続きまして、情報公開推進事業と行政不服審査会運営事業の関係ですけれども、こちらここ数年、やはりこれに該当するようなものは全くないということで、会も開いていないという状況にございます。

続きまして、男女共同参画社会推進事業ということで、職員における男女の割合ですけれども、おおむね男性が６割、女性が４割、そのくらいになっております。

あとは役職ごとですけれども、現在、管理職といわれる課長級の職員では女性が１人、あと副課長級は現在のところおりません。主幹級が２人ですね。主査級が13人になります。役職のついている職員ということで、人数の内訳は以上ということになります。

すみません、あとは町内で人権問題が起きているかというご質問もいただいていたかと思うので、その点についてお答え申し上げます。

現在のところ、町内においては、こういったものはこちらに報告は受けていない状況にございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

任用職員、後に書いてあるように、人選とか人数とか、そういうのは分かりました。ただこのフルタイムの人たちというのは、これは月給制度なんでしょうか。フルタイムで働いている人というのは。それとも日給月給か、時間給なのか、ちょっと分からないような感じがするんですけれども、そういうところもお答えください。

それと、先ほど言いました人権・平和推進事業のことでございます。これは１つとしては、この講演会を開いてやったわけなんですけれども、参加人数というのは分かりますか。どのくらい参加したのか。

現在は人権問題はないということなんですけれども、これは何年ぐらいなかったんでしょうか。ずっと今までなかったのかどうか、宮代町に。宮代町に当てはめるというのはどうかなと思っているんですけれども、――とかそういう、昔でいう部落差別というんですか、そういうのがあったところは、かなりこれが強く出ているということは分かって承知しています、私も。――とか、そういうところでは出ているということは承知しています。ただ宮代町にそういうのがなくて、ただ圧力でやっているのかどうか分かりませんけれども、当てはまるものかどうか、その辺のところ、よく分かりません、私には。何でこういう項目が入っているのかなという感じがしてならないんです。それのところをもう一度、ちょっと詳しく説明してくれればありがたいなと思っております。

あと情報公開なんですけれども、行政不服審議会、いまのところないということなんですけれども、過去にあったと思うんですよね。やはりこれが二度とないように、こういう問題は余りないほうがいいんですよ。内容に、町民に優しくいろんなことを行政でやってもらいたいなという感じはします。ぜひその辺のところは。これは答えなくてもいいです。お願いしますね。

それと、男女共同参画推進事業なんですけれども、管理職が１人、女性の場合ですよ。200名いて１人。ちょっとこれ名前だけじゃないかなという感じはしますね。ほかの自治体ではどうなんでしょうか、その辺のところは。かなり進んでいるところもあると思いますよね。半分半分にしろということじゃないんですよ。せめてさっき言った全庁の比率からいったら６、４くらいにはするべきじゃないかなという感じはするので、名前だけになってしまいますよ、しまいには。やはりうちでも男女平等ですよ。やはりこういうのは、きちんとしていかないとまずいんじゃないですか。自治体としても。私はそう思いますよ。

今テレビだとかいろんなところで、世界中でもこの問題が出てきていますね。特に中東なんかでは、中東、南米とか、女性も立ち上がっているということで、そういう点では、やはり日本も先進国の仲間入りをしているんですから、先進国の平均ぐらいには行ってもらわないと、やってもらわないと、これは平等とか、口では言っているけれども、実際はまだ全然駄目ですよね。だから、その辺のところもどうやっているのか、今後町として、具体的な内容でおっしゃってください。お願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず会計年度任用職員のフルタイムの方のお給料ですけれども、月給で設定ということになって

おります。

続きまして、人権の講演会ですけれども、こちら67人の出席をいただいて、進修館の小ホールの方で開催をさせていただいたところでございます。

また、同和問題というか、宮代町に差別事象があったのかどうかというところなんですけれども、町といたしましては、同和問題に限らずあらゆる差別というものが世の中にはあるというところで、特に同和問題に限ったものではないということで取組を進めているところではございます。

また、この考えというのは、埼葛12市町連携して進めている部分もございますし、こちらにつきましては、引き続き全ての差別を対象として取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

また、男女共同参画の関係ですけれども、実際町の職員の中での管理職の中での女性の割合というのは低いというのは、十分認識しているところでございます。ただやっぱり数字ありきというわけではないと考えております。結果として、やっぱり施策の決定、判断に当たっては、女性の視線というのは必要なものとは考えておりますし、当然女性だからということで仕事の割り振りが変わるとか、そういったことは基本的にはあってはいけないということでの男女共同参画なので、管理職に何人いないから男女共同参画が達成できていないという見方も確かにあるんですけれども、１人でも多くの女性が、やはり管理職になっていただくための、管理職に限らず、この宮代町役場の中で女性が女性らしく、自分のやりたいと思った仕事ができるようにというところで、男性と女性が平等にというところですね。職員が総合理解の上やっていくというのが、まずはそこが大事だと思っております。その中で、女性の中でやっぱり管理職を目指す職員が１人でも多く出てもらいたいということで、研修としてですけれども、女性のキャリアプラン、そういったものをどんどん描いてもらおうということへの研修等もやっておりますけれども、それが実際実を結んでくるのは、すぐにも現れる場合もあるでしょうし、何年か後にそれが実を結ぶということも考えられます。そういった地道な取組を重ねて、少しでもこの男女共同参画は進んでいる先進自治体等にも近づけるように進めていければとは考えてはおりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最後の問題、男女共同参画推進事業でございます。今説明の中で、女性が女性らしくとかいうことを言うこと自体が、私はちょっとおかしいなという感じがするんですよ。女性も男性も、これはみんな性的に分かれているんですから、女性だからこういうあれだということじゃないと思いますよ。やはり本当にこの男女平等をやるんであれば、人権じゃないんですけれども、認める。女性だから女性らしく、男性だから男性らしくって、そういうことはないと思いますよ。その辺のところがしっかりと町の方でもきちんと整理して、どうやって仕事をこなしていくのかと考えるべきじゃないかなと感じはしますよ、その辺のところはね。もう一度、ちょっとその辺のところで、ちょっと間違っているんじゃないかなと私は考えていたものですから、お答えください。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

委員おっしゃるとおり、女性らしくという言い方、男性も女性も関係なく、その人の持っている思い、それを生かせるのが一番いいとは考えておりますので、ちょっと発言としてふさわしくなか

ったのかなと思いますので、その持っている職員の気持ちですね、そこでというところでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　委員長からちょっとお願いしておきますけれども、特に人権を語るとき、それから、男女の問題を語るとき、どうしてもちょっと失言するというか、言葉をやっぱりきちっと選んでお話をしていただかないと、これは質問者側も答弁者側もそうなんですけれども、その辺はお願いしたいと思います。

議事録に載るとか載らないとかという問題じゃなくて、やはり問題を正しく捉えるという視点から、ぜひお願いしたいと思います。

質疑、ほかにございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

男女共同参画と、あと広報広聴に関してお聞きします。

70、71ページ、広報担当についてです。

先ほども前段議員から質問がございました。広報紙が変わりました。これは多分見やすい、見にくい、読み慣れている、読み慣れないということが出ていると思うんですけれども、広報の写真が、実は地域サロンの写真なんですけれども、以前の紙のときは、結構写真がはっきり見えていたので、あ、この人がサロンに行っているんだったら私も入ろうとかとなっているんですけれども、ちょっと今度なった月にもよるんでしょうけれども、顔が鮮明でないときがありまして、そうすると、サロンってみんな、地域のサロンに行きますから、歩いて行けるところ、町内どこでも行っていいところもたくさんございますけれども、そういうときに、やっぱり顔写真がはっきり見えた方がいいかなというのはすごく感じました。

それと、私が両方見て、やっぱり賛否があって、やっぱり高齢の方はとても見づらいとおっしゃる方が多いです。それで、パソコンで見てみると、非常に読みやすくきれいです。ところが紙になると、今まで縦書きだったものが結構横書きになってしまったということで、パソコンでは読みやすいんですが、活字として字で見る場合になると読みづらいかなと思っております。そこでちょっと何か工夫をされるとか、あとはちょっと新井町長からお聞きしたところ、何かアドバイザーが入っているということなので、そういうところはどういう検討をされたかお聞きしたいと思います。

あともう一つ、広報担当で町長への手紙についてなんですけれども、ちょっとかなり前の話になるんですけれども、そのときは結構町長の手紙がたくさんパソコンで見ると、どんな手紙があったかと分かると思うんですけれども、最近見てちょっと数が少ないというか、あまり載っていません。それで町民の方から相談されたときに、町長の手紙を出したけれども、その答えがあまり今の時代が分かっていない返事だったと、もっと町はこういうことを考えてほしいという内容だったので、町長の手紙って、もう少し分かりやすく書いていただくとか、どういうふうな返事をしているかお聞きしたいです。

あと男女共同参画、78ページ。

男女共同参画の予算の中で、今度住民意識調査をやると思うんですけれども、今回予算計上していますけれども、どういう内容で、前回も出しているんですけれども、どういう人を対象に何人選んでとか、ちょっと詳細を教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　3時４６分

再開　午後　３時５９分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎発言の取消し

○委員長（西村茂久君）　山下委員から先ほどの質疑における発言について取り消したい旨の申出がありましたので、これを認めます。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　168ページの９の、人権平和推進事業でございます。

先ほど具体的な地名を述べました。その地名を全部取り消したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　お諮りいたします。

山下委員から、先ほどの質疑における発言について、発言内容が不適切であったとの理由で、地名を出したその部分を取り消したい旨の申出がございました。この取消しを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　ご異議なしと認めます。

よって、山下委員からの発言取消し申出を許可することに決定いたしました。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

○委員長（西村茂久君）　それでは、・山委員の質疑について、答弁を求めます。

担当主査。

○広報担当主査（平向優子君）　広報担当主査の平向でございます。

今回、質問に上がりました写真の方の鮮明ではないのではないかということに関しまして、今回タブロイド紙にした関係で、紙質の関係がＡ４版で出させていただいたときに比べて、ちょっとマットタイプのものに切り替わっております。

今まで、出させていただきました広報紙というのは、コート紙タイプというもので、写真の方が黒が多く入るような紙質になっておりました。

今回タブロイド紙選定するに当たりまして、やはり紙質の部分につきましては、業者と一緒にいろいろ検討させていただいた結果、コストの部分だとか、そういった部分から考えまして、一番Ａ４の中で多くタブロイド紙で使われているこのマットタイプの用紙を使おうということで、今回選定をさせていただいたところであります。

今回、サロンの記事につきましてですが、このサロンの記事につきましては、各サロンの方とご協力させていただきまして、記事の方作成させていただいております。なので、サロンの方からお写真の方、ご提供いただきまして、こちらの紙面づくりの方行っているのですけれども、皆様からご提供いただくものになりますので、データではなかったり、実際に印刷したものをお渡しいただいたりされるサロンとかがありまして、その中でも、なるべくきれいに印刷ができるように、私どもの方でもなるべくくっきり写るような形でデザインの方はしてはいるのですけれども、その部分についても、私たちの技術を磨いたりだとか、あと、来年のタブロイド紙の今選定もしておりますので、そのときに紙質についても、もう一度業者と調整をしていきたいなというふうに思っております。

２つ目、今回タブロイド紙になりまして、今まで縦書きで広報作らせていただいていたものを横書きのものに検討させていただきました。

今回変更させていただいた理由というのが、縦書きだと、読む感覚というか、目の動く感覚が短くなってしまうというところを、少し長めに取ろうということで、今回横書きにさせていただきました。

最初やはり作ったときには、横書きでも一文がすごく長くなってしまって、見たお客様のほうからも、見づらいよ、何で見づらいのと聞いたときに、目の動きが大きくなってしまうから見づらいのだというふうにお話を聞いたところで、来月４月号に出す広報から三段組というような技法を使いまして、多少少しでも目の動きが少なくなるような形で読みやすい広報にしようということで、今作っておりますので、これについても改良を進めているところでございます。

あと、アドバイザーがついているというようなお話があったのですけれども、この広報紙今埼玉新聞社様の方に一緒に作っていただいておりまして、埼玉新聞の編集の方が毎回毎回調整に来ていただいているような状況です。

今まで編集の中でずっと仕事をしてきた方ですので、例えば三段組にした方がいいのではないかというお話だったりとか、写真をこういうふうに見せたらいいのではないかというようなお話は、その編集の方から来ていただいたときに教えていただいたり、勉強したりしてということで、少しずつではございますが、素人担当で作っているものではあるのですけれども、少しでも見やすい広報紙を作っていければなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

２点目の、町長への手紙についてお答えをさせていただきます。

ご質問にありましたように、町のホームページの中で、こんにちは町長ですというところがございまして、そこに町長への手紙の質問、それから回答について、一部載せております。

載せる基準でございますが、あくまでもご本人様のご希望によりまして、公開を希望される方というのがまず条件となっております。

合わせて、ご本人様のお名前、それからご住所がきちんと書かれていてその手紙に、どういった方からのご質問があったかという手紙についてお答えをさせていただいております。

ですから、例えば全く名前のない匿名でご質問があった。公開を希望するといった場合がありましても、これは匿名のお手紙ということで、公開の方はいたしておりません。

去年は60件ちょっとほど件数がありました。今年度、令和元年度におきましては、今のところ40件ほどのお手紙を頂いております。内容につきましては、ちょっと確認をしたのですが、やはり情報公開を希望されている方の数がすごく少ないなと、ちょっと前と比べて少なくなっているかなという印象は受けております。なおかつやはりお名前ご住所を書かないで質問されている方もいらっしゃるというのがあります。

ご住所、お名前きちんと書かれていて、公開を希望されている方については、漏れがないようにホームページの方に公開をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、回答の内容についてでございますが、お手紙の方は１件１件全部町長の方が直接手紙を読ませていただいておりまして、その回答についても、その回答の方向性ですとかを担当課なりに指示をして、回答を作成して、町長本人がその中身を確認いたしまして、回答をいたしております。

今回、内容の回答につきまして、ちょっと一部

そういった形でご意見があったということも、町長の方にも伝えておきますので、今後そういった点も踏まえて、町長への手紙の回答をつくるにはやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

ご質問いただきました、男女共同参画からの策定に向けた住民アンケート、意識調査についてご回答させていただきます。

調査の対象といたしましては、まず18歳以上の男女400名ずつということで、おおむね800名程度を予定しております。

また、小さい子供というのですかね、小学生ですとか中学生も対象とした意識の確認というのが、そういうものも必要かなというところで、予定としては、小学校５年生、中学校２年生の児童生徒を対象とした意識の調査もやっていければなと。

また、職員の意識というのも大事なので、そこら辺も同時にやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**・九**山委員。

○委員（九山妙子君）　では、埼玉新聞のアドバイザーということで分かりました。それで、横が長くてということで、何か議会だよりとかでも26文字までとか、結構講習で受けるのですけれど、予定としては何文字ぐらいで読みやすくなるのかお聞きします。

あと、今回、うちの地域のサロンが実は写真に載ったときに見づらいといったのが、福祉課提供さんの写真を使っていたので、例えばそういう町とか福祉課とかのだったら、原本みたいなのを使ってもらうとか、そういう配慮をされるといいかなと、現物になりますので、そうしたらいいかなと思います。

そして読みやすさ、それで慣れないというのもありますけれど、工夫、町民の意見を聞いていただいて、よりよく分かりやすく、何か縦書きももうちょっとあっていいかなというのは年配、高い方はおっしゃっていましたけれど、定住促進でどんどん若い世代も入っていますので、誰もが読みやすい、全員が読みやすいとはいかないと思いますけれど、やはり記事によって、縦書き横書きちょっと入れたほうがいいのかなと、年代に応じたというのもいいのかなとは、ちょっとこれは要望ですけれども、考えてみていただきたいと思います。

あと、町長の手紙ですけれども、匿名希望が多いということで、それで、私もここの相談された内容について、ちょっと言えないのですけれど、担当課で今も答弁ございましたように、担当課できっちり話し合っていただいて、ホームページには載らなくても、町として、これは全国共通のものだと思うので考えていっていただきたいと思います。

それと、あと一つだけ、広報なのですけれども、今度イベント等が、以前、結構町のものとか個人のものが多くて、今度精査されるということで、書いてあったものを読んだのですが、今までも、結構担当課に持っていったときに、例えばですけれど、公民館で活動させていただいて、それを無料で今まで公民館利用させていただいたので、１年間の成果で町内を使いたいけれど、ちょうど文化祭の頃で使えないがために、ほかのとかも使うとかという場合もあるのですね。それで、記事として原稿のときに、公民館で利用したと書くのだけれども、却下されてしまうのです。消されてしまうので、そうすると、どこのイベントでも載っ

ているような錯覚を起こすので、そういうところをちょっと配慮していただいたりとか、なんかそういう希望も出ていて、町で活動している人たちの発表の場というものは、また取り組みの中で考えていっていただきたいなと、記事を見て思いました。

それから、男女共同参画なのですけれども、小学校５年、中学校２年生の意見も取り入れてくださるということで、早くからの人権意識は大事ですし、子供たちの意見を聴くというのはいいかと思います。

それで、これの委託料が、資料の方の住民意識調査78ページに載っていますけれども、この中の委託料の増額190万円というのが全部直に行くのでしょうか、お聞きいたします。

要望とお聞きするものです。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

まず、広報についてでございますが、先ほどございましたように、住民の方のいろいろなイベントなどの情報につきましては、今後も一応今回のタブロイド判の変更に当たりまして、ちょっと基準の方の一部を見直しさせていただいたところではあるのですが、今後ともより皆さんのご要望に応えられるように、運用の見直しを考えていきたいというふうに考えております。

また、町長への手紙におきましても、今後回答の案を作成する場合には、担当の方とよく協議をいたしまして、なおかつ町長の方とも、よくそこの方の打合せをいたしまして、せっかく質問された方は、貴重なお時間を使っていただいて、わざわざ手紙を町長に届けたいという思いで出されたというふうに考えておりましたので、丁寧に親切にお答えできるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

男女共同参画のは委託料の関係ですけれど、こちらは全額意識調査のために委託ということになります。児童生徒なのですけれど、一応こちらの案としては考えてはいるのですけれど、小学校５年生と中学校２年生ということで、これはあとは学校側と調整させていただいて、最終的に決めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず、66ページの職員研修事業です。

上程説明のときにも説明がございましたが、特に職員研修事業で、新しいこういう部分について研修をしていくのだという、そういうところがありましたら、お示し願いたいと思います。

それから、100ページの選挙費なのですが、もう終わったことなのですけれども、やはり、ちょっと腑に落ちないところがございますので、お聞きしたいのですが、今回の町議会議員選挙に当たって、議会広報委員会の中でもちょっと話題になったのですけれども、今回なぜ現職の議員にあなたは出るのですかとか、出ないのですかとか、何か本当に出るのですかとか、そういう話が聞かれたというのですけれど、私は聞かれていないので、その辺わからないのですけれども、そういうことがあったのかなかったのか。あったとすれば、な

ぜそういうことを聞かれたのか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、今後の問題なのですけれども、今回の町議会議員選挙、投票率が下がりました。いつも定数14に対し、２人なり３人のはみ出しなのですけれども、今回６人ということで、ですから相当投票率も上がるのかなというふうに思いましたが、町議会議員選挙においては、残念ながら下がっている。毎回下がっているのです。やはり、町議会議員選挙だけでなくて、今後国政選挙もそうなのですけれども、やはり投票率を上げるということも、課題だと思うのですけれども、そういった点ではどのような、上げるための工夫をされておりますか。お尋ねをしたいと思います。

それから、ちょっと前後するのですけれども、男女共同参画社会推進事業に当たるのかどうか。

法改正が６月から、パワハラ、セクハラの防止についての改定が強化されるというふうな話も伺っているのですけれども、これについては、どのように町として考えておられるのか、お示し願いたいと思います。

それから、最後に、やはり４月から始まる会計年度任用職員、従来でいう臨時職員、オフィスサポーターに代わっての任用職員なのですけれども、最後のページでいくと、正職員が新年度では何人になるのか。それから、再任用が何人になるのか。それから、任用職員なのですけれども、フルタイムでない方もいると思うのですね。それらを含めてどういうふうになるのかお尋ねしたいと思います。

それから、障害者法定雇用率が１人減ってしまったというような、これまでの答弁だったと思うのですけれども、これについては、解消されているのかどうか、新年度予算で、その辺の障害者の法定雇用率についてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　４時２０分

再開　午後　４時２１分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず、１点目、研修事業の関係でございまして、令和２年度の特徴でございますけれど、令和２年度につきましては、実際のところこれといった目玉となるような研修を設けているわけではないのですけれど、引き続き、人材育成という観点から職員の階層別の研修ですとか、あとは新採用職員に対しての研修、内部研修も外部研修も含めまして、またここ数年やっております育成塾、そういったものも含めまして、段階的に育成を図っていきたいと考えております。

続きまして、選挙の関係です。こちらにつきましては、実際のところ選挙に出る出ないの連絡はさせていただいております。どうしても電話で確認をさせていただいたケースが多かったかと思いますので、つながらない場合には、確認を取れていないということにはなりますけれど、こちら理由ですけれど、ポスター掲示板、この設置に当たりましては、立候補の状況を見て、区画数、ポスターを貼れる大きさ、何人分貼れる大きさがいいのかですとか、あとは公営物資ということで、皆様にお渡しした選挙運動用の腕章ですとか、車に貼るベニヤの板とか、そういったものを発注するに当たって、どうしても予算に限りがあったので、

できるだけ正確な人数を把握した上で発注をかけたいといったものがございましたので、連絡をさせていただいたというところでございます。

あと、投票率の件でございますけれど、確かに今回の町の選挙も立候補者が20名ということもありましたので、選挙管理委員会としても、投票率は上がるのかなと感じていました。期日前投票の状況も、比較的人数的には多めに来ておりましたので、当日も上がるのかなということで見ておったのですけれど、結果としては下がってしまったと。令和元年度は多くの選挙ございましたけれど、知事選挙については、多少上がったというようなことございますけれど、それ以外の選挙においては、やはり、投票率は下がっている状況にある。ほかの自治体の選挙管理委員会の担当とも話したりするのですけれど、どういった啓発が効果ありそうかということで、相談したりですとか、あとは県の方でも効果的な啓発というのはどうかというところで取り組んでおりますので、参考にはしてはいるのですけれど、実際のところ取組しても、なかなか数字には上がってこないといったところで、今全国的にですけれど、国も県も主権者教育ということで学生のうち、中学生や高校生、選挙権を持つ前からそういう政治に関心を持つような取組というのを、高校18歳の選挙権というのが４年前ぐらいですかね、始まって取り組んできてはいるのですけれど、どうしても、18歳の高校生のうちは、投票率は高い。ですけれど、19歳になると、投票に行かなくなってしまう。そういう傾向が国・県の調査では出ているということで結果としてなってはいるのですけれど、根本的な解決の方法というのは何というのはないのかもしれないですけれど、これも地道な努力しかないのかなというところで、近隣とも取り組み状況をまた参考にしながら、継続して取り組んでいきたいとは考えております。

続きまして、男女共同参画の関係ですかね。パワハラ、セクハラ、職員の関係というわけではなくて、一般町民という視点でということで、職員の関係ということでよろしいですかね。

現在町では、セクハラに関して内部的な相談窓口設けて対応を取っているところでございます。パワハラについては、規定がない関係でございまして、今後こちらにつきましては対応をどういうふうにやっていくかというのは検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、会計年度任用職員に関係してですけれど、まずは、会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムのそれぞれの人数ということでご質問があったかと思うのですけれど、フルタイムにつきましては13人を想定しております。パートタイムにつきましては201人。

それと、職員数についてなのですけれど、職員数については、正職員205人を予算上は見積もっております。再任用につきましては、予算上では８人を見積もっております。

最後に、障がい者の雇用率の関係ですけれど、こちら何年か法定雇用率を下回っている状況にございまして、委員からもご質問いただいていたかと思うのですけれど、令和２年４月１日採用の方で、障がい者を雇用する方向というということでなっておりますので、令和２年４月１日現在では、法定雇用率が達成される予定ということになっております。ただ、今現在は達成していない状況になるのですけれど、４月１日からは達成ということになります。

ただ、また法改正というか、法定雇用率の見直しがされるという話もございまして、その見直しをされて、またどうなるかというところで、そちらについてはまた今後の対応が必要になってくる

ようであれば、また達成に向けて取組をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

職員研修事業については分かりました。

その前に、申し訳ありません、70ページの関係で、申し訳ありません、広聴広報事業のところで先ほど質問するのを抜けてしまいました。

私も議会広報の方やっておりますので、本当に町の方の広報、いかに分かりやすく見やすく誰にも皆さんに読んでもらうような、そういう広報誌ということで、分かるのですけれども、そもそもタブロイドにした理由、先ほどの前段からの委員でも、保管する方が多くて、こういうふうになってしまうと保管できない。そういうふうにおっしゃるのはやはり年齢が高い方、高齢者が言っているのですね。でも、私この保存に困るというのは、大変貴重なご意見だと思いますよ。ただ見てそれでぽいって捨てられるのではなくて、それを保存してくれて、また読もうと思っている気持ちの表れだと思うので、そういうところを大事にしなければいけないのかなというふうに思うので、なぜこういったタブロイドにしたのか、その理由をお尋ねしたいと思います。

それを聞くのを忘れました。すみません。

それから、100ページの選挙費に絡めてなのですけれども、確かに掲示板、あるいは公営物資の発注に限りがあるのでということで、分かりますけれど、これはどう考えても定数が14の倍になることは過去の経緯からもありませんよ。予算取るのに、それは正確なほうがいいけれども、ややもすると、電話で確認といいますけれど、これは越権行為ではないですか。私はそっちの方が問題だと思っているのですよ。町の選管で聞く問題ですか、あなた出ますか出ないかというの。ちゃんとこういうためにお聞きしていますとか、仮に言ったとしてもちょっといき過ぎだと思うのですけれども、私はこれは改めるべきだと思いますよ。出る出ないは勝手ではないですか。勝手というと、言葉悪いですけれど、本当ですよ。掲示板だとか、公営物資の発注のためというのはおかしいですよね。

どの選挙を見ても、私は今回見て、公営掲示板には20人ですから１人だけなのです空いているの。普通は１列２列ぐらいあるでしょう。県知事選でも国政選挙でも。何で町議選だけこんなきちきち。そのいいですよ調べるのも。これで万が一今回の場合は２人ぐらい出たらどうするのですか。追加のほうが大変でしょう。仮にそうなった場合。ちょっとこれはおかしいと思います。幾ら正確に見積りしようとか思ったにしても。その辺どういうふうに考えているのかお尋ねしたいと思います。

それから、パワハラ、セクハラの防止について、法改正が６月にあるということは頭に入っているので、どういうふうな状況になるのかということをお聞きしたのですけれども、これだと、相談窓口はあるけれども、対応をどうするか検討、これではないのと等しいですよね。対応をどうするのかということに対して、きちっとこういうふうにするという方向性がないと心配ですよ。ないのと同じですから。そこはどういうふうにしていかれるのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、障害者法定雇用率、これについてはもちろん基準どおり雇用したいということで、新採用のときに、障がい者も募集したと、残念ながら募集したけれども、正職員に受からなかったという理由は聞いていたのですけれども、そうする

と、その後また障がい者の採用試験、どこかでやったということですね。新年度の令和２年４月１日からは法定雇用率基準どおり雇用できるということですから、そういうことになりますけれども、その辺の経緯についてもお尋ねしたいと思います。

それから、正職員が205人、再任用が８人、会計年度任用職員がフルタイムの方が13人、パートが201人ということで行政サービスをやっているということなのですけれど、そうすると、先ほどパートの方についての時給はいろいろだということで分かるのですけれども、はっきりしている状況でお尋ねしたいと思う。どういうふうになっているのか。

それから時給については、前年度と新年度については変化があるのかどうか、時給の額です、それをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

ご質問の広報「みやしろ」をタブロイド判に変更した理由につきましてお答えをさせていただきます。

広報「みやしろ」につきましては、創刊当時はＢ５判という大きさでございました。また、そのあと、約30年ほど前にＡ４判となりまして、しばらく経過していたのですが、今年の１月号からタブロイド判にさせていただきました。

最近の傾向なのですけれども、町からいろいろ制度の新設や改正などが多くて、より複雑化となった内容につきまして、皆さんにお伝えをしなければならないということも含めたり、あと地域の皆さんのグループのいろんな活動というのが、だんだん多種多様化してまいりまして、その活動が活発になってきております。

このようなことを踏まえて、非常に掲載するボリュームは多くなってきたというのが現実としてございます。それを如実に表しているのが、広報のページ数なのですけれども、Ａ４判に変更した当時というのは12ページの広報でございました。そのあと、どんどんページが増えていって、平成10年、約20年ほど前には大体平均して20ページ、そして昨年は大体平均しますと24から26ページということで、30年ほど前の倍以上のページ数となってきているのが現実です。そうしますと、当然文字数が多くなりまして、読む方からすれば、非常に読みにくい、そもそも読む気も起こらないといったお話も数多くいただいていたというのが現実でございます。

担当としましても、限られたページ数の中で情報を上げるためにはどうしてもやはり文字が多くなってしまって、写真やイラストが少なくなってしまうといったことがございました。また、住民の方からも、最近の広報はすごく読みにくいし、分かりにくいという声も多く頂いていたということがございます。

そこで、より多くの方に広報を見てもらえるように、そして読んでもらえるようにということで、どうすればよいかということで検討いたしまして、その結果、今までのＡ４判の広報から、今度はタブロイド判に変更することによりまして、今までよりも文字の行間を広げたりですとか、空白を多くしたり、また写真やイラストを多く使って、そしてまた、色も今までの２色刷りから４色刷りにすることによって、より見やすく分かりやすくなるような広報にできるのではないかということで、今回変更をさせていただいたところでございます。

確かに、委員おっしゃるように、保管ということについて、いろいろ皆さんからご意見を頂いて

おります。

それだけ委員おっしゃるように広報「みやしろ」を大切にとっていただいていて、同じ広報を見ていただいているということの表れではあると思っておりますので、今後とも皆さんにそういった形でより多くの方に読んでいただけるような広報づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず、選挙の関係ということでお答え申し上げます。

立候補のするかしないかということで、電話でお聞きしたのは、委員おっしゃるとおり多少行き過ぎた部分というのがあったかもしれません。

こちらといたしましては、先ほどポスター掲示板の大きさということで申し上げましたけれど、大きさによっては設置ができなくなってしまう場所等もございます。また、設置に当たって、この大きさでこの場所に設置させてもらいたいということで許可を取っているところもございます。そういったところもございましたので、また今回21人分貼れるようにということで、準備はしたのですけれど、確かに県ですとか国の選挙では余裕をもって実際のところは板が用意されているというのはありますけれど、これは県の方で主に立候補の状況というのを勘案して何人分、何区画分用意してもらいたいということで話が来て、おおむね県の方の指示どおりというか提案どおりに設置しているというのはございます。

今回確認させていただいたのは、やはりポスター掲示板の予定していたよりももうちょっと減らせるのであれば、確かに予算上というのはありますけれど、こちらの説明で足りなかったのですけれど、お金の問題でなくて場所的な問題というのもちょっと要因としてあるということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、パワハラの関係なのですけれど、現在懲戒処分の基準の見直しということで、こちらパワハラ行為があった場合には、懲戒処分の対象になるということで、その基準の改正ということで年度末に向けて事務を進めているところでございます。

続きまして、障害者雇用の関係ですけれど、こちらにつきましては、令和２年４月１日採用の職員採用試験ということで、９月に試験を実施しまして、その後面接を経て、今採用予定ということに至っております。こちらからの説明の時点というのが、もしかしたら９月の決算委員会のときだったかもしれないのですけれど、その時点では、試験実際受験するかどうかというのは分からない状況でございました。募集したところ、そういう応募はありまして、通常どおり試験を受けていただいて、今回採用に向けてということで現在に至っていると、４月１日からは今のところ採用がかなうのかなというところで法定雇用率が達成される見込みであるというところになりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、会計年度任用職員の時給の関係でございますが、現在オフィスサポーターで働いていらっしゃる方につきましては、時給で940円ということになっております。これは４月１日からの会計年度任用職員ということになりますと、一般事務の方で主に967円という時給の単価になってきます。これは、端数が出てしまうのは、基本的に職員と同じ給料表を使うということになっておりまして、これを時給換算しますと、現在の給料表ですと967円になってくるということでございまし

て、多少上がるということになってきます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、ご質問させていただきます。

まず、70ページの広聴・広報事業の関係なのですけれども、先ほど副課長のほうから答弁がありまして、１月からタブロイド判に至った経緯も答弁されました。

分かるのですけれども、結論はどなたにも読んでもらえるような紙面づくりということでくくったのですけれども、タブロイド判についての町民への意見の集約というか、前の方がいいとかという話があるというふうに前段の委員からもいろいろありましたけれども、見直しはしないと。タブロイド判でいくと、それでそのうち、じゃ、慣れるだろう。言葉悪いのですけれども、じゃあ、慣れるまで発行していくと、そのうちそういう声もなくなってしまうかなというスタンスなのか、それともやはりどこかで何らかの形でそういう声を聞いていくのかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

それともう１点は、今回タブロイド判にしたのは、やはり経費節減ではないかというような声も聞かれるのですよ。だからああいうふうにしてしまったのかなと。でも予算書を見ると上がっているのですよね、逆に。そうのなのかどうか確認したいので、ご答弁願いたいと思います。

それから、100ページの選挙費なのですけれども、予算というよりも場所の件ということで、最終的に言いましたけれども、最初はやはり掲示板と公営物資発注に限りがあるのでという、やはり予算的なものも言ったのですよ。これは、やはり宮代町がまだ定数が14のところの選挙ですから、20人30人ではないのですよ。だから、それにしても、場所にしても、そういうふうになったらなったの形でやるべきで、立候補するのかしないのかというのを、しかも現職の議員、あるいは新人さんに聞いたのかどうかも分かりませんけれど、それはやはり行き過ぎですよね。言語道断だと思います。今後はこういうことはやめるべきだと思います。そういう権利があるのですか。私はないと思います。

それから、特に会計年度任用職員の関係なのですけれども、時給が27円ですか、新年度から上がるということで、理解はするのですけれども、どうなのでしょうか、近隣状況なんかはこういうふうになっているのでしょうか。その辺の状況も加味して時給については改正していくのか、その辺の近隣の自治体の状況なんかも加味したということであれば結構なのですけれども、どういう状況でこのようになったのか、お答え願いたいと思います。

それから、障害者法定雇用率なのですけれども、現時点ではそうすると何％で、これは基準確か2.5％ですよね、それをどういうふうに上回るようになるのか、その点最後お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

広報紙についてのご質問にお答えをいたします。

今ご質問にありましたけれども、住民の皆様からは確かに読みにくくなってしまったというご意見を頂いているのも事実でございます。

ただ、しかし、こちらとしましては、先ほどの質問の中にありましたが、そのうち慣れるからいいだろうとかいうような考えは毛頭ございません

で、皆様から頂いた貴重なご意見というのを今後の紙面づくりに反映をして、よりよい、そしてより多くの方に読んでいただけるような紙面にしたいと考えております。

例えば、先ほどの方で答弁にもありましたが、横書きというのが見にくいというお答えをいただいておりました。確かに、今度紙面が大きくなりましたので、端から端まで横で読んでいくというのは非常に読みにくいというようなお答えがありました。

そういったところにつきましては、先ほどのアドバイザーの方のご意見とかも取り入れながら、三段組といった形で読むときに当たっての改行の位置を多くして読みやすくするといったように、そういったご意見を生かしながら、どんどんレイアウトについてはより読みやすくなるように今後とも随時改善をしていきたいというふうに考えております。

それから、広報紙の費用でございます。

先ほどのご質問ですと、前よりも安くなったのではないかというようなご意見もあるとのことですが、実際のところ、令和２年度の予算は広報紙のタブロイド化に伴いまして780万円の予算となっております。前年度、令和元年度が564万6,000円ですので、215万4,000円の増というふうになっております。結果的には、決して安くなるのではなくて、前よりも上がっているというような状況です。増額となったところの背景でございますけれども、確かに広報「みやしろ」の持つ役割といたしまして、町から住民の皆さんに対して、町が今どんな事業をやっているのだろうかとか、そしてこれからどんな事業をやるのだとかいうようなことを町から住民の皆さんに対して、お知らせをしなければならない。また、いろいろとお願いをしなければならない。さまざまなことを周知するといったような重要な役割が広報にはあるというふうに考えております。

また、その反面、住民の方からは広報は家には届いているのだけれども、あまり読まないと、または全く読まないとかいうようなご意見も頂いているのも事実でございます。

せっかく町行政と住民の皆さんとをつなぐ重要なツールである広報紙というのがあまり読まれないというのであれば、その機能とか役割を十分に果たしているとはいえないというふうに思っておりまして、今回のタブロイド判の変更によりまして、確かに費用の方は前年度よりも約200万円ほど上がっておりますが、その結果として、より多くの方に読んでもらえるような広報紙、特にご高齢の方とか、若い子育ての世代の方とか、そういった幅広い方に読んでいただいて、読みやすくなった、分かりやすくなったというような広報紙ができれば、その増額に見合う効果は得られるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず、選挙の関係でございますが、次回の選挙以降につきましては、こういったことがないようにさせていただきます。

会計年度任用職員の時給の関係ですが、近隣の状況も踏まえてということのご質問ですが、宮代町の給料表と近隣の給料表というのは、多少違う部分がございまして、考え方につきましては、近隣等も考え方を聞きまして、同じような対応を取っているケースが多いかなと考えております。

給料の設定についても、各自治体に任されているので、中にはちょっと回答の内容がずれてしまうかもしれないですけれど、期末手当を含めて、

今までの年収ベースと同じぐらいに設定する自治体もあれば、宮代町では年収ベースというわけではなくて、あくまでも時給は時給でちゃんと設定しまして、期末手当はさらに上乗せする形で支給するような形を取っている状況にあります。

町の967円というのが、高いか低いかというのは、一概には何ともいえませんが、近隣と比較しても低いわけでもなく高いわけでもなくといったところにあると認識はしております。

続きまして、障がい者の雇用率の関係ですけれど、令和２年４月１日もう１人採用ということになりますと、2.67ということになりまして、法定雇用率の2.5を上回る形になってきます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　１点だけ、100ページの選挙費なのですけれども、立候補するかしないかはないようにするということなのですけれど、これは課長も知っているのでしょう。これは、副課長から答弁ではなくて、こういうことはちゃんと課長、あるいは副町長いるのですから、やはりちゃんと改めてほしい。そのためにも、少なくとも課長から答弁いただかないとまずいのではないですか。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○総務課長（大橋洋巳君）　総務課長の大橋でございます。

先ほどお話しましたように、今回の件につきましては、私も事前に話を聞いておりまして、やはり掲示板の方がかなり厳しいという形で、ちょっとその土地で確認をさせていただきたいという形で、ただ、無理強いではなくて、要するに回答できる範囲でお願いしたいという形で聞いておりましたので、そういったものを事前に聞いて、今回それぞれ確認をさせていただいたという経緯がございます。

ただ、ご指摘を受けましたので、その辺は改めさせていただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　それではほかにいらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で総務課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時５９分

再開　午後　５時１１分

○委員長（西村茂久君）　これより、子育て支援課分についての質疑に入ります。

担当課長から出席者の紹介お願いいたします。

○子育て支援課長（小暮正代君）　子育て支援課長の小暮でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、出席しております職員の自己紹介をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　こんにちは。

子育て支援課副課長の横内でございます。

よろしくお願いいたします。

○保育担当主査（松岡祥哲君）　こんにちは。

子育て支援課保育担当の松岡と申します。

よろしくお願いいたします。

○子育て推進担当主査（石井　栄君）　皆さんこんにちは。

子育て推進担当の石井と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○子育てひろば担当主査（清水邦江君）　こんにちは。

子育てひろば担当の清水と申します。

よろしくお願いいたします。

○保育担当主査（小野美保君）　こんにちは。

子育て支援課保育担当の小野と申します。

よろしくお願いします。

○国納保育園所長（伊東文子君）　こんにちは。

宮代町立国納保育園所長の伊東と申します。

よろしくお願いいたします。

○みやしろ保育園所長（吉田直子君）　こんにちは。

子育て支援課みやしろ保育園所長、吉田です。

よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑を求めます。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村と申します。

122ページをお願いいたします。

あと、私たちの予算書21ページになります、地域子育てサロンの開催ということで、詳しくお伺いしたいのですけれども、お願いいたします。

１点になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

地域子育てサロンでございますが、こちらは来年度の新規事業といたしまして、子育てひろばとか子育て支援センターになかなか足を運べない母子、そういう方もいろいろ相談をしたりとか、そういった希望があると考えられますので、そういった方々のために、地域に出てなるべくそういう相談を受ける機会、話合いとか子育ての仲間と一緒にお話ができるような機会を設けたいということで、企画した事業でございます。

地域のお店に協力していただきまして、こちらに定期的にそういった子供連れで集まれる日にち、時間を設定いたしまして、地域の方に集まっていただきまして、そこで子育ての悩みを話していただいたり、息抜きをしていただいたりとかということを目的としまして、開催を考えております。

新規事業でございますので、これから細かいところ等は調整しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございます。

じゃ、これから開催しながら考えていくという感じですか。例えば、食事をとるのかとか、何かその辺どうなっているのかなとか。子育てサロンの実施の委託料ということで、99万円となっていますけれども、それの費用はどういった費用なのかとかちょっと。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

実際の事業の運営につきましては、委託という形でＮＰＯ法人の方に事業を、ウェブサイトを作成を委託しております、アンカルクという団体に事業を委託しまして、そちらの事業所において、お店を選出していただいて調整していただいて、お店と調整していただきながら事業を行うということになっています。

お店の特性を生かすということで考えておりますので、お店とアンカルクと食事の内容とか、こういったことは詰めていただいて実施する予定でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございました。分かりました。

私も子供が３歳のときに、食事を友達と子供連れでどこか行こうと思いまして、それで近くの宮代町のある飲食店に入ったのですね。そうしたら、３歳の子供が何人か集まったらもうすごく騒いでしまって、ちょっとご迷惑をおかけしてしまうかなと思ったら、お店の店主の方はいいですよと言ってくださったのですけれども、一緒にその場でお食事をしていた方がしつけがなっとらんということだったのですね。

それで、私たち食事をしないで、大変申し訳ありませんでしたと謝ってお店を出たのですね。それから、ちょっともう宮代町の小さな子をお店に子供連れで入るのはもうできないので、やはり小さい子供がいるときは、ファミレスだねということで、ちょっと遠くまで足を延ばすようになってしまったのですね。

こういった地域子育てサロンということで、本当にとてもいい取組だなと思って、やはり地元で近くでお母さんと子供たちが集まれる場所というのは、本当に心強いと思いますので、ぜひこれから楽しみにしております。

どうもありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑のある人。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

２点ほど質問させていただきます。

令和２年度の予算書を見ますと、本気で子育て世代を増やしたいという事業がありますので、本気だなというような意気込みが伝わってくるような内容だと思っております。

１点目なのですけれども、125ページの児童手当支給事業なのですけれど、こちらお母さん方から大変助かっているというふうな声を聞いております。なので、この金額なのですけれど、第３子以降はやはりかなり金額がかかりますので、こちらをできれば何か増額できるような配慮をしていただきたいなと、できるのかというのが１点目です。

２点目、127ページの町立保育園による病児・病後児保育事業なのですけれど、こちらも育児をしているお母さん方からかなり期待値が高い事業になっております。

ただ、こういった事業がある中で、なかなか預けにくいというふうになってしまいますと、使い勝手が悪くなってしまいますので、どういった体制で取り組んでいくのかというのをお聞かせください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

まず、児童手当でございますが、こちらはご承知のとおり、まずゼロ歳から３歳未満のお子様は一律１万5,000円。３歳から小学校就学までの児童につきましては、第１子、第２子が１万円でございますが、こちらは第３子以降は１万5,000円というふうに増額をされております。中学生が一律１万円でございます。所得制限もございますが、基本的にはこの額になっております。こちらは全国的な制度でございますので、金額はこちらの額で基本的には変えられないということになっております。

３歳から小学校終了までのところで第３子以降の額を増額しているという状況でございます。

次に、病児・病後児保育でございますが、こちらは、今現在町立みやしろ保育園の中で、病後児

保育事業は既に実施しているところでございます。ただ、病後児保育事業は基本的には病気が治った子供、お子様で、熱があったりしたらお受けできないということになります。

こういった、実際にはまだちょっと熱が下がり切っていないのだけれどという段階で親御さん、保護者の方が就労しなくてはならないというニーズもございましたところから、宮代町では病児保育事業も来年度実施しようということで、現在進めているところでございます。

こちら病児保育事業は、基本的には急性期を過ぎました病気になって急性期を過ぎまして、一旦かかりつけ医で診ていただいて、もう落ち着いている状態のお子様を基本的にはお預かりするということで、現在事業の方を進めるべく調整しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

再質問というわけではないのですけれど、児童手当の方、全国一律というのは分かるのですけれど、やはり宮代町で子育てしやすいと、子供が多くても育てやすいというような特徴を出すのであれば、やはり他市町村と違うような感じで、少し増額するとか、そういったことをしないと、やはりほかの市町村に競り負けてしまうような感じがしますので、ここはぜひとも検討していただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかにございますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕でございます。よろしくお願いいたします。

現在の児童クラブにおける人数確認をしたいのですけれども、各児童クラブです。

よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　資料のほうですか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　118ページです。

資料の14ページ。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

学童保育所の人数ということでございますが、委員会資料の14ページをご覧いただければと思います。

まず、14ページの①でございますが、学童保育所入所者数というふうになっておりまして、令和元年度で申し上げますと、かしの木第一児童クラブが49人、かしの木第二児童クラブが37人、いちょうの木第一児童クラブが34人、いちょうの木第一分室が８人、いちょうの木第二児童クラブが35人、ふじ第一児童クラブが50人、ふじ第二児童クラブが60人、かえで第一児童クラブが36人、かえで第二児童クラブが35人、合計で344人ということでなっております。

申し訳ございません。

令和２年度の入所者数についてもご説明申し上げます。

令和２年度でございますが、かしの木児童クラブが合計で98人、いちょうの木児童クラブが合計で91人、ふじ児童クラブが合計で141人、あとかえで児童クラブが82人ということに、合計で412人の児童が学童保育所に入所する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　再質問させていただきます。

コロナウイルスによって、今現在、多分入所さ

れている方が増えていると思うのですけれども、その辺の把握はどうでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　質問はもう少し的確にお願いできますか。もう一度お願いします。

○委員（土渕保美君）　今現在の各児童クラブの入所者数というのですが、それを知りたいので。

○委員長（西村茂久君）　今現在というのはいつのことをおっしゃるのですか。

○委員（土渕保美君）　学校が休校になってから。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（小暮正代君）　子育て支援課長の小暮でございます。

コロナウイルス関係で、議場でもご説明させていただきましたとおり、学童保育所の方は長期休業期間中と同様に７時半から開所をさせていただきまして、運営を行っているところでございます。

人数ということでございますけれども、急遽この体制を取るに当たって、新規の方も募集をさせていただきまして、確か記憶では６名ぐらいが新しく入ったのですけれども、実際蓋を開けてみますと、長期休暇届というのが学童保育にはあるのですけれども、それを出された方が結構多くおります。

日々人数は変わっておりますので、私が今手元にある３月５日の日のということでお話させていただくと、かしの木が46人、いちょうの木が47人、ふじが67人、かえでが34人という状況で、先ほど申し上げた数字よりも約４割程度の方はやはり自主的にお休みをいただいているという現状になっているところでございます。

○委員長（西村茂久君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　分かりました。ありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　質疑のある方。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　全部で７点ほどお聞きしたいと思います。

１つ目は、49ページです。

その中に、一時的保育保護者の負担金ということで、一時的な保育需要及び保護者の疾病等に対応する一時的な保育の保護者負担金ということなのですけれど、これは一時的ということなのですけれど、これは保護者が急に病気になったとき、これはその日に受け付けてくれるのかどうか、それと同時にこれは何人ぐらい利用したのかどうか、その辺のところも教えていただきたいなと思っております。

それから、53ページです。

第20款の諸収入、第４款雑入でございます。

学童保育所の光熱水費負担金、かえで児童クラブ指定管理からの徴収する光熱水費と書いてあるのですけれど、これはたくさんある営利団体、ＮＰＯ法人かえで児童クラブだけから頂いているという項目なのでしょうか。ほかの公営での施設の運営している団体からの徴収はあるのかないのか。それから学童だけはかえでだけがなぜこういうふうになっているのかどうか、その辺のところちょっと分からないので、お聞きしたいと、ほかのところは書いていないということになると、かえでだけということになると、何かおかしな感じがしたので、ちょっと説明お願いしたいと思います。

それから、同ページなのですけれども、上から６番目、先ほど言いました保育園給食費の保護者負担金です。

これ全国的なあれですけれど、これによって収入によって違うのだと思いますけれど、ただ保育料が無料になったのですけれど、給食費というか副食費が有料になって、負担が逆に多くなったという保護者がいるのかどうか。その辺のところあ

ったら教えていただきたい。その辺のところが資料では分からないというのがあったものですから。

あと、４番目として、118ページです。

第３款の民生費、第２項児童福祉費の学童保育運営事業でございます。昨年度学童保育指定管理制度に移行したのですけれど、昨年度は予算が6,385万円でしたのですけれど、本年度では１億1,920万円。この予算を編成して、どういうところが内容的に変わってきたのか。例えば労働時間だとか、職員の人数だとか、賃金が変わったのだとか、おやつが変わった、設備が変わったのか、その辺のところがどういうふうに変わったのか、委託した先が。職員が喜んでいるのかなという感じはするのですけれど、給料が上がったというううわさも聞いています。その辺のところを詳しくどの辺が変わったのか教えていただきたいなと思っております。

５番目には、120ページです。資料では３ページになっております。

ひとり親家庭等の医療費の支給事業です。

昨年度よりは107万円ほど減額されているのですけれど、資料を見るとほとんど変わっていないのですよね、利用している人が。何で107万円減っているのかなという感じがしたので、その辺のところを詳しい説明をお願いします。なぜ減ったのか。

あと、６番目です。同じページ数なのですけれど、７目⑺子供の医療費支給事業です。

子供の医療費の人口が減ると、いろいろ学校対応なんかで述べられていたのですけれど、資料を見ると、支給人数や医療は年々減っているのですよ。逆に予算を見ると子供の医療費予算が年々増えている。その辺のところの関係を教えていただきたいと思います。

最後に７番目としては、124ページです。

保育園費、保育園人件費が大幅に上がったことです。

これは再任用試験導入のためだと思われるのですけれども、再任用保育士の平均労働時間、あと平均賃金などわかったら教えていただきたいなと思っています。人数とか、何人雇っているのか。

それと、ちょっと申し遅れました127ページです。

病児・病後児保育協力金と書いてあるのですけれど、これはどこの団体に30万円の委託しているのでしょうか。報償費として。個人なのですか、それとも団体に報償金として出しているのか。その辺のところももう一度詳しく教えていただきたいなと。

その病後児保育やった場合、時間的な制約というのはあるのかどうか。例えば朝熱が出たから親は行かなくてはいけないということになると、その日に申し込んで、その日に受け付けてもらえるのかどうか。その辺のところも教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　順次答弁をお願いします。

副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

まず、一時保育事業でございますが、こちらは原則３日前の申込みとさせていただいているところでございます。

一時保育の利用状況でございますが、こちらは委員会資料の19ページをご覧いただきたいと思います。

19ページ、令和元年度の２月１日末日時点の実績でございますが、非定型保育、こちらの方が644人ご利用されています。緊急保育が20人ご利用されております。私的保育が189人ご利用され

ております。合計で853人ご利用されております。

一時保育でございますが、こちらは保護者の方が通院、通学、また短期就労、自宅での看護、もしくは保護者の方の病気でもお受けすることができます。子供の保育が一時的にできなくなった場合にお預かりする保育でございます。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○保育担当主査（松岡祥哲君）　保育担当松岡です。

お答えいたします。

かえで児童クラブの光熱水費ということですけれども、町立、かえでも含め、ガス代は自分のところで支払いをしているので、町からも子育て支援課の方で支払いをしているところです。

電気と水道は学校と共通のものであるので、支払いの方は学校の方で支払っているところです。

かえでについては、ＮＰＯ法人から電気代と水道代の案分といいますか、１年間でこれぐらいの額というところで15万円１年間こちらにお支払いいただいているというところです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

保育園の給食費の保護者負担金の関係でございますが、こちらは増額となった方はいるかというご質問でございますが、増額となった方はいらっしゃいません。こちらで保護者負担金については、給食費の保護者負担金については増額となった方はいらっしゃいません。

続きまして、学童の指定管理になって、何が変わったかというご質問でございますが、指定管理は来年度、今公設公営の学童保育所につきましては、令和２年度から指定管理者制度を導入することとなりました。変わった内容は委員おっしゃるとおり賃金です。指導員の賃金がこちらは現行より賃金が上がりました。

また、保育時間につきましても、まず終わりの時間が現在６時半となっているところでございますが、こちら終わりの時間をまず７時まで延長する予定でございます。

また、内容につきましても、指定管理者制度を導入するメリットを生かしまして、質の高い学童保育ができるよう、さまざまな教室や民間事業者のノウハウを生かしていただいて、飽きが来ないような保育内容をしていただくということでお願いをしているところでございます。

学童保育については以上でございます。

次に、ひとり親医療費の減となっている理由でございますが、ひとり親医療費につきましては、年度によって若干入院されて使った方が多かったり、こういった状況によりまして、若干年度間の上下がございます。年度間の変化のうちの範疇だというふうに考えているところでございます。特に大きく変化したという大きな理由があるということではなくて、年度間の変化の範疇だというふうに考えております。

次に、子ども医療費の支給についてでございますが、こちらは人数が減になって、給付額の予算額は増になっているということでございますが、こちらは、やはり年度間の変化の状況にもよりますが、給付費の予算につきましては、途中でなくなることがないように、給付分につきましては多少余裕をもって見込んでおりますところから、給付費の方は増額というふうになっているものでございます。

続きまして、保育園の賃金の関係でございますが、平均賃金とのご質問かと思いますが、申し訳ございませんが会計年度任用職員に移行した関係で、基本的に管理が総務課に移りますので、ちょっと原課では申し訳ございません、ちょっと把握

していないところでございます。

次に、病児・病後児保育の協力金の内容でございますが、こちらは協力医療機関を、病児・病後児保育事業を実施するに当たりまして、協力医療機関と提携を結びまして、内容によっては協力をしていただくということを考えておりまして、そちらの医療機関にお支払いをする謝礼でございます。

また、病児保育がその日にご利用できるのかというご質問でございますが、病児保育は利用の方法はまず主治医にかかっていただいて、状況が落ち着いてから、急性期を達してからということになりますので、熱が出たその日にご利用することは基本的にできないということで考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　先ほど49ページの一時保育の保護者負担のところの中身なのですけれど、これを３日前に届ける必要があるということなのですけれど、３日前では本当にどうなのかなという感じはします。親が熱を出して子供の面倒を見切れない。例えば今回コロナウイルスなどはやっていますよね。親がコロナウイルスにかかった場合どうするのかなという感じはしますよね。その辺のところをきちんとやはり、私、緊急のことではないかなと、保育に預けるということになると、緊急の用事で預けなくてはいけない。それができないとなると、何のためのこういう項目を出しているのか分からないというのが私の意見です。

ぜひ、その辺のところを改善してもらえないかなという感じはするのですけれど、いかがですかね。もう一度お願いします。

それから、雑入、かえで児童クラブにかけるということなのですけれど、これは先ほども言いましたほかの団体も同じような扱いなのかどうか、何かかえでさんと書いてあるので、ちょっとおかしいなという感じがするのですよ。ほかの公設を使っているところは委託しているところは全部こういうのを頂いているのかどうか。全部に頂いているのなら話は分かるのですよ。この中身を見るとかえでだけという感じがするので、おかしいなという感じがするのです。これは副町長が答えてくれれば一番ありがたいのではないかな。これを担当部署に言われても困ったなという感じがするのではないかなと思っているのですけれど。

３つ目です。

給食費は全国的にないということで分かりました。

いないというのは、給食費、副食費なんか上がったより、以前の計算以外いないということですね、上がった対象者が間違いなく、分かりました。

あと、学童保育の運営事業がこれから民間になるのですけれど、給料等上がったというのですけれど、どのぐらい上がったのですか、分からないのだけれど。あと、保育時間が６時半から７時になる。これはかえでなんかもやっていますよね、７時までとっくに。質の高いと言われてもどういうことが質の高い保育になるのか、民間業者のノウハウを生かしたといっても、学童保育というのは、やはり子供さんを一時的に預かるというところが主任務だと思うのですけれど、ノウハウは民間の業者にどういうところが町と比べて高まっているのか、その辺のところがちょっと分からないのだけれども。それで倍の委託料を出している、倍まではいきませんけれど。その近くの委託料を出している。そのあれがちょっと分からないというのが。町でやると半分ぐらいでいける。民間委託でやると１億何万円、その中にかえでが1,000万円入っていますから、9,000万円ですか予算の中で。今まではかえでも含めて6,000万円ぐらい

でできてましたよね。その辺のところもノウハウだけでそんなに変わるのかなという感じがするので、ちょっとその辺のところもう一回説明をお願いしたいと思います。

独り親家庭の医療事業については分かりました。

年度により入院とかそういうのが変わるのだということでわかりました。

それと、子供の医療費も給付を余計に見積もっているのだ。子供ですからいつどういうふうになるかわかりませんので、このことも分かりました。

それと、先ほども言いました127ページです。

病児教育医療機関ですけれど、これはどこの団体なのでしょうか。それのところの説明がなかったものですから、お願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○子育て支援課長（小暮正代君）　子育て支援課長の小暮でございます。

まず、１点目の一時保育の関係でございます。

親御さんが急に病気になったらどうするのかというところでございますけれども、一時保育につきましては、まず定員があります。その定員がなぜあるかというと、当然保育士を確保するわけです。そのときに必要な保育士が。その保育士というのは、今基準と同じように何歳が何人だったら何人保育士をつけるということでやっておりますので、基本的には予約という形を取らせていただいております。

あと、町では緊急サポートという事業を行っておりますので、そういった事業につきましては、急遽病気になった方その日でもご相談いただいて、使うことができますので、そういった方につきましては、そういった緊急サポートとかファミリーサポートご案内させていただければなというふうに考えております。

それから、ちょっと後で２点目を少し飛ばさせていただいて、学童保育の関係を私の方からまたご説明させていただきたいと思います。

まず、どれだけ人件費が上がるのかというところでご説明をさせていただきます。

ご承知のとおり、学童保育につきましては、今度指定管理になりまして、各学校ごとにまず所長を配置して、各支援単位というのですが、クラスごとに副所長を配置すると、これは指定管理者のアンフィニの常勤職員として雇用していただくというところがまず大きく違うのですね。要は、責任体制をきちんと明確にすると。これまで学童保育はやはり現場ではなかなかそういう皆さん同じ立場ですから、なかなかそういった判断、責任というところが取れないでいたというのが一つの課題でございましたので、そこはきちんとそういう体制を取ると。

所長につきましては、一応給与と手当を入れますと336万円。副所長につきましては、やはり手当とか入ってきて、今想定されている数字で申し訳ないのですが、243万4,000円。これはアンフィニから出されている計画段階のものでございますけれども、現行の非常勤特別職で指導員になっていただいている方が、現行ですと15万7,000円掛ける十二月でございますので、188万4,000円だったわけでございます。そちらが今所長、副所長となられる方につきましては、こういった増額になるというところになります。

それから、普通の臨時の方でいきますと、有資格のある方につきましては、現行が1,050円でございますけれども、こちらが指定管理者後では1,150円。それから無資格の方につきましては、現行の町では980円でございますが、こちらが指定管理後は1,070円というところでございまして、

いずれも給与の方は上がっているというところでございます。

じゃ、どういった質が上がっているのかというところでございますが、まず一番大きな点は、学童保育指導員の研修体系が年間指定管理者によって位置づけられておりまして、これまでは町の方では、独自な研修とは実は行っていなくて、県の研修とか、参考になる研修をご紹介して、もちろん費用負担は町なのですけれど、そこをご案内して行っていただいているという現状でしたけれども、今後は指定管理者が独自に専門の講師がいますので、その講師が年間きちんとまず研修体系を組むといったところが、一番保育の質の向上というところは大きな変化かなというふうには考えております。

あと、サービス面につきましても、すごい体験教室であるとか、さまざまな活動、そういったものを取り入れる仕組みを指定管理者の方は導入する予定でございまして、保育の多様化も図られるというふうに考えているところでございます。

そのほかに、これまでもご説明してまいりましたけれども、登園管理システムというものが入ってきますので、学童に入ってくると、それが保護者にちゃんと、今学童入ったよということが分かるようなそういうメールもできますし、保護者との指定管理者のコミュニケーションツールとして、一斉メールであるとか、行事だとか、そういったものも全部配信してもらうような、そういったサービスも含まれているということになります。

あと、長期の夏休み休暇中などは、お弁当を注文で受けて、これまでは今まではお弁当を持ってきてもらっていたわけですけれども、保護者の負担軽減ということも図る予定でございます。

いずれにいたしましても、指定管理者につきましては、定期的に利用者、子供も保護者も含めてアンケート等を実施して、業務改善、事務改善に努めていく予定でございますので、そういった保護者の皆様の声が反映される学童保育を期待しているところでございます。

それと、病児保育の責任の場所ですけれど、今みやしろ保育園の隣にある六花の方と調整をさせていただいているというところでございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

かえで児童クラブからの光熱水費の歳入についてでございますが、現在このような形で歳入をさせていただいているのは、かえで児童クラブのみでございます。ほかの学童保育は公設公営ということで、町の中の支払いの一つでございますので、特に分けてお支払いしているということはございません。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ちょっと順不同になりますけれど、最初にこれから民営化になる学童保育、確かに給料その他いろいろなことやっているわけです。それで、町でやっていたよりか予算を多くつけている、そういうことですよね、簡単に言えば。そのために。

そうすると、もう一つ先ほども言いましたが、かえで児童クラブ1,000万ちょっとしか出ていませんけれど、それとの整合性というのは取れるのでしょうか。片方には出して、片方には出さない。賃金も288万円から336万円、そして243万4,000円副所長が。その辺のところの整合性というのは、どうやって町はもう一つの指定管理ＮＰＯ法人でやるかえでクラブにこういう賃金に見合った補助金を出すのでしょうか。そちらは別だよということなのでしょうか。

それと、光熱水費、これもかえでしか取っていないということはちょっと問題ではないかなと感じはするのですよ。同じ町の子供たちを扱っている児童クラブです。町の町民の子供なのですよ、税金を取って。そこを片方しか取らないというのはちょっと不公平感が私個人あるなという感じがするのです。その辺のところは調整できないのでしょうか。ほかにあるというのであれば、そうかということで分かるのですけれど。

それから、先ほども言いました、親御さんが病気になったとき、サポートセンターがあるからそっちの方に行ってくれということなのだと思うのですけれど、これは本当にその日に預かってくれるのでしょうか。サポートセンターで。安全面とかそういうのも含めて、食事とかそういうものも含めて。それでやってくれるというのであれば別なのですけれど。内容というのは何時から何時まで預かってくれるのでしょうか。

それと、分かりました。協力金は六花の方と今調整をしているのだということですね、分かりました。

以上、さっきのこと言った質問の内容だけお願いします。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　６時０４分

再開　午後　６時１４分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、子育て支援課分の質疑を行います。

山下委員の質疑に対する答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（小暮正代君）　子育て支援課長の小暮でございます。

それでは、学童保育のことにつきまして回答させていただきます。

まず、指定管理料の話ですけれども、かえで児童クラブにつきましては、保護者からの保育料と町からの指定管理料で運営をしていただいているところでございまして、大体あそこに２クラスございますので、１クラスが1,000万円ぐらいかかっているかと思います。

今度町の方で指定管理料を出させていただきますのは、一応10クラスという単位で募集をしましたので、１億円というところでございますので、かえでと大きく乖離がしているというふうには考えていないところです。なぜならば、この指定管理料を積算するに当たりまして、町の方で最初にです、限度額というのを設定するわけなのですけれども、ここはかえで児童クラブを参考にさせていただいていると、かえで児童クラブを参考に積算をしたところでございますので、そういった背景がございます。

賃金は異なってくるのではないかというところでございますけれども、かえで児童クラブは確か常勤の先生が４名配置するというふうになっているかと思います。それぞれ賃金の給与の差はあるのですけれども、例えば実績を見させていただきますと300万円という方も中にはいらっしゃいますし、基本給と超勤合わせましてもさほど大きく今後の指定管理者との差があるかというと、そこまでは大きく乖離していないのかなというふうには思っております。

しかしながら、先ほどのもう１点のご質問の光熱水費という話になるのですけれど、こちらの光熱水費につきましては、確かにかえで児童クラブだけが載っているというところはご指摘のとおりかと思います。

これまで、町の方で支出していた部分があるわ

けでございますけれども、かえで児童クラブにつきましては、長い歴史といいますか、それこそ指定管理になる前、業務委託になる前、保護者が自らやっていた時代の運営の方法というのがそのままずっと引きずられてきているかなというふうには思っていまして、今回５年の指定管理を出させていただいておりますので、そういった中で調整していく必要があるものが幾つか実はあります。

今回改めて民間事業者に指定管理を出す際に、やはりかえで児童クラブとの違いというのは確かに出てきております。その点は、かえで児童クラブのほうにもお話をし始めています、私どもの方。こういったところが少し違うから今後どうしていきましょうかといったような話もしてきますし、そういった部分では今後本当にＮＰＯと調整をさせていただきながら、運営していければなと思っております。

そして、新しい指定管理者との情報共有がかえで児童クラブともちゃんと図れるように、話し合いの場を設けたり、これも以前お話ししましたけれども、指定管理者の方の研修にもかえで児童クラブのほうにも入っていただいて、一緒に取り組んでいく、保育の質の向上に向けた取り組みを両方で進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

緊急サポートの内容についてお答え申し上げます。

その日の申込みでも受けるのかどうかということでございますが、緊急サポートはその日の申込みでもお受けいたしております。

利用の時間帯などでございますが、利用の時間帯は基本的には提供できる会員がいれば、24時間対応できます。ただ料金設定が多少異なりまして、昼間の時間帯、８時から20時の間は１時間当たり利用料が1,000円になります。また、夜の時間帯、20時から朝の８時までは１時間当たり1,200円になります。

また、宿泊をされる場合は、一律１万円という料金設定になっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○子育て支援課長（小暮正代君）　申し訳ありません、一つだけ補足させてください。

先ほど所長の給与をお話ししましたけれども、今度勤務時間が長くなりますので、朝の10時から勤務に入っていただくということも含めての給与だということでご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　すいません、時間もあれなので教えていただきたいのは、121ページの児童福祉対策事業、私たちの予算書、子育て支援課の令和２年度の取組のなかにもあるかと思うのですが、本年度の特徴にも入っていますが、民間保育所への支援として給食費補助金交付要綱を見直すとともにということと、それから保育士を確保するための新卒保育士就職準備貸付事業を新たに投入しますとありますが、これ２つについてちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○保育担当主査（小野美保君）　保育担当、小野です。よろしくお願いします。

まず、民間保育所給食費補助金の交付要綱の改正についてですけれども、今まで私立保育園、町内の私立保育園に定員掛ける２万円というようなところで給食に係る一部を補助しておりましたけ

れども、定員を超過して、弾力化で受け入れをしていただいている現状がございますので、実人数掛ける２万円というような形で実態に基づいた補助金の交付をしていくようになりました。

それと、新卒保育士就職準備金貸付事業というものですけれども、こちらは埼玉県の方でやっております貸付事業でして、保育士の人材確保がとても大変であったり、あと、新卒の保育士が保育園の方に就職していただけるようにということで、県の社会福祉協議会が15万円と、あと町の方で５万円ということで、合わせて20万円を新卒で保育園に就職される方に貸付けをするというものです。

こちらなのですけれども、２年間そこの保育園で勤務をなさった場合には、返還というのはなくなるというようなところでその保育園に続けて勤めていただければというような事業となっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

そうしたら、これは５人分という計算でよろしいのですか。

○委員長（西村茂久君）　答弁願います。

担当主査。

○保育担当主査（小野美保君）　保育担当、小野です。

５人分というのは、私立保育園３園と、私立の小規模保育施設２園分ということで、１園につきお一人分というようなことで、計上をしております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑のある方。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

資料の20ページ、子育て支援センターの利用状況なのですけれども、まだ１月締めで子育て支援センターの人数が少なくて、３月まで見積もっても減ってはいるのですけれども、これは別に理由とかがあるのかないのかということが１点。

それと、先ほどご説明いただきました、地域子育てサロン120ページ子育て未来事業だと思うのですが、町内の私たちの予算書では21ページです。地域子育てサロンの開設で、アンカルクの方がということで、町内の飲食店などの地域店をということなのですが、これは大きく見て地域店というのは、例えば町内の中心部とかという捉え方なのか、それとも、姫宮駅、和戸駅、３駅あるのですけれども、その地域であるのか、そこをお聞かせください。

それと、あとちょっとこれ補正でも出ていたのですが、ピアシティの中に、小規模保育園の話が出ていましたけれども、これはカインド・ナーサリーが今２か所ちゃんと運営してくださっていますけれど、同じなのか別なのかお答えできたらお願いします。

それと、私たちの予算書の同じ20ページの子育てひろばの運営事業です。232万円の内訳をお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○子育てひろば担当主査（清水邦江君）　子育てひろば担当の清水です。よろしくお願いいたします。

子育て支援センターの利用人数がちょっと減っているのではないかというご質問をいただきました。

特に理由はないのですけれども、今後ひろばのスタッフ、それからひろばの職員が２名おりますが、スタッフと職員と協力いたしまして、新しい事業、そして今までの事業の見直しを行いまして、

また来ていただく方がどんな事業希望をしているのとか、どんな教室を希望しているのかとか、アンケート等を取らせていただいて、来ていただく親子に楽しんでいただけるよう、そしてたくさんの方に利用していただけるように、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

引き続き、サロンの開設場所につきまして、委員からご指摘のありましたように、１か所ではなくて、駅が３駅ありますので、そちらの姫宮駅、東武動物公園駅、和戸駅、いろいろなところにそちらのサロンを開設させていただく予定でございます。そちらで、子育て支援センターに来られないお母様方がいろいろな地区にサロンを開催いたしまして、そこで先ほどお話がありましたように、悩みをそちらでお話ししていただいたりとか、またそこであといろんな講座もちょっと開きたいなと考えておりますので、以上でございます。

すみません、232万円の子育てひろばの内訳についてお答え申し上げたいと思います。

こちらは、子育てひろばを運営させていただくに当たりまして、おもちゃなどを買う備品購入費だったりとか、あとは教室などに使う折り紙とか色紙とか、そういうものを購入する代金。また、相談事業も行っておりますので、相談員にお支払いする報酬、報償費などが含まれております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　利用状況、理由はないということで、すごくいろいろ取り組んでいただいているのは分かっているのと、あと、あんまりたくさんいるよりは子供たちの活動でちょうどいい人数かなとも、あんまりたくさんだと大変そうにも見えるのですけれど、それはまだ受入れ態勢としては大丈夫な感じなのか、今までだんだん人数は減っているのですけれど、どんなのかなとちょっと人数のいる空間の広さというのですかね、そういうのはどうなのかなと思ったのですけれども、それが１点です。

あと、サロンのほうは、姫宮駅、和戸駅やってくださるということで、非常にありがたいです。和戸はお店があまりないので、協力してくれるところがあるかなと思ったのですけれど、事業者に協力していただいて、やっていただけたらありがたいです。

あと、232万円の内訳分かりました。それで、これ講座とかもいろいろ赤ちゃんのマッサージとかしているのですけれど、そういうのは大体どれぐらいの費用でやっていますか。

以上でお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

最初のご質問で１つ答弁漏れがございましたので、お答えさせていただきます。

新しく整備する小規模保育所の関係でございますが、こちらは委員おっしゃるとおり、宮代町で現在２か所の運営実績があるカインド・ナーサリーという事業所が行う予定でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○子育てひろば担当主査（清水邦江君）　子育てひろば担当の清水です。

・山委員の質問についてお答えさせていただきます。

先ほどひろばの広さについてご質問がありましたけれども、大きなイベントなど、進修館でやっている運動会など、たくさん人数が集まるイベントにつきましては、合同イベントもあるのですけ

れども、そちらのイベントにつきましては大ホールで行ったりしております。

１歳児教室とか、２歳児教室とか、そういった教室につきましては、登録制とさせていただいておりますので、お教室とか講座についてはひろばで十分やっていけると思っております。

申し訳ございません。ベビーマッサージとか子育て講座の報酬につきましては、資格があった方、例えば臨床心理士とかに来ていただいた資格がある方につきましては、ある程度ちょっと１万5,000円ぐらいとかお支払いさせていただいているのですけれども、ベビーマッサージとかその他の事業につきましては、大体お一人5,000円ぐらいずつ報償費をお支払いさせていただいている状況でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　分かりました。

１点だけ、先ほどの小規模保育のところで、今あの中で……、すいません、２階の広いところかと思うのですけれど、今までの場所とちょっと大きい感じがするのですけれど、使い方は同じなのでしょうか。

分かりましたらお願いします。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

新しい小規模保育所につきましては、現在場所とは民間の賃貸契約になりますので、双方で現在調整中でございます。まだ最終決定には至っていないというふうに聞いておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑を求める方。

金子委員。

○委員（金子正志君）　資料の22ページをお願いいたします。

ゼロ歳から15歳の人口推計の表があるのですけれど、この表は保育園の来年以降の人数把握、学童の人数把握のために必要なのだと思います。

それで、どうしてもおかしいところがあるので、ちょっと質問なのです。

まず、上の３行は実績ですけれども、終わった話です。そうしますと、2018年にゼロ歳だった260人のお子さんは、次の年の2019年に全員１歳になります。260人が270人。そうすると10人が転入してきたのだなと想像できるわけです。でもさらに１年たって2020年、２歳になりまして272人、そうしますと２人転入してきたなと。道仏地区がありましたから転入者が増えるというのは分かるのですけれど、この子たちが３歳になるときになぜ238人というふうに、いきなり34人もいなくなってしまうのか、この根拠が全然分からないのです。来年こんなに減ってしまう。さらに見ていくと、４歳になったら234人、４人減ってしまう。５歳になったら237人で３人増える。わずかな数字です。６歳になって237人で移動なし。ところが７歳になるときに50人も増えているのです。これが理解できないの。何で小学校１年生から２年生になるときに子供が50人もいきなり増えるのか。このおかしいのが下まで全部続いているのです。237人が287人に50人増えているわけですけれど、237の下の数字を見ると、235人なのです。その子たちが７歳になるときは283ということで、やはり50人近く増えているのです。以下同様に下まで2038年までずっと40人か50人ぐらい増えているのです。だから何で６歳から７歳になるときに40人50人ぐらい増えるのかなというのが、幾ら推計とはいえ、これだけ数字が違うと、今後の学童の運営にも影響が出るのではないかなというぐらいの大

きな誤差なので、多分来年もこの表をそのまま一切変えてこの表が出てくると思うので、もし修正するのだったら、早いほうがいいと思いまして質問いたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

そうですね、議員ご指摘のとおりです、ご指摘のとおり2018年から2020年までは実績値を入れさせていただいているところで、2021年から2025年までにつきましては、現在子ども子育て支援事業計画というものを策定中でございまして、ここで一応位置づけを予定している人口推計を５年間利用しているところでございます。

おっしゃるとおり、次の年は１つ年齢が上がった人数になるということになっておりますが、すいませんちょっと推計の方法が何種類かございまして、いろいろ今までの実績等を踏まえて推計をしたわけでございますが、確かに若干のちょっと誤差が出ているかもしれません。この点につきましては、計画におきましても、中間見直しという位置づけもございますところから、実際の実績がどんどん出てきた時点で途中で見直して、サービスの供給量は足りなくならないような推計に修正していくという作業も行う予定でございますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（西村茂久君）　ほかにございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　すいません、１点だけお尋ねしたいと思います。

124ページの上のほうの13、学童保育所整備事業。説明あったと思うのですけれども、笠原小学校内ふじ児童クラブの保育施設周辺整備関連工事の実施、これはどういう内容なのでしょうか。

それだけお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

こちらの学童保育所整備事業でございますが、こちらは令和２年度におきまして、ふじ児童クラブの笠原小学校内に現在建設中のふじ児童クラブの周辺の柵を造る工事の工事費を計上しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で子育て支援課分の質疑を終了いたします

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（西村茂久君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月16日月曜日、午前10時から委員会を開き、福祉課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　６時４１分

予　算　特　別　委　員　会

第　２　日

出席委員（１３名）

山　下　秋　夫　君		丸　藤　栄　一　君	
九・山　妙　子　君		浅　倉　孝　郎　君	
金　子　正　志　君		西　村　茂　久　君	
小河原　　正　君		泉　　伸一郎　君	
角　野　由紀子　君		塚　村　香　織　君	
合　川　泰　治　君		土　渕　保　美　君	
川　野　武　志　君			
（議　長　田　島　正　徳　君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町　　長	新　井　康　之　君	福祉課長	吉　永　吉　正　君
福祉課副課長	宮　野　輝　彦　君	福祉課主幹	伊　東　浩　二　君
社会福祉担当主査	関　根　雅　治　君	障がい者福祉担当主査	中　村　淳　一　君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	佐　藤　賢　治	主　　査	小　林　賢　吉
主　　任	岡　村　恵美子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名でございます。これより３月11日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第１１号の審査（福祉課・議会事務局）

○委員長（西村茂久君）　本日は、議案第11号　令和２年度宮代町一般会計予算についてのうち、福祉課、議会事務局分の順に質疑を行います。

これより、福祉課分について質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○福祉課長（吉永吉正君）　皆様、おはようございます。

福祉課長の吉永でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

出席の課員につきましては、自己紹介をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　おはようございます。福祉課副課長の宮野と申します。よろしくお願いいたします。

○福祉課主幹（伊東浩二君）　おはようございます。福祉課障がい者福祉担当の伊東と申します。よろしくお願いいたします。

○障がい者福祉担当主査（中村淳一君）　福祉課の障がい者福祉担当主査、中村淳一と申します。よろしくお願いいたします。

○社会福祉担当主査（関根雅治君）　同じく社会福祉担当、関根と申します。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

３点の質問と、あと、１点、要望がございます。

１点目が、119ページの児童福祉対策事業になります。こちらの福祉産業委員会資料の中の９ページになります。福祉課のほうの９ページのところの障害者総合支援事業のところなんですけれども、こちらの児童発達支援について、平成29年度から令和元年度までの給付費が出ているんですけれども、利用者が18人、19人、29人というふうに増えているんですけれども、平成30年度と令和元年度が10人増えているけれども給付のほうがほとんど変わらないというのは、これどういったことなのかなというのと、その下の放課後デイサービスのほうも、人数が増えているにもかかわらず令和元年度は1,000万円ぐらい減っているので、これはなぜなのかなというのと、その下の保育所等訪問支援についてなんですけれども、こちら、あまり人数が増えていないんですけれども、何で増えていないのか、もしくはニーズがないのかということをお聞きいたします。

それと、16ページの近隣市町の放課後デイサービスの事業所数と定員数なんですけれども、宮代町は１事業所しかなくて定員も10名なんですけれども、今後、何か増やしていくような計画とか補助があるのかというのが１つになります。

もう１点目が、私たちの予算書の54ページの旧ふれあいセンターの福祉活用なんですけれども、福祉で活用するということは分かったんですけれども、ここに高齢者のサロンとか、あと、子供たちの居場所みたいなものが入るのかどうかというのをお聞きいたします。

最後ですけれども、こっちの歳出予算事業別概要書のほうの113ページのほうの老人福祉費の中の高齢者健康づくり支援事業なんですけれども、こちらは要望なんですけれども、基本的に日本の場合は何か病気になってから何かするという対処療法なんですけれども、欧米とかもしくは長野県みたいに寿命を延ばしている県は予防原則ということで病気にならないというようなことで、体操をしたり食事療法なんかを行っておりますので、宮代町ももう少し予算をつけて、病気にならない町とか病気にさせない町というようなまちづくりを行ってほしいなというところです。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○障がい者福祉担当主査（中村淳一君）　障がい者福祉担当主査、中村です。

１番のご質問についてお答えさせていただければと思います。

資料の９ページです。児童発達支援のところで件数が平成29年度と平成30年度は大きく変わらないが給付費が伸びているという点なんですが、こちら、平成29年度の、この人数というのはその１月末時点での利用者数ということなんですが、29年度の後半ぐらいから非常にこの利用者の人数が伸びてきていまして、これは、平成29年度は前半のほうはまだ人数が少なかった頃ということで、後半頃から伸びてきている。平成30年度については、その方々がほぼ１年間利用したということで、給付費に開きが出ているというところでございます。

放課後デイサービスにつきましては、平成30年度と令和元年度はほぼ横ばいなんですが、これ、令和元年度は１月末時点での利用給付実績でございますので、３月末時点となりますと平成30年度と同じかやや伸びるという傾向になるかと思われます。

保育所等訪問支援についてなんですが、こちらは放課後デイや児童発達支援を利用されている方で、かつ、保育園や幼稚園もしくは小学校通っている方でその学校や幼稚園への訪問を希望する場合、その支援者がその学校や幼稚園に訪問して、実際の学校、幼稚園での活動の様子などからアドバイスをするというものなんですが、こちらは近隣もそうなんですけれども、そこまでこの福祉サービスの中では需要、ニーズも伸びていないというところで、この人数にとどまっているというところでございます。

１番の質問につきましては以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　はい。副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

２点目の放課後等デイサービスの事業所数の関係ですが、資料の16ページ、現在、宮代町につきましては、まだ１か所というところでございます。なかなか現状としては近隣と比べて少ないような状況でございます。来年度、事業所として１か所増える予定となってございます。今後につきましても、こちらのニーズ等につきましては今後、町としても増えていくものと考えておりますので、事業所等が増えることを望んでいるというかそのような状況でございます。

以上でございます。

あと、資料、こちらの、私たちの予算書の54ペ

ージ、旧ふれあいセンターの活用でございますけれども、高齢者並びに今後、子供の関係の利用等についてというところでございますけれども、現在のところ、交流のスペースというようなところを検討してございます。ただ、今現在、高齢者並びに子供というような形で、限った形でこうしていくというような形でのそういった計画というのは現在はまだございません。今後、どのような形にしていくのかというものを検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

最後、113ページ、予算書113ページの高齢者健康づくり支援事業につきましては、健康介護課の事業ということですので、ちょっと質問のほうには、福祉課としてはお答えできないということでご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　再質問というわけではないんですけれども、児童発達支援のほうなんですけれども、私がＰＴＡ会長をやっていたとき、児童発達だろうなというような生徒さんが何人かいまして、なかなか、中学校になってしまうと対応というのが難しくなりますので、やっぱり小学校もしくは保育園、幼稚園のときにこういった対策をすることによって、その後、その子の人生も大きく変わりますし、また、学校の中でも――というふうにならなくなるかと思いますので、なるべく早くこちら、児童発達の支援は行っていただきたいなというのが一つの要望です。

もう一つ、旧ふれあいセンターの活用なんですけれども、交流スペースを検討しているということですけれども、やはり特に子供たちの、ここ、前はかなり子供たちが遊んでいたということもありますので、子供たちが何かここで居場所ができるような場所をつくってほしいなというのも要望です。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　要望ですか。

○委員（浅倉孝郎君）　はい。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下秋夫です。幾つか質問させていただきます。

まず、最初に、51ページの入浴サービス利用負担金ということが書いてあるんですけれども、１万5,000円、利用人数が１人。これは資料の13ページに書いてあります、１人だということは。何かこの制度、問題があるのかないのか、ちょっとお聞きしたいなと思って。１人きりしか使っていないということになると、何か使い勝手が悪いのか、分かりません。

それと、106ページです。第３款の民生費、１項の社会福祉費(2)、全員協議会での説明ありましたが、社会福祉事業での福祉作業所等の施設整備負担金。１つはこの整備に対し、職員や利用者の意見等が取り入れられたかどうか。

２つ目です。作業所などと説明欄には記入されていますけれども、などとはどういうことを指しているのか。あと、社会福祉事業の福祉作業所にはどのくらいの経費がこの、などを除くとかかっているのか。全額ということは、などというのは書かないと思うんですけれども、などと書いてあるので、社会福祉事業費には一体どのくらいかかっているのか。

同ページの(4)です。

重度心身障害者手当支給事業なんですけれども、この４年間の予算がほとんど変わっていないというの、手当を支給され、固定されているのかどうか、ちょっと分からない。

それと、106ページの(5)です。

障がい者総合支援事業です。これらの事業で各種サービスを受けているサービス内容と利用料、人数と年齢を詳しく教えていただければ。これは資料の９ページにも載っております。

それと、108ページになります。

(7)の宮代町生活サポート事業でございます。事業概要では、障がい児とその家族の生活支援のため団体が行う生活サポート事業に要する経費の助成となっています。予算を見ると、200万円で、これがさっきと同じだということなので、増えているのか、減っているのか、利用者の利用状況ですね。

それと、110ページになります。

(10)障害者地域生活支援事業でございます。この中の委託料。入浴サービス委託料は92万4,000円となっていますが、先ほど言った51ページ、上から２番目見ると、利用料が１万5,000円。これは、92万円というのは何人分なのか、そういうのを教えていただければ。

それと、110ページになります。(11)です。

障がい者の更生援護事業でございます。これらの助成金を申請するに当たり、特別な条件とかがあるのかないのか。そして、昨年の申込み件数と実際の補助件数は何件ぐらいだったのか、申し込む件数と。本年度は何件ぐらいの申込みを予定しているのか。

それと、116ページです。３目(1)の行旅病人取扱事業、４目の墓地、埋葬等取扱事業ですが、昨年度の実績あったのかどうか。あと、家族は宮代町の在住の方だったのかどうか、もしあるとすれば。その辺のところもちょっと教えていただきたいなと思っております。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　まず、１点目の入浴サービスの件でございますけれども、こちら、資料の13ページで利用人数が１人というところで、こちらのニーズというかそういったものがないのかというようなご質問でございますけれども、実際のところ、こちら、地域生活支援事業という中でこういったサービス事業を行っているんですけれども、実際のところ、現実的に１人しかいないというようなところでございます。制度上あるんですが利用者がいないというようなところ、１人しかいないというようなところでございます。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○福祉課長（吉永吉正君）　福祉課長の吉永です。

107ページの福祉作業所等施設整備基金の関係でお答えをさせていただきます。

職員、利用者のお話、意見を聴いたのかというご質問でございます。福祉作業所等のこの整備の関係では、町、福祉課と、それから社会福祉協議会の職員、それからもちろん福祉作業所の職員と話合いを重ねながら事業といいますか進めております。

作業所につきましては、利用者の方、それからその保護者の方にも事業を説明させていただいて、作業所でディスカッションをしていただいて、事業をまとめてきているというところでございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

３点目の重度手当が金額が固定しているというところでございますけれども、こちらにつきましても利用者数に基づいて積算のほうは行っているところでございまして、ほぼ利用者につきましては、前年度と比較しまして43万円ほど予算的には増えてございます。こちらの積算につきましては、上半期の利用実績に基づいて人数を、若干増えて

おりますので増額させていただいてございます。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時２０分

再開　午前１０時２２分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

答弁求めます。

担当主査。

○障がい者福祉担当主査（中村淳一君）　それでは、ご質問いただきました資料の９ページ、障害者総合支援事業のサービスの概要、人数、年齢というご質問につきましてお答えさせていただきます。

上から概要を説明させていただければと思います。

資料、上から見ていただいて、介護給付というところの居宅介護。こちらは一般的に、自宅にヘルパーさんがいらっしゃるというようなものです。ヘルパーさんがいらっしゃって家事援助をしてくださるですとか、あと、通院同行ですとかそういったサービスとなります。すみません。年齢につきましてはちょっと資料がないので大まかなものになりますので、こちらは障がい者のサービスでございますので、この介護給付に書かれている居宅介護は18歳以上の方の利用ということです。利用人数はこちら資料のとおりとなります。

重度訪問介護というのは、ここ宮代町も実績ゼロになっていまして、近隣でも実績は余りないと聞いていますが、こちらは居宅介護利用の中で重度、障がいの程度が重たい方への手厚い支援ということになるんですが、こちら、担い手も余り不足していまして、実際のところは居宅介護のサービスのほうで見ているというような事業でございます。

行動援護につきましては、こちら、１人で外出をする人が不安な方へ行動を一緒に共にして、買物の支援とかそういった支援をするというようなサービスでございます。同行援護については、こちら、目が不自由な方、同じく同行して必要な申請のお手伝いですとか、病院へ同行ですとかそういったサービスとなります。

療養介護。こちらは病院のほうにサービスが併設しておりまして、ある程度ちょっと自力歩行が困難、もうベッドの上で生活せざるを得ないような方が医療も受けながらサービスを受けるというようなサービスでございます。

生活介護。こちらは、療育手帳をお持ちの方などが作業所に行って自分で作業をするというよりは、介護、支援を大きく受けながら作業所で生活をするような支援でございます。

続きまして、児童発達支援です。こちらは、就学前、幼稚園、保育園の年齢、学齢児の方の発達を支援するサービスでございます。

続きまして、放課後デイサービス。こちらは、小学生に上がってから高校卒業する７歳から18歳までのお子様の療育を支援するものでございます。保育所と訪問支援につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおりです。

短期入所。こちらにつきましては、施設に、親御さんが急に病気になったとかそういったことで家族での支援が難しいときに急遽、緊急的に施設でお預かりをしていただくようなサービスでございます。

共同生活援助。こちらはグループホームのサービスに当たるものでして、在宅での生活が困難な方にグループホームの入居の支援を行うというものでございます。

施設入所支援。こちらは、障がい者支援施設に入所するということの支援でございます。

訓練給付にまいります。機能訓練、生活訓練、こちら２つとも自立訓練というものでございまして、就労へ向けたサービスの一つなんですが、その前に生活を見直す、立て直して、昼夜逆転してしまっているとか生活がまず、仕事を就労するへ向けての生活が整わない状況の方にまず生活の訓練を受けて就労へ向けていただくというサービスでございます。就労移行支援がその次のステップに当たるもので、本当に就労を目指して、もう、履歴書の書き方一つや面接の受け方一つ、障がい者の方が安心して就労できる、継続して就労できるようにトレーニングをしていくという支援でございます。

就労継続Ａ型。こちらにつきましては、雇用契約を結んで実際にお給料を受けて働くことができるサービスとなっておりまして、支援を受けながらいろいろ作業、袋詰めの作業ですとかそういったパソコンの簡単な入力作業ですとか、支援を受けながら実際にお給料をもらって受けるサービスでございます。

就労継続Ｂ型につきましては、こちらは就労契約ではなくて工賃を実際もらって、支援を大きく受けながら担える作業をしながら、少しですが工賃を得ることができるというサービスでございます。

こちらの質問については以上となります。

続きまして、生活サポート事業なんですが、こちらについては予算も横ばいであるとおり、実際の利用も横ばいという現状でございます。

続きまして、更生援護事業の申込み条件はあるかというご質問でございますが、こちら、更生援護事業の中でレスパイトの事業が、予算書ですと111ページでございます。更生援護事業、こちらについて、重度心身障がい児とレスパイトケア事業補助金、こちらにつきましては、実は令和元年度、平成31年度から対象者拡大しておりまして、従来は医療ケアを受けているですとか名称も超重症心身障がい児と言っていましたようにちょっと条件的には厳しかったものなんですが、令和元年度から少し対象を拡大して、日々介護をされている保護者の方のレスパイト、休息という意味合いでして、実際は先ほど説明したあの短期入所という支援と併用になるんですが、短期入所を利用されている方の、要は対象施設にお預けすることで親御さんが休息をできる、少しそういった休息というための補助金でして、この補助金は実際、保護者に行くのではなくて、その預かってくれている事業者のほうに行く補助金ということで、対象者が拡大、令和元年度からなっているというところでございます。

以上となります。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

行旅病人等取扱事業の件数で昨年の、今年度の実績というところでございますが、こちらにつきましては特に実績がございません。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初の入浴サービスなんですけれども、実績は１人しかいないということなんですけれども、これは制度上に問題があるんですか。それとも利用者が本当にいないという、制度上、１万5,000円じゃ高いとかそういうのがあるんでしょうか。問合せとかそういう感じが。制度上に問題あるんだったら、ちょっと変えなくちゃいけないんじゃないかなという感じはするので。

それと、この作業所の説明文の、などというのがまだちょっと答えていなかったような感じがしたんです。その辺のところは、全額この予算が社

会福祉事務、あるいは損益勘定のほうとかそういうもののところに行くのかどうか、その辺のところも教えていただきたいなと思っております。

それから、障がい者のいろんな援護の給付の内容が分かったんですけれども、この就労継続A型とかB型で実際に障がい者の方がお給料をもらって働いているというのは何人ぐらいいるんですか。それと、お給料というのは最低賃金なんでしょうか。その辺のところもよかったら教えてください。法律に当てはまるのかどうかも含めて。

あと、障がい者の更生援護事業なんですけれども、特別な条件等があるかということを聞いたんですけれども、これ一見、これからレスパイトというんですか、それでやっていくんだということなんですけれども、これで申込みというのは何件ぐらいあったんでしょうか、今まで。申し込んでもお断りされたとかそういうのがあるんでしょうかと、その辺のところも答えください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

まず、１点目の入浴サービスの件でございますけれども、こちらにつきましては、基本的に国の法等で制度を定めておりますので、特に制度上問題があるという、定めるというか、全県的に同様な制度となってございますので、宮代町だけ違うとかというものでございませんので問題ないということでございます。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○福祉課長（吉永吉正君）　福祉課長の吉永です。

福祉作業所等施設整備負担金についてお答えいたします。

この、等の意味でございますが、福祉作業所と、それから社会福祉協議会と、それから町民の交流スペースなど、そういうものが含まれるということで、等をつけさせていただいております。全額、旧ふれあいセンターを改修するための負担金でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

就労Ａ、Ｂの何人働いているのかというところでございますけれども、利用者数、委員会資料の９ページの令和元年度の実績、就労継続A型につきましては９人、就労継続B型につきましては42人ということでございます。

それから、働いて、その最低賃金なのかどうかというようなお話でございますけれども、就労Ａにつきましては、契約雇用で行っておりますので最低賃金というような形でなっております。就労継続Ｂ型につきましては、これは契約を結んでおりませんので特にそういう賃金ではないというところでございます。

それから、レスパイト事業の今まで何件あったかというところなんですが、今日ちょっと資料がございませんので、申し訳ないんですがこの場でちょっとお答えすることができないので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

一番最初の入浴サービスは国の制度だから問題はないということなんですけれども、やはり利用率が少ないということはやっぱり、国にこれは物を申してちょっと言ったほうがいいんじゃないかな。利用したいと思っているといっても、確かに、１人で１万5,000円ですから、これはちょっとと

いう感じがしないでもないです。やはり使いやすくするために国に物を申すということが大事じゃないかなと。安く、利用しやすく。皆さん、健康でいたいというのになれば、やっぱり基本的には、あと、生活ですからやっぱり、体をきれいにする、これは大事なことだと思いますよ。利用者、申込みの希望者はいっぱいいると思いますよ、それは。宮代町でできなかったら国にこれは申し上げなきゃいけないということで、ひとつよろしくお願いします。

それと、最終的に障がい者が働いて自立していくということになると、最低賃金で働かせているということなんですけれども、この辺のところは一般の会社に勤めている方もいらっしゃるんですか。その辺のところもちょっと。作業所だけじゃなくて、ここを卒業して一般の会社に、卒業して働いている方もいらっしゃるんですか。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

一般の企業に働いている人もいるかどうかというところでございますけれども、こちらにつきましては、先ほど言ったA型というのは事業所、福祉の事業所というところでございますので、また一般というところではないんですが、一般の方のところに就労されている方もいらっしゃいます。ただ、そこにつきましては今回のサービスというようなところではございませんので、今回の資料には載っていないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

ちょっと分からないことをお聞きするという形で３点ほどお聞きしたいと思います。

まず、107ページなんですが、19節のところで在宅重度心身障害者手当というのがあるんですが、重度とつく場合にはどういう障がい者の方が重度になるということなのかということと、あと、その場合、検査とか審査とかがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、109ページで、18節のところで本年度の特徴ということで障がい児の一時預かりとあるんですが、この場合、どういう施設に預かっていただけるかということと、送迎してもらえることが基本になっているかということです。

それから、あと、111ページの先ほど言われましたレスパイトケア事業と言われたんですけれども、この場合、その休息を得るためにどこかの施設に預かってもらうということなんでしょうか。その場合、その期間とかというのはやっぱり限定されていることがあるんでしょうか。また、その場合も送迎のほうは基本的にやっていただけるのかという、その３点をお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○障がい者福祉担当主査（中村淳一君）　では、お答えいたします。

まず、最初のご質問です。

在宅手当についてですが、こちら、対象者が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の等級の方ということになります。身体障害者手帳ですと、１級、２級、３級まで、療育手帳だと、Ⓐ、Ａ、Ｂまでです。精神障害者保健福祉手帳は１級の方ということになります。

したがいまして、こちら、障害者手帳を持っている方で一定の等級の方ということが条件になりますので、検査ですとか審査ですとかはないんで

すけれども、在宅手当という趣旨のところなので、施設に入っている方というのは対象外となります。また、町・県民税が課税となっている方につきましても支給の対象外となっております。

以上です。

続きまして、２点目、生活サポートの事業についてなんですが、こちら、一時預かりをやっている事業所さんもあるんですが、使い方の一つとしては、ほかのサービスと組合せとして送迎サービスとして利用されている方も多くあります。例えば、その事業所に行く、ほかのサービスを受けるためのその移動の手段がないときに生活サポートを使って移動の手段とされている方もいらっしゃいますので、こちら、主に送迎のサービスを利用されているというところです。

３点目、レスパイト事業のことについてなんですが、こちらにつきましては、預かり先は、他のサービスになりますが短期入所のサービスを実施している事業所ですとか、施設入所の事業所ですとか、あとは、医療機関でその入所用に部屋を空けているような病院さんへの利用になっていまして、期間についてはこの利用者によってまちまちなんですが、短期入所の支給決定を何日で設定しているか、例えば７日で設定をしている人には７日というところが月の上限期間であったりですとか、あとは、15日で決定している人もいます。その方の状況、家族の状況に応じてその支給期間、月当たりの日数というものが決まっています。ただ、この利用についてはあくまでもその事業所や病院さんの空き状況によりけりというところになりますので、なかなかその限りがございますので、場合によってはその希望した日に使えないですとかそういったことも起きているのかと思います。

以上でございます。

レスパイトの送迎につきましては、事業所ごとでどう対応しているかですが、基本、余りその短期入所として受け入れる側が送迎もやっているというのは余り聞かないので、やはり生活サポート事業とか他の事業を組合せ、有償運送ですとかそういったサービスを活用しながらというところで、レスパイトの事業者が送迎をやっているというのは余り聞かないところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

そうしますと、例えばこの在宅重度心身障がい者の方が他地域から宮代町に引っ越してこられた場合でも、その手帳を持っていれば自動的にその手当を受けられるということでよろしいんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○障がい者福祉担当主査（中村淳一君）　お答えします。

そのとおりでございまして、手帳を持っている方が宮代町に転入していらっしゃった場合はその月から対象となります。先ほど言った課税非課税ですとかそういった条件が満たされていれば対象になるものでございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　よく分かりました。

ありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

111ページの障がい者地域生活支援事業の18節負担金補助及び交付金のところなんですが、相談支援事業負担金981万円計上されております。資料のほうの13ページなんですが、相談事業というところで600幾らというふうに出ていますが、星

印で基幹委託料は含まずというふうに書かれています。この令和２年の相談支援事業負担金の積算を教えていただきたいと思います。

それから、109ページの障害者総合支援事業の委託料の中のみやしろ健康福祉プラン作成業務委託料とございますが、これは何年に一度とかあるかと思うんですが、それについてちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○障がい者福祉担当主査（中村淳一君）　お答えいたします。

まず、最初のご質問です。

地域生活支援事業の相談事業の予算の内訳でございますが、まず、こちら、２つの委託料が含まれておりまして、１つ目が相談支援事業所への委託金でございまして、負担金であることの説明なんですが、こちら、３市２町の共同で事務を実施しておりまして、３市２町でございますので、５年に一度、幹事市町が交代で決まるんですが、こちら、幹事市町へ負担金として出して、それで３市２町共同のお金を一括で委託料として事業所さんに出しているものでございますので、令和２年度につきましては宮代町、幹事町には当たりませんので、負担金として令和２年度、白岡市へ負担金として払うものでございます。

そこで内訳でございますが、まず、相談支援事業を実施している３つの事業所に宮代町は682万6,323円の予定で今、予算計上をしております。

もう一つが、基幹相談支援センターへの委託料に当たる部分が229万1,498円の予定で予算を計上しているところでございます。この基幹相談支援センターというのは一般の方からの相談も受けているんですが、主にその事業所、相談支援事業所ですとか近隣にあるその事業所、サービス提供している事業所、相談支援に携わっている事業所からの相談を受けたりですとか人材育成をしている事業所でございますので、委員会資料のところからはその一般の方への相談件数を計上している関係上、数字から外させていただいているところでございます。

１点目は以上でございます。

２点目ですが、こちら、障がい福祉計画のサイクルということですが、こちら、３年に一遍の見直しということで、令和２年度までが今、今回の計画期間になりますので、令和３年度からの計画づくりのための予算を計上しているものでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

３市２町で構成して、５年に一度、幹事町になるという話がございましたが、久喜市が抜けた、久喜市が独自でやるということで制度が少し変わって、平成29年度からその相談員が減ったのは、基幹相談支援センターは主に事業所からの相談になりますよという話でこの平成30年度と令和元年度がこうなって、個人の相談ですよというご答弁ということでよろしい、今、理解したのはそんな感じだったんですが、それでいいのかどうかということと、あと、その相談支援、３つの事業所というふうに書かれていました。そうしますと、白岡市にあるというのは、５年に一度幹事町というふうにありましたが、白岡市にあるのがもう常駐、常在ということでなくて、５年に１回、その幹事町は変わっていって、そしてその負担金はその幹事の町がもらうということでいいのかどうか、ちょっとお伺いします。

それから、みやしろ健康福祉プラン、多分これ

作成委託料だからどちらかに作ってもらうのかなというふうに思いますが、これはパブリックコメントはする予定はございますでしょうか。お伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○障がい者福祉担当主査（中村淳一君）　お答えいたします。

最初の相談支援事業所と負担金委託料の関係性なのでございますが、まず、相談支援事業の事業所は３つございまして、宮代町にあるじりつがやっているふれんだむという事業所、あと、白岡市にございますみぬま福祉会が実施していますたいようという相談支援事業所、幸手市にございます平野の里がやっていらっしゃいますひらのという相談支援事業所でございます。

基幹相談支援センターは今、白岡市のはぴすしらおかという施設の空き室がございましたので、そこを白岡市に骨を折っていただきましてそこを利用できる運びとなっていまして、基本的には当面の間は白岡市のそのはぴすしらおかで基幹相談支援センターは実施するところでございます。

なので、事業所の場所は基本的に固定でございまして、先ほどの負担金の関係ですけれども、こちらは委託にかかわらず福祉行政を３市２町で共同で行って検討や議論を進めているところでございますので、そちらも含めて３市２町で、５年に１回ですね、先ほどおっしゃっていただいたとおり、久喜市が平成29年度までは入っていて６年サイクルでしたが、平成30年度から５年サイクルということで幹事市が持ち回りで回っていて、そこで事務上その負担金をその幹事市に集めて、その幹事市から委託料を支払うということでこちら昔から続いている仕組みになっているんですが、そういった形なので、幹事市が予算を一括に集めて支払いをするということなので５年ごとにちょっと予算が膨らむ形にはなってしまうんですが、そういった形ですので、負担金として宮代町は、令和２年度は計上していると。今度、令和４年度に幹事町が回ってくる予定でございますので、そのときは各市町から負担金を集めて委託料としてお支払いするという予定になってございます。

あと、後半の質問です。パブリックコメントは実施をする予定でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

そうしたら、確認ですが、はぴすしらおかにある基幹相談支援センターというのは主に普通の個人が行くところでなくて事業所が行くということで、普通の個人は余り関係ないということでいいですねということと、それから、じゃ、個人が行く相談支援事業に関しては３か所ございますが、宮代町にじりつのふれんだむがやっているのでこの、例えば平成30年度とか令和元年度はほぼ宮代町はふれんだむの相談利用者数になっているということでいいのかということ、そういう認識でいいのかということをお伺いします。

それから、健康福祉プランのパブリックコメントはされるということでお伺いしましたが、ここで聞いていいのかどうか分からないんですが、他市町だとパブリックコメントは広く、パブリックコメントですので求めることが普通のようなんですが、宮代町においては宮代町在住だとか在勤でないとパブリックコメントは受け付けないというふうに伺ったんですが、そういうことなんでしょうか。お伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○障がい者福祉担当主査（中村淳一君）　１点目の

ご質問にお答えさせていただきます。

基幹相談支援センターから、個人の方から連絡が行くということもあるのでございますが、基本的には事業所から行くことのほうを想定している事業所でございます。

あと、実績なんですが、やはり地元にあるということですので、ふれんだむが占める割合というのは大きいんですが、その事業所で得意としている分野などもございますのでそこは事業所間で連携を取りながらということで、白岡市がやるたいようさんにつきましても、ちょっとすみません、内訳の正確な数字は今日持ち合わせていないんですが、たいようも平野につきましても一定数、特にたいようについては身体障がいの方の相談実績、知的障がい者の方の相談実績が強くあるものでございますので、ふれんだむと同数かやや下回るぐらいの実績がございます。

１点目の質問については以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

パブリックコメントの件でございますが、こちらにつきまして、詳細についてちょっと確認をさせていただいてお答えさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

何点かお伺いいたします。

ページ、107ページ、民生費の民生委員についてなんですが、金額というよりは、一般質問にも議員から出ていましたけれども、以前から人数不足、来所の件数が多いということでご相談をさせていただいておりますが、福祉課として今後どうしていくのか、栃木市とかのサポーター制度とか結構使っているところがあるんですが、町は民生委員さん１人当たりの負担がとても大きいので、真剣に考える方は民生委員を受けないという現状がとても多いです。そこを町はどう考えているかということを１点です。

それと、あと、109ページ、福祉交流センター運営事業の交流センター、笠原小の余裕教室なんですけれども、すだちの家も移動したりするとこの交流センターはどうなっていくのかということと、資料のほうの、利用者数が書いてあるんですけれども。すみません、５ページですね。これ、大体そんな数字が800人から1,000人ぐらいに書いてあるんですが、これ結構同じ方の利用なのか違うのか、ちょっとその辺分かったらお答え願います。

あと、110ページ、111ページですね。

委託料の負担金のところなんですけれども、関係で、あと。ごめんなさい。ちょっと間違えました。すみません。

資料の13ページ、障がい者自動車運転免許取得というのが令和元年度申請がなしということなんですが、その次の障がい者自動車改造費補助というのがこれも申請なしがずっと続いているんですが、結構交通事故の方とかいろんな、町はどうか分からないんですけれども、結構申請があると聞くんですが、町は交通事故とかでちょっと障がいを負った方とかの申請が全然ないというのはどういう理由なのか、こういう制度を知らないのか、ちょっとその辺、どうしてないのかお聞きします。

あと、その下の入浴サービス、前段、委員も質問されていましたけれども、この訪問だと家に浴槽を搬入してということで結構場所も取ったりして、お風呂には入れたいけれどもできないという意見も聞くんですが、この今、利用されている方

は家に来てもらうのか、それとも施設で利用しているのか。それで、やっぱり家に来てもらうのも結構抵抗があるというのと、あと、施設に行くのが、入りたいけれどもというのをやっぱり声聞くんですが、この辺は町はどう把握されているかお聞きします。

あと、資料の15ページです。先ほども質問出ましたけれども、このデイサービスは、今年１か所できるというところはもしかして沖の山のところのローソンの跡地かと思うんですけれども、あそこは何人対応できるのか、規定人数等お聞きいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時０３分

再開　午前１１時１４分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

まず、民生委員の関係でございますけれども、民生委員につきましては、年４回、１月、４月、７月、10月と推薦するところがあるんですけれども、今、定数不足している部分については、引き続き、地元の区長さん等と連携取りながら、人員不足解消に努めてまいりたいと思ってます。

また、そのサポーター制度とかにつきましては、町独自ではこういったものも決められませんので、民生委員協議会等のその定数の在り方とか、そういったものを協議しながら、今後、どういう形がいいのか検討進めていきたいと思っております。

それから、２点目の交流センターの関係でございますけれども、今現在、交流センターにつきましては、引き続き、同じような運営を行っていくというような形で考えております。

利用者につきましては、同じ方が利用されているというケースがやはり多いところではあるんですが、その利用者の口コミによって、リピーターが増えているというようなところがございます。

それから……。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○障がい者福祉担当主査（中村淳一君）　３点目の質問にお答えさせていただきます。

運転免許取得費と自動車改造費の補助金についてでございますが、こちら手帳を取得された方には、手帳を窓口で交付しているのですが、そのときのサービス一覧として周知、あとホームページによる周知は実施していますが、現状申請がないという現状でございます。

あと、入浴について、今回訪問の方１件ということで載せていますが、今、対象となっている方は、おうちに来ていただいて入浴を実施しているというところでございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長、宮野でございます。

４点目のローソンの定員は何名か、放課後デイサービス何名かというところでございますが、こちらは10名という予定でございます。

以上でございます。

それから、先ほど前段、角野委員さんのほうからのパブコメの件なんでございますけれども、こちらのパブリックコメントの対象につきましては、宮代町の市民参加条例に基づいて行っておりまして、原則在住、在勤、在学というような形であるということでございます。

ただし、全てこれではなくていけないのかというところではなく、利用者が他地域等に及ぶ等にについては、検討するというようなことがございますので、原則に基づいて現在のところはやっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　分かりました。

民生委員さんのほうは、今、その民生委員会の委員会とかでという話なんですけれども、よく聞いていただいて、前回も随分多い人数で、人数ではなくて世帯の数が基本的に多いし、独り暮らしも多いので、町のほうもよく一緒になって、ちょっと先になってくる人が受け入れやすいようにお願いしたいと思います。

あと、交流センターのほうなんですけれども、ここ長くやってらっしゃるんですけれども、とてもいい試みとは思うんですが、どうしても１か所しかないので、この利用をちょっともうちょっと、須賀地域の方というか和戸の方はないので、学校との連携とかも何か形があったらいいと常々思ってまして、もう長いことこの状態なんですけれども、何か考えていただきたいというのと、これも、これから西原自然の森の方で、またそういうものが大きくできるのかな、形を変えてとか、できるかな、バスで行ってとかってできるかなって、でも、こういうことも考えていただいているのか、もう一回そこお聞きします。

あと、デイサービスの方は10人ということで、これ４月開所ということなのかお聞きいたします。

それと、先ちょっと１回、１つ聞き忘れちゃったんですけれども、111ページの委託料の12節の委託料の子供の発達支援巡回事業委託料というのは、これ具体的に、もし話が出ていたらすみません、これもちょっとお聞きいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　それでは、交流センターの関係でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど旧ふれあいセンターにつきましても、交流の場というものを検討しているところでございますので、今後、その旧ふれあいセンターにつきましても、運営をしていく中で、どういうものがいいものかというものを随時検討しながら進めてまいりたいと思っております。

それから、放課後デイのローソンのところについては、４月ということで予定をするということで聞いております。

それから、子供の発達支援の巡回につきましては、こちらは保育園等に町の方で委託した業者の方でそういった発達支援に関するそういった研修などを巡回して、その保育園の方等に、そういった対応等とか、そういった児童発達支援の関連について、研修を行うというようなものでございます。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○障がい者福祉担当主査（中村淳一君）　発達巡回の委託について、補足させていただきます。

先ほど副課長が研修を実施すると申し上げて、それに加えて保育園の方でも少し発達に少し遅れが見られるですとか、不安が見られるといった対象児童の相談もその場で受ける場としていまして、そこからご案内しています福祉サービスにつなげるということで、早期療育に努めているという実施内容も加えて補足させていただきます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　今の支援に関してなんですけれども、発達の相談で早期療育につなげている

というのは、結構これ成果が出ているということなんでしょうか。件数とか何かあったらお知らせください。

あと、先ほどちょっと障がい者の方のこの自動車改造費というのを以外に知らないのかと思うので、ホームページにもしてくれてるし、言ってくださってるんですけれども、やはりそれに合った車とか、外に出る機会とかすごくあるので、多分この件数ではなくていらっしゃるはずなので、何かもうちょっと工夫していただいて、お知らせできるようにしていただきたいと思います。

ローソンの方は分かりました。

あとは、支援交流センターの方も、旧ふれあいセンターの方でということで了解しました。

今の１点、療育の実績とかどういうので支援ができたとか、もし分かりましたらお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○障がい者福祉担当主査（中村淳一君）　お答えいたします。

すみません、正確な数字というのは持ち合わせてはございませんが、今年度につきましても、その巡回回っている委託している事業者が、先ほど申し上げた相談事業でも委託しているたいよう、療育の分野にとても強い事業者でございまして、そこから実際のその児童発達支援のサービスにつながった実績も今年度ございますし、また、サービスまで直接はつながってないんですけれども、相談事業として、その後もたいように関わり続けていただいているというケースもございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　質問ではなくて、私の先ほどの質問の発言で誤解を招く表現がありましたので、取消しをお願いしたいということです。

発達障がいの方が―――になることがあるということの、この―――ということが、やはり誤解を招くことで、これを取り消したいので、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員から、今日の質疑における発言について、取り消したい旨の申出がありましたので、これを認めます。

今、浅倉委員が発言した取消し部分について、この際、お諮りをいたします。この発言について、発言内容が不適切であったとの理由により、申出の部分を取り消すということにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　ご異議なしと認めます。

よって、浅倉委員からの発言取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

聞いておきたいことがあるので、簡単に聞いておきたいと思います。

前段の先ほど、民生委員の質問した方がいますけれども、私、この予算上では定数増に伴うという記載してありますので、何人増やすのか、それを聞かせてもらいたいと思います。

あと、108ページの陽だまりサロンの指定管理委託料の増と出ていますけれども、この増の理由を聞かせてもらいたいと思います。なぜ増やすのかどうか。

もう１点は、これも先ほど前段の人が質問していましたけれども、予算書の107ページの福祉作業所の１億5,000万円の問題なんですけれども、何か先ほど説明の中で、関係者と話し合ったという答弁していたようです。話し合ったということ

は、何かいろいろ要望なり意見が出ていると思うんです。それがあったらどういう内容が出たのかどうか、もし分かったら教えてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　まず１点目の民生委員の定数増に伴う増額ということでございますが、今まで53名という民生児童委員、主任児童委員さんの定数が53名というところだったんですが、地域が２地区分割しまして、増えまして、53名から55名に定数が増えましたので、その分の増額というところでございます。

それから、陽だまりサロンの増額につきましては、最低賃金、こちらのきらりびとみやしろのほうに指定管理しているところでございますけれども、最低賃金が上がりましたので、昨年度、予算時と比較して最低賃金が上がったということ、それと消費税が８％から10％に途中で変わりましたので、その分の増額となってございます。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○福祉課長（吉永吉正君）　福祉課長の吉永です。

３点目の福祉作業所等の関係で、お答えさせていただきます。

関係者と話し合った内容でございますが、まず、社会福祉協議会の職員と話し合ってまいりまして、主な内容としましては、経費負担をどういう役割分担にするですとか、あるいは、これから将来的にですけれども、どういう機能を増やしていけるか、そんな話をさせていただいております。

それから、作業所の利用者、保護者と社会福祉協議会で説明方々お話をしておりますけれども、こちらにつきましては、作業所自体が今のひまわり作業所も古くなっておりますし、手狭だということで、今度定員が増えるということになりますので、それはなるべく早く進めてほしいと、そういうお話であったというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございました。

１点目、２点目につきましては了解いたしました。

３点目の問題ですけれども、十分に話し合うということはいいことだと思うんですけれども、それ以外のレイアウトを考えるとか説明がありましたよね。それらについての話合いはしてないんですね、まだ。というのは、一般の人が利用する問題もあるわけですよね。そういうふうになっているはずです、答弁の中で。ですから、私たちは一般の町民の方が使えるような方法はどういうレイアウトになっているのかということを知りたいわけです、早くね。そういう話はしてないんですね。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○福祉課長（吉永吉正君）　福祉課長の吉永です。

館内のレイアウトについてのお話をさせていただいています。お話ししています。

それは、あれだけの広い施設ですので、作業所の部分がどこがいいのか、あるいは、事務所の部分がどこがいいのか、それから、町民の皆様に交流していただく部分がどこがいいのかという、いろんな可能性があるので、いろんな話をさせていただいています。まだ決まってないんですけれども。

町民の方、町民交流スペースというふうに言わせていただきますけれども、仮称ですけれども、そこが広々とした広いスペースがいいのか、あるいは、仕切られたお部屋みたいなように仕切ったほうがいいのかというのも、そういう話もさせて

いただいているんですけれども、まだ決まっておりませんので、検討中ということでございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

ひとつ後で失敗したと言わないように、ひとつ十分研究に研究を重ねて考えてもらいたいと思います。それは要望みたいになりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

福祉産業委員会の資料なんですけれども、２ページ、３ページなんですけれども、生活保護制度についてなんですけれども、就労及び年金受給世帯、平成30年度でその他の収入ということで、児童手当ということで、平成30年度では26件、令和元年度では116件となって、これは急激に増えた理由というのは、何か一つだけ説明だけをお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○福祉課長（吉永吉正君）　すみません、恐れ入ります。もう一度ちょっと教えていただけますか。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　就労、２ページ、３ページ、資料の、そこの中の就労及び年金受給世帯、重複ありと書いてあるんですけれども、平成30年度ではその他の収入、児童手当などと書いてあって26件です。令和元年度では、その他の収入、児童手当など118件ですとなって、ちょっと急激に増えているんですけれども、これは何か意味をしているんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

こちらの26件から118件に増えているという理由でございますけれども、こちらの資料につきましては、埼玉東部中央福祉事務所、県のほうの福祉事務所の方から資料のご提供いただいているものでございまして、理由につきましては、どういう理由で増えているのかというところまでちょっと伺っておりませんので、この場ではちょっとお答えできないということでご了解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑求めます。

〔発言する人あり〕

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時３５分

再開　午前１１時３６分

○委員（九山妙子君）　増額している理由を１点だけ聞き漏らしちゃったんですけれども、聞けますか。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　すみません、106ページのすみません、障害者総合支援事業の報酬が、昨年度10万5,000円、宮代健康福祉事業運営委員会全体委員会報酬の増が、昨年度は前年度10万5,000円、これが今年度34万3,000円に増えている理由だけお聞かせください。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　こちらにつきましては、健康福祉事業運営委員会というものが、高

齢者部会と障害者部会という形で分かれてございまして、隔年で健康介護課と福祉課のほうで、その全体会分の報酬を予算計上させていただいているところでございますので、今年度は福祉課が予算計上させていただくということで、増額となっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

２点ご質問させていただきます。

予算書の111ページ、資料の９ページになります。

先ほど、前にも出ましたけれども、子供の発達支援の巡回事業ということで、保育園の方に相談員の方が行って相談をするということなんですけれども、資料の方で、その相談が平成30年度は１人、令和元年度３人ということで、こちらの予算を取っているんですけれども、これは何か余り活用されていないような気がするんです。というのも、普通のお母さん方が、まずちょっと不安だと思ったときに、相談できるというものでこういうのを事業としてしているのでしたら、お母さんたちはどうやってこういった相談があるということを知ることができるのかというので、先ほどたいようが相談員としてされているということだったんですけれども、たいようの方がそういった告知をされているのか、それとも町でそのお知らせをしているのかということをお伺いしたいです。

もう１点は、こちらは未就学児の方の相談ということだと思うんですけれども、それ以上の子供の相談というのは、同じような形のものがあるのかどうかお伺いしたいです。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○障がい者福祉担当主査（中村淳一君）　お答えいたします。

１点目の発達巡回支援と、あと、予算委員会資料の保育所等訪問支援なんですが、こちら根底のものは同じ考えなんですが、こちらサービスそのものは全く別のものでございまして、発達支援巡回の方の委託の方は町として実施しているものでして、保育所に年間４か所、こちら全保育園、幼稚園、私立、公立問わず呼びかけて、手が挙がった事業所にたいようにお願いして、訪問してもらっているというもので、その保育園のその場所に行く、そこで話を、先ほど説明したような話を聞いたり、ケースを相談を受けたりというものでございます。

保育所等訪問支援については、こちらは児童発達支援と放課後デイを利用されている方の中で、保育所等訪問、その保育園に通っている宮代に限らず他市町のお子さんが実際に通われている保育園に、必要に応じて出向いていくというサービスのものなので、ちょっとサービスの出所が少し違うというものでございます。

２点目の質問です。

こちらについて、小学生以上の方へのこの似たような同様の発達巡回支援のような相談のその委託料的なものはございませんが、基本的には福祉課にお越しいただいてということにはなってしまうんですが、福祉課から相談支援事業所につないだりですとか、サービスの調整のお手伝いとか、そういったものをさせていただいているというところで、またあと、教育委員会や保健センターと協力しながら、連携しながら取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮

野と申します。

ただいまの回答の中で、年４か所、巡回の方４か所というお話だったんですけれども、ちょっと場合によっては２か所という所もありますので、ちょっと訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございます。

２つの事業が別なものだということで承知いたしました。

それで、子供の発達支援巡回の方なんですけれども、４か所の保育園で年に２回から４回ということの実施ということでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

２回と、１か所につき２回ということで計画してございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

４か所の所で２回ということで、年に２回実施ということですよね。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

延べ４回というということで、巡回回数は４回という形で予算は計上してございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

年間４回の実施で、こちらの予算ということで承知いたしました。

もう一つ、保育所訪問支援の方なんですけれども、こちらは相談員の方が、その子が通っている保育園に訪問するということですよね。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○障がい者福祉担当主査（中村淳一君）　お答えいたします。

こちら実際、放課後等デイサービス、もしくは児童発達支援でサービス提供している事業所の職員が行くというものでございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

その相談員の方が、その子が行かれている事業所とかに様子を見に行くということですよね。それが１回とか３回で、少なくないかなと思うんですけれども。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○障がい者福祉担当主査（中村淳一君）　お答えいたします。

そうですね、この保育所等訪問支援自体はこのとおりの実績になるんでございますが、この児童発達支援放課後デイサービスを利用するに当たっては、必ず計画相談事業所というものがつきまして、そこに相談事業所の職員がつきます。そういった職員の方は、必ずサービス提供している事業所にも行きますし、場合によっては保育園にも、その計画相談という相談員という立場で行っていますので、この実績には入ってこないんですが、そういった形で相談支援員、先ほど言った対応の職員もその１人でございますが、そういった形で保育園の訪問等もしている場合もございます。

この数字のサービス自体の利用は、この数字というところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕です。

資料の13ページ、相談支援事業のときに出てまいりました３市２町、この３市はどこだか教えていただきたいんですけれども。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○障がい者福祉担当主査（中村淳一君）　お答えいたします。

まず、３市が蓮田市、幸手市、白岡市でございます。２町が宮代町と杉戸町でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

４点について、お尋ねしたいと思います。

まず、106、107ページの社会福祉事業の負担金補助及び交付金の福祉作業所等施設整備負担金１億5,000万円、これの積算根拠をお示し願いたいと思います。

それから、110ページ、111ページの障がい者地域生活支援事業の委託料の、１つは地域活動支援センター事業委託料、これが66万円減となってます、昨年予算比、これの理由と、それから職親業務委託料、これも36万円減となっています。その理由をお示しいただきたいと思います。

それから、112ページ、113ページの福祉タクシー等利用料金助成事業のこの委託料、福祉タクシー等委託料について、積算根拠お示し願いたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

１億5,000万円の内訳でございますけれども、浄化槽や給排水設備などの機械設備が3,170万円、受電設備などの電気設備工事が2,070万円、屋根や外壁などの防水塗装などの建築工事が1,640万円、ボイラーなどの不要な既存設備等の解体撤去工事が3,590万円、高木や庭木などの植栽剪定外構工事が300万円、仮設事務所やトイレ設置、鉄板布設、安全設備等の共通仮設工事費が540万円、現場管理費が630万円、一般管理費が1,530万円、これに消費税を含めて約１億4,817万円です。こちらに外構等の諸経費を含めて１億5,000万円という積算でございます。

続きまして、予算書の110、111ページの増額理由でございますけれども、訂正いたします、減額理由でございますけれども、まず、地域活動支援センター事業委託料につきましては、実績に基づきまして、１人活用している方が利用がされなくなったということで減額というような形になっております。

それから、職親業務委託料につきましても、こちら昨年度は２人予算積算しておりましたが、今年度は対象者の減ということで、１名ということで減額となってございます。

続きまして、タクシー委託料の積算根拠でございますが、こちらにつきましては、タクシーの基本料金が今年度途中で初乗りが730円から740円に年度途中で変わりました。

現在につきましては、初乗り500円という形になってございます。こちらにつきましては、基本料金の740円掛ける6,700枚、こちら約490万円、それから手数料で100円掛ける7,000枚、こちらで67万円、それから自動車燃料助成金の方で500円掛ける7,000枚ということで340万円、以上で928

万円という積算根拠となってございます。

以上でございます。

失礼いたします。訂正いたします。902万8,000円という金額になってございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　まず、106、107ページの社会福祉事業の福祉作業所等施設整備負担金について、先ほど積算根拠についてお尋ねしましたが、これはあくまでも原状回復に要する経費ということでよろしいですよね、かどうかということで、まず、確認をしたいと思います。

それと、先ほど前段の委員の中でも説明がありましたが、私は館内のレイアウトができるということなんですけれども、これはいつ頃になりますか、お尋ねしたいと思います。

それと、時間がありませんので、お聞きしますが、これまでこの旧ふれあいセンターについては、やはり子供からお年寄りも高齢者も使えるということでそれはいいんですけれども、特にお年寄りについては、憩いの場となってということで、これまでも議論はあったと思うんです。

ところが、この間、全員協議会では、進修館の２階をイメージしてほしいと、だと果たして憩いの場と言えるんですか、それで。

ここではっきり伺いたいんですけれども、もう館内のレイアウトができる手前まで来ているのかちょっと分かりませんけれども、その点でやはり町民は、特に高齢者においては、憩いの場が欲しいと言っているんです。憩いの場ができるのかどうか。先ほどの答弁ですと、どういう機能を増やしていけるかという検討もしているのかもしれませんけれども、そういう点では非常に大事な点なんで、お尋ねしたいと思います。

それから、110ページ、111ページの障がい者地域生活支援事業の中の委託料の地域活動支援センター事業委託料については、これは実績からと１人利用しなくなったということが減ということで確認いたします。

それと、職親業務委託料なんですけれども、これも昨年は２人のところ、新年度では１人だということの理由なんですけれども、これは例えば知的障がい者が職親の家に、利用するに当たって、同居するのか、あるいは通勤して指導、訓練を受けるのかという両方の選択肢があるんですけれども、宮代町の場合はどういうふうになっているのか。

また、この職親というのは、そうはいらっしゃらないと思うんですけれども、これは登録制なのか、宮代町の場合は何人ぐらいいらっしゃるのか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、112、113ページの福祉タクシー等利用料金助成事業なんですけれども、これも資料にもこれまでの実績があります。実績からいくと委託料が随分多いのかと、私は、これ実績に合わせてということは言いません。ただもっと、いつも言っているんですけれども、利用されるように努力しているのかというふうに思うんです。その点どういうふうになされているのか、その点再度お尋ねいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○福祉課長（吉永吉正君）　福祉課長の吉永です。

１問目について、お答えさせていただきます。

作業所等の負担金でございますが、これは原状回復にかかわる経費でございます。

それから、館内のレイアウトはいつ頃できるのかというご質問でございます。これから４月からご予算を承認いただければ、実施設計という作業

に入ってまいります。これがおよそ３か月という時間を見込んでおります。ですので、その中で案が、レイアウトの案がまとまり次第、ご報告させていただければというふうに考えております。

それから、子供からお年寄りまでということで、憩いの場ということでございますが、進修館の２階をイメージしてくださいというお話をしました。これは、使い方ということで、無料で、予約なしで使えると、そういうことが進修館の２階の使い方と同様というふうに考えています。ああいう長細いのか、あるいは長細いというのはちょっと施設上無理なんですけれども、あとは畳コーナー、進修館の２階にもございますけれども、そういう部分を設けるのか設けないのか、そういう可能性のお話も検討の中で、今、させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長、宮野です。

こちら職親の件でございますけれども、こちらは現在は実績はゼロという、予算上は１人計上はしているんですが、現在のところは、今、利用されている方はいらっしゃらないというところが現状でございます。

それから、福祉タクシーの実績を増やすように、利用されるように努力をというところでございますけれども、こちらにつきましても、対象者には郵送にてご案内を差し上げているところでございまして、実際その方が利用するかしないかというところについては、ご本人の判断というところがございますので、町のほうもできるだけ広報等とでもこちらのタクシー利用券の掲載等行っており、努力しているところでございますが、実際に使われる方の判断に委ねられているところもあるので、その辺が例年大体実績が100％近くにはならないというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問させていただきます。

まず、106、107ページの福祉作業所等施設整備負担金なんですけれども、原状回復に係る経費ということで確認させていただきますけれども、館内のレイアウトはこれからということで、４月からスムーズにいけば実施設計ということなんでしょうけれども、実施設計ができてからこうなりました、こういうことはやりませんと言われても困りますので、いろいろ答弁はしているんですけれども、憩いの場というのはどういうんですか。憩いの場をつくってほしいということは、できるだけそういうふうな憩いに沿ったようなというようなそういう答弁もあったんですけれども、憩いの場というのは、やはり体や心を休めること、ゆっくり休息できるところというふうに私は解釈しているんですけれども、そういう意味では、端的にお聞きしますが、これまであった風呂場とか、それから、囲碁将棋をやる部屋もありました。それから、みんなが確かに休めるような大広間もありましたよね。そこは過去に富岡町が震災されたときに、宮代町の避難先として利用されました。こういうことも利用できたわけです。

私もこれから水害、震災、いろんな意味で、あそこは高台ですし、そういう避難所にもなるし、そういう意味では、そういう場でもあってほしい。もちろん障がい者とか子供、子供だってもっともっと今のこういう新型ウイルスの関係で居場所がないですよ。ですから、やはりそういう居場所になるような場所にもしてほしいと思いますけれども、こういう場というのは確保するんですか。端

的にお尋ねいたします。

それから、もう１点、社会福祉協議会の場所でもあるんです。全く話は変わるんですけれども、これまで社協のほうに生活保護を受けている方は、決まった日に受給しに来ますよね。これもやはり向こうに行かなければいけないのか、そういった点では非常に遠いんだっていうそういう意見もあるんですけれども、そういった点でちょっと心配しているんですけれども、そういった点での何が何でも向こうに受給するために取りに行かなければいけないのかどうか、その点のお尋ねしたいと思います。

それから、職親、110、111ページの一番上の障害者地域生活支援事業の12節の委託料、この職親業務委託料なんですけれども、今年度はまだ予算ですので、申請者がいるかどうかというのはそれは分かりますが、昨年は２人実績あるわけだから、そういった点ではどういうふうな、何ていいますか、保護者に対してどういうふうに受けているのか、その点、実績を加味して、宮代町の場合はどうなっているのか、お尋ねいたします。

それから、112ページ、113ページの一番上の福祉タクシー等委託料ですが、対象者には郵送していると、広報なども通じて努力はしている。努力は分かっています。一生懸命やっているんでしょうけれども、いかんせん交付率も低いですよね。これは傾向としてはほかの自治体のは聞いておりませんけれども、こういうもんなんでしょうか。努力はしているというのは分かりますけれども、交付率も低いし、もっともっと使ってもらっていいと思うんですけれども、それは使う方の理由みたいに答弁しましたけれども、それではちょっとせっかくある予算ですよね。やはり使っていただいていいと思うんで、そういう点でお尋ねしているんです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○福祉課長（吉永吉正君）　福祉課長の吉永です。

旧ふれあいセンターの関係でお答えさせていただきます。

憩いの場というお話でございました。浴室、囲碁将棋部屋、大広間という旧のふれあいセンターのお部屋のことでございますが、それを元どおり復活させるというものではございませんが、町民の皆様に交流いただくスペースという話をさせていただいております。それに加えまして、現在の社会福祉協議会の２階がございまして、大きな会議室、小さな会議室などがありまして、そちらボランティア団体の方々の活動の場にもなっております。旧ふれあいセンターに移動した後にも、そういう皆様には、引き続き活動していただきたいというふうに考えておりまして、これは社会福祉協議会の方でもそういう場所は必要だということでございます。そういう方々にも活動していただこうということで、お部屋を幾つか活動部屋といいますかそういうところを設ける考えでおります。これは、その方々だけの部屋ということではなくて、いろいろ会議にも使えますし、ボランティア団体の活動の場にも使っていただこうということで、多機能的な使い方を、今のところ想定しております。

そういう場所と、それから、先ほど来申してまいりました町民の皆様の交流スペースというスペースも設けます。

そういったものを組み合わせていきながら、どういう使い方が憩いの場といいますか、心安らぐ形で利用いただけるのかというのも、今の段階でもいろいろ想像はするんですけれども、また、始まった後にも利用者のお話なんかも伺いながら、

今の時点でこうだというふうにかちっと決める、確定するのではなくて、ある程度、やはり利用者の方々のお話も伺いながら、上手に使っていけるようにそういう施設にしたいというふうに、今、考えているところでございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長、宮野です。

生活保護の受給場所の件でございますけれども、こちらにつきましては、社会福祉協議会が移転した際につきましては、町役場のほうで受給するというようなことでは予定はしてございます。

それから、次の職親の件でございますけれども、実績といたしましては、平成30年度は１人ございまして、令和元年度、今年度につきましてはゼロになっているところでございまして、予算上には、先ほど繰り返しになってしまいますが、１名ということで予定してございます。

それから、福祉タクシーでございますけれども、近隣市町の状況でございますが、今回、ちょっと資料を持ち合わせてございませんので、正確な数字はちょっとお答えできないんですが、過去にそういったところを調べたところ、数字の違いは若干あるんですが、傾向としてはそんなに変わっていなかったと記憶してございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○福祉課長（吉永吉正君）　福祉課長の吉永でございます。

先ほどの答弁に補足をさせていただきます。

端的にということでございましたので、浴室というお話ございましたが、お風呂については、復活をさせるという考えはございませんので、付け加えさせていただきます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　答弁ありがとうございます。

それでは、106、107の福祉作業所等施設整備負担金について、質問させていただきます。

今、いろいろ言っていただいたんですけれども、端的にということで浴室は考えていないと、それ以外は考えていらっしゃるのかどうか。

それで、浴室の件なんですけれども、私はこれは宮代町内に１つぐらいあっていいんではないかと思います。ここがふれあいセンターがなくなって、聞くところによると、ほかの自治体にこういう、例えば風呂とかあるところに行って楽しんでいるという声も聞いているわけです。ですから、私は、西原自然の森、すごく景観もいいし、そういう中で、旧ふれあいセンターを造って、利用されていたわけです。そういう中で囲碁将棋もやり、また、このふれあいセンターが廃止になるといったときに、確かほかの議員さんからも意見が出ました。囲碁将棋、せめてそういうのをできる、それも楽しみだしということで、資料館のほうにその部分について、苦肉の策ですけれども、したという経緯がありますので、ですから私は、高齢者の願い憩いの場というのがあれば、そういう場をきちんと確保するのか、していただきたいということなんです。

先ほどから、今、こうだということは言えないので、皆さんから伺いながらということですよね。悪いんですけれども、ここは議会ですから、議会の住民の代表が出ている議会です。そこの委員会で論議しているんですから、課長言っている住民の皆さんから伺いながらというのは、何を、それは１つは分かるんですけれども、ここで出た要望とか意見、それはやはり十分検討していただかないと、最高議決機関ですよ、議会というのは。何をして伺うというのが、よく私は分からないです

けれども、やはり議会から出たこれまでの意見というのは、きちんとやはり要望の中には入れていただかないと、それで出てきたのが、こうでした、こういう意見であってこうなりました、結局そういう意見も通らない。それはまずいと思います。

浴室については、考えていないということなんですけれども、私はせめてこれぐらいの高齢者の楽しみについては、せっかくこれだけの予算をこれからつけていくわけですから。

当時、ふれあいセンターを廃止するときに、執行部の答弁何て言ったか覚えていますか。これを復活するには5,000万もかかるんですよみたいな言い方していたわけです。今、少なくともこの原状回復に要する経費だけで１億5,000万ですよね。ですから、だとすればそれぐらいあってもいいんではないかと思いますけれども、もう浴室、風呂場は考えていないということなんでしょうか。それだけは言えるんでしょうか。その点よろしくお願いしたいと思います。

110、111ページの職親業務委託料については、過去の事例でも結構です。例えば知的障がい者が、保護者のところ、あるいは保証人のところに同居するのか、それとも通勤していろいろ指導、訓練を受けるのか、どういう方法を取っているのかということだけで結構です。

それと、この職親になる方の、先ほど冒頭言ったように、なかなかそうはいないと思うんですけれども、これはきちんと登録されているのかどうか。手を挙げないと大変だと思うんですけれども、その点だけ再度お尋ねいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○福祉課長（吉永吉正君）　福祉課長の吉永です。

お答えさせていただきます。

浴室、囲碁将棋のお部屋、それから大広間ということで、３つ、先ほどのご質問の中で挙げていただきました。

浴室につきましては、現在の社会福祉協議会とも活用のレイアウトなどの相談もしておりますけれども、大浴場、浴室を復活させるということは、今のところ、今のところと言いますか、活用の想定には入ってございません。

それから、囲碁将棋の関係でございますけれども、それ専用の部屋を設けるということではないんですけれども、交流のスペースであったり、あるいは多機能に活用するボランティア団体の活動の場というものも設けてまいりますので、そうしたところで、もちろん囲碁であるとか、将棋であるとかそういうものをお楽しみいただけるということはできる、十分できるというふうに思っております。

ただ、ここのお部屋が例えば囲碁室ですよとか将棋室ですよという、そういう設定はしてございません。

それから、大広間でございますけれども、以前の旧ふれあいセンターにありますような、本当に畳の部屋の大きな広間というそういうことも考えてはおりませんが、先ほどのボランティア団体の活動の場というのも、お部屋にしてしまうとやはり壁を造るとお金が高くかかりますんで、パーティションで区切るですとか、そういう活動案があるんではないかという話をしております。ですので、万が一のときにはパーティションであれば、それを取り払って広い空間に使うということも可能ですので、そういうことは考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長、宮

野です。

先ほどの職親の同居、通勤か、それから登録されているのか職親になる方がという質問でございますが、ちょっと現在、ちょっと資料がないところでございますので、確認をさせていただいてご回答させていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　106、107の福祉作業所等施設整備負担金に関わる旧ふれあいセンターの原状回復にかかる経費ということでお尋ねしてきましたが、そうしますと、聞いていると余り高齢者が期待するような場ではないという感じします。

一時、原状回復して駐車場なんか狭くなるんではないですかというそういう質問もあったと思うんですけれども、余り私期待できないような気がするんですけれども、ここ年間で、障がい者、子供、高齢者含めて年間どれくらいの利用を見込んでいます。最後にそれだけ質問します。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○福祉課長（吉永吉正君）　福祉課長の吉永です。

お答えいたします。

その施設の年間利用者の見込みということでございますが、旧ふれあいセンターですと、多いときで年間５万人程度、最後の年だと３万数千人ということでございました。それだけの利用者が、また、入館いただけるかというと、さすがにそこはないんだろうというふうに思っています。福祉作業所であり、社会福祉協議会であり、また、今は施設が大きいですので、やがては今、社会福祉協議会等ではできてないサービスも加えていって、町民の方にも遊びに来ていただいてという考えでございますが、では年間何万人が来るかという数字までは想定していないんですけれども、なるべく大勢の方に来ていただいて、休息といいますか休憩していただくのもそうですし、作業所の活動、あるいは社会福祉協議会の活動も見ていただいて、福祉関係についてもいろいろご理解をしていただいてというふうに考えておりますので、何万人とまでは数字を出してございませんけれども、可能な限り寄っていただけるようなそういう取組等、仕掛けといってはあれなんですけれども、そういうこともしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

ふれあいセンターの問題、話がどんどんどんどん変わっている、説明が。

その前に、レイアウトができる前に、議会なりに相談するという約束だったでしょう。ところがもうできているんではないか。そんなやり方していると議会をだましているんだってこと、丸藤さんではないけれども、誰の意見を聴くんだってなるわけよ。町長がいるからちょうどいいよ。町長、話が全然違うよ。どんどん進んでいるのではないか、もう。そんな約束はしていないよ、議会は。一般質問でも同じ、そういう議会をだますようなことしないでよ。おかしいよ、それは。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後１２時３０分

再開　午後１２時３１分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

町長。

○町長（新井康之君）　先ほどから課長のほうから答弁させていただいていますけれども、レイアウ

ト等は本当にできてないです。これから実施設計をしますので、その実施設計をしていく中で、いろんな関係の団体、高齢者の方であれば高齢者の団体の方ですとか、また当然、議会の方々でもそうですし、議員の皆様でもそうですけれども、本当にこれから話合いをしていきます。

ただ、今、お話をしているのは、どういうものを作らなければいけないのかというか、憩いの場で少し若干ずれがあるような気がしていますけれども、その憩いの場在り方で専用室を作るということではなくて、ボランティアセンターのそれぞれの団体であるとか、ほかの地域の方々であるとか、また、子供たちの団体であるとか、障がいのある方が、いずれの方々も使えるような部屋を幾つも造っていったほうがいいよねというような団体の話合いをしている中でございますので、何をというか大広間がいいのか、お風呂がいいのか、ヘルスセンターがいいのかという議論ではなくて、どういう部屋の使い方ということで、今、説明をさせていただいています。

ですので、本当に詳細設計はこれから造るものでございますので、その過程でいろんな団体の方々とお話をしていくということは事実でございますので、今、手元には最初にどのぐらいお金がかかるのかという意味での基本設計じゃないです、本当に粗々のここに部屋を幾つ造ったら幾らぐらいかかるという、そういうのは積算ですからあります。ただ、それは全然決定したことではありませんので、社会福祉協議会から出てきた中でも、それこそ今の社会福祉協議会ではできないよねという案まで入っちゃっていますので、それはこれから精査をしていきたいと思っています。

ですので、議会の皆さんにうそをついているということは絶対にありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　課長が説明している内容だともう進んでいるというふうに取るわけよ。大部屋もこうにしますとか、ああにしますとか始まったでしょう。それはもう進んでいるのではないのですか。おかしいっていうんですよ、だから。

そういうことも含めてこれから議会になり、あと利用者に相談するというのなら、レイアウト作っていくために。それが必要だと言っているんです。

ところが、もう案ができているようなことをしゃべっているわけ。町長もうまいことを言っているけれども、町長だってそれはおかしいよ。議会にどこで相談するんだって約束したでしょう。する立場がないではないですか。

だから、丸藤委員が言うように、議会が何の立場だと、町民の代表ですよと、また話が出るわけです。私もそう思います。ちっとも聞いてないじゃないか。ないと思いますよ。議会の言っていること。どんどんどんどん進めていて、進めるのはいいけれども、なぜこういうことでレイアウトで、そういうことを相談してからこういうことをやっていきたいと、やってもらえないんですか。それは課長は偉いから、議会なんか鼻も引っかけないんでしょうよ。そんな役場の体質だからいいものができないと思いますよ、町長。誰に相談するのよ。議会には誰にも相談してないじゃない。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

町長。

○町長（新井康之君）　きちんと相談しますので、まだ本当に決まっていないわけですので、それは、ですからただ本当に粗々な基礎設計を作ったときに、大広間だけのものと、小部屋を造ってしまうのと、それをちょうどこの部屋みたいにこういうふうな形で区切るのとで予算が全然違ってきます

ので、どのパターンを使いますかというその粗々な話をさせていただいているだけですので、何も決まっていませんので、その辺はちゃんと皆さんとお話合いをしていきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で福祉課分の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後１２時３５分

再開　午後１２時３８分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより議会事務局分についての質疑に入ります。

議会事務局長から出席者紹介をお願いいたします。

○議会事務局長（佐藤賢治君）　議会事務局長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

自己紹介をさせます。

○議会事務局主査（小林賢吉君）　議会事務局主査の小林です。よろしくお願いいたします。

○議会事務局主任（岡村恵美子君）　議会事務局主任の岡村です。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　資料というか、今年は無理だと思うんですが、先日もほかの議員から出てましたけれども、人数が３人というのは、やはり傍聴のときに非常に常日頃も足らないと思うんですけれども、傍聴とかでいまだに間違って入ってきたりとか、いろんな対応があるので、ほかの議会とか視察に行くと、非常勤とかで雇っている議会もございますよね。やはり３人でこの議会を対応するというのは、非常に大変だと思います。

今年は生かせないかもしれないんですけれども、何かそれをちょっと事務局はどう考えているのか言いずらいかもしれないけれども、議員としたらすごく必要だし、やはりいろんな町民の方もいらっしゃるので、対応って結構大変だと思うんです。そこのところちょっと考えていただきたいというのが１点、今、どう考えているかということと。

あと１点なんですけれども、広報のカメラを前回買っていただきまして非常に良かったんですが、借り方なんですが、私今回、広報ではないんですが高価な物なので、使うときだけ借りるという形を取らせていただいたんだけれども、そうすると頻繁に撮るということが今度できなくなるんです。

それで、利用方法とかちょっと貸すときに書いて貸すとか、その都度貸すんではなくて、例えば１週間貸すとか、何かそういうような備品対応というのもきちんと何か考えていただけたらいいかなと、２点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○議会事務局主査（小林賢吉君）　議会事務局主査の小林です。よろしくお願いいたします。

まず、１点目の傍聴の対応の関係なんですけれども、ちょっとそちらの人数的に問題があるということでお話をいただきまして、この点については、我々事務局のほうでもちょっと課題だというふうに考えてまして、以前にちょっと私も局長のほうと、傍聴席、障がい者の方は１階から入って、

健常者の方は２階からということで、２か所にちょっと入り口が分かれていることもあるので、今後の課題にはなってしまうんですけれども、場合によっては、その議会を開会するときだけ、会計年度任用職員とかではないんですけれども、お手伝いをいただく方をお願いするとか、もしくは役場庁舎の中で各課の方でお願いができるようであれば、来ていただくなりの対応で傍聴席の方も入り口１階と２階に人が置けるような形にするのはいいんではないかということで、検討はさせていただいているところです。

ただ、まだちょっと予算的なものですとか、役所の内部で調整とかまだしていないので、事務局内部でのまだ粗々な話という形になります。

１点目は以上でございます。

２点目の広報カメラの関係なんですけれども、カメラについては、基本的には広報委員会の方々が使われるかとは思うんですが、現在、確かに**九**山委員のお話のように特に貸し借りについて、お話いただいたらその場で貸すというような形でしか、やり取りをしていないので、今後、ちょっとどういった形でやったらいいかというのは、広報委員の皆さんとちょっとご相談させていただきながら、やり方をちょっと決めていければと思います。

事務局のほうでこういうふうにしますというわけにはいかないかと思うので、議会終わった後、広報委員会もちょうど行いますので、その際にちょっとご検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　事務局長。

○議会事務局長（佐藤賢治君）　議会事務局長の佐藤でございます。

１点目の定数の関係で補足でございますが、定数を増やすという形になりますと、事業の増大ですとか、特殊な要因が重なったときという形で考えてございましたが、最近におきましては、録画放送ですとか、いろんな事務も増えております。そういったことなどから、委員さんからご指摘いただきましたことを考えまして、今後、参考にさせていただきながら、定数のほうの増減につきましても要望していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　ちょっと考えていただくが、傍聴の人もたくさん来てほしいとか、議会を分かってほしいとか、録音放送もありますけれども、対応でいつも大変そうな思いをしているのもよく分りますので、お願いします。

あと、カメラが何が困るって、土日の取材がすごく多いときに、金曜日に借りておかなければいけないのに、これもあったあれもあったってなったときに大変ですので、広報委員の方と事務局とよく相談してください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

１つは、議会だより印刷で、ときたま私たちの顔写真が載りますよね。これぐらいはカラーにしらもらいたいと思うんです。何か白黒だと、人によっては何だか何だかとなってしまって、その先は言いませんけれども、やはりカラーに顔写真ぐらいはしたほうがいいんではないかと、私の考えね、要望だけれども。予算の関係とかそういうのがあるとか、いろいろあるかもしれませんけれども。

もう一つは視察の問題。視察も大事なことだと思うんです。１回、電車で４回ぐらい乗り換えて

行ったことありますよね。ああいう視察はちょっと考えてもらいたい。移動するロスがすごいんだよね。乗ったり降りたり、乗ったり降りたりで。そこら辺はひとつ、何か局長としてもそうだと思われるんではないかと思うんだけれども。

あの大変な苦労、もう少し楽とは言いません、ひとつみんなが、例えばバスならバスの中で勉強しながら行けるようにするとか、何かそういうことを考えながらしたほうがいいのかと思うんです。

あと１回、２泊で行ったことありますよね。２泊で関西のほうへ。そういうことはまた考えているのかどうか。

２点だけお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

事務局長。

○議会事務局長（佐藤賢治君）　１点目の議会だよりの印刷の関係でございます。

顔写真につきましてはカラーにという話がございますが、小河原委員さんからもお話ございましたように、カラーになりますとやはり経費がかかります。

そのようなことから全体の予算の中で、ページ数ですとか、どこをカラーにするとか、何月号をカラーにするとかそういったこともご相談しながら、ご意見を踏まえまして検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、２番目の視察の問題でございますが、電車での移動が多くてロスがあるという話をいただきました。

視察につきましては、行く目的によって場所とかが決まってまいります。その関係で、例えば遠方ですと、どうしてもバスで行くには十何時間もかかってしまうということもございまして、例えば新幹線なんかを使わなくてはいけないといった場合もあるかと思いますので、その辺につきましては、やはり一番適した乗り物について、これも議員の皆さんとご相談しながら決めてまいりたいと思います。なるべくロスのないように、そしておっしゃるように長時間バスに乗るようでしたら、その中で研修をするとか、そういった有効活用なんかも考えながら、皆さんと協議していきたいというふうに考えております。

それから、２泊で行ったことがありますが、そういうことについて、今後もあるかということでございますが、４年に１回ぐらいはこのような形で予算を取るのもありなのかと思っておりますが、こちらにつきましも、賛否両論もございますので、やはり皆さんのご意見を伺いながら、本当に視察が必要な場合については、２泊の予算というのも取る必要があるのかと、また、別の考え方としては政務活動費が、今、ございませんが、そういったものに変えるという形もあるのかと思いますが、いずれにしましてもその研修というものを生かしながら、いかにまちづくりの中にその研修の成果を生かしていけるかといった視点の基に考えていければと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　すみません、１点だけ、**角**野です。

議員研修事業の本年度の特徴で、改選に伴う議員研修会の実施というふうに改めて書いてありますが、これについてご説明お願いしたいのと、それから、それの報償費で講師謝金というのが上がっていますが、これについてもお伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○議会事務局主査（小林賢吉君）　主査の小林です。

研修の関係でございます。

今回、新規の予算としまして、まず１点目が、先ほど、ちょっと似たようなお話になってしまうかもしれませんけれども、報償費を取らせていただいています。こちらの報償費については、議員の皆さん全員で研修を受けていただこうかと思いまして、今回新たに報償費ということで予算の方計上させていただいております。

イメージとしましては、新規にちょっと議員になられた方ご存じないかもしれないんですが、昨年度、埼葛町村議会議長会の議員研修、長野県の飯綱町の前の議長さん来て講習やっていただいたかと思うんですけれども、あちらと同じような形で議員の皆さん全員が受講できるような研修を町主催でできればと思いまして、今回、報償費ということで５万円を計上させていただいております。

あと、もう１点、新しく今回議員になられた方が、新規の方が５名と元職の方が１名いらっしゃるかと思うんですけれども、新しく議員になられた方の勉強する機会をということで、一応宿泊の研修というのが、ちょっと調べましたらありまして、そちらの方に行っていただくことができるかと思いまして、予算のほう今回２名分ほど計上させていただいております。

そちらが今回、新たに新規で研修関係の費用として、事務局の方で計上させていただいた内容でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

今、２名分といったら足りないですよね、もし全員希望だったりすると。その辺が公平なのかどうかということもあります。その計上の仕方ですよね。１回これやっちゃうと今度改選ごとに必ずそういう新しい人は研修に行かれるというそういうのをつくってしまうということもあるので、その辺、そういう計上の仕方で総額はあれなのかどうかちょっと分からないですが、その辺をちょっとお伺いします。

それから、もう一つ、さっき負担金の方なんですが、細かい話になりますけれども、議会運営事業の方で、負担金で町村議長会の研修の参加費が少し上がっていますけれども、町村の役員で決めて、今度みんなで取って遠くに行きましょうとかそういう話になっているのかどうか、それもお伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○議会事務局主査（小林賢吉君）　主査の小林です。よろしくお願いいたします。

新人の研修の関係、人数が２名で足りないんではないかというお話なんですけれども、委員おっしゃるとおり、人数はちょっとうちの方はどれだけ必要かというのが見込めなかったので、とりあえず今年度は２名行ければ行っていただいて、もし今年度に行けない方については、来年度同じように計上させていただいて、来年度、今年度行けない方には行っていただくというような形で、毎年度計上していくような形にしていきたいと思っております。

そのため、特に改選だからということで、一気にということではなくて、行けなかった方は来年とかいう形で計上させていただければと思っております。

あと、負担金、埼玉県の町村議会議長会の県外研修の負担金の関係なんですけれども、こちら金額が上がっている理由としましては、今年度はバスで長野県のほうに県外研修、町村議会議長会の方に行かれているんですけれども、一応来年度お話伺っているのは、岩手県の雫石町ということで、ちょっと距離が遠方になるということで、負担金

の金額を上げさせていただいているということで伺っております。

新人の研修は、先ほどちょっとお話しさせていただいたとおり、継続でやっていく予定でおりますので、今回、新人議員の研修ということで予算設けさせていただいていますけれども、今後も一応同じように毎年のっけていく形で考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　これは、予算上そういう２名分毎年のせるというふうに決めたとしたら、今度はその決まりというのは要綱で決めるということなんですか、どういうことなんですか。その辺はっきりしといてもらわないと、議会ですので。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○議会事務局主査（小林賢吉君）　主査の小林です。

委員からご質問ありました新人議員の研修について、特に要綱とかそういったものは取決めは、今、なされておりませんで、一応今のところは予算上そういう形でのせさせていただいているというだけでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で議会事務局分の質疑を終了いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（西村茂久君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月17日火曜日、午前10時から委員会開き、住民課分の質疑から始めたいと思います。

これにて、延会いたします。

延会　午後１２時５６分

予　算　特　別　委　員　会

第　３　日

出席委員（１３名）

山下秋夫君		丸藤栄一君	
九・山妙子君		浅倉孝郎君	
金子正志君		西村茂久君	
小河原正君		泉伸一郎君	
角・野由紀子君		塚村香織君	
合川泰治君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長	田島正徳君）		

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

副町長	渋谷龍弘君	住民課長	高橋暁尋君
住民課副課長	草野公浩君	住民課主幹	中村佐登志君
年金担当主査	山﨑貴君	国保・後期担当主査	岡安英之君
町民生活課長	齋藤和浩君	町民生活課副課長	小川英一郎君
町民生活課主幹	山﨑健司君	生活安全担当主査	横溝秀武君
生活安全担当主査	田代宇隆君	環境推進担当主査	小林知弘君
健康介護課長	小島修君	健康介護課副課長	岡村行雄君
健康増進室長	竹花治君	健康介護課主幹	齋藤俊美君
健康増進担当主査	浜津恵都子君	健康増進担当主査	岡本知佳子君
健康増進担当主査	野口延寿君	高齢者支援担当主査	齋藤千洋君
介護保険担当主査	小林和政君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤賢治	主査	小林賢吉
主任	岡村恵美子		

開会　午前　９時５７分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名でございます。

これより３月16日に引き続きまして、予算特別委員会を開きます。

その前に、昨日の福祉課の質疑の中で丸藤委員から質問がありました。それに対する補足答弁を福祉課のほうからやりたいということで申出がありましたので、許可いたします。

副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　おはようございます。

福祉課副課長の宮野でございます。

昨日、丸藤議員さんのほうからご質問のありました、確認をさせていただいてから、改めてご報告させていただきますという案件がございました。その件についてご報告させていただきます。

予算書の110ページ、111ページの(10)地域障がい者地域生活支援事業の12節の委託料のところの職親業務委託料の件でのご質問で、職親に通っている方の通勤形態は同居なのか、それとも通っているのかという点と、それから職親になられる方は登録されているのかという点について報告しますということだったので報告させていただきます。

まず、職親のほうに働いている利用者の方につきましては、同居ではなくて通勤という、そちらの職親のところで働いているということでございます。こちらは30年度の実績というところでございます。

職親になる方は登録しているのかという点でございますが、こちらにつきましては、登録をしているというところでございます。職親になる方は登録をして職親になっているというところでございます。

以上でございます。

あともう一点、昨日、私の発言の中で間違ったところがございましたので、そちらを２点ほど修正させていただきたいと思ってございます。

同じく丸藤議員さんのご質問の中で、予算書の112ページ、113ページの(12)福祉タクシー等利用料金助成業務助成事業の12節福祉タクシー等委託料のこちらの積算につきましてどうなっているのかというご質問がございまして、金額は間違っていなかったんですが、積算の枚数をちょっと間違った回答をしてしまいましたので、そちらの修正をお願いしたいと思います。

まず、タクシー補助委託料、基本料金740円掛ける6,700枚、こちらにつきましてはそのままでございますが、次のこちらに関する手数料として100円掛ける、昨日は7,000枚というような回答をさせていただいたんですが、こちらを訂正させていただいて6,700枚ということでございます。金額はそのままでございます。

それから、自動車燃料費補助委託料、こちら500円掛ける、昨日は7,000枚というような形で報告させていただいたんですが、こちらにつきましては6,800枚ということでございます。金額はこちらもそのまま合っている数字でございましたので、枚数だけちょっと修正させていただきたいと思います。

以上でございます。

740円はそのままでございます。手数料で100円掛ける、昨日は7,000枚というような回答をしたんですが、こちらが6,700枚。それと自動車燃料費補助委託料で昨日は500円掛ける、こちら7,000枚という回答をさせていただいたんですが、こちら6,800枚、金額は変わりございません。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　これにて福祉課の補足答弁は終了いたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第１１号の審査（住民課・町民生活課・健康介護課）

○委員長（西村茂久君）　本日は、議案第11号　令和２年度宮代町一般会計予算についてのうち、住民課、町民生活課、健康介護課の分の順に質疑を行ってまいります。

これより住民課分についての質疑に入ります。

なお、留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介、お願いいたします。

○住民課長（高橋暁尋君）　住民課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○住民課副課長（草野公浩君）　おはようございます。住民課副課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民課主幹（中村佐登志君）　おはようございます。戸籍住民担当主幹、中村と申します。よろしくお願いします。

○年金担当主査（山﨑　貴君）　おはようございます。年金担当主査、山﨑と申します。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（岡安英之君）　おはようございます。後期高齢者医療担当しております岡安と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

１点だけお願いします。

私たちの予算書の38ページで、予算書の140ページにあります後期高齢者健康診査事業等なんですけれども、こちらの健康診査の効果はここに書かれているとおりだと思うんですけれども、また未然に病気を防ぐということでも非常に効果的な健康診査だなと思うところなんですけれども、こちらの後期高齢者健康診査の実施率はどれくらいなのかというのと、実施率を向上させるということなんですけれども、実際は実施率が少ないのかどうかというのをどう向上させていくのかというのをお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

後期の健診の実施率とあと向上の関係でございますけれども、実施率につきましては、平成30年度で37.1％となっております。

向上策につきましては、国保の特定健診と比較いたしますとちょっとまだ低いんですけれども、まず５月に対象者全員に受診勧奨、お知らせをいたしまして、それとあと国保の特定健診とがん検診と後期の健診を一緒に毎年10月に保健センターで集団健診というのを行っておりまして、そこで一体的に受けられるということで受診率の向上に努めているところです。

それとあと昨年から埼玉県の健康マイレージ事業に参加をいたしまして、そこも後期の高齢者の方も一応参加の対象といたしました。この健康マイレージに参加いたしますと、健診を受けるとさらに500ポイントがつくようになっておりまして、

そういったこともＰＲをしながら受診率の向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　実施率がちょっと少ないような感じがしますので、健康マイレージ事業のように健康診査を受けると得をするという何かインセンティブが働くような仕組みをもっと考えていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　何点かお願いいたします。

歳入なんですが、52ページ、53ページ、諸収入の後期高齢者保健事業等補助金に関してですが、人間ドックの補助金が70％から50％に少なくなっているということで、これは町の負担が多くなっているということなのか、今後増えていくと思うんですが、これからも補助率は減る可能性があるのかということが１点。

それと、私たちの予算書の中の健康マイレージの37ページなんですけれども、健康マイレージ事業の中で町独自の記念品をプレゼントということなんですけれども、来年度はどのようなものを考えているのか、お願いします。

あとこのシステム、98、99ページ、12節の委託料なんですけれども、この戸籍システム更新業務委託料というのは、クラウド型システムへの移行に伴うとなっているんですが、これって結構金額が大きいんですが、これは結構何年かに１回とか更新するのか。

３点です。お聞かせください。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず１点目の保健事業の補助金の補助率についてですけれども、昨年までは70％が補助金として来たんですけれども、今年度は50％に減ってございます。その分、その20％の部分は町のほうで負担となります。

この補助金につきましては、今、来年度廃止になる予定でございまして、そうしますと現状のサービスを維持していくためには町が全額を負担をしなきゃいけないということが課題として今残っております。

続きまして、２点目のマイレージの関係の記念品でございますけれども、これにつきましては、国民健康保険の加入者の方になりますけれども、毎年11月にみやしろ健康マイレージキャンペーンというのを１か月間実施しておりまして、その１か月間に5,000歩以上とか2,000歩以上を達成された方に記念品を贈っているものでございまして、毎年クオカードを贈呈させていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当の中村でございます。

戸籍クラウドシステムの関係につきましてご答弁させていただきます。

今回こちらの経費につきましては、いわゆる通常コンピューターでございますので、一応５年間に一度機器のほう入替えをしております。

今回、通常今までは庁舎内にサーバーを置きまして運営していたものをクラウド型にすることによりまして、メンテナンス等がうちのほうでやらなくて済むということになりますので、このクラウド型に移行したいというふうに考えておりまして、予算のほうを計上させていただきました。

今回につきましては、そちらのほうの移行経費、いわゆるクラウド型へのデータの移行ですとか、そういった一時的な経費がございますもので、若干金額が多くなっております。

その後、ランニングコストにつきましては、また５年後に当然システムの入替えということになるかと思いますが、そのときにはそちらにもデータが行っておりますので、同じ業者様であればそこの部分のコストは下がるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　20％が町負担でちょっと課題ということで、これ負担、県からとか来ているので皆さん、結構人間ドック受診しているという課題があって、ただ金額が大きいのでどうなるかということあるんですが、出せるものならある程度の負担はお願いしたいなとは思うんですが、財政的なものがあるとは思いますが、何か検討していただきたいと思うし、ゼロの補助金が全くないとやっぱり受診率はかなり下がると思うんですよね。そのところよくお願いします。

マイレージ、11月キャンペーン、とっても私の周りもいただいている方とかいて、すごい喜んでいるので、これまた今年も同じことをやるということでしょうか。それをちょっともう一回お聞きします。

それとあと５年に１回ということで、金額がとても大きかったのでどういうことかと思ってお聞きいたしました。

あとすみません、１点、マイナンバーカード、私たちの３の資料の36ページなんですが、これから健康保険証にだんだん入っていくということで休日交付とかを実施していくということなんですが、今までちょっと面倒くさいという方、まだ多いと思うんですが、大きく違う点、郵送とかそういう点があったと思うんですが、一番変わる点、手続が簡単というところをお聞きしたいと思います。

あとすみません。私たちの予算書37ページ、真ん中辺にある重複多受診者対策事業は同じ病気で複数の病院を受診したり、お薬を多量に処方されているという、これちょっと前もお聞きしたと思うんですけれども、結構これ分かるものなのか、結構何人か町内にいるのか、お聞かせください。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず１点目の健康マイレージの内容の関係ですけれども、今年も同じ内容でやろうというふうに今考えております。

それから、３問目の重複多受診者対策事業ですが、こちらは国保連合会さんのシステムを使いまして、３か月間連続で４か所以上受診している方とか服薬を３か所以上でされている方とかという、そういう基準がありまして、それのデータをいただいております。それで抽出をいたしますと、宮代町の場合は、大体四、五人ぐらい毎月対象者が出てきまして、訪問したりとかそういったことをやらさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当の中村でございます。

マイナンバーカードにつきましては、現在、休日、月に１回でございますが、午前中予約制で休日しか受け取りになれない方につきましては、受け取りのほうの予約をさせていただきまして実施

しております。

また、申請につきましては、当庁、昨年の２月から、いわゆる申請時第１方式という、役場のほうでいらっしゃっていただければ、ご本人様の確認書類をご提示いただきましてお写真も撮らせていただきまして、申請をさせていただきまして、出来上がったカードにつきましては、ご自宅にご郵送するという制度を取り入れておりまして、非常に県内でも交付率は高くなっております。

今年の１月20日現在で申しますと、宮代町では6,587枚、交付率が19.3％となっておりまして、県内では交付率といたしましては、今のところ一番上になっております。全国平均で15％、全国の町村にいたしますと12.1％で、県の平均が14.5％でございますので、大幅に上回っているような形になっております。

今後ですが、先ほど**九**山委員のほうからお話がありました健康保険証としての利用が来年の３月から始まるということになっておりまして、実際に健康保険証としての利用につきましては、実際にカードリーダーにマイナンバーカードをかざしますと、そちらの方がリアルタイムで何の保険に加入されているか分かるという仕組みになりますので、そうなりますと、例えば、医療機関からのご請求がなくなるですとか、そういったことにはつながってまいるということで、今後とすれば、そのほかにもまたいろいろと県・国のほうでも一生懸命検討しておりまして、今年の９月からいわゆるキャッシュレス払いをされている、利用されている方につきましては、マイナンバーカードとリンクさせますと、いわゆる２万円分の利用で5,000ポイントが戻ってくるということを始めるということで今、国のほうでも、今度、県内の鉄道事業者様と連携して、中刷り広告を出すというふうな通知が参ったところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　ありがとうございます。

先ほどの多受診者対策事業で去年に四、五人いらっしゃるということですが、これ訪問していただいたりしているということで、結構これは効果が出ているのか、やっぱり説明してその方が分かる、理解していただけるとか、そういうことが効果を上げているのか、その１点お聞きします。

あとに関しては、分かりました。

お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

重複多受診者の効果の関係でございますが、大体四、五人いまして、実際は訪問できるのが大体２人で、何らかの理由でこのお二人の方はちょっと今訪問ができないような状態になっておりますけれども、行くとやはり本人もそういうことがあるのかということで、ちょっと薬をお医者さんに相談してみるとかということはございます。それが実際、数字とかそういうところではまだ効果が出ていないので、今後、そういったこともちょっと課題にしていかなきゃいけないなと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

最初に98ページ、戸籍住民台帳管理事業でございます。

この中でマイナンバー、先ほども言いました利用率、発行枚数が6,587枚とお聞きしました。この発行枚数は分かるんですけれども、このマイナ

ンバーで利用した人というのは何人ぐらいいるか、実際に利用した人、何人ぐらいいるのか、ちょっとお知らせください。

それとこの戸籍事業総合システムのクラウド化ということで言われていますけれども、このクラウド化の詳しい内容、どんな組織になっているのか。また、５年後に制度を変えるとき、コストのダウンだという、先ほど説明されましたけれども、これは同じ業者に頼めばということなんでしょうか。その委託先というのはどのように決めていったのか、５年後にも同じ業者ということはずっとこのまま続けていくということですよね、同じ業者に。そうしないとこう安くならない。また新たにシステムを開発しなくちゃいけない。そういうことになると思うんですけれども、その辺のところの決め方の問題。

それと100ページになるんですけれども、区分の12、13、17の委託料です。使用料及び賃借料、備品購入費100万円未満とかされていますけれども、このどのようにこの委託先も、ここも同じなんですけれども、決めているのか。そうすると電算システムの機器の借上げということで言っていますけれども。これは指名でこう委託をしているのか、競争入札なのか、ちょっと分からないところがあるんでね。

あと100万円未満と言っていますけれども、この予算書で見ると３万2,000円ですか、予算書では。100万円未満と書いてあるんだけれども、３万2,000円しか予算を取っていない、何だろうなと思ってね。これは100万円未満のやつを買う予定があるのかどうか、将来。その辺のところを。

それと116ページになります。５目の後期高齢者医療費の⑴と⑵後期高齢者医療費ですか、負担事業と後期高齢者医療特別会計繰出事業の説明をお願いしたいんですけれども、１人当たりの医療費と個人負担が増えているのかどうか。その辺のところまでお聞きしたいんですけれども。

それと130ページになります。国民年金事務取扱費なんです。最初にちょっと確認はしたいんですけれども、確認資料と予算書とちょっと前年度の支出が違っているなという感じがするんですけれども、その辺のところの説明、間違いであったと思いますけれども、間違いか、私の勘違いか分かりませんけれども、その辺のところも教えていただきたいなと思っております。

今年度の予算書では61万6,000円となっているんですけれども、予算書では前年度分が259万9,000円となっています。そういうことをお願いします。

それとあと説明では、国民健康保険の相談のところですが、何件くらい、国民健康保険の相談に来たのか。あと主な相談内容と相談員は町の職員、か、それとも外部を頼んでいるのか、その辺のところも教えていただきたいなと思っております。

あと138ページ、140ページ。第４款の⑻です。健康診査事業です。後期高齢者疾病予防事業です。説明では、後期高齢者の増加と言われましたが、健診を受けた人の人数、どんな健診が多かったのか、また受診医療機関はどこの自治体の医療機関が多かったのか、宮代以外が多かったのか、宮代が一番多かったのか分かりませんけれども。その辺のところを教えていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当の中村でございます。

まず１点目です。

コンビニ交付の利用件数ということでございま

すが、何人の方がちょっと利用したかという統計は取れませんので、利用件数で申しますと、２月21日現在で今年度コンビニ交付の利用件数は844件でございます。内訳といたしましては、住民票の交付が486件、印鑑証明書の交付が358件となっております。

御存じのように、稼働時間のほうが午前６時半から夜11時までということで、皆様方にはこちらの時間で基本的にメンテナンスを除きまして１年中この時間で稼働しておりますので、非常に便利にご利用いただいているのではないかというふうに思っております。

そのほかに当然確定申告等でご利用なさっている方もいらっしゃるかと思いますので、その辺でも実際に窓口に行かなくて済むという利便性もあるのかなというふうにも考えております。

それから、戸籍のシステムのクラウド化についてでございますが、いわゆるクラウド化というものになりますと、先ほど申しましたように、機械のほう、役場のほうに設置しなくていいと。全て業者さんのデータセンターさんのほうで機械のほうを設置いたしまして、そこに専用回線を使いましてアクセスしてデータのやり取りをするというようなシステムがいわゆるクラウド化というものでございます。

当庁のほうにおきましても、いわゆるほかのシステムにつきましてもクラウド化、実際に住基を扱っております住民基本台帳のシステムに関しましても、クラウド化となっているところでございます。

それから、今回の更新の委託料等につきましては、業者をどのように選定したのかというお話でございますが、業者の選定につきましてでございますが、基本的にはデータを全てそちらの、今の現在の業者で持っておりますので、そのデータを全部またつくり変えるということになりますと、当然そのデータの整合性をまた取るのが莫大な作業になるということもございますので、金額的にうちのほうで実際にその金額を示していただきまして、そちらの中で私どものほうでは業者の選定委員会のほうにかけさせていただきまして、町のほうで。いわゆる１社の特別随意契約のような形でやらせていただく考えでございます。

それから、この戸籍のシステム借上げ料につきましては、こちらの機器のシステムの借上げ料、実際に業者さんのデータセンターのほうにあります、こちらのほうの機器の借上げ料になるところでございます。

それからもう一点、100万円未満の備品購入費で３万3,000円と、非常に小さい金額だということでございますが、こちらにつきましては、現在やはり窓口のほうに外国人のお客様、町民の方が手続等に来られまして、やはり多種多様な言語でお話をしなくてはいけないということがございまして、こちらにつきましては、いわゆる自動翻訳機のほうを購入させていただく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず予算書の116ページの後期高齢者医療療養給付費負担事業の関係でございますが、こちらは広域連合のほうに納める医療費の一部でございます。この療養給付費につきましては、これ計上しているのは、年間の給付見込みを広域連合のほうで出しまして、それを市町村の負担割合12分の１分を計上したものでございまして、そちらが約３億1,000万ほどになっているものでございます。

これによって、１人当たりの医療給付費の見込みが、今回は年間で71万8,789円ということでご

ざいまして、当然、医療費が増えていけば、それは個人の方の窓口の負担も少し増えているというふうに理解できますので、若干増えているのかなというふうに思っております。

それから、続きまして138ページ、140ページの後期高齢者健康診査事業についてでございますけれども、受診者数につきましては、おおむね6,000件を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○年金担当主査（山﨑　貴君）　年金担当、山﨑です。

まず１点目の予算書の130ページ、それとあと提出しました資料との差があるというご質問ですが、大変申し訳ございません。予算書のほうが正しくて、提出した資料のほうに７節の賃金が全て抜けております。実際、こちら７節賃金、本年度ゼロ、前年度198万3,000円で、増減差がマイナスの198万3,000円という形になりまして、皆減ということが全て抜けております。大変申し訳ございませんでした。

それと２点目、年金相談員の業務の内容についてですが、年金相談員は窓口業務を中心に職員と同じような業務を行っております。例えば、国民年金の加入手続とか、あと保険料の免除とか、あと学生納付特例の申請とか、あと請求関係、そのようなものを受け付けるほか、例えば、納付の相談とか、そのようなものも来庁相談受付、相談のほうをやっておりまして、そのようなことが相談の業務内容という形になります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

最初のことです。

クラウド化、これは委員会みたいなということで決めているんだということなんですけれども、この決め方だとやっぱり何というんですか、町で指定しているという感じてどうしても同じ業者になってしまうんじゃないんですか、今後。いろいろなシステムを交換するといっても、やっぱりその業者が全部握っているわけですから。新しい機器に５年に１回ずつ取り替えるとなると、やはり同じ事業者に頼んでしまう。毎回毎回、それで本当に安くなるんでしょうか、同じ業者で。私はちょっとおかしいなと感じがするんですけれども、やっぱり競争入札のほうが、それがうんとよっぽど安くなるんじゃないかなという感じがするんですけれども、これやってみないと分かりませんけれども。どうなんでしょうね、その辺の考え方で、町の考え方というのはどういうふうに考えているのか。システムを入れ替えるたんびに同じ会社というのは、ちょっとおかしな感じがするんですけれども。これ業者との、こういうことはないと思うんですけれども、つながりが密になってしまうんじゃないかなという感じがするんですよね、逆に言えば。それを防ぐためにいろいろなことをやっているんではないかなと思っているんです。こういうふうにやっていったら、やはり逆の立場になってくるんじゃないのかな。私はそう思っているんですけれども、その辺の考えをちょっともう一度お願いします。

それと毎年、この納める116ページですね。後期高齢者医療です。１人頭71万8,700ということで言いましたけれども、やはりこれ後期高齢者医療担当でやっている人たちが、気がついていると思うんですけれども、みんな医療費が年々高まっていく。御覧のとおり、後期高齢者に加入する人が多くなっているせいもあるかもしれませんけれども、それだけじゃなくて、やはり病気が重くなってから行っているんじゃないかなと思っている

んですよ。重くなる前にやっぱり防ぐ手だて、予防ですよね。あと払えない人がいてぎりぎりまで待っている、医療費払えない。だから、重くなっていく。その辺のところを解決していかないと、このように毎年毎年、後期高齢者医療に限らず、健康保険も同じなんですけれども、医療費がかさんでいくんじゃないかなという感じがするので、その辺のところの考え方はどういうふうに考えているのか、もう一度お願いします。

あと３番目の間違いだっていうことで分かりました。

あとこの相談員ですけれども、町の職員と同じ人だということなんですけれども、これはあと町で逆に言えば相談員というんじゃなくて、何になったっけ、アルバイトじゃなくて何と言いましたっけ、サポーターみたいな感じで雇っているということなんですか。その辺のところ、職員とは違うんですよね、あくまでも。その辺のところがどういうふうな雇い方をしているのか、お願いします。

あとこれ、最後に健康診査なんですけれども、受診機関というんですか、受診料は6,000件の見込みだということを言っているんですけれども、昨年度はどこの受診機関が多かったのか、宮代町が多かったのか、それとも杉戸町なのか、春日部なのか、いろいろありますよね。その辺のところの、町外のほうの医療機関を使っているのかどうか、その辺のところもお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当、中村でございます。

戸籍のクラウド化につきましてのご質問でございますが、いわゆる１者特命随契という形がいかがなものかというお話しかと思うんですが、実際に戸籍につきましては、いわゆる継続性があるものでございます。当然その場で新しくシステムにしたらそこの場から１からつくり直すことではございませんので、そうしますと今までの膨大なデータを全て、先ほどお話ししましたように移行するという形になりますと、当然それはまたデータ入力が当然必要になってまいりまして、そこのシステムの整合性を取らなくてはいけない。その場合に、それを当然また全件を当然職員の目でチェックをしなくてはならないという膨大な作業が発生してまいります。

町のほうといたしましては、いわゆる業者の選定委員会というものを設置しておりまして、その中でその業者１者随契でよろしいのか、その金額が果たして妥当なものなのかどうかということを総合的に判断いたしましての選定という形になっております。

また、現在使っている事業者につきましては、全国シェア68％を持っている会社でございまして、実際にほかの事業社からこちらに移っている業者も、自治体さんもかなりあるというふうに現在なっておりますので、非常にいわゆる町が求めている、自治体が求めているところ、かゆいところに手が届くといいますか、そういうような状況でシステムを組んでいただいておりますので、非常によろしいのではないのかなというふうに思います。

県内でもこちらの業者のほうで、事業者のほうで56％、自治体数で言えば56％のシェアになっておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず後期高齢者の重複の予防についての考え方でございますが、やはり議員さんおっしゃいますとおりに、早期治療、早期発見が非常にこう大事でございますので、先ほど説明いたしました健康診査の受診率を、まず１つは市から上げていくということが大事かと思っております。

それから、今後フレイル対策といたしまして、今、国のほうで介護予防との一体化ということで、介護予防と連携をして進めていきたいという国のほうの事業がございまして、そちらの事業について、開始に向けて準備を今進めているところでございますので、そういったそのフレイル対策を進める中で早期治療、早期発見に努めていきたいというふうに考えております。

それから、年金相談員の雇用形態でございますが、今年度は非常勤職員ということで非常勤の公務員として雇用しております。来年度からは会計年度任用職員ということで雇用する予定でございます。

続きまして、３点目の健康診査の医療機関の受診状況でございますが、30年度の実績で申しますと、町内の医療機関３か所ありますけれども、こちらが全体の中の約40％ぐらいでございまして、あとの残りの60％は久喜市と白岡市と蓮田市の医療機関でかかっている方でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　この電算システム、庁内で、職員で監査しているんだということで言っていますけれども、将来的にこれはどこの会社名なのか、まずはひとつ教えていただきたいのと、それと１つの会社でこうやって情報が１つのところに入ってしまう。その辺のところの安全性というのはどうなんでしょうかね。全ての情報がそこの会社に入ってしまう、その安全性を教えていただきたい。どういうふうに守っているのか。

それと２番目の後期高齢者の医療の介護と一緒に将来的には国のほうでやっていきたいんだということを言っていますけれども、そうすると、この後期高齢者も外部も将来的には一緒にするという意味合いなんでしょうかね。こういう健康診断にそのことを言っていましたけれども、ほかの制度も将来的にはそんなふうになるようなシステムになるのかどうか。ならないと思いますけれども、そういう国のほうの必要があるのかどうか、ちょっと教えていただきたい。

相談は将来的には会計年度にするんだということで分かりました。本当は今年からやってもいいような感じがするんですけれども、職員と同じような仕事をやっているんですから。やはり何で先延ばしするのか、そういうの。ほかの面では会計年度職員にしましたよね。ここだけ何でそういうことしないのか。やはりすぐにしてもいいんじゃないかなと感じがするんだけれども、何か違いがあるのかどうか、お願いします。

あとは分かりました。健康診査、町内では３か所で40％だということは分かりました。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当の中村でございます。

戸籍のクラウドシステム化につきまして、現在うちのほうでお願いしている業者は、富士ゼロックスシステムサービス株式会社でございます。

先ほど申しましたように、こちらの会社のほうが全国シェア68％、県内でも56％のシェアを占めている、業務を行っているところでございます。

それからもう一点、全ての情報が１つの会社だとかかるものかというお話かと思うんですが、戸籍の情報、これを分散しておくということは当然

システム上は１か所になりますので、これが例えば、ほかの業者に移った場合には当然システム全部移行し終わってからまた破棄という形になりますので、どこかに集まってしまうというのは致し方ないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず、介護予防との一体化の関係でございますが、この事業をちょっと簡単に説明いたしますと、いわゆる各市町村でやっています介護予防事業ですね。高齢者の方が集まるところという意味なんですけれども、その方はどちらかというと、虚弱な高齢者が非常に多いということで、そういう方が結構集まっているケースが多いと。そこに保健とか医療のアプローチをかけることで、先ほど言いました少し虚弱な方とか、そういった方を発見して、そういうふうにならないようにしていこうという事業でございますので、一体化になるということではなくて、そういった介護の事業に医療の専門職を派遣いたしまして、そういった方を抽出、発見をして適切なアプローチをしていこうという事業になるかと思います。

それからもう一点です。年金相談員の関係ですけれども、一応会計年度任用職員なんですが、令和２年度から年金相談員も会計年度任用職員として雇用する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤です。

それでは、何点かご質問いたします。

まず98、99、むしろ100、101ページの関係ですかね。この⑵戸籍住民基本台帳管理事業の中の委託料で、戸籍システム改修業務委託料ということになっておりますけれども、この戸籍の全国統一文字への対応というのはどういうことなのか、教えていただきたいと思います。

それから、次の使用料、賃借料なんですけれども、コンビニ交付実施に伴うシステム使用料の増ということなんですけれども、前年度が３か月分で、新年度が要するに１年分なんですけれども、そうすると４倍になっていないんですよね。前年度とそんなに33万3,000円ですから、この辺の使用料が増えるというのが、145万8,000円ということなんですけれども、賃借料との関係で全体ではそんなに変わらないんですけれども、この辺についてご説明お願いしたいと思います。

それから、108ページ、109ページの⑻国民健康保険特別会計繰出事業と、それから116、117ページの⑵後期高齢者医療特別会計繰出事業、これそれぞれ積算の根拠をお示しいただきたいと思います。

それから、116、117の⑴の後期高齢者医療費、療養給付費の負担事業なんですけれども、これは県のほうから広域連合が試算しているということなんですけれども、これはどういうふうに試算されているのかお示し願いたいと思います。

それから、140ページ、141ページの関係で、後期高齢者健康診査事業の中に役務費があります。これは受診券などの郵送料の増ということなんですけれども、郵送料が７万円で、それからデータ管理手数料が２万5,000円ということであると、前年度と比較して12万7,000円になっているんですけれども、不足分は何なのかお尋ねいたします。

それから、12節の委託料なんですけれども、これは南埼郡市医師会への委託単価の増ということなんですけれども、まずこの南埼郡市の医師会というのはどこどこなのか、それと単価はどうして

決められるのか。恐らく医師会からの要請なんですけれども、この辺のことについてご説明お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当、中村でございます。

まず、丸藤委員からの１点目のご質問、戸籍の統一文字の改修委託料ということでございますが、現在、戸籍のシステム、先ほど申しましたように、住民基本台帳法でございますが、各業者のほうでいわゆる外字という文字、独特の例えば、同じ字でもいろいろな戸籍上の文字は当然昔の字を手で書くだけであったという文字が同じ文字でも違う字、例えば、簡単なことで言えば、吉という字でも上が長くある武士の士であって、下が長い土になったりですとか、そういった字ですとかございます。

そういったものを全国的に統一して戸籍の、いわゆる電算化の中でのやり取りができるようにしようというのが今回の戸籍の文字の統一化ということでございます。

こちらのほう、全国的に統一文字にしてやり取りができるようにしようという施策の一端でございます。

それからもう一点、戸籍の証明手数料の関係でございますが、今年度、先ほど申しましたように、２月21日現在で844件のコンビニ利用がございます。当然これからマイナンバーカードをお持ちの方が徐々に増えてきておりますので、さらに伸びるものと考えられましたことから、件数で言いますと、来年度の予算といたしましては1,800件、予算の計上しておりまして21万1,000円という金額になっておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず予算書108ページ、109ページの国民健康保険特別会計繰出事業の積算根拠でございますが、内訳につきましては、まず保険税の７割、５割、２割軽減に使います保険基盤安定負担金分がまず軽減分といたしまして8,938万8,000円、あと支援分といたしまして4,895万9,000円、それから職員の給与費に充てます繰入金で4,566万6,000円、それから保険証とかの発行に使います一般管理事業分が1,322万5,000円、それから国保税の賦課徴収にかかわる事務経費ということで賦課徴収事業分が650万7,000円、それから埼玉県の国保連合会に納付金分といたしまして50万円、それから町の国民健康保険運営協議会の運営費分として49万円、それから出産育児一時金の財源となります一時金の分につきまして1,008万円、それから国のほうから交付税措置として出ます財政安定化支援事業分といたしまして1,396万6,000円、それからその他の財源の不足分に充てますその他一般会計繰入れ分といたしまして１億3,274万9,000円で、合計３億691万8,000円となるものでございます。

続きまして、116、117ページの後期高齢者医療特別会計繰出事業の内訳でございますが、こちらがまず国保と同じ７割、５割、２割の軽減に使います保険基盤安定負担金分とそれから広域連合に各市町村が共通して納めます負担金分がございまして、こちらのほうが、失礼いたしました。保険基盤安定負担金分が637万9,000円ございます。それから、職員の人事異動等に伴う人件費分といたしまして546万円、それから一般管理の事務費といたしまして132万1,000円でございます。

この市町村で共通で納めます負担金の算出方法

ですけれども、こちら広域連合のほうから示されることになっておりまして、まず算出といたしましては、全市町村63市町村共通で割ります均等割分がございます。こちらは共通経費全体の10％を63市町村で割るものでございまして、こちらが284万5,794円となっております。それから、２点目に人口割といたしまして、こちら共通経費の総額の45％を総人口で占める各市町村の割合で乗じるものでございますが、そちらが371万5,066円。それと３点目に、高齢者の人口割ということで共通経費全体の45％を占めるものでございますが、こちらは各市町村の75歳以上の高齢者人口の割合で出すものでございますが、こちらが462万1,882円となっております。これ合計いたしますと１億917万1,000円ということでございます。

それから、後期高齢者医療療養給付費負担事業のこちらも積算の関係でございますけれども、やはりこちらも広域連合のほうから試算が提出されます。

算出方法につきましては、各市町村の被保険者数に１人当たりの医療給付費の見込み、先ほど説明しました71万8,789円を掛けまして、それを市町村の負担割合が12分の１となっておりますので、それを掛けたものが３億1,117万6,000円となっているものでございます。

それから、続きまして140ページ、141ページの後期高齢者健康診査事業の役務費の関係でございますが、こちらの受診券の郵送料とデータ管理手数料のほかでございますけれども、このほかに健診の受診勧奨通知、それから電話予約をしたときの予約の完了通知など、それから健診の結果の通知などの郵送料が残りのものとなっております。

続きまして、その下の委託料の関係でございますけれども、南埼郡市医師会につきましては、宮代町と久喜市、白岡市、蓮田市、あと医療機関で構成されている医師会でございます。

委託単価につきましては、２年に１回、南埼郡市医師会さんのほうから金額を示されまして、それに基づいて町と契約をさせていただいているという内容でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、一番最後の140ページの後期高齢者健康診査事業の関係なんですが、南埼郡市の医師会への委託単価の関係をお聞きしましたが、当然だと思うんですけれども、これは２年に１回、それぞれ契約するんでしょうけれども、これは単価みんな同じで、医師会とそれぞれの自治体で契約するんでしょうけれども、単価はもちろん全部４市と１町、全部同じですねということで確認させていただきます。それだけです。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

委託単価につきましては、宮代町、白岡市、久喜市、蓮田市、全て同じ単価で契約させていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　これはいつごろ契約を結ぶんですか。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長でございます。

毎年５月でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で住民課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１２分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより町民生活課分についての質疑に入ります。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○町民生活課長（齋藤和浩君）　改めまして、おはようございます。町民生活課長、齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

出席担当者につきましては、自己それぞれということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　おはようございます。町民生活課副課長の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　おはようございます。町民生活課主幹の山﨑と申します。よろしくお願いいたします。

○環境推進担当主査（小林知弘君）　同じく町民生活課主査、小林と申します。よろしくお願いいたします。

○生活安全担当主査（横溝秀武君）　おはようございます。町民生活課、横溝と申します。よろしくお願いします。

○生活安全担当主査（田代宇隆君）　町民生活課生活安全担当の主査、田代と申します。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくようお願いいたします。

質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

３点ほど質問させていただきます。

まず85ページなんですが、交通安全対策事業という中で14節になるんですが、道路反射鏡設置及び修理工事というのがあるんですが、昨年の設置数とあと修理工事の件数を教えていただきたいと思います。

それから、89ページで防犯活動事業ということで14節で防犯灯設置費及び修繕工事ということで、これも昨年度の設置数とあと修繕の件数をお願いいたします。

それと92ページで⑴進修館管理事業の中で、前年度と比較しまして1,165万4,000円という形で増えているんですけれども、これについてどのようなことで増えたのかを教えていただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川と申します。

まず、ご質問１つ目の85ページ、交通安全対策事業、道路反射鏡設置及び修理工事の関係でございますが、昨年の設置数につきましては、平成30年度、新設12基でございます。修繕につきましては16基でございます。

それから、次に89ページの防犯灯の関係でございますが、こちらにつきましては、新設の数が６基でございまして、申し訳ございません。修繕数につきましては、今手元に数字がございませんので、後ほどまた回答のほうをさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

続きまして、進修館管理事業の増額の内容につきましてお答えさせていただきます。

まず、進修館の指定管理料でございますが、税率が10％に変わったことにより若干の増となっておるところでございます。また、進修館の大ホールの空調が随分傷んでいることから、大ホール等の空調の設計業務のほうを予定させていただいております。

また、昨年まで工事請負ということでは計上のほうをさせていただいていなかったんですが、進修館の大ホールの電気をＬＥＤ化をさせていただきたいということから、その他ちょっと細かい工事もあるんですが、工事請負費のほうの増額とさせていただいております。

また、備品購入費でございますが、こちら進修館の備品、机、椅子等が随分傷んできておりますので、必要な数だけ入替えのほうをさせていただきたいと予算のほうを計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

道路反射鏡とあと防犯灯のこの申請というんですか、これは区長を通して何か町のほうに申請して、その中でいろいろと話し合われて決められるということをお聞きしているんですが、その基準というんですかね、どういう割合で設置するように決まるのか。あとその内容はどういう人口密度とか何かそういったものがあるのか。

それとあと防犯灯に関して、昨年12件ほど何か申請を出されているんですけれども、その中で６件しか設置されていないということになるとは思うんですが、これは何かそういうやっぱり審査みたいなものがあって、そのようになっているのでしょうか。お聞きいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。

ご質問のほうに回答させていただきます。

防犯灯、それから反射鏡につきましては、それぞれ地区の区長さんから７月までにご要望のほうをいただいておりまして、そのご要望箇所を全て防犯灯、それから反射鏡につきましても、同じでございますけれども、設置検討部会がございますので、市民参加でその部会のほうに諮って、１件１件現地を確認して設置の可否を決定しているところでございます。

まず、防犯灯につきましては、設置基準ということでございますが、50メーターに１か所程度ということで現地のほうを確認させていただいて、そちらに防犯灯が近くになければ、なくてまた暗いというような状況が確認できれば設置する方向で現場のほうを確認しております。防犯灯につきましては、もちろん夜間ですね。部会の皆さんに出向いていただいて、現地のほうを確認しているところでございます。

それから、また反射鏡のほうでございますけれども、反射鏡につきましても、検討部会のほうで現地のほうを１件１件確認のほうをしておりまして、部会の中に杉戸警察の職員の方にも入ってもらっておりますので、交通安全上の視点、それからそこが通学路になっているか等を現地のほうで確認しながら、実際に見通しが悪いかどうか等も確認しながら設置の可否のほうについて決定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

もう一点だけお聞きします。

道路反射鏡なんですけれども、場所によっては通学路であったり、あとちょっと危険な場所であるということで、鏡の大きさを大きいものに変えてもらいたいという要望もあったりするんですが、その場合、変更するのもやはりその７月のその区長さんの申請を待たなくてはならないのでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。

反射鏡のミラーの大きさでございますけれども、現在設置されているところであれば、区長さんを通してということではなく、直接窓口でご相談いただければと思います。その反射鏡に劣化が見られたりした場合には取り替えることも可能ではございますけれども。あと委員おっしゃったように、小さいミラーだと見にくいというようなことが現地で判断できれば、今現在、直系80センチのミラーが一番大きいミラーなんですけれども、そちらに変更することも可能かと思いますので、現場のほうを教えていただいて、我々のほうでまた現地のほうを確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

地区からの要望もございまいまして、ちょっと点数が多いんですけれども、６件ほどお願いいたします。

まず、私たちの予算の12ページで、予算書の89ページの防災対策費のほうなんですけれども、こちら昨年の台風19号で体育館などに自主避難して、改めて地域防災の必要性を強く感じたところです。今後、地球温暖化によりまして、大型の台風なんかが頻発するということが予測されております。また、首都直下地震が近年起こるということも予想にありまして、地域で減災・防災することはもはや必須になると思っております。

そこで、この自主防災組織の組織率というのはどれくらいなのかというのと、組織をしているだけのところもあるというふうに聞きますので、実際に積極的に自主防災活動をしている組織はどれぐらいなのかと。あと防災・防犯マスター講座の回数と参加人数、または効果をお聞かせください。

２つ目が、私たちの予算書の13ページになりまして、市民活動地域資源の縁結び事業です。こちら市民団体とのマッチングするということですけれども、どのような効果を期待する事業なのかお聞かせください。また、町からの支出が約4,000万かけているということで、これかなりの金額だと思うんですけれども、年間20件のマッチングを目標としているということを考えると、費用対効果を考えるとマッチング数が少ないと思うのがこちらいかがでしょうかというのと、かなりの予算を使うんですけれども、これ何に使うのかということをお聞かせください。

３点目が上手に使おう集会所事業、こちら私たちの予算書14ページになります。地域の活性化の拠点となる集会所の助成事業は大変役に立つと、これこちら評判がとても多いです。しかし、一方で申請する方は高齢者が多く申請するのに字が小さいと非常に大変だという話を聞いています。そこで、助成をしている集会所の数をまずお聞かせください。

もう一点は、高齢者の皆さんが申請しやすいように申請書を簡易化できないか、もっと使い勝手よくできないかということをお聞きいたします。

４点目が、私たちの予算書の18ページで、予算書の86、87ページの宮代町の魅力推進事業になります。こちら宮代町の魅力の一つに、ほっつけの田んぼのほうの蛍があるかと思います。町内の自然保護団体が20年間にわたって蛍の保護再生活動を行っていますけれども、なかなか自生には至っていません。蛍は夜の外灯に大きく生息環境が左右されます。ほっつけ田んぼの横の道路の外灯の明るさが蛍に少なからず影響していると思われますので、蛍の生息地を増やすことは宮代町の観光資源として地域や地域経済の活性化にも貢献すると思われますので、そこで宮代町の魅力の一つである蛍を増やすために街路灯を蛍保護灯にしてほしいと思うのですが、こちらはいかがでしょうかということです。

５点目が私たちの予算書46ページ、予算書の86、87ページになります。こちらの環境管理費の空き家対策事業なんですけれども、学園台とか宮代台、もしくは北団地などを含めて、宮代町全域で空き家が今増えています。空き家になると家の劣化が進み、そのうち住めなくなってしまうことが多くあります。今後、空き家が増えるということが予想されている一方で、状態の良い空き家であれば家賃が安ければ住みたいというニーズもあります。

そこで、大学生や単身者、家族またオフィスとして多くの人に利用してもらうような空き家対策をしているのか。また、不動産屋さんなどと協力してシェアハウス、シェアオフィスなどを改築して利用できないのかということをお聞きいたします。

最後の６点目なんですけれども、私たちの予算の49ページ、予算書の88、89ページの防犯対策費のほうの防犯活動事業になります。こちら高齢化が進む中で、夜の道が危ないので防犯灯をもっと設置してほしいという声をたくさん今いただいております。ただ一方で、余り明るいと家の中まで街路灯の光が入ってきてしまうということで光の外、光害の問題もありますし、生物や農業への影響も出てしまうので、ただ増やせばいいというわけでもないとも考えております。

そこで、宮代町では先ほどご説明がありました50メートル離れているところに街路灯をつけているということなんですけれども、特に高齢者が多い地域には50メートル以内でも設置することができるのかどうかということです。

もう一つは、省エネ、電気代の削減になるＬＥＤ化はどれくらい進んでいるのかということをお聞かせください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。

初めに、自主防災組織の関係につきましてお答え申し上げます。

自主防災組織の組織率でございますが、こちら現在56組織ございまして、組織率としては100％でございます。

続きまして、活動実績というお問合わせでございましたが、私たちの予算書の12ページの下のほうに後期実行計画の成果目標ということで、まず自主防災組織の組織率100％、それから年間活動実績90％以上というなっておりますけれども、こちらからしますと、現在56組織中52組織で何らかの活動を行っております。達成率につきましては92.8％ということで、56組織中52組織において活動実績があるという実態となってございます。

それから、防災・防犯マスター講座についてのご質問でございますが、こちらにつきましては、回数のほうが全６回でございます。こちらに参加された人数でございますが、第１回目が11名、それから第２回目が12名、それから第３回目が12名、第４回目が９名、第５回目が10名、第６回目が11名でございます。

こちらのマスター講座を実施した後の効果ということでございますが、せっかくこの講習を受けていただいた方で修了した方にお声がけをさせていただきまして、ぜひ町の防災・防犯の講師になっていただけませんかということでお声かけをさせていただいているところでございます。

その結果、引き受けていただける方につきましては、地域内の防災・防犯の地域内循環化を目指して講師になっていただいて、今度は先生の立場で活動していただくという効果がございます。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

続きまして、お答えのほうをさせていただきます。

まず、１点目の市民活動地域資源の縁結び事業でございます。

こちらですが、市民が運営を行う進修館を中心に市民の活動情報を集約、発信することで、市民団体との情報を共有化し、その情報を基に事業の支援を実施することで活動の輪を広げるということで実施のほうをさせていただいております。ですので、進修館を中心にやらせていただく事業で、それぞれの団体のマッチングを行うということでやらせていただいております。

ちなみに、こちらでマッチング件数、年間20件ということで上げさせていただいているんですが、令和元年度につきましては、30件のマッチングのほうを行わせていただいているところでございます。

また、こちら事業費ということでございますが、こちら進修館で行っているということでございますので、進修館管理事業の事業費、そのもの全てを上げさせていただいております。ですので、13ページ、私たちの予算書に上げさせていただいているんですが、47ページにあります進修館管理事業と同じ数字が上がっているところでございます。こちらの表記の方法でこのような形を取らせていただいているところでございます。

続きまして、集会所の助成につきまして説明のほうをさせていただきたいと思います。

集会所につきましては、昨年度、集会所を地元で管理していただいておりますので、こちらの集会所につきましては、10集会所で11の改修等の助成の申請をいただいているところでございます。

こちらのその補助の手続が、少し手間がかかるとかお話をいただいておるところでございますが、窓口のほうで丁寧に説明のほうをさせていただきまして、各区長さんのほうからは、十分ご理解いただいた上で申請のほうをしていただいているところでございます。

今後そのようなお話があるようであれば、さらに丁寧に対応のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、３点目の魅力推進事業の蛍にかかわるところでございます。

蛍の事業につきましては、環境団体の皆さんから力をいただきまして非常にご熱心にやっていただいております。また、蛍の観賞会でも毎年多くの町外の方からも含めてご来場いただいておりまして、非常に盛大に鑑賞会のほうをやらせていただいているところでございます。

お話しいただきましたその外灯の蛍保護灯とい

う、その蛍保護灯そのものがちょっと理解が、私、申し訳ありません、できませんので、この場でその対応しますとお答えしようがないんですけれども、あそこにある街路灯、防犯灯ですね。それを変えることのかかる費用とか、あるいは明るさ、あるいはその他諸般のお話につきましては、担当のほうと話をさせていただければ、調整のほうをさせていただければなと思うところでございます。

続きまして、４点目の空き家でございます。

こちら現時点では、まちづくり建設課の都市計画担当のほうが行っている事業でございまして、令和２年度から町民生活課のほうで担当のほうをさせていただく事業になります。

今現時点では、空き家の適正管理を促す文書とか空き家に関する講座とか、そういうものをやらせていただいているところでございますが、今後は今お話しいただきました空き家を有効に活用できるような方法の施策の一つとして、空き家バンクとか、そのような活動を今させていただきたいということで都市計画担当のほうと調整をさせていただきながら進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。

最後に、防犯活動事業の関係、防犯灯のご質問につきましてお答え申し上げます。

まず、ＬＥＤ化率ということでございますが、現在防犯灯の数が2,610基ございます。そのうち、ＬＥＤ防犯灯につきましては2.551基でございます。率にしますと97％ということでございます。

それからもう一点、お年寄りの多い地区に防犯灯をもう少し多く設置できないかというご質問でございますが、防犯灯につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、設置の基準がございます。防犯灯設置要綱におきましては、次の要件を全て満たす場合に設置することができるということで、まず犯罪や事故等が発生し、または発生するおそれがある道路であること。２番として、町道または県道であること。３つ目として、最も近い既存の防犯灯からおおむね50メートル以上の距離を有すること。４つ目として、道路照明灯など防犯灯の代わりとなる照明器具がないことでございます。

いずれにいたしましても、今現在、区長さんのほうから要望を上げていただいて、現地のほうを確認をさせていただいて設置の可否を決定しているところでございます。もし、その地区がお年寄りの多い地区とかという情報があれば、そういったものも加味はいたしますが、現在のところ、そういった条件に基づいて設置することで考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　大体のところは分かったんですけれども、１点だけ追加でお願いしたいのが、自主防災組織の中で、まだ４組織は活動がしていないというか、遅れているのかもしれないんですけれども、そういった組織に対して何かアプローチをしているのかというのが１点です。

あと上手に使おう集会所事業のほうでは、その申請書をやはり字を大きくしたりする等の、もうちょっと高齢者の皆さんに使いやすいような形にしていただければと思います。

あと空き家対策事業なんですけれども、この空き家対策事業だけ見ていますと、ほかの自治体では結構何とかして空き家を有効活用しようということでいろいろ施策を打っているところですけれども、宮代町はちょっと遅れているんじゃないかなというような感がありますので、もう少し頑張

っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

質問は１点だけになります。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。

自主防災組織56組織中52組織が活動しているところでございまして、残りの４組織に対するアプローチというご質問でございますが、自主防災組織につきましては、年２回、会長さんを集めた自主防災組織連絡協議会というものを実施しております。５月に１回目、それから２月に２回目ということで実施をさせていただいております。

今年２月につきましては、残念ながらコロナウイルス感染拡大防止のために中止をさせていただいたところで、資料のほうは全て配付させていただいておりますが、その資料の中に各自主防災組織の活動について記載をさせていただいております。地元でやる防災訓練だとか、それから防災研修など記載させていただいておりますが、もちろんやっていなかった４組織については記載できない状況でございますので、ほかの自主防災組織さんから見ても、あ、この地区はやっていないんだなというのは感じることはできると思います。

そこで、町のほうでのアプローチでございますが、そういった連絡協議会を通して、来年度こういった活動をやってくださいというか、お願いのほうをするように啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（浅倉孝郎君）　ありがとうございました。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

何点かお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。３点ほどです。

前段者が説明した内容と若干ダブる部分があるんですけれども、まず防犯灯とカーブミラー、反射鏡、これで問題があるんじゃないかなと思っているんですよ。

というのは、設置数が少ないというのもあります。申し込んでもなかなかやってくれない。区長が申し込まないと駄目だと、これももうずっと長く、もう20年ぐらい前からそういうふうに変えたのは、変えたんですよね。例えば、防犯灯なんか住宅状況が変わってくると50メーターだなんて言っていたらもう全然暗くてどうにもならないような状況もあります。あとカーブミラーも同じ。地域によっては住宅がどんどん建っていて、そのことを考えるとその基準をどうのこうのと言っていたんでは、まず危険なことが多いと思いますので、ひとつその基準はもう一回よく見直すべきだと思いますよ。なかなかそういうことやらないんだよね。それを何とかして安心・安全を守るためにそれはもう基本に考えるべきだと思いますので、ぜひ住宅状況はどんどん変わっていることは頭に入れて事を運んでもらいたいと思います。

あとカーブミラー、これ前にも言ったつもりなんですけれども、冬曇っちゃって見えないですよ、温度差かなんかで。それはもう何とかすべきだと言ったら、何か町はたしか防止する何かあるという説明したことあるんよね。それですぐやりますと言ったんですよね。全然見えない、曇っちゃって。ちっともやっていない。言うこととやることが全然違うんだよね。そういうことはやらない。設置されていても意味がないな、場所によっては。もう曇っちゃって見えないんだから、危なくてどうしようもない。あれはカーブミラーがないのと同じ。もう一向に変わっていない。それはもう早

急に対策をすべきだと思います。それが１点目。

それに関連してです。区長に申し込みを４月で締め切ってどうのっていつも話を出しますよね。その住宅状況が変わると、新しい人が建てるのが暮れにというか、その夏ごろ建て替える場合もあるんですよ。そういうことも考えるとその４月締切りというのも少し考えるべきだと思うんですよ。年に２回ぐらい締め切って設置をすべきだと思います。

もう次の点は、不法投棄の問題、87ページ。

一向に不法投棄があちこちに捨てられたままですよね。何か言うと、看板立てるんだよね。町と警察がどうのこうのって看板。その看板でさえふっとんじゃってなくなっちゃっているとか、相変わらずごみは不法投棄がいっぱいある。その最近投棄する人は上手になったと、それ褒めるわけじゃないけれども、前はばさっとでかいの投棄したんだけれども、今は手で持てる小さな物をぼんぼん捨てていくんだよね。あれを何とかまずしないとなんないと思います。役場の皆さんは見て歩いているのかどうか。私は見て歩いていないと思うので、一向に投棄してもそのまま長い間。５月のごみを町の人が拾って歩くまでほっぽっておくのかどうか。そしたら、住民が拾って歩かなかったら直らないということですね。それをひとつ、どういうふうに今後対応していくのか。きれいなまちづくりだって口じゃ言うけれども、ちっともきれいなまちづくりになんないですよね。汚いまちづくり、こういうことにも言われますので、ひとつちゃんと言っていることは守ってもらいたいと思います。

もう一点は、ハザードマップはいつごろこうどんどんできてくるのか、今後これからまたいろいろな多くの皆さんが防災対策を言っていますので、もういつまたいろいろな災害が来るか分かりませんので、新しいハザードマップはどんどん早くつくってもらいたいと思います。これいつごろできるのか、早急にやっているとは思いますけれども。どんどん進めてもらいたいと思いますが、いつごろできるのか教えてもらいたい。

その３点、取りあえずお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。

まず１点目の防犯灯、それからカーブミラーにつきましてお答え申し上げます。

住宅環境が変化するというお話でございましたが、住宅環境につきましては、日々変化するところがあるかと存じます。そういった箇所につきましては、区長さん要望とは別に住環境の変化につきましてはお教えいただければ、私どもで現地のほうを確認させていただきたいと思います。

今まで道仏の区画整理地内において住宅が立ち並びましたので、あちらについては、区長さん要望とは別に町のほうで現地を確認して防犯灯等々つけた経緯がございますので、住環境の変化があった場合には、町のほうにご相談いただければと思います。その都度、現地のほうを確認させていただきたいと思います。

それから、カーブミラー、冬曇って見えないカーブミラーがあるというお話でございましたが、こちらにつきましては、今カーブミラーにつきましては、修繕それから新設につきましては、防曇と申しまして、曇りを防ぐタイプのカーブミラーを設置されていただいております。

議員おっしゃったその曇って見えないカーブミラーがあるという場所につきましても、ぜひお教えいただいて、我々のほうで現場のほうをちょっと確認させていただきたいと思いますが、できれ

ば古くなって劣化しているようなミラーであればすぐ変えるということもできるんですが、あと曇って見えないということで交通安全上危険だということで判断できれば、そちらについても、曇り止めに変えることは可能でございますので、ぜひ現地のほうをお教えいただければと思います。

それから、区長さんの申請でございますが、私、先ほど「７月」と言ったつもりでございますが、もし「４月」ということで間違えてお答えしてしまったとしましたら、大変申し訳ございません。７月に一括で申請のほうを受け付けております。

こちらにつきましては、２回はどうだというご質問でございますが、現在のところ、年１回、７月の申請で受付のほうを継続していきたいと考えております。

それから、飛びますが３点目のハザードマップのご質問でございますが、ハザードマップの改定につきましては、現在のハザードマップがもう10年以上経過しておりますことから、来年度の当初予算のほうで計上をさせていただいているところでございます。

こちらにつきましては、来年度、令和２年５月に埼玉県で管理する河川、こちらの浸水想定区域の見直しが終わりますので、そういったデータを基に改定作業を進めてまいります。

皆様にお配りできるのは、令和３年３月をめどにお配りする予定でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

不法投棄の関係につきまして回答のほうをさせていただきます。

皆様のお手元のほうに配らせていただいております資料集の19ページ、20ページ、21ページに不法投棄の状況のほうを示させていただいている資料をお配りのほうをさせていただいております。

こちら町が不法投棄ということで対応させていただきました状況のほうを列記させていただいております。隔年３年間にわたって、それぞれの対応を書かせていただいているんですが、19ページには令和元年度の対応のほうを書かさせていただいております。

小河原議員さんお話のように、確かに不法投棄の状況はいろいろ変わってきております。細かい物から家庭ごみ、本当にポイ捨てからいろいろな物が発生するようになっております。そのような関係から、回収して処分できる物については対応させていただいております。また、管理者がほかにいる場合は、その管理者へ適切に対応していただけるように中継ぎのほうもしておるところでございます。

19ページを見ていただくと、例年と大きく違っている点が、啓発看板の設置ということで列記させていただいている数が多いと思います。各地区、その投棄とかご相談受けている方と、あるいはその周辺の方とご相談させていただきながら、何らかの対策が講じられないかということで、その結果、看板を設置してほしいということでお話しいただいた結果を記載のほうをさせていただいているところでございます。

令和元年につきましては、看板９か所ですね。地元の方と話し合いをさせていただきながらつけさせていただいたところでございます。

当然、そのこういう作業とか現場に出向くときに、うちの職員はそこの場所に向かうまでの間にきちんとその周辺に不法投棄がないかどうかパトロールをさせていただきながら、現場のほうに向かっておりますので、それだけではなくて、その途中に状況の変化があれば、当然対応のほうはさ

せていただいているところではございます。

今後におきましても、このような対応を地区の方と相談させていただきながら、させていただいて、不法投棄の少ない町になっていけばいいなということで考えはさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございました。

ハザードマップは期待して待っています。

不法投棄について、捨てる場所が大体決まっているんだよね。あえて、どういうわけだかね。捨てられる場所が。そこら辺、ひとつ今からどうしたらいいか十分研究して、捨てるやつも捨てるやつなんだよね。それ捨てるほうの人たちはどうしたらいいかというのもあるかもしれませんけれども、でも、宮代以外の人が捨てるとなかなか町が幾ら宣伝しても直らないと思うので、捨てる場所が大体決まっていますので、そこら辺ちょっともう一回研究してもらいたいと思うんですけれども。

あと防犯灯とカーブミラーですか、じゃ申し上げておきます。言えば、何とかって。カーブミラーは新設以外の古いやつはほとんど100％近く曇ります。それ言っておきます。そういえばやるんでしょう、今言ったんだからね。もう冬はすごいですよ。気候の差によって見えないんだから、全然。もし、言えばやりますと今言ったんだからやってくださいね。分かりましたか。それだけ申し入れて、質問を終わります。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。

全てやるということではございませんで、現地のほうを確認させていただいて、当然予算の問題もございますので、その範囲内で変える必要があるものにつきましては変えていきたいということでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

最初に、142ページです。

環境衛生事業、説明だとこの中で新たな処分費を徴収するということで説明をされました、当初予算の説明のとき。その新たな徴収費というのはどういうことを意味しているのか、ちょっと分からないので。僕は多分雑草なんかの処分だと思うんですけれども、こういう新たなというのはどういうことを意味しているのか、それが１つと、あともう一つは、消防団に関してでございます。

170ページになります。今度、小屋を今３分団、今年のあれで予算化しているんですけれども、去年が２分団、今度３分団、今後これを続けていくのかどうか、どういうふうに新しい基準で合わせてまずい消防小屋があるのかどうか、まずそれを聞きたいと思います。

それと、消防団員充足率はどうなっているのか、あと年齢構成、それと勤続と言っちゃなんですけれども、加入年数、その辺のところはどうなっているのか、教えていただければありがたいんです。もし、充足率が足りないという場合は、今後どうするのか、その辺も含めてお願いしたいと思います。

それと同じ、消防団の関係なんですけれども、173ページになるんですけれども、18ページ、負担金、補助金及び交付金になっているんですけれども、この中で杉戸・宮代町暴力排除推進協議会負担金１万円となっているんですけれども、これは消防には余り関係ないんじゃないかなと思うんですけれども、なぜ消防団のあれに入っているの

か、普通はこれは町民生活課か総務課ですよね、こういうのは。何でここに入っているのかどうか、お願いしたいと思うんです。

この３点だけお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。

まず、消防団の詰所の関係でございますが、３分団、来年度予算のほうを計上させていただいているところでございますけれども、ほかの分団につきましては、議員おっしゃるとおり、２分団を昨年度建設いたしました。その前にも６分団のほうを建設させていただいております。残り３分団ということで、来年度予算のほうを計上させていただいているところでございますが、今までやってきた２分団、それから来年やります３分団、６分団、こちらの施設で耐震基準を満たしていないことから、こちらの３施設を計画的に建設のほうを進めてまいりました。ほか３分団につきましては、こちらは耐震基準満たしておりますので、現在のところ改築の予定はございません。

続きまして、団員の充足率でございますが、現在のところ、消防団員につきましては93名でございます。こちら条例定数では98名でございますので、５名不足しているような状況でございます。こちらの５名につきましては、町のほうで広報などを通じてＰＲを進めるとともに、あと各分団の方にもお話をさせていただきまして、お近くにお住いの方でぜひ団員になっている方はいらっしゃらないかということで声をかけていただいているところでございますが、現在のところ、新しく入団するというお声は聞いていないところでございますので、そういったＰＲ活動を継続してまいりたいと思います。

それから、年齢構成の関係でございますけれども、こちらにつきましては、20代が２名、30代が７名、40代が20名、50代が38名、60代が21名、70代が５名ということでございます。

それから、最後に負担金の関係で暴力排除推進協議会への負担金の支出でございますけれども、こちらについては、議員おっしゃるとおり、町民生活課のほうでも、この暴力排除推進協議会につきましては、負担金のほうを出させていただいておりますが、消防団としても、この協議会に加盟しておりますことから、負担金のほうの支出を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

環境衛生事業の料金の徴収ということでご説明のほうをさせていただきます。

環境衛生事業のほうでは、雑草等除去委託料ということで空き地の不適正管理の方の草刈りの委託のほうを町が請け負って処理のほうをさせております。

従前は刈った草につきましては、そのまま刈り放しでそこに置きっ放しということでやらせていただいていたところなんですけれども、どうしてもその刈った草が周辺に飛び散ってしまうとか、あるいは火災の関係とか、そういうご心配もいただくことが多くなりました。

そのようなことから、次年度以降は刈った草を処分を含めて対応のほうをさせていただくということで、その料金を上乗せさせていただいた中で予算計上のほうをさせていただいているところでございます。

こちらにつきましては、その委託費用のほうで、歳入のほうも同じ金額を上げさせていただいてお

りますので、同じ金額が処理されるということとなるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後１２時０１分

再開　午後１２時５８分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、町民生活課分の質疑を行います。

山下委員の質疑に入る前に、先ほどの質疑の中で泉議員の質疑で、防犯灯の新設は数字が出ましたけれども、修繕が数字が出ませんでしたので、そこの補強答弁だけお願いいたします。

副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。

午前中の質問につきましてお答え申し上げます。

防犯灯の修繕工事の件数でございますが、75件でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　143ページの雑草等除去作業の委託なんですけれども、この表の25ページを見ますと58.5%、今回は市街地、そのうち自己でやった人が半分ぐらい、これは消防署と一緒になって指導してこれだけになったと思うんですけれども、まだまだ半分近く、この雑草等、町なか見ているとかなりそういう雑草が見受けられる。そのうち半分近くが自分のところで指導してやった。委託してやったのがまた半分。4,037平方メートルですか。この辺のところの指導体制というのは、今後も強めていくんでしょうか。その辺のところをひとつお願いしたいと思っているんですけれども、大変、市街地だと隣の空き地が草ぼうぼうだということで皆さん困っているかと思います。去年と比べたらかなり去年が39.71%ですから、かなり進んでいるんだなと思っています。これだと話し合いでやっているんでしょうかね。消防署へ連れていって強制的にこう刈れということで言っているんじゃないですよね。その辺のところをどういうふうな指導方法をやっているのか。また、安全の面からすると、やはりきちんとやってもらう指導をしてもらわないと困るというのもあり得ますので、その指導の方法というのはどういうふうにやっているのか、ひとつお願いしたいと思います。

それと消防団のことです。先ほど私、なぜ年齢を聞いたのかというと、今、消防団員になる人がいないということで先ほども言いましたけれども、５名ほど不足しているということで、毎年毎年、これ不足が出ていると思うんですよね。やはり消防団がいないと常設の消防署だけだと、火事の場合、大変なことになると思いますよね。消防団はやはり消防署の職員が行って火を消して、その後に処理とかそういうのをやると、補足的なこともあると思いますので、この充足率が毎年足りないということになると、また70代の人が５人もいるので、これ充足率がまた足らなくなる。プラスアルファになってしまう。これなんですけれども、この辺のところが町としてはどのように考えて、どのように充足させて、隣近所の人をみんな消防団員の人が見つけろというのが第一義的だと思うんですけれども、それだけじゃちょっと無理だと思うんですよね。ＰＲをやると言ってくれたけれども、なかなか入ってこない。その辺のところをもう少しこうどんな方法でやるのか。ＰＲということで抽象的なことで言われても入ってこないというのは当然だと思うので、町の考えというのは

どのようにその辺のところも考えているのか、ちょっともう一度お願いします。

以上、２点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

雑草の対応についてご説明をさせていただきます。

雑草の対応につきましては、町のほうでは不適正管理、過去確認させていただきました不適正管理の土地につきまして、台帳のほうを整備しております。春、秋にこちら、春につきましては環境の側面から、町と環境と農業振興担当のほうで春、現場確認を行います。秋から冬にかけては、火災予防の観点からも含めて、消防と環境のほうで現地のほうを回らせていただいております。

膝丈以上の草地を不適正管理の土地ということで確認をさせていただきまして、その台帳に出ている草地、土地は当然全部確認はするんですけれども、それ以外の土地にも現場確認するときに、確認をさせていただきながら、その都度、不適正管理の土地を確認させていただいて通知対象とさせていただいているところでございます。

当然、通知させていただく中で、１回でそちらのほうを聞き入れていただいて草を刈っていただけるわけではないので、周辺の住民の方から何回かお話いただく土地もございます。その場合はその都度、現場のほうに出向きまして、写真を撮り、その状況を土地の管理者のほうに通知のほうをさせていただいているところでございます。

そういうふうな形で繰り返し行っても、管理されづらいところもございますので、今後におきましても、同様の対応を続けながら適正な管理を促していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。

消防団員不足している部分の充足についてお答え申し上げます。

こちらにつきましては、先ほど広報等でＰＲしたいということでお答え申し上げましたが、そのほかに昨年度の状況であれば、町民祭りで消防団本部のブースを設けまして、そちらで団員募集、それから活動状況の紹介等をさせていただいております。また、防災訓練においても、女性消防団のブースを設けて、そういったところで消防団員募集についてＰＲのほうをさせていただいております。

さらに、今年度、条例のほうで消防団員について、今まで宮代町で在住、在勤の方についてということで消防団員の募集をしておりましたが、それにプラスして在学者でも入れるように条例のほうを改正いたしましたので、そういったところを通じて、今後も声かけになるかと思いますけれども、そういったＰＲ活動を継続してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　大変ありがとうございます。

在学者も含めてということで、宮代町に住んでいなくても、宮代町に通っている人とか、また働いている人とか、そういう人たちも含めるということを意味しているんだと思いますけれども、大学生だと思います、対象者は。これ大学のほうにも申し込んでいるんでしょうか。それとも、ただ入ってくるのを待っているだけなんでしょうかね。その辺の積極的に誘致をしていかないとなかなか入ると言って来る人は、自主的に入ってくるとい

う人は少ないと思います。ぜひそういうＰＲを積極的にやっていかないと、やはり高齢化していくだけです、消防団員が。やはり若返らせる、そういうことが必要じゃないかなと感じがするので、ぜひこういうＰＲを積極的に在中、在町の人を入れるのが当然だと思いますけれども、もうそれで足りなかったらやっぱりここに、宮代町に通っている学生だとか働いている。逆に言えば、この町で働いている人たちでも、この町に役場の方でもいいと思いますので、ぜひその辺のところは積極的に声かけをしてほしいというのがありますね。ひとつ、その辺のところもよろしくお願いします。

それと草刈りなんですけれども、これは先ほど強制はしていないですよねということで言っているんですけれども、どういう方法でやっているのか、ちょっと答えがなかったもんですから、消防団員や消防署の職員を連れていけば、相手からすれば強制みたいに見られるというのがあると思うので、ここに協働指導と書いてあるもんですから、真ん中辺にね。その辺のところが町民に強制的なあれっていうことじゃなくて、自主的にこうできるようにしてほしいなという感じがするので、脅しみたいなことやったんじゃ、これは身ももたない。お百姓さんの土地は持っていってもなかなか勤めていて管理ができないというのが実態ですから、でも、土地の所有者ですからね。人に迷惑かけちゃいけないというのがありますので、強制にならないように指導してほしいというのが狙いです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子正志です。

空き家について３点質問です。

１つは解体、建物の状態がどのぐらいひどくなったら強制的に解体することができるんでしょうか。

２点目は相続です。相続のときに物納の相談、今までありましたでしょうか。

３番目、税金ですけれども、空き家の状態で固定資産税の滞納は、もしかしたら違うかもしれない。ありますでしょうか。

以上、３点お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

先ほどもお話をさせていただきましたが、空き家の事務につきましては、平成元年度まではまちづくり建設課都市計画担当のほうで行っておりまして、令和２年度から町民生活課の関係のほうで担当のほうをさせていただくような状況でございます。

今お話しいただきましたような内容につきましては、大変申し訳ありません。今確認をさしていただいておりませんです。

空き家の解体につきましては、今後いろいろな法律の手続があろうかと思いますので、その辺も勉強させていただきたいなと思うところでございます。

また、相続につきましては、相続の対応によって随分、その税金の関係も変わってくるというお話、その時期とか、その手続によってですね。そういうものを講座でＰＲをしていくということで、みやしろ大学とかでも、去年でもやらせていただきましたけれども、そのような中で同じようにＰＲをさせていただきたいとは思っているところではございます。

税金のほうは申し訳ありません。こちら町民生活課のほうでは把握をしておりませんので、税の

ほうでご確認をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

143ページ、環境衛生事業なんですが、まず地域猫活動の推進ということで、これについて詳しく教えていただきたいと思います。

それから、側溝等清掃堆積物運搬委託ということで、資料の22ページにございますが、この側溝清掃地区別実施状況というのがありますが、これはしているところとしていないところがございますが、これはしなくちゃいけないということなのか、その辺をお伺いします。蓋を開けるのがもう高齢で大変なので、これやらなきゃいけないのかどうなのかというふうに聞かれていますので、ちょっとお伺いします。

それから、防災のことなんですが、50ページの今年46か所から２か所増やすというふうに書いてありますが、２か所どこ、ちょっと忘れてしまったんですが、２か所増やす場所というのを教えていただきたいと思います。

それから、資料の防災に関して防災備品の備蓄状況というのがございますが、15、16、これは毎年更新するというか、その備蓄に関してはどんなふうに管理されるのかお伺いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず、地域猫活動でございます。地域猫活動とは、地域住民の理解を得た上で地域住民やボランティアグループなどが地域に住みついた野良猫に対し不妊去勢手術を行い、その数をこれ以上増やさないようにし、適正な給仕、トイレの設置等を行い、その猫が命を全うするまで一代限りでその地域において適切に管理していく活動を地域猫活動とさしていただいているところでございます。

こちら県の補助を受けて実施いたしますので、県の補助の内容にそぐうような形で対応のほうをさせていただく形でございます。

今ボランティアグループもございます。あるいは、その地区にお話をさせていただいて、今後地区と協働させていただきながら、地域猫活動を広げていきたいと考えているところでございます。

続きまして、側溝の清掃の関係でございます。

22ページから23、24ページですか、３年間の側溝清掃の地区の様子を載せさせていただいているところでございます。こちら確認いただきますと、隔年ごとにやられている地区もございますし、やられていない地区もございます。また、地区で業者委託をされている地区につきましては、町のほうに報告がございませんので、こちらにはやっていないというか、線で示させていただいているところでございますが、町といたしましては、各区長さんのほうに年度初めに地区清掃、道路側溝清掃の実施を希望される自治会への支援として、かますの配布、汚泥の回収を実施しておりますと。希望をされる方は町のほうにご連絡くださいという内容で通知のほうをさせていただいているところでございまして、環境サイドとして、側溝清掃を強制しているものではございません。そのような形でお話をさせていただいているので、各地区のご判断のもと、実施をされているということでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。

まず１点目の私たちの予算書の50ページ、下のほうに音声による情報伝達ということで屋外スピーカーを46か所から２か所増やすということで記載のほうをさせていただいておりますが、こちらにつきましては、平成28年、29年度に行いました防災行政無線デジタル化整備工事の中で増やしたということを記載させていただいております。

こちらの新設の２か所につきましては、宮東にございます浄水場、それから和戸にあります高野川児童公園、こちらのほうに設置のほうをさせていただいております。

続きまして、資料の15ページ、防災備品の備蓄状況でございますが、こちらについては、例えば、食料品であれば賞味期限というのがございますので、賞味期限間近なものにつきまして補充をするような形で備蓄のほうをさせていただいております。また、それ以外の物でございますと、例えば、毛布だとかであれば、昨年10月に台風19号がございまして避難所のほうを開設しておりまして、そちらで毛布のほうを使いましたことから、こちらについても、来年度予算のほうで充足するために予算のほうを計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。分かりました。

防災行政無線は２か所、前回増やしますよといったところが増えたということで、はい、分かりました。

それから、地域猫は自治会ごとにみたいな何か補助が出るみたいな感じだったんですが、現状はじゃボランティアグループとその地区を選定するということでよろしいのかということをお伺いします。

それから、防災の備蓄品なんですけれども、賞味期限を補充するということで、来年度は毛布が台風で使ったのでということなんですが、私が心配しているのはミルク、粉ミルクなんですが、昨年、液体ミルクというのが災害用にということで日本でも作られるようになったと思うんです。その液体ミルクを、各自治体が地震だとか災害のときは粉ミルクだとお湯が必要だということですぐ即使えるということでその分賞味期限が短いんですけれども、今普及、日本で作るのも災害用でということで業者が作り出したという経緯もありますので、今、自治体も液体ミルクを備蓄するというのがだんだん主流になってきているかなと思います。ただ賞味期限が短いので、それを公立の保育園に循環してローリングストック方式にやるとか、そんなやり方で液体ミルクを備蓄する必要もあるんじゃないかと思いますので、お伺いします。

それから、あと側溝なんですけれども、側溝の掃除をした後、各地区の人が置いておきますよね。置いておいたところから草が生えたり、すごくそういうのを町民の方が心配されて、これいつになって取りに来るのといつもいつも見ていると、そういう苦情もいただきました。それと一緒に強制ではないということで、その蓋を開けるのが、今高齢化で大変だから、もうその自治会でどうするかということで自治会費で集めて業者委託をしているところもあるし、でもそれはしないで自分たちでやっているという、その辺はもう各地区でご自由ですよというか、じゃ、清掃しなくても二、三年は持つものなのか、その辺がそういう疑問が町民は持っているので、ちょっとその辺教えていただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず、１点目の地域猫の活動でございます。

先ほどのボランティアグループと地区と相談の上進めさせていただくということでございます。あくまでも、猫の世話関係、餌とかトイレの管理もございますことから、地区のほうと相談させていただいて、ご同意いただく形の中で進めていきたいと考えているところでございます。

あと側溝清掃の汚泥の関係でございますが、回収した汚泥に草が生えてしまうということで大変申し訳ございません。町のほうも、こちらのほうに回収依頼があれば速やかに対応のほうをさせていただくこととしているところでございますが、どうしてもまとまった数になってから回収に当たるものから、先に、早目にやった地区につきましては、同じようなお話をいただくことがございます。

なるべくそのような形がないように手配のほうをさせていただいているところでございますが、申し訳ない地区もありますので、今後できるだけ早目の回収ができるように考えさせていただくところではございます。

また、地区によって状況がまちまちということでございます。公共下水道が整備されているような場所に関しましては、側溝に流れるものは皆さん、公共下水につないでいただければ雨水だけということになりますので、そのたまる頻度がどれだけあるのだろうかというのは、その地区でやっぱりまちまちの考え方になるかと思います。従前のように、市街化区域の中でそんなにたまっているような状況を見かけないけれども、回収のような形で側溝清掃をやっているという地区もお話のほうを聞く中で確認のほうをさせていただいておりますので、そのあり方につきましては、地区でご確認いただければなと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。

液体ミルクの関係でございますが、議員おっしゃるとおり、こちらにつきましては、賞味期限が私のほうで調べましたところ、半年から１年と非常に短いところでございます。

しかしながら、液体ミルクというのはもう常温で保存できて、有事の際にそのまま新生児だとか乳児に与えることができるということで、今後これにつきましては、ストックが必要だというふうに考えております。

今後、町内、町立の保育園の先生とかと相談しまして、例えば、賞味期限が短いもんですから、なるべく長い時間ストックしておきたいんですけれども、例えば、賞味期限があと１週間で切れるといったときに保育園で使ってもらえるのかどうか、その辺も協議をさせていただきながら、ストックについては検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

順次、何点かお願いいたします。

82ページ、市民活動推進事業17節の備品購入費の中で、町民祭りのちょうちんの設置の配線の購入がされると思うんですが110万、これって何年ぶりか、多分劣化してくると思うんですけれども、以前は何年ぐらいにやっていたのか、これ全部いつも同じ一括で変えてしまうのか。それが１点、お聞きします。

あと84ページの自転車対策事業の12節委託料の中のシルバー人材センターの配分単価の改定による増というのは、これ自転車のほうの何か作業の

価格が変わったのか、ちょっとここを教えてください。

それから88ページ、防犯活動事業なんですが、比較増減がゼロとなっているんですが、前年度と全く対策が変わらないのかということと、あとこの防犯の中で防犯カメラの設置というのが必要かなと思うんですが、この担当課であったならば、この防犯カメラを少し増やしていくとか、考えがあるのか。

あとちょっと公用車については企画財政かもしれないんですが、防犯の立場の担当課として、町民生活課として、乗用車に、車にレコーダーをつけるとか、そういう考えはあるのかということです。

あとすみません。140ページ、合併処理浄化槽設置推進なんですが、昨年度と同じ予算になっておりますが、須賀中学校付近というか国納が結構家が増えたりして浄化槽の設置とか結構増えていると思うんですが、大体この予算で大丈夫なのか、今後の関係とかでちょっとどう考えているかお聞きします。

あと猫は分かりました。

170ページ、消防総務事業の８節で旅費のところに女性消防団ＰＲ事業出場に伴う出勤手当の増というのがあるんですが、このちょっと内容をお聞かせください。

それと、この先ほど前段議員からも出ているんですが、消防団の人数なんですが、条例が先ほどもあるというお話なんですが、女性消防団員と男性の一括して何人とかという条例があるのか。ちょっと耳にしたのが女性の消防団員の希望者があるけれども、全体の人数が限られているので何かお断りしている状況だということをちょっとお聞きしたいんですが、ここのところを詳しくお聞かせいただいて、例えば、条例を変えるとかしても し女性消防団の希望者がいたら増やすことができるかお聞きします。

あと資料の７ページの自転車撤去台数のことに関してなんですが、平成31年とか９月とか、平成30年は10月とか、あと平成29年、３ページにわたって書いていただいているんですが、74台とか、無料駐車場のその月がすごく多くなってるんですが、本年度に関しては39台なんですが、この理由、分かりましたら教えてください。

あと資料の15ページ、防災の備蓄に関してなんですが、これ備蓄の数が、例えば、上から４つ目、トランジスタメガホンとかというのが須賀小はゼロなんですが、ゼロのところとか設置していないのは、場所の関係なのか、結構ゼロ、ゼロというところと、そうかと思うとたくさん持っているところとかいろいろな数字が出ているんです。例えば、下のほうのアルファ米とかでも、学校関係少ないです、アルファ米は。それでビスケットとか何かこの関係、どうしてこういう差が出ているかお聞かせください。

あと広域利根斎場なんですが、資料26ページ、結構、利根斎場を使う方が少ないんですが、単純計算して、このかかっている費用と火葬１件当たりどれぐらい、単純には計算できないんですが、余りあちらに行く方がいらっしゃらないんですが、どうなっているのかお聞きします。

あと資料の５、通学路危険箇所把握状況というので、真ん中よりちょっと下の和戸交差点、県道です。対策内容が下校時に交通指導員を配置することは困難という内容で、これできないということになっているんですが、これから和戸横町の工事も、圏央道の工事も始まると、和戸交差点の交通量は非常に多くなります。あの近隣のマンションの方とかも、指導員の配置をお願いしたいというのを常々言っていらっしゃるんですが、これか

らちょっと交通状況、今も大変なんですが、さらに来年度とか再来年、これから大変になるので、これはぜひとも必要じゃないかと思うので、その辺担当課としてどう考えるかお答えください。

ちょっといろいろ出しましたけれども、以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず１点目のちょうちんのケーブルでございます。

こちら従前のものが何年ごろ作られたものかちょっと確認をさせていただいたんですが、ちょっと確認できませんでした。

ちょうちん用のケーブルにつきましては、特にソケット、電球をつけるソケットがプラスチックでかなり傷んでおりまして、もう割れが入ってしまって同じようなものを付け替えるの、部品もないということから、今回入替えを考えさせていただいているところでございます。

ちょうちん用のケーブルもしかりなんですが、スピーカー用のケーブルも同じように老朽化しておりますので、できるだけ一緒に交換ができればなと思っているところでございます。

２点目の浄化槽でございます。

合併浄化槽の補助につきましては、新築に対しては補助はできません、しておりません。単純に単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替えるというような形の方に補助のほうを出させていただいております。

こちら毎年同じぐらいの予算だけれどもというお話をいただいているんですが、ここ数年、補助の率がいい形もありまして、毎年10件ほど全て使い切ってしまっているような状況がございます。

今後、同じような状況が続くようであれば、件数のほうを増やさせていただくことも考えなくてはいけないのかなと思っているところでございますが、国・県の補助の動向が今後はっきりしませんので、その辺を踏まえながらということとさせていただければと思います。

最後に３点目、利根の１人当たりの単価ということでございますが、26ページに予算の積算をするに当たりまして、構成要因を挙げさせていただいております。宮代町の段の右側の上のほうに運営に係る経費ということで欄がございまして、そのちょうど真ん中に利用件数というところがございまして、宮代町の利用件数、これ今年度の予算の算出基礎になっているんですが、295件ということとなっております。一番右側の14に、合計の欄がございまして、こちらが負担金額になっているんですが、888万1,000円ということでございます。単純に888万1,000円を295件で割り込むと１件当たりの単価が出るんですが、先ほどお話しいただいたように、適当な数字とは思われませんので、そういうことになるということでお話のほうをさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。

それでは、順次お答え申し上げます。

まず、予算書84、85ページの自転車対策事業の委託料の関係でございますが、こちらにつきましては、駐輪場の維持管理のほうをシルバー人材センターの方にやっていただいているわけなんですけれども、シルバー人材センターの時給改定に伴う増でございます。こちらについては、時給が今まで916円だったものが926円になったことによる増でございます。

続きまして、予算書88ページ、防犯活動事業でございます。

こちらにつきましては、新規事業として新たな大きな事業がございませんことから、今年度ベースで予算のほうを計上させていただいております。

続きまして、防犯カメラに関するご質問でございますが、防犯カメラにつきましては、今、町民生活課のほうで管理している防犯カメラにつきましては、百間の地下道、それから須賀の地下道の２か所に設置をしております。

こちらのカメラの増設については、今のところ検討はしてございませんが、議員ご質問は、それ以外の場所の防犯カメラの増設というご質問だとはございますけれども、予算のほうでは計上しておりませんが、ある自動販売機を設置する企業のほうで、自動販売機設置によってカメラを設置できるというような提案もいただいておりますので、そういった角度から今後検討のほうをしていければなというふうに考えております。

また、公用車につけますドライブレコーダーでございますけれども、以前にも、これご質問のほうをいただいておりまして、町民生活課のほうで、我々で管理します交通指導車という車があるんですけれども、そちらにはドライブレコーダーのほうは設置済みでございます。

併せまして、企画財政課のほうに公用車の管理をしている担当のほうにもドライブレコーダーつけられないかというお話をさせていただきまして、数はちょっと把握してございませんが、何台かにドライブレコーダーのほうを設置させていただいているところでございます。

続きまして、女性消防団のＰＲ事業の関係でご説明をということでございましたが、女性消防団のＰＲ事業につきましては、現在のところ予定でございますが、９月６日の日曜日に久喜市にございますアリオというところで、この辺の地域の女性消防団が集まりましてＰＲ事業を展開します。その中で、宮代町の女性消防団につきましても、そちらに出演というか、できるブースがございまして、それに向けての練習回数が多くなりますことから、その部分で計上のほうをさせていただいているところでございます。

続きまして、消防団員、女性と男性の数の関係で、条例でそのように定められているのかということでございますが、こちらにつきましては、団員の定数は98人とするということでございますので、男性、女性は関係ございません。ご質問にございました女性消防団については、充足していることから入れないというお話があったということでございますが、現在、消防団員につきましては５名不足しておりますので、女性消防団員希望という方がございましたら、そちらにつきましては入団は可能でございます。

続きまして、資料の７ページでございます。こちら撤去の台数が、ある月において無料駐輪場で多いというお話でございましたが、こちらについては、共通してこの月に無料駐輪場における整理をしていることから、この月が多くなっているという実績でございます。

それから、資料の15ページの防災の備蓄品の関係でございますが、こちらについては、防災倉庫によって数がまちまちだというご指摘がございました。こちらにつきましても、なるべく平準化できるように、今後整理のほうをしてまいりたいと考えております。

最後に、資料の５ページ、通学路危険箇所把握状況の和戸交差点の関係でございますが、こちらについては、須賀小学校さんとも相談をさせていただいております。下校時に交通指導員を配置していただけるとありがたいということで、須賀小

学校区の親御さんの方からご要望のほうをいただいたところではございますが、交通指導員につきましても、今少ない状況でございますので、非常に厳しい状況でございます。

しかしながら、交差点につきましては、交通量が多く危険だということは把握してございますので、例えば、注意喚起看板の設置とかそういうのができれば、こちらについては道路、県道になりますので、杉戸県土に要望するとともに、町のほうでもできる対策につきましては講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　分かりました。

夏祭りの以前確認できていないということなんですが、多分長く使い続けていると思うんですが、やはり電気、危険なので、そうなる前にやはり変えるとか何かお金はかかってもそういう対応というのを少し早目にするとか、そういう対応をこれからお願いしたいと思います。

あとスピーカーのほうもね、ソケットとスピーカーのほうも老朽化ということなので、できるだけ早くお願いします。

あと浄化槽に関しては分かりました。

まだ和戸なんかでも上下水道なのにやっていないところとかもあったりして、大変なところもあります。それで、浄化槽のほうは今ちょうど使い切っているということで、このままで今年またあるようで、余り多いようだったら予算上とか、国と県とか動向を踏まえてということなんですけれどもやっていただきたいと思います。

あとシルバーさんのはい、雇用の関係も分かりました。

防犯カメラとあとドライブレコーダー、交通指導車に設置済みということをお聞きしましたので、はい、分かりました。

あと女性消防団は今５名空いているのでオーケーということなんですが、でも、ただ万が一、５名女性が全部応募しちゃった場合というと、今度消防団の方、やはり困るということあると思うんですけれども、その点はどうなのかお聞きします。

あとアピール、女性消防団の久喜のアリオのアピールするので練習回数が多いというのは分かりました。

それから、自転車、はい、整理してということでも、その月が整理月というので分かりました。

あと一番最後に質問しました、ここの交差点なんですから、前から危険性を言っているし、先ほどと重なりますけれども、これから大変交通事情が厳しくて、一人でもけがの子たちが出たら大変なので、ここはしっかりと注意看板とか喚起をお願いもするんですが、やはり交通指導員さんの人数は足らないかもしれないけれども、ここは子供の安全はちょっとよく考えていただきたいと思いますので、ここはすごく強く希望いたします。

じゃすみません。先ほどの質問にお答えください。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。

女性消防団、今不足している分ということで５人、仮に女性消防団が入ったら困るかというご質問でございましたが、こちらについては女性消防団が仮に入ったとしても全てが最前線に行くわけではないと思います。ほかにも仕事はあると思いますし、例えば、災害であれば避難所に女性消防団がいることで、女性であったり子供の方が安心するというケースもございますので、必ずしも不可能ということにはならないとは思いますが、も

しそのようなケースがございましたら、私ども団長のほうとも相談させていただいて検討させていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず、ページ数としては68、69ページですが、⑹地域コミュニティ活性化事業の中の負担金補助及び交付金で集会所整備事業補助金がございます。これは、特にここだというのはあるんですか。資料などもあるんですけれども、この補助金の関係についてお尋ねいたします。

それから、84、85ページの交通安全対策事業でありますけれども、道路反射鏡の設置及び特に修理工事なんですけれども、いつも申請と実施は数が違うと、カーブミラーについてもしかり、それから防犯灯についてもしかりなんですけれども、この辺なぜそうなっているのかということでまずお尋ねしたいと思います。

それから、86、87ページの⑶空き家対策事業の件なんですけれども、不適正管理となっている空き家の管理者への指導ということなんですけれども、この不適正管理というのは件数で言うとどれぐらいあるのか。それから、どのような指導をしているのか。お尋ねしたいと思います。

すみません。その前に、交通安全対策84、85の関係なんですけれども、一般質問でもやりましたが一時停止ですね。これは警察のほうへ申請しなければいけないということもあるんですけれども、一時停止がないから町のほうで危険な交差点ありとかという看板ありますよね。土のうを乗せてあそこまでやっても警察のほうは設置してくれないということなんでしょう。この辺はもう少し警察のほうは、柔軟な設置のあり方というのはしてもらえないのか。いつも言うんですけれども、これはやはり危険だということで住民が町にも言うんですよね、お願いしたいって。それで、町もこれは危険だということであいう看板を立てているんですよね。事故が起きなければ設置してくれないのかどうか。これは、町としても、あれで最善なんでしょうね、私らから見させていただくと。どうしてこういうふうになっているのか、その辺の事情についてもお示し願いたいと思います。すみません。

それから、今言った空き家の関係です。

それから、88、89ページの防犯活動事業の工事請負費の防犯灯設置費及び修繕工事、これも先ほど前段の議員の中で50メートルに１か所とか、一応これは目安なんですけれども。しかし、もう一方では暗いというようになればということで答弁しておりますけれども、これは検討部会もあるんですけれども、町として暗いと思うところありますよね。もうないということなんでしょうか。もうとにかく申請しないと設置するようにならないのか。実質的な町の判断で設置するところはないのかどうか。その点の関係についてもお尋ねしたいと思います。

それから、91ページの防災活動事業なんですけれども、特に委託料については全額、ハザードマップ改定及び避難所案内板更新業務委託料ということなんです。これは、ハザードマップは来年の３月ということですよね、完成が。そうすると、避難所案内板のほうはどうなっているのか、その辺の関係と、それから昨年の台風19号の教訓からいって、今年、新年度も巨大化しているということで、あのような台風来るかどうかというのはあるんですけれども、やはり想定しなければいけないと思うんですね。ハザードマップは来年の３月

まで待たなければいけないんですけれども、危険な場所というのは完成しなくても、ある程度もう３月には発表なんだから、町のほうでもある程度押さえているわけですよね。その辺の町民への啓発というんですかね。やはり大きな台風が来たときへの備えという意味でどういうふうになさるのか。

それから、同じく18節の負担金補助及び交付金なんですけれども、住宅被害認定調査研究会負担金、それから危機管理トップマネジメント研修負担金、それからその下の埼玉県市町村被災者安心支援制度負担金、それからその下の地上系防災行政無線施設再整備事業負担金、特にこの一番下の負担金は大きいんですけれども、それぞれの内容についてお示し願いたいと思います。

それから、(3)の防災コミュニティ推進事業なんですけれども、特に避難所運営力の強化というふうに、本年度の特徴ということで記載されておりますけれども、この避難所運営力の強化というのはどういうことを指すのか、お願いしたいと思います。

それから、92ページの進修館費の進修館管理事業なんですけれども、委託料あるんですけれども、大ホールの空調設備改修工事ということなんですけれども、これについては小ホールも同じで、空調は全部電気ですよね。やっぱり電気だから、これは進修館の一番の欠点だと思うんですけれども、やはり皆さんの声は寒いんですよ。すぐあったかくならない、そういう欠点があると思うんですけれども、空調設備改修工事利用等なんですけれども、これはもう方法としては電気という以外は考えられないのかどうか。

この進修館はもうずっと次の代、次の代まで建物自体残していくし、それだけ使うわけだから、その辺の町民の声というんですかね。暖房に対する、その辺の声はどういうふうに聞いているのか、そういう声に応えていかれないのか。せっかく改修するので、その辺の検討はなされていると思うんですけれども。その点お尋ねしたいと思います。

大ホールのＬＥＤ交換なんですけれども、そうすると進修館全体でいくとＬＥＤの交換はどの程度になっているのか。

それから、その下の備品購入の机、椅子なんですけれども、これは総入替えではないんですよね。先ほどの答弁だと。必要な数の入替えということなので、この割合としてはどれぐらいなのか、お尋ねしたいと思います。

それから、142、143ページの環境衛生事業の側溝等清掃堆積物運搬委託料の関係なんですけれども、確かに町をきれいにするということは決して悪いことではありませんので、それはそれで結構なことなんですけれども、やっぱりアンバランスがあると思うんです。

この22ページに側溝清掃の地区別実施状況がありますけれども、先ほど答弁にもありましたように、かますを配布しないところもあります。それはもう地区でバキュームカーか何かで清掃しているところもあるんですよね。そういうところがかますは必要ないから。要するに、町会費集めて町会費の中から側溝清掃のための予算を使うと。もう一方では、人的、人が出てやるんですけれども、その辺は町は強制はしないと言いながら、返って増えているんですよ。平成30年度は50地区がやって新規で、支援地区は56地区と。一方ではこれは強制していない。でも、もう一方では増えている。そういうふうにやっているところもあると。しかも、私は何回も言うように、ひどいところではもう年齢的に、もちろん私たちだってあの重い側溝の蓋は上げられませんよ。たまたま私の地域には、近くに大学生の寮がありまして、大学生が出てく

れて積極的に手伝っていただいているので本当に助かっているんですけれども、実際お年寄りのところは開けられない。無理しなくていいですよと言いながら、これは地区任せになっているから、出られない方は出すんでしょう、自己負担で。これはおかしいって、それは。それを町は強制的ではない、自主的だと言いながら、自主的でやっている町会はそういうふうにやっているところもあるんですよ。そうすると、負担する方はこれ税金以外の負担ですよ。二重取りだと思いませんか。私はそこを言っているんですよ。だとすれば、これは町できちんと責任持ってやるべきでしょう。自主的にやる地区にかますの配布しますから、それで責任逃れできますか。その点の考え方も改める必要あるかなというふうに思いますけれども、その点どうか。

それから、前段の議員さんの中で、かますがいつまでも残って、もうぼろぼろになって本当にもう裂けそうなところもあったし、過去にはもう破れちゃっているところもあるんですよ。見ると、去年は４月14日が一番早いとこ、遅いところは６月19日、私の地区も今年４月12日なの、早いほうなんですよ。そうするとずっと置いているんですよね。そうすると、さっき前段で言ったように、やっぱり心配する方もいるんです。

これについては、業者に頼むんでしょうけれども、それは１回でまとまってやったほうが業者もやりやすいでしょうけれども、そういった点ではどうなんでしょう。４月にいっぱいでやるとか、５月いっぱいにやるとか、そういう間隔で２回になってしまうけれども、そういうやり方もできるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点どうなんでしょうか。お尋ねいたします。

それから、172、173ページの消防総務事業の工事請負費なんですけれども、第３分団詰所建築工事なんですけれども、これはそのとおりなんでしょうけれども、今回これは土地も購入しますよね、ここの分団の詰所の。そうだとすれば、土地の面積も合わせてお願いしたいと思います。

それから、その下の負担金補助及び交付金の消火栓設置修理等負担金、これについての内容等についてお尋ねいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩します。

休憩　午後　２時０３分

再開　午後　２時１４分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、町民生活課分の質疑を続けます。

丸藤委員の質問に対する答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。順次お答え申し上げます。

初めに、予算書84、85ページ、交通安全対策事業、カーブミラーの関係でございます。

設置に関しまして、地元からの要望と実施が違うということでご質問のほういただいたところでございます。

こちらにつきまして、今年度の状況を申し上げますと、要望箇所数が23か所ございました。それに対しまして設置数でございますが、こちらにつきましては13か所でございます。差については10か所ございまして、こちらの理由につきましては、要望していただいた箇所を現地のほう確認をさせていただきましたが、左右確認が可能であるという理由というのが多いところでございます。

次に、一時停止の要望を警察のほうにしてもな

かなか設置してもらえない。その代わり、町のほうで注意喚起看板を設置している現場のほう、危険な状態であることが分かっているので、警察のほうで柔軟な設置ができないかというお問い合わせがございましたが、こちらにつきましては、委員おっしゃるとおり、一時停止の設置につきましては警察のほうになりますので、このことについて、一時停止については、改めて警察のほうにも情報提供してまいりたいと考えてございます。

続きまして、予算書88ページ、89ページの防犯灯の関係でございます。

こちらカーブミラーと同様のご質問でございましたが、こちらにつきましての今年度の状況でございますけれども、要望件数が12件、設置につきましては９件でございます。

こちらにつきまして、設置見送り理由、一例を申し上げますと、50メートル以内に防犯灯があることから設置できないということでございます。

また、町のほうで暗いと思うところはあるかというご質問でございますが、こちらにつきましては、町の判断はどうなのかというご質問もいただいておりますが、新しくできた住宅地など、先ほどもちょっとご説明いたしましたが、道仏の区画整地内だとか、新しくできた住宅地については、町のほうで現地のほう確認させていただいて、防犯灯のほうを設置した経緯もございます。

また、地区で暗いと思われるところにつきましては、大変申し訳ございませんが、区長さんを通して再度要望いただければ、現地のほう確認させていただきたいと思います。

次に、予算書90ページ、91ページ、ハザードマップの関係でございますが、ハザードマップは３月までには完成するというご回答を差し上げました。

併せて避難所案内板はということでございますが、避難所案内板につきましても、ハザードマップの浸水エリアを表現しているものでございます。この近くでいきますと、進修館のちょうど横に設置してございますが、こちらにつきましてもハザードマップの更新に合わせて設置いたしますことから、同じく３月末までには完成させたいと考えてございます。

次に、台風19号を受けまして、危険な場所、想定されるところは、また町民への啓発はということでございますが、こちらにつきましては、今現在、整備をしております洪水ハザードマップ、また、地震のハザードマップございますので、こちらでご確認いただければと思いますが、こちらにつきましては、ホームページにも掲載しておりますので、引き続き、今のハザードマップにはなってしまいますけれども、改定までは現在のハザードマップを使って啓発をしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、負担金の関係でございますけれども、負担金につきまして、まず住家被害認定調査研修会負担金、それから危機管理トップマネジメント研修負担金につきましては、両方とも、こちらは研修参加の負担金、受講料でございます。

続きまして、埼玉県・市町村被災者安心支援制度負担金でございますが、こちらにつきましては、平成25年９月に発生しました竜巻災害において、一部の地域が被災者生活再建支援法の適用とならないといった地域的不均衡が生じました。そのため、県と県内全市町村共同により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の支援制度を創設したものでございます。そちらにつきましては、県２分の１、市町村２分の１、世帯割、均等割等ございますが、そちらを基に計上しております。

続きまして、地上系防災行政無線施設再整備事業負担金でございます。

こちらは、県庁と市町村、消防など237か所と接続しております。こちらについては、県のほうで前回整備されたのが平成13年から平成17年で整備をしております。それを考えますと17年以上経過しておりまして、設備の老朽化等などから、市町村の負担金２分の１で600万円のほうを計上させていただいております。

それから、避難所運営力の強化とはというご質問をいただきましたが、こちらにつきましては、今現在、進めておりますが、避難所を自動開設になった場合に、各避難所付近に居住する職員を指名いたしまして、すぐさま避難所を開設できるように準備をしております。また、避難所運営に際しますいろいろな備品等も、防災倉庫等で用意をさせていただいておりますので、この拡充について、来年度も継続して行ってまいりたいと考えております。

次に、予算書172、173ページ、消防費の関係でございます。

第３分団の工事費に伴って土地も購入するのかというご質問でございましたが、土地につきましては、既に購入済みでございます。

ちなみに、こちらにつきましては面積は601平米でございます。

最後に、消防の関係の負担金、消火栓修理負担金でございます。

こちらにつきましては、来年度、上下水道室のほうで学園台地内の水道管の老朽化に伴う工事を予定しているとのことでございまして、その工事の際に消火栓の高さ調整等の工事が必要になりますことから、その負担金を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

初めに、67ページの集会所の整備関係につきまして、お答えのほう申し上げます。

集会所の整備につきましては、集会所のそのものの修繕に関する補助と、またその土地、借地をしている方の場所に対しての補助がございます。借地をされているところの場所につきましては、固定資産税相当額の補助をしておりますことから、こちらについては場所は決まっております。町内16か所、こちらが補助対象ということで決まっております。ただ、建物そのものの軽微な修繕につきましては決まっておりませんで、各集会所の要望によって実施させていただくということでございます。

ただ、大規模な修繕がある場合は、こちらの予算に大規模な修繕のほうを計上させていただいて、載せさせていただいておりますので、その場合は、その特定の整備の集会所もあるということとなっているところでございます。

続きまして、87ページの空き家対策の関係でございます。

こちら空き家につきましても、町台帳のほうを整備しておりまして、台帳には53件の空き家が載っております。今現時点では都市計画課のほうが所管しておりますので、通知のほうの対応の主なものにつきましても都市計のほうでやっているんですけれども、こちら７月には34件の通知、３月には21件の通知をさせていただいているところでございます。こちらの両方の件数の中の17件、重複をしているということでございます。

これが定期的な通知でございまして、そのほかに個別にお話をいただいているものが別個ありますので、これが環境サイド、環境サイドは庭木関

係の苦情をいただいたときには、環境サイドから通知をさせていただいているんですが、こちらが18件。

都市計画担当のほうが９件、こちらは建物のほうの観点からお話をいただいたとき、都市計画担当のほうから通知をさせていただいているんですが、こちらが９件ということで通知をさせていただいているところでございます。

続きまして、93ページの進修館の委託料、大ホールの空調関係でございます。

今回、設計ということで予算のほう上げさせていただいておりますので、今後、電気以外の空調の対応ができるのかどうかも業者と相談をさせていただきたいなと思うところでございます。小ホールのほうも数年前に改修のほうさせていただいておりまして、同じような形で電気でやらせていただいております。構造上、ほかの対応が取れるのかどうかは、ちょっと私も現時点では確認はしておりませんので、設計者のほうと相談をさせていただきたいなと思うところでございます。

続きまして、大ホールのＬＥＤ化でございます。

今回、大きなＬＥＤ化ということで実施をさせていただくのは初めてでございます。ただ、進修館、指定管理者のほうで軽微な電球の交換はＬＥＤに変えていることもございますので、ちょっと全体がどのぐらい変わっているかというのは把握はしておりませんが、そのような形でＬＥＤ化、少しずつ進めさせていただいているところでございます。

続きまして、机、椅子の購入割合でございますが、一部ということでございます。到底全体の入れ替えはできませんので、一部の入れ替えを行うと。限られた予算の中でございますので、効率のいい予算執行は指定管理者のほうと相談させていただきながら、対応のほうさせていただきたいと思うところでございます。

続きまして、143ページの環境衛生事業の側溝での関係でございます。

こちら、町が強制していないけれども、地区としてはやらざるを得ないような状況があると。実際、資料を見ても、やっている地区が増えているじゃないかというお話もいただいているところでございますけれども、実際、汚泥の排出量を確認させていただくと、平成28年が35.59トン、平成29年が32.12トン、平成30年が30.56トン、令和元年度は28.09トンということで、少しずつでございますが、汚泥の排出量のほうは減っているところでございます。やられている地区によっても、やられてはいらっしゃるかもしれませんけれども、排出量そのものは若干減っているということでございます。

何度も申し上げますけれども、町は、環境サイドといたしましては、地区清掃される場合の助成ということで支援のほうをさせていただいているところでございます。環境のほうで、無理に側溝清掃してくださいというお話はさせていただいておりませんので、その辺は従前どおりの回答となるところでございます。

これ以上の話になりますと、側溝の管理者のほうの考えになってきてしまいますので、その辺は側溝の管理者のほうとご相談いただければなと思うところでございます。

最後に、かますがぼろぼろのものがあったと、早く回収してほしいということでございます。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、早い地区と遅い地区ございますので、どうしてもこのような差異が出てきてしまうのは大変申し訳なく思っているところでございます。業者委託の手続が完了して発注できるのが、どうしても５月上旬になってしまうということから、このような

状況が起きております。なるべく業者委託した直後に回収できるところは回収できるように、改めて手配のほうは考えさせていただきますので、ご理解いただければと思うところございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、確認をしながら再質問させていただきます。

まず、68、69ページの地域コミュニティ活性化事業の集会所整備事業補助金なんですが、そうしますと、建物の修繕、大規模な修繕についてはまだ決まっていないということで確認してよろしいですね。

でも、これまで各地域から要望があって、できていない部分もあるのかなというふうに想像はするんですけれども、そういうのは現在ないということで確認してよろしいのか、併せてお願いしたいと思います。

それから、84、85ページの交通安全対策事業なんですけれども、道路反射鏡設置及び修理工事なんですけれども、これは今年度、23か所中13か所ということなんですけれども、理由は言っているんですけれども、例えばうちの自治会でも３年越しでやっとついたと、そういうところもあるんですよ。だとすれば、ここはもう、専門部会か検討部会か分かりませんけれども、設置はしなくてもいいという確認を取りながら、じゃ、なぜ３年越しで設置されるのかなというふうに思うんですけれども、その年々によって違うんですか。

その辺も要望書を出して、ああ、だめだということで諦める地域と、いや、やっぱり必要だということで諦めずに出していると、そのうち設置になるのか。その辺、曖昧ですよね。これは設置しない理由は、先ほど言いましたね、左右の確認だとか、一時停止については警察のほうの判断ということで。じゃ、どういう基準になっているのかなというふうに思いますよね。

だから、私は、こういうところについては、きちっと町のほうで判断していいんじゃないですか。専門部会、検討部会なんか通さなくても。それぐらいの判断つくでしょう。何か、つけないための理由にしか聞こえないんですよ。やっぱりその点、ぜひ改めていただきたいと思います。

それから、86、87ページの空き家対策事業なんですけれども、これは通知ですか。通知で指導している。空き家の管理者への指導はどのような指導なんですかというふうに聞いたんですけれども、あくまでも郵送の通知で終わっているということなのか、その点、もう一度確認させてください。

それから、88、89ページの防犯活動事業なんですけれども、これは先ほど道仏とか新しい宅地のところについては、町の判断でも設置したということなんですけれども、暗いところありますよね。まだあるんですけれども、そういうところについては区長を通してと、やはり先ほどそういう答弁なんですけれども、町は日中パトロールもしているんですけれども、夜もやっていますよね、そういう点では。それは検討部会、あるいは専門部会で、要望のあったところについてはもちろん行くでしょうけれども、町職員だって行っているんでしょう。そうしたら、私だって今ここで、こういうところとはありますけれども、町のほうでも職員が行って、暗いところありますよね。そこについてはどういうふうになさるんですかという意味で先ほど聞いたつもりなんですけれども、そういうところについては区長を通してということなんですけれども。

やっぱりあくまでも申請しなければいけないのか。じゃ、町の自主的な判断というのはないんで

しょうかね。全くないとは言いませんよ。答弁で言っていますから。でも、まだ暗いところあるでしょう。そこをどういうふうに改善していくんですかというつもりで聞いています。お願いいたします。

それから、90ページ、91ページの防災活動事業の関係で、ハザードマップと避難所案内板更新ということで、要するに来年の３月末ですよね。先ほどは、じゃ、どうするんですかと言ったときに、現在のハザードマップでお願いしたいというしかないんですかということですよ。これは今まで答弁でも言っているように、10年前に作ったやつでしょう。それは今の現在の、現時点ではそぐわないから新しく作るんですよね。でも、来年の３月まで大きな台風あったらどうするんですかという質問ですよ。先ほどの答弁でいいんですか。現在のハザードマップで対応してほしいと。おかしいでしょう。その点、もう一度、お願いしたいと思います。

大変だと思いますよ、それは。私たちどうするんですかと、やっぱり同じようなことを住民から聞かれるんですよ。私はそういうふうには答えられないですよね。現在知り得ている情報で、こういうふうになっているので、これは完璧ではありませんけれどもということで、ある程度、やっぱりそういう形で説明しなければいけないのかなというふうに思いますけれども、その点、もう一度、お願いしたいと思います。

それから、92、93ページの進修館管理事業の委託料ですが、私はやはり住民からのこういった、寒い、すぐ暖かくならない。これは電気だからということでしようがないと思います。だから、そういう欠点があるので、今後、長く使っていく施設ですよね。ですから、やはり電気から燃料に変えていくと、そういった考えもあってしかるべきだと思うんです。できるかどうかはこれからということなんですけれども、もうそういうふうな声は聞かないんでしょうか。だから従来どおりでいいということなんでしょうか。その辺の認識についても伺いたいと思います。

172、173ページの負担金、補助及び交付金の消火栓設置修理等負担金、これは学園台ということなんですけれども、もう少し詳しくご説明、具体的に説明していただきたい。ちょっとイメージが分かりませんのでお願いしたいと思います。

それと、すみません、私、先ほど質問漏れがありました。

142、143ページの環境衛生事業の負担金、補助及び交付金の地域猫活動推進事業費補助金。

これも決算のときも言いましたけれども、前段の議員さんから質問ありましたけれども、これは、これまではボランティアさんの自己負担でやっていたんだというふうな声も聞いたんですよ。ボランティアさんの方が直接私のところに来て、ぜひこれは行政としてやってほしいと。そのとおりだと思ったんですけれども、こういう県の補助金いただけるということなんですけれども、県補助金を受けるに当たっての制約はあるのか。それから40万円なんですけれども、これで猫の避妊、どれぐらいできるのか、その点、すみません、聞くのが漏れましたのでお願いしたいと思います。

あと、資料の14ページの防災行政無線の設置箇所と、音声把握可能地域地図です。

こういうふうにあるんですけれども、これからいくと聞こえて当然だというふうな状況になっているんですが、実際は聞こえない、やはり多いんですよ。私の近くの住民からも聞くんですけれども、そういった点で聞こえない。ましてやこれから台風、地震が、特に台風の場合は雨でもっと音が消されて聞こえづらくなる。これは一般質問で

もお聞きしましたが、そういう状況というのはあると思うんです。そういった点での改善、どのように行っていくのか。その点ちょっと再質問の中でお聞きします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。順次お答え申し上げます。

まず、予算書84、85ページの交通安全対策事業のカーブミラーの関係でございますが、こちらにつきまして、現場のほうで３年越しについた、年々で違うのかというご質問がございました。また、専門部会等要らないのではないかということでご質問いただきましたが、現場の状況が、例えば建物が新しく建ったり、そういうことで交差点が見づらくなった場合については、環境の変化ということで設置に至る場合があるところでございます。

また、専門部会が要らないのかということにつきましては、過去に職員の目線で設置していたことがあったということでお聞きしておりますが、やっぱりそれだと公平性、透明性が保てないということで、市民参加により部会の皆さんに現地を確認していただき、判断していただいているところでございますので、今後についてもこれを継続してまいりたいと思います。

次に、予算書88、89ページの防犯灯設置工事の関係でございます。

こちらにつきましても、カーブミラー同様でございますが、現地のほうで暗い場所がありましたら、町のほうで夜につきましては、切れた防犯灯については現地確認をしたときに周りの状況も確認しているところではございますが、現地のほうを一番知っている地区の方から、やっぱり区長さんを通じて要望のほう上げていただければと考えてございます。

続きまして、予算書90、91ページのハザードマップの関係でございますが、現在、皆さんにご案内できるハザードマップとしては、もう10年経過しておりますこのハザードマップしかございません。今の段階では、これから更新はするものの、このハザードマップしかございませんので、避難所について、このハザードマップに掲載されているとおりご案内していくことで継続してまいりたいと考えてございます。

ただし、大雨で浸水状況がひどい場合には、避難所についても２階以上を利用ということで掲載しておりますので、皆さんにそういうことでご案内をさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、消防費の関係、予算書172、173ページの関係でございますが、消火栓修理負担金の関係でございます。

こちらにつきましては、先ほど学園台地内、水道管の老朽化に伴う更新工事に係る消火栓の交換ということでお伝え申し上げましたが、こちらにつきましては、水道管の更新工事に伴い、掘削が当然生じるわけでございますが、その後の舗装復旧の際に、現地にあります消火栓、蓋のような形状をしているものでございますが、そういったものの高さ調整等を図る必要がございます。こちらにつきましては、大体４か所を交換することで考えてございまして、こちらにつきまして１か所当たり80万円、320万円で計上してございます。

負担金としましては、527万1,000円を計上してございますが、そちらにつきましては、ほかに緊急修繕が必要な消火栓のボルトの交換工事、こちらを１か所当たり４万5,100円を10か所の予定で計上させていただいております。

また、ボルト交換及び消火栓室の交換につきましても、１か所当たり81万円を２か所計上させていただいておりまして、合計につきましては527万1,000円を計上させていただいているところでございます。

最後に、資料の14ページでございます。

防災行政無線の音声把握地図がございまして、場所によっては聞こえない、台風で聞こえづらいということがあるということでご質問のほういただきました。

こちらにつきましては、戸別の防災行政無線の子局の音量であるだとか、それからスピーカーの向きで調整できるものについては調整したいと考えておりますが、一方で、防災行政無線の音を大きくすると、うるさい、眠れない等の苦情もあることも事実でございますので、戸別にどの無線が聞こえないのかということで申していただければ、現地のほう確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず初めに、68、69ページの集会所の補助の関係でお話をさせていただきます。

集会所の補助、修繕関係の補助については、決まっていないのかというお話をいただいておりますけれども、大規模な修繕については要望いただいているものもございますので、そちらについては決まっております。それ以外の細かい修繕につきましては決まっていないというところでございます。ですので、大きなものは、こちらのほうに申請していただいているものは、決まっているものもあるということです。それ以外は決まっていないということでございます。

続きまして、86、87ページの空き家対策、不適正管理者に対する通知ということでございますが、これは文書で通知のほうさせていただいて、適正管理を促しているところでございます。

続きまして、93ページの進修館の空調関係の対応でございますけれども、先ほどもお答え申し上げましたが、現時点では電気でやっておりますので、電気で空調するのがいいのか、あるいはほかのものに変えられることができるのかどうか、そういうところも含めて、指定管理者は当然、多くの利用者の声も聞いていると思いますので、指定管理者等と相談させていただきながら、今後、設備の方向性、そういうものを決めていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、143ページの地域猫の関係でございます。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、地域猫活動は、地域住民の理解を得た上で、地域住民やボランティアグループなどが、地域に住みついた野良猫に対し、不妊、去勢手術を行い、その数をこれ以上増やさないようにし、適正な給餌、トイレの設置等を行い、その猫が命を全うするまで、１代限りでその地域において適切に管理していく活動を地域猫活動といいます。

当然、補助の対象となるのは、この地域猫活動を継続して行うことができる個人とか、団体ということになりますので、こちらのほうの趣旨をご理解いただいた個人及び団体が補助の対象ということとさせていただきます。

また、先ほどお話しいただいた不妊手術がこの費用で何件ぐらいできるのかというお話ですけれども、地域猫活動の費用につきましては、先ほども説明させていただきましたとおり、避妊手術代だけではなくて、餌代とかトイレの設置費用、あるいは地域猫活動を進める上での啓発事業用の費用とか、そういうものも補助金の対象経費となっ

ておりますので、その辺のその全体を含めた中で不妊手術がどのくらいできるのかということは、地区、あるいはボランティアさんと相談させていただきながら進めさせていただきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは最後ですので。私は最後にしたいと。すみません、側溝等の関係なんですけれども、先ほど言いましたように、まず、かますがどんどん古くなって、業者との関係で住民が不愉快に思うというか、もう破れそうな状況にもなっているのも見ますので、どうなんでしょうか、業者だって１日で一遍で全長やれるわけじゃないですよね。ですから、日にちを分けてやるんであれば、申請して一番早くて５月上旬ということなんですけれども、そのときにでも４月から５月上旬までやった部分については、１回、業者に頼んで集めてもらうと。以後、遅いところの部分についても、もう一回、回っていただくと。それのほうがお互いに、業者だっていいし、町民だって不愉快な思いしなくて済むしと思うんですけれども、その点と。

それから、あくまでもこの側溝清掃なんですけれども、やはり町は自治会の自主的は判断という言い方なんですよ。あいかわらず。ところが自治会のほうは、やはり強制ではないというものの、やる以上は地域住民の多くの参加を願ってやったほうがいいということで、そうすると出る方と出ない方がいますよね。私が言っているのは、出たくても、協力したくても協力できないと。ただ、見ているだけ。特にお年寄りなんか、やっぱり見ているよりも、下手すると危ないときもあるんですよ。そういう方まで出なくちゃいけないと。出ないと個人負担あるわけですよ。これはずっと言ってきていることなんですけれども、そういう負担の在り方がいいんですかというふうに思うわけです。

それと、あと、この側溝清掃をやるに当たって、自治会費でやると。もう自治会の方は参加しなくて業者に頼んでしまうと。それだってお金かかるわけですよね。そうすると、一方で税金も払いながら、もう一方で、町のほうは別にやらなくても結構ですよ、しないんだったらというような言い方かもしれませんけれども、一方で自治会費を使っている。不公平じゃないですか。

だから、私は、口は悪いんですけれども、それだと何か町会費も払いながら、もう一方では税金も払いながら、これはやっていただきたいというふうに言われれば、出なくちゃいけない。出られない人はお金を個人負担すると。その辺の矛盾をどういうふうに認識しているんですか。それでもそれは仕方ないというふうに思ってずっと続けていいものか。その辺のことなんですよ。その点、もう一度お願いしたいと思います。

それから、ハザードマップの関係なんですけれども、やっぱり少しこれからのことを考えて、ちょっと検討してくださいよ。10年前のハザードマップでいいというふうには思いませんよ。それはそうだと思いますので、やっぱりこれは宿題になるかもしれませんけれども、ぜひ、検討の余地あるのかなというふうに思いますので、今すぐということではありませんけれども、ぜひ検討していただきたい。これは要望で結構です。その１点。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

かますの回収につきましては、お話のとおり、５月契約直後の早々の早いタイミングで早く実施

したものについては、回収のほうをさせていただきます。現時点でもそういう形でやっているつもりなんですが、今お話しいただいたように、まだまだ遅いということであれば、一番最初、契約直後に早々に回収のほうをさせていただきたいと思います。

ただ、報告漏れが今年も何件かありまして、報告漏れのものはどうしても回収ができません。あるいは、業者も漏れてしまうこともございます。もし、そういうところが見かけられるようであれば、ご連絡いただければ速やかに対応させていただきますので、ご理解いただきたいと思うところでございます。

続きまして、側溝の掃除の関係でございます。

何度もお話しさせていただいておりますが、町民生活課のほうの環境のほうでは、地区が清掃をやられる場合、希望される場合は、かます袋の配付と汚泥の回収をさせていただくのでご連絡くださいということで、ご連絡をさせていただいておるところでございます。

地区が、どのような形でその側溝清掃をやられている、あるいは、参加されない方から負担金を徴収している、そういうところまで町が関与する、町民生活課環境推進担当が関与するというところではございませんので、何度もお答え申し上げますけれども、地区のほうで側溝清掃の在り方、ご検討いただいて、また、その側溝清掃が必要であるかもしれないけれども、高齢化してできないという地区のお話をいただいている地区もございまして、そのような地区ではやっていないという地区もあるということも聞いております。そういうところも踏まえながら、ご検討いただければなと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

今の答弁なんですけれども、住民がこの側溝清掃で困っているわけですよ。そこまで担当としては関与できないというのは、私はおかしいと思いますよ。それは希望される場合は連絡下さいしか言っていないけれども、実際はこういうふうになっているんですよということは、私はもうここ何年も言っていますよ。それの改善は全然ないんですよね。

じゃ、希望されない場合、全地区が希望されない、決して悪いことだとは言っていませんよ。冒頭言ったように、町をきれいにしようということはいいことなんですけれども、下水が通っていて、これは雨水だけなんですよね、流れているの。雨水の管理は町でしょう。だから言っているんですよ。町が本来管理するべきでしょうと。それをこういう事情で住民に、強制はしていないと言いながら、実際、じゃ、希望されない場合は、町はどういうふうにするんですか。あり得ないと思っているからでしょう。だからそういう住民の声を聞いているわけでしょう。

なおかつ私は言うんですよ、皆さんにも。これは強制ではないと町は言っています。本来、雨水だけだから住民がする必要もないと。だから町管理なんですよ、本来。その辺、希望される場合は連絡下さいと言っていますけれども、本来、町がやらなくちゃいけない事業ですよ。その辺を抜きにして語っているからおかしいと思っているんですよ。

これは、町民生活課できちっと把握するべきでしょう。どうですか、担当者にばかり答弁させているんだけれども、課長、どう思いますか。

○委員長（西村茂久君）　委員長がずっと聞いていまして、このかますの問題については、これは地区、地区でいろんな考え方があります。これ以上

はちょっと深められないと思うんですけれども、一応、課長がこの問題の責任者でございますので、課長、最後の答弁をお願いできますか。

〔「委員長」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　はい。

〔発言する人あり〕

○委員長（西村茂久君）　ちょっと待ってください。

それは、後の討論でその意見をお示しください。特にご発言ございませんか。

町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤和浩君）　町民生活課長、齋藤と申します。

側溝清掃の問題でございます。これはいずれの議員さんからも以前より質問はいただいております。非常に各地域においても大きな問題の一つかなというふうに思っております。

ただ、これを今すぐ解決するという方策というのは、やはりこれは町の問題であるということでありますと、やはり町でできる限りやるべきだというふうには私も考えますが、一つには地域の力もお借りしたいという部分は、正直なところ、あります。全てが町でというところはなかなか難しいと。非常に曖昧な言い方をしているかもしれませんけれども、町として、宮代町に住んでいる住民の方に力をいただき、少しでも町をきれいにしていただきたいという思いもあります。

ただ、そこには、一つは地域の輪の広がりというかコミュニティーの場と。清掃を通じてという言い方は変ですけれども、そういうこともあってもいいのかなと。今、地域と地区の方々の関わりがすごく希薄、要するに薄くなっているというのは皆さんご存じかと思いますが、そういうのも一つの方法かなと。きっかけづくりになっていただいて、一つは町がきれいになってもらうというのも、私は方法かなと。

ただ、できないところはやはり町が支援するべきだというふうに思っております。どこまでできて、どこまでできないかというのも非常に難しいということもあります。例えば一つの地域をやった場合は、こちらの地域はやらないのかということもあります。やるんであれば全体を通してやるべきは本来の姿だとは思いますが、これだけのエリアがあるとなかなかそれは到底できないというふうに思いますので、その辺も整理しつつ、やはり一つのこのやるということは、町の皆さんで力をいただいてきれいにしていただきたいというのが一つあります。

２つ目は、そういう形において、一つは地域のコミュニティーづくりの一つになっていただければ非常にありがたいなと。要するに、ふだんお会いしなかった方とお会いできるという、一つの地域コミュニティーづくりも大事なことかなというふうに思います。

ですので、考え方は、町がやるという一つの考え方、それから皆さんにお力をいただいてやるというやり方、二通りをうまく協調しながらやっていただければ非常によろしいんじゃないかなというように思っております。

ただ、先ほど申し上げました、弱者にはやはり支援をするということも大事だというふうに思っておりますので、これは今回いただいた皆様のご意見を持ち帰り、何らかの形でお示しをさせていただければというふうに考えておりますので、どうぞよろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ただいまの課長の発言をもって、丸藤委員の質疑を打ち切ります。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する人あり〕

○委員長（西村茂久君）　不規則発言はやめてくだ

さい。手を挙げてください。

ほかにありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　しつこいようですけれども、側溝の問題で確認をしたいと思います。

私もこれはもう20年近く前からやっています。同じことを。あの蓋、何キロありますか。開かないですよ。みんな、お年寄りばかりのところは。それで、何かさっき答弁が変わったんで、俺、今、手を挙げたんですけれども、やれないところはやらなくていいと言ったよね。それでいいんですね。課長の言っていることも分かるよ。地域住民との関係は。だけれどもやれないところがある。どうしても。それでもやれと言うんだよね。早く言えば。ところが答弁が、やれないところはやらなくていいというんだから、これからその立場でいいわけですね。これ、大きな変更ですからね。

それで、やれないところは１軒何千円も出して、１年に１回清掃しているんですよ。業者に頼んで。だからかます代も要らない。ごみも出ない。業者がみんな吸い取っていっちゃうんだからね。だからその部分だけでも補助したらどうだって、前やったの、散々。かます代とごみの修理代ぐらいは。それも出さない。何でももう住民にやらせる。年寄りができなくてもやれというような態度だったんだよね。

今度はやれないところはやらなくていいということを聞いたから、いい話を聞きました。そういうふうに私は話しします。やれないところはやらなくていいんだってよと。やれないんだから。

だから、今言ったように、あれ何キロある。どうやって開ければ。役場に機械がある。あれやったけれども、あれだって開かないんだよ。すごいよ。そうしないと車が通れないよね、上。確かに薄かったら通れない。厚くしなかったら。それは理解できる。だけれども、開けられない年寄りばかりいて、それも旦那がみんないなくなっちゃって、女性の年寄りだけじゃなお開かないよね。そういう地区がいっぱいあるのよ、今。

そういうことを本当に町民のために考えないんだよね。今の体制は。口じゃ地域住民と一緒にどうのこうのと言うけれども、それは口だけの話なんだよ。本当に地域の住民のこと考えてくれていないの。だから、私はよく冷たいと、高齢者に。できないものはできないんだから、それでもやれと言う。今回はやれないところはやらなくていいと言うんだから、それはいいこと聞いた、私は。ずっとできない。それでいいわけね。それだけ確認したい。それだけ確認。できないところはずっとやらないよ。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　３時１１分

再開　午後　３時１６分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

課長。

○町民生活課長（齋藤和浩君）　町民生活課長、齋藤と申します。

小河原委員さんのほうからご指摘いただきました地区清掃側溝の関係でございます。

これにつきましては、委員さんから申し上げられました内容でございますが、私どものほうとしては、これはやはり道路側溝の清掃というもののまず根本的なものは、要するに蚊であるとか、ハエであるとか、悪臭という衛生の観点から実施をしていたというものでございます。その部分で、私どものほうとしては、衛生面で皆様にご協力をお願いしたいということで進めてまいったところ

でございます。基本的に道路側溝は、まちづくり建設課が所管するというのもご理解をいただきたいと存じます。

ただ、今現在、清掃については、環境の面から、私どものほうでかますであったりとか、そういうものをお貸しして清掃にご協力をいただいているという現状ございます。以前からこの問題については検討してまいりました。やる、やらないということではなく、皆様にご協力をいただきたいと。できないところについては、今後につきましては、今までの内容については改めさせていただきますが、私どもの担当と相談をしていただき、実施に向けた調整をお願いしたいという旨に訂正をさせていただきたいと存じますので、どうぞご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　簡単に申し上げます。

今言ったことを、私は、多分前段の議員さんも納得しないと思います。できないところはできないんだから、それでもやれということだから、言葉は悪いかもしれないけれども、衛生面で。ですからこれは、これからの議会ずっとチャンスがあるたんびやります。このことは。役場の方針が、考えが変わるまでやります。そのぐらいのあいつを持っていますので、ひとつよろしく。分かりました。今日は。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で町民生活課分の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時１８分

再開　午後　３時２７分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより健康介護課分についての質疑に入ります。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（小島　修君）　改めまして、こんにちは。マスク着用のままで失礼いたします。

健康介護課長の小島でございます。

説明員の職員につきましては、自己紹介ということで進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　皆様、こんにちは。健康介護課で高齢者支援と介護保険の担当の副課長をしております岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（齋藤俊美君）　皆さん、こんにちは。健康介護課高齢者支援担当主幹の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康増進室長（竹花　治君）　皆さん、こんにちは。健康増進室長の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進担当主査（野口延寿君）　こんにちは。健康増進担当、野口と申します。よろしくお願いします。

○健康増進担当主査（岡本知佳子君）　健康増進担当、岡本と申します。よろしくお願いします。

○健康増進担当主査（浜津恵都子君）　こんにちは。健康増進担当主査、浜津と申します。よろしくお願いいたします。

○介護保険担当主査（小林和政君）　介護保険担当の小林と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　こんにちは。高齢者支援担当主査の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。５点ほど質問させていただきます。

最初に、53ページ、下から５番目、福祉作業所ひまわりの家から徴収する水道料と書いてあるんですけれども、福祉作業所というのは営利団体ではないんですよね。そこから徴収する水道料というのはいかがなものかなと思っております。

これと、一つは子育て支援課にもちょっとお話ししたんですけれども、須賀小にある学童保育所、そこからも光熱水費を取っているんですよ。

こういうふうに、福祉が目的の作業所からそういう光熱水費まで取ってしまうと。ほかの団体はどうなんでしょうかね。この２か所だけなんですよね。よく見ても。その辺から取っていくというのが、ちょっとおかしなものだと思っているんです。電気代とかそういうのも入っていますよ。そのほかにもいろいろと入っていると思うんですけれども、水道料をこれを取っていくというのはちょっとおかしなことじゃないかな。

これが営利団体だったら別ですよ。あくまでも営利団体じゃないんで、これは福祉目的の団体ですから、そこから町が徴収するというのはどういうことかなと思っております。一つ目はそれです。

あと、132ページです。⑵の保健衛生総務費、それと135ページの12番の委託料です。

これ、委託先や入札、どのように決めているのか。それと競争入札か指名入札、どちらかだと思うんですけれども、この委託先というのは、宮代町の人たちのところなのかどうか。もし指名入札であれば。ちょっと分からないんですけれども、どういうところに頼んでいるのかなと思って。

金額はそんなにさほどじゃないんですけれども、警備委託料が13万2,000円、館内の清掃だけは138万かかっていますけれども、どういうところに頼んでいるのかちょっと、指名先です。それと、これどういうふうに決めているのか、指名入札なのか、競争入札なのか。委託料のほう、ひとつお願いします。

それと、136ページの母子保健事業でございます。

この資料３ページを見ますと、予算が減っていて、これは実績による予算措置なのかどうか。ちょっとよく分からないなという感じはするんだけれども、多分実績で予算措置で、今回はこれだけの金額にしたんだと思いますけれども、市の各健診の受診状況見ていると、年々、受診が上がってきているんだと思います。これでまだ受診率が99％ということなんですけれども、令和元年度、それと195人いて193人、受診率。４か月健診とかそういうの含めて。子供の虐待とかそういうのがあちこちで騒がれている状態で、100％を目指してやるべきじゃないかなと思っているんですけれども、これは受診しなかった人たちの健康管理とか、そういうのは把握しているんでしょうか。残りの。

私は100％、これは目標。後からでもいいから町の担当者が行って調べてくるというのがそうじゃないかなという感じはするんですけれども、いかがなものでしょうか。

それと、138ページです。健康診査事業です。⑷の。

説明ですと、各種がんの検診にさらなる受診率向上を目指すということで説明されたんですけれども、受診奨励で行うと説明されていましたが、資料のほうの30ページを見ると、令和元年度２月

１日現在で、29年、23年度より大腸がん検診を除き受診率が落ちているんですけれども、今後、どのような施策で検診を増やしていくのか。

確かに大腸がんの検診は増えています。資料を見ても。ぜひ、ほかのがん検診、結構ありますよね、がん検診は。ほかのがん検診も増やしていく必要があるんじゃないかなと思っております。今、がんで病院に入院している人がかなり多いということを聞いています。やっぱりこういう検診を増やしていかなければ、健康管理、ままならないんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ、その辺のところ、どうして下がって、どうやったら増やしていけるのか、お答えください。

あと、138ページです。(7)の不妊治療助成する事業でございます。

これ、医療保険では対象外で高額となる治療費なんですけれども、不妊検査とか不育症検査費などの助成とされています。資料４を見ますと相談件数が減っている。その減っている原因、しづらいところがあるのかどうかよく分からないんですけれども。資料の４ページになると思います。３、４と書いてあるでしょう。一番最後の４ページです。30年度が34件あったのが、21件、元年度ではなくなってきているということなんですけれども、その辺のところの詳しい説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。いただいたご質問について順次お答え申し上げます。

まず、53ページの水道料というところですけれども、営利団体でないところからお金のほういただくのはいかがなものかというご質問だったと思うんですけれども、こちらにつきましては、保健センターでも使用している分についてを、当然、お支払いをしているわけですけれども、そこからの分岐をしている部分のひまわり作業所さんのほうが使った分についてを、合計して保健センターが今までずっと年間を通してお支払いしますので、そこの１年間が終わった段階で、ひまわり作業所さんでご使用していただいた分だけをお支払いいただいているという状況でございますので、そちらが営利団体だからとかいうところの考えではないというふうな認識をしているところでございます。

続きまして、132ページの委託料の先はどこかというご質問だったと思います。

こちらにつきましては、見積り合わせ等行いまして進めているところでございます。館内の清掃に関しましては、障がいの方々を持っていらっしゃるというところとかございますので、そういった理由とかを含めまして、ひまわり作業所さんのほうにお願いしているところでございます。

それぞれ全部お答え申し上げたほうがよろしいでしょうか。

〔発言する人あり〕

○健康増進室長（竹花　治君）　町内の業者さんいらっしゃるところは、そちらのほう声をかけさせていただいて見積り合わせ等を行っているところもございますし、業種によっては町内の方々がいらっしゃらないところにつきましては、それぞれ今まで実績があるところにお願いして、見積り合わせ等行いつつ、金額に合わせて、５万円以上のものにつきましては、見積り合わせ等行いながら、業者さんのほうについては決めているところでございます。

続きまして、136ページ、母子保健事業というところで、受診率が99%、残りの部分についての把握をしているのかというところのご質問だった

かと思います。

こちらにつきましては、健診にあくまでも来ている、来所というところでご理解いただきたいと思います。健診にいらっしゃらなかった方々につきましては、後ほど訪問を行なったりとか、いろいろな手だてを行いまして、100％、一応把握しているという状況でございます。

続きまして、138ページ、健康診査、大腸がん検診以外は減っているけれども、施策はというところでございますが、こちらにつきましては、平成30年度から基本的に40歳以上の方々を、各種がん検診、ほとんど検診が対象としているものでございます。子宮がん検診においては20歳ということで、若干対象者の方は変わっておりますけれども、ご自分が今年度何の検診を受けられるかというところで、今年、何の対象になっているかというところで、個別に通知のほうさせていただいて、今年、ご自分が何の対象なのかというところが分かるような方法に変えてはいるところなんですけれども、今までよりもそういったところで住民の方々には分かりやすくしているつもりではあるんですが、なかなか受診率が上がるものとそうでないものがありますので、それはお知らせする内容等について、今後検討させていただきたいと思います。

続きまして、(7)の不妊治療のところで件数が少なくなっているのがという話だったかと思います。

こちらにつきましては、平成30年度においては、３月末日まで、年度で最終で締めております。今年につきましては１月末現在の数でございますので、その差があるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初のことなんですけれども、ひまわりの家からだと保健所からもいただいています、分離してやっていますということなんですけれども、これは町のことで仕事をやっているわけですよね。この役場だってんじゃ、そういうことで、そういう水道代、徴収しているんですか。そういうんじゃないでしょう、やっぱり。

第三者に取っているというわけなんですけれども、第三者扱いですよね。こうやって見ていると。どうなんでしょうか、その辺のところが。営利団体じゃないんだけれども取っているということになると。私は、第三者扱い見ているような感じがするんですけれども。取っているんですか、それは。

それと、全部言います。

業者の選定でいろいろあるんですけれども、町の人の見積り合わせはしているんだということ言っていますけれども、これは１者を対象にして見積り合わせですよね、あくまでも。こうやって見ていると。指名みたいな感じですよ。この業者に見積り合わせするんだということで。あとは、ほかのところ、何者か取っているんですか。もう決まっているということになってしまいますよね、業者が。これで公平な見積りが取れるんでしょうか。ちょっと私には分からない、その辺のところが。取れるという自信あるんだったら別ですよ。こういうことでやっているんだ。何か訳の分からない見積りのやり方をしているなという感じはします。

確かに高くないから、それはという問題じゃないんですよ。高いとか安いとかいう問題じゃないんです。公平な見積り、業者の選定をしてほしい。ほかにも宮代町でここへ入りたいという人がいると思いますよ、それは。それ除外しちゃっているんでしょう。さきの説明だともう。その辺のとこ

ろお願いします。

母子保健事業については100％やっているということなんですけれども、年内に終わらせているということなんですね、100％、対象者は。

あとがん検診なんですけれども、うちの近所でもこのがん検診で、かかったところも早期発見というところでやっているんですよ。やはりこのことについては、町民の健康診断、住民に分かるようにということで説明されていますけれども、この落ちているという現実から見ると、やはり町民が分からないんじゃないかなという感じはするんですよね。１％でも２％でも増やしていくんだというんだったら、それは分かりますよ。現実に大腸がん検診以外は減ってきている。この現実をどう見るのかということなんですよ。分かるように説明、町民に言っていると言っても。現実は減ってきちゃっているんです。どういうふうに受け止めているのか。お願いします。

それと、不妊治療は１月末ということで検査だということで、これからまだ増えるという見込みなんですか。これ見ると、かなり２か月では、あと34件ですから、去年が、30年度が。元年度でどのくらいってもう統計で出ていますよね。全部で何件だったんですか。それだけはちょっとお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。いただいた質問にお答え申し上げます。

まず、水道料につきましては、役場でも全て全部お支払いしているんですけれども、そこではないというご質問でしょうか。使った分については役場も全部払っているんですけれども、それではない質問でしょうか。

〔発言する人あり〕

○委員長（西村茂久君）　質問の意味が分からなければ、まず質問の意味を確認してください。そうしたら、私が質問を再度させますので。

○健康増進室長（竹花　治君）　はい、分かりました。すみません。

水道料の支払いについて、基本的に保健センターが親メーターで、そこから分岐してひまわり作業所さんが払っているんですけれども、なのでひまわり作業所さんのほうについて請求をさせていただいているという説明を先ほどさせていただいたところです。

役場においても、全てのところが基本的に、水道料というのは使った分、お支払いしていますので、そこについてまた細かいところをお聞きしたいのかというところで、ちょっと先ほど申し上げてしまったんですけれども、基本的には、役場も全て使った水道についてはお支払いのほうをしております。

先ほどの２点目、132ページ、委託先はどこかというところだったんですけれども、こちらのところなんですけれども、全て１者随契でやっているというところでやっているというところではなく、金額に合わせて、必要最低限、３者以上からもらわなければならないところはきちっと見積り合わせ等行っているという意味で、お話のほうさせていただいた状況でございます。

136ページの母子保健事業につきまして、100％を目指すのはその年度なのかというご質問だったかと思うんですけれども、年度をまたいでしまう場合もあるんですけれども、一応必ず100％を把握しているような状況でございます。

138ページ、大腸がん検診以外のところで減っているというところでございますけれども、先ほど申し上げましたように、工夫はしているんです

けれども受診率が上がらないというところでは、通知方法に何らかの問題があるというところも考えられますので、そちらにつきましては、今後、また検討させていただきたいと思います。

不妊治療についての件数についてというところでございますけれども、実際、数の見込みというのは正直分からないところではございますが、年度末においては、大体３月、例年、相談数は多くなっていますので、昨年並みにいくのかどうかというところを聞かれると、ちょっとそこまでの自信はありませんけれども、今の時点で占めている数よりは確実に増えるという認識でいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　保健センターで分離して水道代は取っているということなんですけれども、考え方なんですよ。要するに、ひまわり福祉作業所ですよね。営利団体じゃないところからこういうふうに水道代も取っているんだ。もう私、福祉のほうに、子育てセンターにも行ったんですよ。学童からも取っている。１か所じゃないか。

営利団体だったら分かるんですけれども、そういう福祉を目的にしているという作業所からもいただいているということになると、何のための福祉なのかなという感じはしないでもない。私は個人的に思っているんですよ。やはりそういう福祉を目的にした団体からは、町としてもサービスというんじゃないですけれども、する必要があるんじゃないかなという感じはするんですよ。営利を本当に目的としているわけじゃなく、福祉を目的にしているんですからね。何のための福祉なのかなという感じがするんで。その辺のところはよく考えたほうがいいんじゃないかと、私は個人的に思っているんで、その辺のところは町のほうでも検討する必要があるんじゃないかなと思っております。いかがですか、その辺のところは。

また、指名入札じゃないということなんです。３者からやっているんだ、最低限必要だけやっているんだということになると、じゃ、これは毎回、毎回、変わっているんですか、毎年、業者は。同じ業者でずっとやっているんですか、それとも。

あとは、100％やっているということですから、分かりました。

各種がんの検査については、下がっている、通知が悪いんじゃないかということで、今後検討するんだということを言っていますけれども、去年、おととしからどんどん減っているというんじゃないんですか。ちょっと分からないけれども。データがちょっと１年しかないんですけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。

不妊治療については分かりました。また３月いっぱいで増えるということで。問題があるかないかはちょっと分からないと思いますので、まだ。その辺のところもお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○健康介護課長（小島　修君）　健康介護課長の小島でございます。

１点目の水道料金につきまして、私からお答えをさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、福祉的な部分については免除すべきではないかというような考えを、それは否定するものではございませんけれども、小中学校もそうですし、学童保育所もそうです。福祉に限らず教育の施設などでも水道料金はお支払いをしているという状況です。

水道料金を免除するかどうかということについては、私どもの担当では判断できません。町の水道の条例に従って減免措置が講じられるというこ

とになっておりますので、その条例に従って水道料金を負担するというのが、我々の立場というふうに考えております。

ひまわり作業所につきましては、保健センターのメーターを通して分岐してひまわり作業所のほうに通知をしておりますので、減免が講じられておりませんので、使っていただいた分については保健センターがまとめてお支払いしておりますけれども、その分をご負担いただいているというようなところでご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。２点目以降の質問にお答え申し上げます。

金額に合わせて、先ほど申し上げましたように業者さんのほうには声をかけさせていただいているんですけれども、その業者さんについて、町内の業者さんを把握しているところは、１点目にもお話ししたように声をかけさせていただいておりますし、ただ、この業務について、全て業者さんのところを把握しているわけではございませんので、声をかけさせていただいている業者さんは基本的に同じ業者さんになっているところが正直なところでございます。

あと、検診の受診率につきましては、通知のほういろいろ変えて、確かに分かりにくいので受診率が上がらないというところもあるのかもしれませんけれども、一応、そこは強引に受けていただくというのもなかなか難しいというところはあると思いますので、なるべくこちらでは分かりやすいような通知をさせていただいて、受診率を少し上げていくという方法しかないというふうに、今、認識をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　質疑ございますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。４点ほどご質問させていただきます。

まず１点目、私たちの予算書の９ページの地域交流サロン支援事業ですが、こちらなんですが、やっぱり町を活性化するためには地域そのものを活性化しなければならないので、地域交流サロンというのが地域を活性化する重要な事業であると考えております。

そこで、サロンの開催場所の数と開催頻度、例えば月に１回とか２回というのを教えていただきたいのと、年間どれくらい参加しているのかというのと、あと、サロン連絡会で活発な意見を行なえるよう何か工夫をしているのかということをお聞かせください。

２点目が、私たちの予算書の11ページの介護予防健康づくり活動支援事業ですが、こちら今後、高齢化に伴いまして、年々、高齢者の医療費や介護費が増え、さらに団塊の世代が後期高齢者になると、その費用は急増するかと思われます。このままでいくと町の予算が急速に逼迫し始めてくるように思われますので、病気にならない、介護者にならないための予防というのは、今後、町の重要な取組だと考えております。また、医療費や介護費の大きな削減になっていくのかと思われます。

そこで、介護予防リーダーは現在何名ぐらいいるのかというのと、どういうところで活躍しているのか、また、介護予防に確実につながっているのかということと、健康体操はどの程度普及しているのか、また地域の触れ合い、居場所は何か所あるのかということをお聞かせください。

３点目が、私たちの予算書67ページの健康教育事業になります。

健康マイレージ事業ですけれども、こちら私の母親も参加しておりまして、高齢者の足腰を鍛えるといういいインセンティブになっているのかと思っております。現在、何人ぐらい実施しているのかというのをお聞かせください。

４点目が予算書の114ページ、資料の８ページになります。

老人福祉の６の老人福祉総務事業のシルバー人材センター補助金についてですけれども、こちらシルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する貴重な組織と認識しております。高齢者が今後多くなる中で、その役割に対する期待感も大きいと思われます。

そこで、資料８から高齢化率の増加を見ると、もっと会員数が増えてもいいと思うんですけれども、会員募集はどのように行っているのか。また、受託件数が減っておりますけれども、こちらなぜなのかということを、以上の４点をお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○健康介護課長（小島　修君）　健康介護課長の小島です。

最初の２点について、地域交流サロン、それから介護予防の関連につきましては、大変恐縮なんですが、介護保険特別会計での実施事業になりますので、改めてそちらの特会の審議のときにご答弁させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

３点目の健康教育事業、マイレージの参加者というところでございますけれども、１月末現在ですけれども、2,345人の方にご参加していただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

４点目のシルバー人材センターの会員募集についてご説明を申し上げます。

あらかじめ提出をさせていただきました資料の８ページを御覧いただきたいというふうに思います。

一番上段のシルバー人材センターの年度別の登録者数ということで会員数を計算させていただいております。令和元年度は12月末現在で、男性が138人、女性が55人で併せて193人、前年度と比較して13人増加しております。

こちらについて会員の募集なんですけれども、毎月１回、入会説明会を宮代アリーナで開催をしておりまして、そちらの募集記事につきましては、広報みやしろに掲載をいたしまして、入会説明会を実施しているところでございます。

また、昨年度も新たな事業の取り組み等を行っておりますけれども、シルバー祭り等を開催して、その会場でも会員登録、入会のご案内をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　再質問をいたします。

健康マイレージ事業です。

2,345人参加しているということなんですけれども、こちら他市町村と比べて多いのか少ないのかというのと、参加してもらうためにどう宣伝、もしくはＰＲしているのかということをお聞かせください。

シルバー人材センターなんですけれども、こち

ら２番目に質問した受託件数が減っているんですけれども、こちらはなぜかということのこの２点をお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

マイレージの参加者が多いのか少ないのかというところのご質問だったかと思いますが、こちら、町の人口規模からいったらかなり多いような状況でございます。2,000人を超えている市町村というのは県内でも数か所ありますけれども、宮代町よりも人口が多いところというところがほとんどの状況でございます。

ＰＲにつきましては、乳幼児健診の際に親御さんの方、保護者の方々にチラシのほう配付させていただいたりというところで、積極的にＰＲをして参加者の方を増やそうとして努力しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。再質問にお答えを申し上げます。

シルバー人材センターの受託件数でございますけれども、先ほどの提出資料の８ページの２段目になるわけですけれども、30年度受託件数と比べて、こちらに表示させていただいておりますのは、令和元年度の12月末までの件数ということで、あと３か月分ございます。ですから、これまでに既に、例えば公共事業であれば312件ということで、あと３か月の間にもう少し増加をすること、また一般企業からの受託件数等につきましても、あと残すところ３か月ございますので、前年実績を超える受託件数に最終的にはなってくるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　ありがとうございます。よく分かりました。

シルバー人材センターなんですけれども、やっぱり生涯現役でずっと働きたいという高齢者の方が多い中で、非常に重要な受皿となっていると思いますので、今後、ますますＰＲして会員数を増やしていっていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。２点、質問をさせていただきます。

予算書の137ページと、私たちの予算書65ページの母子保健事業についてです。

その中の心理相談、言葉の相談ということでご予算があるんですけれども、こちらの内容だったり、対象、いつでも受けられるのかとか、その辺ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

もう一つは、139ページ、不妊治療の助成金についてなんですけれども、先ほどもちょっとあったんですけれども、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

こちらの、まず相談をされた方が、今年度は21人ということで、その方の中でどれくらい助成金を使ったのかということです。それと、この検査だったり、不妊治療の内訳というか、どういったことにこの助成金が使えるかということと、あとこの不妊治療の相談は、どのような方が相談に乗ってくださっているのかということをお伺いしたいです。お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　１点目、137ページの心理とか言葉の相談、どういった方がいらっしゃっているかというところと、いつでも可能かというご質問だったかと思います。

心理相談とかについては、臨床心理士の先生、また言葉の相談においては、言語聴覚士の先生というところをお願いしておりますので、日にちがどうしても決まった日にちにご予約のほうしていただいて、来所していただくという方法になります。ただ、回数は取らせていただいて、対応させていただいている状況というところでご理解いただきたいと思います。

また、139ページの不妊治療のところでございますけれども、相談に関しては保健師が対応させていただいているところでございます。

どういった治療というところでございますけれども、こちらにつきましては、県で不妊治療の助成のほう行っておりますので、そちらを申請していただいた方々において、追加で町が負担で交付をさせていただいているという状況でございます。

昨年度におきましては、補助件数としては17件、補助させていただいて、その方々の中で妊娠成功された方が６名いらっしゃったというような状況でございます。継続して助成のほう行っておりますので、新規で、例えば昨年度申し込まれた方というのは８名いらっしゃったところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございます。

初めのほうの心理相談と言葉の相談ということなんですけれども、対象はその子供なのか、お母さんなのかということで、あと時間がどれくらいなのか。あと、予約をしてこちらの相談ができるということなんですけれども、回数取っているというんですけれども、どれくらいの、週一なのか、月一なのかということ。それと、大体相談というのは、相談するだけで、その先のことは各自でみたいな感じになっていることがあるかなと思うんですけれども、その先の、例えば病院だったり、こうしたほうがいいという、その先をご紹介するということはされているのかということをお伺いしたいです。

あと、不妊治療のほうなんですけれども、こちらも保健師さんにご相談をしているということなんですけれども、これはもうその病院に行かれている方がこちらに相談に来るのか、それとも、悩んでいて不妊治療をご紹介しているのか、お勧めするのかとか、その辺の内容的にもすごく悩まれていたりとかしていると思うので、何かその辺のケアだったりとか、どんなようにしているのかなと思いまして、それもお伺いしたいです。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　心理とか、言葉の相談とかについてですけれども、時間とかは１時間程度になります。言葉の相談につきましては、昨年度、30年度で58回、心理相談においては43回というところを実施させていただいております。

また、不妊治療については、実際に不妊なのでという相談よりも、不妊治療を受けていてお金のほうが大変でというようなところで、逆にその補助がございますというところでの相談というところでご理解いたさきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

まず、心理相談のほうなんですけれども、１時

間ぐらいの相談をこの回数ということで、これはお母さんの相談なのか、本人と心理士さんとか、言葉の言語聴覚士さんが何かをやり取りするのかということを、ちょっともう一度お伺いしたいです。

あと、不妊治療のほうなんですけれども、県の助成をさらに町としても助成しているということだったんですけれども、こちらの大体の金額の内訳というか、その辺もお伺いしたいです。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

先ほどの言葉の相談等につきましてのご質問でございますけれども、親御さん、保護者の方が中心となります。実際に発音的な部分になってきたときはお子様が中心となるというところでご理解いただきたいと思います。

不妊治療のところでございますけれども、実際の金額というところですけれども、検査においてが２万円と、あと治療については５万円というところが上限でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

初めのほうの心理相談のほうなんですけれども、その先にご紹介みたいのは、例えば病院とか、この相談だけで終わらせないで、何かその先にもご紹介をされているのかというのをもう一度お伺いしたいです。

あと、不妊治療の検査が２万円、治療が５万円という補助金ということなんですけれども、これ以外にはないわけですか。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

先ほどの相談のところでございますけれども、必要な方は医療につなげるようにご紹介のほうはさせていただいている状況でございます。不妊治療についての金額、それ以外のものはないかというご質問だったかと思うんですけれども、不育症について２万円と、男性の不妊についても５万円というところの上限で出させていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ちょっとお聞きしたい点が２点ほどあります。

敬老会の問題、一つは。

大分各地区で敬老会増えてきたという報告は受けています。それはそれでいいんですけれども、敬老会出席するまでが少しややこしいのかなと言っていることをちょっと聞くんですけれども、それは１回、役場から年齢75歳以上に通知が来て、敬老会出ますか。返事をしてそれをまた役場へ出すと。役場へ出して、役場から自治会の役員の人に、何名ですよ、誰々ということで通知が行ってんだと思いますけれども、それはいいんですけれども、ちょっとバトンタッチするのがややこしいんじゃないかなと言っているような人もいるんですけれども、それは少しもうちょっと簡素化できないのかなと言っているんですけれども、それは難しいんでしょうけれども。

それよりも私が特に聞きたいのは、地区によっては敬老会の内容いろいろ違いますよね。その地区の参加者もそうだけれども、役員の方がいろいろ、何をやってもらいたい、何をやろうとか、いろいろ決めるのが大変のようです。

例えばしっかりしたところは、それなりの楽しい内容をやっているようですけれども、余り経験の少ないところは、例えば軽音楽が聞きたいとか、いろんな要望はあるわけですよね、参加者は。ところが、地域によってはそういうやるような場所がないと。集会場はほとんど使っているんでしょうけれども、集会場にもないと。じゃ、カラオケやったらどうだと言ったら、カラオケの設備もないと。そういう設備をするには、相当のお金もかかるわけですよね。それを何とか町もある程度は面倒見てくれないとなると、それは１人1,000円出していると。あと役員に３万円、何か出している。いろいろ出していることは事実分かるけれども、参加者に対して1,000円では、それは大体食事代で終わりますよね。ですから余分なお金がないと、それ、何とかならないんかなと言っている声があるということ。それを考えてもらいたい。

あともう一点は、健康診査の問題。

昨年の12月でしたか、歯の口腔条例が可決しましたね。全会一致で。それの内容は今回ここに入っていないのか。歯医者さんのところに委託する内容がどこに入っているのか、詳しく教えてもらいたい。

以上２点ですけれども。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

小河原委員さんからの質問にお答えを申し上げます。

まず、１点目の敬老会の開催についてでございますけれども、委員さんおっしゃるとおり、地区によって様々な内容で開催されているわけでございますけれども、地域によりましては、会場はあるんだけれどもカラオケの設備がないとか、もしくは、適当な出し物が見つからないというような、区長さんがご相談に来られるケースがございます。

そのような方につきましては、役場のほうではこれまで蓄積したデータがございますので、どこの地区がどのような出し物をして好評だったというようなことを案内して、そちらの出し物をやっていただける演者の方とつないだり、そういう支援をさせていただいております。

また、地域敬老会の開催についてのマニュアルを提供いたしまして、どのような手順で開催したらいいか、もしくは、こういう出し物をやりたい場合にどちらに相談をしたらいいか。役場の健康介護課の窓口でも結構ですし、文化協会やそれぞれ演者さんたちが所属するような団体の連絡先を教えてあげるというようなことをしているところでございます。

先ほどカラオケやりたいけれども、設備がないというような場合については、会場使用料につきましては補助金の対象になるんですけれども、そこに関わる備品については、会場使用料の対象外ということになっております関係で、できればそこにある備品を活用して、サロン等で使っているようなカラオケの機械があるところはカラオケをやっていただくなり、もしくは、そういう設備がないところにつきましては、残念ですけれども、そのほかの出し物を検討していただくというようなことで、演者さんにやっていただいた場合には、そちらの謝礼についても補助金の対象としておりますから、何かほかの方法でやっていただくような交流をしていただくようにお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

歯の条例を踏まえて何か事業を考えているのかという内容だったかと思いますけれども、今年度から40歳の健活ということで、若い方々に対して、歯の予防というところを力を入れ始めておりまして、また、あと２歳の親子教室ということで、お子様と保護者の方も来ていただいたときに、保護者の方に歯の染め出し等を行いながらというところで、歯の関係についてはそういうったところに少しずつ力を入れ始めているところでございますので、また、今後においても必要に応じてまた内容のほうを吟味しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

先ほどの小河原委員さんへの答弁で一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

カラオケの機器の備品につきましては、会場使用料の対象外ではございますけれども、準備経費ということで補助の対象になるということでございます。準備経費につきましては３万円上限で、その範囲内であれば、カラオケの設備等をどちらかからレンタルした場合にも３万円限度で補助をさせていただくという仕組みになっておりますので、そういうご案内をさせていただくようにしております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

まず、カラオケのほうからですけれども、３万円という今まで出した金額、自治会というか、運営をする人たちはちょっと理解していないと思いますよ。それ、ちゃんとしておいたほうがいいと思いますよ。その３万円の使用方法。それは誤解されたらちょっとまずいので、ちゃんとこれは介護課で説明をしておくべきだと思いますよ。私もちょっと誤解している部分がありましたので、３万円はそういう備品等じゃなくてもらえるというふうに判断していたから。それちょっと誤解をしないようにお願いしたいと。

あと、条例の問題について、その歯の問題の予算はどこへ入っているのか、ちょっと教えてもらいたい。２点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。再質問にお答えを申し上げます。

地域敬老会の準備経費についてでございますけれども、こちらについては、補助金の手引に地域敬老会の補助金の補助対象と対象外の経費の一覧ということで掲載をさせていただいておるんですけれども、基本額として会場使用料と準備経費、それに役員賄い費というのがございます。そのほか飲食等に充てていただく人数割が、１人1,000円ということで補助をさせていただいているんですけれども、その準備経費の中には、対象経費として、余興者への謝礼や事務用品、案内状、プログラム製作費、会場の装飾代と、あと写真代、ゲーム代とゲームの景品や看板制作代、消耗品等というふうに掲載させていただいております。

対象外経費として、備品の購入とか飲食費については対象外経費とさせていただいております。飲食代等につきましては、人数割のほうで賄っていただくということで。あと備品の購入についても、何年間にもまたがって使えるような備品については、この補助の対象から外させていただいて、レンタルをされる場合には補助ができますよとい

うことでご案内を差し上げています。

今後は、もっと分かりやすく詳しい説明をしていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　お答え申し上げます。

先ほどの歯の条例のところ、実際の予算はどこに入っているかというご質問だったかと思うんですけれども、先ほども申し上げましたように、若い頃から予防に力を入れたいというところでございますので、２歳の親子というところでは、予算書の137ページの報償費、歯科衛生士の謝礼というところに入っております。また、40歳からの教室につきましては、139ページ、健康教育事業、こちらの同じく報償費の歯科衛生士の謝礼、こちらに入っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

歯の問題について、報償費２か所入っていることは今、教えていただきましたけれども、これは新規じゃないですよ。前からこういうことは入っていたよね。そうしたら予算上も幾らか増えていていいと思うんだけれども、新規ですか、これ、どちらか。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

この事業につきましては、今年度からの事業でございます。もともと健康増進計画を策定させていただいて、歯のほうにも力を入れていかなければならないということがございましたので、今年度から始めた事業でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。お願いします。

135ページの18節の負担金補助のところのとねっとの話なんですけれども、とねっとの負担金は出しています。これ、何年目になるのかということと、それからとねっとは医療機関と救急がつながるということで、メリットというのはそういうことなのかなと思うんですが、今日、住民課で、マイナンバーカードと、それから健康保険証が、来年、令和３年度３月からつながる可能性があるということで、それは健康保険の加入のところが分かるというだけのようなんですけれども、このマイナンバーカードととねっとの関係というのは全然無関係ということでいいのかというか、とねっとというのは、救急とかかりつけ医のことなんだろうと思うんですけれども、そのメリットというか、推進している目標、そういうものはあるのかないのか、ちょっとお伺いします。

それから、137ページの産後ケア事業委託料が昨年より少なくなっているような気がするんですけれども、その理由をお願いします。

それから、乳幼児健診があるかと思うんですが、その診てくれる先生は小児科でしょうか。ちょっと住民の方から小児科の先生に診てもらいたいんだけれどもみたいな要望があったので確認します。

それから、143ページの六花の福祉医療センター運営事業なんですが、ちょっと聞きそびれたのかもしれないですが、医療機器のリース料が、増減でいくと、レントゲン読み取り機リース終了による減となっているんですけれども、それについて。

それから、医師住宅ブロック積み替え工事とい

うことで、ブロックって今、あまりよくない。ブロックの積み替えって、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　いただいた質問にお答え申し上げます。健康増進室長、竹花でございます。

まず、とねっとのところですけれども、マイナンバーカードとの関係というところでございますが、こちらは今のところないという認識でおります。

目標というところでございますけれども、こちらにつきましては、先ほど委員さんのほうもおっしゃられたように、登録することによってアレルギーですとか、そういったことの登録もできますので、救急搬送の時点において、そのカードでこの方がどういったものでアレルギーがあるので危ないとかというところが把握できたり、あとは、その方が医療機関の連携によって、どちらの医療機関でこういった検査をやっているというところが見られたりするというのがメリットにはなっているようでございますので、そこを増やすことによって、救急搬送時に少なくとも危険性が少なくできるというところで、増やしていきたいという目標があるというふうな認識を持っているところでございます。

産後ケア事業の予算が減っているんではないかというところでございますけれども、こちらにおきましては、今年度が初めての事業でございましたので、どれぐらいの実績があるのかというところは分からなかったところで予算計上させていただきましたので、その実績に基づいて、そこまで必要がないという判断で減額させていただいたところでございます。

また、続きまして、乳幼児健診の医師は小児科なのかというところのご質問だったかと思いますが、こちらは大変申し訳ございません、医師会等にお願いして事業を実施しているというところがございますので、小児科の医師ではなく総合診療の医師にお願いしているところでございます。

あと143ページ、リース料減の理由というところでございますけれども、医療機器のリースにつきましては、５年リースでお願いしているところなんですけれども、その５年間が過ぎたところで、そのものについては町の所有というところになりますので、契約期間が過ぎたことによって町の所有になって、リース料は発生しないというところでご理解いただきたいと思います。

また、続きまして、医師住宅のブロックの説明というところでございますけれども、こちらにおきましては、現在ございます医師住宅が、隣の理容院との境のところにブロック塀があるんですけれども、そちらのところの塗装等が剥がれたりとか、いろいろ崩れかけたりとか、いろいろ不具合等が起きている状況がございますので、そこを改めて直させていただきたいというところで計上した予算でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

今の六花の医療機器は、５年過ぎたので町の所有になるということで、医療機器の額としては増えているんですよね。これについてご説明お願いします。

それから、ブロック塀は老朽化してちょっと剥がれているということで、替えるということで分かりました。

それから、乳幼児健診の、医師会にお願いしているというお話なんですけれども、健診に行くと

いうのはお母さんにとってもすごく緊張するところなんですが、小児科の先生だというだけで安心感があるんじゃないかな。ちょっとご要望いただいて、町に小児科医がいないんだったらしようがないけれども、健診に小児科の先生が来てくだされば、その後もう。結局、小児科は町外にかかってしまう習慣が宮代町には結構ありますので、その辺、小児科の先生を健診にということはできないんでしょうかということと、それから、産後ケアなんですけれども、実績でそんなに多くなかったというんですけれども、この間、国会で産後ケアの法律が成立したと思うんです。うちの町はそんないろいろ事業していないから少なかったんだろうと。助産師さんは派遣とか、そのくらいだから、そんなにかからなかったのかと思いますが、今、産後ケアで１泊ホテルというか、１泊する費用も計上して、若いお母さん方が１泊できるようなこともしたりというか、産後ケアに力を入れている、費用的にも事業的にも入れている時期だと思うんですけれども、その辺については町のレベル的にはいかがなんでしょうか、お伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

まず、いただいた再質問にお答え申し上げます。

乳幼児健診の小児科というところでございますけれども、こちらにおいてはやはり住民の皆様からご要望等多いので、今後、ぜひ検討したいというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、リース料の部分で金額が増えているというところでございますけれども、こちらにつきましては、来年度から、今度は介護支援システムというところで新たなリースが始まるというところで、金額がそこの部分が増えているので、実際のリース料が増えて、今までリースを組んでいたところは順次終わって町のものにはなっているんですけれども、新たな部分が発生したというところでご理解いただきたいと思います。

産後ケア事業におきましてですけれども、こちらにおきましては、さっき委員さんのほうからもおっしゃられたように、入院ができたりとかというところのお話もあったかと思います。こちらにつきましては、近隣の医療機関にお願いをする方向でちょっと調整をさせていただいたりとかしておりますので、町内にないからということで準備をしていないということではありませんので、近いうちに始められるように何とか進めたいというふうに努力しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、先ほどのちょっと補足なんですけれども、医師住宅のところのブロックなんですけれども、今、結構な高さで積んでいるんですけれども、そこまで要らないということで、３段積みのところで、低めのところで今後進めさせていただきたいというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　質疑ありますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕でございます。

私たちの予算書Ｐ67、マイレージ事業のことについて、二、三点質問させていただきます。

これには年齢制限はあるのかという１つ。あと、参加登録証はどこへ行けばもらえるのか、１つ。あと、町では歩数、何歩歩いたら何をいただけるのか、その３点、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹

花でございます。いただいた質問に順次お答え申し上げます。

まず、年齢制限でございますけれども、18歳以上というところで上限は設けておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

あと、登録の用紙でございますけれども、基本的に保健センターに置いてあります。スマートフォンでの登録もできたりとかしますけれども、そちらについてはウェブ上で登録できますのでご理解いただきたいと思います。

歩数においてですけれども、町においては今年度の事業でございますけれども、11月１日から30日まで行ったんですけれども、8,000歩以上歩いた方に2,000円のクオカード、あと5,000歩以上8,000歩未満の方に対して1,000円のクオカードというところで配付するところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございました。大変いい事業だと思います。今後とも続けてください。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。何点か質問させていただきます。

地域敬老会支援事業、私たちの予算書の10ページですけれども、先ほど前段委員からも出ていましたけれども、内容に関してなんですが、ちょっと耳にいろいろ入ってくるのだと、いろいろ工夫してやっているところはとても評判がいいというのと、あと座ったままずっと３時間とか聞いているとやっぱりつまらないとかいう意見もあるんですが、先ほど情報をいっぱい出していただくということで、区長会とか相談が、あるところだけじゃなくて、町のほうからこういうのが評判がよかったとかいうふうな感じで、内容に困っているところもあると思うので、そういうことは今度出していかれるのかお聞きします。

それと、私たちの予算書63ページ、自殺対策に盛り込まれて書いてありますけれども、国が上げているのは自殺対策だと思うですけれども、町内での件数とかありましたら教えてください。

あと、私たちの予算書67ページの健康教育事業の中のゲートキーパー養成講座について詳しくお願いいたします。

あと福祉医療センターの運営事業の中で、かかりつけ医の考え方というので、六花のかかりつけ医としてというふうに書いてあるんですけれども、先生たちの整形外科でも月に２回とかすごく少なくて、町内の開業医のところに行っている方はかかりつけ医という意識があると思うんですけれども、ちょっと医師不足がやっぱり変わらないと思うんですが、ここのところ、役割が果たせるのかなというのがちょっと考えさせられるので、その辺はどう対策をしていくのかお聞きします。

以前から問題になっている整形外科医も、月２回ということでとても少なくて、かかりつけにはならないなと思ってちょっと不安を持っています。

それと、114ページの健康づくり支援事業の委託料の高齢者のほうの輪投げ大会とか、グラウンドゴルフがあるんですが、この委託先というのは、さわやかクラブとか、グラウンドゴルフ協会とかでしょうか。これは確認です。

あと敬老会、参加率が良くはなっているんですが、やっていないところの地域の数と、あと年齢的には75歳以上だけれども、参加しない人の人数を教えてください。

あと、114ページ、扶助費なんですが、高齢者日常生活用具給付というのがあるんですが、あんまり使われていないようなんですが、どのように

周知されていくのか、何か原因があるのか、お聞きいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

九山委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、敬老会の開催の内容についてでございますけれども、前段の委員さんのときにもお話ししましたけれども、地区によって様々な内容で開催されている地区がございます。基本的にどういう形で開催しなければいけないというようなものではないのですけれども、敬老会の運営マニュアルというのを年度当初に区長さんに配付をさせていただきまして、そちらのほうにこれまでの開催事例等を掲載させていただいております。開催事例等、全地区の催し物の内容等を掲載させていただいて、その地区が対象者が何人いて、参加された方がこれくらいいたと。参加率がどのようになっているかというような案内をさせていただいております。

また、運営マニュアルの中でも、あなたの地区の敬老会の写真等、開催状況を、町のホームページに載せてみませんかというようなご案内をして、地域敬老会の実施状況、心温まる手作りの敬老会をこの地区ではこんな感じでやっていますよと、写真とともに掲載をさせていただいて、皆さんにご案内をしているところでございます。

また、年度の最後の地区連絡会において、区長さん、自治会長さんに地域敬老会のアンケートを実施しておりまして、あなたの地区では敬老会が思うように開催できましたかとか、思うように開催できなかったところについては、どんなことが課題、問題点だったんでしょうかというようなことを聞かせていただいて、これを集計したものを、今後は年を明けた第１回目のまた地区連絡会でフィードバックをしていこうというふうに考えているところでございます。

全ての地区ができるだけ敬老会をやっていただいて、顔の見える関係づくり、目標にしております顔の関係づくりに努めていただくことが何よりだと思っておりますので、今後とも、区長さん、自治会長さんの支援をしながら、多くの地区で敬老会が開催していけるように支援をしていきたいというふうに考えております。

続けて、敬老会の参加状況でございますけれども、本年度、令和元年度の敬老会につきましては、75歳以上の高齢者が5,540人いたわけでございますけれども、敬老会を開催した地区数は67地区でございます。町内77地区ございますけれども、そのうちの87％の67地区で37会場で開催をしていただいております。

開催をした地区の対象者数は5,131人でございましたけれども、ちょっと会場内の参加した数についてはまだ集計ができていないんですけれども、昨年度、その前も、ここのところ40％程度の参加者がいたわけでございますけれども、先ほどの令和元年度の参加状況でございますけれども、２月末現在で参加者が1,895人でございますので、5,540人のうち1,895人ということで34.2％の参加率になっております。まだ集計ができていないのが２か所ございますので、もう少し参加率は上がってくるというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。いただきましたご質問に準じお答え申し上げます。

まず、自殺者数というところでございますけれ

ども、町ですけれども、30年度においては４名の方、29年度が５名の方、28年度が６名の方、27年度が３名の方、26年度が７名の方というところで、直近の５年間の報告をいたします。

また、続きまして、ゲートキーパー養成講座の内容というところでございますけれども、身近にたくさんそういう方がいらっしゃるという可能性も含めまして、身近にいたときの見守りの仕方ですとか、声のかけ方などを中心に、知っとく健康講座という中でゲートキーパー講座を１回、また職員を対象として、今年度２回というところを開催したところでございます。

続きまして、六花のかかりつけ医というところで、整形外科等について、月に２回ぐらいでは少ないのではないかというところのご質問だったと思うんですけれども、こちらにおきましては、来年度、指定管理の期間が切れますので、その次に向けたいろいろな水準等を決めていかなければならない時期にございますので、いただいた意見等を踏まえまして、今後、十分その内容を詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

高齢者健康づくり支援事業の町民グラウンドゴルフ大会と、町民親睦輪投げ大会についての委託料の委託先でございますけれども、まず、グラウンドゴルフ大会につきましては、町のグラウンドゴルフ協会に委託を実施いたしました。また、親睦輪投げ大会につきましては、さわやかクラブ連合会、老人クラブ連合会に委託をして実施をいたしました。

続きまして、日常生活用具の給付でございますけれども、今年度、令和元年度は今までのところ、給付もしくは貸与の件数はゼロとなっております。直近では、30年度に電磁調理器の給付が１件ございました。

こちらについては、余り件数が伸びないというか、給付の実績が伸びてこない状況でございますけれども、こちらの事業概要といたしまして、おおむね65歳以上の高齢者世帯で要支援、要介護の認定者が属する世帯に対して、日常生活用具の給付、または貸与をするということで、対象者も結構絞られてきております。電磁調理器については、心身機能の低下に伴って防火等の配慮が必要な低所得者ということになっております。火災報知器や自動消火器についても、65歳以上の低所得の高齢者のみの世帯ということになっております。貸与の高齢者電話についても、65歳以上の一人暮らしの生活保護法による非保護世帯ということで、結構厳しい対象要件になりますので、そこら辺が給付の実績が伸びない要因かなというふうに考えておりますけれども、こちらにつきまして、高齢者支援のサービスの一覧やホームページに掲載するなどして案内をしているところでございますけれども、なかなか実績が伸びてこないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　敬老会についてなんですけれども、地区連絡会とかアンケートでというんですが、参加された方たちの意見というか、アンケートというのは別に集めてはいないんでしょうか。

やはり地域で一生懸命やってくださっている、開催してくださっている方に非常にありがたいということで、多分声は出てこないと思うんですが、耳に入ってくるものは、よかったねというところは、やっぱり体を自分たちも動かした、一緒に紙芝居をやったとか、演奏をやったとか、一生懸命

区長さん考えてくれて、一緒にやっているところがすごく楽しかったと。やっぱり皆さん、敬老会へ来る方というのは基本お元気な方なので、ずっと座っているより動きたいというのがあるので、そういうことをいろいろなところで出していってもらいたいなと。あとは意見を集めてもらうということができたらしていただきたいんですが、そういうことができるのかお聞きします。

あと、今まだ３月ではございますけれども、また新型コロナがどうなるか分からない状況で、敬老会もすごくたくさん公民館とか集会場に集まるわけですけれども、例えばできないこともあるかもしれないんですけれども、その敬老会の在り方、参加人数もさっきお聞きしますとやっぱり40％ぐらいで、参加できない方、あとはやらない地域に関しては、全く１人1,000円ぐらいの補助ももらえないわけなんですが、そこを今後どうやって考えていくのかということをお聞きします。

あと、ゲートキーパーに関しては、職員の方にも２回研修をされたということで、どんどん生かしていただきたいなと思います。

それと、かかりつけ医、指定管理が切れるということで考えていただくというのと、やっぱりかかりつけ医者って常に行くという信頼感、例えば病気で、ちょっと大きな病院紹介してくれるというのが、やっぱりかかりつけ医にかかっているからこそというものがありますので、やっぱりそこをちょっとよく考えていただきたいと思います。

輪投げとさわやかクラブ、グラウンドは分かりました。

あと、65歳以上の高齢者とか要支援の日常の扶助の関係なんですが、やっぱり知らない方が多いのかなと。ゼロと見て、私、びっくりしたんです。多分あれば電気調理器も便利だし、パソコンも多分見ないんでしょうけれども、何か知らせる方法があったらすごくいいかなというのと、対象者さんとの電話連絡というのも、これも知っていればというのがありますけれども、何かいい方法を考えていただきたい。ゼロというのは、非常に予算もついているので、使っていただきたいと思います。何かそこをちょっと今後どうやっていくか、そのゼロを、利用者増やす方法、ちょっと考えていただくので、どういう方法があるかとか何かちょっと考え方をお聞きします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。再質問にお答えを申し上げます。

まず、地域敬老会の参加者の声の吸い上げでございますけれども、こちらにつきましては、アンケートは実施してございませんけれども、様々な形でいろいろな意見が入ってまいります。お礼の手紙であったり、もしくは、区長さんを通して、ちょっと問題があったというようなお話も入ってくることがございます。そういう意見を大切にして、敬老会のよりよい運営ができるように見直しをしていきたいというふうに考えているところでございますけれども、参加者アンケートにつきましてもできれば実施をして、もっと多くの声を酌み取っていきたいというふうに考えておりますので、できれば検討させていただきたいというふうに思います。

それから、参加できない人への支援についてでございますけれども、こちらにつきましては、もともとの地域敬老会の開催の目的というのが、これまで希薄になっていた地域コミュニティーの醸成ということで、顔の見える関係づくりをしてい

ただきたいということで、一定の場所に集まっていただいて、敬老会を運営する役員さんと敬老会の対象者が一堂に会していただいて、世代間交流や顔の見える環境づくりを構築していっていただきたいということで実施しているものでございますので、今のところ、地域敬老会の中で参加できなかった人への補助というようなことは、具体的に考えてございません。

参加できなかった方についても、別の事業ではございますけれども、別の敬老事業で敬老会の前後に、敬老の日に近い９月の初旬に商品券を送付させていただいております。こちらにつきましては、節目の年、77歳、88歳、99歳、100歳と、あと101歳以上ということの全ての方に商品券を配付させていただいているところでございます。ですから、参加できなくてもその節目の年に該当すれば、一定の支援が受けられるということでございます。

続きまして、日常生活用具の給付でございますけれども、なかなか給付実績が伸びないということでございますけれども、先ほど来、申し上げたように、対象要件等も結構厳しい対象要件になっております。こちらについて、給付実績を伸ばすというよりも、該当する方が給付を受けられず埋もれているような状況になっていてはいけないということもございますので、ケアマネ連絡会や介護従事者の連絡会でご案内するなり、地域包括支援センターが地域訪問をする際に、高齢者の世帯の生活状況等を確認して、必要なサービスのご案内をさせていただいて、できる限りその制度の活用ができるようにご案内をさせていただいているところでございます。

引き続き、そのような支援に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜れればというふうに思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　敬老会は、毎回だんだん、やっぱり具合が悪くなると行けない、参加したくない、恥ずかしいという思いがあるようで、お元気に参加されていた方も、やっぱり二、三年たつとどんどん出席されなくなって、行かないんですかというと、いや、俺はいいよと、何かつえ突きだしたり、足がちょっと悪くなったりすると皆さん引っ込んでしまいます。来てくださる方が対象なんですが、先ほど言ったように、秋辺り、敬老会の時期どうなるかも分かりませんし、いろんなことをちょっと考えていただきたいと思います。

先ほど日常生活用具給付につきましては、やっぱりケアマネジャーさんとか、身近に、一人暮らしの方とかも、声かけられる要支援の方とかもとても信頼持っていますので、そういう方から、やはり直接に言っていただくというほうがいいと思いますので、これをやっていただきたいと思います。

１点、私も質問ちょっと忘れちゃったんですけれども、前段議員からもありましたけれども、産後ケア事業委託料に関しては、これから本当どんどん必要となっていくと思います。それで、この町は、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援ということで、保健センターのほうで、母子手帳いただきに行ったときとかでも非常に対応がいいということで、本当に親身に考えてくださるということなんです。安心感もとてもあるということで数人からちょっと聞いています。とても安心してお産ができていく、過程がということですごく喜んでいましたので、こういうこともどんどん力を入れていただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　５時０４分

再開　午後　５時１５分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、健康介護課の質疑を行います。

質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子です。

健康介護課の皆さんに一つお願いがあります。

企画財政課の方にぜひ要望していただきたいんですけれども、次の基本構想案には、ぜひ合併を視野に入れるように提案していただきたい。まず、その理由を申し上げます。

私たちの予算書69ページをお願いいたします。

私が言うまでもなく、介護事業は32億3,810万円、これがどれほど高いかと言いますと、宮代町中の個人町民税が17億円、法人税が１億円、さらに全部つながりがありますので、最後まで聞いてくださいね。それに固定資産税、土地と建物全部合わせても15億円、合計33億円。そのほとんどがこの介護事業につぎ込まれるわけなんです。

お願いです。69ページの、「令和２年度の目標、上から４行目に、団塊の世代が……

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩。

休憩　午後　５時１７分

再開　午後　５時１７分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

金子委員。

○委員（金子正志君）　４行目に、「団塊の世代が75歳を迎える令和７年（2025年）を見据えた地域包括ケアシステムの構築に努めます」と書いてありますけれども、2025年を迎えると、この介護事業費はどのぐらい上がると見込んで計画を立てるんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず、112、113ページの老人福祉費の中の老人福祉施設措置委託事業に関わる問題なんですけれども、養護老人ホーム等への入所措置というふうになっているんですけれども、特徴の中に、特養ホームの待機者はどのようになっていますかということでお尋ねしたいと思います。これは資料を提出していただいていますが、宮代町の待機者、実際どのように現状なっているのか、その点お尋ねしたいと思います。

それと、114、115ページの地域敬老会支援事業でございます。

前段の議員の中でも質問がありましたけれども、私は敬老会に参加できない高齢者に対してどのように今後していくのかということでお尋ねしたいと思います。

先ほど前段の中での答弁では、地域コミュニティーの調整だの、世代間の交流ということはよくわかるんですけれども、参加できなかった方のことは考えていないという答弁でしたよね。これはやっぱり問題だと思いますので、お尋ねしたいと思います。

それと、この中の10節の需用費なんですけれども、それぞれ商工会からの商品券に換えていらっしゃるんですけれども、これは還元率はどうなっているんでしょうか。また、新年度はどのようにこの辺考えているのか、お尋ねいたします。

それから、先ほど前段の中でも、敬老会の関係

で、新型コロナウイルスの関係で、今後、９月とはいえ、できなくなった場合の対応ってどうするのかなっていうような質問があったんですけれども、答えていないんですけれども、まだ新年度予算の中では当然、考えてはいなかったと思うんですけれども、現時点で、感染がまだまだ広がっていって、できないような状況になった場合、その対応はどうするのかというのはもう考えていないとだめだと思うんですね。そういった点で、どういうふうな対応をするのか。これからであればこれからで結構ですよ。答えていただきたいと思います。

それから、みやしろ健康福祉プラン策定事業の関係なんですけれども、先ほど特養ホームの待機者の問題をお聞きしましたが、第８期計画がいつ頃策定できるのか、どの辺を目途に置いてこれから計画されるのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、同じく(8)の低所得者利用者負担対策事業については、助成実績から推計しているということなんですけれども、これについての積算根拠、それでいいのかどうか、どのように積算されているのか、お尋ねしたいと思います。

142ページ、143ページの福祉医療センター運営事業の、13節使用料及び賃借料の医療機器リース料に関わる問題なんですけれども、これも前段の議員の中で質問がありましたが、レントゲン読み取り機リース終了による減というのはわかるんですけれども、介護システムの新たな部分でということなんですけれども、増えた理由についてもう少し、漠然としていますので、どういうことなのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

丸藤委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、高齢者の老人福祉施設措置委託事業に関連してでございますけれども、特別養護老人ホームの入所待機者ということでございますけれども、あらかじめ提出をさせていただきました資料の23ページをごらんいただければというふうに思います。

こちらに、埼玉県が調査・集計をした結果を掲載させていただいております。令和元年度と平成30年度の当増減率ということで、右側の利根圏域の下から２番目が宮代町でございますけれども、令和元年度は36人でございます。30年度に比較して１名減少で、2.7％の減ということになっております。こちらにつきましては、複数特養の入所希望を出している場合も、突合して実人数で掲載をされているものですから、36人、実人数ということになっております。

続きまして、敬老会支援事業でございます。こちら、参加できない人に対する事業の見直しということでございますけれども、こちらにつきましては、現在、この地域敬老会支援事業につきまして、地域の皆様に顔の見える関係づくりをしていただくために、地域で手作りの敬老会を実施していただくというのは、平成25年から実施をしているわけでございますけれども、第４次の総合計画の重点事業に位置づけをいたしまして、地域敬老会の実施を行ってきたところでございます。

令和３年度からの次期の総合計画の策定に当たって、事業の見直しをしていければというふうに考えているところでございます。その中で、地域敬老会にあわせて敬老祝い品ということで、商品券の配布をさせていただいておりますけれども、令和元年度の敬老祝い金の商品券の配布枚数につ

きましては、77歳、5,000円の方が546人おりました。88歳、１万円の方が163人、99歳、１万円の方が13人、100歳ちょうど、５万円の方が６人、101歳以上、１万円の方が９人いらっしゃいました。こちら、合わせて9,760枚ということで、4,925万円の発行委託料を支出したところでございます。こちらにつきまして、商品券の還元率については、現在のところ、調査していないんですけれども、以前、全ての高齢者の方に一律の商品券を発行していたときは、なかなか還元率がよくないということで、アンケート調査等したところ、まとまった金額でいただければというような意見が多かったということもございまして、節目の年にまとまった商品券の配布に切り替えたところでございますけれども、以前に比べれば商工会の事務局の方たちとお話をしても、やはりまとまった金額で交付したほうが還元率は上がるというような感触を持っているところでございます。

次に、新型コロナウイルスの関係でございますけれども、現在のような状況で、感染拡大が続くような状況であれば、これは当然、開催方法の見直しや、もしくは中止等も当然検討をしなければいけない状況にあるかと思います。ほかの事業ではございますけれども、健康体操の教室等につきましては、３月から全て、町が主催するものについては、中止をさせていただいております。また、地域交流サロン等についても、町がお願いしているものではございませんけれども、積極的に推進を進めている関係で、できれば中止等を検討していただいて、どうしても地域の皆様がやりたいということでやるんであれば、感染の対策を十分にしていただいて、開催をしていただけるようにということで、お願いをしているところでございます。

それに同じような敬老会についても、対策をしていかなければいけないのではないかというふうに考えております。

続きまして、みやしろ健康福祉プランの策定事業でございますけれども、こちらの策定の目途でございますけれども、こちらにつきましては、第８期ということで、令和３年から令和５年度までの３カ年の計画になります関係で、来年度、令和２年度の３月末までには計画を策定していかなければいけないというふうに考えております。

町では、介護保険事業計画の給付見込料から保険料の算定等もしていかなければいけないので、３月議会でまた議会のほうにお願いしまして、保険料の算定等もしていって、それが可決されれば、計画の中に盛り込んでいくという形になろうかというふうに思います。

続きまして、低所得者の利用者負担対策事業でございますけれども、こちらの助成金の算定根拠でございます。こちらにつきましては、前年度の執行額と今年度、令和元年度の３月までの執行額等を考慮いたしまして、そこから来年度の伸び等を予測しまして、算定をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

142ページ、143ページ、(1)福祉医療センター運営事業の中の、13節使用料及び賃借料の部分の、医療機器リース料の中の介護支援システムについてということでございますけれども、こちらにおきましては、現行のシステムが既に保守等が切れている状況でございまして、この４月に介護保険法の改正に伴うさまざまな対応ができないということで、新たにシステムの更新を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、112、113ページの老人福祉施設措置委託事業に関連してなんですけれども、特養ホームの待機者、なぜ聞くかというと、やはり新年度で第８期の計画を、介護保険事業計画をつくりますね。そいった点では、どういうふうに待機者をなくしていくのか、その辺の考えも必要かと思って、そういうことで伺ったんですけれども。もちろん待機者はゼロのほうがいいわけなんですけれども、これを少なくするための工夫という考えを再度お尋ねしたいと思います。

それから、114、115ページの地域敬老会支援事業の関係の消耗品費で、先ほど前年度の実績ですか、示していただきましたが、還元率はとっていないということなんですけれども、そうしますと、それはまずいんじゃないでしょうか。

先ほどから言っているように、やはり参加できない方もいるけれども、こういう101歳以上、ですから、100歳、それから白寿、米寿、喜寿、それぞれ節目にそれ相応の町からの商品券でお祝いをしているということなので、それは還元率がわからないと。節目の方にはそういうふうになっているけれども、利用されているかどうかはわからないというのは、お祝いの趣旨から言ってもまずいと思います。それは100％還元していただければいいけれども、少なくとも還元率ぐらい、担当としても把握しているのが当然だと思うんですけれども、なぜ還元率はわからないのか、その点。どうすればいいのかということで、お尋ねしたいと思います。

それから、敬老会の関係なんですけれども、まず、自治会で平成30年度の実績ですよね、先ほど前段の議員のときの。これでも87％、やっているところとやっていないところあるし、しかもやっているところでも、出られないという方がいらっしゃいます。そうすると、元気な方だけが、こういう敬老会に出席できる方だけが受けられるということになりますよね、町の補助を。そうすると、やはりこれも公平さに欠けるのではないかなというふうに思いますけれども。それなりの理由があって参加できないわけですから。そういった方へのやはり考慮というのは必要なんじゃないでしょうか。その点、もう一度伺いたいと思います。

それから、みやしろ健康福祉プラン策定事業、第８期介護保険事業計画、もちろん保険料の算定もありますので、慎重につくっていくということなんですけれども。３月末までですよ、予算上は。それまでかかります。これは県とのやりとりもあるんでしょうけれども、やはり保険料のあたりが非常に気になりますので、その点どうなのかということでお聞きしたんですけれども。予算ですから、３月末なんでしょうけれども、これは要望になりますけれども、なるべく早くつくっていただければと思うんですけれども。その点ではどうでしょうか。

同じく、低所得者利用者負担対策事業の関係なんですけれども、これはそうしますと、これまでの実績と令和元年の伸び等を勘案してということなんですけれども、実際、何人軽減を受けているんでしょうか、軽減者数です。それについてお尋ねしたいと思います。

それから、142、143の福祉医療センター運営事業費ということで、そうしますと、現行のシステムは、実際はシステムとしては、もう現状はどうなんでしょうか。できない状況なのか、現状はどうするのか。新年度についてはわかりますけれども、現状ではどういうふうにクリアされていくの

か、その点お尋ねいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、１点目の、特別養護老人ホームの入所待機者と次期計画への反映でございますけれども、こちらにつきましては、当然、入所者を解消させるための取組も次期計画の中に盛り込んでいかなければいけないというふうに考えております。

現状では、特別養護老人ホームが町内に329所ございます。その中で、宮代町から入所されている方は三、四割という感じで推移しているかと思うんですけれども、一昨年解消した特別養護老人ホームについては、全てが解消されているわけでなくて、まだ先日も確認したところ、７割程度ということを聞いております。そちらのほうが全て解消できれば、一気に入所待機者も解消されることになるかとは思うんですけれども、全ての方がそちらの特別養護老人ホームへの入所を希望しているわけではございませんので、入所者の希望とそこら辺が合致すれば、解消も可能かとは思いますけれども、新しい整備計画も計画の中に盛り込んでいかなければならないことになるかもしれません。

待機者の動向につきましても、注視しながら、次期計画の中に反映をさせていきたいというふうに考えております。

続きまして、地域敬老会と同時に行っております敬老祝い品の配布の事業でございますけれども、こちらの還元率でございますけれども、地域敬老会支援事業で祝い品として配布をしております、先ほど申し上げました商品券につきましては、期限のない商工会で発行する「ありがとうの商品券」を活用させていただいている関係がございますので、商工会が一般にも販売もしくはいろいろなイベント等でも配布をしている商品券もあるというふうに伺っております。そちらのほうの関係もございますので、全てが地域敬老会で配付した商品券ではないということで、なかなか還元率については、地域敬老会の還元率というのは算出することができないというようなこともございまして、算出をしていない状況でございます。

次に、地域敬老会への参加ができない人への配慮、考慮ということでございますけれども、こちらにつきまして、先ほど来申し上げております、地域敬老会と同時に行う祝い品の配布事業、できれば全年齢の方に配布をさせていただければ、全ての方に、参加できる方もできない方も行き渡るというふうに考えますけれども、これまでの経緯がございまして、なかなか少額の商品券ですと還元率が上がらない、まとまった金額を節目の年でもいいから受け取りたいというような意見が多数あったことから、節目の年にまとめて配布をすることとしたということでございますので、そのようなことでこれまで事業を実施してきておりましたけれども、再来年度、令和３年度からの総合計画の策定に当たって、その中で見直しも図っていかなければいけないというふうに考えております。そこら辺で課題が解消されるような見直しを図っていければというふうに考えております。

続いて、みやしろ健康福祉プランの策定時期で、先ほども３月末までにはというふうに申し上げたところでございますけれども、こちらにつきましては、最終的な策定につきましては、やはり保険料の算定という大きな事案がございますので、どうしても完成は３月末になってしまいますけれども、もっと早い段階でサービス見込量や必要量等

については、出てくるものというふうに考えております。そこへ現在ある社会資源等とのバランスを図りながら、最終的には介護保険料の算定ということになってくるということでございますので、その段階ごとに議会のほうにも報告をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、低所得者の利用者負担対策事業でございますけれども、こちらについて、給付を受けている方の人数でございますけれども、こちらは在宅介護サービスの利用者ということで、利用料の合計額の２割の助成を受けている方が76人いらっしゃいます。施設介護サービスの利用者ということで、利用料の合計額の１割の助成を受けている方が176人、その中で、両方の助成を受けている方が６人いらっしゃいますので、実人数は246人になります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

再質問にお答え申し上げます。

現状のシステムで対応できないかという趣旨の内容かと思います。保守がもう既に切れてしまっておりますので、制度改正に伴う対応ができないために、新たにシステム更新を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問をお願いしたいと思います。

敬老会の関係でございます。この件については、ずっと論議もしてきておりますけれども、冒頭に言ったように、参加できなかった方のことは考えていないというのは、すごく私は、どうしてそういうふうになっているのかということでお聞きするんですけれども、答えはいつもこういう節目に、だからこういうときに商品券を贈呈しているということなんですけれども、それはまとまった金額のほうがいいという議論なんです。そういう声が多いというふうな。しかし、もう一方では、気持ちが伝わればいいという方もいるんですよ。出たくても出られない方がいますよね、もちろん。そういう方にとっては、やはり気持ちが大事なのかなというふうに思うんですけれども、そういった点で、第８期の介護保険事業計画の中でということもいっていますけれども、それはこの場のあれじゃないでしょうか、逃げの答弁じゃないでしょうか。本当に考えていただけるんだったらいいんですけれども。

私はやっぱり出られない方への配慮というのが大事だと思うんですよ。本当に検討していただけるのかどうか。

それと、新型コロナウイルスで、現状のままいくと、見直しか中止もあるかと思うということで、そうしますと、こういう出席した方、敬老会に、元気な方も全く受けられないということになりますので、そういった点では、町やあるいは国が現状のままでいくと中止だという中で、自治会とか地域ではできませんよ。それをしてやるなんていうことは考えられないので、そういう意味でも、今年度に限ってかもしれませんけれども、あまり家庭の話はしたくないんですけれども、今年度の場合はこういう健康な方でも受けられない。従来の参加できない方も受けられない。もちろん商品券は配布できると思うんですけれども、この点で考えなければいけないと思いますけれども、どうでしょうか。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

敬老会への出られない人への配慮ということで、出たくても出られない方への配慮でございます。こちらにつきましては、先ほど来申し上げておりますけれども、健康福祉プラン、また、町の総合計画の策定に当たって、そちらの中でぜひ見直しをしていきたいというふうに考えております。

続いて、新型コロナウイルスの関係で、現状のままいったら開催ができないことも大いに考えられるというような状況でございますので、そういうような事態になった場合には、当然、それに代わる方策ということで、その中ではいろいろな策が考えられると思いますけれども、商品券等の配布に替えて行うというのも一つの策ではないかなというふうに考えておりますので、どのような方法を探りながら、実際に実施できるものを実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○健康介護課長（小島　修君）　健康介護課長の小島でございます。

新たな感染症対策という関係から、敬老会が実施できなかった場合どうするんだというようなご質問で、答弁は副課長のとおりでございますけれども、今現在、私ども健康介護課としましては、新型コロナウイルスの感染拡大をどのようにしたら抑止できるか、ここに今現在、取り組んでいるところでございます。

ですから、今月いっぱいの町の主催する事業等については、中止ということで決定をさせていただいて、一応皆様にお知らせをしているところでございます。４月以降については、またどこかの時点で新たにどうするかというのは考えていかなければいけないというふうに考えております。

ですから、この時点で来年度の事業をどうするかというよりも、実施するにはどういった対応をすべきか、そこに力を入れていきたいなというふうに考えております。

将来的に状況が変わって、いい方向に行けば実施をしていく。どこかの時点で判断しなきゃいけないと思います。そこの見極めの時期を、今後、国、あるいは県の情報をアンテナ高くして把握をして、判断をしていきたいというふうに考えております。

ですから、やめるということも一つの判断にはなりますけれども、現時点で町で言えるのは、感染拡大をいかにして抑止するのか、防止するのか、そこに注力して、皆さんの楽しみにしているいろんな事業、こういったものが実施できるように取り組むというのが我々の果たすべき使命なのかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で健康介護課の質疑を終了いたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（西村茂久君）　本日はこの程度にとどめ、次回、３月18日水曜日、午前10時から委員会を開き、税務課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会をいたします。

お疲れさまでした。

延会　午後　５時５８分

予　算　特　別　委　員　会

第　４　日

出席委員（１３名）

山下秋夫君		丸藤栄一君	
九・山妙子君		浅倉孝郎君	
金子正志君		西村茂久君	
小河原正君		泉伸一郎君	
角野由紀子君		塚村香織君	
合川泰治君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長	田島正徳君）		

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	税務課長	門井義則君
税務課副課長	金子諭君	税務課主幹	星野靖史君
税務課主幹	小島晃君	町民税担当主査	田原浩介君
資産税担当主査	清水頼孝君	徴収担当主査	折原淳君
産業観光課長	長堀康雄君	産業観光課副課長	菅原隆行君
産業観光課副課長	野口幹雄君	商工観光担当主査	山内一生君
農業振興担当主査	鈴木功君	農地調整担当主査	長瀬昇之君
農地調整担当主任	鷲谷栄一君	まちづくり建設課長	石塚孝信君
まちづくり建設課副課長	室田慶一君	まちづくり建設課副課長	高橋正巳君
上下水道室長	成田雅彦君	まちづくり建設課主幹	花澤勉君
まちづくり建設課主幹	髙橋勝己君	道路担当主査	冨田満晴君
道路担当主査	和田光春君	都市計画・都市整備担当主査	島村明子君
都市計画・都市整備担当主査	髙橋道彰君	下水道担当主査	髙澤学君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤賢治	主査	小林賢吉

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。これより３月17日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第１１号の審査（税務課・産業観光課・まちづくり建設課）

○委員長（西村茂久君）　本日は、議案第11号　令和２年度宮代町一般会計予算についてのうち、税務課、産業観光課、まちづくり建設課分の順に質疑を行います。

これより、税務課分について質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○税務課長（門井義則君）　おはようございます。税務課長の門井です。よろしくお願い申し上げます。職員個々の自己紹介にて対応させていただきます。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。よろしくお願いいたします。

○税務課主幹（星野靖史君）　おはようございます。税務課主幹、星野と申します。よろしくお願い申し上げます。

○税務課主幹（小島　晃君）　おはようございます。税務課主幹、小島と申します。よろしくお願いいたします。

○徴収担当主査（折原　淳君）　税務課徴収担当主査、折原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町民税担当主査（田原浩介君）　おはようございます。税務課町民税担当主査の田原です。よろしくお願いいたします。

○資産税担当主査（清水頼孝君）　おはようございます。税務課資産税担当の清水と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑ございますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、ちょっと２点、お伺いいたします。

私たちの予算書43ページの徴収対策事業なんですけれども、納税は国民の義務ということですが、この納税誠意に欠ける滞納者とはどんな滞納者なのかというのと、町内にどれくらいいるのかというのと、どういった手順で不動産や債権等の差押えや公売をするのかというのと、実績件数と金額は幾らぐらいなのかということをお聞かせください。

２点目は、資料の９ページになります。

個人町民税及び個人住民税についてなんですけれども、町民法人税及び法人町民税の経年変化、推移ですが、ありませんでしたので、個人町民税の例えば過去５年間を見ると、これは増えているのか減っているのか、また昨年よりは増えているんですけれども、これは道仏地区の住宅開発による人口増によるものなのか。

もう一方で、法人町民税の推移も過去５年間とかで見ると減少傾向にあるのか、それとも、たま

たま昨年度が下がったのか。昨年と比べて下がった理由をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島と申します。

まず、１点目の納税誠意に欠ける滞納者とはというところです。

まず、大前提として、納付ができない場合は、まず納付できない理由を納付について相談していただくというところが必要になってきます。その上で、次のような点があった場合には、滞納処分として差押えを執行するようなことで動いています。

まず、１点目としては、納付できる収入があるにもかかわらず納付をしないいわゆる滞納者、もう一点は、相談を受けた際に収入や資産の内容をきちんとお話をしていただけない場合。本当のことを言っていただければ、その状況に応じてこちらのほうも対応するところなんですが、そういったところをきちんとお話をしていただけないというところであります。その中で、調査をした結果と相談の内容が大きな違いがある場合には、差押えを執行するという状況になっています。

そういう状況の中で、納付が滞ってしまうような状況が発生してしまった場合は、相談していただきまして、収入、支出、現在の状況をきちんと伝えていただいて、早期の滞納解消になるようにしてもらうことを主眼に置いてやっております。

続きまして、滞納のある方の人数ですが、すみません、きちんとした数字が、今、数字として滞納のある方というのが日々動いてしまうので、正確な数字というところがお伝えできないんですが、おおむね1,500件程度で推移していることになっております。

続きまして、差押えの手順というところでございます。

差押えの手順につきましては、まず、先ほどのお話をしていただくというところは十分やるところなんですが、そのほかに、町のほうで必要な調査のほうを行わせていただいております。調査の結果、納付できる状況等が分かった場合には、差押えのほうに動いていくところなんですが、きちんと分納なり納付なりをしていただいている方には、特段その先の差押えまでは行わないんですが、納付が見込めない方、相談もしていただけない方、相談していただいて納付方法が決定してもそれを履行されない方につきましては、見つけた段階で差押えのほうを執行していきます。

差押えする前段としまして、納付の期限を過ぎますと、１か月程度のうちに督促状のほうを発付いたします。督促状を発付して10日を経過すると、差押えのほうが執行できるような状況になっております。ただ、その期間だけで差押えを行うということは、タイミング的に本人が納付できる状況がそのときはないのかもしれないので、その後に催告書をお出しします。催告書で一定期間猶予を取りまして、それでも見込めない場合、差押えの警告、やる方向の警告書というものを出します。最終的に、その段階ぐらいから執行する傾向がここのところは多くなっております。それ以上に期間を置いてしまうと、差押え予告書というものもお出ししております。

ですので、定期的に通知のほうをお出しして、納付することを促してはいるところでございます。

そういう状況の中で、見込めない場合は差押えを行っていくということになっております。

続きまして、差押えの実績でございます。

予算特別委員会の資料のほう、11ページのほう

を御覧いただければ思います。

12の町税等の滞納処分の状況というところです。11ページのほうになります。

30年度につきましては、合計で254件の差押えを執行しております。内訳は御覧のとおりでございます。

表の一番上のところになるんですが、今年度、令和元年度につきましては、今の１月現在、令和２年１月現在で144件になっております。内訳のほうにつきましては、御覧のとおりでございます。

一応、令和元年度につきましては、昨年と同様程度の数字を見込んでおります。

次に、差押えした金額につきましては、すみません、今、ちょっと手持ちで持ってきていないので、後からの報告にさせていただければと思います。

まず、１点目の御質問については以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

２点目の予算特別委員会資料、９ページの個人町民税及び法人町民税の過去の推移のご質問でございます。

まず、個人町民税でございますが、９ページにつきましては、平成29年と平成30年の調定額、収納額の比較という形になってございます。

〔発言する人あり〕

○税務課副課長（金子　諭君）　平成30年度と令和元年度の比較という形になってございます。

個人町民税の推移につきましては、その前の４ページのほうに、総所得金額及び個人町民税の推移ということで過去からの推移を掲示してございます。

個人町民税につきましては、平成25年度以降、人口の増、及びこちらは道仏土地区画整理事業時の人口増等を反映いたしまして、総所得及び個人町民税の均等割、所得割とも順調に増加という形で推移しているところでございます。

次に、法人町民税でございますが、法人町民税につきましては、過去５年間の推移を見ますと、約１億1,000万台から１億3,000万台の推移というところでございまして、平成30年度につきましては、特に決算額が１億4,500万台ということで、特に前年比121.7％と大きく増加したところでございます。特に30年度が増加の推移が著しかったというところから、令和元年度については平年並みに戻ったということで検証となったところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　ありがとうございました。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子です。

総務文教委員会の税務課の資料、まず５ページ、個人町民税の推移、この表の平成25年と平成26年で町民税の均等割の額が急に1,000万ぐらい増えているんですけれども、これは均等割の金額が変わったんですか。

それから、その表の一番下、主な所得区分ごとの納税義務者数、このその他所得者、このその他というのはどういう所得になるんでしょうか。

それから、７ページです。

駅周辺等の評価額と出ていますけれども、東武動物公園、西口はここに出ていないんですけれども、駅西口は鉄道用地から近隣商業用地に変わりまして、その変わったときに、用途変更があったときですね、平米当たりの評価額をどのぐらいア

ップしたんでしょうか。幾らぐらいになったのか。当然、投資するということは、投資額を後で回収するために投資しているわけですので。

次は、８ページです。

減免措置の実績とありますけれども、公益法人は法人町民税、軽自動車税、これ減免措置があるんですね。これ、公益法人の名前をもし教えていただけるようでしたら、お願いいたします。

次に、11ページです。

滞納処分状況で、この不動産の差押えについてですけれども、その差し押さえた不動産の換金はどのようにしているんでしょうか。

それから、滞納処分の表の平成30年度のほうですけれども、差押えでその他が108件と、令和元年度に比べて物すごく多いんですけれども、このその他の内訳を教えてください。

ちょっと資料とは別なんですけれども、督促状なんですけれども、これは納税義務者だけではなくて、その近い親族にも発送するということは可能なんでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島と申します。

ちょっとご質問の順番と変わってしまうんですが、私のほうからは徴収の部門のところで、差押えの不動産の換金方法というところから、まずご説明させていただきたいと思います。

不動産のほう、差押えを行った後、ご本人のほうに差し押さえましたよというところで通知のほうを出させていただきます。その通知の中に、相談なり納付なりの相談をするように通知をつけております。その滞納されている方が相談をしていただいて、一括納付もしくは分納なりをしていただいて、滞納が解消される場合があります。その場合は、そのまま不動産のほうの差押えを解除するという流れになります。

あと、もう一方で、換金方法としてもう一つありまして、町のほうでその土地なり不動産なりを処分するということで、公売という手続があります。一定条件を見て公売の価格設定をかけまして、公売をして売られた金額で、その金額を換価等充当ということで税金に充当していきます。充当し切れてお金が余るような状況が出てくれば、ご本人さんにその分はお返しするという流れになっております。

２点目の平成30年度のその他の内訳というところでございます。

その他の内訳といたしましては、１つは線下補償、高圧線の下に土地があって滞納されていると、そこの土地の線下補償というものが入るんですが、それを差し押さえていたりとか、あとは売掛金の差押えというものをやっております。例年、その状況で大体10件から20件ぐらいの推移になるんですが、30年度につきまして、この108件という内訳の大部分は、それ以外の大部分につきましては、昨年度行いました課税誤りの返還金に対して５年、６年返還金がありますので、その部分について、滞納がある場合は差押えを執行させていただいております。ですので、その５年、６年、差押えが入っていればその５件、６件というカウントになってきますので、その分大きい数字に30年度はなっております。

最後に、私のほうでお答えする部分として、督促状の発付というところで、近い親族への発付は可能かというところなんですが、あくまでも督促状については課税されているご本人に通知という形になります。ですので、原則としては、ご本人宛てにしか今のところ出せない状況にはなってお

ります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

まず、１点目の５ページの均等割額、個人町民税の均等割額が平成25年から26年にかけて大きく増加しているところでございます。こちらにつきましては、東日本大震災の復興財源確保のために、税制改正によりまして、平成26年度から令和５年度までの10年間、均等割額の標準税率につきまして、年1,000円、県民税分が500円、町民税分が500円ということで計1,000円引き上げているために、増加という形になってございます。

続きまして、同じく５ページの下段の表の所得区分ごとの納税義務者数というところでございますが、給与所得者、営業等所得者、農業所得者以外のその他の所得者の内容でございますが、こちらにつきましては、主に雑所得、公的年金等の雑所得、あとは配当所得、及び譲渡所得等のこの全３区分に該当しない全ての所得者というところで区分されているところでございます。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井でございます。

公益法人等の減免、こちらについてお答えさせていただきます。

対象となる法人につきましては、公益社団法人、公益ということで、そうですね、お名前は特に出すことは差し支えないと思うんですが、地域医療振興協会や宮代町シルバー人材センター、それ以外に特定非営利活動法人に該当するところについては減免の取扱いとなっております。

以上でございます。

もう一点、東武動物公園西口の関係につきましては、今現在、ちょっとお調べしているところですので、後ほど、ちょっと時間取らせていただきまして、お答えさせていただきます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　５ページで質問いたします。

個人町民税のこの均等割、平成26年から東日本大震災で納税義務者１人当たり1,000円値上げしたということで、これ６年限定ですか。

それと、例えば今回コロナの感染がありますけれども、こういう事態になると、また１人1,000円ぐらいさらにアップということもあり得るんだと思うんですけれども、まあ、大変ですね、納税者は。

取りあえず、その東日本は令和１年、今年で終わるのかどうか。

それから、７ページですけれども、駅の……

〔「令和５年」と言う人あり〕

○委員（金子正志君）　令和５年までって言ったの。

〔発言する人あり〕

○委員（金子正志君）　今の均等割の件は、質問取り消します。大変失礼いたしました。

７ページの駅西口の評価額の件なんですけれども、当然なんですけれども、投資したからには、近隣商業ということで、本来でしたら、あそこに最低でも三階建てぐらいのものが建てば、建物が建って固定資産税が例えば１億ぐらい入ってきたかもしれないのに、あまり立派じゃない平家建ての建物。そうしますと、土地でもそんなに入ってこない、建物でもそんなに入ってこないとなると、何のために投資したのかという感じになってしまいますので、非常にお金がどのぐらい増えるのか気になるんです。

例えば道仏地区ですけれども、50億円ぐらいかけたと思うんですけれども、税収が１億ぐらいア

ップしていると思うんで、そうすると50年間で取り返せる、その税金だけでも。住んでいる人たちがお買い物をしたりとか、いろいろ消費活動もしてくれるわけですから、非常にプラス効果が大きいんですけれども、駅西口の場合にはまだ効果が見えていない。

ですから、その鉄道用地から近隣商業で、鉄道用地って何か評価がすごく安いようなことを聞いていましたので、今度は通常の課税に戻ったと思いますので、その土地の評価額、ぜひとも議会中に答えていただきたいと思います。

それから、督促状の件ですけれども、本人にしか出せないというのはちょっと分かりますけれども、これはもう法律的にもうどうしようもないものなんですか。

というのは、個人的な話になりますけれども、私、突然来たんですよ。というのは、相続すべき人が相続しなかったので。そういうことがあると非常に困るんで、例えば親族の人にも通知が来ていれば、何らかの方法で解決していたものが、ある日突然来るというのは非常に困る。そういう人っているんじゃないかなって、ほかにも、そう思いますので。例えば親族といっても、相続の順番って考えて、一番目あたりの人、つまり子供あたりには連絡が来ていると非常に助かるなと思うんですけれども。という意味で質問しましたけれども、もう法律的にがんじがらめなのかどうか、ちょっと教えてほしいです。

１つ戻ります。すみません、８ページなんですけれども、そのシルバーとか六花のこの減免措置というのは、法人税も軽自動車の税金も全く無料ということなんですか。それとも、何％ぐらいの減免なんでしょうか。

以上、お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島と申します。

督促状につきましては、納税義務者ご本人に発付しなければならないということになっておりますので、本人以外に出すことはできないことになっております。その先の例えばいわゆる催告書とか警告書とかそういったものにつきましては、原則はご本人さん、あとはご本人の申出だとか、そういった手続を踏んでいただければ親族にもお出しすることはできると思いますが、ただ、ご本人さんからの申出なり、ご本人さんが認めた委任状とかを踏まえた代理人の方からの申出がない限りは、原則、原則というよりもご本人になります。申出があれば、その申出に基づきまして、ほかの方にお出しすることは可能になってくるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井でございます。

公益社団法人等の減免につきましては、ゼロということでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

８ページ、東武動物公園西口の地価の関係でございますが、地価動向につきましては、平成６年度以降、西口に限らず、宮代町、埼玉県全域が地価下落傾向にございまして、今、平成６年当時の３分の１程度に推移しているところでございます。

固定資産税評価につきましては、各状況が類似している地域ごとに標準宅地を定めまして、そこの地価を不動産鑑定士によりまして地価公示水準

の地価を把握しているところでございます。その地価公示水準の７割が固定資産税評価という形になってございまして、西口について、今、ちょっと数字については調べ中でございますが、東武動物公園駅西口につきましても、今の利用状況に応じた地価水準を調べておりまして、それに応じた７割の固定資産評価という形で毎評価年度ごとに調査しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時３６分

再開　午前１０時３７分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

東武動物公園駅西口の区画整理地の地価の状況でございますが、区画整理事業造成前につきましては、近隣の宅地の約３分の１程度の鉄道用地の評価という状況で、約１万6,000円台というところで推移していたところでございます。こちらについて、令和元年度の西口の整備後の価格といたしましては、１平米当たり３万1,500円という状況で造成後の評価額が推移しているという状況でございます。

今後につきましては、地価動向の状況によりまして、また３年ごとの鑑定に基づきまして評価額を算出していくという状況にございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　再質問いたします。

西口の評価が平米当たり３万1,500円、また姫宮よりも安い、あり得ないと思わないですか。

それから、11ページの、すみません、１つ戻ります。不動産の差押え、不動産の換金で、町が処分して公売で、あまりは本人に返すということでしたけれども、足らない場合は追加の納税義務があるんですか。それとも、そこで終わるんですか。

以上、２点お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島と申します。

差押えした不動産の公売後の手続のところでありますが、公売をして充当をかけて、余れば本人に戻します。税金に満たなければ再度調査等を行いまして、差押え等の滞納処分をする場合もありますし、残りの部分をどういうふうに納付しますかという相談も行っていきます。

状況に応じてなんですが、不動産を公売するというのは、比較的最終手段に近い状況だったりもしますので、その後の納付が難しい場合は、処分の停止のほうの手続をしていく場合もございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

駅西口の鑑定の関係でございますが、令和元年度の評価額３万1,500円というところでございますが、こちらについては、まだ鑑定の状況といたしましては商業地としてまだ未利用の状況でありまして、また広大な土地ということで広大地の補正等が入っておりまして、このような状況という、これが商業地として利用された暁には駅東口に近い価格になってこようかということで、不動産鑑定士のほうからも意見は伺っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　よく分かりました。ありがとうございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

今の金子委員の質疑の中でちょっとお聞きしたいんですけれども、差押えして、結局足らない場合、いろんなもので自己破産される方がいると思うんですけれども、そうした場合はもう取れないというか、納付できないということになると思うんですけれども、そういう件数って町内はあるのか。例えばあったとしたら、どれくらいの金額であったか、分かりましたらお願いします。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島と申します。

自己破産された方につきましては、税金のほうは自己破産されても残ってしまいます。その後、自己破産後に納付の資力的なものがある場合には、納付は当然していただく形になっていきます。自己破産して、やはりその先も納付ができないような状況であれば、その部分につきましては、処分の停止のほうをかけていくような状況になっております。

そういう状況の方がどのくらいいるとか、あと金額につきましては、こちらのほうでも把握はちょっとできていないところではございますので、お答え、ちょっとそこの部分についてはできない状況になっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　把握できていないというか、答えられないということなんですけれども、そういう方が町内、ちょっとほかの担当、今まで委員会やってきていると、例えば伊奈町とかだと、生活保護を受けている方が結構少なかったり、割合とかあるんですけれども、この町の状況、その税金が払えていない人とか、生活保護の方はまた別なんですけれども、納付できなくて破産状況になっている人とか、そういう状況は町としてというか税務課としては把握はしているということ。ただ答えられないんじゃなくて、そういう把握はできているのかお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島と申します。

自己破産につきましては、自己破産をされる方イコール滞納者ではないという部分も一つありまして、そこの部分の把握ができていないというところと、自己破産された方が、その先、納付がどうかというところの部分では、一つの資料としましては、予算特別委員会資料の10ページ、こちらのほうになりまして、この中の全てではないんですが、この財産なしというところに含まれているような状況で、この部分のところが自己破産された方も若干入っているというところで、そういう部分で正確な数字がちょっと把握できていないというところでのお話でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　把握できていないって、やむを得ず自己破産にはなっていくと思うんですけれども、回収できない税金、やむを得ないかもしれないんですけれども、町にとってどれぐらいあるかというのはやはり知りたいなと思いました。本来、納税すべきものが払えない場合は納付停止、処分停止になるということなんですけれども、ちょっとそこをお聞きしたいと思いました。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかにございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

１点だけ、ちょっと聞いておきたいんですけれども、本来ならほかの課でも聞いておきたかったんですけれども、町民税の関係があるので、ここで聞いておくのが一番理解しいいのかと思って、質問をいたします。

委託料です。この委託料というのは、ばかにならない金額ですよね。電算委託料というのは、私はどうも計算はどうにやるのかなと思って、勉強不足で申し訳ないんですけれども、これを人的に書いたら何人分ぐらいなんですか。それだけ教えてもらいたいと思うんですけれども。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

予算書97ページに、町民税事業の電算委託料という計上がございます。こちらのほう、662万2,000円という状況でございますが、こちらについては、町民税の適正な課税のために、各納税者の方の所得また所得控除額、そちらのほうから課税標準額を算定しまして税額を出し、納税通知書の交付、課税台帳の作成等が含まれてございます。こちらのほう、人の手で算定するにはかなりの作業量が生じるというところを、現在は電算システムを通じて算定しているというところでございます。年々、財政改正によりその算定方法も複雑になっておりますので、こちらについては人の計算では、人力には算定するにはできないと、電算システムでのみしか算定し得ないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　仕事の委託されている内容というのはおおよそ理解はしているんですけれども、最終的に662万2,000円の数字が出てきているからね、聞きたくなるんですよ。一概に計算できませんと、そんなことないと思うんですよ。じゃ、なぜこういう数字が出てくるのか。人間がやったほうが得なのか、電算機がやったほうが得なのかというのは、前は何か電算でやったほうが得ですというような答弁を聞いた記憶がありますが、じゃ、どのぐらい得するのかというのが聞きたいわけですよ。人間のほうが得だったら電算にすることないので、まして人の仕事がなくなっている時代でもあるし、人を雇ったほうが得なんですから。ですから私は聞いているわけです。

ただ、委託される会社から幾らですってやられるまま金を出しているんですか。それは積算があるわけでしょう。こういう理由で662万2,000円の金が必要ですと、早く言えば。その積算をこういう理由でこうなりますというんだったら、じゃ、もし人的に何人分だというのが分からなかったら教えてください。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

電算委託料の内容でございますが、宮代町全体がこの電算システムで、税務に限らず全ての部署で電算システムで契約しておりまして、契約自体は企画財政課が一本でやっておるところでございますが、税務課のこの町民税事業の662万2,000円については、その中の単価契約ということで、全ての町民税の作業の工程を一つずつ積算して単価で表示されておりますので、その積上げの合計額が662万2,000円という形で積算されているという

ところでございます。

積算の内容は、その電算会社のシステム開発の人件費に相当するものというところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　先ほど質問の出だしに、全体でどこの課でもやっているというのは知っていますけれども、特に町民税の関係があるので、ここでお聞きしたいと言っているわけですよ。それは分かっていますよ、ほかでやっているのも。ほかのいろんな項目でいろんな種類があるというのは大体分かっています。ですけれども、私は、町民税の関係があるから、はっきりここで聞いたほうが理解できると思って聞いたわけなんですよ。

ですから、積算を教えてくださいよ。少しずつの積算を積み重ねてこうなりましたと言うから、それで理解できないから聞きたくなるわけですよね。どこかにあるんですか、積算された資料が。

○委員長（西村茂久君）　委員長からちょっとお伺いしますけれども、この積算根拠はこの場で今、出せますか。出せなければ、ちょっとこの質問はペンディングして、後ほど、よくお調べになって答えてください。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井です。

○委員長（西村茂久君）　ちょっとお待ちください。答えられますか。

〔「後ほどでお願いします」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　２点ほどお願いします。山下です。

この配付資料の１ページなんですけれども、使用者を所有者とみなす制度の拡大ということで述べられておりますけれども、宮代町でこれの対象になったところはあるんでしょうか。また、将来、対象となると、どういうところが対象となる予定なんでしょうか。例えば、家庭菜園とかそういうところを借りている人が対象になるとか、そういうことはあり得るんでしょうか。

もう一つは、次、２ページなんですけれども、地方創生応援税制、企業版のふるさと納税でございます。これが最大で９割の負担軽減になるということで書かれているんですけれども、これによって宮代町に寄附して、本来だったら税金として収められる税金が多くなるのか少なくなるのかちょっと分かりませんけれども、その辺のところはどんなふうにやっているのか。宮代町にとって、町にとって税収が増えるのか、減ってしまうのか、逆に。その辺のところも教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１１時１０分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、税務課分の質疑を行います。

山下委員の質問から答弁を求めます。

副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

まず、１点目の固定資産税の所有者不明土地に係る課税上の課題への対応というところでございます。

所有者不明土地等に係る固定資産税については、登記記録上の所有者が死亡している場合に、現に所有している者、通常は相続人の方の調査、特定

に多大な時間と労力を要しているということ、また、固定資産を使用収益している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていないというような理由により、全国的にはそのような土地があることにより、課税庁が調査を尽くしても所有者が明らかにならない場合があるといった固定資産上の課税の課題が生じているところでございます。

そのような中で、こちらの制度については、市町村長が、その市町村内の土地または家屋について登記簿等に所有者として登記がされている個人が死亡している場合、当該土地または家屋を所有している者、現所有者に当該市町村の条例で定めるところによりまして、当該現所有者の固定資産の税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる制度となってございます。

当宮代町におきましてこれに当てはめてみますと、宮代町のほうでは年間約、固定資産を所有する方がお亡くなりになられる方については、毎年200人から250人いらっしゃいます。そのうち半数の方は、そのお亡くなりになった年度内に相続の登記を完了しているような状況でございます。残りの半数の方については、相続の生じた年の翌年、翌々年ぐらいまでの間に相続登記を完了しておりまして、その半数の方については、制度上、その相続人の代表者の方を選定していただいて、町長のほうに提出するという決まりになっておりまして、年度内その代表者の方を選定していただいて、届け出ていただいて、その方に納税のほうをお願いしているという状況でございます。その中で相続人が不存在というような状況になっているというものについては、近年ですと相続放棄と、全員が相続放棄をするというケースも中にはありますので、年間、そうですね、数件あるかないかぐらいの状況かと思います。

宮代町ではそのような状況になっているというところで、新たな制度の下、使用者に申告をしてもらって、課税をお願いするというような制度が今回の税制改正におきましてできてきているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井でございます。

山下委員の２点目、企業版ふるさと納税についてお答え申し上げます。

こちら企業版ふるさと納税につきましては、法人を対象としてというところなんですけれども、個人住民税、いわゆるふるさと納税の企業版ということになるんですけれども、こちらを受けるには、要するに寄附を受けるには、内閣総理大臣が認定した地域再生計画、そういったものが整備されていることが要件となっておりまして、この寄附を受ける入り口としては、個人住民税のふるさと納税と同様、企画財政課で受ける所管というところになるんですけれども、今回のこの税制改正について企画財政課に事前に確認したところ、こちらの地域再生計画については、現状、宮代町では整備に至っていないというか、都道府県等に確認したところ、対象となる事業に該当しないということで、企業からの寄附、いわゆる企業版ふるさと納税を受ける環境にはないというところでございます。

ちなみに、この環境が整った際に、町外の法人からこの納税が受ければ、当然その分が寄附としての収益になりますし、逆に宮代町に存在している法人がほかの自治体にこの企業版ふるさと納税をした場合には、本来当町に入ってくるべき法人町民税が減収になると、そういった仕組み、これは個人住民税のいわゆるふるさと納税と同様でご

ざいます。

冒頭申し上げたとおり、現状、受ける環境にはないということで、該当はゼロというところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

実は、この最初のことなんですけれども、使用者を所有者とみなす制度の拡大ということで、和戸の駅前に山がありますよね。あそこは税金払っているんですか。以前、聞いたときは、所有者が多岐にわたって分からないということを言っているんですよ。だけれども、あそこはああいう残土置場として使用していますよね。その辺のところはどうなっているのか、ちょっと分からないんだけどね。きちんと税金は収めているんですか、あそこの土地は。その辺のところをもう一回、細かい話ですけれども、まず最初にお願いしたいと思っております。

もし税金を収めてないとなれば、差押えというのもありますよね、町として。それをやっているのか、やらないのか。もう何年ぐらいあそこになっているんですか。もう20年ぐらいたちますか。もし収めていないとすれば、もう差押えの対象ですよね。

それと、この企業版のふるさと納税なんですけれども、確かに９割の減税となると、町として、例えばここだと会社名言っちゃいけないんですけれども東武動物公園がありますよね。そこが例えばほかの春日部市だとか東京のほうにそれを減税をやった場合は、これは宮代町には税金を収めないっていってするんですよね。もしそういう案があれば、本社が向こうですから。どうなんですか、その辺のところは。対象者は今のところはゼロだと言いますけれども、可能性はありますよね。そうした場合は、どれだけの損失が宮代町にあるのかなと思って、まずちょっと聞いたんですよ。そういうのは想定していないんでしょうか。

その２点だけお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井でございます。

１点目の納税しているかどうかというご質問でございますけれども、個々の納付に関するご質問についてはお答えいたしかねますので、その旨、ご理解いただければと思います。

２点目の企業版ふるさと納税で、本来、当町に入ってくる法人町民税、それがほかの自治体への企業版ふるさと納税、いわゆる寄附といった場合には、当然、その分は減収になってくるということは、今後の可能性としては否定できないという状況にございます。ただ、ちょっと今後どうなるかというところは、どこまで想定すればというところもありますので、数値としては見込んでいるところはございません。

先ほどお答えさせていただいたとおり、現状、宮代町で受ける環境にはないので、企業版ふるさと納税自体は受けていませんというところと併せて、本来、当町に入ってくるべき法人町民税、それが他自治体への企業版ふるさと納税によって減収になっているという事象、実例についてもこれまではないというところも、併せてお答えさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　個人のことですから、税金を収めているかどうかというのは分からないということを言っていますけれども、本当にそれをやっていたら、全部個人の問題ですから、我々何も

できませんよね。この議会としても。収めていない、収めていない、いや、これは秘密ですからと、それはおかしいんじゃないの。あそこに20年もあのままにしておいて、何にも対策も取らずに。その辺のところ、納税している、してないじゃなくて、せめて納税者は誰である、そのくらいは把握しているんでしょう、納税者の把握。しているか、していないかだけでもいいですよ。答えてくださいよ、それは。誰がということは言えませんよ。町として把握しているのか、していないのか、それぐらいは答えてくださいよ。

本来だったら、本当はこれは町の問題としてやるべき問題だと思いますよ。普通の一般の町民には、納税をしなければ大変なことになるんですよ。その辺のところは、片方には黙っていて、秘密だとかなんとかと言って、これは教えられないとかさ、言っておいて、個人町民税はいろんなことで催促したりなんかしてるわけですから、その辺のところははっきりと町としてもしなくちゃいけないんじゃないですか。大変、皆さん、困っているんですよ、あの辺では。お答えくださいよ、それは。

それと、確認ですけれども、地方創生、もし万が一そういうことがあったら、宮代町は損失する、損害が起きるということなんですね。ほかに収めた場合は。それは間違いないということですね。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井でございます。

まず、１点目のご質問でございますが、登記簿上の所有者と納税義務者、いずれも把握はしております。

２点目の企業版ふるさと納税、本来、宮代町に収められる法人町民税、それが他自治体への企業版ふるさと納税によって入ってこなければ、それが損害となるのかというご質問ですけれども、それはあくまでも手続によって減収になるということで、特に損害という意識はございません。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　和戸のことですけれども、登記者は把握しているということなんですけれども、これ把握していて、やっぱり税金が収まっていないというのが現状だと思うんですけれども、それ指導はできないんですかね。そういう税務課としての、もし税金が収まっているんだったらいいですよ、それは。また環境のほうですから、そこは別の問題になりますから。税金を収めていないとなれば、その辺のところはやっぱりきちんとするべきじゃないかなという感じはするんですけれども、はっきりしているんだったら。それは、収めている、収めていないは皆さんに言えないということなんだろうけれども、やはりそれは町の問題としてきちんとするべきじゃないかなと私は思っております。

以上です。答えなくてもいいです。

○委員長（西村茂久君）　次に、先ほどの前段の小河原委員の質問に対して、町民税の委託料の質問に対して答弁を求めます。

担当主査。

○町民税担当主査（田原浩介君）　町民税担当の田原です。

委託料の関係ですけれども、宮代町とその計算をしているデータの関係等では、１件１件に対して単価契約を結んでおります。なので、計算１件当たり幾ら、それから印刷１部当たり幾らという単価契約を結んでいて、それに数字を掛けている状況です。

とても細かいものですので、あれですが、例えば、事業所に対して特別徴収をする場合、その資料をつくる計算料として、例えばその特別徴収をされる従業員の方１人の配偶者特別控除、この仕組みをつくるのに１件当たり1.5円の計算料で契約をしています。あとは、配偶者ではなくて今度は扶養確認、子供さんとか親御さんを扶養に取っている場合、その場合の１件当たりの計算料が0.7円。こんな感じで、例えば譲渡所得があった場合は１件当たり1,000円。こんな計算料の積み重ねが行われています。

それから、また一方で、計算したものを印刷して皆さんに配付するわけですけれども、その印刷、例えば特別徴収の納付書、この納付書を印刷するのに１件当たり3.10円。それから、税額の決定通知を送ります。こちらが１件当たり10.8円。特別徴収は途中で変更があったりしますので、こちら変更届等もありますので、こちらのほうも10.8円です。

このように、いろいろな一つ一つの単価契約を１年間総合して、毎月お支払いしているんですけれども、これの積み重ねが計上になっています。

当然、毎年行われているわけで、中には職員で対応できるものもだんだん出てきます。そうしたものをマイナス、要は会社にお願いしなくても自分でできるものがあれば、そちらのほうをマイナスしていきますので、今年の予算でいえば少し下がったりとか、こんなふうな作業で積み上げを行っています。

なので、この１件が例えば特徴の印刷を１枚するのに機械では3.1円だけれども、人なら幾らなのかというのは、ちょっとそれを比べていることは今はしていません。そのシステム間の中で、このＡ社だったらこのぐらい、Ｂ社だったらこのぐらいという比較を全体的に行って、企画財政課のほうで契約をして、単価契約を結んでいます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

単価契約ということで、内容的には大変だというのが分かりましたけれども、じゃ、これだけちょっと聞いておきたいのは、この単価も、その１件当たり幾らというのは、その金額についてはどこで、町が決めているんですか。契約するときに業者の言いなりになのかどうか。それだけ聞いておきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井でございます。

単価契約の妥当性というご質問の内容かと存じます。そこの判断は、ごめんなさい、税務課やその単価契約を基に業務を行っている住民課ですとか健康介護課ですとかではなくて、企画財政課で判断をしているところなんですけれども、それは、前年度がその単価がどうだったとかそういったところは当然確認されているところだと思うんですけれども、実際、税務課で確認しているものではないので、詳細についてのお答えはいたしかねます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

これまでいろんな質問が出ておりますが、私は予算書に沿ってご質問させていただきます。

まず、歳入の関係では、12、13ページの個人の均等割、所得割、それから法人の均等割、法人税割の積算根拠ですね。上程説明のときには大ざっ

ぱな話は聞いておりますが、この辺、どのようになっているのか。また、同じく、町税の固定資産税についても、土地、家屋、償却資産ですね。

それから、次のページの14、15ページの種別割についても積算根拠ですね。これは歳入の資料にも載っておりますけれども、それも確認しながら、書いてあるとおりだと終わってしまうでしょう。その辺、加味しながら、ご説明お願いしたいと思います。

それから、16、17ページの２目の環境性能割、これについてもお願いしたいと思います。

それから、町たばこ税、それから、次のページの18、19の都市計画税まで積算根拠をお示し願いたいと思います。

それから、これは今年度の税制改正がありました。その点で、税制改正による影響額ということでお聞きしましたが、寡婦控除からひとり親控除等もありますが、これは令和３年からというものもあります。それから固定資産税関係、それから町たばこ税関係については10月１日からというふうになっておりますけれども、この辺の税制改正による影響なども含めた予算になっているかと思うんですけれども、この辺の説明も加味しながらお願いしたいと思います。

それから、歳出についてでありますけれども、96ページの評価替え調査事業ということで、この中の委託料ですね。これは本格的には来年、来年というか令和３年度評価替えに伴うという事業の業務委託料なんですけれども、これの積算根拠ですね。航空写真撮影とか土地評価データ等ありますが、これらについてもご説明をお願いしたいと思います。

歳出については、その１点だけです。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

予算書12ページ、13ページの町税の歳入の積算基礎の状況でございます。

まず、個人町民税の均等割につきましては、標準税率、年額3,500円、こちらに納税義務者数の見込みを１万7,175人と見込みまして、徴収率98.4％を掛けて積算してございます。こちらの3,500円につきましては、先ほどの平成26年から令和５年度までの震災復興財源の1,000円が加わっているものでございます。

納税義務者数につきましては、過去３年間の平均を考慮しまして、生産年齢人口、住民基本台帳人口、納税義務者数等を考慮いたしまして、直近の動向の生産年齢人口と均等割の納税義務者数の傾向を前年の実績を加味いたしまして、令和元年10月現在にて見込んだ数字でございます。

令和２年納税義務者数については１万7,175人ということで、前年と比べましてプラス６人、0.03％の増という形で積算したところでございます。

均等割の前年比につきましては、プラス２万円、率にいたしまして0.0％の増といたしました。

続きまして、所得割の積算でございます。所得割につきましては、過去３年の調定額や給与所得の水準等を勘案いたしまして、令和元年10月の調定額をベースに、総額16億3,966万9,000円と算出したところでございます。

収納率につきましては、特別徴収99.9％、普通徴収については95.5％と見込んだところでございます。

内訳といたしまして、令和元年10月の調定額をベースに、特別徴収については、12億3,829万4,000円ということで前年比２％の増、普通徴収

については、３億9,338万3,000円ということでプラス0.9％の増、退職所得につきましては、799万2,000円と算定し前年比マイナス44.2％を見込んだところでございます。

合計いたしまして、前年度比2,111万1,000円、1.3％の増といたしたところでございます。

法人町民税の均等割につきましては、令和元年度中の法人の増減見込み、令和元年10月現在の調定額、前年度積算額等を勘案いたしまして、収納額の見込みを99.0％として3,859万7,000円と算定いたしました。前年度比84万円の減、率にして2.1％の減としたところでございます。

法人税割につきましては、過去５年間の法人税割額、令和元年10月の調定額をベースに、収納率99.0％として6,385万2,000円と算定したところでございます。

企業会計の動向によりまして、法人税額につきましては大きく変動するため、見込みが立てづらい状況にございます。平成30年度、前年度は平成29年の減から大きく回復し、決算額では前年度比15.0％の増でございましたが、今年度の決算見込額については、それとマイナス19.7％の減という見込みであることから、前年度より抑えまして、前年度比158万6,000円の減、率にして2.4％の減と算定したところでございます。

続きまして、固定資産税の各項目でございますが、土地につきましては、令和元年度調定見込額に負担調整分、下落修正分などの増減要員を加味いたしまして、収納率の見込みを98.6％とし、５億4,386万2,000円と算定いたしました。前年度比164万円、率にして0.3％の増と算定したところでございます。

家屋につきましては、令和元年度調定見込額に新増築家屋の増及び新築家屋の軽減終了の影響の増を加味しまして、また滅失家屋の減要員も加味いたしまして、収納率の見込みを98.6％とし、６億5,499万3,000円ということで、前年度比1,901万9,000円、率にいたしまして3.0％の増と算定したところでございます。

償却資産につきましては、令和元年度調定見込額に調定額の推移をベースとして、新設資産の増高、既存資産の減下の状況を加味いたしまして、収納率の見込みを98.6％、３億100万4,000円と算定いたしました。前年度比567万3,000円、率にいたしまして1.9％の増としたところでございます。

続きまして、軽自動車税、こちらのほうは昨年10月から種別割という環境性能割が加わることによりまして、種別割という形になりました。

軽自動車税種別割につきましては、令和元年度10月時点の車種別台数に過去３年間の下半期における増減の平均を加味いたしまして、令和２年度当初の車種別台数、合計で9,769台を見込んだところでございます。こちらについては、特にこの中で税額の７割を占める軽四輪乗用自家用の台数の影響が大きいところでございます。こちらのほうを5,588台といたしまして、収納率の見込みを97.5％として6,140万7,000円と算定したところでございます。前年度比366万3,000円、率にいたしまして6.3％の増といたしました。

続きまして、16ページ、17ページの環境性能割についてでございます。

環境性能割につきましては、昨年新設後、昨年は４か月分を計上したところでございますが、令和２年度については通年分といたしまして、12か月分の算定でございます。よって、282万6,000円、200％の増となってございます。こちらは昨年度、県の算定、試算がありまして、自動車取得税交付金の約６分の１の12か月分という形で算定したところでございます。こちらについては、環境性能割につきましては、消費税率の引上げに伴い、国、

地方を通じた自動車関連税制の見直しを行い、安定財源を確保した上で簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から見直しを図るというところで創設されたものでございます。

続きまして、同じページの町たばこ税でございます。

町たばこ税につきましては、喫煙環境の厳しさ、健康指向などを反映した過去５年の売渡し本数の動向などを反映いたしまして算定したものとなってございます。旧三級品以外の本数については2,606万本、旧三級品については71万本と見込みまして、合計額に税率5,692円、1,000本当たりを乗じまして、１億5,235万7,000円と算定したものでございます。前年度比480万3,000円の減、率にいたしまして3.1％の減としたところでございます。

なお、旧三級品につきましては、平成31年10月から税率は、通常分と同じ5,692円と同じ税率となったところでございます。

なお、税率については令和２年10月から引上げとなる予定でございますが、喫煙率の低下と税額の減が相殺するということで、過去の推移を勘案して、現行税率のまま算定したところでございます。

続きまして、予算書の18ページ、19ページ、都市計画税でございます。

都市計画税につきましては、令和元年10月時点の調定額のデータを基に、市街化区域等の土地家屋につきまして、土地については下落修正分の減、負担調整分による増、家屋については新増築家屋の増を加味して試算したものでございます。

土地につきましては、8,069万7,000円、家屋につきましては7,181万8,000円と算定したものでございます。

土地については前年度比41万9,000円、0.5％の増、家屋については前年度比173万4,000円、2.5％の増と算定したところでございます。

以上でございます。

続きまして、２点目の税制改正の影響額の見込みの予算積算上の加味でございますが、こちらのほうは予算積算、編成につきましては、昨年10月時点での積算でございまして、令和２年度税制改正につきましては、今後、国のほうで本年度３月末に法案を通り次第、税制改正が通る状況でございますので、こちらについての影響額については、こちらの予算積算のほうについて加味するものではございません。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○資産税担当主査（清水頼孝君）　歳出の96ページの評価替え調査委託料でございますけれども、こちらの委託でございますが、業務としては２つ業務がございます。航空写真の撮影、地番図の修正、家屋図の修正等の評価替え資料整備業務のこちらのほうの積算が2,175万8,000円でございます。

それと、もう一つが、時点修正に係ります鑑定評価といたしまして、令和２年７月１日時点での鑑定評価のほうが、こちらが162万8,000円でございます。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

○資産税担当主査（清水頼孝君）　162万9,000円でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、確認しながら再質問させていただきます。

まず、個人町民税、法人町民税、固定資産税はそれぞれ積算根拠を示されましたので、ここではそれを確認しますが、特に12ページの固定資産税とそれから18ページ、19ページの都市計画税、や

はり考え方は同じだと思うんですけれども、新築家屋数の増加ということなんですけれども、特にこの新築家屋の増加分というのはどういうふうに見ているんでしょうか。

それから、これについては、固定資産税の土地については地価の下落も当然加味されていますけれども、負担調整分が増えていますので、それで帳尻を合わせているんですけれども、固定資産税の関係では土地が0.3%、対前年比ね、それから家屋が３%の増ということなんですけれども、これは都市計画税のほうが0.5%の増で家屋のほうが2.5%と、傾向としては先ほど言ったように同じような状況にならなければいけないのかなというふうに思うんですけれども、その辺、表れた数字がこういうふうになっているんですけれども、この辺はどういうふうに評価すればいいのか。その辺の違いですね。それについてお願いしたいと思います。

それから、16、17ページの町たばこ税なんですけれども、これは税率が1,000本当たり5,692円というふうに言われたんですけれども、税制改正等の関係で、ここでわざわざ歳入概要の中に令和２年10月１日からは6,122円というふうになっておりますので、２段階で実施されるのかなと思うんですけれども、先ほどの説明ですと、現行税制のままというふうに私は聞こえたんですけれども、その辺はどういうふうになっているのかお示し願いたいと思います。

それから、歳出の96、97ページの関係で、積算根拠は分かりました。具体的にこの航空写真撮影なんですけれども、これはどういうふうに毎回行われているのか。その点について具体的に示していただければと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時５９分

再開　午前１２時５７分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、税務課分の質疑を行います。

丸藤委員の２回目の再質問に関しては、その前に、冒頭の浅倉委員の質問の中で、金額は後でお答えしますということでした。それを先にやりたいと思います。

答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　浅倉委員さんのご質問の中で、差押えの金額、令和元年度の金額ということでお答えいたします。

平成31年４月から令和２年１月末までの金額でございます。件数につきましては、資料にありますとおり144件、金額につきましては、約3,000万の3,027万4,127円になります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

丸藤委員さんの再質問の中の１点目ですが、新築家屋の動向ということでございます。新築棟数の動向につきましては、過去をみますと、平成28年築が274棟、平成29年築が223棟、平成30年築が213棟とここ数年低下傾向にございます。こちらのほうは、道仏地区について、そのうち道仏地区の新築棟数につきましては、平成28年が90棟、29年が48棟、30年築が43棟ということで、道仏地区の新築棟数の落ち着きが見られるところから、減少傾向にあるという見方ができると思います。

よって、令和２年の新築棟数については、新築

棟数合計200棟程度を見込んで積算したところでございます。

続きまして、２点目の固定資産税の伸び率と都市計画税の伸び率の差異の部分でございます。

まず、固定資産税と都市計画税の土地については、固定資産税は町内全域、都市計画税については都市計画区域を中心としてございます。

地価動向をみますと、市街化区域につきましては地価が据置き、もしくはやや低下というところで、市街化区域のほうが地価の下落率が低い状況にございますので、そうしたことを反映して、固定資産税のほうは0.3%の増、都市計画税については0.5%の増という算定になったところと考えます。

続きまして、家屋については固定資産税が３%、都市計画税が2.5%というところでございますが、こちらの差異については、家屋につきましては、固定資産税については新築家屋の軽減がございます。都市計画税についてはこの制度がございませんので、先ほどの新築棟数の減少傾向というところで、３年前は230棟あったのが今回は200棟ということで、新築軽減の減価が３年後に戻りますので、その分が下がったというところで固定資産税のほうがやや高い傾向にあったというところだと思います。

続きまして、３点目が、町たばこ税の積算状況で、令和２年10月から税率改定がというところでございますが、税率改定のほうは約7.5%税率が上昇するところでございます。過去、税率改定は平成30年10月に約８%ほど上昇したところでございます。こちらの税率改定によりまして、上昇するところでございますが、税率改定がありますと喫煙率、本数の低下がございまして、平成30年度と平成31年度を比較いたしますと、税率改定の８%があったにもかかわらず、平成31年度と比較いたしますと100.2%ということで、ほぼ改定分と税額の低下と同じという傾向が見られますので、なかなか喫煙率の低下については見込みづらいところではございますが、税率7.5%の部分については喫煙率の低下が約7.5%というところで、ほぼ同じという見込みをいたしまして、積算したところでございます。算定については以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　主査。

○資産税担当主査（清水頼孝君）　資産税担当、清水でございます。

航空写真の撮影の方法ということでございますけれども、こちらのほう、撮影実施に当たりましては、こちら公共測量に該当するということになりますので、国土地理院の助言を受けながら航空機のほうを飛ばしているという状況でございます。

撮影の日時につきましては、原則としましては、１月１日を基本としました前後10日間で撮影を行っているというところでございます。また、その時刻でございますけれども、太陽の高度が上のほうに高い位置にあるときに、いわゆる影が写り込まないような形で撮るということで、大体午前10時から午後２時までの天気のいい日に撮っているという状況でございます。

この撮りました画像をいわゆる平面処理、どうしても湾曲をしますので平面処理で、オルソ処理というんですけれども、こちらを施したものを全町的に航空写真が閲覧できるような状況とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。固定資産税と都市計画税の新築家屋等々の状況については分かりました。

ただ、16、17ページの町たばこ税なんですけれ

ども、これは税制改正がありますよね。わざわざここにも令和２年10月１日から1,000本当たり6,122円というふうに書いてあるので、これは6,122円でこの２段で分けて課税しているんでしょうねということで確認したいんですけれども。今回の税制改正については、来年度の積算についてはほとんど昨年の10月１日の調定ということで説明されましたけれども、この町たばこ税についてはどうなんでしょうか。ご説明をお願いしたいのと、それから、すみません、あと、軽自動車税なんですけれども、大きく見込んでいるのは軽四輪乗用の自家用ということで、数字的にはそういうふうになっているんですけれども、あとは、軽四輪貨物自家用が若干ですね。ボートトレーラーというのは、これは同じに見込んでいるんですけれども、あまり見込めないんでしょうかその辺、ご説明お願いしたいと思います。

全体的にはやはり町税ですから、歳入欠陥になると困るので、これは全て当然、抑えぎみの数字だとは思うんですけれども、その辺の、何といいますか、歳入欠陥にならないような工夫、例年どういうふうにやられているのか。

例えば町税の場合は収納率98.6、所得割のほうが、それぞれ特別徴収と普通徴収違いますけれども、この収納率、固定資産税もそうですね、それから種別割についてもそうなんですけれども、97.5と、この辺は近隣はみんな同じなんでしょうか。これの収納率のさじ加減でも違ってきますよね、当然。ですから、その辺で、私が言いたいのは、収入欠陥しないための、それはどの辺でやっているのか。例年のことですけれども、その点お願いしたいと思います。

それから、歳出のほうの96、97ページの評価替え調査事業なんですけれども、説明で分かりましたが、これは航空写真なんですけれども、飛行機はセスナということなんですけれども、これはどこの航空会社に委託しているのか。それから、今はだんだん飛行機の時代からドローンの時代になってきておりますけれども、この評価替え調査事業については、先進のところではドローンなんかは使っていないのか、その辺の傾向について。また、ドローンになればこの委託料も変わってくるのかなというふうに思うんですけれども、その点の状況なんかはどうなっているんでしょうか。併せてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

まず、１点目、たばこ税の積算の関係でございます。税率改定が10月から予定されておりまして、約7.5％の上昇というところでございますが、これを加味して見込みますと、その半分ぐらいの３％から４％の増加という積算になろうかとは思いますが、こちらにつきましては、たばこ税の過去の推移、こちらのほうは過去５年間で約２％から６％の減少傾向がございましたので、税率改定の上昇分と過去の推移の減少傾向を踏まえて、今回は減少の部分を踏まえた形で積算した状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○税務課主幹（星野靖史君）　税務課主幹、星野と申します。よろしくお願いいたします。

ボートトレーラーの台数の件でございますけれども、ボートトレーラー、水上バイクなどを牽引、運ぶときに使われるものでして、この実際の登録台数も限られていることから、前年と同数の台数として積算させていただきました。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井でございます。

収納率、全体についての考え方ということで、歳入欠陥がないようにということで、そこを含めた質問ですけれども、町税自体、税収というところで、歳入の34%、35%を占める割合ということで、36億ほどの歳入を見込んでいるところなんですけれども、予算書上の収納率につきましては、見込みとして表記されているんですけれども、実際、現実的には当然それを上回るような形で確保しなければいけないというところで、実績といたしましても、それを上回る形で結果としては出してきてはいるんですけれども、実際、歳入、税収を見込むに当たりましては、歳入全般を所管している企画財政課との調整の上で歳入欠陥が起こらないようにということで詳細を詰めて数字をつくっているところでございます。

ちょっと手元には近隣市町の予算書上の数字の組み方というのは持ち合わせていないので、お答えすることができません。

私からは以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○資産税担当主査（清水頼孝君）　資産税担当の清水でございます。

歳出のご質問でございます。委託先でございますけれども、今年度につきましては、株式会社パスコでございます。

〔発言する人あり〕

○資産税担当主査（清水頼孝君）　今年度です、令和元年度につきましては株式会社パスコというところでございます。実際にこちらの会社のほうで持っております、丸藤委員おっしゃっておりました飛行機、セスナでございますけれども、こちらのほうで撮影しているというところでございます。

今後の動向といたしまして、ご質問のございましたドローンの利用ということでございますけれども、現在、こちらのセスナのほうでは、いわゆる地上からの電波を、位置情報、それと高度情報、それとセスナの傾きの情報、そういったのの情報を受け取ったもので航空写真のほうを撮影しているということで、結構高度な位置情報のやりとりをしながら撮影しているところでございます。実際問題ドローンという形になりますと、この辺の技術的な問題がクリアになれば、活用のほうも先が見えてくるのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人あり〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で税務課分の質疑を終了いたします。

入替えのために暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時１８分

再開　午後　１時２３分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。これより、産業観光課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○産業観光課長（長堀康雄君）　産業観光課長の長堀でございます。よろしくお願いします。

また、昨日、町執行部のほうから課長級の人事のお知らせがあったかと思いますが、予期はしていなかったんですけれども、異動の拝命を受けま

して、少し動揺していますけれども、来年度から議会事務局ということなので、いろいろと至らないところはあるかと思いますが、皆さんのご指導ご鞭撻のほうをいただきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

それから、各出席者の職員の紹介をする前に、ちょっとお詫びを申し上げなければならないんですが、産業観光課は３人の副課長がおるんですが、そのうち１名の農地調整担当副課長が今朝方、電話ありまして、熱を出してしまったということで、万が一のことがあると、無理をしてやると皆様にもご迷惑をおかけすることもありますので、休ませています。夕方、ちょっと状況がどうなのか確認しますけれども、今日は代わりの職員を出席させておりますので、ひとつご理解のほど賜りたいと思います。

それでは、各自自己紹介をさせますので、よろしくお願いします。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　皆さん、こんにちは。産業観光課副課長の菅原です。どうぞよろしくお願いします。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　同じく副課長の野口でございます。よろしくお願いします。

○商工観光担当主査（山内一生君）　商工観光担当の山内です。よろしくお願いいたします。

○農地調整担当主任（鷺谷栄一君）　農地調整担当の鷺谷と申します。よろしくお願いします。

○農業振興担当主査（鈴木　功君）　農業振興担当の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○農地調整担当主査（長瀬昇之君）　農地調整担当、長瀬と申します。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　それでは、質疑はございますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。よろしくお願いいたします。

この産業観光課さんのほうなんですけれども、私の支援者のほうから結構これを聞いてほしいというのがありまして、点数が多くなって申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

まず、１点目ですけれども、私たちの予算書の23ページの宮代ファーマーズタウン推進事業になります。農を親しむ機会を増やすため市民農園を整備するというのは、とてもいい事業だと思っております。私自身も家庭菜園をしておりますし、高齢者の皆さんにとっては、軽微な運動とか畑仕事を考えることで認知症の予防効果もあるというふうに言われております。

そこで、質問ですけれども、町内にどれくらいの数の市民農園があるのかというのと、どれぐらいの合わせると広さなのかということです。あと、もう一つは、農ライフスタイルの啓発で、ガーデニングに結びつく講座とありますが、これはどんな講座なのか。あと、農業の講座ではなく、なぜガーデニングなのかということが１点目になります。

２つ目が、私たちの予算書の28、予算書の156、157ページになります。こちらは、まちなか起業創業支援事業のみやしろマルシェの開催についてですけれども、宮代町で特にトウブコフェスタには町外の出店者がたくさん来ていまして、町外からのたくさんのお客様も来て大変にぎわっているといった印象を受けます。ただ、一方で、宮代町の産業にとってどんな利益があるのかが分からないといった町民の声も多数聞いています。

そこで、質問ですけれども、宮代町にとってどんな地域経済の波及効果があるのかということをお聞きします。

もう一つが、起業創業の意志を持つ方々に挑戦の場を提供するというふうに書いてありますけれ

ども、宮代マルシェ、トウブコを通じて町内で実際にお店を構えた事業者はあるのかどうかということをお聞きします。

３点目が、私たちの予算の31ページ、明日の農業担い手支援事業になります。農のあるまちづくりをしている私たち町にとってみれば、農家の減少というのは大きな痛手になります。そんな中で、農業の担い手支援事業というのは、これとても重要な事業だと思っております。

そこで、質問ですけれども、明日の担い手塾の研修生というのは受入れはいつから始めているのか。また、これまで何人の研修生を受け入れ、何名が宮代町で新規就農をしたのか。そして、新規就農した農家さんは現在も農業を続けているのかということです。

もう一つが、研修生の卒業の後のフォローですね。例えば農地や販売先などのあっせんをしているのかどうかということもお聞きいたします。また、青年就農給付金ですが、これもこれまでに何名交付をしてきたのか。交付した青年就農農家さんは今も継続して農業をしているのかということをお聞きいたします。

４点目ですけれども、私たちの予算の33ページ、宮代町農業生産基盤整備推進事業になります。こちらの中で、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮と書いてあるが、この多面的機能というのは何か。また、どんな維持、発揮を図るのかということをお聞きいたします。

５点目ですが、農業経営基盤強化対策事業の中で、農家の高齢化に伴い耕作放棄地が増えているんですけれども、町民の皆さんからどうなっているんだという話を聞きました。実際に町内にどれくらいの面積の耕作放棄地があるのか、またこれをどう再生していくのか。木が生えてしまったり、葦で覆われた再生不能な耕作放棄地はどうするのかといった点をお聞きいたします。

６点目が、私たちの予算書の75ページになります。

新しい村は今、大きな岐路に立っていると多分たくさんの人が思っていると思います。これまでの形態でいくのであれば、近いうち将来、限界が来るということも皆さん感じているはずです。

そこで、ご質問いたします。東武公の駅の西口にスーパーの進出があるというような警戒をされていますけれども、こちらは新しい村にとって影響はないのかと。というのも、スーパーとか良品計画さんでは宮代産の野菜を売りたいという話を聞いていますので、影響のほどを教えてください。

あと、もう一つ、新しい村のほうで食堂がありますけれども、こちらの食事の提供は洋食中心です。宮代町の人口構成を見ると高齢者が多く、そばなどの和食を中心としたほうが町民の皆さんはより新しい村を訪れるのではないかと思っております。また、今、野菜などの物品販売が中心ですけれども、仕入品が多くなっているというような感じもします。そこで、いっそのこと食堂をメインにして物品販売を縮小するなど、抜本的な新しい運営の仕方が求められていると思いますが、こちらはいかがでしょうか。

最後ですけれども、私たちの予算書、76ページになります。宮代町をＰＲというところです。

メイドインみやしろは宮代町の観光資源や町のＰＲ、さらに地域経済の活性化に役立っているので、こちらも大変よい仕組みだと思っております。しかし、一方で、町外ではメイドインみやしろはほとんど知られていません。私の身近な人にもメイドインみやしろの話をしても、ほとんどの人が知らないといった町内でも知っている人のほうが少ないような感じがします。

そこで、メイドインみやしろを含め、町の魅力

を町内外にＰＲし、町の魅力や資源、商工業を町内外の方に知ってもらうことが必要ではないかと考えています。町でのＰＲ活動は何か限界があるように思っておりますので、観光や産業振興につなげる観光協会が必要と考えますが、こちらはいかがなものかという以上をお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

ちょっと順番が不同になりますが、まず、まちなか創業支援事業のほうのマルシェの関係でご答弁させていただきます。

トウブコをやっていての効果ということなんですが、トウブコフェスティバルについては、大体１万3,000人から5,000人という数字の最近は来客者がいるということで、当初考えていたより大きな規模のイベントとなっております。そのようなことから、そこに出店して直接起業というところに結びつくというのは、なかなか難しいこともあるかもしれませんが、お客様も含めましてその出店者についても、町外から宮代町を知ってもらって、その中で宮代町がいいところだと思えば宮代町にお店を持つ、そういう意味でも、そういう結びつきも含めてトウブコフェスティバルというのは今後も続けていけばいいかなと思っております。

実際にトウブコフェスティバルに参加した店舗といいますか、参加した人が実際店舗を持った方はいるのかという話なんですが、今現在、２店舗実際に店舗を出しております。カフェが中心なんですが、この２店舗が実際店舗として、今、町内で営業しております。

また、もう一つはメイドインみやしろの関係になります。メイドインみやしろのほうがまだＰＲ不足ではないかということなんですが、１つは、メイドインみやしろ、推奨品ということで認定制度をやっております。昨年、30年度に大幅にちょっと見直しさせていただきまして、通常に推奨品として認定する制度と、あと別に特選みやしろというのも設けさせていただきました。そんなことをすると一緒に、カタログのほうも作成させていただいて、スタンプラリーを一緒につけて、子供でも遊べるカタログとさせていただきます。それを今年度も、今後、今、配布予定なんですが、そちらのほうを配布して、町内、町外を含めてメイドインみやしろの商品のほうをＰＲをしてまいりたいと思います。

また、メイドインみやしろのほうの認定を受けた方については、メイドインみやしろのイメージキャラクター、みやしろさんというのをシールを無料で配布していますので、そのシールを貼って、この商品がメイドインみやしろだと分かるようにさせてもらっております。

また、推奨品の取扱いをしているお店につきましては、のぼり旗のほうも無料で配布しておりますので、そちらを立てていただいて、メイドインみやしろを取り扱っている商店だということが分かるようにさせていただいております。

また、町外で行われる物産展というんですか、そういうところにも積極的に出展をさせていただいて、その中でメイドインみやしろＰＲしていければと思っております。

本年度、令和元年度につきましては、２年に１回行われるんですが、有楽町のほうで行われております「町イチ！村イチ！」という全国の町村が全部集結するといいますか、大きなイベントになりますが、そこのほうに出展させていただいて、その中の一部ですが、メイドインみやしろの商品をＰＲをさせていただいております。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　失礼しました。

そのＰＲするためには、すみません、観光協会が必要ではないかというご質問でした。申し訳ございません。

観光協会につきましては、現在、観光協会といいますか、宮代町の観光の在り方についてどのようにしていったほうがいいかということで、今年度、観光ビジョン策定検討会議というものを設置させていただきまして、その中で宮代町の観光の在り方について考えています。この中には、市民はもとより、観光を推進する団体さんの代表の方等をお願いしまして、会議のほうを実施させていただいております。

その中で、どのように宮代町が観光ということについて今後取り組んでいったらいいかということを今、議論をして、今、中間報告ということで、中間報告はさせていただいております。その中では、やはり観光というものにつきましては、なかなかやっぱり市民参加でやるのはいいんですけれども、市民参加だけだとなかなか難しい、限界があるということがありまして、やっぱり専門家を交えたちゃんとした推進組織をつくることが必要ではないかという中間報告をいただいております。

それを踏まえて、今後どのようにしていくかということを検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長の菅原です。よろしくお願いします。

まず初めに、私たちの予算書23ページ、宮代ファーマーズタウン推進事業につきまして、こちら宮代町の中の市民農園、数ですとか面積といったところですが、こちらにつきましては、法律に基づく認定の市民農園は、新しい村の「結の里」、今、宮代町の中ではこれ１つとなっておりまして、面積といたしましては、30平米掛ける72区画という形でやらせていただいているところです。

それ以外の町内にたくさんあります市民農園風のものにつきましては、こちら一般的に闇農園という形で言われておりまして、農家の方が個人的に近所の方にお貸しいただくという形を取っているものでございまして、法律に基づく認定のものではございません。

また、農ライフスタイルの啓発ということで、新しい村においてガーデニングに結びつく講座を開催しということでございますが、内容といたしましては、新しい村で行われている生活の木さんと組んだハーブのガーデニング講座ですとか、あとは、新しい村のイベントの際に行われておりますオリハラ園芸さんによるガーデニングの講座、こういったものが対象となっております。

なぜ農の講座ではないのかというところなんですけれども、農の講座といたしましては、町のほうでは別途、稲作の講座ですとか、あるいは野菜作り講座といったところで個別の講座は開催させていただいているところです。

以上でございます。

続きまして、私たちの予算書の31ページ、明日の農業担い手支援事業、明日の農業をまた担っていただく農家さんを育てるといった事業になっておりますが、こちらにつきましては、少々お待ちください。平成23年４月から始まりまして、13名の方がこれまで新規就農者支援委員会を通して担い手塾のほうに入っております。そのうちの８人が就農をいたしました。８人のうち、お一人ちょっと亡くなられた方がおりますので、７名の方が今、就農をされているといった状況です。

また、青年就農給付金につきましては、５人の

方が給付を過去受けたと、それで現在は３名受けているような状況となっております。

続きまして、４番目です。卒塾した後の支援、販路先ということでございますが、まずは第一に町内の中で流通するということで、新しい村、農の市場「結」を率先して進めておりまして、それと、新規就農者のほうにはグループを今つくっていただいておるんですけれども、あぐりねっとという新規就農者のグループがございますので、そちらのほうに入っていただいて、共同荷さばきですとか共同出荷ということで、町外の近隣のスーパー等の出荷を共同でやっていただいているような状況となっております。

また、新規就農者がコンバインですとかトラクターといった農業機器を設備投資する際には、町のほうでも上限250万円までの補助金を用意しておりますので、こういった形での補助等を行っているようなところでございます。

続きまして、私たちの予算書の33ページ、農業生産基盤整備推進事業でございます。こちらの多面的機能支払ということで、多面的とは何かということでございますが、宮代町のこの農の環境、田んぼですとか畑といったものは、お米を作るですとか野菜を育てるといった効果、機能のほかに、大雨が降ったときには水をためるダムの機能ですとか、あるいは毎日の散歩ですとかに使っていただけるその景観といったところの機能を有しているといったところで、そういった作物を作る以外の機能もたくさんあるということで多面的な機能を有していると、そういうふうな言い方をしておるところでして、そういった効果があるからこそ、農家だけではなくて町民みんなで維持、保全をしていこうと、そういった取組を行っているようなところでございます。

続きまして、耕作放棄地、町の耕作放棄地についてでございますが、ちょっと農地調整の担当のほうに今代わります。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○農地調整担当主査（長瀬昇之君）　農地調整担当、長瀬と申します。農業委員会も所管しておりますので、遊休農地の調査をしておりますので、回答させていただきます。

農地の遊休農地につきましては、毎年、農地の農地利用状況調査というものを実施しております。例年10月から11月にかけて町内の農地を全て見るような形で現場の確認をしております。でも、全てとなりますと、なかなか厳しいものがございますので、限定した形を取らせていただいております。

調査の対象として除外しているエリアについては、既に耕作がされているのが明確な場所であるとか、企業や法人さんにもう利用権が設定されているところ、その他、作成が既にされているというところは除いて確認をさせていただいています。こういったところの面積が94.5ヘクタールあります。農業委員会のほうで把握している農地としましては、703ヘクタールありますので、703ヘクタールのうち94.5ヘクタールを調査しております。

このうち２か月間で調査を行いまして、実際に我々の目で見た中では、膝丈以上に草が生えているところ、膝丈未満に草が生えているところ、この２つの基準において遊休農地かどうかというのを判断しています。膝丈未満の面積については、今年については23.5ヘクタールありました。膝丈以上草が生えていたところというのは、36.5ヘクタールありました。我々の中で問題になっているところとしては、この膝丈以上の草が生えているところが本当の遊休農地というような整理をしております。ですので、703ヘクタールのうちの36.5ヘクタールになりますので、割合としては

５％というような状況になっております。

こちらの遊休農地の対応につきましては、今年の分はまだではございますが、昨年度も同じようにやっておりまして、こちらの遊休農地の対象者に対しまして、農業委員、農地利用最適化推進委員という特別職の方が農業委員の一員の皆さんになるんですけれども、その方々が、該当する所有者の方のお宅に全員は回れないんですけれども訪問をいたしまして、戸別訪問をしております。今年も回りまして、その中で、今後どのようにその土地を活用、５年以内にその土地をどうするかというような意向調査を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○農業振興担当主査（鈴木　功君）　農業振興担当の鈴木と申します。

これらの遊休農地、耕作放棄地等に対しての再生における町の取組についてご説明いたします。

まず、耕作放棄地の解消対策といたしまして、予防的な対策を実施しているところでございます。まず１つは、新たな農地の受皿として農地を担っていただける方に対する支援ということでして、先ほど副課長のほうから説明ありましたが、農業担い手塾の研修生としての就農希望者の受入れということで、新たにこれから農業を始めたいという就農希望者を町のほうで研修生として受け入れて、３年後に宮代の農家として受け入れる事業をしております。

続きまして、民間企業、法人による農業参入の支援でございます。農地法が改正されまして、企業、法人等による農業参入の要件が緩和されまして、宮代町でも大きな農地の受皿として、企業参入を積極的に受け入れているところでございます。

現在では、大字和戸国納地内では、杉戸町在住の農家さんが会社を立ち上げまして、丸源アグリ株式会社、こちらはネギの栽培を大規模にやっているところでございます。それから、春日部市内に拠点を置きます関田農園、こちらも株式会社でございますが、西粂原、大字須賀方面で大規模にこちらもネギのほうを生産しております。それから、平成29年度に、居酒屋チェーンを経営しますモンテローザグループの子会社であります有限会社モンテローザファームが東粂原、それから須賀地内で参入しております。新しいところでは、字東地内におきまして、徳島県に本社を持ちます有限会社竹内園芸が約２ヘクタールの字東地内の遊休農地を育苗生産施設として農地の取得のほうを進めております。

続きまして、農地の流動化の推進でございます。こちらは、主に米の作付農家の担い手の方が規模拡大、利用権設定によりましてお米を作る田んぼの面積を拡大された担い手農家に対しましては、町のほうで農地流動化奨励補助金という補助制度をもちまして支援しているところでございます。

それから、そのほかにも集落営農推進ということで、現在、宮東中島地内におきまして、将来の圃場整備に向けた取組が進められております。そちらにつきましても、地域内の田んぼを地域で今後どうやっていくかということを農家の方が主体となって考えていただいて、圃場整備と同時に、将来の田んぼの担い手についてどうやって耕作していくかということを検討していくということで、現在、取組が進んでいるところでございます。

それから、葦や木、雑木が生えているような耕作放棄地に対しましては、近くで耕作をされている担い手の方が、もしそこの農地を使って規模拡大してもいいという意向があった場合につきましては、宮代町地域農業再生協議会におきまして、重機等を使って農地を営農可能な農地に再生して、

そのような担い手の方への橋渡しを行っているところでございます。先ほど農地調整担当者のほうから話がありましたが、農業委員会、それから農地利用最適化推進委員さんの協力をいただきながら、比較的そんなに手こずらすに解消できそうな畑に関しましては、農業委員さん、最適化推進委員さんによる自らの取組によりまして草刈り作業あるいは耕耘作業を実施していただいて、過去にも、現在でも実施しているんですが、農業担い手塾の研修補助あるいは新規就農者の拡大圃場、あるいは企業参入による企業、法人等への耕作農地への橋渡しを実施しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長、菅原です。

６点目の質問、新しい村につきまして、私たちの予算書の75ページ、農のあるまちづくりを推進します新しい村管理運営事業でございますが、こちら、来年度に東武動物公園駅の西口に大型店舗ができた場合に影響がないのかどうかという点についてでございますが、こちら、平成20年、21年にカスミができたときには、確かに直売所の売上げは下がっておりますので、単純にスーパーができてそこで直売ができれば、数字的には下がるのではないかというふうには見ております。ただ、といいましても、新しくできるその店舗と共存する道、あるいは本当にバッティングしてしまうのかどうか、そういったところも含めて、今、東武鉄道等とも話し合っております。そういったところもありますので、ちょっと今後の経緯を見ながら検討していかなければいけないことだなというふうには考えております。

また、直売所の部分、食堂をメインに、あるいは和食をメインにといったご意見でございますが、こちらにつきましては、新しい村については本当に好きな町民の方がたくさんいらっしゃいますので、いろいろなご意見があります。こういったレストランをメインにしたほうがいいんじゃないかというご意見も確かにたくさんあります。そういったご意見もいろいろと含めましても、改めて経済活動が今後どのように行われいくのか、行っていけばよいのか、その中でコミュニティというのをどう高めていけばいいのかといったところも含めて、きちんとマーケティングリサーチをかけていかなくてはいけないかなというふうに考えておりまして、担当課としては、来年度の予算要求を上げたところですが、ちょっとほかの予算との兼ね合いもありまして、来年度につきましては先送りになってしまったところでございます。

そういった経緯もございますので、再来年度以降、今、第５次の総合計画をつくってはいるんですけれども、その中で、そういった新しい村の魅力を高めていくような、市場調査を交えて魅力を高めていくような計画を盛り込みながら、再来年度の予算とともにまた検討していければというふうに今、考えているところです。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。ありがとうございました。

再質問いたしますけれども、やはり町民の皆さんが一番関心があるのは、新しい村の特に「結」ですね。今後、どうしていきたいのか、もしくはどういう方向性で進んでいくのかというのが見えないというお声をたくさんいただきますというので、こちら町長にお聞きしたいんですけれども、町長としては「結」を今後どんな方向性に持っていきたいのか、もしくはどうしていきたいのかとお聞きしたいので、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

町長。

○町長（新井康之君）　お答え申し上げます。

新しい村の「結」につきましては、今、農家の方もたくさん頑張っている方もまだいらっしゃいますし、宮代産の農業、宮代産の野菜の売上率というのはまだ実は伸びています。決して仕入品のほうが多くなっているということでありませんので、当面、この状態で宮代産の野菜を販売するという点では続けていくべきかなというふうに思っています。また、新規就農者の方も増えてきておりますので、そういうことでは、宮代産農産物、またそれを加工していく人、また宮代産農産物を使ったいろんな展開も始まっておりますので、それは大事にしていきたいなというふうに思っています。

ただ、今後の野菜の流れといいますか、町民の方々の思いといいますか、生産農家の推移といいますか、そういうのはきちんと流れを見ていきながら、新しい村、いわゆる今の町民のニーズに合っている新しい村の在り方というのは、常にアンテナを高くして見ていかなければいけないなというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　ありがとうございました。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　質疑ありますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子です。

予算書の10ページです。

歳出ですけれども、農林水産業費２億4,400、商工費は5,400、これ毎回質問しているんですけれども、これは比率にしますと、農林水産業費を100として商工費が22なんです。非常に少ないんです。物すごく少ないんです。近隣市町を見ますと、100対100に近いんじゃないですか。なぜ毎年、毎年、商工関係にこれだけ冷たくするのか、その理由を聞きたい。お願いいたします。

あと４点です。

福祉産業委員会の資料１ページです。

耕作放棄地の税金なんですけれども、宅地ですと、家が建っているか建っていないかで土地の課税変わってくると思うんですけれども、この農地の場合は農業をやっているかいないかで、放棄したらペナルティーとして税金高くするとか、そういう仕組みがあるのかどうか、それを聞きたいです。

それから、２ページです。

農家数、農業就業人口の推移とあります。ここで、平成22年で農業就業人口550人となっています。先ほどの税務課で出てきたところで、所得区分ごとの納税義務者数というのがあったんですけれども、平成27年で農業所得者の納税義務者数は僅か20人なんです。そうすると、550人いて、その税金を収める人が20人、これはちょっと詳しく説明してほしいです。

その平成27年で見ますと、サラリーマンですね、給与所得者は１万2,142人が納税義務者です。それから営業所得者、商人たちだと思います、は680人が納税義務者、ですから働いている人はみんな税金を収めているわけです。ですから、その農業従事者でこの20人しかいないというのは、どういう仕組みなのか教えていただきたいです。

次に、３ページです。

農地転用についてです。転用には３条、４条、５条とありますけれども、５条の許可と届出、トータルの件数が非常に多いんです。これはどのような用途に転用したのか、お願いいたします。

次に、８ページです。

新しい村の生産者売上と販売額と来客数が計算されています。この四、五年を見ますと、販売額と来客数は大体落ち着いているんですね。安定しています。販売が１億7,000万から8,000万の間、今年も多分そのぐらいになるでしょう。来客は15万の後半、今年もそのぐらいになりそうです。これはいいんですけれども、上のほうに載っている生産者売上、これはこの５年間下がりっ放し、結構な勢いで下がっているんですね。

販売額に対してこの生産者売上比率、ちょっと計算したんですけれども、27年度は79.5%、28年度は65%、29年度は62%、30年度が60%、非常に減っています。今現在、令和１年度は51%。このままだと地元の生産者は半分以下になってしまう。仕入れて売るものが多かったら、もう民間のスーパーと同じです。そうすると、逆に民間のスーパーを邪魔することになっちゃう、民業圧迫。この辺はどう考えているんだかご説明お願いいたします。生産者売上がこのように減り続ける原因と今後の対策を教えてほしいと思います。

それと、もう一つ突っ込んだ質問は、この生産者売上の比率がどこまで下がったらこの販売をやめる考えはあるのか。そこまで突っ込んでお答えをお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

商工費が少ないということで、それについての理由ということだと思うんですが、まず、宮代町の地域特性というのはどうしてもあると思います。もともと隣の杉戸町のように宿場町等で栄えたところと、宮代町のように農業が中心で農村地域で育ったところ、そうしますと宮代町、幹線道路もございませんし、そうしますと、大きな商業施設だったりファミリーレストランだったり、そういうものも、なかなかやっぱり幹線道路がないということは誘致といいますか、そういうことが出店するのも少なくなるというところもございますので、そういうために東京都というか都心のベッドタウンとして宮代町は住宅ができてという、そういう今までの経緯があると思います。そういうところもありまして、なかなか一概に少ないというところというよりは、そういう今までの地域特性があるんではないかということは１点ございます。

また、ちょっと宮代町の中でも予算を、商工費の中でですが、商工業の活性化というものがやっぱり商工費の中の一番の中心になってくると思っております。

その中心の商工振興費ですが、こちらちょっと対比しますと、５年前の27年度と31年度というのを比較しますと、約300万ほど伸びております。率でも13%ほど増加しております。また、今年度予算計上させていただいています２年度の予算につきましても、伸びているということになっております。

こういう形で、商工費だけで見ますと確かにほかの市町村から少ないんですが、そういう地域特性とか、今までの過去の宮代町のいろんな出来方、在り方というものもあるので、なかなか一概に増やすことはできないと思うんですが、そういう意味でも、商工の一番中心の商工活性化というところの商工振興費については、予算が伸びているというところもございますので、そういうところが理由といいますか、そういうところだと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○農地調整担当主査（長瀬昇之君）　農地調整担当、長瀬と申します。

まず、耕作放棄地の税金についてお答えをさせていただきます。

平成28年に税制改正がございまして、遊休農地に対しての税制というのが改正されております。

前回お答えさせていただきました利用状況調査というものをやりまして、該当になった農地の所有者に対して、今度は農地の利用意向調査というものを実施しております。意向調査を実施して、自ら耕作すると言った方の中で、さらに自分でやると言ったのにやらない方が対象になってくるんですけれども、それにもまた条件がありまして、その周りの農地が耕作をしていて、広域で耕作しているのに、そこの一部分だけやると言ったのにやっていないというような状況があった場合には、勧告をするというようなルールになっております。その場合、税金のほうは、既存の税額に対して約1.8倍ぐらいになるということなんですけれども、10アール当たり1,000円というような農地の税金ですので、1.8倍にしたところでみたいなところはあるんですけれども、一応、税制上はそういった形でペナルティーとしては1.8倍になりますよというようなものがあります。

あと、併せて農地転用の関係も担当になりますのでお答えをさせていただきます。

許可の目的なんですけれども、ほとんどのものが住宅敷地となっております。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長、菅原でございます。

委員会資料２ページ、農業就業人口、平成27年550人に対して納税する方が非常に少ないといったご意見でございますが、こちらにつきましては、確かに農業所得のある方、農業をなりわいとして外にものを売ってお金を稼いで、それが課税対象になるという方が、今、非常に少ないというのは事実でございまして、自分の家や親戚が食べる分、あるいは経費を賄ったら所得がない方というのが非常に多いと、こういったのが現状ではございます。

続きまして、８ページ、新しい村の生産者の登録数及び生産者売上といったところで、生産者さんの売上が下がっていて、実際のお店の販売額だけは何とか水平基調だということでございます。

確かにご意見いただきましたとおり、地場産率というのが非常に落ちてきております。これ以上落ちると民業圧迫ではないかということでございますが、確かにそういったご指摘もございますが、消費者の方からいたしますと、最近の消費者モニター会議等のニーズは、やはり年老いてきた部分もありますし、子育て中とかであると、やはり新しい村は好きなんだけれども、幾つものお店を回るのはちょっとつらいといったご意見もありまして、どうしても不足する野菜というのをそろえる、そろえていく方向というのが少し出てきているところではございます。

ただ、そちらにつきましても、生産者さんの商品とバッティングしないような形で、なおかつ消費者の方にもご理解いただけるような品ぞろえということで今、考えております。

それと、もう一つは、民間のスーパーと違いまして、やはり町の生産者さんと消費者が顔を合わせるということで郷土愛を育むような形のコミュニティスポットという位置づけを取っておりますので、そういったところで民間のスーパーとはちょっと差別化が図れたらというふうには考えております。

とはいえ、地場産のものがやはり半分を切っていくような事態ですと、なかなかその直売所としての考え方もいかがかということもございますの

で、当面は今の形である程度頑張っていこうとは考えているんですけれども、今後のことを考えますと、先ほどもお話をさせていただいたんですけれども、市場調査等を入れておきながら、町全体で今後の方向性についても検討はしていく必要があるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　１点だけお願いします。

農地転用の件ですけれども、ほとんどが住宅地ということですけれども、その住宅は自己用住宅ですか。それとも集合住宅が多いんですか。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○農地調整担当主査（長瀬昇之君）　農地調整担当、長瀬と申します。

調整区域内ですと集合住宅は建てられませんので、自己用住宅だけになります。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　質疑ありますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川です。質問をさせていただきます。

まず１点目、予算書の156ページになります。

埼玉県物産観光協会の加入ということで３万円が計上してあるんですけれども、この協会への加入のメリットと、あとはどういった狙いで入るかという点をお伺いいます。

２点目が、以降は私たちの予算書になります。23ページの市民農園やガーデニングの観光資源化をしていきたいという文言があるんですけれども、この観光化について、どういったイメージのものなのかをお伺いいたします。

次に、３点目の私たち、これも予算書28ページなんですけれども、マルシェの独立したウェブサイトを構築するとあるんですけれども、１つ思っているのが、「働こっ」、「育てよっ」、「暮らそっ」と、またマルシェ独立する、町のツイッターはある、防災ツイッターはある、防災ツイッターは19号のとき何も機能しなかったり、何かあちこち散らばり過ぎているような気もするんですが、あえてここでまた独立したものを設けたほうがよいという考えになったその理由というか、どうして独立させるのかという点をお伺いします。

次、４点目が、また私たちの予算書30ページになります。

宮代町地産地消推進の店、これについてのこのお店になるための認定基準についてお伺いをいたします。

続いて、５点目、これも同30ページなんですけれども、紫芋の年間供給体制の支援ということであるんですが、この現在の作付面積、紫芋のですね、あと農家さんの数と、あと今後どの程度までこれを増やしていくのかということと、この紫芋に対する販路というのはどう考えているのかという点をお伺いいたします。

次が、６点目になります、私たちの予算書の71ページです。

新たな特産品開発というところで、これまでも特産品、るる作ってきたわけなんですけれども、先ほどのちょっとお話あったかもしれませんが、この町、特産というと巨峰というところが大体近隣の方にも少し知れ渡っているんですが、ほかのものについては誰も何も知らないということで、作るは作るんだけれども、今まで作ったものに対するフォローというか、それをもっと売っていくための方策というものがなかなか見られないんですけれども、その点についてはどう考えているのかお伺いをいたします。

あとは７点目になります。

私たちの予算書、これは76ページなんですけれ

ども、宮代町外交官について、今回も３万円計上してあるんですが、いつもこれ、あるだけになっていて、何か活用されているイメージがなかなか湧かなくて、来年度の活用方法というか見込みはどういったものがあるのかお伺いをさせていただきます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

まず、予算書の156ページの物産観光協会への負担金についてでございます。

この観光協会につきましては、令和元年度に埼玉みどころ旬感協議会というものが観光協会の中にできました。これはどんなものかといいますと、埼玉県の市町村あとは観光協会が全て加入といいますか、みんなで運営をして、市町村を超えた広域的な観光の推進、観光客の滞在時間の延長等を目的にできた協議会でございます。そういうこともございまして、宮代町も一緒になって宮代町の観光推進といいますか、宮代町のＰＲというものを全県的に一緒にやろうというところで加盟したものでございます。

そういうこともございますので、埼玉県のほうは観光協会がDMO化してございますので、そういう意味では着地型ツアーの実施とか、そういうものも今後協力もしてもらいながら、宮代町でもそんな取組もやっていけるかなという、そういう期待もございます。

そういうことで、広域的な観光を推進するという意味で加入させていただいたということになります。

あと、私たちの予算書のほうの28ページ、マルシェの特設のウェブサイトにつきましてですが、これは「働こっ」の中にあるものなんですが、ちょっと書き方が語弊があるかもしれませんが、特設といいまして、また別に新たなものをつくっているというんではなくて、働こっの中の１つのコンテンツというんですか、そことしてつくっているもので、マルシェのほうは大きなものとしてはトウブコフェスティバルと、あとはそれ以外の里山マルシェということがございますので、トウブコフェスティバルはもう一個、再委託をさせていただきまして運営しているところがございますので、そちらのほうの情報を取るというものも含めまして、ちょっと町から離れたところで１つウェブサイトとして構築させていただいているということでございます。

いろんなＳＮＳも含めた町で発信のほうを張ってというお話なんですが、これは全庁的に広報担当等も交えながら、効果的な情報発信という点については今後も検討してみたいと思っております。

あとは、外交官の……。すみません、ちょっと先に外交官のほうの予算、外交官の活用の仕方ということになりますが、今、ご存じのとおり、國府田マリ子さんと片桐仁さん、お二人が外交官としてお願いさせていただいております。やっぱり、なかなかお二人のスケジュール等の調整もございまして、宮代町のイベントに来ていただいて例えば何かやってもらうというのは、なかなか実現しないのが現実なんですが、何か一緒にやれるものがあればということで、お話はさせていただいています。

現在できているものといいますと、まず、宮代町で作っていますガイドマップのほうで外交官の紹介をさせていただいて、宮代町としてはこのお二人が外交官としていろいろやっていただいているよということで、ご紹介はさせていただいております。

また、片桐さんにつきましては、今、芸術的なこともやっておりますので、皆さんご存じのとおり、宮代の巨峰ワインのほうのラベルのほうの作成をしていただいて、そちらのほうをふるさと納税も含めて販売のほうをさせていただいているところでございます。

また、駅にあるショーケースだとか、町内の展示スペースだとかで、いろいろ外交官のほうのＰＲもさせていただいているところでございます。

もう少し宮代町として外交官と一緒に何か共同事業等のものができればいいとは思っているんですが、ちょっと今、そこまでは実現できていないところでございますので、毎年、本人もしくはマネジャーさんとお会いして、そんな話は毎年、毎年させていただいているというのが現実で、ちょっと実現していないのが現状でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時１９分

再開　午後　２時２８分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

合川委員の質問に対する答弁を引き続きお願いいたします。

副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長の野口でございます。

引き続きましてお答え申し上げます。

先ほどの外交官のことなんですが、活用について、なかなか、今後検討していくということなんですが、毎年観光課のほうで活用できる事業というようなものをちょっと紹介させていただいて、その中で、これは私どもの思いだけでは伝わりませんので、外交官お二人の中と、うまく日程だとか、あとは予算だとか合えば、そういうことも進めていきたいと思っております。

そういう形で、できるだけ外交官と連携した、一緒になった事業を進めていければと思っております。

それと私どもの資料の23ページの市民農園ガーデニングの観光資源化ということなんですが、こちらについては、これ、当初の目標で設定していたものなんですが、まず市民農園というものを一つの観光資源として活用するために、まずは観光資源化していくというところを目標に挙げたいと思います。

実は、新しい村のほうの市民農園、あと、今はちょっとやっておりませんが、もう一つ西原でやっていたものとか、そういうところを増やしていく、またガーデニングということで、それ以外にもちょっとお花とかそういうものも含めたところで、いろいろなものが観光資源として活用できるものをそろえていこうということで、ここは目標として定めたものでございます。

あと、私たちの予算書71ページのところで、新たな商品と書いてありますけれども、既存のものというんですか、そちらのほうのフォローもということなんですが、一番は巨峰になると思います。巨峰につきましては、今年度埼玉ブランドのほうにも登録、認定されましたので、そういう意味では町内外に広くＰＲができるものと思っています。

また、ふるさと納税のほうのメインの商品でもございますので、そういうところで町内外含めて宮代の巨峰というものをＰＲしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長、菅原です。

地産地消の、私たちの予算書の30ページの中段、「宮代町地産地消推進の店として認定し」というところの地産地消の店の認定の基準についてでございますが、こちらは小売店、農産物直売所、飲食店、食品加工所と、大きくは４つに分かれております。

細かい認定基準がございますので、概要でございますが、小売店につきましては、年間を通して、まず宮代産の農産物を販売するというのが前提になっております。また、宮代産の農産物につきましては、宮代産であるということを消費者に分かりやすく表示することと、そういった基準がございます。

また、直売所につきましては、宮代産の農産物を100日以上販売することですとか、消費者に分かりやすく表示することと、そういった基準がございます。あるいは、おおむね半分以上、農産物を地場産で占めることと、そういった基準がございます。

あと、飲食店につきましては、宮代産の農産物を主として使用した料理を２品目以上、または重量で３割以上使用した料理を年間通して出すといった基準がございます。

食品加工所につきましては、宮代産の農産物を主たる原材料として使用した加工品を１品目以上製造し、分かりやすく表示していると、そういった基準がございます。

以上でございます。

続きまして、紫芋、こちらにつきましても、私たちの予算書30ページです。

紫芋につきましては、現在、町内の農家さんが３軒作られておりまして、ちょっと面積までは町の資料では把握できません。申し訳ございません。

こちらにつきましては、町の６次化のイベント等で活用、宣伝をさせていただきましたり、あるいは昨年度作らせていただきました、皆様にもお配りをさせていただいております「宮代ふるさとレシピ」等で御紹介をさせていただいております。

具体的には、井上加工所「井上まんじゅう」ですとか、カドさんの「宮フィン」、それから八宝堂さんの「紫いもごころ」、それから農工房奈味さんの「ゆず香もち」ですとか、風月堂さんの「紫いもようかん」といった形で販売をさせていただいているところです。

また、昨年度、今年度につきましては、食と農の研究会を通して、風月堂さんにもこの紫芋を年間通して使うことの難しさですとか、あるいは農家さんとの連携の取り方、どうやって保存するですとか、どうやってペーストするですとか、まずそういった足元のところからもう一度ちょっと勉強し直そうということで、食と農の研究会を使わせていただきまして、みんなで勉強を進めてきているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　ありがとうございます。

幾つか再質問させていただきます。

紫芋の点なんですけれども、まず、紫芋について、これが町の特産という位置づけなのか、いつの間にか紫芋がこうやって大々的に出てきているというのがあるんですけれども、この紫芋もそのものを、ただお店に何か使ってください、作ってくださいというのがなかなか難しいということで、途中で加工して、その加工したものをお店の人がすぐ使える状態、その途中の加工がすごく重要というお話をよく聞くんですけれども、その途中の加工の部分というのが今年度なり、先ほどその研究会の中でやっていくというお話なんですけれども、その中でもそういう話をしていきながらやっていくということでよろしいのか、その点だけ確

認をさせていただきます。

あとは、宮代の地産地消のお店で、るる基準があるということは説明いただきまして分かりました。これの後はちゃんとやっているかという、その担保の部分というのは、どういうふうにやっていくのかという点をお伺いいたします。

その２点でお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　副課長の菅原です。

まず、紫芋の件につきましては、合川議員おっしゃいますように、食と農の研究会を通して風月堂の武笠さんからいろいろと勉強をさせていただきまして、年間を通して保存する難しさですとか、あるいは、ノウハウまではなかなか企業秘密もございますので、そういったペーストする難しさといったことを勉強はさせていただきました。

また、農工房奈味さんのほうからもいろいろとお話を商業者の皆さんも伺わせていただきまして、逆に奈味さんのほうからは、少しできたものを商業者さんのほうにお譲りしたり、別の商業者さんのほうにお譲りしたりすることもできるということで、一つ別のマッチングとかができたりとかしておりますので、非常に地味な作業ではございますが、こうした形で少し広げていけたらというふうに考えています。

ただ、単純に商売人さんも、やっぱりもうかるためにやっているというのが原則にはございますので、なかなか全てのノウハウまでを出すというところまではいきませんので、そこは苦労話とかを聞きながら新しい、そういった特産品開発とかにつなげていく、そのステップになっていければなといったところで小さく勉強会をさせていただいているところです。

続きまして、地産地消のお店につきましては、その後のフォローということでございますが、今年度、地産地消の認定をされたお店11軒につきましては、町のほうでホームページを作成しようというふうに考えておりまして、１軒ずつ感想を聞きながらホームページの中でもＰＲをしていきたいというふうに考えております。

また、ちょうど先月末、地産地消のお店を認定した方と、あと町の農家さんにも集まっていただきまして、農商連携交流会というものを開催させていただきまして、その中でも地産地消のお店の看板を出した感想ですとか、今後、商業者さんと農家さんでどうやってつながっていったらいいかですとか、そういったディスカッションをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　ありがとうございました。

じゃ、最後に一つだけ言っておきたいんですけれども、例えば紫芋にしろ、新しい村の売場が全部紫色になるぐらいのイメージ、インパクト、そのぐらいやらないと、本当に特産としてこの町の特徴として売っていくというのは相当難しいと思いますので、イメージとしてはそのぐらいのインパクトがあるということと、もう一つは、観光についても、東武動物公園という、今、観光施策で年間１万人呼ぼうとか、里山云々、1,000人呼ぼうとか目標値あるんですけれども、そもそもこの町がほかの町からうらやましがられるというのは、もう年間に百何十万も人がこの町にわざわざやってくる東武動物公園という最大の武器というか、持っていますので、来た人がもうちょっとこの町の周りに広がって滞在時間を延ばして、その人たちをもてなして、我々が経済的に潤ってという仕組みをつくっていくようなことを今後考えていた

だけたらいいなというふうに思っておりますので、お願いをしまして、以上で終わりに致します。

○委員長（西村茂久君）　質疑ありますか。

川野委員。

○委員（川野武志君）　川野でございます。

２点ほど質問させていただきます。

産業観光課の特に商工業に対しまして、農業水産に比べると、金子議員のお話の中でもありますように、少ない予算でたくさんのいろんな事業をしていただいて、小規模事業者のために頑張っていただいているなというふうに考えております。

農業水産業に対しましても、耕作放棄地等を農業法人などに誘致をして、宮代町の振興のため、また頑張っていただいているなという気がするんですけれども、産業観光課の、何というんですか、取組についてちょっと質問させていただきたいんですけれども、産業の振興を図り、地域経済の活性化を図るための事業に取り組むといいますが、やはり産業といいますと、雇用の創出をしたり、町の財政基盤を確立させたりすることが大事だと思いますけれども、宮代町の場合、宮代のマスタープランにもありますけれども、産業の拠点というのがちょっと少ないんではないかなというふうに思っております。

横町のほうの工業団地、また北春日部等の場所にも東部物流ですか、そこに拠点があるわけですけれども、ちょっと少ないんではないかなという気がするんですけれども、産業観光課としてはどのように思っているのかということと、あと野口副課長の説明の中でありましたけれども、幹線道路がないという中で、やはり都市計画道路春日部久喜線が開通することによって、今度の東武動物公園の西口の商業施設、また新しい村、東武動物公園にも今以上に人の流れができてくると思うんです。これから西口に商業施設ができても、何年か後に撤退するようなことがないように私は思っているんですけれども、産業観光課から見て、この幹線道路の必要性と、あと産業の拠点ですか、その必要性をちょっとお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長の野口でございます。

産業の拠点が少ないということで、それについてどう考えるかということなんですが、先ほども申しましたが、もともと農村地域として育ったところということもございますので、なかなか工業団地というものが大きくないのが宮代町だと思っています。

その中でも、今回は和戸の横町、あとは小さいながらも駅前だとかというところで、いろいろな商業もしくは工業の拠点というのが少しずつ増えてきていると思っております。

なかなか大きな工業団地を誘致するというのは、もう立地的にも難しいとは思っておりますので、であれば町内での経済循環とかそういうところも含めまして、マルシェだとかで起業創業というものをやっておりますのは、そういったことでもう少し、起業創業をいきなりではなくて、今度はその種まきというところも含めて一からまたやっていきたい、いければと思っています。

大きなちょっと誘致は、なかなかうちだけでできるものでもございませんので、そういう形で底上げというんですか、全体で上げていくような、そんな取組ができたらいいなと思っております。

幹線道路につきましては、やはり流入するためには道路があったほうがいいなと思うんですが、これは町の考えもございますので、一概に道路をいっぱい造ればいいというものではないと思いま

すので、そこはマスタープランの中も考えていければと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　再質問させていただきます。

私が心配しているのは、東武動物公園の西口に商業施設ができて、やはりファミリー層は電車ではなく、車で商業施設のほうに足を運ぶと思うんです。車で走ってくるのに、やはり道路の整備ができていないと、なかなか宮代町の東武動物公園駅まで足を運んでいただけないのではないかなと心配しております。その辺どうでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長の野口でございます。

今、春日部久喜線のほうの春日部へ向けての延伸ということをやっておりますので、また、あと県のほうの事業でございますが、和戸の交差点とその先の踏切のほうの改良というのも進めていますので、そういうところでこちらのほうに流れができたらいいと思っています。

あとは、駅前商業施設につきましては、今、東武鉄道さんのほうが計画していまして、まだどういうところが入るというのは表には出ていないんですけれども、それが決まった暁には、地元の商店会とも勉強会といいますか、いろんなことをやって共存してく道を進んでいきたいと思っています。入ったからまた撤退するとか、そういうことではなくて、駅前の商業施設も存続できて、町内の一番近いのは西口商店会さんですけれども、そういう商店会のほうも一緒になって共存できる道ということで、敵対するのではなくて、いろんな意見交換をしながらお互いが高め合える、そんな形で進めていける、そのお手伝いができれば思っております。

以上でございます。

○委員（川野武志君）　はい、ありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

１点お伺いいたします。

予算書の155ページですけれども、先ほども出たかもしれないんですけれども、宮代型観光推進事業ということで、これの内容をもうちょっと詳しく、そしてこの金額の積算根拠をお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長の野口でございます。

宮代型観光推進事業の全体のその内容ということでよろしいんでしょうかね。はい、分かりました。

この中には、７節報償費、９節旅費、10節需用費、12節委託料というふうになっております。節もありますが、大きく言いますと、観光の在り方を考える観光ビジョン策定検討会議のほうが、今年度というんですか、令和元年度に発足しまして、ちょっと議論がなかなか回数が少なくて煮詰まっていないので、今回は中間報告ということでさせていただいております。

その後、来年も引き続き検討会議のほうを実施させていただいて、もうちょっと宮代の観光の在り方について深掘りして、協議といいますか、その議論をしていきたいと思っています。そのための勉強会に対する支度金ということで、報償費のほうをまず計上させてもらっております。

それと旅費につきましては、職員がこの勉強会

としてどこか視察ということがもし出たときに、その視察に対する委員さんと職員の旅費が計上されてございます。

続いて、需用費につきましては、大きなものとしましては、観光情報誌「宮代ｉＩｉｎｅ！」の発行の費用、印刷費がこの中では主な大きなものになっております。

また、委託料につきましては、「宮代つながりイベント和ｅ輪ｅ」、こちらのほうの実施委託料ということでなっております。大きく、ちょっと雑駁なんですが、内訳につきましてはそうなります。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

ありがとうございます。

こちらは336万円の内訳ということでよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

この宮代型観光推進事業の目標というのは何なのでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

大きな目標としましては、交流人口の増加を図って町内産業の活性化に結びつけていくというのが大きな目標になっております。その中で宮代の観光資源を活用した様々な取組をしていこうというところで和ｅ輪ｅというものが着地型観光で、今、実施しております。

大きな目的はそうなっておりますが、先ほども申しましたが、宮代町でどのように観光というものに向き合ってきていればいいか、そういうところを今年度、市民参加でやっていますので、今後、交流人口増加というところの一つの柱としては、やっぱり観光というものが必要ではないかと担当課では考えておりますので、その辺を今後、第５次総合計画につきましても、どんなふうに位置づけられるかということで、そちらのほうでまた観光推進というんですかね、そこに取り組んでいきたいとは思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　質疑を求めます。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

できるだけ質問の事項を減らして質問いたします。

１点は、新しい村です。

今度あそこの販売所ですか、東武動物公園の観光客、あそこに入る人の大型バスの駐車場にしてどうのという説明もありましたけれども、これはあまり期待できないと私は思っているんです。

というのは、場所が悪いと言っているんですよ。前々から販売所、もうちょっといいところへ持っていくべきだよと、じゃないと売れないよと言っている人、多いと思いますよ、その前に。前々から言っているんですけれども、そういう考えはないでしょうか。本当にあそこの販売所を大きくしたいのか、大きくというより盛大に売れるようにしたいのかどうか、本気度が見えないっていうんですよ、ああいう場所が。あんなにくねったところを入って買いに行く人は少ないというんだよね。それを少し考えたほうがいいというんだけれども、一向に考えないけれども、どうしてかをちょっと教えてもらいたい。

もう一点は、やっぱり予算書の149ページの祝い米。

何か新生児にくれるというから、生まれた子は食べられないんだよね、お米。これ、親に対してお米をお祝いにやるんだろうけれども、いけない

というんじゃないんだけれども、そういう小さい子が生まれたというお祝いはいいんだけれども、長く生きたって年寄りにもくれるべきだと思いますよ、よく頑張ったっていうので。もう70ぐらいになったら、やっぱり少し、町のためによくここまで働いてくれたとお祝いしたっていいんじゃないですか。それは敬老式をどうのこうのとやっているんですけれども、それプラス、子供だって健康保険から祝い金もらっているわけですからね。この新生児も、お年寄りにも、そのぐらいのことをやる考えはないのかどうか。だから、私は宮代町はお年寄りに冷たい町だと、よくそういうことを言うんですけれども。

もう一点は、用排水路の藻刈りの問題。

私もこれ、しつこくいつも言うんですけれども、米を作れない家がどんどん増えていますよね。そうすると、藻刈りに出ないんです。みんなが新しい村とか、ああいうところに貸しちゃうと、または個人的に貸してしまうと。そうすると、藻刈りをやる人がいないというんですよ。これ、前にも言ったつもりだけれども、その対応を早くしておかないと、藻刈りできないよと言っているんですよ。それを何とか、どう考えているのか。藻刈りができないと用排水路、うまく流れない場所もありますので、それをどう考えているのか教えてもらいたい。

同じ153ページにあるんですけれども、堰の動力更新だとか揚水機のポンプ更新工事とかありますけれども、これをやることによって、笠原の浸水も幾らかはよくなるのかどうか。笠原と場所は違うというのは分かっています。でも、これをやることによって幾らかよくなるのかどうか聞かせてもらいたいと思います。

最後です。商工業の振興事業補助金1,100万出ましたよね。以前は1,500万ぐらい出していたのかな、今から10年ぐらい前までは。一向にシャッター街がなくならないよって。この1,100万円じゃ足らないのかなと思いますよね。シャッター街をなくさなかったら町はよくならないですよ。場所によっては、ほとんどシャッターを閉めっぱなしで、ずっと商工業やらないところが結構ありますよね。だから、ここら辺はもうちょっと金を出してもいいから、そういう対策をする必要はないのかどうか。いつになってもこれでは宮代町の商工業はよくならないと思います。どう考えているのか。前400万減らして失敗したなんて思っている人もいるかもしれませんけれども、一向によくならない。一向によくならないんなら、出さなくたっていいじゃないかとは言いませんよ、怒られちゃうから。それは言いませんよ。逆に増やしてシャッター街をなくそうじゃないかという運動を展開してもらいたいと思います。それをどう考えているのか。ひとつよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長、菅原です。

まず、新しい村の移転についてでございますが、確かにそういったご意見も伺うことは多々あります。新しい村、特に森の市場「結」につきましては、経済循環を高めてコミュニティーを活性させる取組としましては、理念と経営、どちらも大事だと思うんですけれども、建物の位置、それから形、いずれを取りましても、経済よりは理念がやや優先されて建てた建物なのかなというふうに感じております。

ただ、そうしたところも含めまして、来年度以降の総合計画の中では、今のままの形でどうなるのか、あるいはそういった場所について変更した

場合どうなるのか、そういったところも含めて、少しちょっと民間の方々とも相談をしながら、あるいは生産者の皆さんともいろいろと相談をしながら、どうあるべきかというのを少し考えていかないと、今のままですとメリット、デメリットがなかなか整理できませんので、ちょっと申し訳ないんですけれども、時間をかけて整理ができればなというふうには考えています。決して否定するものではありませんし、かといってちょっと肯定もできないので、申し訳ございません。

それから、あと、お祝い米、赤ちゃん米につきましては、当初のこちらの思いでもありました。ああいうふうに赤ちゃん米でお祝いすることによって、一時的に確かにお祝いしていただけるということ、それプラス、新しい村に来ていただいて、新しい村を好きになっていただいて、町の雰囲気を好きになっていただいて、その後も親子連れで新しい村に訪れていただくと。そういったところで今、非常にこちらが思っていた以上にたくさんの親子連れが訪れていただいて遊んでいただいてということでは、効果があるかなというふうに考えております。

議員ご意見のあります高齢者につきましても、同じような期待ができるのかなと、産業観光課としては非常にいいご意見だなというふうには思うんですけれども、町全体の中でそういったことが可能かどうかというところまではちょっとお答えができませんので、確かに高齢者の方にもいっぱい来ていただいて、新しい村がもっとにぎやかになっていただきたいというのは産業観光としての意見として持っております。ありがとうございます。

○委員長（西村茂久君）　担当主任。

○農地調整担当主任（鷺谷栄一君）　農地調整担当主任の鷺谷です。

用排水路の藻刈りということなんですが、一応担当と致しましては、町内全域で見ておるんですが……聞こえないですか。町内全域で現場を見させていただきまして、よく地元の方からお話を聞いたりしておるんですが、なかなかちょっと対応できていないというのが現実です。

去年なんですけれども、台風19号とかで稲わらの被害がひどい状況でございました。そういったものについては、もう水路が閉塞する寸前の状況でしたので至急に対応したんですが、一応基本的には地元の方にお願いしてやってもらう方向で考えております。

あとは、逆井の揚水機場なんですが、こちらは、逆井の揚水機場は逆井の土地改良区で造りました施設でございまして、施設全体がパイプラインで施設から水を汲み上げて水を供給しております。ですので、笠原沼とは特には直接関係しません。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

商工振興事業補助金ということなんですが、こちらは商工会への補助金となっておりますが、商工会につきましては、現在会員数が554名ということで、特に宮代町は小規模事業者が多いということで、その決算だとか共済事務だとか、そういうものの代行みたいなものをいっぱいやっていただいております。そういう意味で地元の商工業者、特に小規模事業者に優しい事業をいっぱい、このお金を使ってやっていただいていると思っております。

ただ、なかなかそれだけではシャッター街がなくならないというのは、議員のおっしゃるとおりだと思っておりまして、そこにつきましては、なかなか商工会だけでこの問題は解決できるもので

はございませんので、町も連携して補助金を出せばシャッターが開くというものではないんですが、その一つのきっかけとしましては、当市としましては空き店舗のリフォーム、改修補助金だとか、あとは商工業者のほうが自分の販路拡大をするためだとか、そういうものも含めて商工業活性化補助金ということでメニューを一つにして、いろんなメニューがある補助金をつくらさせていただいて、その中で自分に合った補助金を受けられるということで、これは直接事業者さんが受けるんですが、そういう補助金のメニューも整備させていただいて、商工業者さんのほうの後押しをさせていただいております。

また、それ以外にもリフォーム補助金ということで、これも今度は工業者になるかもしれませんが、町民の方が町内の事業者を使って家のリフォームをした場合には、金額は少ないんですが補助金を出すとか、そういうことで少しでも町内の事業者さんが活性化できる、潤うようなものをつくっております。

それ以外にも、先ほど申しましたが、高齢化等でお店を畳むというところに対して、続けてくれよというのをなかなか、後継者がいないとかいろんな問題もございますので、新たな店を構える、新たに起業するという方々を今後は育てていくというところで、予算のほうにも計上させていただきましたが、３万円ビジネスという下で種まきのほうからちょっと進めていく、そんな事業もいろいろのことの視点から商工業の活性化のほうを図っていきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○産業観光課長（長堀康雄君）　すみません、補足を何点かさせていただきたいと思います。

まず、第１点目の新しい村の位置につきましては、小河原議員から何度かご質問を頂いているかと思います。

それにつきましては、直接生産者の方から同様なご意見を何人かから頂いていたりはするんですが、やはり全国の直売所、私も個人的にいろいろ見させてもらっておりますが、ロードサイドに必ず直売所を造ったからもうかるということではなくて、今の、やっぱり直売所だけではなくて、そこに附帯するいろいろな施設だとか憩いの場所だとか、そういうものを併せて整備していかないとなかなか難しいというふうに考えます。

したがいまして、新しい村を専門家の人からも若干ご意見をいただいているんですけれども、ああいう自然環境に恵まれたところに農産物直売所があるというのは極めて少ないので、そういう意味ではポテンシャルは、やり方によっては大きいよということなので、ご意見も頂いております。

したがって、あそこを、先ほど副課長から答弁がありましたが、もう少し魅力を上げていくような附帯的な設備的なもの、投資もある程度していかないと、なかなかお客さんをさらに呼び込むというのはちょっと難しいかと思うんですが、それにつきましては、先ほど答弁がございましたように、来年度以降で専門的な調査といいますか、そういうところにも頼みながら今後の方向性を検討していく必要があるかなと考えております。

それから、２点目のお祝い米なんですが、全くちょっと考えていなかったご意見でありがとうございます。

確かにそのとおりだと思うんですが、やっぱり全体予算というのもあるんですけれども、実は、この制度は住民課のほうで別な制度があったんです。その制度を廃止して、そのお金をゼロにして、代わりにその予算をこっちに持ってきてやるというような事業だったものですから、なかなかスク

ラップ・アンド・ビルドの中で新たに新設するというのが、全体予算の中の調整になるのかなというふうに考えております。

それから、３点目の用排水路の藻刈りなんですが、これも小河原議員からは何度かご質疑を頂いているかと思うんですが、新しい村のほうにつきましては、議員からご質疑を頂いた以降については、村に直接、堀ざらいへの参加については毎回確認をしております。現場まで行っては確認していないですんですけれども、どこの堀ざらいに行ったとか、そういう話は経営会議の中でさせていただいているところです。

また、予算の中にもあったと思うんですが、多面的機能交付金ということで、全部の地区ではないんですが、今、町内で３か所が、いわゆるこれは国のほうからの補助金ですけれども、用排水路のしゅんせつだとかその整備なんかについて合同でやる場合には、１反当たり幾らという補助金が来るようになっています。その中には、農家が、例えば非農家の人を頼んで一緒にやってもいいよという制度にもなっていますので、そういうのを有効に活用していただくよう、農家組合長会議とか農業委員会の中でもお話をさせていただいております。

また、さらに議員おっしゃるとおり問題があると思うので、人に農地を貸す、いわゆる経営基盤強化法というのがありまして、それに基づく流動化なんですけれども、それは今までこういう申請用紙１枚だったんです。そうすると、水利費を誰が払うのかとか管理を誰がやるのか不明確だったんです。それに附帯書類を本当は出さなくちゃいけなかったんですけれども、それを出す義務がなかったので、今年度からそれを出すようにしていただきました。農業委員会からもいろいろ意見がありましたけれども、それを議員がおっしゃるように、誰がやるかが不明確なまま流動化をしていってしまうと、俺はもう貸しちゃったんだから水利費は払わないとか、用水路の参加は出ないとかというふうになっちゃうので、それを借りたほうがやるのか、貸したほうがやるのか、それを明確にして農業委員会を通すということを本の部分からやっぱりやっていかないと、なかなかそういう問題も解決できないというふうに思いまして、そういう制度を加えさせていただきました。

ただ、議員がおっしゃるとおり、それだけで根本的な問題は解決できるというふうには思っておりませんが、大規模な人的にもいろいろとローテーションが利くような法人を誘致するであるとか、そういう努力も今後必要だろうなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

一つは、新しい村とか祝い米の問題については、何か前向きの言葉も若干入っていたようだから、もう少し様子を見たいと思います。

ただ、１点だけ、藻刈り。これは、いつになっても聞くんですよ、何とかしろよと、本当に地域によっては、どんどん藻刈りをやる人がいないよって。やる人がいなくなっている。これは事実のようですよね。貸しちゃったらもう出てこないとうんですよ。

何かある地区では、出ないと何千円って取れるようにしたとか。そうすると、出た人に日当を集まった金で払うとか、何かいろいろ考えているようですね。そういうところはある程度出てくるそうですよ、また。

ですから、お互いにうまい方法を考えて、今、課長が言ったようなことも、貸し借りのときにち

ゃんとするのも確かに必要かもしれませんけれども、やっぱり最後は金なんだな。1,000円ぐらい出して、出なくても済むというと、大体出ないそうですよ。ただ、結構あれは骨を折るもんね。私も、ちっちゃな畑を借りて、よくそういう仕事をやっているのを見ていますけれども、大変だなと思う。1,000円ぐらいだったら出ないですよ、あれ。

それを、じゃ、いっぱい取れとかということを言えないですよね、その地区によってやっているんですから。言えないけれども、何かうまい方法を、今、課長が言ったようなやり方も早いうちにやらないと、どんどん、１回出ない人はもう出ないですよね。もう１回出ないで済んだんだから、もういいんだよということになると思いますよ。

そうすると、「農」のあるまちづくりなんて体裁のいいことを言ってたって、ちっとも「農」のあるまちづくりじゃないんですよ。ヘドロのあるまちになってしまう。本当にそれは、場所によってはヘドロだらけだ、用水路が。藻刈りの人はヘドロまですくわないけれども、あまり。本当になおさら流れが悪くなると、そうなりますよね。

ですから、「農」のあるまちというのは、頭、絶対に離れちゃいけないですよね。まして担当課は、それは真剣になって考えるべきだと思います。そうでないと、「農」のあるまちづくりはできませんので、そのことを申し上げて、ぜひそれは藻刈りの解決はしてもらいたいと、そのことをお願いして、質問じゃありません、お願いするということでやめたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　質疑ありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。

すみません、１点だけ質疑をします。

151ページの新しい村の管理運営事業の工事請負費なんですが、育苗施設トイレ増設工事で400万が計上されているんですが、これについてちょっとご説明をお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長の菅原です。

新しい村管理運営事業の育苗施設のトイレにつきましてですが、まず、場所がお米を作っているライスセンターの一番奥の事務室になるんですけれども、そちらの建設当時は、ああいった農作業ということもありましたので、男の方しか働いていなかったということもあり、トイレが別に男女兼用でも誰も困らずに使えていたんです。

ところが、ここ一、二年ほど野菜部隊のほうにも20代の女性の社員が入りまして、また、事務員さんの方も女性の方ということで、その事務所のトイレが、ちょうど自分がここだとすると、空気穴を隔てたここがもうトイレなので、なかなか女性の方だと入りづらいということもありまして、やはり300メートルぐらい離れた農の家まで行って、今トイレを使っているような状態になっているのが現状です。

そうしたこともありますので、実際にいろいろと調べてみますと、法的にも労働安全衛生法の中の事務所の衛生基準規則ですとか労働安全基準の中では、男女トイレは別とすることというのが基本的なルールとなっておりますので、ちょっとこの機会に担当としても財政のほうに要求をさせていただきまして、女性トイレを増設させていただくこととしまして、その費用が400万円というふうになってございます。

以上でございます。

着替えができるスペースのある女子トイレという形で、少し大きめなんですけれども、その費用

が400万円という形となっております。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

労働環境をよくする、女性のということで、今聞いて仕方がないのかなと思ったんですけれども、新しい村のトイレ増設というので、今言われた農の家にも男女があるんでしたっけ、農の家にもあって、集会所、あそこは本当にトイレがないからトイレを造らせてくださいといって私たちも予算賛成したような、本当にトイレのための建物というイメージ、バスを呼び込むのでトイレを造りたいと言われて賛成したという思いがずっとありますので、あそこのトイレも実際は外から入れるトイレになっていて、使われているのか使われていないのかというのもありまして、今回もまたトイレと聞いたもので、ちょっとトイレばかり造ってどうするのという思いがございましたけれども。

じゃ、その育苗施設には、女性なりの事務員が常時そこで勤務をしている、農の家でなくてそこで勤務をしているということになるということでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　そちらの事務所のほうで２人とも勤務をしておりますので、常駐でございます。

産業観光課副課長の菅原です。

野菜部隊の事務所もそこですし、事務員さんも常時そこに勤務をしております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　じゃ、そのお米の育苗をする期間的なときでなくて、それ以外もそこで女性が今度就業されているということで必要になったということの理解でよろしいんですね。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　はい、常勤の勤務ですので、年間通してそちらのほうに詰めているような状況です。

産業観光課副課長の菅原です。

常時詰めているというようなご理解でよろしいかと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初、248ページです。農業費の農業振興費。

水田農業構造改革対策事業で、祝い米を購入していたと思います。これは祝い米を何に、何キロ渡しているんで、そして、これは対象者全員が受け取りに来ているのかどうか、その辺のところをお願いします。

それと、この144ページの農業委員会事務事業なので、230万円ほど減っているんですよ。説明では、農業委員会及び農地の利用最適化推進委員の活動ということで説明されたんですけれども、次の148ページを見ると、農業経営基盤強化対策事業ということで農地利用の集約、放棄地の再生利用、農地の中間管理利用となっているんですよ。資料の１ページを見ると、耕作放棄地が27年まで増えている。今年も増えているんだと思いますけれども、こういう対策費を出しておきながら、耕作しない土地がなぜ増えてしまうのか、その辺のところを町として今後どうしていくのか。こういう対策をしながらやっていても増えてしまう。その辺のところも、ちょっともう一度整理してお願いしたいと思います。

それと、150ページの新しい村管理運営事業なんですけれども、ちょっと抽象的で申し訳ないん

ですけれども、今回コロナウイルスだとか、10月に消費税が10%に上がってしまって、この消費が今伸び悩んでいる、全国的に。そういう売上のほうに響いているのかどうか、その辺のところ、緊急事態ですからお願いします。

それと、154ページです。

商工振興費、宮代町の商工会員数が平成31年度は10人ほど増えているということなんですけれども、この資料を見ると。資料の21ページですか、見ると、10人ほど増えているんですけれども、31年度で。これやっぱりまちなか起業の助成制度だとか、いろんな町でやっていることで増えているのかどうか。まちなか起業、そういう活動で増えているのかどうか、その辺のところをおっしゃってください。

最後に、158ページです、消費者対策。

資料21ページを見ると、相談件数、30年度の92件、令和元年度の１月末までで69件、これだけ増えてきているということになると、何かやはりいろんな問題がこの宮代町にもあるのかなという感じがするので、どんな相談が多かったんでしょうか。その辺のところ、細かいところをおっしゃってくれればありがたいなと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長、菅原です。

まず、私のほうでは、予算書のページ、148ページの祝い米の購入費、それから、３番目に質問ございました新しい村関連につきましてお答えさせていただきます。

まず、祝い米につきましては、年間で生まれるお子さんが、来年度につきましては250人ぐらいを見てはいるんですけれども、財政との調整の結果、その８割程度ということで200人の予算措置をさせていただいております。200人のお子さん、ご家庭に20キロずつ、５キロの引換券を４枚ずつお渡しをさせていただく予算ということで190万円を計上させていただいております。

実際に年間通してお見えになる方というのは、大体生まれたお子さん、ご家族の８割程度ということで、ここのところは推移しているところでございます。

また、３番目の新しい村の今回のこの新型コロナウイルスによる影響、あるいは消費税増の影響ということですが、まずは消費税のほうにつきましては、生鮮品が主ですので、今のところ、あるいは電子マネーを併せて導入したということもございますので、特に売上げ減ということはないというふうに伺っております。

新型コロナウイルスの関係なんですけれども、この１か月でプラスの面とマイナスの面がございまして、まず、給食が全て中止になったということで、町の生産者さんのほうから引き取って給食に持っていく予定だった農産物約30万円近く、これがゼロになったというのが、まず１つのマイナスです。

それから、各種イベント事、村の集会所等を使用して行う予定でした婚活ですとか、そういったイベントがほぼ中止になりましたので、この額が20万円ほど、こちらはマイナスで計上しているところでございます。

一方で、外食が減ったということで新しい村で農産物を買う方、あるいは総菜やお弁当を買う方、あるいは滞在してカフェをご利用される方、また一番多いのがお米を買う方が非常に増えておりまして、売上につきましては、この１か月、昨年と比べますと15%ほど伸びております。

また、お客様につきましても10%ほど、１か月、

昨年と比べますと伸びているような状況でございます。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○農地調整担当主査（長瀬昇之君）　農地調整担当、長瀬と申します。

耕作放棄地の面積についてですが、議員さんのほうにご提示している耕作放棄地の面積になるんですけれども、これは５年ごとに実施している農林業センサスの数字になっておりまして、27年が今最新のもの、32年分は現在調査を行って実施をしております。

こちらの数値につきましては、農家さんの自己申告で数値のほうを集計しております。

それに対してまして、先ほど来からご説明しております宮代町の農業委員会で実施しております農地利用状況調査、こちらの数字でいきますと、前回からお話ししている膝丈以上の遊休農地、こちらの数字について29年からお話しさせていただきますけれども、29年で53.09ヘクタール、30年度で41.77ヘクタール、今年度で36.51ヘクタールということで年々減少傾向にございます。

これにつきましては、各民間企業の誘致であるとか、農業委員の戸別訪問、または農業委員、推進委員を中心とした遊休農地の解消活動など、こういったものが功を奏して減少傾向にあると認識しております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

154ページと、あと、資料のほうで出ています商工会の会員数のことなんですが、実際に増えた本当の要因というのを全部調べた訳ではないから分かりませんが、１つには、創業セミナーの受講者がその商工会に流れたということで、そこで創業された方が、30年度につきましては４人、町内で創業していますので、そういったところも大きな要因になっているんではないかと思っております。

それであと、消費者相談のほうのどんなものが多いのかということなんですが、１月末までの令和元年度の件数が69件ございまして、その中で一番多いのが売買契約にまつわるものが35件ということで一番多くなっております。その他、架空請求だとか不審な郵便物だとかという、そういうことについても24件来ております。

あとは、不当要求、消費一般ということではいろんなことを含めた件数ということで、全部含めて69件ということがあります。

先ほどの商工会の会員数が増えているところというのは、町として本当に特にちょっと分からないんですけれども、一つは、商工会自体が努力をされていまして、やっぱり会員を増やそうということでいろいろ動いていただいていますので、そういう努力の賜物ではないかと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

最初の耕作面積が増えているということ、何かそんなことを遠回しに言ったような感じがするんですけれども、この資料１ページを見ると減っているんですよね。平成21年から令和１年を見ると、かなり減っていますよね。耕作放棄地も平成２年から平成27年を見ると、かなり増えている。これでどうやって増えていると見ているのか、町のほうでは。この辺のところ、少なくなっているというなら分かりますよ。やはりこういうところを改善していかないと、だんだん農家をやる人がいないし、新しい村といっても、なかなか新しい村だって手が回らない。

かといって、この説明では、活動資金だとか何だかんだといってやっていますよね。農地の集約だとか、農地の中間管理事業を活用しとか、そういう説明はするんですけれども、全然一向に解決しない。やはりこれを強めていく。

この予算を見ると、全部の２つとも減らされている、減っているというのが現実なんですよ。農業委員会事務事業でも230万減っていて、農業経営基盤も減っている、予算的にはですよ。いろいろと理由があると思いますけれども、これで本当に活動ができるのかどうか、もう一度お願いします。

それと、新しい村のこの250人、200人で大体８割ぐらいが取りに来るというんですけれども、これは、あと購入しているお米というのは、どこから購入しているんですか。地域の農家の人から購入しているんですか、それとも新しい村なんですか。その辺のところをちょっとおっしゃってください。

それと商工費です。これ、会員は増えているんですけれども、今、コロナウイルスで日本全国で窮地に陥っているということで、国のほうでも補助金を出そうじゃないかということで言っています。

これ、町のほうでも積極的に困っているところ、活用して、こういうことがあるよということで商工会の人たちにアピールしたらいいんじゃないんですか。これをできないとやっぱり大変なことになってくるんじゃないかなと思っております、私は。やはり積極的にできるだけ、何でもいいから活用できるものは活用していく、あとは町でできるものは、また町でもやっていく。それが大事じゃないかなという感じがするんです。会員数は増えても、これが維持できないと話にならないので、ぜひその辺のところをやってほしいなと思っております。その辺のところをもう一度説明お願いしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○農地調整担当主査（長瀬昇之君）　農地調整担当、長瀬と申します。

まず、予算の230万下がりましたよというところのお話なんですけれども、令和元年度の予算の中で全国農地ナビという全国農業会議所が指定をしております全国でどこの農地がどのように使われているかというのがインターネットを使った地図で見られる地図があるんですけれども、そちらの地図の地図データの更新の委託料がございました。こちらの金額が、今回整備が終わりますので減額になっていることで、農業委員会のほうの予算が大幅に減額になっております。

併せて、どういった取組をしているのかということではございますが、もう何度かご説明を申し上げているところではございますが、民間の企業さんへの法人の誘致、こちらにおきましても10ヘクタール以上の農地につきましては、耕作を継続できるような環境整備を町のほうでは取り組んでおります。引き続き新たな法人さんの取組、あとは個人の農家さんの今後５年、10年の利用意向についても確認をしながら、自作したいという方については自作をしていただいて、手放したいという方については、そちらの意向について取りまとめを行って、実際、法人さんのほうで欲しいよと、したいよといったときに速やかにご提案ができるような準備は進めているところでございます。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長、菅原です。

赤ちゃん米のお米につきましては、新しい村に

特別に作っていただいております減農薬・無化学肥料の特別栽培米のお米を使用させていただいております。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

商工会の会員数のほうを維持するためということで、特に今回コロナウイルスの関係で、その対策といいますか、その辺についてちょっとご説明させていただきたいと思います。

今回のコロナウイルスにつきましては、国のほうでいろんな経済支援のほうはさせていただいておりますので、そちらのほうの情報を商工会と共有しながら、会員さんのほうの相談に結びつけられるようにしております。

今一番、多分、優位率というんですか、借りやすいものが、昨日から何かスタートしています無利子無担保で借りられるという日本政策金融公庫さんがやられているものなんですが、こちらのほうのことが、今、情報は商工会のほうにも入っておりまして、会員さんのほうの相談があれば、そういうことを、また、それ以外にも埼玉県のほうの融資制度もございまして、セーフティーネットの４号、５号の認定のものもございます。

いろんなものもございますので、そういうものを商工会、町も含めてなんですが、情報をまず得て、会員さんのほうが使いやすいというんですか、会員さんにとって使いやすい融資制度といいますか、支援制度のほうを紹介させていただければと思っています。

また、金融機関さんもその間にはどうしても入ってきますので、金融機関さんとも連絡を取りながら、セーフティーネット４号、５号ですと町のほうの認定が必要ですので、その辺の情報のほうも共有させていただいております。

商工会とは本当に毎日のように、どこかそういう相談が来た場合ということで連絡を取りながらやっておりますので、そのようにさせていただいています。

以上でございます。

あと、すみません、ちょっと追加で……

○委員長（西村茂久君）　ちょっと待ってください。

副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

あと、今の支援制度の内容は、町のホームページのほうにもアップさせていただいて、皆さんが見て、あとは、なかなか町で全部更新していくことは難しいので、それぞれ経済産業省のホームページだとか県のホームページだとかにリンクして、そこに飛んで最新情報が見られるように、そんな形でホームページのほうもアップさせていただいておりますので、追加させていただきます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長、菅原です。

先ほどの赤ちゃん米なんですけれども、ちょっと言い過ぎました。減農薬・無化学肥料ではなく、減農薬・減化学肥料の新しい村で栽培しているお米ということになります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○産業観光課長（長堀康雄君）　産業観光課長、長堀です。

１点だけ補足説明をさせていただきたいと思います。

先ほど山下議員からご指摘いただきました資料１ページの耕作放棄地の面積なんですが、下の注釈のところに「以前耕地であったもので、過去１

年以上作付せず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地をいいます」ということで、これは先ほど主査のほうからも説明がありましたとおり、農家の方がセンサスの調査が来て、自分で記入する調査です。したがって、きれいに耕うんして耕作放棄地じゃないんじゃないのと思われるところも、この中に入っちゃっているんです。したがって、数字は上がります。ただ、先ほど来、農業委員会のほうで調査している利用状況調査というのは、人間の目で見て、膝上・膝下がどのくらいあるのかというのを実地検分して、見ている面積は減っていますよということでございますので、何もやっていないとか効果がないとか、そういうことではないということでご理解をいただきたいと思います。

法人を誘致するのでも、全部まとめると、10ヘクタールも法人が入った入らないによって遊休農地はもう減っているわけですから、そういうことでは、今後また増えていくとは思いますけれども、そのせめぎ合いの中で、やはり町、農業委員会、農業振興のほうでその曲線が上向かないように、やっぱり努力していく必要があるというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最後のことなんですけれども、膝上何センチって言いましたっけ。それだけ管理されているところだったら、これに減ってきているんだよと思いますけれども、管理されている、いないは別として、農業をやっていない土地、利用されていない土地、やはり増えてきているんじゃないかなと思っております。やはりそれをどういうふうにして企業を誘致というのも一つの手ですよ。

やはりせっかくある農地を、管理されているからこれは違うんだということになってしまうと、宮代町は本当に「農」のあるまちで、農業をやっていないということになってしまうので、しまいには。ちょっと大変かなと私は思っているんです。

家だって、家のことを言ってはあれなんですけれども、家の近所でもやっぱり管理だけはしていますよ、きちんと。しかし、農業はやっていません、はっきり言って。この実際には、中身は米が安いからだと思いますけれども、もうやっていません。

やはりそういう土地をどうするのか、将来。宮代町は本当に「農」のあるまちということでも、農地はあるけれども、農はやっていませんということになってしまいます。

それと、新しい村のお米なんですけれども、これは祝い米といって、新しい村に全部委託をしているということになってしまいますよね。「農」のあるまちで、地元の農家の人のお米は買わないで、やる。その辺のところというのは、ちょっとどこか違っちゃうんじゃないかなという感じがするんですけれども。やはり地元の農家と少しはと、半分半分にするとか、やっぱりそれも一つの手ですよね、農家のやる気を出させる。

何トンもやるか分かりませんけれども、200人として２年と20キロだと４トンですか、それだけのお米を宮代の新しい村だけにやるというのは、おかしな感じがするんですけれども、その辺のところどう思いますか、最後に。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長、菅原です。

祝い米に地元のお米をというお話ですけれども、地元のお米は森の市場「結」の指名買いのお客さんですとか、あるいは飲食店、そういったところで生産者さんから預かってはいるんですけれども、

全て売り切れてしまっているような、今、状態なんです。

新しい村、森の市場「結」全体で言えるんですけれども、例年お米がもう５月、６月ぐらいで売り切れてしまって、農家さんにもお願いをして持ってきてほしいということで、少しずつ持ってきては頂いているんですけれども、なかなかそれ以上のロットにはもうならないような状況ですので、決して区別して売っているとかということではなく、地元のお米も優先して全て販売はさせていただいているようなところです。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございます。

ぜひ……山下です。

本当に地元の農家の救済じゃないんですけれども、米を、「農」のあるまちですから、やはり売っていく、これが優先的にやっていくということで大事じゃないかなと。新しい村は新しい村ですよ、それは。新しい村と半分半分にするとか、そういうふうにやっていくというようなことは、やはりこの弱い宮代町の、子供が生まれて、農家の人も助かるし、新しい村も助かるし、もらったほうも助かる。やっぱりそれがお祝いじゃないかなと私は思っております。ぜひその辺のところは、地元の農家の人も助かるような祝い米にしてほしい。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時４３分

再開　午後　３時５７分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

産業観光課分の質疑を行います。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。お願いいたします。

参考資料の18ページ、メイドイン・宮代推奨品の認定状況というのなんですけれども、ちょっと前段者の質問とも重なるんですけれども、この中に「みやしろっ子」とか、ＪＡ南彩から出ている「村育ち」コシヒカリは、新しい村ということなんですけれども、ほかの農家さんは結構ミルキークイーンとかおいしいところもあるんですが、特約栽培米でやっぱり出しているところがあったりするんですけれども、出たのが新しい村とみやしろっ子ということなんですけれども、何かこれ、農家さんとかからは出てこないのかというのと、あと、これ始まってもう20年以上たつと思うですが、巨峰そのものが入っていないんですよね。加工品とか入っているんですけれども、やっぱり、すみません、それの何かなぜかと、20年前は全然大丈夫だったってもう農家さんすぐ分かったんですけれども、20年たってすごい減った中で、これがどうしてかということです。

それで、「村育ち」コシヒカリというのと、先ほどの赤ちゃんにプレゼントする特別栽培米の減化学肥料栽培米というんですか、あれとはまた違うのかとは思うんですが、この「村育ち」コシヒカリというのと農家さんとの関係と、赤ちゃんに出しているお米との違いをお知らせください。

あと、すみません、さっきのマーケティングの話で、予算がつかなかったというか先送りになったというんですけれども、マーケティングって一番大事なことなんですが、なぜこれが駄目だったのか、予算上なのか。まず一番大事でやらなきゃいけないことだと思うんですが、この予算がつか

なかったということに私はすごい疑問に思います。理由をお聞かせください。

あと、ふるさと納税で農家さんとか商工会、商工業者さんとかに、多分、還元率というか、あると思うんですけれども、結構多いところと少ないところがあると思うんですが、多いところはどれぐらい還元されているのか。とてもそれはいいことだと思うので、それをお聞かせください。

あと、新しい村のお弁当にも紫芋のコロッケとか入ってきますけれども、この巨峰と紫芋っていうのは、すみません、紫関係で色関係で入ってきているのか、そうじゃなくて全然、たまたま紫芋を一生懸命やっている農家さんがいたので入ってきたのか、関係があって両方紫ということで売り出すのか、新聞にも入ってくる広告って結構、紫のきれいな新しい村の何かイメージがありますけれども、関係あるのかお聞かせください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

順序は変わってもいいですけれども、答弁できるところから答弁を始めてください。

答弁求めます。副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長、菅原です。

まず、先ほどのマーケティングの予算の関連ですが、こちらにつきましては、やはり町全体の規模で考えたときに、来年度まで第５次の総合計画を今、策定中ということもございますので、その計画の中で併せて検討をしていくべきではないかと、そういった意向がございましので、確かにはそういった部分もございましたので、担当としてもそうさせていただきますということで判断をさせていただいたところです。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

メイドイン・宮代の推奨品としてお米、あと巨峰が入っていないということなんですが、これは申請制度ですので、町からの認定制度ではないということが一つございます。

それと、やはり基準としましては、町内で製造または生産、または加工されている商品で、町内で販売しているということで、あとは２年以上の販売実績があるというものがメイドインの主な基準になっています。農産物については、なかなかそれを認定するということ自体がちょっと、認定といいますか申請そのものが、何というか、意識がないと言ったらおかしいんですけれども、多分そういうものではなくて、加工品とちょっと違って農産物というのは、なかなかメイドインというものになじまなくて申請をされていないのか、ちょっとその辺の状況がこちらもつかんでいないんですけれども、一つは申請制度であって、申請が今までなかったというところは現実としてはあります。

あと、先ほどちょっとほかの議員さんの答弁でも申しましたけれども、巨峰については埼玉の埼玉ブランド、県のブランドの認定のほうは受けているということで、そこは宮代の巨峰ということで受けております。

ですので、ちょっとちゃんとした答弁になっていないんですけれども、一つは申請制度であるということで、今現在、一般農家さんのお米と、あとは個人の農家さんの巨峰というものが入っていないというところが事実ということになります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長、菅原です。

紫野菜の関連ですが、こちらにつきましては、

町の若手の農家さん中心に、宮代町のカラーである紫を使ったもので、農産物を使って町を少し盛り上げていこうという意思がございましたので、町もそうした意向を応援させていただいておりまして、こういったチラシですとかパンフレット等に掲載を今させていただいているような状況となっております。

ちょっとこういった回答でよろしいのかどうか分からないんですけれども、一応そういったことになってございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　マーケティングのほうは先ほどもお話しいただいたんですが、私からしたら、え、何で入っていないのというのがありましたけれども、今度の総合計画でということでしっかり入れていただいて、やはりマーケティングは基本だと思いますので、しっかり新しい村の今後を考えたときに必ず入れていただくようにお願いします。

あと、紫芋と巨峰に関しては、紫ということでということで、以前もほかの議員から巨峰祭りがいつの間にかフルーツフェスタになったという話もありましたし、巨峰農家が減ったからこそ宮代の巨峰が県のブランドの一つに入ったということで、やはりさらにアピールとかしていくためには、このメイドイン・宮代推奨品の中に入っていないというのが、私も、えっと思ったんですけれども、何かいい方法がないかと。やっぱり宮代は巨峰だなというところを出してもらいたいのと、あと、農家さんではお嫁さんとかが頑張っていろんな種類を、巨峰だけではないんだけれどもというのも頑張っているところもありますので、そこをちょっと今後、一番、私もまさか巨峰が入っていないって考えもしなかったんですけれども、今びっくりしたので、改めてお願いします。

あと、紫つながりということで、はい、分かりました。

それで、ふるさと納税の関係は大体金額とか、結構人気の商品とか、ランク付け出てはいるんですけれども、皆さんに、多分、町内の業者さん、農家さんに多分還元されているであろうやということは分かりますけれども、結構偏っちゃっているのか、そうではないのか、お願いいたします。

お米がなくなると、多分ほかの商品とかになったりもするとは思うんですけれども、分かる範囲でお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

ふるさと納税のほうの関係なんですが、まず財政のほうからちょっと資料が出ているかと思いますが、ふるさと納税の今現在の金額で、ちょっと１月末では調べられなかったので今現在になりますと、約6,500万ぐらいの寄附金が入っております。

その返礼品の中なんですが、先ほど申します巨峰につきましては、金額にしますと約2,000万の金額で入っております。件数ですと1,741件ということで入っております。今年は天候がちょっと不順だったもので、なかなか巨峰が難しくて、本来もう少し出したかったところなんですが、農家さんのほうがちょっと出せないという事情で、途中数を減らしたりしながら、この数字になっているというのが現状です。ですから、本来でしたらもう少し2,500ぐらい見込んでいたんですが、ちょっと少なくなっているというのが現状でございます。

あと、お米につきましては、新しい村の「村育ち」、これは20キロで出しているんですが、こち

らのほうで金額として2,000万弱の金額になっております。1,111件ということで出ております。

あと、ＪＡさんのほうがやっている「みやしろっ子」、こちらは10キロで出しているので、ちょっと件数で、キロ数にはならないんですけれども、そちらのほうが268件ということで約268万ということになっております。こちらもお米は町のほうでもっと出したいという気持ちもあるんですけれども、なかなかふるさと納税に回せるお米の量というのがどうしてもＪＡさんのほうも確保するのが難しくて、この量しか、売れなかったわけじゃなくて出せなかったというのが現状になっておりますので、もっとあれば、ふるさと納税として提供することは可能であったと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　結構農家さんとかに還元されているのが分かりました。

それで、初めに質問した内容で、ちょっと私しゃべり方がおかしかった、ちょっと理解していただけなかったと思うんですけれども、子供の赤ちゃんに入っていく特別栽培米のお米っていうのは、この「村育ち」コシヒカリではないですか、同じですか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

ふるさと納税に使っているお米は、こちら「村育ち」コシヒカリになっておりまして、あと赤ちゃん米のほうで使っているものは、特別に栽培されたもので別のお米になっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　分かりました。

赤ちゃんの特別栽培米で皆さん気を遣って、やっぱりおっぱいになって子供を育てていくので皆さん気にされているのと、またそこが特別栽培米というところが好評だと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず、152、153ページの農業生産基盤整備推進事業(2)です。

この関係で、154、155ページになりますけれども、まず、この宮東・中島農業基盤強化事業、もう何年たって、実際、事業の実績はどういうところまで来ているのか、その１点と、それから、多面的機能支払支援事業補助金の交付ということで、歳出関係のところでも説明がありますけれども、これについての増額の理由についてお尋ねいたします。

それから、156、157ページ、(1)の商工業振興事業なんですけれども、これの中の18節、次のページ、負担金補助及び交付金の中の街路灯電気料補助金があります。これも、これまで何回か出たと思うんですけれども、もう商売をしていないで、ただ従来やっていて皆さんと一緒に会にも入ってやっていた関係から、街路灯の電気料金も支払いしていたと思うんですけれども、やめた方がやはりずっとこれを払い続けなければいけないのかという、そういう問題があったと思うんですけれども、もう商売をやめた方、そういう方の、やはり何といいますか、電気料金の補助をするための町の手助けというか、こういうのに充てるべきではないのかなというふうに思いますけれども、その考え方、１回設置しちゃうとずっと払わなければいけないのかどうか、その点。

それから、その下の店舗住宅リフォーム補助金。これは資料にも入っておりますけれども、平成30年度は119万3,000円で、どういうふうになっていくのかなと思っていたんですけれども、前年度は200万円、２月27日現在でもう交付済みということで非常に結構なことだと思うんですけれども、これは使い切ればいいとは思うんですけれども、逆に足りない場合はうれしい悲鳴ですけれども、そういうふうになってほしいものだと思うんですけれども、そういった点ではどういうふうになっていくのか。同じ款目の間で、桜市実行委員会負担金だとか、もう中止ですから、こういうのもそういうのに回っていくのかなとは思いますけれども、店舗住宅リフォーム補助金のここのところの状況、どういう状況なのか数字上では分かるんですけれども、実態はどうなっているのか。

それから、これ概要説明と違うんです。本来、「店舗・」じゃないですか、中に点、入りませんかと思いますけれども。

それから、その下の(4)まちなか起業創業支援事業。これについて委託料なんですけれども、杉戸町と合同開催するための実施委託料の増ということで、全額94万3,000円増になっていますね。この関係のご説明をお願いしたいと思います。

それから、これに絡めてなんですけれども、先ほども前段の議員から出ておりました空き店舗対策事業なんですけれども、ずっとやっていますけれども、実際、空き店舗の対策は目に見えるようになっているのかどうか、その点、これまでの実績等も含めてご説明お願いしたいと思います。

それから、158、159ページの消費者対策事業。これは予算書を見ると、中身は分からないんですけれども、消費生活相談員の身分が非常勤特別職から会計年度任用職員へ移行ということで、臨時職員からだと賃金がなくなるだけで、会計年度任用職員へ移行しても報酬になるのかなと思うんですけれども、これは98万減になっていますよね。これはどういうふうになっているのか、その点。消費者対策費として、中身とこの職員の関係、報酬との関係、それについてご説明お願いしたいと思います。これについては、77ページの私たちの予算書にも載っております。総事業費が確かに10万9,000円、ですから11万円でこういった相談に乗っているんですけれども、これらを含めてどういうふうになっているのか、併せてお答えいただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。担当主任。

○農地調整担当主任（鷺谷栄一君）　農地調整担当主任、鷺谷です。よろしくお願いします。

まず、一番初めの圃場整備の関係でなんですが、こちらについて平成29年度に水田農業に関するアンケート調査というのを実施しまして、それでその際には、須賀地区２か所、百間地区２か所の計４か所を実施しております。調査結果を踏まえまして、農業委員、農地利用最適化推進委員との協議を経まして、今回の宮東・中島地区の水田エリアをモデル地区として選定いたしました。

農地の面的集約や共同化等を視野に入れた地元関係者と検討会をスタートさせまして、平成30年度におきましては、県内で埼玉県圃場整備事業の取組を行っている蓮田市閏戸地区の取組事例等を６月21日に地元の農業委員または農地利用最適化推進委員等を対象に視察を実施したりとか、８月10日には蓮田市の閏戸地区への視察報告を兼ねた勉強会を開催しております。

その後、早期の地元合意形成や事業採択の実現に向けまして、地元農家主体にやる準備組織の設立に向けた地元集落代表者の選出を行いました。

平成30年度の12月14日に準備組織の設立、準備

会議を開催しまして、宮東・中島地区圃場整備準備委員会を設立いたしました。

平成31年２月８日には第１回準備委員会会議を開催しまして、春日部農林センターの担当部長を講師に迎えまして、圃場整備事業について正しく理解していただかなくてはならないため、勉強会を実施したりとか、事業を行わなくてはならない事項等について共通認識を図っているところです。

平成31年度の４月に地権者全員アンケート調査を実施しておりまして、その際の回答率は76.1%、その回答率の76.1%の中で同意率は94.1%でした。

その調査結果を踏まえまして、６月に県に対しまして新規採択要望を提出しております。しかし、平成31年度の10月には本採択は認められませんでした。その代わりとしまして、令和２年度、来年度、本来であれば本採択されて１年目にやるべき調査の一部を実施するということで調整しております。

今後については、最短スケジュールを想定したスケジュールに従いまして、仮同意率100%を目指すべく準備委員会と町とで説明会等を開催していく予定となっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○農業振興担当主査（鈴木　功君）　農業振興担当の鈴木です。

多面的機能支払交付金の増額につきましてご説明させていただきます。

こちらの交付金制度を活用した活動は、町内では今まで３つの地区で実施されております。まず、若宮地区、それから中地区、それから宮東の内野地区です。

令和２年度からは、新たに和戸の沖の山地区におきまして約40人の農家の方が参加意向を表明しておりまして、受益面積が15ヘクタールの水田エリアにおきまして多面的機能交付金を使った協働活動が実施されることとなりました。

なお、３月８日の日曜日に、沖の山地区におきましては活動組織の設立総会が無事に終わったという報告を頂いております。その活動組織が１つ増えるということで、予算が増えるということとなりました。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

それでは、まず街路灯の補助金についてご説明させていただきます。

こちらについては、商店会と、あとそれに準じるところということで補助金を出させていただいているんですが、実際には学園台商店会ですか、昔あったんですが、今は商店会自体はなくなったんですが、すずらん会として管理母体をつくって、そこで街路灯を一括管理しているということで、補助金のほうは出ております。

そのように個々のお店といいますか、個々に対してちょっと補助金ってなかなか難しいんですが、この補助金の趣旨というのは、あくまで買物環境の向上と商店街のイメージアップということもありますので、一括して管理をして、そこを明るく照らしていただけるという、そういうことの団体を設立していただければ補助金のほうの交付というのは可能だと思っております。

続きましては、店舗住宅リフォーム補助金についてですが、現在、資料にあるとおり、今回につきましては200万、予算額のほうが全て交付決定をされております。まだ何件か実績報告が上がっていないところがあるんですが、そちらのほうで全部200万が交付されるということになっております。

今年はちょうど２月くらいが最後の申請になっていただいて、その後、工事期間もございますので、ちょうどいい感じで補助金のほうの交付が終わったのかなと思っております。

ただ、今後この補助金制度のＰＲを浸透させていただいて、もう少し増えた場合ということなんですが、今現在は200万という予算の中で、範囲内でということで補助金の交付を考えておりますので、ホームページのほうで現在の残高ということで、あと幾らぐらい申請ができますよ、残っていますよということをお知らせしながら、あとは申請する工務店さんのほうにもそういうことで、今、あとありますかということで、１回お問合せいただいてから申請を頂くとか、そのような形でやっております。

今後これが夏ぐらいになくなってしまうとかそういうことになれば、またちょっと予算のほうを再検討させていただきたいと思っております。

また、続きまして、まちなか創業支援事業のほうの創業支援事業委託料についてですが、こちらについては、杉戸町と合同で月３万円ビジネスについての講座のほうを予定しております。こちらは、内容としましては、今、商工会のほうで創業セミナーをやっていただいて、起業創業に向けた支援をさせていただいているんですが、自分で店舗を持って、それで創業するというのはハードルがなかなか高いということもございますので、まずは一般の方々が創業するというその意識を持ってもらうために、月３万円ビジネスという手法を取り入れた講座のほうを開催する予定でございます。

杉戸町と合同でやるということにつきましては、宮代町、小さいですので、宮代町だけで参加者を集めるというのもなかなか難しいこともございますし、２町であれば財政的な負担のほうも２分の１に軽減される。また、東武動物公園駅東口の整備も今スタートしておりますので、そういう意味では杉戸町と一緒にやるということのメリットもあるんではないかということで、杉戸町と２町で合同開催ということでさせていただいております。

こちらにつきましては、創業したいという方の支援ということで、最後、実践の場まで一応、実践研修までやって、それで１年間卒業ということで考えておりますので、定員につきましては、ちょっとなかなか講師が見られる限界がございますので、16名ぐらいを、今、予定しております。

子育て中のお母さんだったりということで、女性をターゲットとさせていただいて、募集をかける予定でおります。

この近隣では、この手法について月３万円ビジネスというのは、草加市、本は、あとちょっと前に杉戸町が単独でやっていたり、あとは伊奈町等、今は全国的に広がっている、そういうビジネスモデルでございますので、そちらを用いて宮代町でも創業をしたいという、そういう方々を少しでも増やす種まきとしてやらさせていただきたいと思っております。

あと最後に、空き店舗の補助金なんですが、こちら今年度の実績については、リフォームについて１件、100万円出ております。あと、昨年度リフォームをして家賃補助の分が少し残っていた方がいらっしゃいましたので、今年、昨年度と引き続きということで１件ありまして、合計で130万円が今年の実績になります。

委員おっしゃるとおりに、補助金があるから、じゃ空き店舗がなくなるかというのは、なかなか難しいことだと思っております。

ですので、空き店舗という解釈もなかなか難しいんですけれども、宮代町、店舗と住宅が兼用になっている、そういうものもいっぱいありまして、

なかなか店舗の部分だけを貸すということも難しい、そういうようなものもございます。そうすると、家を全部、廃業すると建て替えて通常の住宅になってしまうという家もいっぱいあります。ですので、必ずしもが全て空き店舗が借りられて、そこで創業できるというわけではないんですけれども、できるだけ大家さん、オーナーさんとも話しながら、空き店舗が少しでもなくなるようなことができていければと思っております。

そのためにも、その仕掛けとして月３万円ビジネス、そんなものをやりながら起業創業の芽をちょっと増やしていければと思っております。

以上でございます。

あと、すみませんでした。

消費者のほうの消費者対策事業のほうの予算の減についてですが、こちらは、相談員のほうが特別職が会計年度任用職員に変更になったということで、予算自体が消費者対策費のほうから商工総務人件費のほうに移動したということで、予算上はちょっと減っているような形になっておりますが、現実には、この消費者対策に関する費用自体は令和元年度と同じ金額が用意されているということで、ちょっと予算が違うところに移ってしまったので、見かけ上減っているようになっております。こちらの表し方のほうをちょっと工夫させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、確認もしながら再質問させていただきます。

まず、宮東・中島農業基盤強化事業ということで先ほど説明がございましたが、これは10月というのは、昨年の10月のことですか。本採用にはならなかったけれども、これが本採用になるとどうなるんでしょうか。当面それを目指してやってきたんだと思うんですけれども、どういうふうになっていくんでしょうか。

それから、この多面的機能支払支援事業補助金の交付ということで、話は分かりましたが、もともと農業生産基盤整備推進事業の中の負担金補助及び交付金ですから、結局、多面的機能支払支援事業補助金というけれども、何をするのかというのは、これになるとは思うんですけれども、目的は何なんでしょうか。その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、156、157ページの商工業振興事業なんですけれども、この商店街の街路灯の関係なんですけれども、じゃ、商売をやめて、いいですよ、また関わった元の店主がまだいれば。そういう方も亡くなってしまって、そういう街路灯が残った場合は、相続する方がそういう商売もしていないのに、またその街路灯の電気代は払わなくちゃいけないんですか。そういう話になっていくと思うんですけれども、そういった点では、どういうふうにこの扱いがなっていくのかお願いしたいと思います。

それから、店舗住宅リフォームは分かりました。これ、点、要らないんですか。しつこいようですけれども、すみません、それだけ。

あと、156、157の(4)のまちなか起業創業支援事業ということで、それと空き店舗の話と、これを絡めて答弁もなされたんですけれども、私はやっぱり、そもそもこういう空き店舗、宮代だけじゃないですよね。東武動物公園東口の、もう、川を渡った杉戸のほうも全部空き店舗になっていますよ。下手すると、宮代よりひどいかもしれないですよね。

なぜそうなっているのかというのは、やっぱり大店舗法ですよ。それでもう全部地元の商工業者、

特に商業者はもう壊滅的になって、それは若い方は遠いところに車で、どんなに遠くても車で行けば簡単に買物できると。

でも、私は、そういう背景もあるんですけれども、だんだん自分も年取ってくると、やっぱり本当のまちづくりっていうのは、歩いて500メートル以内で衣食住、それに病院があれば最高ですよ。それができないまちづくりというのは、何なのかなと。やっぱり昔のほうがいいかなという感じはするんですけれども、それを言ってもしようがないんですけれども、どうもやることが、さっきから前段のところでも言っていましたけれども、種まきだけなんですよ、本当にそれを抜本的に改善していくというんではなくて。じゃ、何もしなければいいのかというと、そうじゃないからやっているような感じに見えて。

だから、大本がそういうんだから駄目だと思うんですけれども、なかなか難しい問題だと思うんですけれども、やっぱりそういうところに問題があるというふうに思うんですけれども、もう時間ですので最後にしたいので、その点ではどういうふうに担当として、課長でもいいです、答弁していただきたい。

それから、この消費者対策費なんですけれども、じゃ、どこに行ったんですか、この報酬関係は。最後それだけ。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

まず、商店街の街路灯の関係なんですが、一つは街路灯と、町で管理しているのがあとは防犯灯と２つの区別がございます。ちょっと担当課は違うんですけれども、そういうことで、防犯灯は防犯灯で町のほうで管理するということもできますので、一つの選択としては、商店会さんのほうで一回、商店街の街路灯というその事業をやめて防犯灯に切り替えるということは可能は可能です。ただ、どうしても一本一本の幅とかが違ってくるので、今までの明かりが確保できるかということはちょっと疑問があるんですけれども、管理の上では、そういう形で町が管理する防犯灯のほうに切り替えるということはできます。

あと、町のほうでは、なかなかその撤去の補助金というのは創設していないんですけれども、商工会のほうで商店会についての撤去に関する補助金、金額は小さいんですけれども、そういう補助金も用意はされております。ですので、今回その補助金を使って撤去をするという、ちょっと商店会もあるようなことも聞いております。

どっちにしろ議員がおっしゃるとおり、個人のお宅にあって個人の資産のものなので、町がそれをどうするこうするというのは、なかなか難しいこともございます。ただ、でもそれがずっとあるということもよくないと思いますので、商工会もしくは商店会とその辺も話しながら、適正な管理ができるようなことはちょっと考えていきたいと思います。

あと、すみません、先ほどちょっと答弁が漏れてしまったんですけれども、説明の中の店舗リフォームの点がということなんですけれども、補助金そのものの名称としては、「店舗・住宅リフォーム補助金」というのが、補助金名としてはその点ありになっています。このときは、説明のほうは補助金名が単独にというよりは、概要が分かるようにということで説明書になっていて、ちょっと点が抜けてしまっていたので、これ正式には点があるのが補助金名になりますので、申し訳ございません。

それと、空き店舗については……では、その前

に消費者のほうのお金の関係、ちょっと先に答弁させていただきます。

今までは消費者対策事業の中に消費者相談員のほうの費用が入っておりました。今回は、そこではなくて、154ページ、155ページの商工総務人件費、こちらのほうの中の、すみません、ここの報酬で会計年度任用職員報酬がございます。こちらが今まであった消費者対策事業のほうの相談員の報酬になっております。１人分になるので、大丈夫です。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○産業観光課長（長堀康雄君）　産業観光課長の長堀でございます。

最後の156、157の大店舗法の関係のご質問でございますが、これは丸藤議員おっしゃるとおりだと思います。

ただ、じゃ、町のほうで大規模にそれが何かできるかといいますと、それはやはりいろいろと財政的な面もありまして難しいとは思います。今までここ数年来、空き店舗に対する補助金のほうの制度をつくらさせていただきましたけれども、ただ補助を出すというだけでは、簡単に分かりましたというので入ってくるというのは難しいと思います、ハードルが。

それで、農業のほうでもやっておりますが、新規就農者の育成の事業を行っていますけれども、ちょっと種まきじゃないかと言われれば、もうそれで終わりなんですけれども、人をやっぱり育成する、それに対してのご支援をさせていただくというところから始めませんと、なかなか空き店舗のほうにまで結びついていかないんじゃないかと。補助金をつくれば、そこにぱっと人が入るというのではないというふうに考えまして、時間はちょっとかかるかもしれませんが、そういうことからやるべきではないかと。先ほど議員がおっしゃっていましたとおり、隣の杉戸町も同じ悩みがあると思います。他の議員からも、町が隣なので杉戸町と連携していく事業というのも考えていくべきじゃないかというのをほかの質問でも頂いたかと思いますが、そういうのもございまして、杉戸町の商工担当、それから杉戸町の副町長等にもご尽力していただきまして、最終的には杉戸の町長も予算を取ってやれよということで、今回ご協力を頂いた事業でございますので、杉戸町とは一緒に連絡を密に取りながら、こういう事業を、種まきですけれども将来大きく育てるように、ちょっと努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　担当主任。

○農地調整担当主任（鷺谷栄一君）　農地調整担当主任の鷺谷です。

質問の中で宮東の圃場整備の関係で、昨年度の10月に採択を得られなかったということで、その10月がどういう意味を示すかというのは、町の予算というのは、10月、11月に次年度の計画を立てるものでありますので、10月に採択が得られないと予算の計上がちょっと難しい状況でございます。そのために昨年の10月に調整していた次第です。

本採択になりますと何をやるかといいますと、実際この圃場整備については５年間かけてやるものです。５年間のうち、まず初めの２年間については、調査を行います。調査については、現場の調査、現地調査、測量、例えば土壌の状況を農家の方から聞き取ったりして、土壌の状況というのは、例えば土の状況とか、そこが土質がどうだとか、砂質だとか粘土層だとか、そういったものを聞き取り調査したり、あと地耐力調査といって、地面の強さ、構造物を置いたときにどのように、例えば大きな構造物を置いておくと沈んでしまうとか、そういったものが影響しますので、そうい

った地耐力の調査。

あと、施設の状況調査。施設の状況調査というのは、町の施設、水路とか道路とかというのは町の公共施設でございます。そういったものの老朽化具合とか、現在の使い勝手、そういったものを全て調査します。

あと、地盤の調査。これは土地の一筆一筆、高さが違います。地盤の高さが違う、標高差が違いますので、そういったものを今回の圃場整備で直していきたいと思っておりますので、そういった一筆一筆の高低調査を行います。

そういったものを総合的に計画として農地の図案を作成していきます。それを調査の１年目、２年間として２年間かけて行います。

その後なんですけれども、何を行うかというと、工事。その後３年間で工事を行います。

工事についても面積が広いですので、何というんですか……すみません、工事と、あとその後の施設の譲与。県が工事を行いますので、その後、町がその工事で造ったものを引き継がなきゃなりませんので、そういった譲与の手続等があります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○農業振興担当主査（鈴木　功君）　農業振興担当主査、鈴木です。

多面的機能支払交付金制度の目的、内容等につきましてご説明いたします。

こちらの交付金制度につきましては、平成26年度から国のほうで法律を作りまして、農業、農村の持つ多面的機能の維持発揮のために、それを支える地域活動あるいは営農活動を支援する制度ということで始まったものです。宮代町におきましては、平成29年度の若宮地区を皮切りに、令和２年度では、先ほどご説明いたしましたが、沖の山地区で新たに活動が始まることとなっております。

対象となるのは、農家で構成される活動組織あるいは農家プラス一般の方も加わった活動組織が対象となります。

交付単価というものがありまして、田んぼに関しましては10アール当たり3,000円、畑に関しましては10アール当たり2,000円、それぞれ交付対象区域内の交付対象面積というものがありまして、それに基づきまして各活動組織に対しまして、国から埼玉県、埼玉県から宮代町、宮代町から補助金として各活動組織のほうに交付するものとなっております。

なお、この交付金につきましては、２分の１が国、残りの２分の１を４分の１ずつ国と県が負担するということとなっております。

主な使い道につきましては、水路の泥上げや農地のり面の草刈り、農道の路面維持、施設の点検、あと活動組織内におけます研修活動、そういった活動に対しまして交付金を使うことができるというものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　すみません、今の交付金の関係なんですけれども、国・県が４分の１、町が２分の１で、国・県が、その辺ちょっと。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○農業振興担当主査（鈴木　功君）　農業振興担当、鈴木です。

国が２分の１でございます。残りの２分の１を町と県が半分ずつ負担するというもので、地元の負担はありませんということです。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で産業観光課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時５１分

再開　午後　４時５８分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより、まちづくり建設課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

なお、本日、まちづくり建設課分についての質疑は３時間を予定しております。したがいまして、質問側もそれから答弁側も、的確な質問、答弁をお願いいたします。質問者のほうには大変申し訳ございませんけれども、質問と再質問、再々質問で終了させていただきます。ぜひ議事進行にご協力のほどお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介、お願いいたします。

ちょっとお待ちください。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君）　まちづくり建設課長の石塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　皆さん、こんにちは。都市計画・都市整備担当、副課長の室田です。よろしくお願いいたします。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（花澤　勉君）　都市計画・都市整備担当の主幹、花澤です。よろしくお願いします。

○道路担当主査（和田光春君）　道路担当の和田です。よろしくお願いします。

○下水道担当主査（髙澤　学君）　下水道担当主査の髙澤でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画・都市整備担当主査（髙橋道彰君）　都市計画・都市整備担当の主査、髙橋と申します。よろしくお願いいたします。

○都市計画・都市整備担当主幹（髙橋勝己君）　都市計画・都市整備担当の主幹、髙橋です。よろしくお願いします。

○都市計画・都市整備担当主査（島村明子君）　都市計画・都市整備担当、島村と申します。よろしくお願いいたします。

○道路担当主査（冨田満晴君）　道路担当、冨田と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

３点ほどご質問させていただきます。

まず、１点目は、私たちの予算書27ページ、予算書の166と167ページになります。

東武動物公園東口周辺整備事業です。

東武動物公園駅の東口周辺事業は多くの住民が期待をしております。早期完成を目指すと言うが、これ、いつ完成予定なのかというのが１つです。

もう１つは、幸手駅も同じＰ型の駅前広場ですけれども、幸手駅の場合は、商店街が撤退して閑散としているという町民の不安の声を聞いております。東口通り線沿線の商店街の活性化において、中心市街の魅力向上を図るというふうに言っていますけれども、どう商店街を活性化していくのか

というのが２つ目になります。

そして、２つ目の質問は、私たちの予算書84ページの公園等環境管理事業の公園管理業務委託等になります。

はらっパークは、小学校低学年以下の子育て世代にとって、子供と一緒に遊んだり、特にボールを使って遊べる場所では小学校を除いて唯一の場所となります。大きな原っぱは有料で、小さな原っぱは無料となっております。現在、小さな原っぱのほうは混雑していますけれども、大きな原っぱは団体が使っていないときは閑散としていて、とても違和感を感じていますし、子育て世代から管理の仕方がおかしいんじゃないかという話を頂いています。大きな原っぱを団体に有償で貸す場合は仕方ないんですけれども、団体等が使っていないときは、親子などに無料で使うようにできないのかというのが質問になります。

３点目の質問ですけれども、私たちの予算の85ページになります。

土地区画整理推進事業ですけれども、事業の完結に向けてとありますけれども、どうなると完結したことになるのか。また、いつ完結するのか。

以上、３点を質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　都市計画・都市整備担当の室田です。よろしくお願いいたします。

では、浅倉委員の質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

まず、１点目の東武動物公園駅の東口の整備でございますけれども、こちらにつきましては、平成29年８月４日に街路事業の認可を取りまして、基本は７年になります。それですので、平成36年３月31日までの７年間が事業予定なんですが、何分国等の補助金のつきが悪かったりすると延びていきますので、今の段階の中では平成36年の３月を目指して頑張っているところですが、補助金ですとか、それから、地権者等の交渉を今しているところでございますので、用地買収の進み具合によってはずれていく可能性があるという形になるかと思います。

次に、商店街の活性化という中につきまして、努力をしているところなんですが、東口の整備の関係の協議会の中では、商工会の方も含めて入っていただいて、皆さんで話合いながら、商店街の活性化も併せてできるように努力をお願いしているところでございます。

次に、公園のはらっパークの関係でございますけれども、はらっパークは今現在指定管理に出しておりまして、そちらのほうが管理をしている中で、やはり基本的には広場については有償で貸しているというのが実情でございますので、ご意見がいろいろある中で、改善点がある場合につきましては調整をいたしますけれども、基本的には有償施設ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、区画整理の関係の完結でございますけれども、区画整理の現在の様子でございますけれども、区画整理につきましては、全部工事は完了いたしまして、換地もできております。２月11日に解散の総会をやりまして、本計画が３月10日付で国から解散公告の関係が公示されましたので組合が解散になります。

今やっていることは、区画整理をやる中で、清算をする関係で、お金を払っていただく方とお金を逆に組合から払わなければいけない方、両方やっていたんですが、組合からお金を払わなければいけない方については、全部完了しています。残

った方の、逆にお金を徴収する方、その方につきましては、今現在６名の方が分割で払っていただいていますけれども、来年の７月までで終わる形になるかと思います。ごめんなさい、来年ではなく、今年の７月です。今年７月にそちらのほうのお金が全部清算ができた段階の中で、清算委員会の方の解散総会をやって、それが終わればお金の関係も解決できて、全てが完結できて、全てが終わると。

その段階の中で、来年度につきましては、事務所の片づけも来年３月までに片づけていきたいと。それで全て完結するというふうに考えています。

今、すみません、はらっパークの多目的広場でございますけれども、予約がなくても多目的広場については使えるという形で動いています。予約がなければ、使っていただける形になっています。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　再質問をいたします。

東武動物園東口周辺整備事業なんですけれども、これ、私たちの予算書27ページのほうに、イメージ図が描いてあるんですけれども、こういった幸手の場合だと、周りに何もないという感じなんですけれども、東武動物公園駅の東口の場合には、こういったＰ型のローターリーの周りに、こういった商業ビルが建つというようなイメージなんですけれども、このイメージどおりいくとは限らないまでも、これに近い形の整備がされるのかということだけお聞かせください。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　都市計画・都市整備担当の室田です。

今、委員さんから27ページにイメージ図の関係で、こちらよく質問があるんですけれども、これは地元の方が納得してこういう形になっているのかという中については、あくまでイメージ図でございまして、こうなっていただくと理想というふうに思っています。

また、一部、中で徐々に計画が進行するに続いて、やはり商業的な使い方をしたいと考える方も出てくるというふうに思っているところでございまして、これは事業としてやるのはあくまでも駅前広場だけなので、あとの周りにあるビルとかというものについては、全て個人の皆様が自発的にやっていただく。または、商工会と協力しながらやるという形になるかと思いますので、事業には入っておりません。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　ということは、あくまでもこれはイメージだけで、こうなるかどうかは、駅前商店街の皆さん次第ということになるということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。ありますか。

〔「私が最後の質問をする」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　それは分かりませんけれどもね。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　私は１点だけ質問します。本来は２、３点あるんですけれども、笠原の問題については多分誰かがやると思うから、私は質問しません。

私が聞きたいのは、道路の拡幅の問題で、今12号線やっていますよね。それはいいんですよ。だけれども、あれ、全部あの通り、完成は難しいで

すよね。というのは、多分今までの説明を聞いていると、買収ができないところがあるわけです。それは何か問題があるんでしょうけれども、なぜ買収ができないのか、ちょっとその方法をまず質問して、それから再質問したいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、高橋と申します。よろしくお願いします。

今年度、都市計画道路春日部久喜線町道第12号線の買収の関係では、元年度、今年度は396.58平米の買収できる見込みになります。それで、買収面積、元の全体面積からして進捗率的には81.5％ということで、去年は、平成30年度は74.23平米でしたのでかなりパーセンテージは上がっているということと、あとは当然こちらのほうは補助金を頂いていますので、31年度から令和５年度までの補助金、５年間の補助金の整備計画を頂いている中で、着実に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　委員長、質問と答弁が全然違うんですよ。これは、だから１回にしないでもらいたいんですよ。

なぜ買収できないという、それを聞いているんですよ。

○委員長（西村茂久君）　買収できない理由です。

○委員（小河原　正君）　そう、それは、だから、これを１回目にしてね。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、高橋です。申し訳ございません。

買収できない中でも、相続が終わっていない方がその中でいらっしゃいますので、その方の関係が一番大きいことでございまして、入ってございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　そのことを初めから言ってくれれば分かるんです。

これは12号線だけじゃないですよね。あちこちにいっぱいあるわけですよね、相続の問題。

そこで、相続ができなければ買収ができないというのは、それは法律上あるというのは聞いていますよ。だけれども、それを乗り越えて、買収ができる方法があるというふうに、私は、私なりの勉強をして聞いたことがあるんですよ。それは町も大変な仕事なんです、それは。相続できていない家庭の内容も調べて、それを追っかけていかなくちゃならない。それをやらなかったら、多分あそこは私たちが生きている間、全部完成しないです、12号線は。

というのは、相続をするにはお金がかかるわけです、お金が。あの農地じゃ、買収する部分の面積じゃ相続するお金が足りないんですよ。当然、それは相続してくださいと言ってもやらないですよ。やらなくたって、自分は困らないんだということになれば。お金がほんのちょっとしか、買収で金が下りないのに、相続する金で何百万もかかったら、やるわけないでしょう。それを乗り越えてやる方法があるというんですよ。

ただ、家庭の、あるうちの相続ができないから、できませんと、そうやって今までずっと逃げているんだよね。それを乗り越えてやる方法があるというんですよ。その代わり役場は大変だ。それをやる気があるかどうか。それがあるそうですよ。それを全部しなかったら、あそこの12号線だけでも、完成は多分10年、20年先もみんな変なふうにできている。そうなると思いますよ。それを今か

ら乗り越えて、大変かもしれないけれども、やらなかったら、あれは真っすぐな道路できないですよ。真っすぐというか、拡幅する部分が全部できないですよ。

例えば、話は変わるけれども、東のあの信号のところ、出っ張っちゃったところ、歯医者の問題がどうの、あれも相続って言っているよね、相続ができないから、あそこはあんだけ出っ張っちゃっていますので。そういうのを乗り越えることができるそうですよ。その代わり役場は大変だ。それを乗り越えなかったら、あっちこっち宮代は大変な道路ができますよ。それを心配しているんですよ、私は。その代わり役場は大変ですよ。それを乗り越えてやるかどうか。まず、それを２点目に聞きたい。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、高橋と申します。

今のご質問の関係でございますけれども、用地取得の主な方法につきましては、その多くは任意取得で、民法上の契約の取得であるため、町と土地のお持ちの方による土地の取得の方法もありますし、また、収用による取得ということで、土地収用法に基づき、任意取得による合意が成立しない場合そういったものを、法的なものも考えられるところでございますが、用地の取得につきましては時間がかかっておりますが、粘り強く任意での土地の取得を目指して、当然これは都市計画の決定を受けておりますので、事業認可の手続を得て、国の交付金を頂いておりますので、事業を進めて、着実に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、先ほどお話があった東のところについては、今係争中ということで、裁判が終わったところでご連絡いただけるというお話を頂いておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　私が質問しているのは、相続やる気がないとは言わないね、ほんのちょっとしき買収できないで、そのお金で相続できる金ができないというのを聞いていますよ。あっちこっち、いろんなところから。その家庭に何とかお願いするというのでなく、役場がやる方法があるというんですよ。それを言っているんですよ、私は。それを相手にお願いしています、お願いします。やりっこないと言うんですよ。そうじゃなくて、それを乗り越えてやる方法があると言っているんですよ。それを勉強してやったほうがいいですよ。私はあるところでいろいろ勉強して、聞きました。それはありますよと。

今、相続をただ相手にお願いするというのは、役場がやる気がないんだって。だから、多分皆さんが定年になってもあのままだよ。黒いのは直るかもしれない。黒い土、載っかっているところは。あそこは買収したから、載っけているのか。違うところ、空いているよね。田んぼでね。それでいいんですか、皆さん。何のために役場の職員になったかというのは、それを乗り越えることも必要なんですよ。課長、それは勉強して、乗り越えて、やるべきですよ、明日からでも。あるというんですよ、やり方は。その代わり大変だという、大変。大変を乗り越えるのがあなたたちの仕事なんですよ。相手の家庭に頼む、頼むのお願いはやめてください。それは一切。もう、やりっこないというのは分かっているんだから。だから、理解できるように答弁してほしい、お願い。でないと町は絶対によくならない、今の町のやり方じゃ。もう、あそこは相続ができませんから、できませんで終わり。それじゃ、よくならないですから、私は心

配して質問しているのは、また、あんたらに憎まれるかもしれないけれども、町をよくしようというのが我々のお願いなんだから、したくないなら、したくないと言ってくださいよ。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君）　まちづくり建設課長、石塚でございます。

町をよくしたいと思う気持ちは、執行部側も同じでございます。

議員お話しの件については、私も細かいことまでは承知をしておりませんので、確認をさせていただきますが、まず、相続人の方がいらっしゃる場合と、相続人が皆さん放棄したりして、いない場合ということで、２つにまず分かれてくると思っております。今回のケースについては、相続人がいらっしゃるんですが、兄弟との遺産分割の関係でなかなか進んでいない。または、当然相続にもお金がかかりますので、そこで進められないというケースがございます。

不動産登記法の改正のこともございますので、順次それは法令に従って手続はできてくるのかなと思いますが、まずは相続人がいる場合の手続についてはよく確認をさせていただいて、町としても順次手続ができるようにはしていきたいと思っています。

あとは、相続人がいない、不存在となっている土地も町内に幾つかございます。当然、固定資産税の課税も納税通知書が出せない。相手方がいないので出せないという方もいらっしゃいますので、それらの方については、まず、民法上の手続といたしましては、相続財産管理人という者を立ててやる方法が一つあります。

もしくは、行政代執行を通して、行政代執行の手続の中で、ただ、これも財産管理人の手続は必要になってまいります。

もしくは、税の滞納ということであれば、これは国税徴収法に基づいて、自力執行権がありますので、それはやはり相続財産管理人ということで、家庭裁判所に申し立てて、通常は弁護士さんですけれども、その方を仕立ててやっていくということになっております。

それらの手続については、よく確認をした上で、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「３問目」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　再々質問は……

〔「一番初めはなしだから」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　今ので十分だよ。

〔「大事なことだから、ちょっとしゃべらせてくださいよ。もう質問じゃないようにしますよ」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　一人認めたら、もう全部認めなくちゃいけない。

〔「一番初めは全然……」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　５時２３分

再開　午後　５時２３分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

ほかに質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子です。

予算書163ページです。

一番下のところ、姫宮落川の河川改修工事に伴う現在の橋の架け替え、取付け道路の整備、これは寺の前橋のことだと思うんですけれども、質問

３つなんですけれども、この姫宮落川は県の管理で、これは県のお金でやっていただけるんじゃないんですか。

それから、ここのところだけ、川幅がきゅっと１回狭くなっているんですよね。大体現況で、今、川幅が何メートルぐらいで、それを何メートルぐらいに広げるのか。

それから、橋の幅も狭くて、ここ４メートルしかないと思うんですけれども、川幅を広げて、橋の距離も長くなって、橋の幅も４メートルから、この際だからということで６メートルぐらいに広げるんでしょうか。

それから、ここの橋のすぐ隣に水管橋が通っていますけれども、その水管橋の工事をするような影響はあるんでしょうか。

以上、お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、高橋です。よろしくお願いします。

寺の前橋につきましては、姫宮落川に架かる橋ということで、現在幅が4.1です。それで、長さが、橋長が13.5のところを橋梁架け替え工事に伴って、計画幅では幅が7.2メートル、橋長が25.5メートルということで、こちらのほうの架け替えに伴う負担金、これは局長通達ということで、国交省の通達から、県のほうから請求が来ている分で、約43%町のほうで負担してくださいということで、その分で架け替える負担金ということで計上させていただいております。

もちろん、今、委員さんのほうでお話しいただいた姫宮水橋のほうも連動していますので、そちらのほうの設計ということで、来年度は測量のほうを進める予定でございます。

以上です。

〔「水管橋への影響」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　５時２５分

再開　午後　５時２７分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　大変申し訳ございませんでした。

計画幅でできておりますので、特に影響はございませんので、お願いいたします。

〔「河川の幅」と言う人あり〕

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　約12メートルということで、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　確認なんですけれども、この寺の前橋、長さが13.5メートルから25.5メートル、長さも長くなるんですけれども、そうすると、姫宮落川の右岸にすぐ笠原沼落があって、橋がもう一つありましたよね。その橋とつながるぐらいの感じになっちゃうんですか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、高橋です。よろしくお願いします。

姫宮落川と、隣の笠原沼がそれぞれ隣で流れているわけでございますが、それぞれ流れているところで、くっつくまではいかない。それぞれが独立した橋として整備されるということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　分かりました。ありがとうございます。

○委員長（西村茂久君）　質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず、160、161ページの都市計画道路整備事業です。

これは町道第12号線なんですけれども、工事箇所は示されておりますけれども、これは、ここまでは新年度予算で全部完了するということでよろしいですか。

これまで一般質問でも行いましたが、やはり進捗率が非常に遅いということで、私が質問以降、何かすごく急激にスピード化されて、いい傾向だなというふうに思ってはいるんですけれども、町道第12号線については間違いなく進むのかどうか確認させていただきます。

それは前段の議員、皆さんが要求してのことだと思いますけれども、とにかく遅かったんですよ、非常に。もう何年越しでやってきて、やっとここへ来てスピードアップしているんですけれども、いずれにしても、こういうふうに計画がなっているので、間違いないのかどうか。

あと、心配な点があるんだったら、こういう点がまだ、例えば物件の補償ですよね。そのあたりが気になるんですけれども、あとは用地購入、これはもうきちっと進んでいるのかどうか。その辺も加味して答弁お願いしたいと思います。

続きまして、166、167ページの東武動物公園駅西口周辺整備事業なんですが、これについては、これまで角地で買収できなかったところがあったんですけれども、それも現在進んでいるようなんですけれども、それはやはり地主さんの奥さんでしたか、非常に好意的だという、そういう答弁も頂いているので、そのまま推移したのかなというふうに思っているんですけれども、それとは別に、どこを買収するんでしょうか。用地交渉に伴う補償、再積算による増額とかなっているんですけれども、それと、用地取得に伴い道路工事が必要になったことによる増額。これじゃ、ちょっと小さ過ぎますよ。この令和２年度の工事予定箇所図も、これもこんなに飛んでいるのに、Ａ３ですか、これは。いいじゃないですか、２つでも３つでもいいですから、もっと分かりやすく、どこなんだろうと聞かれたときに説明できないです、我々、町民にね。だから、どこなのかはっきりしていただきたい。

それと、166、167の東武動物公園駅東口周辺整備事業、これも２億円からあります。先ほど、前段の委員のときに、平成28年に認可したということで、もちろん７年間かけてなんですけれども、では具体的に21節の補償、補填ですよね、これについては、どこからどこまでをやろうとしているのか。工事請負費も補償、補填も、これまで、確かにこれは相手のいることだから、それに応えてくれたところからというのは、当然事業をやるにはそういう順序にはなりますけれども、ここからここまでだというふうに計画を立ててやるんだと思うんですよ。ですから、そういう意味ではどこからどこまでなのか。いつも漠然としてるんですよ。こういう地図しか我々頂いていないから。あと何件、用地取得のためにはこれぐらいいて、今回はここまで進めたいと。それで進めなければ、進めないで、なかったのでというふうに言えると思うんですけれども、ちょっと言い方が、質問の仕方もあれなんですけれども、それが普通じゃないかなと思うんですけれども、その点お尋ねしたいと思います。

それから、168、169ページの公園等環境管理事業に関わる問題なんですけれども、はらっパークの関係ですが、今回特にはらっパークについては、

パークゴルフやっているお年寄りから、あそこのトイレが男性は感じませんけれども、女性はとにかく冷たいと言うんですよ、真冬。非常にそういう点では、もう寒気がするということ。やはりそれに応えていくべきかなと思いますけれども、その点１点と、それから、川端広場用地購入になっていますけれども、これはどういうふうな経緯でこういうふうになっているのか。その点、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、高橋です。よろしくお願いします。

今回、福祉産業委員会資料として、１ページとして、事業予定箇所図ということで載せさせていただきまして、こちら特に要求資料ではないんですが、場所が分かりづらいということでつけさせていただいたんですが、申し訳ないです。

ちょっと分かりづらいということで、都市計画道路、赤い線でラインを切ってありますけれども、ここはあくまでも未整備区間ということで表示をさせていただいておりまして、全てここの区間を整備するものではございませんが、ただ、飛んでいるということで、結果的につながってしまったということで、大変申し訳ございません。

来年度につきましては、令和２年度につきましては、歩道の整備、町道みずほの橋を渡って、12号に当たって左側のほうの歩道整備、また、みずほの橋を渡って、12号に当たって右側の側溝の工事ということで予定をさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

なお、補償の関係の方につきましては、今年度もご親類の方にアポを取らさせていただきまして、来年度以降も継続して交渉に当たっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　都市計画・都市整備担当の室田です。よろしくお願いいたします。

では、ご質問に答えさせていただきます。

東武動物公園駅の西口周辺整備事業でございますけれども、まず、工事費でございますけれども、こちらの委員さんお話しのとおり、去年10月に契約できまして、用地が買えましたので、そちらのほうの買えたところの土地の歩道整備ですとか、それから電線地中化の関係の工事、それからあと、車道の部分につきましても、まだ１層、一番上の層をふいていませんので、そちらの舗装の工事費等を見ております。

また、用地買収の場所はどこなのというお話がありましたけれども、こちらについては県道と中央通り線がぶつかるところで、１件の買収を予定しております。また、こちらは過去に調査はかけているんですけれども、時間がたっていますので、もし、相手のほうが買収をさせていただけるということになった場合については、再検査を入れて買収価格を決め直さなくちゃいけないものですから、そちらのほうの予算化をさせていただいているところでございます。

続きまして、東武動物公園駅東口の周辺整備事業でございます。

こちらにつきましては、今回私たちの予算書等の、予算書の27ページを見ていただきまして、真ん中のところに地図が２つありまして、左側のほうに色が３種類ぐらいに分かれているかと思いますけれども、一番真ん中の部分の駅前広場、この部分が駅前広場の買収の部分でございます。

こちらにつきましては、駅前広場だけに限って

言いますと、29年度には34.62、30年度につきましては132.67、それから令和元年度につきましては199.27、合わせて366.56平米買収できましたので、駅前広場の部分は3,700平米の大きさがあるんですが、そのうち買収しなければいけないところが3,100平米ですので、約11.8％の買収ができたという形になるかと思います。

次に、はらっパークの関係でございますけれども、はらっパークのトイレの便座が冷たいということだったんですが、去年トイレが壊れたということで、トイレを洋式に替えたりだとか、皆さんの要望に合わせて替えているんですけれども、いたずらとかもあり得るものですから、なかなか暖房便座ですとか、ウォシュレット的なところはなかなか厳しいというのもありまして、あとはできる範囲の中でいい管理をしてまいりたいと思います。

また、できましたら皆さんの要望には応えてまいりたいと思いますけれども、指定管理者が入っていますので、双方で相談しながらいい方向になればいいなと思います。

次に、川端広場でございます。川端広場の土地購入でございますけれども、こちらにつきましては、26年度に一部土地を購入しまして、今年度、土地所有者から残地の土地の買収の申出がありまして、内部で協議した中で買えるということになったものですから、今回、令和２年度で買収をしようというふうに考えているところです。

また、こちらに広場のつきましては、地元のお祭りですとか、それから防災訓練だとか、そういうことで活用してというふうに伺っているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩。

休憩　午後　５時４３分

再開　午後　５時４７分

○委員長（西村茂久君）　それでは、再開いたします。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、確認をしながら、再質問もお願いしたいと思います。

まず、160、161ページの都市計画道路整備事業でございます。

そうしますと、先ほどの答弁からいくと、側溝の関係でありますけれども、用地買収の関係もあって、未整備もあり得るということで、そういうふうに捉えてよろしいですねということが一つ。

それから、166、167ページの東武動物公園駅西口周辺整備事業なんですけれども、具体的なところを示せないということであるんですけれども、これは後で結構ですので、名前まで出せとは言わないですけれども、答弁していると特定しちゃうわけです。後でお願いしたいと思います。

やはり我々も、先ほどから言っているように、町民に聞かれて返せないこともありますので、やはり返せるようにしなければいけないと。なぜ言うかというと、議会との議員との懇談会ありますよね。そういうところでもやはり質問されるんですよ。そういう論議もしているんですけれども、やはり曖昧なとおり、町民に返すと、それじゃ、何をやっているのか分からないというふうな、そういうことになりかねないので、ぜひ、後でこれも確認させていただきます。

それから、東武動物公園駅東口周辺整備事業なんですけれども、これも用地買収の関係ですので、それは計画どおりにはいかないというのは重々分

かるんですけれども、やはりこれだけの事業規模をかけてやるわけですから、その点でもきちっと返せるようにお願いしたいと思います。

ここでもう一つ気になるのは、認可して７年以内に整備されるということなんですけれども、そうすると次のステップのことなんですけれども、道路が整備された、それから杉戸に向かっても整備されるということになると、次はやはり橋ですよね。この辺の計画なんかは当然上がってしかるべきだと思うんですけれども、そういった点ではどういうような見通しになっているのか。その点もお尋ねしたいと思います。

それから、168、169ページの公園等環境管理事業なんですけれども、議会でもこういう声が議員さんからあったということで、町からも強く言っていただきたいと思います。

それから、川端広場用地購入なんですけれども、これは残りの部分と思います。地権者と話、ついたということで、これは分かりますが、これは借地についてなんですけれども、地代のほうでは借地解消、もちろん宮代は借地が多いですよ。借地解消に向けてやらなければいけないんですけれども、やはり優先順位としては、町の施設が建っているところとか、駐車場とか、いろいろあると思うんですけれども、これはそうしますと、公園は公園でまた……、公園ということで、ただ借地だからというんでなくて、これは公園の環境整備だという、そういう中の予算からこういうふうに借地を買っていかれるという、そういう、また、別の考えでいいのかどうか。その辺、一緒くたでなくていいんですねということで、お尋ねしたいんですけれども。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩。

休憩　午後　５時５４分

再開　午後　５時５８分

○委員長（西村茂久君）　では、再開します。

答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、高橋です。よろしくお願いします。

160ページ、161ページにかけての都市計画道路整備事業のほうでお尋ねいただきました。この箇所図の赤いラインのところにつきましては、整備する予定区間ということで、この中で歩道整備及び側溝整備をするということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　都市計画担当の室田です。

では、東武動物公園駅東口の関係でございますけれども、認許から７年というお話の中で国の補助の対象になっているんですが、こちらのほうにつきましては、様子によって延ばしていくので、７年よりもかかってしまう可能性はあります。

また、古川橋という橋の部分のお話があったと思いますけれども、あちらのところにつきましては、埼玉県のほうで施工する形で、今現在事業認可が取れていまして、あそこの道路は都市計画道路東武動物公園駅東口通り線というんですけれども、そちらのほうで20メーターの幅で整備されます。基本的には今の橋の部分はいじらないで、あちらのほうの橋は耐震補強ができておりますので、両側に歩道をかける形で20メーターにして、供用開始になるという予定で進んでいます。

また、川端広場の借地の関係でございますけれども、借地の関係の公園というのは、町全体で９

か所あって、約8,000平米近くあるんです。町のほうの借地には違いないんで、町のほうの計画によって進めていくんですが、やはり町のほうで借地等の購入につきましても、町の経営会議とかがありますので、そちらのほうに諮りながら、慎重に判断いただきながら、借地を買う買わないの判断になるかと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩。

休憩　午後　６時００分

再開　午後　６時００分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　２点ほどあるんですけれども、１つは地区生活道路の整備事業です。162ページ。本年度予算で、東姫宮ですか、１丁目、1487号線整備になっているんですけれども、この資料２ページから見ますと、自治会の要望だとか、町道の舗装率、いろいろと完了した場所が書いてあるんですけれども、これだけの多くの要望があるんです。

この1,572万円、来年度ですか、本年度の予算としては書かれているんですけれども、これ、要望いつになったら終わるのか。その辺のところ、これだけの要望があって、町道を何とかしてほしい。舗装していない砂利道、何回入れても、砂利道ですから、すぐ穴が開いてしまう。舗装はまだ200メートルもやっていない。194メートルですか。舗装率も65.3%。これは田舎へ行ってももっとやっていますよ、ほとんど舗装はされていますので。この都市部に近いところはやられていない、これしき。

ちょっと、町民の生活を優先しているのかなという感じはしないでもないですよ。町としてどのように考えているのか。毎回、私これは質問しています。この町民の要望を、町は聞くのか聞かないのか。少しでも前に進めていますよということなんですよ、194メートルだったら。確かに進めていますよ。でも、65%ですよ、まだ。80%いっているとか、90%いっているというなら分かります。ぜひこの辺のところは、要望を実現するために進めていってほしいと思っております。

もう１点です。

西口の周辺の事業なんですけれども、これは進捗状況を言ってくれればいいんですけれども、無印が入ってくるということなんですけれども、その辺の進捗状況を言っていただければありがたいです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、高橋と申します。

今回、委員会資料として、２ページの各自治会の要望につきましては、こちらの要望につきましては、単年度の要望ということで、ほぼ整備をさせていただいておりまして、しているものでございます。

あと、町道の舗装につきましては、65.3%ということでございますが、４メートルに満たない道路も含めての舗装率ということで、４メートル以上の道路であれば、ほぼ舗装が終わっているということでご理解いただきたいと思います。

あと、各地区の要望につきましては、随時現場を判断させていただきまして、委員会資料の３ページにもございますように、緊急性とか交通安全

性とか、そういったものを加味いたしまして判断をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　都市計画担当の室田です。

東武動物公園西口の進捗のパーセントということなんですが、出していませんけれども、東武動物公園西口周辺整備事業というのは、動物公園の駅の広場ができているかと思いますけれども、あそこ、区画整備をやっていまして、そちらも同じ事業でやっていました。

また、中央通り線についても、もう用地買収が終わりまして、残りも仕上げの部分だけ残っているものですから、もう90%以上終わっているというふうな認識をしております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　４メートル以上の道路舗装はほとんど終わっていますよということなんですけれども、住民から要望というのはそういうことじゃないと思うんですよ。町として、この４メートルにするのにどうしてやっていくのか。そこの問題だと思いますよ。全然進んでいない。要望もしていないんじゃないですか、町のほうで。４メートルにする。住民から４メートルにしてくださいよという、100%ないと舗装にしない。でも、ほかのところはありますよね、２メートルぐらいでも舗装されている、簡易的に舗装されているところも。道路ですから、車は通りますから、それはできませんけれども、通学道路も舗装されていないところもありますよね。

やはりそういう町民の要望というのは細かく聞いて、やる必要があるんじゃないかなと。例えば１人だけ、１軒だけでは駄目な場合は４メートルとすると、100%じゃないですよ、99%ぐらいしか賛成しなかったら、１%がいるから舗装しません。それだと、やはりいつになってもできませんよ、これは。やはりそういう、どうしたら100%みんなが合意してできるのかというのをやるのが町じゃないですか、そういう舗装要望があった場合は。これが50%ぐらいだったら、もう少しまとめてくださいよというのは分かりますよ、それは。もう少しで100%になるのに、なかなか１人だけは反対している。そういうところは舗装されない。住民は困っているんですよ、本当に。幾ら砂利を入れてもすぐへこんじゃうんです。３か月から、半年ももちませんよ。

そういう道路もあるんだということを、それを解決するのが町じゃないかなという感じがするんですけれども、どうなんですか。

あと、動物公園の西口、進捗状況というのを聞いたのは、どこまで無印の店ができるのか。いつ頃できて、そういうことで東武と話合いはできているのか。その辺のところをちょっと進捗状況を知りたいということで、お願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、高橋です。よろしくお願いします。

先ほど、４メーター以上の道路について舗装がほぼ進んでいるということで、お話させていただいてきましたけれども、４メーター以上の道路については96.9%ということで、ほぼ整備をさせていただいております。

先ほど、その後でご質問いただきました、お通りになる方が少なくても舗装するべきではないかということで、現場のほうを判断をさせていただ

きまして、通学路であればなるべく早めにとか、地権者の関係もありますので、その間は砂利とか、そういった都度都度の現状に合わせての対応をさせていただいておりますので、道路維持管理事業及び地区生活道路等の予算の範囲内で進めさせていただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　都市計画担当の室田です。

東武動物公園の西口の関係の東武の開発につきましてのお答えをさせていただきます。

東武動物公園の西口につきましては、東武鉄道が商業施設、主に２店舗入る大きさのようでございますけれども、町のほうと事前協議が終わりまして、今現在開発の申請をされております。まだ、許可が下りていませんけれども、この後の中につきましては、開発許可申請が下りた中で、次には確認申請、着工という運びになると思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　96.6％舗装されているということは確認しました。ただし、まだまだ舗装率なんかを見ていると少ないですよね。100％いっていない。80％もいっていない。60何％でしたか、舗装率が。これを65.3％ですけれども、あと残りのをいつ頃まで、そういう目標を持ってやっているのか。本当に全然進んでいないんですよ、これ、60何％だから。毎年１％か、そのくらい進んでいるけれども、それ以上は進んでいない。私が議員になってからは全然、ほとんど60％台ですよ。やはり町民の要望を聞く耳を持つということが大事じゃないかなという感じがしますよ。早くこれを80％とか、90％とかやっていく。現実にやるということが大事だと思いますよ。一応、それを何とも要望して、このことについては終わります。

それと東武線の、これは東武鉄道の土地ですから、どういう商業施設を建てるか分かりませんけれども、今回のコロナウイルスだとか、そういうので計画が挫折するということはないですよね。それだけはちょっと訴えておきます。

よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、高橋です。よろしくお願いします。

先ほど来、舗装率につきましては、委員ご指摘のとおり60％台で推移しているところは事実でございまして、その中でも未舗装の部分につきましては、狭小な農道も含まれておりますので、そういったところもご理解いただきまして、ただ、農道を整備するしないではなくて、そういったところが含まれているということでご理解いただきたいと思います。

あと、なお、道路整備については、各ＰＴＡから町民生活課を通していろんな要望等、道路の要望等もありますので、そういったものにつきましては、お子さんの命、交通安全上の問題が解消されるように早急な対応に努めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　都市計画担当の室田です。

東武動物公園の計画につきまして、コロナウイルスの関係で中止ということはないかなという話がありましたけれども、東武鉄道さんとは小まめに連絡を取り合っている中で、今の段階の中で縮小ですとか、中止だとか、そういうようなマイナ

スの話は聞いていないという状況でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　質疑ありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

２点ほどお聞きいたします。

まず、160ページで、道路維持管理事業というところなんですが、今年度が3,737万4,000円ということで、昨年から5,000万ほど少なくなっているんですが、こちらの関係では道路側溝清掃業務委託、街路樹管理業務委託、あと、道路除草業務委託、あと、道路維持修繕工事ということで入っているんですけれども、これは大丈夫なんでしょうかということをまず一つお聞きしたいのと、あと、169ページで公園等環境管理事業の中で、公園遊具等の定期点検及び修繕工事の迅速な実施ということと、公園パトロールによる安全管理の徹底ということであるんですが、この公園遊具等の定期点検というのはどの程度行われているか。年間で何回ぐらい行われているかということと、あと、この公園パトロールも同じような形でお聞きしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、高橋と申します。よろしくお願いします。

ご質問いただきました予算書の160ページ、161ページの中段にございます道路維持管理事業の4,902万3,000円の減の理由でございますが、今回３月補正ということで、17号線の工事、75号線の工事を前倒しで補正のほうに計上させていただいたために、前年度と比較して4,902万3,000円の減ということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　都市計画担当の室田です。

公園の遊具の安全点検につきましては、業者に２年に１回委託をしていまして、そちらのほうのプロの方が、遊具の関係のがたつきですとか、さび具合ですとか、そういうのを点検しております。

また、そこで不具合を発見した場合については、すぐに使用禁止の措置を取って、安全に、けがをしないような対策を取っています。

また、公園の安全パトロールにつきましては、職員が現場に出るたびに、近くに寄ったときに、目視で主に、触ったりもしますけれども、安全かどうかの確認をしているところです。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

再質問させていただきます。

そうしますと、定期点検のほうは２年に１回ということでよろしいということですね。

あと、公園パトロールは随時やられているということになるわけですが、定期点検される車両と、あと公園パトロールをされる車両には、ドライブレコーダーは設置されているんでしょうか。やはり、公園をパトロールするということであれば防犯の意味でも、特に子供たちが多いわけですから、ドライブレコーダーを搭載していただければと思うんですが、その点についてお聞きいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○都市計画・都市整備担当主査（島村明子君）　都市計画・都市整備担当、島村と申します。よろしくお願いします。

遊具の点検業務委託なんですが、今までは２年

に１回という頻度で行わさせていただいたんですけれども、令和２年度から年に１回を基本としてやるように予算を取らさせていただく予定でございます。

公園パトロール、職員のパトロールについては、月に１回程度公園をパトロールさせていただいております。

車につきましては、ドライブレコーダーを設置した車で点検に行かさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

そのお言葉を聞きまして、安心いたしました。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　質疑ありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

私たちの予算書の83ページの一般住宅耐震対策事業の既存ブロック塀撤去に対する補助というのが今回新設されて、これは大変喜ばしいことなんですが、これ、上限10万円、補助率２分の１ということで、そうすると10件分ぐらいなの、もうちょっと10件以上の分になるのかなと思うんですけれども、この上限額を決めたという、これぐらいでいいだろうというか、この感じ、どういう予定で、どんなふうな見込みでやられたのかお伺いします。

それから82ページ、その隣のページなんですが、橋梁維持管理事業の橋梁補修設計で番屋橋が入っています。以前、番屋橋は国のお金ももらいながらしたけれども、入札不調で流れてしまったということがあったかと思うんですが、そのときの設計とはまた違う設計を改めてやるということなのかお伺いします。

それから、頂いた資料の７ページなんですが、公園管理委託の実績の話なんですが、公園樹木管理状況というのがございます。高木管理が894本ということでありまして、街区公園なんですが、住宅、宮代台だとか、学園台だとか、公園のできた年数ということもあるかと思いますが、高木になっているところもあるかと思うんです。具体的には、学園台の宮前公園とかというところなんですが、落葉樹は秋に落葉して、大体葉っぱが行くところの家というのはもう分かっているんだと思うんですが、そういう敷地がある程度決まっていて、そして高木になったときのカットというか、そういう街区公園の木々の高さというのは計画されているのか。そういう高さ制限とか、高さで計画的に管理をしましょうとなっているのかどうか、お伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、高橋と申します。よろしくお願いします。

私たちの予算書の82ページの橋梁補修設計、番屋橋の関係でお尋ねいただいたんですけれども、前回の入札不調になったのは番先橋でございまして、そちらのほうでございますので、今回は別の番屋橋の補修設計ということでご理解いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　都市計画担当の室田です。よろしくお願いします。

まず、私たちの予算書の関係の83ページの既存ブロック塀の補助でございますけれども、こちらにつきましては、令和２年度から新規につくろうと思っている補助事業でございまして、対象となるブロック塀につきましては、道路に面して設置されているものや、町が管理する公園に面してい

る高さ1.2メートルを超える危険なブロック塀等を町内業者に撤去、または60センチメートル以下にする費用につきまして補助をするということを考えています。

また、限度額の10万円につきましては、既に撤去事業の補助をやっているところがありますので、そうしたところを参考にして額の上限を決めております。

また、質問の中で、既存の公園の高さの関係の基準的なところというのは特にないので、主に職員が見たり、また、公園の管理の関係につきましては、樹木管理も委託業者に出しておりますので、見て、特に迷惑になっているところ、または苦情が入ったところ、そういったところを中心に高さ的なものを抑えたりだとか、すいたりしているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　すみません。橋は番先橋と番屋橋、間違えました。番屋橋はすぐあそこの国納地内ですよね。すみません。よろしくお願いします。

じゃ、番先橋はまだ先になるということなんですね、基本的には。何か５年以内にもう一回、ほかの橋を直すときに一緒にやりますみたいなことがあったんですが、それはいつ頃なのか。５年以内ということで、まだ入っていないのかなということで、それから、耐震のブロック塀の撤去に対する補助なんですが、そうしますと、もう対象件数というのは、ある程度そちらのほうで分かっているということなんでしょうか。

それから、公園の高木の特に落葉樹なんですけれども、そこのお宅も、何度も町に切ってくれとお願いしているらしいんですけれども、予算がないのでというふうにお断りされているという、そういうことをちょっと伺っていまして、予算がなくて駄目なのか、まだ切る状況じゃないですよということなのか、その辺がちょっと分からないので、お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、高橋です。よろしくお願いします。

番先橋の修繕につきましては、一応令和４年頃を目指して行う予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　都市計画担当の室田です。

まず、ブロック塀の関係ですけれども、件数の把握はしているという話の中では、しておりません。例によって、おととしの大阪のほうの地震の関係があって、ブロック塀で子供さんが亡くなったという痛ましい事故がありましたので、町のほうとしては、この補助事業があるということで、逆に危険だと思われるところについても、今までであれば、ただ、撤去してくださいねというふうな中でも言いづらかったところが、補助事業があることによって、町もこういう応援をするんで撤去していただけませんかという形で、アプローチしやすくなるのかなという効果を期待しています。

ですので、現実の中ではどのぐらい件数が出てくるのかはちょっと未知数でございます。ただ、危険なブロック塀を少しでもなくしたいという思いで新しくつくったということで、ご理解いただきたいと思います。

また、公園の落葉樹の関係で困っているという話がありまして、実は結構そういうお話が多くて、財政に掛け合いまして、今年少し予算を多く取っていただく形で取りましたので、なるべく皆様の

要望にお応えできるように努力してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

街区公園もちょうどみんな成熟してきた住宅地ということで大分木々が、自分たちの庭もそうですが、予想外に大きくなっちゃっているというところで、広さに対する高さというのは必要ないなと思うところも、結構あるんじゃないかなと思いますので、その辺をお願いいたしたいと思います。

それから、ブロック塀の撤去の話なんですが、六花の医師住宅のブロック塀の積上げで、150万の予算を民生費の健康課のほうで出ていました。それは積替えをするのに150万かかるという予算だったんで、これは危険なブロック塀を自分のところで撤去しようという、着手のきっかけになるお金という意味の理解でいいのかなというふうに思いますが、先ほど言われた何か道路面がどうのこうの、結構条件がありそうでちょっと心配したことと、それから、やはりこういうのはアピールというか、周知を大々的にしてもらわないと、地震が先に来るかどっちかということもありますので、もうこれ、予算成立したら、もう大々的に、そういう危険なブロック塀撤去しましょうというアピールをお願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　都市計画担当の室田です。

既存ブロック塀の関係でございますけれども、道路に面して設置されているもののブロック塀、それから、公園とかに設置しているところ、要は個人様の物ではあるんですが、道路境界にあって、道路側に倒れてしまうと、歩いている方が亡くなったりだとか、大けがしちゃう。

また、公園の中でも公園の脇にブロック塀が積まれていて、少し傷んでいたりするところもありますので、子供さんが遊んでいて、他人様のブロック塀でけがされるとかというのは困りますので、そういったところを対象にしたいと思っています。

また、すっきり取っていただけるのもいいんですが、60センチ以下にしていただければ危険性もなくなるので、そういった低くするという工事にも補助を出していきたいと思っています。

また、周知につきましては、やはり町の広報と、それからホームページです。そういったもので広報をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

ここで休憩取ります。

休憩　午後　６時２９分

再開　午後　６時３７分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続きまちづくり建設課分の質疑を行います。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。お願いいたします。

160、161ページ、道路維持管理事業に関してなんですけれども、町道の整備ということで、ここのパールとの間の道の植栽部分、あれが町民祭りのときに露店が出て、踏み固められて、この４年間で非常に、多分ご存じだと思うんですが、非常にひどい状況になっているんですが、まちづくり建設課では、町民の皆さんの安心・安全の確保ということと、植栽ということも書いてあるんです

けれども、あそこに植栽が、はっきり言って、駅から西口開発がきちっとあって、一番町としてはメインのところになるんですよね。東武動物公園に行く方の通る道なので、町民祭りをやっているということは、あそこは植栽があると本当に危なくて、だから、例えば町はちょっとどう考えているのかということと、変な話、この４年間で非常にもう踏み固められちゃって、あと、危ないんですよ。お祭りのときにたくさん歩くと非常に危なくて、あそこを何か整備できないかということと、あと、考えていらっしゃるか。それとも、植栽をなくしちゃって、きれいなタイルにするとか、何か違う方法、ライトとかもきれいにしてくださっているんですが、何か非常に危ないということと、維持管理で、一番メインの通りなのでそういう予算が入っているのかということと、お聞きします。

あとはもう１点なんですが、同じ道路維持管理なんではありますが、町道の側溝、資料の３のほうに側溝整備とかと書いてくださって、要望内容で、道路側溝修繕とかとなっているんですが、昨年度、和戸５丁目でやっぱり道路側溝の蓋かけのところをちょっと直してもらったりしたんですけれども、地元の方が非常に喜んだんです。

その後も、要望があればつけるというお話を聞いて、担当の方、やってくださったんですけれども、見てみたら非常に多いんです。朽ちてしまっている。側溝の上の部分ので、最近５丁目とか４丁目、家が非常に増えていまして、小さいお子さんが歩くんですが、道路整備ができていない場所だから狭い。端っこを歩く。そういうことで、何か全面的に改善ができないのか。要望に従ってと、意外に地元の方は知らなかったりするんですけれども、何か計画的にできないかということと、どれぐらいの件数部分できるのかということと、あと、空き家のところはもう本当に朽ちた状態になっているんです。やっぱり10年ぐらい空き家のところはほとんど朽ちているので、そういうところをどうしていっていただけるか。その大きくは２点です。

お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君）　まちづくり建設課長の石塚でございます。

駅前通りのことをおっしゃっていただいているのかなと思いますが、まず、道路管理者の立場からすると、車道の部分と歩道の部分はしっかりと分けて、車が歩道のほうに入り込まないようにする必要がまずございますので、今、植栽があるところは、その植栽が歩車道の分離帯として機能をしているということで、ご理解をいただきたいと思います。

特にパールの前あたりからは、歩道の部分も切り下げられていまして、比較的広く見えるようにということで、視覚効果を狙った整備なんですが、管理的な部分と、美観、景観的なところを、どこをマッチさせていくかというのが非常に問題なのかなと思っております。

確かに植栽がかなり踏みつけられているということも承知しておりますし、なかなか安全上の問題と景観、どのようにやっていくのかというのは非常に問題がありますが、今後、今第５次の総合計画の策定を行っておりまして、西口周辺を楽しく歩けるような、歩いて楽しい道路づくりということも含めて今検討しておりますので、その中で一定の方向性は出させていただきたいと思っております。

取りあえず以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担

当、高橋です。よろしくお願いします。

側溝の蓋かけ等につきましては、地元の区長さんであったり、個人の方の要望に基づきまして、全て要望というわけではないんですけれども、コンクリートの蓋であったり、グレーチングの蓋であったりの交換、または修繕をさせていただいておりまして、計画的な整備というお話でございましたが、予算の範囲内で箇所については検討して進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　パールの前というか、役場側もそうなんですけれども、やっぱりお祭りのときに「危ないよ」と言って、やっぱり植栽に引っかかっちゃったり、それがどんどんひどくなって、暗いので、見えないので、お子さんとか結構つまづいちゃったりして、大きなけがにならないんで、慣れたお母さんたちは、「そこ、気をつけて」とおっしゃっているんだけれども、結構、そういう声が多いんです、ずっと歩いていると。だから、ちょっと考えていただくのと、やっぱり東武動物公園に行くメインの通りで、やっぱり目につくんです。ちゃんと植わっているものでなく、痛めつけられた植栽というと、何か管理していないというふうに見えますので、しっかり管理をしていただきたいと思いますので、これから歩いて楽しい道路づくりということで、お花も結局、うまく咲かないと思うんですよ。だから咲くような、植えるんだったらきれいに咲く、そういうような道路づくりをしていただきたいと思います。言葉を信じて、お願いいたします。

あとは、側溝のほうなんですが、意外にこれ、皆さん知らないんです。相談された方は、１回昔やってもらったんだけれども、できるのかなということだったら、本当にすぐ動いていただいて、非常にそこのところは役場の方によろしくということで、感謝されているんですけれども、やっぱりほかの方とか聞くと、知らないと言うんです。やっぱり周知、これもしていただいて、本当にけががあってはいけないので、そこはきちっと、在庫とか予算とかあるんでしょうけれども、区長会とか、周知をしていっていただきたいと思います。これ、要望です。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上でまちづくり建設課分の質疑を終了いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

本日はこの程度にとどめ、次回は３月19日木曜日午前10時から委員会を開き、教育推進課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会をいたします。ご苦労さまでした。

延会　午後　６時４５分

予　算　特　別　委　員　会

第　5　日

出席委員（１３名）

山下秋夫君		丸藤栄一君	
九・山妙子君		浅倉孝郎君	
金子正志君		西村茂久君	
小河原正君		泉伸一郎君	
角・野由紀子君		塚村香織君	
合川泰治君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長 田島正徳君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	副町長	渋谷龍弘君
教育長	中村敏明君	教育推進課長	大場崇明君
教育推進課学校管理幹兼副課長	小山裕之君	生涯学習室長	飯山武君
教育推進課指導主事	竹内知子君	教育推進課指導主事	平原隆範君
教育推進課指導主事	加藤裕一君	教育推進課主幹	小島英樹君
教育推進課主幹	田中啓之君	教育推進課主幹	青木豊君
教育総務担当主査	加藤正久君	生涯学習・スポーツ振興担当主査	河井伸一君
生涯学習・スポーツ振興担当主査	荒川俊二郎君	住民課長	高橋暁尋君
住民課副課長	草野公浩君	国保・後期担当主査	村山善博君
国保・後期担当主査	岡安英之君	総務課長	大橋洋巳君
企画財政課長	栗原聡君	税務課長	門井義則君
町民生活課長	齋藤和浩君	福祉課長	吉永吉正君
子育て支援課長	小暮正代君	健康介護課長	小島修君
産業観光課長	長堀康雄君	まちづくり建設課長	石塚孝信君
会計管理者兼会計室長	瀧口郁生君		

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	佐　藤　賢　治	主　　査	小　林　賢　吉
主　　任	岡　村　恵美子		

開会　午前　９時５８分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。

これより、３月18日に引き続き予算特別委員会を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第１１号の審査（教育推進課）

本日は、議案第11号　令和２年度宮代町一般会計予算についてのうち、教育推進課分の質疑を行い、その終了後、議案第11号の討論、採決を行います。

これより教育推進課分についての質疑に入ります。

最初に、留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

それでは、担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○教育推進課長（大場崇明君）　おはようございます。

教育推進課長の大場でございます。

これから担当職員に自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。

○教育総務担当主査（加藤正久君）　おはようございます。

教育総務担当主査の加藤です。よろしくお願いします。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

おはようございます。

学校教育担当、学校管理幹の小山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習室長（飯山　武君）　おはようございます。

生涯学習室長の飯山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育推進課主幹（田中啓之君）　おはようございます。

生涯学習室主幹の田中と申します。よろしくお願いします。

○教育推進課主幹（青木　豊君）　おはようございます。

文化財保護担当主幹の青木です。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（河井伸一君）

おはようございます。

生涯学習・スポーツ振興担当の河井です。どうぞよろしくお願いします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（荒川俊二郎君）

おはようございます。

生涯学習・スポーツ振興担当主査の荒川です。よろしくお願いします。

○教育推進課指導主事（加藤裕一君）　おはようございます。

学校教育担当指導主事の加藤です。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（竹内知子君）　おはようございます。

学校教育担当指導主事の竹内と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（平原隆範君）　おはようございます。

学校教育担当指導主事の平原隆範と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課主幹（小島英樹君）　おはようございます。

学校教育担当、小島です。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　今日は答弁側がたくさんいらっしゃいますので、毎回そうですが、答弁に当たりましては職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑ございますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。よろしくお願いいたします。

一応、小中学校に通っている児童・生徒の保護者からいろいろご要望を頂いておりますので、少し点数が多くなりますけれども、よろしくお願いいたします。

まず、１点目ですけれども、私たちの予算書92ページ、予算書の206ページと207ページになります。学校給食運営管理事業になります。

宮代町の給食は表彰されるほど充実していますし、生徒の評判も大変にいいというふうに聞いています。また、保護者も大変満足しております。宮代町の農産物などを積極的に使っていこうということは、私が一般質問しました漏れバケツ理論の漏れを塞ぐことにもつながり、宮代町の商工業や地域経済の活性化のためにもなると思っています。

そこで質問ですが、学校給食の食材に宮代産の農産物の割合はどれくらい使っているのか。金額にして、年間幾らぐらい宮代産の農産物を使っているのか。宮代町にはメイドインみやしろというのがあります。それで、特産品として推奨していますけれども、一方で知らない児童・生徒、保護者がほとんどです。そこで、メイドインみやしろを学校給食に出すことはできないのかということです。これは郷土愛にもつながります。

２点目ですけれども、資料の17ページになります。学校給食費の滞納状況です。学校給食費は、学校給食制度を支える重要な要であると思っております。

そこで質問ですが、滞納している生徒はどれくらいいるのか。保護者の中に給食費を支払う能力が十分にあるにもかかわらず、あえて支払わないという悪質な保護者がいるということを聞いております。その保護者は、給食費を踏み倒しただけではなく、ほかの保護者にも勧めていると聞いています。こうした、支払い能力があるにもかかわらず支払わない保護者に対してどのような対応を行っているのか。また、逆に支払い能力がない保護者に対してはどのような保護をしているのかということになります。

３点目が、私たちの予算書の97ページ、予算書の196ページ、197ページ青少年健全育成事業の放課後子供教室になります。宮代町も放課後子供教室を、他市町村と比べてかなり遅いようですけれどもスタートいたしました。他市町村の放課後子供教室と比べると使い勝手がよくないのではないかという話を保護者から聞いています。

そこで質問です。保護者から登録制で５時に迎えに行かないのは大変だというふうに聞いていますけれども、もっと遅くまで行えないのか。登録制ではなく、ほかの市町村の児童館のように自由に出入りし、自由に遊ぶようにできないのか。もう一つが、他市町村、特に久喜市や杉戸町では県が勧めている学校応援コーディネーターを活用した学校応援団による児童・生徒、保護者に向けた様々な取組が行われているが、宮代町はなぜ学校コーディネーター制度を導入しないのかということになります。

４点目ですけれども、私たちの予算書101ページ、予算書の202、203ページ、資料館管理運営事業になります。宮代町の規模で郷土資料館に

5,500万円も予算をつけている自治体は珍しいと他市町村の議員から話を聞いています。しかし、町民には資料館の必要性が伝わっていないのではないかなという気がします。町民の中には、費用対効果の関係で予算を大幅に削減して規模を縮小してもいいのではないかといった声も聞かれます。ただ貴重な資料を保存、公開しているだけでは、厳しい財政状況の中で納得しなくなっているのではないかと思います。

私自身は、郷土資料館を非常に重要な取組だと感じていますので、町民に必要性や利活用をもっとＰＲして、町民に必要な施設だということを知ってほしいなと思っております。

そこで質問ですけれども、収益を上げるような講座やイベントはできないのか。例えば、古民家で宿泊体験ができる。コスプレ会場にする。市民団体に貸し出し、お茶会や華道をする。かまどでご飯を作るとか、江戸時代の農家の食事を体験するなど、町民が参加できる、また町外から来てもらうイベントや仕組みづくりができないのかということになります。

５点目ですけれども、資料の１ページ、予算書の174、175ページの不登校対策事業になります。いじめの件数は減少傾向にありますが、不登校児童・生徒数は増加傾向に、これ全国的にあります。教室に入ると空いている机がだんだん目立つようになってきています。児童・生徒は、宮代町の将来を担ってくれる重要な人材であります。また、生徒たちにとっては大きな指南ともなっています。

そこで質問ですが、不登校児童・生徒数の推移と、児童・生徒の長期欠席者数の数字が異なるのはなぜか。今後増えていくことが予想される不登校児童・生徒の対策をどうしていくのか。不登校児童・生徒が学校ではなく集える居場所づくりを作ってほしいという要望を頂いていますけれども、不登校児童・生徒、そして保護者が集えるような場所をつくれないのか。また、放課後子供教室で不登校の児童・生徒が行けるような体制をつくってほしいがいかがでしょうかということになります。

次、６点目ですけれども、資料の３ページになります。各学校の図書冊状況になります。読書は子供の情操教育になり、心や生きる力を育んでくれます。言葉の使い方や文章能力もつきますし、学力向上にもつながると言われています。

そこで質問ですが、各学校によって本の蔵書数に違いがあるのはなぜか。全体的に本の蔵書が少ないと感じます。予算は限られているから、例えばほかの自治体では、家庭で眠っている良書を寄附してもらい蔵書数を増やすといったような活動をしているところもあります。宮代町でもできると思います。予算を使わずして蔵書を増やすことができるし、町民と協働でできる作業であるので、こういったことを検討していただけないかということです。

最後７点目です。資料16ページ、予算書の中では小中学校の修繕費に該当するのかと思います。各小学校のトイレの状況、修理や要望状況です。こちらは一般質問もしましたけれども、学校のトイレは教室に次ぐ利用率の高い場所であり、生徒・児童が毎日必ず使う場所です。しかし、便座の問題、におい、ドアの老朽化、日常的に使う場所としては余りにも問題がある学校があります。トイレは学校生活において必要不可欠です。

そこで質問いたします。資料には大規模改修のときに洋便器やドアを修理すると書いてありますけれども、日常的に不便や問題を抱えているトイレは即座に修理、改善をしてほしいのですがいかがでしょうかということです。

もう一つは、明らかに臭うトイレは配管の掃除

など業者に依頼し、この休み期間中に即座に対応してほしいというふうに思っておりますが、いかがでしょうかということです。

本日皆さんにここで写真を見せられないということですけれども、こちら私が独自に撮ってきた写真がありますので、後ほどこちらも検討していただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

教育主査。

○教育総務担当主査（加藤正久君）　教育総務担当主査、加藤です。

まず、教育総務担当に関連する質問からお答えいたします。

私たちの予算書92ページ、予算書207ページの食材宮代産の割合、金額ということについてお答えします。平成30年の実績ですが、全体使用料で約32.8%が宮代産の食材を使っております。浅倉委員のほうでその金額についての質問があったんですが、こちらについては金額については押さえてございませんので、今お答えすることはできません。

メイドインみやしろを給食に出せたらという質問ですが、給食というのは小学校で244円、中学校で285円という１食単価が設定されております。それは限られた、保護者様から頂いた給食費の中から１食の単価を割り出しておりまして、まずその単価の中から、牛乳代がおよそ60円ということになっていまして、大体そうすると小学校で180円から中学校ですと200円の中で食材料費を調達しないといけないことになります。

そういった状況ですので、メイドインみやしろを給食にというのは当然いいことだとは思われますけれども、その価格でやらせていただいていますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いします。

すみません。あと滞納、資料の17ページの学校給食の滞納ということですが、基本的に支払い能力がないという方につきましては、ほかの補助制度、就学援助とかそういったもので対応されているかと思います。ほとんどの滞納者というのは、ルーズな家庭といいますか、そういった家庭が多いということになっていまして、支払い能力のない方については当然そういった補助制度を活用していただいたり、例えば児童手当を給食費に充てていただくということを行っております。平成30年の給食費の滞納については、２万7,000円ほどあったんですが、今年度に入りまして皆さん全てお支払いいただいておりますので、前年度につきましては滞納０ということで、100%納めていただきました。

続きまして、学校施設管理事業のトイレの劣化とかにおいとかいうことで、浅倉さんに質問いただきました。こちらについては、我々も当然小中学校の教頭、校長から修繕要望について頂いたときには、学校現場を確認しながら手配をしているところですが、なかなか細かいところについては直せていないというところももしかしたらあるのかもしれません。

ただ、トイレについても洋式化とかそういったものについては当然特定財源の確保が重要になってきております。近隣の状況で洋式化をやったというところの話ですと、１校当たり大体9,000万ほどの事業費がかかるということを聞いております。そういった状況ですので、計画的な修繕に努めていきたいとは考えておりますが、ご理解賜りますよう、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校管理幹、小山でございます。

私からは、不登校の件、それから２点目としまして学校図書の蔵書数についてということで申し上げさせていただきます。

まず、不登校の件につきましてなんですけれども、30日以上の長期の欠席をした場合の幾つか欠席理由の区分けがございますが、不登校につきましては児童・生徒が学校に登校したくても心身の状況により登校できないといったことで、例えば30年度の生徒指導の調査でいきますと小学校が３名、中学校が19名ということで、教育委員会として把握しているところでございます。

ただ、この不登校以外に病気等により学校に出席したくても通学ができない、あるいは何らかの家庭の事情等により、欠席の数が増えてしまって30日以上になってしまうといったことを含めた児童・生徒の数が長期欠席、長欠の生徒ということになります。ですので、30年度の生徒指導の調査でいきますと、長欠については小学校については11名、そして中学校については35名、これは不登校の生徒を含んだ数でございますけれども、そういった数の違いが生じている状況でございます。

また、この不登校や長欠の児童・生徒につきましては、各年でそれぞれ数の違いは当然あるんですけれども、各学校が工夫してそれぞれ取組は行っているところなんですが、なかなか数の大きな変動はなく、大体横ばいといいますか、そういったことで推移している状況でございます。

また、この不登校の児童・生徒への対策、対応としましては、各中学校にさわやか相談室が設置されておりまして、これは委員ご承知のとおりかと思いますけれども、子供たちの心の悩みですとか、あるいは学校の友人関係のトラブルですとか、あるいは進路、学習についての何か心の障害のようなものについて早期の相談により子供たちが明るく学校に通えるようにということで対応しているところでございます。

また、宮代町としましては、このさわやか相談以外に学習支援員さん、それからボランティア相談員さん、これは宮代町独自でやはり中学校のさわやか相談室に配置をしております。学習支援員さんにつきましては、相談室に通っている子供たちが学習のつまずきでなかなか教室に行く勇気が出ないですとか、分からないところがあるので授業に参加するのがちょっと心が引っかかってしまうといったことを解消するためにということで配置をしております。また、ボランティア相談員さんにつきましては、子供あるいは保護者、地域の方から相談があったときにやはり一人では全ての相談に対応することは難しいことですので、さわやか相談員と連携を取りながら、様々な子供や保護者の方々に相談を行っているということで進めておるところでございます。

また、宮代町では教育委員会に相談員を配置しております。この相談員が、学校に基本的には月１回訪問しまして、学校のさわやか相談室に通う子供たちの状況やあるいは、教育委員会のほうに相談があった子供たちの情報提供を定期的に繰り返しながら、やはり子供の悩みの相談に対しての早い対応が非常に大きな鍵となりますので、小さなうちにそういった情報を学校と共有して、子供たちが学校に通えるようにということで指導支援をしているところなんですけれども、なかなか学校に行けないけれどもほかの通える場所がといったことについては議員ご指摘のとおり学校訪問での指導ではカバーし切れないところがあるのは事務局としましても受け止めているところでございます。

ですので、子供たちが何か別の施設であれば通えることができるのにといったことにつきましては、教育委員会としましても検討していかなくて

はいけないものとして認識をしております。

続きまして、図書の購入についてでございます。

各学校の図書蔵書数につきましては、小学校については1,000円掛ける児童数分、それから中学校につきましては……、失礼しました。小学校は1,100円掛ける児童数分です。それから、中学校につきましては1,300円掛ける生徒数分ということで、毎年計画的に購入を進めているところでございます。

ただ、それぞれの学校がやはり学校の施設の老朽化とともに、図書につきましてもそれぞれ子供たちに人気のある本については計画的に買換えや廃棄をしなければいけないといったことで、今回の資料の中でも、廃棄の図書数が学校によっては700冊という、そういう冊数を廃棄するという学校もございます。これは、新しい本に子供たちは非常に関心を持って貸出し等をするというのは当然なんですけれども、そこに古い本ですとか壊れた本ですとか、そういったものが入っていると図書館全体の活用率あるいは利用がなかなかスムーズにいかなくなるということは当然ございますので、廃棄につきましては定期的に実施しているところでございます。

ですので、各学校で図書費を活用して計画的に購入はしておりますが、傷みのある本ですとか、あるいは人気があって新しい本をさらに買い替える必要があるといったことにより、学校それぞれで蔵書数に違いが出てしまうという状況がございます。

また、図書費をカバーするために寄附を募ってはといったご提案も頂きました。貴重なご意見ありがとうございます。

この寄附については、学校とも相談、情報共有しながら検討していく必要があるかなというふうに感じておりますが、子供たちが要求する、例えば読みたい本、子供向けの本というのと、地域の方がありがたく学校に寄贈していただける本の、要求と寄附したい本というのがなかなか、必ずしも一致するとは限らないというところもありまして、その辺りが以前も地域の方から本を寄附したいんだけれどもといったときに、学校のほうでもこれをどううまく扱えばいいのかなといったことで迷われているという声も事務局のほうにはあったこともございます。ですので、こういった寄附につきましてはまた今後検討して、うまく活用していかなくてはいけないかなというふうに感じておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○教育推進課主幹（田中啓之君）　生涯学習室主幹の田中です。

青少年健全育成事業の放課後子供教室の関係についてお答えさせていただきます。

まず初めに、お迎えの時間なんですけれども、放課後子供教室につきましては、今年度から百間小学校におきましてモデル事業として始めさせていただいている事業でございます。

質問いただいた、初めにお迎えを、17時にお迎えとなっているのをもっと長くできないのかという旨のご質問いただいたかと思うんですけれども、こちらにつきましては、まず放課後子供教室は預かりの事業ではないと。放課後の子供の居場所づくりとか地域住民の方との交流とかそういったところを目的としている事業ということもありまして17時にしております。

17時にしている理由としては、ほかには放課後子供教室、子供の見守りとかやっていただいたりとか、子供たちにいろいろ体験教室をやってもらう地域のボランティアの方で支えられている事業なんですけれども、その方々も17時よりもっと遅

くしてしまうと、ボランティアの方々で支えていただく時間としては17時が適当なんじゃないのかなと、そういうところもございまして17時としていると。

そもそもの事業の性格あるいは担い手となる方々の状況を踏まえまして17時としているところですけれども、17時に迎えに来られない保護者の方にはファミリーサポート事業で、相互扶助制度のファミリーサポート事業のご紹介もしているところです。

続いて、登録制じゃなくて自由に参加できるようにできないのかというご質問なんですけれども、こちらにつきましては、放課後子供教室は事前登録制でやらせていただいていまして、受付して、参加費は無料にしているんですけれども保険代ということで実費、傷害保険に加入していただいております。子供たちが活動に参加しているときに事故とかにあったときの、事故を起こしてしまったりとかそういうときの対応ということで保険に加入させていただいているんですけれども、それも登録制にしていることの一つです。

あとは、人数がある程度分からないと、スタッフがどれぐらい必要かとかそういったところもありますし、会場、拠点となるスペース、余裕教室とかそういうところの確保の関係でも何人来るか分からないという状況だとなかなか運営が難しいのかなということで登録制としているところです。

あとは、学校応援団とか地域コーディネーターによる取組のお話も頂いたんですが、こちらについてはまだまだ手がついていない状況、正直に言ってそういうところでございまして、今後先進事例等参考にしながら研究させていただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

郷土資料館の関係についてのご質問に対してお答えさせていただきます。

私たちの予算書でいいますと101ページ、資料館管理運営事業といたしまして、総事業費557万1,000円という予算を計上させていただいてございます。

そもそもこちらのほうの事業費につきましては、ご覧いただきますと下のほうに郷土資料館の屋上防水工事、あるいは郷土資料館外構内整備工事ということで、郷土資料館、館を今後も維持管理していくために必要な経費、あるいは用地の敷地の一部返還というものが生じますことから、そちらに関係する工事なども約4,700万ほど計上させていただいたものでございまして、それらを除きますと、館の事業を含めました維持管理経費といたしましては800万程度の予算となってございます。

ご質問のございました、収益を上げる、効果を上げるというような事業、イベントというご質問でございますが、これまでも郷土資料館におきましては、夏休み期間中に小学生を対象といたしました体験講座でございますとか、あるいは展示物でございます旧加藤家を会場といたしました琵琶を聴く会とか、あるいは年何回かに分けて特別展でございますとか企画展でございますとか様々な事業、イベントのほうを行ってきているところでございます。

そういった中で、実費弁償程度の参加負担金というものは頂いてございますが、そういったものにつきましても、全体の運営経費から比べますとウエイト的にはそんなに大きくないというようなところが現状でございます。

ただ、郷土資料館の役目といたしましては、今までの町の歴史や文化財等の貴重な資料を収集し

て、それらを整理、保存、後世に残していくというようなものが大きな役目だというふうに認識してございまして、そちらの経費を、これは事業を行うために事業を行っているところでございまして、そういった成果の一部を毎年体験授業でございますとか展示会ということで行っているところでございます。ただ、今後館のほう、資料館のほうを運営していくためには、ご指摘にございましたような収益という観点も当然必要になってくるかと思います。

文化財保護法という国がつくられた法律がございまして、そちらのほうが今般法改正がございまして、今までの文化財保護法ですと保存していくということを主とした法律がございましたが、今後につきましては、ただ単に保存していくだけではなくて、地域に存在する文化財、指定文化財、指定されていない文化財も含めまして、それらの文化的なものを保存するだけではなくて、今後は活用していこうというような法改正がございましたことから、今後、法律改正に基づきまして各種様々な方々のご意見を頂きながら、その活用をしていくような方策について今後取り組んでいくというふうに考えてございますので、ご理解のほうお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

１番の学校給食運営管理事業なんですけれども、少ない金額でメイドインみやしろは厳しいということなんですけれども、こちら質問というわけじゃないんですけれども、産業観光課とタイアップしまして、産業観光課のほうから例えば予算を持ってきて、こちらのメイドインみやしろを入れてほしいというようなこともあります。

というのも、正直今の子供たちもメイドインみやしろも知りませんし、宮代町にどんな郷土食があるのかなというのも分かっていない状況ですので、やはり大人になったときに、宮代町こんなにいいのがたくさんありますよといったようなことになって、郷土愛がつながれば、また宮代町に残ってくれるということになりますので、こちらは要望としてお願いいたします。

学校給食費の滞納状況なんですけれども、こちらは理解いたしました。

青少年健全育成事業の放課後子供教室なんですけれども、現在モデルで行っていくということと、今後学校コーディネーターとか学校応援団もいろいろ工夫していただく、検討していくということなんですけれども、こちら埼玉県の教育委員会のほうが学校応援団放課後子供教室実践事例集というのが出ておりまして、これを見てしまうと、宮代町めちゃめちゃ遅れているんじゃないかなというのを感じましたので、こちらやっぱり学校応援団の利活用とか、放課後子供教室、ぜひともほかの市町村を見て参考にしていただけたらと思います。

というのも、隣の杉戸町はちゃんと杉戸町放課後子ども総合プランというのをつくってきちんとやっていますし、久喜市はコミュニティ・スクールということで、久喜市ゆうゆうプラザということで、社会に開かれた教育課程の実現というのをかなり大々的にしておりますので、そういったところを見てしまいますと、どうしても宮代町見劣りしてしまいますので、こちら早急に対応していただければというふうに思っております。

資料館の管理運営事業なんですけれども、町民にとって非常に重要だということが分かりませんと、本当に必要なのかなという声が大きくなってきてしまいますので、いろいろ事業はしているとは思うんですけれども、もう一工夫して、町民に

とって必要な施設ですよというようなことが分かるような多様な使い方を今後ぜひとも模索してほしいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

不登校対策のほうなんですけれども、こちらは子供放課後教室のほうでもそういった不登校の児童・生徒を受け入れてくれるような体制もぜひともつくっていただきたいなという、こちらもお願いになります。

各学校の図書冊状況のほうなんですけれども、こちらも皆さんが寄附してくれるということで、子供の要望と一致しないんじゃないかということなんですけれども、こちら例えば寄附に際して、選定のルールみたいなものをつくっていただきまして、せっかく町民の皆さんが寄附したい、寄附しなければそのまま衛生組合の資源物のほうに行ってしまいますので、お金がない中で、予算がない中で蔵書を増やしていって、ぜひとも子供たちにたくさんの本を読んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

小中学校のトイレなんですけれども、こちらはやっぱり前も一般質問でしましたけれども、学校の先生というのはどうしてもにおいに慣れてしまいますし、結構劣悪な環境でも、まあ仕方ないかなというふうに思ってしまうような傾向があるように感じましたので、やっぱりにおいは生徒のほうが大人よりも感じるので、こちらの全てを見直せというわけではないので、ちょっとひどいなというところもありましたので、こういうところは即座に直していただきたいと。全体的なものは、予算の関係もありますので、お願いしたいということです。特に、須賀小、須賀中学校、名前を出しちゃいますけれども、非常にきれいでいいトイレでしたので、ぜひともほかの学校も須賀中ぐらい並みになってもらうといいなというふうに思っております。

あと２つほどお願いがあるんですけれども、私たちの予算書の92ページの小中学校のＩＣＴ教育の推進なんですけれども、こちら質問というわけではなくて、ほかの市町村の議員さんの皆さんから話を聞いているんですけれども、これから様々な無線ＬＡＮとかハブの工事を行っていくかと思うんですけれども、学校という、行政ということもありまして、通常ではあり得ないような金額の見積りを出す業者がいて、高額な工事費を押しつけられたという自治体もありますので、こちらこれから工事に入る際にはきちんとお金の問題、価格を、発注の際にはきちんと価格を精査して取り組んでいただきたいなということです。

あともう一つ、新型コロナウイルス対策なんですけれども、小中学校で新型コロナ対策で休校が続いていまして、保護者の皆さんから、ずっと家にいるとゲームやテレビなどの機会が増えて、もしくは深夜まで起きているといった状態で、非常に生活が乱れているということで、新学期いきなり入って対応できなくなってしまうんじゃないかという心配の声を頂いておりますので、何か生徒の生活が乱れないような対応をしてほしいなというような、こちらはお願いというか質問になりますので、こちらだけよろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校管理幹、小山でございます。

コロナの感染防止に向けた休校中の子供たちの生活につきましては、我々教育委員会事務局としましても危惧をしておりまして、各学校とも連絡を取り合っているところでございます。

子供たちの運動につきましては、冒頭で教育長からもご説明があったとおりで、昨日からその子

供たちが体を校庭で動かして球技や友達とのスポーツを楽しむといったことを行っているんですけれども、基本的な生活につきましては、各学校で集団で集めますと、やはり感染の防止といった点から課題がございますので、学年やあるいは２学年等のある程度の人数の限定をした中での登校日等を設定して、子供たちに、荷物の持ち帰りをしながら、場合によっては図書室の図書を貸し出して、家庭でもその図書を読んだりとかということで、登校日によって子供たちの生活状況や健康状況を把握したりですとか、あるいは逆に教員のほうが家庭訪問をして、学習のプリントを渡したりとか、あるいは子供たちがやったものを受け取ったりしながら、今どんな感じだい、どこまでそのプリントができたんだいとか、ご飯とかちゃんと食べているかいといったことで、そういった家庭訪問により子供たちの生活状況を把握している状況でございます。

あとは、随時、各学校はホームページ等でメール配信等により各家庭に、例えば学習シートの案内ですとか、文部科学省からも様々な学習に活用できるようなポータルサイトというサイトの紹介等もございますので、子供たちが少なくとも午前中は何か課題意識を持って、そういう学習に取り組めるようにといったことを狙いとしまして、学習材料の提供ですとか指導等を計画的に行っているといった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　ありがとうございました。新型コロナウイルス対策もよく理解できました。

最後になりますけれども、これもちょっとお願いなんですけれども、学校の教育現場の改善で、もちろん教育委員会の皆さんにとってみれば、校長先生を通じていろいろ話は聞いているとは思うんですけれども、なかなか学校の現場の先生の声が届きにくいといったような声を聞いています。やっぱり学校教育を本当によく知っているのは先生方でありますので、年に一回でもいいので、匿名でもいいので、先生の生の声を聴いて教育環境に生かすというようなことも考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員の質問が結構お願い、要望というのが多かったんですが、教育のほうとして何か補足でお答えするようなものがあればお願いしたいんですが、なければいいですけれども、ありませんか。

要望として全部受け止めると、こういうことでよろしゅうございますか。

ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

５点質問させていただきます。

予算書の176ページ、不登校対策事業についての１点目、いじめ不登校対策連絡会議委員の謝金6,000円とありますけれども、これはどのような方々が何人ぐらい、何回行っている会議なのでしょうか。

それと、さわやか相談室のことについてなんですけれども、さわやか相談室の相談員とボランティア、相談員が１名で、ボランティアの方が２名ということで伺いましたけれども、今回、来年度は予算のほうが人件費が削られておりまして、815万3,000円、前年度はこの金額だったんですけれども、そのままの予算で、相談員がそのまま、次のこれからもされるのか。そして、その相談員の方はどのような資格を持たれているのか。その人数が足りているのかということをお伺いしたいです。

次に、178ページで、町民みんなが先生推進事業ということで、事業協力者の謝金とありますけれども、どのような方が協力して、どれくらいのこの謝金の積算根拠、それをお願いいたします。

学校応援団活動ということで、学校応援団というのが、この協力してくれる町民みんなが先生事業ということなんでしょうか。学校応援団活動についての内容もちょっとよく分からなかったので教えてください。

次に、197ページ、みんなの予算書の97ページで、先ほどご質問がありましたけれども、放課後子供教室についてなんですけれども、こちらに参加している子供の人数と、見守りの人数の見守りの構成といいますか、どういう方が、例えばどんな資格を持っている方が何人いるのか。謝金の積算根拠もお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校管理幹、小山でございます。

私からは、さわやか相談室の件、それから２点目としまして学校応援団やみんなが先生制度ということで２点申し上げさせていただきます。

まず、１点目のいじめ不登校対策会議でございますけれども、こちらは町民による公募の方３名、それから各学校長、それから各学校の保護者代表１名といった構成員で、年に２回を基本に開催をしております。

申し訳ありません。大変今勘違いをして間違えました。訂正させていただきます。

すみません、いじめ不登校対策会議については、平原のほうでこの後申し上げさせていただきます。

相談室についてなんですけれども、すみません。さわやか相談員については特に資格等はございません。

宮代町の現状ですけれども、校長経験者等の、やはり教員として勤務をして、子供たちや学校の状況をよく分かっているといったこと、それから管理職として豊富な経験を積んでいるということで、現状ではこういった校長退職者等に相談員をやってもらっているといった状況でございます。

また、ボランティア相談員、あるいは学習支援員さんにつきましては、会計年度の任用制度の移行がございましたので、人件費としての資料の中には記述はないかもしれませんが、次年度も引き続きということで配置をさせていただきたいというふうに考えております。

続いて２点目の、町民みんなが先生事業につきましては、こちらは主に中学校の部活動の外部指導者ということで、町内で須賀中学校に４名、百間中学校に６名、そして前原中学校に２名、今年度は合計12名の方々に剣道ですとか野球ですとか卓球ですとか、教員も全てのスポーツ等にご自身が経験したわけではございませんので、技術的な指導ですとかチームとしてのいろんな作戦、戦術、そういったことを地域の方にお力添えいただいて指導しているところでございます。

また、学校応援団につきましては、これは各学校でそれぞれ例えば安全、スクールガードの見守りに対する協力、あるいは環境整備、校庭の木の剪定ですとか除草ですとか、そういった環境整備、それから学習指導の支援、夏休み中の学習の子供たちの手伝いですとか、あるいは学校によっては授業に入っていただいて助けていただくなんていうことも聞いたことがございます。また、図書、読み聞かせですとか図書の本の紹介ですとか、朝の時間を使って子供たちが読書により関心を持って取り組めるようにといったことで、こういった

図書のボランティア等、それぞれ学校で地域の方に依頼をしまして、地域の方の実態に合った学校応援団を設置しまして、またそのまとめ役として学校応援団のコーディネーターを設置して各学校が取り組んでいるところでございます。

ですので、この学校応援団については、その会を運営するための事務費ですとか、あるいは何か資料作成ですとか、場合によっては学校の中で除草のための鎌ですとか、水やりのためのホースですとか、そういったものを買うための、学校応援団については費用として活用させていただいております。

では、いじめ不登校については担当から申し上げます。

○委員長（西村茂久君）　指導主事。

○教育推進課指導主事（平原隆範君）　学校教育担当指導主事の平原と申します。よろしくお願いいたします。

先ほどご質問がありましたいじめ不登校対策連絡会議ですが、年に３回ほど開催しております。学期に１回になっております。

第１回の総会、大体５月の終わりぐらいにいつも開催させていただいているんですけれども、その総会におきまして各学校の管理職、相談員さん、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、町の相談員の方、そこに加えまして元警察官の方ですとか学術関係者の方、保護者の代表の方、そこに町職の福祉課ですとか子育て担当ですとか人権担当の方、代表として参加していただいております。その中の、先ほど申し上げました元警察官の住民の方、学術関係者の方、保護者代表の方に謝金として1,000円を出させていただいておるのが現状であります。

すみません。2,000円です。申し訳ありません。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）　学校管理幹、小山でございます。

すみません。先ほどに付け加えをさせていただきたいと思うんですが、みんなが先生制度につきましては先ほど中学校で12名の方にお力添えいただいているというふうに申し上げましたが、それに加えまして日本語指導、小学校で日本語指導でお手伝いいただいている方がお一人、それから町の副読本の教材作りのためにお力添えいただいている方がお一人、計２名ほかにもございます。

また、この方々には年間１万円を謝金としてお支払いさせていただいているといった状況で、その指導の回数等については、それぞれの指導者の方と学校とで随時連絡を取り合いながら、計画的に指導していただいているといった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○教育推進課主幹（田中啓之君）　生涯学習室主幹の田中です。

私たちの予算書97ページの青少年健全育成事業の放課後子供教室のご質問についてお答えさせていただきます。

放課後子供教室の登録者の人数のほうから、１年生から６年生までで今年度33名です。内訳は、１年生が７人、２年生が２人、３年生が12人、４年生が３人、５年生が５人、６年生が４人、合計33人。その中で、学童保育、放課後児童クラブから来ているお子さんは９人になります。

続いて、運営スタッフの関係なんですけれども、こちら子供たちの見守りを行っていただくスタッフの皆さんなんですけれども、運営スタッフということで中心になって活動いただいているスタッフが合計で10名いらっしゃいます。その内訳なん

ですけれども、有志の保護者の方が５人、あとは有志なんですが、地域住民の方も５人と、合わせて10人になるんですけれども、地域住民の方については特に資格とかを設けているわけじゃないんですけれども、結果的にというかいろんなご縁でご協力いただいている方が、元小学校の先生だったりとか、あとは現役の民生委員さんだったりとかそういった方々が担っております。

スタッフについては、事業の趣旨に賛同いただいてご協力いただける方ということで募集していて、１回来ていただいて面談した上で採用というか確認をさせていただいてお願いしているところです。

これ以外に、シニアボランティアということで、シニアの方々にも呼びかけをしまして、１人だけだったんですけれども、シニアボランティアということで子供たちと一緒に遊んでいただくような形になるんですけれども、協力いただいています。

あとは、大学生ボランティアということで、春日部市の共栄大学の教育学部に依頼しまして、教育学部の学生にも子供たちの活動を見守ったりとか一緒に遊んでもらうということで来ていただいているんですけれども、こちらは今年度は９月に９名、２月のときに６名、協力いただいて来ていただいております。そのほかに町職員が大体３人から４人くらい一緒に、モデル事業ということもありますので、スタッフの皆さんと一緒にそういう事業に当たらせていただいていると、そういう状況でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございます。塚村です。

再質問をさせていただきます。

まず、不登校対策についての会議の詳細は分かりました。謝金が2,000円ずつということで6,000円、３名で、１回2,000円ではなく１年でということですか。これは承知いたしました。

さわやか相談室についてなんですけれども、相談員の方が資格というか、校長先生とか教員ということで、あとボランティアの方はどうなのかということももう一度お伺いしたいです。

さわやか相談室についてなんですけれども、先生、学校の教室以外の居場所ということで、学校という位置づけなので先生で構成されていると思うんですけれども、教室に入れないという時点で、子供たちが何らかのことで入れなくなってしまっているので、やっぱり心のケアということでスクールカウンセラーさんだったり、作業療法士さんだったりという方の、その子たちに寄り添えるという方が一人でもいらっしゃるとまた違うんじゃないかなと思うんですね。そこの人件費についての問題もあるのかとは思うんですけれども、そういった方を相談員の中に入れていただきたいと思います。

また、さわやか相談室の内容なんですけれども、学校に行けるようなサポートということで、学校に戻すことが、クラスに戻すことが目的だけではないということなので、学校に行かなくても、そのさわやか相談室で学ぶことができるという場所にしてもらいたいんです。ちょっといづらいというお話も聞いたりするんです。そこすら行けなくなってしまうという子たちがいると私も聞いておりますので、そのさわやか相談室にいらっしゃる先生だったりボランティアさんの中にスクールカウンセラーや作業療法士さんを入れていただくことと、あと環境づくりということはちょっと要望したいと思います。

197ページの放課後子供教室についてですけれども、こちらの謝金というのはお幾らになってい

るのかということをもう一度お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（田中啓之君）　生涯学習室主幹、田中です。

すみません、失礼しました。謝金言い忘れちゃいました。

謝金については、運営スタッフが１回2,000円。拘束時間というか活動いただく時間が14時過ぎから、子供たちが帰った後、掃除まで一緒にやってもらって17時20分くらいまでという時間で、１回2,000円と、謝礼ということでお支払いしています。シニアボランティアと大学生については、謝礼をお支払いしていない、無償ということで、ただ、傷害保険のほうに町の負担で加入させていただいております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校管理幹、小山でございます。

いただきましたご要望に対してということで補足をさせていただければと思います。

さわやか相談室に勤務しているボランティア相談員あるいは学習支援員がおるんですけれども、学習支援につきましては、さわやか相談員同様で教員経験者が基本的には勤務をしております。

ボランティア相談員につきましては、例えば民生委員とか児童委員さんを経験された方ですとか、あるいはカウンセラーの資格を持っていらっしゃる方、この方は教員なんですけれども、そういった方に勤務していただいておりまして、先ほどご指摘いただいたことも踏まえまして、検討していかなくてはいけないなというふうに感じているところでございます。

また、スクールカウンセラーにつきましては、こちらは県から定期的に派遣しておりまして、学校によって週１回とか２週に１回とか違いはあるんですけれども、さわやか相談員と当然情報共有、連携しながら、子供たちや保護者との相談を進めている次第です。

また、同様にＳＳＷという家庭あるいは子供たちの生活環境に家庭訪問を通して関わるといったことで、やはり同じく県から派遣されている職員もおります。

学校に行けない子供たちをさわやか相談室にもちろん通えるようにしてあげたいということで、その相談員やボランティア相談員が家庭訪問をして支援しているといったことも行っているんですが、先ほどの教室に戻すことが目標にならないようにといったことにつきましては、我々や学校のほうでも十分配慮して、子供たちのそれぞれの状況に合った指導を引き続き心がけていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございます。

そのようにしていただけると安心できる子たちが増えると思いますので、ぜひお願いいたします。

それと、スクールカウンセラー、そういった学校に行けない場所にいる職員の方ということで、やはり学校関係者の方だけでなく、第三者のそういったスクールカウンセラー、臨床心理士の先生だったり作業療法士さんが入るということで、またそこの学校に何で行けないのかとか、もうちょっと深く掘り下げて対応ができると思うんです。なので、人件費とか、先ほども申し上げたんですけれども、その辺をもう少し増やせたら増やして、そういった方をそこに入れられるようにしていた

だきたいと思います。

それで、さわやか相談室もそうなんですけれども、相談した後というのが、先ほど役場の教育委員会にも相談室を設けてあるということで伺ったんですけれども、その相談をする場所というのが、相談だけで終わっちゃうというのがやはり周りからすごくよく聞く、一番困っていることで、その後につながらないというか、聞いてそのときの悩みだけを聞いて終わってしまうということなので、そこから結局進めないまま、とにかく時間だけが過ぎていくという、日にちだけがずっと何年もたってしまうということで、すごく困っていらっしゃって、それで何も解決しないから相談も行かなくなるという、そういった悪循環になっているような気がするんです。なので、相談を先にどこかにつなげるということもちょっと付け加えてお願いできればと思います。

あと、放課後子供教室についても、先ほど前にもあったんですけれども、そういったことも活用して、やっぱり一番必要なのは学校に行けないということで、一番必要なのは居場所の問題なんです。なので、放課後子供教室のような、そこで連携したり、あとは先ほど申し上げました、そこにいる人、支援してくださる見守りの方の確保というか、一人でもいいので、そういった専門的な方を入れていただくということをお願いしたいです。

長くなりましたが、これで終わりにいたします。

○委員長（西村茂久君）　質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子です。

２点質問いたします。

インターネット利用料についてと、聖火リレーについてです。

まず、予算書の185ページ、小学校のインターネット利用料金が122万5,000円で、中学校が90万5,000円、合わせて213万円なんですけれども、補正で校内通信ネットワークの整備が組まれていました。もし、大容量、超高速の無線ＬＡＮが整備されたら、ネット通信料というのは上がるんでしょうか。上がるような気がするんですけれども、お願いいたします。

聖火リレーは207ページです。

オリンピック聖火リレーが７月に杉戸、宮代にも入ってきますけれども、合計634万5,000円。これは、リレーの応援とか見学がもし国の方針で中止になった場合は、この634万5,000円はゼロになるんでしょうか。それとも、準備段階である程度使ってしまうんでしょうか。

その中に学校連携観戦チケット負担金252万5,000円とあるんですけれども、これは聖火リレーを見るだけで252万5,000円もかかるんですか。ちょっとよく意味が分からないので、お願いいたします。

２点質問した後に、大変申し訳ないんですけれども、３点目なんですけれども、小中学校の整備の２重投資についてなんです。エアコンを整備して、今回この校内無線ＬＡＮを整備して、今後トイレの整備をして、そうすると億単位の税金が使われるわけですね。使った後に、もし小中学校の統廃合をして、どこかの学校をなくすとかそういうことがありましたら無駄になるわけですね、投資した金が。ですから、その小中学校の適正配置、いつまでもいつまでも審議をやっていないで、少なくとも本年度中には結論を出すとかという急ぐ対応が必要だと思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

以上３点お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時１０分

再開　午前１１時２３分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き教育推進課分の質疑を行います。

金子委員の質問に対する答弁を求めます。

担当主査。

○教育総務担当主査（加藤正久君）　教育総務担当主査、加藤でございます。

まず、１点目の185ページのインターネット利用料についてです。

こちらについては、今回補正で上げさせていただきました校内ネットワーク工事について、通信料が上がるというご質問です。そちらについては、今回の当初予算要望時にＧＩＧＡスクール構想の話が上がっておりませんでしたので、今回必要な経費につきましては、工事に併せて令和２年度の補正予算で対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

東京2020オリンピック聖火リレーの関係についてのご質問でございます。

予算書でいいますと207ページ、私たちの予算書でいいますと103ページとなってございます。

ご質問にございました新型コロナウイルスの関係でございますが、こちらの聖火リレーの事業の予算につきましては、大きく２点に分かれてございます。まずは聖火リレーのサポートの関係でございます。こちらにつきましては、内容といたしましては、予算書でいいますと10節需用費の消耗品費、それと職員等被服費、あるいは負担金補助及び交付金の東京2020オリンピック聖火リレーの警備負担金、それと次のコレクションポイントの運営負担金、これが聖火リレーの関係の経費でございます。

ご質問のございました新型コロナウイルスの関係でのオリンピックあるいは聖火リレーが中止になった場合というような趣旨でございますが、基本的に当日発生いたします警備の関係費用、こちらでいいますと負担金の関係でございますが、こちらについてはオリンピックの聖火リレーが、判断がいつになるかというのもございますが、考えているものとしましては、中止となった場合については費用はかからないものというふうに考えてございます。

ただ、その一方で事前に準備をしなきゃいけないもの、例えばこちらのほうでいいますと消耗品費、こちらが聖火リレーを盛り上げる、歓迎するための例えば応援の小旗でございますとか、あるいは職員等被服費については、警備の関係で町の職員でございますとか、あるいは協力をお願いしてございます町の体育協会でございますとか、そういった方々の警備に当たるユニホームといたしましてポロシャツというものを考えておるんですが、そちらについては手配自体が、前から手配をしなきゃいけないものでございますので、中止という判断がいつになるかにもよりますが、場合によっては先行して購入するようなこともございますので、聖火リレーについて全くゼロというものではないというふうに考えてございます。

それと、２点目でございますが、学校連携観戦チケット負担金でございます。

こちらは、私たちの予算書103ページをご覧いただきたいと思うんですが、小中学校の児童・生徒にオリンピック観戦のチケットを配付することによりまして、オリンピックの競技観戦を通じて次世代を担う子供たちに一生の財産として心に残

るような機会を提供するということを趣旨といたしまして、東京2020組織委員会がこのようなチケットを用意するというものでございます。こちらにつきまして、チケットにつきましては競技観戦のためのチケットでございますので、こちらはオリンピックが中止というような判断になった場合については、当然このようなチケット代というものもかからないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○教育推進課長（大場崇明君）　教育推進課長の大場でございます。

３点目の学校の環境整備の関係についてお答え申し上げます。

議員から二重投資になっているのではないかというご指摘ではございますが、ここ数年で整備させていただいておりますエアコンですとかそういったものについては、日々の教育環境の向上を行うために行っているものでございまして、例えば昨今のこの猛暑ですとかそういったものに対応するために、国のほうでも財源措置を行って、それに伴いまして、町としても子供たちの教育環境の向上を図るために整備をさせていただいているものでございます。

また、校内のネットワーク整備につきましても、今般のＧＩＧＡスクール構想等によりまして、国が進める施策に基づいて整備を進めるということで、そうした日々の教育環境についてはやはり充実させていく必要があるというふうに考えております。

ただ他方で、議員ご指摘のとおり小中学校の適正配置の関係で、将来的に学校が適正配置になった場合については、学校数についても現状の７校でいくのか、それよりも減っていくのかという議論は一方でさせていただいているところでございます。これにつきましては、現在適正配置の審議会を設置いたしまして鋭意検討させていただいておりますので、その議論をまず行った後に地域の方ともお話をしながら方向性を出していきたいということで考えておりまして、一方で教育環境の整備を行いつつ、一方でそうした議論を行っているということで、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　大場課長の難しい環境整備と統廃合、難しい判断だと思いますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

今回のコロナ感染の対応も、判断が遅れると余計な費用がどんどんかかる、国も大変な状態ですけれども、町も財政が苦しくて大変な状態なので今後よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　今日は簡単な質問をさせていただきます。

１点目は、小中学校の備品関係、公平か公平じゃないか。やはり学校差があっては、格差があっては教育のことですから、いけないことですので、間違いなく公平かどうか。それがまず１点目。

次、あとは、町民文化祭の関係なんですけれども、いつも進修館で開催していますよね。いつも聞く話なんですけれども、狭いと言うんです。それも前前から言われていることだと思いますけれども、何で例えばこの庁舎も一部使うことはできないのか。そういう工夫も、進修館以外でもそれは囲碁とか将棋とかというのは、ほかの団体に任せて、集会所を使ってやっているのもありますよね。それは文化祭の一環かもしれないですけれど

も、あそこへ進修館を使っている内容、進修館を使っている文化祭については、飾ったりいろんな催し物いろいろやっていますけれども、ちょっと違った内容だと思いますので、ちょっと狭いんじゃないかなと、そういう声を今でも聞きます。何回言ってもなかなか直らないんですけれども、何とかならないんですかなとは言われております。それが２点目。

３点目は、町民体育祭、飯山さん、町民体育祭、去年は中止になってしまったと。残念だったとは思いますけれども、年々参加するチームが減っていますよね。地域の。去年はもし参加すれば10チームぐらいだとか言っていましたよね。一時は35チームぐらい出た記憶もあるんですけれども、あそこのグラウンドがテントでいっぱいになった。あれ以上増えたらどうするかなというぐらい増えた、増えたというか活気のある町民体育祭だったですよね。最近は違うんだよ。どんどん縮小して、下手すると今年はまた減るんじゃないかと言われております。これは、理由は何でしょうかと私も毎回言っているんですけれども、分かっているとは思います。

ただ、町としても本気になって参加するようなことを考えないといけないと思いますよ。ただ体育協会に任せる。それも必要かもしれませんけれども、教育委員会としてどうするんだと。あれはあと二、三チーム下がったらもう町民体育祭なんかやる価値ないんじゃないかと言われていますよね。それ本気になってここで食い止めなかったら、どんどん縮小してしまうと思いますよ。まして今年はオリンピックの年だから、なおさらこれを契機にしてスポーツ熱を上げなくちゃいけないと思うんですけれども、その点を、毎回しつこいんですけれどもどう考えているか聞かせてもらいたい。

もう一点は、先ほど金子委員が質問したオリンピックの聖火リレー。

資料を見ますと、宮代町を走るのは、この資料では聖火リレーのサポートを行いますと書いてありますけれども、約400万近い金、宮代町を走るのは200メートルあるかな、金子さん。駅からあそこの橋まで。それで400万もかかる。相当派手な、派手というか盛大な聖火リレーができますね。いけないとは言いません。どういうふうにやるのかなと。旗を作るとか何とか先ほど説明していましたけれども、もうそうしたら相当の数が並びますよね。それは相当にぎやかになると思います。

走る人は誰だか、前新聞に出た記憶があるんだけれども、誰でしたっけ。聖火を持って走る人。それももう一回教えて、記憶なくなってしまったんですけれども、教えてもらいたいんですけれども、この金額で200メートルぐらい走るのにどういうものかなと思うんですけれども、昔の聖火リレーというのは、走る人が聖火を持って、たったかたったかそれなりに走ったんですけれども、そんなに沿道には、見物人はいっぱいいたけれども、そんなに旗をいっぱい立てたとか、派手なやり方はしなかったですよ。それでも結構みんな見に行きました。宮代町はすごい金をかけて200メートルくらいの区間をやる、すごいなと思っているんですけれども、具体的にどういう内容でやるのか、もう少し具体的に教えてもらいたいと思います。

以上、４点ほどあったと思いますが、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校管理幹、小山でございます。

私のほうからは教材備品について申し上げさせていただきます。

まず、学校のほうで、特に大型の備品を購入す

る際には各学校の必要性あるいは緊急性に応じて学校から上がってきた要望に基づいて、今年度はこの額を配当するということで決定しているところでございます。例えば、学校のほうで子供たちにピアノを指導するときにどうしても今買換えの関係でピアノが必要だといった学校があったりですとか、あるいは音楽の時間に琴の体験をするのに琴を購入したいといった、それぞれ学校によって要望するものが違いますので、実際的には配当する額というのはそれぞれ学校で差異は生じますけれども、学校の実情に合わせて要望を生かしてお金を配当しているといったことで、公平に配当しているというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○教育推進課主幹（田中啓之君）　生涯学習担当主幹の田中です。

町民文化祭の関係についてお答えさせていただきます。

町民文化祭の出演者とか出品者につきましては、近年減少傾向になっておりまして、昨年11月にやった文化祭におきましても、展示スペースにゆとりが生じているという状況です。具体的に申し上げますと、令和元年度は２階のロビーに例年フラワーアレンジメントが多く出品されていてにぎやかになっていたのが、令和元年度は出品がなかったので、例年よりも寂しい雰囲気だったと思います。ただ、その空いたスペースを休憩スペースということで、椅子を置いてお茶を飲んだりしていただけるようなスペースとして開放したところ、それはそれで好評だったというようなところもございます。

ちなみに、フラワーアレンジメントさんがこれから出てくるかどうかということはちょっと未定だということです。

また、文化祭の参加者であるとともに、企画運営を担っていただいている文化協会さんのほうも、加盟団体が減少したりとか会員の皆さんの高齢化の問題を抱えているような状況でございまして、文化祭の実施運営体制の面でも、会場を拡大していく方向にいくというのはなかなか難しいのかなというのが担当として考えているところでございます。

囲碁とか将棋につきましても、昔は新道集会所を会場にしてやっていたというように聞いておりますけれども、それも文化協会の加盟団体として囲碁とか将棋の皆さんが入っていた時代の話だというふうにお伺いしています。なので、囲碁とか将棋の組織が文化協会を脱会されてからはやらなくなってしまっていると、そういった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

まず、３点目の体育祭の関係についてご答弁させていただきます。

ご質問にございましたとおり、町民体育祭の参加者数につきましては年々減少しているような傾向でございまして、今年度、令和元年度につきましては台風の関係により中止となりましたが、地区別対抗に申し込みいただいた地区数につきましては36地区、チーム数でいいますと13チームの参加の申込みをいただいていたところでございます。

おっしゃるとおり年々減少しているというような傾向ございまして、実際参加に当たって地区別対抗にご参加いただくに当たりまして、地区のほうで参加いただいているということから、昨年度でございますが、区長、自治会長さんを対象に町民体育祭についてのアンケート調査というものを

行わせていただきました。その中で、参加に対しての課題でございますとか、体育祭の内容などについていろいろとご意見を頂いたところでございます。頂いた意見の中で多かったものといたしましては、まず予備日の関係について意見がありまして、今年度から予備日のほうを廃止させていただきましたが、その理由といたしましては、予備日を含めて２日間、選手、参加する方を確保しなきゃいけないのはなかなか厳しいというようなご意見がございましたことから、今年度、令和元年度から予備日を廃止したところでございます。

また、頂いた意見の中には、種目の内容などについてもいろいろご意見を頂いたところでございます。その前に、そもそも参加されている地区もございますが、参加ができなかったチームもございまして、参加できなかったのは何でなのかというようなことにつきましては、地区内で少子高齢化が進んでいてなかなか子供さんがいないとか、あるいは中心としてやられていた方が高齢化になっちゃって、参加がちょっと厳しいと。あるいは、地区のコミュニティーの関係というようなご意見もあったところでございます。

そういったことから、町民体育祭の今後につきまして、より今まで以上に参加いただくためにはどのようなことが必要なのかというようなご意見も頂いていまして、その中の主な回答といたしましては、高齢、お年を召した方でも参加しやすいような種目というもの、あるいはスポーツ色が高いんじゃなくて、レクリエーション色が高いような種目というものも必要なのではないかというようなご意見も頂いたところでございます。

そういったことにつきまして、体育協会、実際種目など運営面につきまして体育協会の方々とご協力いただきましてやっている関係もございまして、体育協会の中で一緒に検討してまいりたいという形で考えているところでございます。

続きまして、聖火リレーの関係でございます。予算書でいいますと207ページでございます。

聖火リレーの関係につきましては、費用的には聖火リレーのサポート経費、それと小中学校の児童・生徒のオリンピック観戦に関係する学校連携観戦チケットの経費、大きく分かれて２つほどございます。そのうち聖火リレーの関係につきましては、382万円ほど経費を計上させていただいたところでございます。

聖火リレー自体につきましては、今年の７月８日水曜日、埼玉県内の２日目という形で、その中の杉戸町役場から東武動物公園駅の東口にかけて聖火リレーを行うということで予定されてございます。その中で、宮代町内のコースにつきましては、約200メートルぐらいのコースとなってございます。経費につきましては、当日聖火リレーを行うために、雑踏あるいは交通整理などに要する警備経費というものが大きな金額となってございます。予算書でいいますと、207ページの東京2020オリンピック聖火リレー事業の18節負担金補助及び交付金でございますが、オリンピック聖火リレー警備負担金274万5,000円となってございます。こちらについては雑踏警備、要は聖火リレーを観覧される方、応援される方がコース内に立ち入らないように、あるいは人の流れの、交通整理じゃないですけれども、そういったものを行っていただくための雑踏警備のほかに、コース内に車両が立ち入らないようにするための交通整理の経費というものも盛り込んでございます。

交通整理につきましては、当該リレーの走路だけじゃなくて、そちらのほうに入ってくるような、例えばこちらの、私たちの予算書の103ページを見ていただきますと、コースについて、ちょっと不鮮明なところもあるかもしれませんが、コース

について明記させていただいてございます。この中で、例えば東小学校の交差点から走路のほう、コースのほうに車両が入らないようにするための、当該コースだけじゃなくて結構離れたところにも交通整理のための警備員を配置するというようなことも考えてございまして、そういったことから、人数的には結構大人数の警備スタッフを用意しなければいけないといったことから、274万5,000円程度の費用を要するところでございます。

また、先ほど金子議員さんからのご質問に対しまして、聖火リレーを歓迎、盛り上げるために小旗を用意するというようなことをご答弁させていただきましたが、こちらについては小中学校の児童・生徒に応援のために参加していただくということも考えてございまして、そういった方々、あるいは小中学生以外にも応援のために観覧するためにお越しいただく方々に、少しでも聖火リレーを盛り上げていただくために応援できるような小旗というものを購入して配布することによって、聖火リレーを盛り上げていこうというふうに考えてございまして、そういった経費といたしまして合計382万円ほど計上させていただいているところでございます。

あと、聖火ランナーにつきましてご質問がございましたが、聖火ランナーにつきましては、宮代町からは１名中学生の方が選考されてございます。ただ、聖火リレーにつきまして、聖火ランナーがどこを走るのかといった具体的なことにつきましては、まだ組織委員会から発表がされておりません。発表されるのが、私どもに来ている県からのスケジュールでいいますと、６月中旬に組織委員会から各聖火ランナーに、どこを走るんだというようなスケジュールが連絡されるというようなスケジュールになってございまして、そういったことから、地元の宮代町に宮代のコースを誰が走るのかということについては、直前にならないと分からないというような状況になってございます。これにつきましては、宮代に限ったことじゃなくて、埼玉県についても同様な状況となっているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございました。

１点目の備品の問題ですけれども、校長が言ったことは、ほとんど買っているというふうに取れるんですけれども、私はそれもそれで大事なんですけれども、例えばいろんな教育上必要な備品というのはいっぱいありますよね。例えば、化学を教えれば化学備品だとかいろんなのが必要ですよね。そういうのは間違いなく公平なんですよね。一時そうじゃないこともあったような気がするんですけれども、それは間違いなく大丈夫ですよね。それは。確認だけしておきたいと思います。

もう一点の文化祭の関係ですけれども、加盟団体が減ってしまったというのは、何で減っちゃったんですか。加盟団体が減っちゃうと文化祭は出られないんですか。そういうことはないかなと思って。

狭いからもう出るのはやめようよというのを耳にしたことがあるんです、私は。町民の方は我々には言いたいことを言いますから。それを耳にしたことがあります。狭くてもう出るのやめようよというのが。そういうことも考える必要があると思うんですよ。

ですから、先ほど言いましたように庁舎の一部を使うとか、そういうことをやっても問題はないと思うんです。毎年裏でやっているんだから。

加盟団体が何で減っちゃったのかも教えてもらいたのと、あと町民体育祭については、これから体育協会と役場が一緒になって考えていくといっ

て、毎年そういうことを言っているんですよね。

先ほど答弁されたけれども、毎年同じことを言っている、最後は。一向に増える要素はない。

問題はいろいろあるんですよ。それは、高齢者のこともあるかもしれない、確かに。あと、地区で出るとよく班長さんが大変だとかいろんな話も聞きますけれども、お金がえらくかかるんだ。かけないでやってくれと言うかもしれないけれども、そう簡単にはいかないですよね。出れば出たなりの対応をしなくちゃならない、各自治会が。そうすると、えらい金かかることもあるよね。

そこら辺もちょっと考える必要あるのかなとは思うけれども、一つのお祭りだとなると、ある程度盛大にやりたいというのがあるんだよね。じゃないと出てこないんだよ、皆さん。ただ、ごみ袋もらえるから行こうよと言ったってそうは来ないですよね。宮代町はごみ袋体育祭というので有名なの知っているでしょう。景品がごみ袋だけ、あのビニールの、ほとんど。ゼロとは言わない、ほとんど。そういうことも考えないといけないという時期がきているんではないかと私は言っているんです。だから、盛大にやってもいいと思いますけれども、盛大なら盛大なりに、ああ行ってよかったというような内容にしてもらいたいんです。高齢者なら高齢者の種目あるんです。考えれば幾らでもあるんです。ただ、最後になると体育協会と事務局で相談しますと、教育委員会で、それで終わり、毎年。ちっとも先に出ていない。

まず、そういうことでどう考えているか。以上またよろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校管理幹、小山でございます。

理科教育、それから算数教育につきましては、県からの補助金等も対象となりますので、各学校から、例えば理科の実験器具を購入したいといった場合には、その申請を出していただいて、それを配当予算として配当しているところでございます。その他の細々な教材につきましては、各学校の配当予算の中から購入していただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○教育推進課主幹（田中啓之君）　生涯学習室主幹の田中です。

文化祭の関係についてお答え申し上げます。

加盟団体が減った理由ということで、それぞれの団体によって個々の事情等あると思うんですけれども、伺っている範囲、直近ですと、二、三年前に書道連盟が退会されているんですけれども、そのときに伺った話ですと、会自体の会員が減ってきてしまっている、または高齢化してきてしまっているということ。それと関連して、そういう中で、文化協会に加盟している団体さんは月に１回理事会、文化協会の理事会で、主に町民文化祭の企画運営について話し合っていただくような会議に参加いただく、理事として各団体から１人ずつ理事を出して、そういった活動をしなきゃいけないと、そこが負担になってくるという。少ない人数の中で自分たちの会の活動を回していく以外に、文化協会として文化祭の企画のほうの会議まで出ていろいろ役を担っていくというところの負担がどうしても大きい、なり手がいないというお話、そこまでやってくれる人がいないという中にそういったお話を聞いております。

それだけじゃない部分もあるかと思うんですけれども、それはそれで最たるものなのかなと認識しております。

会場が狭いから出ないというお話の件について

は、申し訳ないんですけれども、狭いから出られないというお話を、私たちのほうで直接伺ったことが正直言ってない部分がありますので、もし具体的なお話があれば、後で教えていただけたりするとありがたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

体育祭のご質問についてお答えさせていただきます。

体育祭につきまして、先ほどご答弁させていただきましたが、いろいろな課題があるというのは、自治会区長さんからのアンケートなどによりまして私どもも把握しているところでございます。できるものから見直しというものを行っていきたいというふうに考えてございます。

その中で、今のご質問の中で参加賞について、毎回ご質問いただいている点だと思いますが、確かに参加賞につきましてごみ袋というものが多いというようなことは、私どもとしても当然認識はしてございます。衛生組合のほうで指定ごみ袋制度を始めたのが多分きっかけとなって、その辺を周知していくというような観点で体育祭のほうにおきましても指定ごみ袋というものを参加賞という形で取り入れていったというふうに私どもとしては認識をしております。

ただ、そうはいっても結構年数がたちますので、その辺を周知していくということよりもむしろ、参加していただいた方が、もらってうれしい、うれしいといっても金銭的な問題もございますので、高額なものというのはなかなか用意できないというのもあると思います。ただ使って、もらってうれしいし、使ってもらえるようなものというのが当然必要だと思っています。もらっても使わないでそのまま終わってしまうということですと、なかなか参加賞という関係でもどうなのかなという考えでございます。

そういったことから、予算の関係もございますが、あるいは高額なものにするというのはなかなか難しいということはございますが、商品についても見直しのほうを進めさせていただこうというふうに考えてございます。

ただ、昨年度、今年度、体育祭が台風の関係で中止となったことから、景品類につきまして、既に購入したものが在庫として残っておりますので、それをそのままにしておくというわけにもいきませんので、在庫整理じゃないですけれども、そういったものを含めながら、少しずつでも景品、参加賞については見直しのほうを進めていきたいなというふうに考えてございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時５９分

再開　午後１２時５８分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き教育推進課分の質疑を行います。

質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　おこがましいんですが、ちょっと質問させていただきます。

最初に174ページ。

山下です。

174ページです。小中学校の適正配置事業でございます。当初予算の説明のときは、適正配置を検証するために、引き続き審議会にて検討を行っ

てまいりますだけなんですよね、説明が。ちょっと分からないので、私は一般質問で何回かしているんですけれども、この問題について、もう一度質問させていただきます。

１つは、町長の答弁なんですけれども、町としても教育委員会と調整の上、必要な方向性を検討してまいりたいということで、審議会の内容、４回ほどやったと思うんですけれども、審議会の内容が、町教育委員会と調整、その方向ということなんですけれども、審議会の内容が全て統廃合に持っていくような話の筋書きなんですよ、見た感じは。答弁の審議の内容が。

これをやっていたら、ただの既成事実合わせみたいな感じで審議会が進んでいく。一般の町民とか父兄とか、そういう人たちの意見が全然取り入れられないで進んでいってしまうんじゃないかなと私は危惧しているんですよ。その辺のところを町として、スケジュールも含めて、今後どうやっていくのか、お答え願いたいと思っております。

それとあと、178ページ、英語教育推進事業、ちょっとこれのことで質問していいのかどうか分かりませんけれども、資料の13ページを見ると、学校の先生方から、学校から改善要望がかなり出ているんですよね。小学校の教育相談員の配置だとか、あとは町費で非常勤講師の勤務範囲の拡大とか、いろいろと出ているんですけれども、なぜこういうふうな学校統廃合じゃなくて、いろんな非常勤のあれを入れていくんだという話を説明はされているんですけれども、何で学校からこういう話が出てくるのかなと思って、その辺のところの説明をお願いしたいんですけれども。

それと、176ページです。交通安全防犯対策事業。これもちょっと資料の９ページを見ますと出ているんですよ。これ直しましたよということで。これはどういう人たちがどういうふうに点検をしたのかどうか。そして、今後、これだけで済んでいるのかどうか。まだあるのかどうか。危険な場所が。その見回りした人たち、父兄の方、いろんな地域の方が、ここはやったほうがいいよということで聞いているのかどうか。それとも、これ解決してだけで終わりなのか。ちょっと分からないので、その辺のところを詳しくお願いしたいと思います。

それと、もう一つです。資料の５ページになるんですけれども、生徒の学校、クラスの数です。40人とか41人のところもあります。ほとんどのところが、そういうところ２クラスにしている。法定で40人学級ということですから、これは分かっているんですけれども、去年の平成31年の場合は、１クラスのところがありましたね。東小でしたか。40人と38人。

今回も何か四十幾人で80人ですか。３クラスと。80人で３クラス。そして、２学年で、これは笠原小ですね。80人で２クラスになっている。１年生が80人で３クラスですか。どうやってこれ決めているのか、ちょっと分からないなという感じ。40人というのは聞いているんですが、小学校の場合は、１、２年生が三十何人でしたっけ。そういう関係なのか。

しかし、少人数学級でやっていくんだということで、何回も聞いているんですよ。そういう関係から、40人というのはどうかなという感じがするんです。

そして、この40人で、知的な人とか何かが、自閉症の人ですか。２人も１クラスにいる。先生は何人になるのか。去年ですよ、これは。31年５月１日では。東小では。そういうふうになっている。

決め方がちょっと分からないというのが正直な話です。その辺のところも詳しくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○教育推進課長（大場崇明君）　教育推進課長の大場でございます。

まず、予算書の174ページ、175ページに関わる小中学校適正配置事業に関する質問についてお答え申し上げます。

まず、適正配置の関係につきましては、山下議員のほうからも一般質問でご質問いただいておりますし、その際にもお話をさせていただきましたけれども、平成28年３月に策定をいたしました宮代町立小中学校適正配置計画等の検証作業を現在審議会で行っているということでございます。

この適正配置計画につきましては、中学校を将来的には１校にしていくと。小学校を将来的には３校に再編していくという計画になっておりまして、これが、この検証を行っているということになりますので、統廃合ありきというよりも、この内容がどうかという点について、様々な観点から審議会において、今、議論を行っているというところでございます。

また、この審議会の委員のメンバーの中には、ＰＴＡの代表者ということで、小中７校のＰＴＡから推薦いただきました保護者の代表の方にもご参加いただいて審議を行っているというところでございます。

今後のスケジュールなんですけれども、これは適正配置計画の検証を行っている審議会については、会長、副会長がおりますので、そうした会長、副会長と調整しながら、今後行っていくということになりますので、今、町、教育委員会としていつまでにということについては、お答えできないということになります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）　学校管理幹、小山でございます。

私のほうからは、それでは３点、順に申し上げさせていただきます。

１点目が、資料の13ページの各学校からの改善要望のところでして、⑻に英語に関わる外国語活動英語科の充実に向けたＡＬＴの配置等がございます。このＡＬＴにつきましては、この資料にも平成28年度からは１名、そして平成30年度からは２名というふうになっております。これは、28年度のときには４校に一人ですので、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日ということで、週に１回程度、このＡＬＴが勤務をしておりました。

ただ、子供たちの指導の上で、やはりそれでは回数が少ないということだったので、予算の措置をしまして、30年度からは２名ということで回数を増やして、週に２日間、学校で指導ができるようにということで改善しているところです。

ただ、学校としましては、さらに小学校専属のＡＬＴを例えば学校に一人とかつけてもらえるというような、そんな要望がまだ引き続き上がっているということで、ここに載っているというふうに認識しております。

それから、２点目の資料９ページの通学路の危険箇所でございますが、本年度16カ所について、それぞれ対応させていただいております。こちらの危険箇所については、おおむね５月、６月に、それぞれ学区の保護者の方、それから学校の先生方が通学の指導等をしておりますので、そういった教員の、日常的な観察。そして、各学校からそういう危険箇所が資料として上がってまいりますので、その資料を基に学校教育担当の指導主事と町の生活安全課担当と、それから道路担当と、それから杉戸警察の方ということで、現場を確認を

しまして、通学路のより危険を少なくするためにはどういう措置がより適切かということで、この対策内容にございますように、では通学児童注意という、電柱に看板のようなものを設置しましょうですとか、ここはまだ路面標示ができるので、じゃ、止まれの停止線を入れましょうですとか、その場の状況に合わせて、子供たちが少しでも安全に通学できるようにといった対応を進めているところです。

ですので、今年度の要望については、この16か所について対応しておりますし、また、この資料には載っていないものも実はあるんですけれども、それは何らかの形で既に対応済みということで、今年度については要望について、全て対応しているという状況でございます。

それから３点目の、５ページにございます学級クラスの編制に関わるところで、笠原小学校のお話が先ほどございましたが、先ほどのお話にもございましたとおり、国のほうで40人学級という基準を設けておりますので、笠原小学校の１年生ですと、本来は40人ということで２クラスということになります。

他の学年もそういった基準でなっているんですが、ただ、小学校１年生については、まだ発達段階的にも細かな指導が必要ということで、35人学級を編制できるという、これは国のほうで基準を、小学校１年生については特別に設けております。ですので、71人以上のこの笠原小の１年生については３学級ということになります。

そして２年生、同じ80人なんですが、ここに２クラスとありまして、その下に基準外で１というふうに入っているんですけれども、小学校２年生については、県のほうで35人学級が編制できるというふうに実は基準をつくっておりまして、ですので、国のほうでは本来は80人ですと２クラスなんですが、県のほうで35人学級ということの基準がありますので、71人以上のこの２年生については、実際には基準外で一人教員がつきまして、３クラス編制をすることが可能ということで、こちらは県の基準によって最終的には３クラスで編制することができるという、そんな形になっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

３番の小中学校の適正配置なんですけれども、スケジュールはまだ決まっていないということなんですけれども、このスケジュールじゃなくても、話合いの中、４回ほどやった中身を見ると、もう中学校１校ということで、その方向に話合いが進んでいる。現実的には。これは誰が見ても既成事実をつくっているだけのあれじゃないかなと。

町のほうでも、今言ったように、中学校は１校にするんだという。そういう答弁もありましたけれども、そういうあれをこの審議会の中でいいか悪いか決めていくんだということならいいんですけれども、やっぱり一般のＰＴＡの方も入っているという、地域の人はやはり地域住民ですよね。それとか、父兄、ほかにＰＴＡの代表だけが学校に行っているわけじゃありません、生徒さんは。やはり圧倒的多数の人の意見を聴くべきじゃないかなと私は思っているんですよ。この審議会の内容だけじゃなくて。その辺のところはいつ頃聴くのか。まだ、日程とか決めていないということなんですけれども。

やはりその意見を聴いてから決定をしないと、片方は合併だという検証するだけを先に進めていったんじゃ、意見が取り入れられないんじゃないかなと、私は考えているんです。

やはり地域住民とかそういう通学して入ってい

る生徒さんの親御さんの気持ち。そういうあれを聴くべきじゃないかなと思っております。その辺のところをもう一度、どういうふうに考えているのかおっしゃってください。

それと、交通安全とか防犯ですけれども、ここに書いてあるところが大体クリアしたということなんですけれども、本当にこれクリアしているのかなと。これはクリアしているのかもしれません。すみません。

ただ、雨風とかそういうとき、本当に、そういうときが一番大事だと思うんですよ。そういうときの安全性を確認しているのかどうか。

中には災害で避難体制が遅れて何人も死んだところもありますし、東北ですか、東日本の地震のときは。

やはりその状況に応じてどうなのかということも検証が必要じゃないかなと私は感じているんですよ。ただやっているから、これは安全なんだというんじゃなくて。

日々本当に変化しているんですよ。通学路でも何でも。固定はしていませんから。家ができればその曲がり角が危ないだとか。いろいろあるんですよ。この間も須賀地区でもありました。家ができちゃって、全然歩行者が見えない。そういうところもあるんですよ。

ですから、５月にやればいいんだとか、６月にやればいいということじゃなくて、本当にその辺のところをきちんと細かく、子供の安全ですから、きちんとやるべきじゃないかなと私は思っているんです。

もうこれが、日にちが決まっていて、一年間にこの月しかやらないんだというんですか、これは。ほかにはやらないんですか。緊急には。そのところを、もう一度確認の上でちょっとお伺いしたいんです。

それから、学校からの要望。先ほどクラスのことを言いましたけれども、やっぱり要望が、非常勤の講師の増員をしてくれとか、そういうのがいっぱいあるということは、学校の先生が足りないんじゃないかなという感じがするんです。確かに、いろいろな、これからコンピューターとかを入れるということも言っているんですけれども、これ要望があるということは、先生が足らないということですよね、意味しているのは。大変だということを、半分言っているのと同じですよ。私からすれば。

やっぱり、そういう足りないということを、入っているのかどうか。教育委員会としては認識しているのかどうか。もう一度この辺のところをおっしゃってください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○教育推進課長（大場崇明君）　教育推進課長の大場でございます。

適正配置の関係について、再質問いただきましたので、お答え申し上げます。

まず、中学校を１校にするという前提で議論が進んでいるのではないかというようなご指摘でございますけれども、これは、繰り返しになりますけれども、現在、平成28年３月に策定された計画の内容が、中学校を１校にしていくということと、小学校を３校にしていくという、そういう計画の内容になっておりますので、この内容の検証を行っているということでございます。

議論の中身がそういうふうに既成事実になっているという認識は、もちろん事務局としては持っておりませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、地域住民ですとか保護者の声を聴いてい

くべきだということについては、まさしくそのとおりであるというふうに考えております。

ただ、今の審議会をやっている段階で、まず審議会の中で方向性を出してから、説明機会というのを設けていきたいというふうに考えておりまして、これについては時期はまだ明言はできませんけれども、平成28年10月には現行の計画において説明会を実施しておりまして、その際には須賀、百間、前原の各中学校ごとに実施をさせていただいております。

そうしたことも踏まえまして、説明会の内容等については検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校管理幹、小山でございます。

まず、通学路の危険等についてお話をさせていただきます。

まず、この点検につきましては、日々の日常的な点検はもちろんですけれども、最低学期に１回は通学路に関しては、危険箇所等があったらということで、教育委員会に報告するように指導しております。

交通安全に関するそれぞれの対応、路面等への標示ですとか、あるいは看板設置ですとか、こういったことはもちろん、各学校の要望を生かして対応しているところですが、当然先生方や地域のスクールガードの方たちにご協力いただいて、やはり複数の人の目というものが、子供たちの安全には大切かなと思いまして、それについては、教職員や保護者、地域の方のご協力を得て、子供たちの安全をまず第一にということで取り組んでいるところでございます。

また、ご指摘いただいた雨風ですとか、自然災害については、その季節ごとに登下校について子供たちに安全を第一にということで、当然指導をしているところです。

ですので、環境面での指導と、それから実際に教職員や子供たちへの人的な指導といいますか。そういったころで、子供たちにより安全性が高められるようにということで、継続して指導しているところでございます。

２点目の各学校から改善要望のところで、人の不足というご指摘を頂きました。

この改善要望で上がっている、例えば⑴の非常勤講師、あるいは⑵の特別支援教育サポーター、それから⑻の小学校専属のＡＬＴですとか、こういったことについては、どの市町でも配置されているものではなくて、宮代町が先進と言っていいかどうか分かりませんけれども、他の市町よりもより恵まれた環境で配置をされて、学校の先生方プラスこういった先生方の協力を得て、子供たちの学力向上ですとか、あるいは特別支援教室の子供たちにより寄り添うような個別の指導ですとか、そういったものを実施できるように配置をしているところでございます。

なので、学校からの要望としてはここに上がっておりますが、これまでにもそういった学校の声を受け止めまして、人の配置についてはできる限りのことを継続して、配置等努力しておりますし、今後もご指摘いただいたことを生かして、また努力してまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようにお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いします。

ちょっと教えてもらいたいということで、小さな質問みたいになってしまうんですけれども、ご

協力よろしくお願いいたします。

４点ほどお願いいたします。

まず１点なんですが、175ページで、就学支援委員会事業という中で、１節と７節で就学支援委員会委員というものと特別支援教育サポートチーム委員というものがあるんですが、適切な就学支援相談の充実という中で、就学支援委員会委員という方と、あと特別支援教育サポートチーム委員という方の違いというか内訳みたいなものをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、２点目なんですが、185ページで、小学校教材教具備品購入事業ということで、17節で各小学校教材備品とあるんですが、この内容で主なものはどういうものがあるかということを教えてください。

それから３問目なんですが、199ページで、埋蔵文化財発掘調査事業というところで、個人住宅等の建設に係る試掘調査、発掘調査というものがあるんですが、これに携わる方はどういう方で、何人ぐらいいらっしゃいまして、昨年はどのぐらいの件数があったかということを教えてください。

それから４問目なんですが、207ページで東京2020オリンピック聖火リレー事業ということで、以前の話の中で、何か町として特別に新しい考え方で盛り上げる、そういうものをやりますということを言われていたんですが、予算を見ますとほとんど企画的なものの予算がありませんので、どういうことをされようとしているのかということで、期待はしていたんですが、先ほど旗を作って応援するという、それがこの前言われたことであったのかということをお聞きしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校管理幹、小山でございます。

１点目が就学支援委員会、それからサポートチームということでお話をさせていただきます。

まず就学支援委員会、これにつきましては、例えば小学校１年生に入学する児童、あるいは１年生から２年生に進級する児童、こういった児童が、いわゆる通常学級で生活するのが望ましいのか、それとも特別支援学級で個別に応じた指導を受けることがより適切なのかといったことを、代表である医師の方や、特別支援学校の専門的な見地からアドバイスを頂く、そういった先生ですとか、あるいは言語聴覚士の方ですとか、あるいは子育て支援課の担当の方ですとか、そういった方を中心にしまして、適正な就学について協議、審査をするというのが就学支援委員会でございます。

また、サポートチームというチームがございまして、こちらにつきましては、通常の教室の中でも、近年ですと、いろんな発達に課題のある、あるいは個別に何か課題のある児童や生徒が、通常学級の中で在籍しております。授業の様子とか、あるいは個別に教員との相談を通して、通常学級にいる子供たちがどんな支援をして、どんな指導のポイントに気をつけて指導したらいいのかといったことを授業の観察の中から、適切な指導方法等をアドバイスいただいて、それぞれの子供たちへの指導に生かしていくといったことで、このサポートチームの訪問ということを実施しているところでございます。

２点目の、小学校の教材備品についてでございますけれども、小学校の大型の教材で、現在各学校の要望として上がっているものとしましては、例えば電子ピアノ、トランペット、木琴、それからキーボードアンプ、レコーダー、こういったものが、１つやはり20万円近くするものがほとんどです。トランペットも８万6,000円ですとか、そ

のぐらいの値段をするものを２つ購入したいといった、それぞれが10万円から20万円以上するものですので、なかなか通常の配当される予算では購入が難しいといったことで、学校から要望が上がっている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

埋蔵文化財の発掘調査の関係について、ご質問にお答えさせていただきます。

埋蔵文化財の発掘調査事業でございますが、実際、埋蔵文化財の包蔵地内における開発行為があった場合につきましては、まずは試掘調査ということで、そちらの土地が埋蔵文化財の場所に入っているかどうかというのを確認のための試掘調査というのを行います。

その調査を行って、確かに遺跡があると、これは発掘調査をしなければいけないとなった場合については発掘調査ということで、そのようなステップを踏ませていただいております。

実際、調査を行うに当たりましての人数というかスタッフでございますが、まず、職員が張り付きます。それとともに、郷土資料館におきまして、発掘の作業員さんというものを片方で雇用してございます。臨時職員として雇用してございます。そちらの方が現在７名いらっしゃいます。また、発掘調査の調査員という形で、これは郷土資料館のＯＢの職員でございますが、その方も臨時職員という形で、現在１名ほどお願いしてございます。

今年度、令和元年度の発掘調査、試掘調査、それぞれの件数でございますが、まず試掘調査につきましては18件ございます。発掘調査、これは本格的な調査になった件数の関係につきましては１件ございます。

続きまして、オリンピック聖火リレーの関係でございます。

聖火リレーを歓迎、盛り上げるということで、先ほどご答弁の中で小旗を購入してというようなお話をさせていただきました。小旗につきましては、小中学生、あるいは応援に来た方に小旗を配布して、それを振って応援するというような形で考えてございます。

それ以外に、今考えてございますのが、歓迎をするといった観点から、児童・生徒による吹奏楽でございますとか、楽器を使った演奏でございますとか、あるいは地元の方にご協力いただいて、例えば太鼓の演奏でございますとか、そのようなことを考えてございます。

ただ、こちらにつきまして、オリンピックを盛り上げるということでございますが、盛り上げるための行為につきましても、これはいろいろ規制のほうがございまして、県の実行委員会と調整をしながら、オリンピックのほうの組織委員会が定める基準とかに抵触しない範囲で内容を詰めていくという必要がございますので、なかなか自由な、あるいは場所的にもちょうどこちらのほう、宮代町内の聖火リレーを行う場所というのが、道路的にもちょっと狭隘な部分もございますので、なかなか思うようなことができないというのは実際としてございますが、そういった中でも、少しでも宮代に聖火リレーが来ていただけるということを歓迎するためのことをやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

２点目と、あと４点目は分かりました。すみません。

１点目なんですけれども、こういう形で、先ほ

ども出ていましたけれども、スクールカウンセラーの方に相談をしたいという方もいらっしゃるんですが、話を聞きますと２か月待ちだとか、なかなか相談に乗れない状態が続いていますということをお聞きしたんですが、こちらは県のほうでやられているということなんですが、それに代わるように、町のほうでそういうスクールカウンセラーの方に匹敵するような方の相談の、そういう体制みたいなものはつくられるんでしょうか。それがまず１点目。

あと、３点目のところで、発掘調査が18件あって、その中で１件だけ発掘されたということで、その何か発掘に至るまでの規定みたいなものがあるんでしょうか。また、発掘されたそういう資料とかそういうものは、どちらのほうに納められることになるのでしょうかもお聞きします。

○委員長（西村茂久君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校管理幹、小山でございます。

スクールカウンセラー、県から専門的な立場で派遣されているということで、おっしゃるとおりでございます。

それと併せまして、週２日ではございますけれども、先ほどＳＳＷと申し上げてしまったんですけれども、スクールソーシャルワーカーという役職で、やはり同じように相談業務ですとか、あるいは家庭の環境への働きかけ、どんなふうに子供たちが、どんな支援をしたら子供たちが登校できるかといったことを、保護者や本人と相談するといったことで、県から配置されているといった役職のものがおります。

そして、宮代町としましては、町の事務局のほうに適応指導教室を今設置しているという状況で、教育相談員ということで、週に３日間、校長経験者が窓口の相談ですとか、電話相談ですとか、場合によっては学校を訪問して、保護者やその子供たちを直接相談するといったことで、スクールカウンセラーさんを補完するというよりは連携し合って、子供たちに多様な方法でアプローチできるようにということで、相談業務を進めている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

発掘調査についての再質問ということで、お答えをさせていただきます。

元年度につきましては、試掘調査が18件行いまして、それと別に発掘調査が１件というふうなご答弁を差し上げました。

発掘調査につきましては、試掘調査を行った結果、確かにそちらのほうで埋蔵文化財が発見できたので、それに伴いまして、全体像をつかむための発掘調査というものを行わせていただきました。令和元年度につきましては、調査場所につきましては、姫宮神社に隣接したところに姫宮神社遺跡というのがございまして、そちらのほうでの発掘調査を行わせていただいたところでございます。

そちらの発掘調査を行った結果、例えば遺物、土器でございますとか、そのようなものを発見した場合の所在の関係でございますが、こちらについては遺失物というような取扱いとなりまして、警察のほうに遺失物の届出というものを行わせていただきます。

最終的に、それでも引取人というんですか、所有者が見つからなかった場合については、最終的には町のほうで保管をするような形になってございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　説明ありがとうございました。よく分かりました。

あと、スクールソーシャルのほうですか。ＳＳＷ。そういうことがあるということを知りませんでしたので、サポートのほうをしっかりとやっていただければと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。お願いいたします。

まず、先ほどから出ていますオリンピック聖火リレーについてなんですが、今年の予算のほうの資料の中で、応援団の旗の予算とか入っているんですが、その応援団とか交通整理の方の何人分ぐらい用意しているか、ちょっと詳細分かりましたらお願いいたします。

あと176、交通安全防犯対策の中の役務費、保険料の見直しにより減と書いてあるんですけれども、これについてお聞かせください。

ひとまず２点でお願いします。あと１点あるんですけれども、すみません、２点でお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

オリンピックの聖火リレーでの関係でのご答弁をさせていただきます。

聖火リレーを歓迎、盛り上げするということで、先ほど答弁のほうで小旗を用いた応援をするというようなお話を、さっき回答させていただきました。そちらのほうに要する応援、あるいは警備に関係する内容でございますが、まず、小旗につきましては、すみません。200本ほど用意するようなことで考えてございます。内訳としましては、先ほどからご答弁させていただいていますけれども、児童・生徒、それとともに一般の方で聖火リレーを見に来ていただいた方々に配布させていただくということで考えてございます。

続きまして、警備の関係でございます。警備については大きく２つの種類がございまして、交通規制に関わる整備、それと雑踏ですね。人の整理に関係する警備員という形で、大きく２つ考えてございます。

まずは、交通整理に関係する警備員でございますが、人数的には40人ほどを考えてございます。こちらにつきまして、実際警備員の方を手配するに当たりましては、町が直接手配するんじゃなくて、今回の聖火リレーは埼玉県内で実施されることから、各市町がそれぞれ警備員さんを手配するとなると効率的じゃない部分があったりしますので、そういったことから県の実行委員会がまとめて手配すると。それに伴って、各市町で必要な人数分を県の実行委員会が割り振るという形で、このような形で考えてございまして、そのために予算上では負担金という形での予算のほうを計上させていただいてございます。

それと、雑踏警備員のほうでございますが、こちらについては、内容的には町職員、それとともに町の体育協会、あるいはスポーツ推進委員さんなどの方々のご協力をいただきまして行うということで考えてございまして、人数的には30人ほどを考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校管理幹、小山でございます。

交通安全防犯対策事業の役務費につきましては、旗当番の保護者の方ですとか、あるいは地域のスクールガードの方に子供たちの安全、登下校の見

守りということでご協力いただいている、その保険料ということで活用させていただいております。

この保険料のほうを見直ししまして、同等の補償でより安価なものに保険を切り替えたということで、役務費が減少しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　小旗のほう200本ということで、児童・生徒なんですが、これというのはある程度各学校何人とか、例えば近い学校とか、どういう予定でいらっしゃるかお聞きいたします。

あと交通整理のほう、県のほうでということで実行委員で、分かりました。あと、雑踏整理のほうが体育協会30人ということ。協会さんとか職員さんとかということで分かりました。

それで、保険料の同等の補償というこの同等の補償という、ちょっと細かくどういう補償が今まで違っていたのか、それをお聞きいたします。

あと、すみません。さっき資料を開けるのを間に合わなくてすみません。

202ページの資料館なんですが、外構整備工事に420万、これは完了と書いてあるんですが、今年も461万かかっているんですけれども、ここは何なのかお聞きしたいのと、あとこれがその下の、郷土資料館屋上防水工事及び資料館の外構整備工事というものの合計なのか、違う金額なのかお聞きします。

それと、資料でお願いして出していただいたんですが、学校の教員とか事務職員さんが使う資料に関して、購入事務用品に関してなんですが、ちょっと耳に入ってきているのが、学校間を移動とかであって行くと、何か細かいものではなくて、ここにちょっと資料の８ページを出していただいたんですが、そうではなくて、もうちょっと多分学校備品じゃないかなと思うような、例えばカメラとか、パソコンを学校で使うものの、必要なものとか、若干学校で差があると聞いたんですが、これは学校間で必要ですと出すのと、あるところ、ちゃんとこれは学校からです、これは個人ですとか、何か規定があるかどうかお聞きします。

あと、資料館のほうなんですが、前段委員さんからも質問出ていたんですが、資料館に係るお金が非常にかかっております。

前、西原の自然の森をどうするか、借地から購入するかというときに、郷土資料館の必要性をすごく、お金もかかってどうかといったときに、町の財産として、やっぱりこの今までのことで大事だということでお話があったんですが、非常に金額がかかっていて、私は大事だと思うんですが、浅倉委員からも出ていたと思うんですが、金額かかった分だけ利用者が少ないというのは、町民からすると行かない人は全然行かないので、ここをどうにかしてほしいなというのがあります。

それで、イベントとか、いっぱいやってくださったりしているんですが、やっぱり中の建物の使い方とか、加藤家とかだとどうしても石とかが入れられないとか、イベントを見ていると、これから、先ほどの浅倉委員の答弁にもありましたけれども、これからは国のほうの使い方をいろいろ考えていくというご答弁があったんですが、いろんなところの委託をしているお金、指定管理しているお金とかと比べると、郷土資料館というのは非常にかかっているので、やはりもっと町民がみんなで使える、行けるというような、今度、隣の一部である自然の森のほうが福祉関係になりますので、もっと行きやすくなるかなと思うんですが、そこをやはり町民の理解が得られない時期に来ているんじゃないかと思うので、ここを教育委員会としてどうするかお聞きします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校管理幹、小山でございます。

先ほどの旗当番やスクールガードの方の保険ということで、その補償について申し上げます。

まず、けが等で通院をされる、そういった場合には日額で4,000円が補償額となっております。また、入院が必要な場合には、日額で6,500円が補償されるという状況でございます。また、もし入院して手術が必要な場合、そういったときには６万5,000円の補償が、また、あってはいけないことですが、もし何らかの形でお亡くなりにといったときには1,040万円がといった、こういった保険等の補償を確認しまして、同等のものということで切り替えさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

まず、聖火リレーの関係についてご答弁させていただきます。

当日の聖火リレーを歓迎する、あるいは盛り上げるということで、児童・生徒の応援というものを行わせていただくということでご答弁させていただいておりますが、当日、７月８日水曜日ということで平日でございます。そういったことから、本来は多くの児童・生徒に歓迎をしていただきたいというのがあるんですが、あるいは平日ということもございます。また、場所がちょっと狭いような道路というのもございまして、そういった願いと比べて、実際のところはちょっと厳しいのかなというのもございまして、そういったことから、また実際にどの学校からどのぐらいの人数というのをなかなか難しいところがございます。

そういったことから、町の教育委員会、こちらの生涯学習のほうで人数を何人ぐらい出してくださいというのをお願いするんじゃなくて、むしろ学校と相談しながら、キャパに見合った人数をそれぞれご協力いただきたいということで、ちょっと話合いを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それと、郷土資料館の関係でございます。予算の関係で、今年度、令和２年度については、資料館の屋上防水工事と外構の整備工事ということで、予算のほうを計上させていただいてございます。

屋上防水工事につきましては、郷土資料館が建設後もう二十数年たったということで、その間、屋上の防水シールが劣化したことで雨漏りをし始めているということで、やはり建物の構造上、雨漏りしますと、あそこの中にいろんな貴重な資料等も保管してございますので、そちらのほうへの影響を考えまして、また利用者の方への影響というものもございますので、予算を計上させていただいたところでございます。

その一方、外構の整備工事でございます。令和元年度、今年度につきましては、工事をするための設計委託というもので予算を420万ほど計上させていただいて、設計のほうを行わせていただいたところでございます。その設計のほうが完了したことから、そちらのほうの工事をするために、令和２年度、来年度につきましては、敷地を一部返還しなきゃいけないということもございますので、フェンスの移設でございますとか、あるいは支障物件ということで防火水槽を撤去するとか、そういった経費を計上させていただいたところでございます。それらの経費が、来年度、令和２年度につきましては、合計しますと工事だけで470

万ほど要するというところでございます。

それと３点目でございました、郷土資料館を町民の方に広く理解というか、来館していただいて多くの方に使っていただけるような、そのような施設というようなご質問だと思います。

郷土資料館につきましては、先ほどのご答弁の中でお話し、説明いたしましたが、多くの事業、特に小学生を対象にした事業、夏休みを中心にした事業、また、事業以外にも学校における事業といたしまして、各小学校から見学に来ていただいたり、逆に郷土資料館に来るのがなかなか難しいよというところの場合につきましては、逆に郷土資料館のほうから学芸員がお邪魔して説明させていただくというような機会も取らせていただいています。

また、展示物でございますが、旧加藤家住宅、かやぶき住宅です。貴重な住宅でございますが、そちらのほうを見学いただくとともに、そちらは展示物でございますので、そちらで多くの事業、イベントを行うというのは、ちょっと管理上難しい点もございますが、そういった点でも例えば９月頃には琵琶を聴く会というような、旧加藤家のかやぶき住宅の雰囲気を味わいながら音楽を聴くというような様々なイベントを行っているところでございますが、なかなか性格上というんですか、そういったものがございまして、利用者ということに関しましては、ほかの公共施設から比べると少ないという現実はございます。

そういった中でも、先ほどお話ししましたが、文化財保護法で、今までは保存していくというのがメインというような考え方でございましたが、これを逆に、そういう文化財を今後残していくと。それとともに多くの方に知ってもらうと。知ってもらうということは、知るだけじゃなくて、多くの方々に、文化財を保存していくということについて関わってもらうんだというような趣旨の法律改正がございましたので、それを計画を、そちらの法律に基づきまして、また埼玉県でも文化財の保護活用について大綱というものを作成してございますので、そういったものを参考にしながら、宮代町の文化財を今後活用していくための計画づくりというものに着手してまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　オリンピックのほうは200人、学校さんと相談ということなので、よく相談していただいて、いい思い出になると思うので、そちらよろしくお願いいたします。

あと、郷土資料館のほうの駐車場のところの返還の換地で、工事が入ると思うんですが、ちょっとうまく聞こえなかった、防火水槽の撤去というのは、すみません、なぜするのとかちょっと理由が分からなかったので、そこをお願いいたします。

あと、郷土資料館に関してなんですが、琵琶の聴く会とかも私、いいなと思ったんですけれども、書いてあるの、椅子が使えないとか、高齢者は今、大体、以前も話したことがあると思うんですけれども、やっぱり椅子対応なので、何か文化財を傷つけないような、今いろいろどこに行っても椅子対応でなっていますので、行きたくて行けない、聴きたくて聴けないというのでは、そういう対応できるんじゃないかと思いますので、ちょっと工夫をしていただいて、できるだけ、少しずつの改善かもしれませんけれども、やはり皆さんが足を運ぶ場所にしていただきたいなと思います。

それで、私もかやぶきを替えたときとか、学芸さんに丁寧に説明していただいてあるんですけれども、やはりそういう講座もあってもいいし、でも突然行っても説明してもらうとか、人数も少な

いですから難しいけれども、いつ行っても聴けるみたいな、何かそういう工夫とかも必要じゃないかなとは思います。

それで、法律改正があったということで、改正あったばかりなので、これちょっとすぐ、どこがやっていますかと聞いても無理かもしれないんですけれども、うまく活用しているところがあれば参考にしてもらいたいんですが、例えばそれやっているところがあるかお聞きします。

それで、私たちの予算書の一番後ろが書いてあって、いろんなお金、どこに幾らかかるとかと書いてあったりするんですけれども、これ見ると資料館が、後ろから最終ページの前ですよね。一番左のほうなんですけれども、5,571万円ってかなりの金額だと思うんです。町の財政から考えたら5,000万というのは非常に高くて、先ほど加藤家のかやぶきも修理しましたけれども、中のエアコンもずっと直さなかったということで直していただいた。今度、屋上って、ふだんの維持費に該当、特にまた年月もたっているのですごくかかっているんですよね。それを、やっぱり町民の方は見ているので、全然関係ないものとしてお金がかかるんじゃなくて、必要なものにかけるということをよく考えていただけたらなとは思います。

じゃ、すみません。先ほどの防火水槽のことについて、もう一回法律改正ので参考になるところがあれば、郷土資料館、お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

郷土資料館の外構整備工事の関係で、中身といたしまして、フェンスの５つのほかに防火水槽の撤去という説明をさせていただきました。

防火水槽の撤去工事でございますが、今回、敷地の一部返還に伴いまして、返還する土地のところに防火水槽が設置されておりまして、こちらを返還するに当たりまして、当然支障物件ということになりますので、そちらのほうを撤去するという工事を考えてございます。そういったことから、経費的には3,300万ということで、結構高額な費用になってございますが、そういったような工事のほうを予定しているところでございます。

それと、文化財保護法の改正に伴う文化財の活用ということで、先進事例がというお話でございますが、この法律改正が30年に行われたばかりでございまして、まだまだ具体的に計画づくりというものに着手している例というのは、なかなか少ない状況でございます。

実際、こちらのほうの計画づくりといいましても、まず全体像を町、あるいは市町としてどのように考えるのかというのを、それを考えてから、それの次のステップとして具体的な計画づくりというものの、そういうステップに移っていくということになりますので、なかなか先進事例というのは少ないような状況でございまして、今現在、私のほうでこういった例がありますということについては、ちょっとご答弁はできないような状況でございます。

それと、先ほどの聖火リレーの関係なんですが、説明がちょっと不足していた部分がございますので、再説明させていただきますと、聖火リレーの小旗につきましては200本ほどの購入経費を考えてございますが、そちらにつきまして、全員が児童・生徒というわけじゃなくて、そのうちの一部、児童・生徒、また残りの一部が一般の方という形で考えてございまして、200人全てが児童・生徒で、来ていただきたいというところはあるんですが、なかなか場所的に多くの方が一堂にとどまって応援するというのは、現地の状況からすると難

しいような状況でございますので、そんなことで一応考えてございます。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、私は新型コロナウイルスの問題で、お願いしたいんですけれども、今回、確かに校庭の開放ということで、冒頭教育長からお話がありましたが、これは子供はもちろん、保護者の皆さんも歓迎していると思います。

しかし、もう一方では、これは文科省のほうで３月11日にもう通達で出していますよね。ちょっと時間がかかっているようなんですけれども、その辺のちょっと時間がかかった部分についてはどうしてなのか、お尋ねしたいと思います。

今回の一番大事なことはもちろん、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためにあらゆる手だてを取るということはもう前提でありますけれども、やはり子供たちや保護者の皆さんは、そうはいっても、子供たちも毎日毎日家の中にいるわけにいきませんし、それなりのストレスがたまっておりますので、何とかしたいという思いがあると思うんですけれども、あと通達や学校の校庭や体育館、それから公共スポーツ施設の開放を、一律に指定しないというふうになっているんですけれども、こういったことと同時に、登校日の設定なんかは考えていないのか。

また、卒業式での、保護者が出られないので、ＤＶＤなど動画の記録など、そういうのも後で見せることができないのか。そういった話も出るんです。

これから、まして入学式がありますよね。そういった点では、どういうふうにお考えなのか、まずお尋ねしたいと思います。

それから、今回の教育費の教育委員会の新年度の重点施策というか、それはもう補正で出ましたので、学校のＩＣＴ化、ＧＩＧＡスクール構想を強力に推進していくこと。これが１つなんですけれども、あと、オリンピック聖火リレー事業ですか。これが新しいのかなというふうに思うんですけれども、あと、教育委員会として、新年度予算にこれを予算化したという、ほかにあるのかどうか、その点もお尋ねしたいと思います。

それから、これは176、177ページに関連するかお尋ねしたいんですけれども、これまで通学路の危険なブロック塀を撤去するという話がでました。これは、地方で子供の犠牲者が出て、町としてもすぐ対応しましたね。学校関係のブロック塀はすぐ実施しましたが、危険な通学路というのは、その辺ではブロック塀を直すに当たっては、その方の了承も得なければいけないと思うんですけれども、これはもう撤去済みなんでしょうか。その点、確認をさせていただきたいと思います。

それからもう一つは、去年台風19号が発生しました。これはさらに巨大化するということで、もうこれが日常化になってしまうかもしれないというふうに言われております。そういった点では、そうした問題と同時に、もう一方では直下型地震が来るというふうにも言われております。そういった点で、子供たちを、地震から命を守るためにということで、緊急地震速報の端末を設置する考えはないかどうか。

予算書を見ると、小学校施設管理事業にパソコン教室用の借上げ、それから中学校におきましても、190、191ページのパソコン教室用の、やはり694万7,000円とかなり借上げだけでもこういった予算になっております。そういった意味では、この緊急地震速報の端末設置の考えはないのか。そ

の点についてお尋ねしたいと思います。

それから、先ほども言いましたように、台風19号、これからますます巨大化するという意味で、児童・生徒だけではありませんし、やはり地域の避難所にもなるわけですよね。そういう意味では、エアコンの設置、すぐ設置してほしいという思いはありますけれども、取りあえず７校ですから、どれぐらいかかるのか、まずは調査する必要があるのかなというふうに思いますので、その点の予算づけは今後考えていかれないかどうか。その点お尋ねをしたいと思います。

それから、176、177ページの(4)不登校対策事業でございます。これは冒頭にも、前段の委員さんからも質問がありました。確かに宮代町では不登校が小学校で３人、中学校では19人ということでございます。あと、病気などを含めると、長欠で小学校が11人、中学校が35人と、含めてという報告があったんですけれども、この問題、これはこれで確かに努力はなさっていると思います。

しかしもう一方で、いじめのほうは、私も資料を要求すればよかったんですけれども、いじめのほうは不登校よりも多いというように聞いています。そういう意味では、いじめは逆に小学校のほうが多いんですよね、全国的な傾向では。中学校のほうが少ないですけれども、やはり、このいじめと不登校に対しての対応です、対策。これはどういうふうになさっていますかということで、もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、178、179ページの(2)教職員研修奨励事業という。これは予算化されておりますけれども、これはどういうふうな内容になっていますか、お尋ねしたいと思います。

それから、182、183ページの児童・教職員の健康管理等対策事業の中に、役務費の中にオージオメーター点検校正というものがありますけれども、この内容についてお尋ねしたいと思います。

それから、186、187ページの小学校要準特別支援教育就学援助事業、要するに就学援助なんですけれども、これについても資料にも載っておりますけれども、小学校、中学校のほうは192、193になっておりますけれども、それぞれ増加、減少の見込みが分かっていての予算化なんですけれども、これについてどういう状況なのかお尋ねしたいと思います。

それから、190、191ページの(4)中学校施設管理事業の委託料なんですけれども、非構造部材耐震設計業務による増ということになっています。これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、196、197ページの公民館管理運営事業の中で、工事請負費、川端公民館の駐車場、これが砂利から舗装になるということなんですけれども、これについて、いつ頃行われるのか、その点等、何回も質問できませんので、やはりこうなると、川端公民館、和戸公民館はそれぞれ駐車場がきちっと確保されていますが、やはり百間公民館が劣るのかなというふうに思います。そういった点で、百間公民館は中２階みたいになっていて、下が駐車場ですよね。非常に入りづらいし、とにかく駐車場が狭いということで、これについてもぜひ改善していただきたいと思うんですけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時１２分

再開　午後　２時２７分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き教育推進課分の質疑を行います。

丸藤委員の質問に対する答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校管理幹、小山でございます。

まず初めに、すみません、私のほうで答弁の漏れがございまして、備品に関しての規定、学校それぞれ備品管理の規定があるかどうかということで、私のほうで回答していなかったことがございまして、それに対してまず述べさせていただければと思います。すみません。

○委員長（西村茂久君）　それは・山委員の質問ですね。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

そうです。・山委員からでございます。

各学校には、県費の職員にはパソコンが各１台配付されていて、それを使っている状況なんですが、例えばカメラですとか、カメラをパソコンにつなぐコードですとか、そういったものについては、学校それぞれで必要に応じて、例えばカメラは学年に１台ずつで、行事のときにそれを使うですとか、それぞれの学校が工夫して学校配当予算の中で購入しているという状況です。ですので、明確に先生方が使う、例えば電子機器のものについて、これが学校で備えるべきものといったところまで、現段階では示されていないということで、場合によっては個人持ちのものも活用していただいているという現状がありまして、これはそれぞれ学校ごとに、また引き続き計画的に購入等を進めていただきたいなというように考えております。

以上でございます。

引き続きなんですけれども、答弁させていただきます。

まず、１点目がコロナ感染防止に関わるところで、学校の登校日等に関するところなんですけれども、まず私どものほうの手元の資料でいきますと、３月10日までの県からの通知では、臨時休業中には不要不急の外出をしないように指導しなさいといった通知がされていたというふうに認識をしております。ますは感染予防というのが、最大の目的ですので、そのための臨時休校ということで、集団で集めるような、例えば体育館ですとか、あるいは校庭にしましても、多くの人数を１か所に集めるといったことは可能な限り避けるという認識でございました。

それが、３月13日付の県の資料では、校庭を活用するといった文言がそこに入ってきました。例えばということで、13時から15時ですとか、その時間の例があって、運動不足によるストレス、子供のストレスを解消するための手だてということで、３月13日付の県からの通知文の中には資料として校庭を活用する時間を定めるといったものがございました。

ですので、この13日付の資料を受けまして、翌週の月曜日に臨時校長会等を開いて、校長とも確認しまして、適切な校庭の開放時間等を共通理解した上で、18日水曜日、昨日から各学校で時間等、あるいは活用する際のルール等を決めまして始めたという、そういったふうに認識しております。

また、休業中の登校日等については、例えば修了式、３月末に通常でしたら最後の１年間修了しましたという通知表を授与する日なんですけれども、こういった日につきましては登校日という扱いにしまして、また、それぞれの学校独自ででも、例えば急な臨時休業で荷物を全て持ち帰れなかったといった場合には、時間を設定して、学校のほうに荷物が取りに来られるようにといった、登校日といったことを必要に応じて設定している状況でございます。

また、保護者の方やご来賓の皆様が入場、ご出席いただけない卒業式等につきましては、各学校

でそれぞれ写真による撮影ですとか、ビデオによる動画撮影等を記録しておりまして、これは教育委員会から指導はしておりませんけれども、各学校でそれぞれ写真をまとめて、ホームページで公開したりですとか、動画を作成、ＤＶＤを作成しまして、必要に応じて保護者の方に購入していただくですとか、そういったことを学校それぞれで進めているところでございます。

続きまして、２点目の児童、教職員の健康管理対策事業のところで、オージオメーターに関わる予算のところがあるんですけれども、検査料、役務費の検査料なんですけれども、聴力を検査するためのオージオメーターという器械が、ヘッドフォンみたいなもので、音がきちんと鳴っているか、聴き取れているかということを検査するための器械が２年に一回検査をするといった、その検査の代金として活用させていただくものでございます。

３点目がいじめについてでございます。

こちらは、先ほどの不登校ですとか、子供たちが学校生活を送る上で、教室でなかなか過ごすことができないといったことと併せて、我々事務局としても非常に課題として捉えているいじめについてなんですけれども、平成30年度の生徒指導に係る調査におきましては、小学校のほうではいじめが142件という件数を把握しております。そして中学校では18件という件数を把握しております。

小学校の142という数字をお聞きになると、非常にこんなにいじめがあって大丈夫なのかといった、一般的に感じられるところかと思います。これは、実は29年度は11件という件数でした。この件数の増につきましては、いじめ対策防止推進法の施行によりまして、いじめの定義が一定の人間関係のあるものから、心理的あるいは肉体的に何か苦痛を伴う、そういったものがいじめであるという、その定義が法によって定められて、例えば「おまえなんかあっちに行け、ばーか」とかといった言葉が、もうそれで本人が傷ついて、いじめられたという認識であれば、教職員がそれを把握、いじめとして児童・生徒がよりよい人間関係が築けるようにということで、必要に応じてもちろん指導して、軽微な、小さないじめ発生のところから指導して、早期発見、早期解決につなげるということで、このいじめの件数が増えているといった状況でございます。

それから、４点目の就学援助や特別支援就学奨励費の今後の見通しといったところなんですけれども、就学援助費につきましては、例年若干の増減はありますが、ほぼ横ばいかなという認識でおります。

また、特別支援教育就学奨励費につきましては、特別支援学級の生徒が、年々少しずつ増加しているといった状況がありますので、この奨励費につきましても少しずつ増えていくのかなといった見込みを持って予算のほうを立てさせていただいているという状況でございます。

続きまして、ブロック塀の調査後の修繕が済んでいるかというご質問を頂きました。昨年、通学路の安全点検ということで、ブロック塀につきましては７件、危険箇所が通学路にあるということで、我々も子供たちの通学路の安全については非常に危機意識を持って、それぞれの子供たちが安全に通学できるようにといったことで、場合によっては通学路の変更等も踏まえ、検討材料の一つとして学校とも情報共有をしていたところでございます。

この７件については、まちづくり建設課ですとか、生活安全課ですとか、それぞれの関係課と連携を図って情報を共有しているところなんですけれども、何分、各ご家庭の個人の塀ということもございますので、実際の働きかけにつきましては、

担当課のほうで対応していただいているという状況でございます。

私は以上になります。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○教育推進課長（大場崇明君）　私のほうからは、教育委員会の来年度の予算の特色についてご答弁させていただきます。

先ほどご指摘いただいたとおり、来年度はオリンピックイヤーであるということですとか、あとは先般の３月補正、議会の補正予算でもＧＩＧＡスクール構想についてご検討いただいたというところで、そうした大きな予算はあるんですけれども、教育委員会としてはこれまでの教育環境の向上、社会教育の充実、そういったものを含めて予算計上させていただいております。

その中で、来年度こういった新規の取組としてのご紹介ということになりますけれども、まず１つは、予算書の180ページ、181ページの中で、小学校管理運営事業というものがございますが、この中の７報償費の中に講師謝金ということで、具体的な内容が見えていないというところもあるんですけれども、今考えておりますのは、一人でも多くの子供たちに夢を持つことのすばらしさを伝えたいということで、夢の教室というような授業を実施したいというふうに思っております。これは、来年度オリンピックイヤーということもありますので、現役のスポーツ選手ですとかＯＢ、ＯＧが、夢先生として小学校を訪れて、技術を教えるんじゃなくて、夢を持つ大切さというのを教える。そういう授業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

またもう一つが、私たちの予算書の101ページになりますけれども、資料館の管理運営事業というものがございます。この中で一番下の部分、101ページの一番下の部分で、郷土の偉人、島村盛助展示ブースの新設というものがありますけれども、島村盛助氏については、岩波の英語の辞書を編さんされたということで、まさに地域の偉人として、これまでも学校の授業等でも取り上げてきておりますが、そうした島村盛助が通ったのが百間小学校だということもございますので、百間小学校の余裕教室を活用して、島村盛助の展示ブースを郷土資料館と連携して設置して、地域の方がそこで訪れて見ていただいたりとか、百間小学校の児童、あるいはほかの児童・生徒が訪れて、地域の偉人を知る、そういう機会を設けたいということで検討させていただいて、予算化をさせていただいております。

このほか、放課後子供教室についても、今まで月１回だったものを、モデル事業やってきたものを２回にするですとか、そうした取組も行っておりますが、教育委員会としては、限られた予算の中でも創意工夫をしながら、そうしたソフト的な取組、あるいはいろいろなハード的な取組も行っていって、教育環境の向上に結びつけていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）　学校管理幹、小山でございます。

すみません、答弁が１点漏れておりまして、予算書の178、179ページの教職員研修奨励事業についてでございますけれども、こちらは講師謝金と宮代町教育研究会の補助金ということで、講師の謝金につきましては、夏に教職員が全員集まる全体研修会を予定しておりますが、こちらでの講師の謝金を、それから同じく夏の夏季休業中に、人権に関する研修ということで、こちらも講師の方に毎年お願いしておりまして、その謝金というこ

とで計画をしております。

また、町の教育研究会につきましては、これは各教科ごとに教職員がそれぞれ研究テーマを設定して、主体的に授業改善等に取り組んでおりまして、この補助金を各部会ごとに支給をしているところです。この町の教育研究会によって、例えば理科展ですとか、書き初め展ですとか、町の子供たちの学習成果の発表会のようなものも開催されているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○教育総務担当主査（加藤正久君）　教育総務担当主査、加藤です。

学校への緊急地震速報の設置につきましては、現時点では検討しておりませんが、近隣の動向を見ながら、今後情報収集に努めてまいりたいと考えております。

エアコンの設置ということですが、こちらにつきましては、体育館へのエアコン設置ということでよろしいんですか。

こちらにつきましては、提出させていただきました委員会要求資料15ページに県内の状況がございます。県内で1,500ある体育館のうち12校が設置されているということで、全体で設置率は0.8%となってございます。

ということになっておりますので、まだまだ全国的にも体育館へのエアコン設置というのが、設置状況については低い状況となっております。こちらにつきましても、近隣の動向を見ながら情報収集に努めてまいりたいと思います。

ただ、体育館のエアコンの設置につきましては、業者の見積りではございますが、試算はしておりまして、１校5,000万ということになってございます。ですから７校で、７校設置した場合は３億5,000万ということになります。

続きまして、中学校施設管理事業の委託料、非構造部材の委託ということになっています。こちらにつきましては、小学校、中学校共に予算計上してございます。内容につきましては、非構造部材というのは柱、建物の柱、はり、床などを構造体と一般的にいいますが、それ以外の構造体として区分されていない部材を非構造部材といいます。例えば、こういった照明、建物に下がっているような、建物と別のものについて非構造部材ということとなっております。

設計の内容につきましては、小中学校７校の体育館の照明とバスケットゴールとスピーカーとかそういったもの、掲示してあるのものとかの設備機器が、地震が来たときに落下しないよう対策を施す設計でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○教育推進課主幹（田中啓之君）　生涯学習室主幹の田中です。

私のほうからは予算書の199ページの上段、公民館管理運営事業の工事請負費、川端公民館駐車場舗装工事の関係から、まず答弁させていただきます。

川端公民館の駐車場舗装工事につきましては、川端公民館は砂利の駐車場なんですけれども、大雨のときに大きな水たまり、駐車場全面に広がってしまうような大きな水たまりができてしまう。さらに、それの水のはけというんですか、引きが遅いというような状態が慢性化しておりまして、公民館避難所にもなっておりますし、選挙のときの会場、投票所にもなっておるということから、舗装の工事を実施させていただくものです。

舗装は、透水性アスファルト舗装370平米に加えて、透水トレンチの設置という内容になっております。

いつ頃かというところなんですけれども、まだ正確には詰まっていないのが実際のところなんですけれども、遅くとも台風のシーズンまでには工事のほうをやらせていただきたいなと考えておりまして、駐車場工事にかかる日数も１週間から２週間見込んでいると。そのときに、駐車場が全く使えない状況で公民館を臨時休館にするのかどうかというところも、これからちょっと詰めていかなきゃいけないかなということもあります。

あとは、工事のとき入札業務がありまして、最速でいっても５月の入札かなというところもありますので、といいましてもなるべく早めに、台風シーズンまでには工事のほうを実施したいと考えております。

続きまして百間公民館の駐車場の関係なんですけれども、百間公民館と障がい者用の駐車場スペースも増えまして、３台分しか駐車スペースがないということで、これまでも利用者の方からも改善のご要望を多々頂いているところでございます。

現状としましては、百間公民館の外の非常階段と、その隣にある消防のホースを干すための電柱というんですか。電柱の撤去を今週の月曜日から実施しておりまして、それによって、撤去したスペースに車を止められるようになるということで、２台分のスペースを新たに生み出すことができたといいますか、追加している状況です。恐らく本日、白線を引いて駐車区画も作っているかと思います。

それだけでいいのかという話も当然あるんですけれども、今やっている取組としましては、ちょっと距離があるんですけれども、東小学校の学童保育の分室、深井設計さんのところの向かい側に町有地を、学童保育の臨時駐車場ということで、今やっているんですけれども、そこのスペース、駐車場を、距離的には百間公民館から500メートルぐらい距離があるんですけれども、百間公民館の駐車場が狭いということで、ご希望いただいた、何とかならないかとご相談いただいた方には、そこの駐車場をご案内するような形で、今、対応しております。ただし、学童保育の駐車場がメインということもありまして、学童保育のスタッフも駐車券をフロントガラスのところに掲げて利用しているという状況がございまして、公民館の利用者の方にも個別に対応させていただいて、ご希望いただいた方には駐車券をお出しして、それを使っていただくというような形で、違法駐車というか無断駐車が横行するような形になっては困るということもありますので、一応そういうルールの中で、ちょっと距離があって満足な対応ではないことは承知しているんですけれども、そういう形の対応も現在させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、確認をしながら再質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染の関係でございますが、分かりました。

卒業式でのＤＶＤは各学校で進めているということで確認しますが、今、聞きますと、卒業式では特に保護者限定して、お母さんもお父さんもというのはあるんですけれども、各家庭一人というようなところもあるようですので、そういうことも考えていただいたらどうかなというふうに思います。

あと、先ほど聞かなかったんですけれども、特に学校給食もなくなりました。たしか３月３日からですので、保護者の方から学校給食についてはもう既に前納で納めているということなんですけ

れども、学校給食も丸１か月近く食べないわけですよね。そうすると、学校給食費は当然返してもらえるものというふうに私は思っているんですけれども、その辺ではどういうふうな対応なされていますか。お願いしたいと思います。

続けて、交通安全とか防災・減災の関係なんですけれども、子供たちを地震から命を守るとためにということで、まず緊急地震速報の端末設置です。これは先ほど、検討はしていないけれども、近隣の動向を見ながらというような答弁もありましたが、これはそんなに費用はかからないはずです。

ですから、それで、地震というのはもう言うまでもなく突然襲ってきますので、瞬時に命を守れるというか、そういうものですので、やはり次代を担う子供の安全を第一にということで考えれば、しかも予算もかからないということであれば、私はこれはもう各ほかの自治体でも注目し始めておりますので、ぜひ設置していただきたい。

これも、先ほどの体育館へのエアコン設置じゃないですけれども、ほかが設置率が悪いから、ほかに合わせてということもあるかもしれませんけれども、これはくどく言いません。予算はかかりませんのでぜひ、費用対効果もあると思いますのでお願いしたいと思います。

それから、体育館へのエアコン設置なんですけれども、これはもう国庫補助がつくように、どの自治体でも始まっていますし、避難所になるわけですので、そういう環境の悪いところで避難所というわけにいかないと思いますので、これは先ほども言ったように、児童・生徒と同時に近隣周辺の住民の皆さんにもやっぱり関わる問題ですので、台風による風水害の被害、それから地震など、自然災害による被災者の拠点、避難所となるわけですので、なるべくじゃないですよね。やはりいい環境の下で避難生活が送れるように、ぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、どうも県内の全体、あるいは全国的なところを見て、先ほど答弁ありましたけれども、こういった点では先進的でいいじゃないでしょうか。検討する余地はあると思うんですけれども、その点、もう一度お尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、子供の安全ということで、通学路の危険なブロック塀を撤去されているかどうかという問題なんですけれども、各課と連携しているというのは分かるんですけれども、やはり通学路の危険なブロック塀の解消ですから、これは各担当課で把握というんではなくて、これは教育委員会としても危険な７か所というのは分かっているわけですから、どうなっているか、やはり把握してしかるべきだなと思うんですけれども、これはどうなっているのかという質問ですので、もう一度お願いしたいんです。今即答が無理であれば、後でも結構です。ほかの課とそれこそ連携して報告していただきたいんですけれども、これもやっぱり子供たちの命と安全を守るためということですので、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして不登校対策事業の関係でございます。

確かに、2017年度ですか、ですから２年前ですか。いじめ防止対策推進法が施行されたという。ですから、そのときから急激に、はっきりしたいじめということで、件数が増えたということなんですけれども、いじめもそうなんですが、それから不登校もそうなんですけれども、スクールカウンセラーのこういうことから、小中学校へ、去年はスクールカウンセラーの配置というのは、これは全校に配置されていますか。どういう状況なのか、その点についてもう一度。先生がおっしゃるとおり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応というのは必要だし、そういう意味ではスクール

カウンセラー、あるいはソーシャルワーカーの配置で、子供たちあるいは保護者から実態を聴いてきちっと把握するというのが大事なんですけれども、やっぱり一番身近にいる教員に子供たちと向き合える時間が保障されているのかという点でも、非常に今、先生方の多忙化と言われておりますよね。そういう点でも、人員の配置も大事だと思うんですけれども、肝心の先生方がそういう状況に置かれていないかということで心配しているんですけれども、そういった点ではどうなのか、再度お尋ねしたいと思います。

それから、就学援助の関係なんですけれども、私これについては、これまでも、何回も言っているわけではありませんけれども、申請はしやすいところに申請書は置いてくださいということで、やはり気軽に申請できるように。宮代が多い少ないというのではなくて、今、子供たちの貧困化ということが叫ばれている中で、子ども食堂もそうなんですけれども、一方でこういう状況に置かれておりますので、必要な子供たち、あるいは必要な保護者にはきちっと渡って申請できるようにするというのが基本だと思いますので、少ない多いでなくて、そういう状況になっていますよねということで、これは確認したいんですけれども、よろしくお願いいたします。

それから、196、197ページの公民館の関係ですが、東小の学童保育の駐車場にどうかというのは、私は初めて聞きました。ちょっと遠いですよね。おっしゃるとおり遠いですよ。やっぱり近くにないと困りますので、そういう意味で和戸公民館なんかも近くに、道路を挟んでというのはありますけれども、そういう努力をしておりますので、百間公民館の近くに、今、空いた土地はほとんどカード化で駐車場を貸しているようですので、もう少し町のほうから進んで話していただければ、応えていただける場もあるんじゃないかなというふうに思いますので、これは努力義務、努力になりますけれども、ぜひお願いしたいと、これは要望で結構です。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○教育推進課長（大場崇明君）　教育推進課長の大場でございます。

まず、学校給食の対応でございますけれども、３月から臨時休業になっておりますので、学校給食費３月分については、徴収はしておりません。学校によっては、２月分、３月分ということで合わせて徴収しているところはあるんですけれども、それについては返還するように指示をしております。

次に、緊急地震速報の端末の整備の関係については、まだ検討していないということで、情報収集に努めるというふうに担当のほうでお答えさせていただいておりますけれども、まだ費用面等についても検討していない状況ですので、そういったところを見ながら、対応できるようであれば対応したいというふうに考えておりますが、現時点ではまだ検討に至っていないというところでご理解いただければと思います。

また、体育館のエアコン設置については、宮代町におきましては、議会の皆様のご理解等をいただきながら、普通教室、特別教室のエアコン設置を鋭意進めてきております。今年度特別教室の設置が終わるということで、教育環境の改善としてはかなり進展しているというふうに思っております。

体育館のエアコン設置についても、先ほど各県内自治体の状況についてはご報告させていただきましたけれども、必要がないというふうに思って

いるわけではなくて、当然教育環境の整備の一環として、そうしたメニューがあるということは承知をしております。

ただ、避難所の充実ということになっていきますと、体育館にエアコンを設置するというだけではなくて、非常用の電源ですとか、例えば停電した場合どうするのかとか、様々な観点からの検討が必要になってまいりますので、その辺は教育委員会だけではなくて、町のほうとも防災計画の中での位置づけ等も勘案しながら検討していくべき課題であるというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校管理幹の小山でございます。

私からは大きく４点、まず１点目が、卒業式に関わる保護者の参加というところなんですけれども、他市の状況等も踏まえまして、教育委員会でも保護者やご来賓の方々の出席も含め、当然検討は進めてまいりました。

３月13日の段階で、様々な情報を得たところ、やはり感染の拡大が広がっていて、中学校と同様に小学校におきましても、保護者あるいは来賓の方々もそこで入っていただくというのは、感染防止の観点から、まだ難しいであろうといった我々の判断によりまして、本当にこれは卒業生をお子さんに持っている保護者の方々の思いというのは、本当に重々承知の上なんですけれども、苦渋の判断によって、小学校の卒業式におきましても、保護者の参加はなしということで、通知を配布させていただいている状況でございます。

それから２点目なんですけれども、ブロック塀の通学路の安全確保ということで、調査をした後の対処状況についてということは、すみません、現段階でお答えできる資料をお持ちしておりません。ですので、また確認の上、ご報告をさせていただければというふうに考えております。

続いて、いじめ、スクールカウンセラー等の配置等に関してのことなんですけれども、いじめに対応するためのスクールカウンセラーにつきましては、中学校全校に配置をしております。ただ、学校によってですが、２週に１回出勤している学校と、毎週、週に１回出勤している学校があります。これは申請によって、県の了承を得た学校はその配置回数が増えているといった状況で、２週に１回もしくは週に１回ということで、スクールカウンセラーは全ての中学校に配置をされております。

また、子供たちと教職員が向き合う時間の確保につきましては、これも非常に大切だということについては、我々も重々承知をしておるところです。子供たちと教職員が向き合う時間の確保のためには、例えばなんですが、今年度初めに教職員の出退勤時間を確保するためのＩＣカードによる管理、先生方が今月はこんなに時間外の勤務が多かったのかといったことを振り返って自分の勤務状況を把握できるようにといった、そういう環境面の整備ですとか、それからこれは今年に限ったことではないんですけれども、Ｃ４ｔｈというパソコンの管理による成績処理ですとか、あるいは通知表や指導要録といったいろいろな表簿のデータの共有による事務処理の負担軽減。あるいは校務支援ソフト等を活用して、先生方が少しでも仕事の事務的な負担を減らして、子供たちと向き合う時間というものが確保できるようにということで、環境面での整備等を進めているところでございます。

それから、就学支援関係についてでございます。この新小学１年生の児童につきまして、それから新中学１年生の児童につきましても、入学通知書

とともに、就学援助等の案内については郵送しております。また、年度が替わりまして新年度になりまして、新１年生のご家庭に限らず全学年の児童・生徒にこの就学援助の制度が周知していただけるようにということで、案内のお知らせを各ご家庭に配布させていただいているということで、全児童・生徒分を教育委員会から学校へ、学校から全児童・生徒へということで、この制度につきましてご案内しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。

丸藤でございます。

１点だけ確認させていただきたいと思います。

先ほど言いました、いじめ、不登校の対応なんですけれども、今年度でスクールソーシャルワーカーの、先ほど中学校の全校への配置をしているというふうにおっしゃっておりました。毎週と隔週みたいなのもありますけれども、小学校についても、これはスクールカウンセラーの配置というのはたしか2019、今年度中に全校に配置するというふうに伺っているんですけれども、小学校のほうはどうなんでしょうか。

その１点だけ確認させていただきます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校管理幹、小山でございます。

すみません、説明が不足しておりました。

小学校につきましても配置をされております。ただ、まだこの制度が小学校につきましては始まって間もないということで、年間に約11回程度の訪問ということで、スクールカウンセラーさんのほうでは各学校を順に回っていただく、実は担当が１人ではなくて２人の方が各学校を調整して時間を区切って回っていただいたりということで、計画的にその時間に相談業務等を進めていただいているといった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で教育推進課分の終了いたします。

これをもちまして議案第11号　令和２年度宮代町一般会計予算についてに対する質疑は全て終了いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時１４分

再開　午後　３時２４分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより議案第11号　令和２年度宮代町一般会計予算についての討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

私は日本共産党議員団を代表しまして、今日、一般会計の審議が、教育委員会を行いました。行ったばかりですので、これらを含めまして、本会議の中で改めて討論、反対討論をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子正志です。

賛成いたします。

しかしながら、今回の予算について数点要望事項があります。本議会の場で賛成討論させていた

だきます。

○委員長（西村茂久君）　本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　これをもって討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第11号　令和２年度宮代町一般会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時２７分

再開　午後　３時２９分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第１２号の審査（住民課）

○委員長（西村茂久君）　それでは、議案第12号　令和２年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入りますが、改めて留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

職員紹介をお願いします。

○住民課長（高橋暁尋君）　住民課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課副課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○国保・後期担当主査（村山善博君）　住民課主査の村山と申します。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

それでは、何点か質問させていただきます。

私はこの国民健康保険税については一般質問でもしていますので、細かいところは言いませんけれども、まず１つはこの国民健康保険、加入者の平均収入が落ちている。これは今年度で、平成31年、令和元年度で115万5,000円以下が53.76％となったと。二、三％増えていると思います。そういう中で、国のほうではいろいろと標準保険料率ということで、６年ぐらいかけて、今後四、五年かけて統一していくんだという話をしています。

宮代町はこの保険税率、標準保険税率が行われた場合、一体、町民の保険税は幾らぐらいになるんでしょうか、１人頭。これやったら、かなり上がるんじゃないかなと私は思っています。二、三万上がるんですか。よう分かりませんけれども。

それと同時に、この標準保険税率だけでなくて給付費ですよね。248ページになっていますけれども、この給付費も最高限度額が引き上げられる

ということで、町民１人当たりの給付費も、病院かかったとき多くなるということで、そういうところはどういうふうになっているのか。制度上変わって、給付費とか、こういう保険税率だとか変わってどうなるのか、今後。どういうところが変わっていくのか、細かくその辺のところ、まず最初におっしゃってください。

それと同時に、滞納ですね、滞納している人。それによると、この町税等の滞納処分を見ていると、不動産だとか、貯金だとか、生命保険、給与、年金、国税の還付金、そのほかということでやっているんですけれども、この保険のほうでも同じように、この保険払えない人の滞納をやっていると思うんですけれども、どのような感じでやっているのか。

やはり、生活がかかっている給料なんかも滞納しているんでしょうか。そういう場合はどういうふうな感じでやっているのか、生活費まで没収されたら、これやっていけないのは目に見えている。

それと、あと滞納処分の中でちょっと気になるんですけれども、資料の中に入っているんですけれども、資料の73ページなんですけれども、資格喪失者の分も含むということなんですが、資格喪失者というのは保険証取り上げということですか。何人ぐらいいるんですか、それ。

保険は皆保険が原則ですよね。それを、原則を破って、喪失者も出ているということなんですか。

こういう滞納の処分の起こし方とか、そういうのを細かくちょっとおっしゃってください、まず。

それと、この軽減世帯が増えている、毎年。元年度では1,292件、これ１月末ですよ。あと２か月ですか、あります。もっと増える。一体どのぐらいになるんでしょうか。やはりこれは収入が落ちていることなんでしょうか。そういう中で、さっき言った標準保険料率ですか、あと数年で宮代はいつから上げるのか。こういうのは無視してこれを上げていくのか。その辺のところもお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず、１点目の標準保険税率にした場合の町の負担がどの程度になるかということですけれども、今、ちょっと数字のほうが手元にありませんので、改めて示したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、広域化に伴いまして、給付費とかその辺の税率の関係とか、どういうふうに変わっていくのかということでございますが、都道府県化につきましては平成30年度からスタートしております。そのときに同じく導入されたのが、先ほどからお話があります標準保険税率を市町村ごとに毎年示していくということが導入されております。

それから同時に、今まで予算、財源の関係ですけれども、今度は町から県のほうに納付金を納めるという仕組みが導入されまして、市町村の保険給付費については、今度は県が交付金で全額負担をするというふうに大きく仕組みが変わってございます。

その都道府県化によりまして、その仕組みが導入されまして、まず標準保険税率については、各市町村の今の税率の状態がどの程度なのかということが、今度、一般の方に見えるようになりましたので、例えば宮代町の今の税率が県内でどの程度にあるのかというのが評価できるようになりました。これによって、各市町村でその税率を検討するための一つの目安になっております。

次に、財政面ですけれども、今度は納付金を市

町村から県に納めるということで、その納付金を100％、納付金というのはイコール税金で賄われておりますので、その納付金を100％納めるために、市町村は税率とかを考えなければいけない。もし足りなければ法定外繰入金を足して納付金を納めるということになりますので、これも各市町村で判断をして納付するというふうになります。

今度は、先ほど、保険給付費が県から全額交付されるということになりましたけれども、これによりまして、年度末になりますと保険給付費が足りるか足らないか、毎年毎年、市町村はさじ加減をうかがいながら運営をしてまいりましたけれども、今度は100％県が負担していただけるということになりましたので、その辺の不安定さがなくなりまして、今まで毎年度、３回、４回と補正を組んでいたんですけれども、これが、普通に考えれば２回補正すれば済むようになったということで、財政運営が実際に図られるというふうに思います。

今後につきましては、その標準保険税率を参考に各市町村で税率を検討していくことが考えられます。

それと、今度、埼玉県の運営方針というのがありまして、それが令和２年度から第２期目の運営方針がありますけれども、そこで今度は県内の保険税率を統一化しようという項目が出てまいります。今、言われているのが、令和９年度に埼玉県の全市町村の税率を統一化しようという流れができてきていますので、その統一化するために各市町村で、今度、納付金を幾らにしていくのかとか、そういったことを今後検討していくようになりますので、大変、この都道府県化というのは重要なことかなというふうに思っております。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○国保・後期担当主査（村山善博君）　主査の村山と申します。

自分のほうからは滞納の関係です。差押え等の滞納処分どのようにやっているのかというところと、あとは資料の73ページの６番、国保税未収滞納収納の推移の米印ですか、１つ目の資格喪失者とはどういうことかというところなんですけれども、まず、こちらの73ページのほうが非常に説明シンプルなので、お答えすると、資格喪失者につきましては、例えば年齢が75歳になって、後期高齢者医療制度に加入される方、もしくはお仕事を始めまして社会保険に加入される方、はたまた杉戸町、春日部市等に転出をして、宮代町の住民ではなくなった方等が含まれております。

あと、滞納処分につきましては、今、現状の事務体制とすると、国民健康保険の担当につきましては現年度分、古い平成30年度以前の滞納繰越分につきましては、税務課のほうが具体的には事務やってございますけれども、差押えの種類、先ほどお話があった預金とか生命保険、給与等というのは、特に町県民税、固定資産税等と変わらず、国民健康保険についても該当があれば差押えをして、町税に割り振りをするというふうな事務をしていると承知しております。

続きまして、こちらは資料の72ページですか、軽減世帯の関係で、世帯数が多いということでございますけれども、こちらも詳しく分析をしたり、他市町と比較はしないので、担当としての見解というようなことではございますけれども、軽減世帯、多いか少ないかというのは、正直これは比べないと分からないので何とも言えませんけれども、この世帯が増える要因とすると、まず１点は高齢化率があるのかなという点、もう一点、あとは７割軽減、該当の方はほぼほぼ単身世帯でございますので、例えば学生さん、留学生さんがいらっしゃれば、この７割軽減が増えるというふうな一因

にはなるかなとは思っております。

ただ、割合については、ほかの市町村と横並べて、対人口比とか対被保険者数割を計算していないので、宮代のこの値が高いのか低いのかについてはちょっと分からないような状況でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございます。

分からない、標準保険料率が分からない。私、一般質問のときに最後に聞いたんです。一般質問のときに聞いたわけじゃないんです。現在が36万2,600円、標準保険税率にすると、これが40万900円になる。約４万円上がる。

先ほども言いました、私、もう資料でも持っております。年収が115万円以下の人が53％ですか、になってしまっている。去年は51％、２％も増えている。これではやっぱり滞納世帯とか軽減世帯が増えても当然じゃないですか。分からないと言っておきながらも、これは増えるのは当然ですよ。収入が落ちているんですから。

おまけに、これは標準保険料率やったら４万円も上がるんです、また。また増えるやつ。払えなくなります。崩壊しますよ、これいずれは、健康保険自体が。皆保険という名前だけですよね、このまま放っておく、国が言われたまま放っておくんですか、宮代町は。

やはり物を言うというのが大事じゃないんですか。国がやったから、こういうふうにやっているんだと、それだけじゃこれは守れませんよ。この保険、皆保険の制度が。50％以下の人がこれだけですよ。あと数年、もしかしたらこのままでいって、皆さん、軽減世帯ばかりになりますよ。そうすると中間層だとか、自然と高収入の人が高い保険料を払わなくちゃいけません、今度は、それ以上に。

今でも給付費がどんどん上がっているんですよ、給付費の制限が。今、幾らですか、給付費の制限は。三十何万ですか、高額で。そのようにして、保険を駄目にしていく。私は国に物を言うべきじゃないかなという感じがします。その辺とかいかがですか。

それと、滞納世帯です。税金と同じようにやっていくんだということを言っていますけれども、それやっていたら、給料まで差し押さえている。これは給料というのは、毎月毎月の生活の種ですよね。そこからどのぐらい引くんですか、全額ですか、それとも……。それはまずいんじゃないですか、やっぱり。最低限の生きていく生活費は残していく、これは当然のことだと思いますよ。生きていけませんよ、今度は。給料が低くて滞納している人、町では時給1,000円ぐらいでしょう。それを５時間働いて、１日5,000円ぐらいの給料の人から保険料を取る、給料から差押えしてしまう。どうやって生活するんですか。その辺のところの説明をお願いします。

２点ほどお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

１点目の国に対する要望ということでございますが、議員さんおっしゃるとおり、当町は決して所得も高いわけではございませんので、大変厳しい財政運営をしているところでございます。当町といたしましても、やはり国に対して、国の負担分の負担率を引き上げていただくとか、そういったことを過去にも要望させていただいているところでございます。

それと併せて、そういった厳しい状況が大変ございますので、29年度の改正のときには特別減免

という形で保険税を上げたことによって、一定の上がる額以上にいった方に対しまして、町の特別減免として29年度、30年度実施をさせていただいたり、そういった対策を取りながら、なるべく負担が大きくならないようにさせていただいているところでございます。

○委員長（西村茂久君）　担当主査。

○国保・後期担当主査（村山善博君）　主査の村山です。

先ほど、滞納関係でちょっと説明が不足してしまいました。すみませんでした。

差押えの関係につきましては、例えばお給料は、まずは、差押えに関しましては法律で差押えを禁止する財産というのが規定されております。もう本当に列挙されておりまして、例えば給料等であれば、一月の最低生活費として、自分もこれ記憶が昔の話なので曖昧ですけれども、10万とか十何万という規定がありまして、家族が１人増えると４万円、当時は４万5,000円だった記憶があるんですけれども、足し込んでいって、それを超える部分については差押えをしてはいけませんよというのがありますので、当然、差押え、全部できるというものではないというものです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　国に物を言う、これは大事なことだと思っております。そうしないと、１つの町だけでなかなかこれを解決するとは言えません。国の制度ですから。それは分かっているんです。ですから、声を上げなくちゃ駄目だということなんです。

私は、この値上げについては、一つはこの値上げだけじゃないんです、この保険料が高いというのは、前にも言っている人がみえましたが均等割、平等割です。それが国民健康保険にはついている。均等割というのは、一人一人の頭数によってかかる。これは古代ギリシャじゃないですけれども、そのぐらいにつくられた税金の一種ですよね。一人一人の頭数に応じてやる。子供が生まれようが何しようが、４人家族だったら４人分取る。５人になれば５人分取る。それは、やっぱりそれが一番の保険の高い原因の一つとなっております。

それと平等割です。やっぱり、こういう平等割も、貧乏人だろうが大臣だろうが、一家にかかってくる。こういう滞納している人にもかかってきますよ、平等割、均等割は。それが一番の原因じゃないかなと思っております。これをやっぱり国に言うべきじゃないかなと思っております。

宮代町はこの均等割、平等割でどのくらいの税金の総額でなっているんですか。やはりこれを、こういうことを国に申し上げなければ、幾ら国から言われたとき標準税率がどうだこうだと言っても、こういう制度をなくさないと、宮代町は楽になるからいいんだということじゃないと思いますよ。町民が楽じゃないんですから。払えない人が多くなるだけですから。結局はこの滞納処分をどうするのかということで悩みますよ、今度は。一向に楽にならない、仕事が増える。やはりそこを言わないと駄目だと思います。

それと、先ほど言いました滞納処分、給料差し押さえは駄目ですよということを言っていますけれども、さすがに令和元年ではこの表を見ると、総務文教委員会の資料を見ると、11ページですか、見ると給料の差押えが35件から23件、これは令和２年１月末ですから、あと２か月ありますから、大体同じになるのかなという感じはしますけれども、この中にも入っている可能性はありますよね、何件ぐらい入っているのか知りませんよ。

この健康保険の差押えというのは何件ぐらいあるんですか、全部で。そして、この給料の差押え、

どのぐらいになっているんですか、件数で。それだけお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず１点目の均等割と、委員さん、平等割というふうにおっしゃっていましたけれども、宮代町の場合、均等、お一人お一人にかかります均等割と、あと所得をお持ちの方の所得割の２方式でやらせていただいております。

その均等割と所得割を合わせまして、今回、予算書の国民健康保険税の総額になりますけれども、６億8,935万1,000円の予算を組ませていただいてございます。

それから続きまして、差押えの件数でございますが、参考までに30年度でございますけれども、30年度の給与の差押えの件数ですけれども、30年度が25件、金額にしまして570万9,761円となっております。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

○委員長（西村茂久君）　副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

差押えの件数でございますが、30年度、給与が25件で、金額が570万9,761円となってございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございます。

私、最初に言ったのは予算上の問題じゃなくて、予算上の中に均等割と所得割がどのくらい入っているんですかということで、その２つだけなんですか、宮代町は。それが６億何千万、じゃ均等割だけは幾らなんですか、頭数も。予算書に書いてありましたっけ。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（村山善博君）　正確な数字は手元にございませんけれども、今現状、令和元年度の宮代町の保険税の内訳、均等割、所得割の割合がおおむね、所得割が55％、均等割が45％なので、当然、来年の被保険者の内訳でも変わりますけれども、おおむね４割５分、45％ぐらいが均等割というふうな認識でおります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。

すみません、235ページの保険税のことなんですが、この普通徴収の減っている分です。被保険者の数の減ということで、8,238から7,708人ということで計上されていまして、約530人減っているんだと思うんですが、これまでずっと私も何年か前から急に減り出したなというのは分かっているんです。この辺の推移、いつから減り出したのかという感じの、ちょっと教えていただきたいのと、資料だと71ページになりますよね。そうすると、減った分というのは、この70から74の人たちが減った、これが１月31日現在なので、ここから減るという計算なのか、全体からという形なのか、その辺お伺いします。

それから、私たちの予算書の37ページの一番上に書いてある、家のほうにもこれまでの被保険者証と高齢受給者証が一体化になりますというご連絡の封書が届いたんですが、これ全然分からないんですが、ちょっとお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず、被保険者が減るという現象でございますけれども、この減る内容につきましては、宮代町から町外に出る転出、それからあと亡くなられる方、それから先ほどありました後期高齢者医療への加入、あと若干ですけれども生活保護に移行される方もいらっしゃいます。それもひっくるめて400人から500人程度、毎年ここもう３年ぐらいずっと減っている状況でございます。

先ほど、資料の71ページのほうご覧いただきまして、こちらが年齢別の被保険者数の推移でございますが、ご覧のとおり70から74歳の方が大体30％ぐらいおりまして、ここ四、五年はこういったケースがずっと続くというふうに捉えていただければよろしいかと思います。

続きまして、２点目の被保険者証と高齢受給者証の一体化でございますが、現在、70から74歳の方は被保険者証のほかに高齢受給者証というのが発行されております。その高齢受給者証は、医療機関に行ったときに１割負担になるのか、３割負担になるのか、２割負担になるのかという判定をする証明書になっておりまして、今まで医療機関にかかると、その２枚を持っていくことになっておりましたが、今回、都道府県化の効果もありまして、それを１枚にしましょうということで、それが今年の８月からスタートすることになっております。現在、被保険者の方にはお知らせをさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

じゃ、８月にその保険者証が来たときに、自分たちが１割なのか、２割なのか、３割なのかと分かる、そこに書いてあるということなんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

今度、被保険者証のほうにその負担割合も記入されてございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　質問というより、何かつまらない質問なので、あちらを先にお願いすればよかった。

１点だけ、町の……

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

○委員長（西村茂久君）　それとマスクね。

○委員（小河原　正君）　声が出ないと悪いと思って。

〔「よく聞こえる」と言う人あり〕

○委員（小河原　正君）　そう。

では、こうなっちゃうんですよ。

マイレージ事業、これは町の予算のときに聞けばよかったんですけれども、健康保険のとき聞こうと思って取っておいたんですけれども、これは県の事業だから、町ではなかなからちが明かなかったんですけれども、実は私も健康維持をしたいんです。ところがなくしちゃったんです。なくしちゃうと参加できないですよね。

ところが、聞いたら大分高いこと言うんだよね、もう一つ欲しいと言ったら。やっぱり健康のことを考えたら、そんな高く、なくした人、これからいると思うんです、いっぱい、なくす人が。あと、あれが壊れたりしたり、そうすると使えないでしょう。だから、それは、これ今度県に言ってくれるか。なくしたとか、器械が壊れた人は今までよりはちょっとは、郵送料は同じだと思うけれども、少しは取られてもいいから、同じように配布する

ように言ってくださいよ。それが健康を守る意味だと思うので、それ、約束できるかできないかだけで結構です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（村山善博君）　主査の村山と申します。

今の約束できるかと言われると、これは所管が保健センターなので、私で約束できる立場ではないんですけれども、当然、事業が始まって３年、４年、５年とたってきますと、消耗品でございますので、故障、紛失が発生するかと思いますので、そういうところは県のほうも、じゃどうするの、本当に丸々5,000円なりなんなりを皆さんに負担させ続けるのかというのは恐らく議論になるかと思いますし、私のほうから保健センターのほうにはお話しするのはお約束します。

一応、今、保健センターと話しているのは、マイレージに参加した方、昨年、今年と11月中の歩数、平均歩数が5,000歩以上の方につきましては、クオカードを漏れなく配付させていただいております。その中には、当然、インセンティブというふうな意味合いもございますけれども、壊れたときには必ず自己負担が発生しますので、その自己負担を少しでも軽減できるような気持ちもあって、ぜひ歩いた方には漏れなく、抽せんではなくて漏れなくクオカードを送付しているというふうな状況は現状ございます。保健センターのほうには間違いなく言っておきます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑は。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

１点、256、257ページの健康ステーション用備品購入費というのが13節の使用料及び賃借料に入っているんですけれども、今年の予算が本年度はゼロになっているんですが、この健康ステーション用、去年18万入っているんですけれども、今年はかからないということなのか、全く、ゼロでいいのかというのと、この事業って、もう一回説明していただけたらと、お願いします。１点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

予算書256、257ページの健康ステーションの使用料及び賃借料、減の関係でございますが、こちらは昨年、血圧計を買いまして、それを住民課の窓口の反対側の窓際のところに設置をさせていただいて、誰でも気軽に血圧が測れるようにしてございます。それは昨年度やりましたので、今年度については特に必要ないということで、ゼロにしてございます。

それから、この健康ステーション事業の内容でございますけれども、こちらはやはり国保の被保険者の方の健康意識の問題でして、特定健診をやったときに健康意識、何かやりたいんだけれども、なかなか気軽に取り組めないという意見が結構ありまして、それを何とかしたいということでステーション、要するにどこかの場所で気軽に血圧が測れたりとか、食事のレシピとか、そういったものを提供して、健康意識を高めていただく、また、セミナーといった形で有名な講師を呼びまして、一緒に健康に関して考えていただく、そういう機会を設けさせていただこうということで始めた事業でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

１点だけお聞きしたいんですけれども、157ページの委託料の健脚チャレンジ事業というところなんですけれども、どこにも載っていなかったんですけれども、この健脚チャレンジ事業というのはどんな事業なんでしょうか。

〔発言する人あり〕

○委員（浅倉孝郎君）　予算書の256、257ページのほうの疾病予防事業の中の12節の委託料の健脚チャレンジ事業サポート委託料というのがあるんですけれども、この健脚チャレンジ事業というのはどんな事業なんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（村山善博君）　主査の村山です。

健脚チャレンジ事業につきましては、主管課が保健センターなんですけれども、一応、国民健康保険担当と共同でやっていこうというふうな、まずは事業です。

実は今年度、プレという考えで既にやっているんですけれども、具体的には半年間のスケジュールを持ちまして、参加者にその講座、今年やった事業の内容ですと、その方の事業に参加する前の体力測定だとか血液検査の検査値を測っていただきまして、ウオーキング講座、筋トレ講座、食事の講座等々を半年間続けていただくようなものです。その半年後に、実際、その方が努力した結果、例えば体力測定の結果がこのくらいよくなったとか、あとは血液検査の数値がよくなったというところを、その効果を検証するような事業でございます。

今年度は直営で、保健センターの職員と国民健康保険の職員で実施したんですけれども、来年度はもう少し手広くやりたいということもありまして、外部にそういった委託料、委託をすると、体力測定の委託だったり、あとは血液検査、分析等の委託をするというふうな内容の事業でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、質問させていただきます。

ご承知のように、一昨年度から国保制度が埼玉県内63市町村を一つにする国保の広域化、都道府県化に変わりました。埼玉県では、２月14日に令和２年度埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率が発表されております。その資料がないということなんですけれども、この発表されたものを見てみますと、家族４人のモデル世帯で計算した場合、52の自治体、82.5％に係るんですけれども、保険税が値上げになるとの試算があります。そういうふうになっておりますけれども、実際、私、確認させていただきますけれども、来年度は国保税は上げませんね。そういうふうに確認させていただいてよろしいでしょうか。ただし、私たちの予算書でもあるように、ただ令和３年度に向けて保険税等の検討を、国保運営協議会を通じて行っていきますということですので、新年度の国保税の引上げはないけれども、次年度にはあるというふうに予想されるということでよろしいのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

それから、先ほど、前段の山下議員もおっしゃっておりましたけれども、確かに均等割は一人一人に課税されるわけで、極端な話、赤ちゃんも生まれた月から課税されるわけでございます。子供が生まれる、そのたびに大幅な増税になるということで、子育て支援に逆行するものだというふうに思います。

そこで、町は国保税の滞納者に対して、滞納者

は前年度で421人、それで、そのうち資格証明書を発行しているのは０人、それから短期保険者証を51人に発行しているということは、これは確認なんですが、間違いありませんね。ただし、そのうち、非常に短期保険証は多いと思うんですけれども、18歳以下の子供はいませんねということで確認したいんです。

それから、今、国でも国保税軽減のための独自に行っている公費繰入金、つまり法定外繰入なんですけれども、これは今年度につきましては法定外繰入金は5,461万2,000円減っていますよね。この金額も確認したいんです。

それと、保険基盤安定繰入金が635万4,000円ということ、減ということで確認してよろしいでしょうか。その点、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず、１点目の令和２年度ということでよろしいでしょうか。令和２年度は税率を上げないのかということでございますが、令和２年度は上げません。

先ほど、予算書のほうに令和３年度の税率を検討するということがありましたけれども、一応２年度中に令和３年度の税率の検討をさせていただいて、そこで上げるか上げないかは、まだそのときの議論になるかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、２点目の短期被保険者証、資格者証の交付状況の数字でございますけれども、72ページでございますが、令和元年度、短期証につきましては51件、それから資格者証では０件ということで、これは間違いございません。

18歳以下の方にも発行しているのかということでございますが、短期証につきましては16歳以下の方には発行できないことになっておりまして、その本人というよりは、その所属している世帯主の方にその方の分も含めて短期証を発行させていただいていると。国民健康保険税というのは、個人に徴収を求めるという考え方がなくて、その世帯主の方に全て、世帯の方の分も含めて税を賦課させていただいているという考え方を取っておりますので、個人に発行するということはございません。

以上でございます。

それから、法定外と基盤安定繰入金の額でございますけれども、これも予算書どおりでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

短期被保険者証についてでありますけれども、もちろん世帯主ですが、何らかの関係で、16歳以下はないということで、それは承知していますが、先ほど言ったように世帯主が18歳というのはありますか。18歳以下、18、17歳、その確認をしたいんですけれども。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（村山善博君）　主査の村山です。

18歳以下の世帯主がいるかというご質問なんですけれども、これも手元に資料がないので記憶で話すしかないんですけれども、最近、お一人の方が未成年で世帯主になった方がいらっしゃると記憶しておりますので、数は少ないですけれども、本当にごくまれですけれども、ケースによっては存在し得ると思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　これ、今、手元にないということで、後でそれは出せますか。

○国保・後期担当主査（村山善博君）　出せます。

○委員長（西村茂久君）　では、後でお願いします。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　日本共産党の山下秋夫です。代表して反対意見を述べさせていただきます。

今、現在終わったばかりなので、詳細については本会議で述べさせていただきます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　賛成討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　では、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第12号　令和２年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

ここで休憩とします。

休憩　午後　４時２１分

再開　午後　４時３２分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第１４号の審査（住民課）

○委員長（西村茂久君）　それでは、議案第14号　令和２年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入りますが、先ほどの丸藤委員の質問に対して、後で報告という件でございましたので補足で答弁願います。

答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

先ほど、国民健康保険の被保険者で18歳以下の方の人数でございますが、６名、世帯主の方がおります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　それでは質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ちょっとお聞きしたいと思います。山下です。

低所得者層に最大９割軽減して……、よろしいですか。

○委員長（西村茂久君）　ちょっとお待ちください。

それでは、担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（高橋暁尋君）　住民課長の高橋でございます。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でご

ざいます。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（岡安英之君）　担当主査の岡安と申します。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　それでは質疑に入ります。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

最初にお聞きします。80ページなんですけれども、資料の、今まで低所得者層に最大９割軽減していた税率がありました。今回、今年度から恐らくそこを少し直していくんだと思います。

今回、この資料の中では8.5割だとか、そういうふうに書いてありますけれども、この影響する人数と、影響額というのはどのくらいになるんですか。まず、最初に一つお願いします。

それと、この後期高齢者制度以来、何回の値上げになってきたのか。多分、４回だと思うんですけれども、５回目に入るのかな。この軽減措置をなくしたおかげで。

それと、先ほども言いましたこの後期高齢者医療保険の保険証を取り上げられた人、何名になるんですか。いるんですか、いないんですか。

まず、最初にその３つお願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず、保険料の均等割の軽減特例の見直しの影響でございますけれども、資料のほうでは80ページの保険料軽減、減免状況の中で、その区分の中で９割軽減というのがございますが、これにつきましては、元年度が８割軽減で、今回令和２年度から、９割軽減が７割軽減、元の軽減に戻ります。

９割の方が７割になることでの影響ということで回答させていただきたいと思いますけれども、その対象者が804人でございまして、１人当たり4,100円増となる見込みでございます。こちらはあくまでも平均でございます。

それから、２点目の軽減措置の関係でございますけれども、この軽減措置につきましては30年度から始まったものでございまして、30年、令和元年、令和２年で、全て８割、8.5割軽減も、９割軽減も７割、本来の７割軽減に戻すという制度、見直しになってございます。

それから、３点目の保険証を取り上げた方がいるのかというご質問でございますが、保険証を取り上げた方はいません。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　804人いるということなんですけれども、これで4,100円の増、804人が。5,537人いるんですか、軽減世帯の中で。その中の804人が７割軽減、９割軽減が985人いますよね。その人たちが７割軽減になったと。ということは、8.5割軽減とか、そういう人たちも、これもう全部７割軽減になったということなんですか。ちょっと分かりづらい、この表。8.5割と９割軽減が７割軽減になるというんでしょう。すると、もうちょっと増えるんじゃないですか、元年度では。ちょっと分からない。

あと、このまた本当、強制的に後期高齢者保険はいろいろだと思うので、保険料を頂いていると思うんですけれども、平均の保険料、78ページを見ますと、今現在が軽減後で７万4,121円、平均保険料が８万8,268円、元年度です。これは今年になってそういうのが増えてくるんですか、もうちょっと4,100円増えるから、２年度では。増えるということなんですか、保険料が。その辺のところ、もう一度詳しくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず、１点目の資料の80ページの表の見方でございますけれども、すみません、8.5割軽減のところですが、ここにつきましては、令和２年度は8.5が7.75に変更になってございます。

〔発言する人あり〕

○住民課副課長（草野公浩君）　7.75でございます。

この９割軽減のところが、985人が７割軽減になる方でございますが、この985人は２年の２月末現在でございまして、これがさらに新年度になりまして、保険料とかの変更等を踏まえますと、先ほどの804人と。１人当たりの影響額が4,100円ということでご理解いただきたいと思います。

２点目でございますが、資料の78ページの２の平均保険料の状況でございますけれども、こちらは令和２年の２月末現在の１人当たりの平均保険料額の数字でございまして、こちらが令和２年度、３年度は、この間もご説明させていただきましたとおりに、平均が、均等割が１人４万1,700円と、所得割が7.96％になりますので、それで、改定後の保険料の１人当たりの平均が７万5,752円になります。こちらは、この下の軽減後の７万4,121円と比較していただければと思いますが、若干1,600円ほど増えるというご理解でお願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　１点目、もう一度お願いできますか。質問者が首かしげていますので、もう一度お願いします。

答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

80ページの表の見方でございますが、９割軽減ですけれども、こちらは今年度、令和元年度が８割軽減で現在やっております。その今現在８割軽減の方が２年２月末現在で985人になります。それが令和２年度からは７割になるということで、こちらが７割になる方が804人になるということでございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

80ページの表の8.5割軽減がなぜ7.75になるかというご質問かと思いますけれども、こちらは今回の軽減の特例の見直しでございまして、もともとは8.5割軽減というのがあったんですけれども、それが軽減を、先ほどの３年間で見直しをしていくということで、31年度が8.5割軽減だったんですけれども、令和２年度は7.75割軽減になるということで、33年度にはこの方も７割に、本則に戻るという制度改正でございます。

〔発言する人あり〕

○委員長（西村茂久君）　課長。

○住民課長（高橋暁尋君）　住民課長の高橋でございます。

すみません、ちょっと補足させていただきますけれども、９割軽減の方というのが今年の年金支援者、年金の保険制度、支援制度で5,000円ずつもらえることになるんです、この９割軽減の人は。ただ、8.5割軽減の人はそれの対象になってこないので、１年間は7.75で、その次の年に７割になるということで、今回の９割の人が７割になるのは、これ支援制度で年金が増えている、その分増えているので、先に７割にさせてもらって、8.5割の人はその対象になってこないので、１年間ちょっと、少し猶予を持たせて、その次の年に７割になるということで、９割の人が先に７割になるのは、その年金のほうからもらえるということが

前提で、先に７割にさせてもらっているということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　確認でございます。山下です。

保険料の状況、元年度では７万4,121円、軽減後です。それで令和２年度では７万5,702円ですか、になる。1,600円ほど上がるということで、これは間違いないということですね。

それと、この軽減された人たち、９割から最終的には７割、そして8.5割の人も最終的には７割になる。これは実質的には値上げですよね。そういう影響額は全部でどのぐらいになるんですか。それを聞きたいんです。どのぐらいが影響する、額として１人頭どのぐらいになるのかということで。値上げは分かりました。

こういうふうになるので、1,600円近く上がるんだよと、軽減された人がこういうふうになった場合は平均でどのぐらいになるんですか、値上げとして。

〔「4,100円」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君）　4,100円になるということですか。これはまた９割から７割になる人ですよね。そのほか8.5割の人がいますよね。

何人で何割、どのぐらい上がるのか、全部で、平均で。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず、１点目の質問の78ページの平均保険料額の関係でございますけれども、議員さんおっしゃったとおりで間違いございません。

それから、今、お話がありました２点目の軽減特例の見直しによる影響ですけれども、8.5から7.75に上がる方ですが、こちらが１人当たり3,050円影響額がございます。平均ということなんですが、平均についてはちょっと出せませんので、１人当たりの影響額ということでご理解いただければよろしいかと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。質問させていただきます。

今回の後期高齢者の保険料の改定では、均等割額が４万1,700円で据え置かれています。しかし、所得割率が現行の7.86％から0.1ポイント引き上げられ、それから賦課限度額も現行の62万円から２万円引き上げられております。これは私たちの予算書の37ページに書いてありますので、はっきりしております。

その影響がということなんですけれども、私は、県のほうの資料では2,516円の負担増となるというふうに聞いておるんですけれども、その点についてはいいにしても、今回問題なのは、やはり年金収入が80万円の単身世帯などでは倍ぐらいの負担増になって、所得が低いほど負担が重くなるという、そういうふうに聞いておりますけれども、その点はどうでしょうか。

その１点と、それから人間ドックにつきましては、２万7,000円ということで引き上げていただいているんですけれども、残念ながら町内の利用者が、受診者が非常に少ないと。この辺はどういうふうに見ていらっしゃるんでしょうか。

この２点お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でご

ざいます。

確かに、今回の改正でございますけれども、年間収入が少ない方の影響額が、この額で見ますと非常に大きく見えるかと思いますが、この表では分からないんですけれども、今回、これに併せて７割、５割、２割の軽減判定所得の引上げとかも同時に行われておりまして、保険料が上がる分、そういった軽減額も上がるというような改正を行っておりますので、ここでこの表では一番高く見えていますけれども、そういったこともありますので、そういったことを含めますと、一旦、低所得者の方がとても値上がりが大きいんじゃないかということは、この中ではちょっと言えないかなというふうに思っております。

それから、あと人間ドックの町内医療機関の受診者数が少ないということでございますけれども、これについては大体、六花の方が多いんですけれども、やはり六花以外の方は町内というよりは割と町外の大きいところの病院に受けている方が大変多くて、そこで人間ドックを受けている方が多いと思いますので、そういったことが、受診の機関の関係かなというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　反論するわけではないですけれども、今、軽減の、減免状況と併せてということで、ですから年金収入が少ない方の負担も増えているということは言えないというふうな答弁でしたが、それはないと思います。

私は、人間ドックの関係なんですけれども、これは２万7,000円の補助なんですけれども、これは県内での補助の額といいますか、それの位置はどういう位置にあるんでしょうか。それだけお聞かせください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

人間ドックの額の県内の状況でございますけれども、人間ドック、各市町村で本当にばらばらでございますが、前に調べたところによりますと、中間のちょっと下ぐらいの位置にいるかなと思います。

近隣でいいますと２万7,000円が平均額となっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

１つ確認なんですが、私たちの予算書の38ページなんですけれども、一番上のところで平成30年度の保険料軽減見直しにより、令和２年度から８割軽減が本則７割軽減と言っていますけれども、これ９割のミスプリですか。先ほどは９割という説明を受けたと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　私たちの予算書の38ページの関係でございますけれども、予算書のほうが、すみません、ちょっとミスプリになっておりまして、30年度が９割、令和元年度が８割、令和２年から７割になると。

〔発言する人あり〕

○住民課副課長（草野公浩君）　申し訳ございません。こちらの予算書の表現ですけれども、令和２年度から８割軽減が７割軽減になるという表現になりますので、このとおりでございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

そうしますと、先ほどの80ページのことでいいますと、その括弧の中で８割軽減と入っていることのことを言って８割になっているということでよろしいということですね。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

80ページの表の元年度２月末の985人は８割軽減の数字というふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。ありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　日本共産党の山下秋夫でございます。

今、後期高齢者の審議が終わったばかりなので、本会議において意思表示をしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の規律を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第14号　令和２年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（西村茂久君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月23日月曜日、午前10時から委員会を開き、介護保険特別会計予算の審議から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　５時００分

予　算　特　別　委　員　会

第　６　日

出席委員（１３名）

山下秋夫君		丸藤栄一君	
九・山妙子君		浅倉孝郎君	
金子正志君		西村茂久君	
小河原正君		泉伸一郎君	
角・野由紀子君		塚村香織君	
合川泰治君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長	田島正徳君）		

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	教育推進課長	大場崇明君
健康介護課長	小島修君	健康介護課副課長	岡村行雄君
健康介護課主幹	齋藤俊美君	高齢者支援担当主査	齋藤千洋君
介護保険担当主査	小林和政君	まちづくり建設課長	石塚孝信君
上下水道室長	成田雅彦君	上下水道室主幹	忽滑谷和君
下水道担当主査	髙澤学君	上水道担当主査	宮下義樹君
上水道担当主任	福沢友美君	下水道担当主事	島村保行君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤賢治	主任	岡村恵美子

開会　午前　9時５８分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。

これより、３月19日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

本日は、議案第13号　令和２年度宮代町介護保険特別会計予算について、また、議案第15号　令和２年度宮代町水道事業会計予算について、議案第16号　令和２年度宮代町下水道事業会計予算について、その順にそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

なお、先立ちまして３月19日の木曜日になりますけれども、教育推進課の質疑の中の丸藤委員の質問に対して補足説明をしたいということでございますので認めます。通学路のブロック塀の撤去に関して教育推進課長。

○教育推進課長（大場崇明君）　おはようございます。

３月19日の委員会の際に、通学路のブロック塀の安全対策について補足で説明をさせていただければと思います。

通学路のブロック塀の安全対策につきましては、まちづくり建設課において、ブロック塀の撤去及び60センチメートル以下への改修工事についての補助金制度が構築されるというふうに聞いております。そうした制度が活用されることで、通学路の安全確保が促進されるというふうに考えております。教育委員会としても、引き続き通学路の安全確保に向けて関係機関と連携してまいります。

以上でございます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第１３号の審査（健康介護課）

○委員長（西村茂久君）　担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（小島　修君）　おはようございます。

健康介護課長の小島でございます。説明員、職員につきましては、自己紹介ということで進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　おはようございます。

健康介護課副課長の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○介護保険担当主査（小林和政君）　同じく健康介護課、介護保険を担当しております小林と申します。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（齋藤俊美君）　おはようございます。

健康介護課高齢者支援担当主幹の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　おはようございます。

高齢者支援担当主査の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑ございますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

２つほど質問させていただきます。

私たちの予算書の９ページになります。

地域交流サロン支援事業です。町の活性化をするためには、地域そのものの活性化もまた必要だと思っております。地域が疲弊しているというご

年配の方のお話をよく最近聞くようになりました。地域サロンは地域の活性化の重要な事業であると考えております。

そこで質問させていただきます。

開催場所の数はどれくらいなのか。年間参加人数はどれくらいなのか。参加者は固定していないか。サロン連絡会で活発な意見交換が行われるよう何か工夫をしているのか。

２点目は、私たちの予算書11ページの介護予防健康づくり活動支援事業になります。

今後、高齢化に伴いまして、年々高齢者の医療費や介護費が増え、さらに団塊の世代が後期高齢者になると、その費用は急増し、このままでいくと町の予算を圧迫するのではないかと思われます。病気にならない、介護者にならないためにも、予防は今後、高齢者の皆様が健康に暮らしていける社会づくりにも貢献することにもなります。また、医療費や介護費用の増大を防ぐ大きな要となっていくかと思っております。

そこで、質問ですが、介護予防リーダーは何名くらいいるのか。どういうところで活動しているのか。また、介護予防に確実につながっているのか。健康体操はどの程度普及しているのか。地域のふれあい居場所は何カ所あるのかを教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

浅倉委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、私たちの予算書９ページの地域交流サロンでございますけれども、本年度で地域交流サロンの活動団体は町内に30カ所ございます。30カ所で実施回数なんですけれども、サロンによって様々な実施回数、また取組を行っておりまして、大体月に１回から月に４回程度ですね、週に１回というような形で開催をされております。ほとんどのところが地域の集会所であったり、公民館の１スペースを活用して活動を行っているところでございます。

その参加人数でございますけれども、参加人数は大体10人から多いところで35人、また50人というところがございます。平均すると、20人から25人ぐらいになるかと思いますけれども、その開催時によって利用者が増減をいたしますので、年間の集計は現在のところでは行っていないところでございますけれども、大体20人から25人ぐらいのうちの大体20人ぐらいの方が参加しているのではないかというふうに思われます。

参加者の固定ということでございますけれども、大体参加する方というのは、25人ぐらいの中から毎回20人ぐらいの方が参加をしているということで、固定ということでもないと思いますけれども、その地域でそれに参加する方を積極的に募って、皆さんにお知らせをしてその時に参加できる方が参加をしていただいているというような状況でございます。

こちらの地域交流サロンのそれぞれでの活動内容でございますけれども、ほとんど茶話会が中心でございまして、そちらのほうに決められた時間ですね、午前中の２時間であったり午後の大体２時間ぐらいの間に、それぞれの参加者の方たちが都合のつく時間帯に参加をされて、おしゃべりをしたりゲームをしたり、中には健康体操を行ったりしているところがございます。

こちらの取組について工夫をしているかどうかということでございますけれども、年に数回、地域サロンの連絡会を行いまして、サロンの代表者の方が社会福祉協議会の２階の会議室にお集まりいただいて、皆さんでどんな工夫をしているかと

いうことでお話合いをいただいているということでございます。

続きまして、地域における介護予防健康づくりの活動についての支援でございますけれども、こちらにつきましては、現在町内で自主グループと言われるものが25団体ございます。こちらにつきましても、サロンと同じように大体週１回から２週に１回というような感じで活動をされております。

こちらにつきましても、参加者は少ないところでは８人というところもございますけれども、多いところでは45人ということで、平均をするとやはりこちらのほうも20人ぐらいの方が活動をされております。こちらについて、その中心になっていただく方たちというのは、やはり先ほど委員さんもおっしゃっていらっしゃいましたけれども、介護予防リーダーという方が地域で活動をされておりまして、その方たちが中心になって活動をしていただいているところでございます。

現在、介護予防リーダーは、30年度末で129人になっております。もう一方で、一昨年から地域でやはり活動をしていただくプラザサポーターという方たちを養成しております。

こちらの方たちにつきましては、地域で一定の介護予防の効果が認められていると言われるいきいき100歳体操の指導を学んでいただいて、それを地域に持ち帰って、地域の方々の介護予防に資するということで活動をしていただいております。

昨年度末で、こちらにつきましても、プラザサポーターの養成講座を開催いたしまして、13人の方に介護予防のプラザサポーターとして現在活動をしていただいております。いきいき100歳体操の活動グループも、現在８団体が構成されまして、やはりこちらも地域の公民館や集会所で活動をしていただいているところでございます。

そのようなことから、こう一定の介護予防、健康保持の効果が徐々に表れてきているものというふうに考えております。

これからもその地域の活動のグループ、もしくは気軽に介護予防を通して、地域の住民の方々が交流していけるようなふれあいの居場所づくりに努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

再質問させていただきます。

まず、地域交流サロン支援事業なんですけれども、私たちの予算書の９ページには、サロン連絡会をより活発な意見交換がなされるよう会議の開催方法を見直すというふうに書いてあるんですけれども、こちらはどう見直していくのかというのと、２つ目の介護予防健康づくり活動支援事業なんですけれども、こちらの介護予防リーダーというのは、これ何名ぐらいまで増やすという何か目標みたいのがあるのか。これプラスサポーターもそうですけれども、目標があるのかどうかというのをお聞きしたいのですが、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、サロン連絡会の見直しでございますけれども、現在サロン連絡会につきましては、サロンの代表者の方々にお集まりをいただいて、そのサロンの中でどのような工夫をしていったらいいのかということで、お話をしていただいているところでございますけれども。現在、地域でいろいろな課題が出てきているということで、そちらのほ

うの地域課題の把握にも地域サロン連絡会のほうで積極的に関わっていきたいというような意見も出ております。

例えば、免許返納の問題で、買物がなかなかできないというような高齢者の意見も出てきているということもございまして、そちらの買物の支援をサロンのほうで何とか支援をしていけないものだろうかというような意見も出てきて、そういうような地域課題の解決のための連絡会の機能を持って活動していきたいというような意見が出ていることから、そのような活動もぜひしていけたらということで、今サロン連絡会の見直しを図っているところでございます。

続きまして、介護予防リーダーについてでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、30年度末で129人の介護予防リーダーの方に参加をしていただいております。これを自主的な地域での介護予防の活動を継続的にやっていくためには、やはり担い手の確保ということが重要ではないかというようなことから、さらに介護予防リーダーについては養成を引き続きしていって、できれば本当に何人までということでなくて、より多くの方々を介護予防リーダーとして活動をしていけるようにしていけたらということで、取組を継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。ありがとうございました。

ぜひとも、特に介護予防なんですけれども、もっといろんな方が参加しやすいために、健康マイレージのように何か参加するとポイントがもらえるといった何か参加のインセンティブがつくような感じにしていただきたいなというふうに思います。やっぱり医療費とか介護費を削減している自治体というのは、とにかく予防に力を入れておりますので、宮代町にとっても、もっと予算を増やしてこの予防に力を入れていっていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

１つは、今回、厚生労働省の審議会が今年の通常国会に提出する予定の介護保険法改正案の策定に向けた議論を本格化させていると思います。

その主な内容は、要介護１と２の人の生活援助を保険給付対象から外すことや、もともとは１割だった利用料、所得に応じて２割、３割負担する対象者を広げること。また、どんな介護サービスが必要か組み立てるケアプラン作成、これまで利用料の負担はありませんでしたが、これらを有料化しようとしているんです。介護保険から外す市町村の裁量で実施する総合事業に移すと言っている。2014年に総合事業に移された要支援１、２の方々は本人の意思と関係なく、介護保険から卒業させられた。この上、要介護１、２まで介護保険対象外となれば、介護保険制度は大きく変貌すると思います。国の介護保険部会は法案提出に間に合わせるために年内に取りまとめる方針でございます。

そこで、ちょっと伺いたいんですが、１つは、宮代町での要介護１、２の方は何人いるのか。それと、また、住民の方で要介護１、２の認知症を発病している家族の方々やケアマネの方、１人で外出に行ってしまうと逆に手がかかり、国は何を考えているのかと言われて、私は聞いております。総合事業に移行すれば、ヘルパーさんの回数制限や自治体の給付制限や給付を低くするということも考えられる。生活援助は老老介護や独り暮らし

を支えるものでございます。移行によりサービスが増えることで、介護費用がより高い施設に入れざるを得ないことになると、国の言う地域の暮らしや介護離職ゼロに逆行することになる。

そこで、宮代町は、国が結論を出す前に現状を伝え、審議中の見直し案に対し介護保険の改正をしないよう国に対して適切な要望をするべきではないかと思っておりますけれども、いかがか。この２点をお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

山下委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、要介護１と要介護２の被保険者数ということでございますけれども、求めに応じて提出をさせていただきました資料の18ページをご覧いただきたいというふうに存じます。

すみません。18ページは30年度の12月分でございますけれども、19ページのほうが令和元年度の12月分の被保険者数でございます。こちらの一番下の段でございますけれども、男女計の真ん中辺に要介護１の方の合計数が397人でございます。要介護２の方が298人となっております。

続きまして、現在、厚生労働省の審議会のほうで検討しておりますその介護保険法の制度改正についてでございますけれども、こちらにつきましては、委員さんおっしゃったとおり、要介護１、２の方を、現在介護給付から地域支援事業の総合事業のほうに訪問介護と通所介護を現在の総合事業のほうに移行する。その他負担割合の２割負担、３割負担の方の対象者の見直しとケアプラン利用料の有料化というか、現在給付ではなくて全部保険のほうで持っているわけでございますけれども、そちらについて等の見直しを行っているところでございます。

こちらにつきましては、例えば要介護１、２の方が給付から総合事業に移行されたと言っても、決して介護保険卒業というか、介護保険から切り離したということではなくて、地域支援事業のほうで予防給付と同じような扱いで行っていくということで、ご本人さんたちの負担等にはほぼ変更はなく、その地域の実情に応じたサービスが受けられるというようなことで、決して介護保険からの切り離しということではないというふうに考えております。

負担割合の見直し等についても、適正な給付と負担のバランスということから考えますと、本来、介護保険制度の持続可能性の確保のためには、その辺の見直しが必要なことではないかというふうに考えております。

国のほうが現在見直しをしていることについて、町のほうから、それについて意見を現在求められてはございませんので、町のほうから要望等をするということは、現在のところ考えていない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

今、１の人が397人、２の人が298人と述べられました。これだけの方が今度要介護１、２が介護保険から外される。じゃ、何のための介護保険なんでしょうか。地域医療センターで賄われるから同じようにやるから大丈夫。これは町の負担ですよね。保険制度とは別のものですよ。じゃ、何のために保険制度があるんでしょうか。問われるんじゃないですか、それは。保険あって保険がなしと同じですよね。そのことは一言も言わない。町の負担ばかし言う。このことについては、やはりきちんと国に現状を言うべき、お金がないと言っ

ているんですから、町は。いずれ値上げとか、そういうのが出てきますよ。やはり、国に言うことが大事じゃないかなと思っております。財政負担とかそういうのを軽減するように、また、介護保険を充実させるように。中にはいますよ、確かに、介護が必要になっても自宅で生活を望む声があります。宮代町、これを調査しているのかどうか、まず。介護保険使わないで自宅で過ごしたいんだということを調査しているのかどうか。何人いるのか、そういう人たちが。

あと、もし在宅で生活ができるようにするためには、先ほど言いました地域包括支援センターが中心になって、切れ目のないきめ細かい介護サービスが利用できるようにすることが必要じゃないんですか、サービスが利用できるように。やっぱり体制をつくっていかなければ、これいくら町で面倒を見ますと言っても、その体制がしっかりしていないと駄目なことだと俺も思います。人とか体制を強化する人が町としても必要になってくるんじゃないですか、そうなると。

そこで、介護保険や民間のサービスの提供だけでは済まなかった場合、町が直接支援や介護を提供する体制の強化が必要と思われるんですけれども、その辺の体制は計画があるんでしょうか。これだけの人を今までのところでできるんですか。そうすると、その体制をつくんなくちゃいけないんですよ。その体制強化、きちんと町として持っているのかどうか。

それと、今でも特養ホームでは待機者が常にある。ほかの施設に入りたくてもすぐに規模に合うところが見つからない。入所できる施設がない。先ほども言いました、こういう特養とか、そういうのをどのように進めていくのか、町として。検討しているのかどうか、その辺のところお示しください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、現在、国のほうで見直しの検討を行っている要介護１及び２の方の介護保険給付から地域支援事業の総合事業からの給付ということで、町の負担が全部じゃないかというお話でございましたけれども、恐れ入りますけれども、予算書の278ページ、279ページをご覧いただきたいというふうに思います。

こちらの一番下でございますけれども、介護保険特別会計の繰入金でございます。一番下が介護給付費の繰入金でございます。

次ページになってしまいますけれども、そちら280ページ、281ページの一番上に負担率が100分の12.5というふうに表記しております。こちら介護給付費の町の負担が12.5％でございます。２段目の地域支援事業費の繰入金、介護予防日常生活支援総合事業の繰入金でございますけれども、こちらが移行された場合の給付、一般会計の繰入れでございますけれども、こちらの負担率につきましても12.5％ということで、全く同額でございます。町の負担には変更はございませんので、そちらをご理解いただきたいというふうに思います。

それで、介護給付から切り離されてというお話でございますけれども、介護給付からは切り離されますけれども、介護保険制度の中の地域支援事業のサービス提供ということになりますので、サービス内容等についても変更はございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

特別養護老人ホームの整備、入所の関係でござ

いますけれども、特別養護老人ホームの待機者につきましては、事前に提出をいたしました資料の23ページでございますけれども、こちら令和元年度の特別養護老人ホームの入所希望者、現在、特別養護老人ホームにつきましては、要介護３以上の入所が原則的に可能ということでございまして、当町の入所待機者は令和元年度で36人となっております。こちらの方の入所待機ということでございますけれども、入所待機をしていて入所希望の時期というのを、それぞれ県のほうでは調査をしているところでございますけれども、ほとんどの方が今すぐ入所したいというよりも、いずれかは入所したいということで希望されている方が約半数の方ということで、今すぐ入所したいという方については数名の方でございます。そちらの方については、現在、町にある広域の特別養護老人ホームについて、まだ満床になっていない施設もございます。そちらのほうに働きかけをしていて、なるべく早い時期に入所の待機が解消されることを目標に働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　私は町の負担があると言っているだけで、国がこれだけ出していますよということじゃないんですよ。町の側の財政が少ないということを言っておきながら、100分の12.5、１割以上これ制度変わればすぐ変わりますよ、またね。それだけ出している。一体幾らになっているんですか、それが、町の負担が。本来だったら、これは介護保険で出すところですよ。それを国がこういう制度にしたから100分の12.5もらっているから、19.25もらっているから。いや町の負担はこれだけですよ、変わりません。そういうんじゃないでしょう。地域包括支援センターに国がそれだけ押しつけてきたというのが現実でしょう。じゃ、何のために本当に介護保険があるんですか。一体幾らになるんですか、まず。

それと希望者は36人いると、待機者が36人いる。そのうち半分は入所は急いでいない。急いでいるか急いでいないかとかそういう問題じゃないでしょう。足りないというのが現実なんですよ、それを放っておく。それで広域に考えてみる。広域といったって、国のほうでは地元に生まれて育ったところに住ませる。そういう方針ですよね。あと、介護している人たちを面倒見る人、辞職させない、ゼロということで、国は求めている。そういうことを言っているんですよ。そう言っておきながら、いや広域でやるんだとか、そういうんだと、やはり国の言っていることと、言っていることまるっきり反対、町はまるっきり反対のことをやるんですか。遠く離れたところに入所させるとか、そういうことをさせるんですか。合わなかったら、町以外のそういうことを言っているのと同じじゃないですか。やはり、希望をするところに入所させる、それが原則じゃないですか、まず。その体制をつくっていくのが町ですよ。もう一度お答えくださいよ、その辺のところ。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再々質問にお答えを申し上げます。

まず、介護給付と地域支援事業の負担割合でございますけれども、先ほどのページでございますが、これは一般会計からの繰入金でございますので、町の負担割合を先ほど申し上げさせていただきました。一般会計の繰入れについては、介護給付についても、介護予防日常生活支援事業総合事

業の負担割合もいずれも12.5％ということで、町の負担は同じでございます。

介護給付につきましては、こちら予算書のとおり介護給付の負担は、本年度の予算案では３億7,246万4,000円で、地域支援事業のほうが629万2,000円の一般会計からの繰入れとなっております。

国の負担につきましては、予算書の276ページと277ページでございます。こちらの第３款の国庫支出金、介護給付費の負担金でございますけれども、こちらは介護給付の負担は居宅分でございます。居宅分の100分の20ということで、20％国の負担でございますけれども、これが地域支援事業に移行された場合には、国の負担は25％ということで、５％増額されるということでございます。ですから、国の負担は、地域支援事業に移行したほうが多くなるという結果になるというふうに思っております。

続きまして、特別養護老人ホームの入所待機者の解消についてでございますけれども、こちらにつきましては、その人のやっぱり希望の時期と入所のタイミングというのも関係をするかと思いますけれども、できるだけ入所の優先順位、施設のほうでも優先順位をつけて早急に入所をさせるべき人、もうしばらく待っていられるというような意向がある方については、やはり優先順位をつけて優先的に入所させなければならない人から順に入所をさせているという状況がございます。

先ほど申し上げたのも、広域で対応するということではなくて、広域の特別養護老人ホームで現在満床になっていない施設が町内に１カ所ございますので、そちらのほうに積極的に働きかけをして、町内の待機者の方の解消に努めていきたいというふうに考えているということでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

４点お願いいたします。

306ページの地域介護予防活動支援事業の先ほども質問出ていましたけれども、介護予防リーダー養成講座とプラザリーダー養成講座についてなんですが、これ目標数が、私たちの予算書11ページによりますと、養成確保が大体120人で129人となっているんですけれども、健康づくり活動団体も20団体となっています。それで、介護予防リーダーの人たちとかプラザサポーターの人たちの声が、ちょっといろいろ上がっているのが耳に入っていると思うんですが。

昨年、新井町長が出席されていたちゃぶ台トークでも、ちょっと意見が出ていたんですが、このプラザサポーターの人たち100歳体操のボランティアさんで指導に行ってくださる方たちが、コピー代が自腹、交通費も自腹、お金がなくて女の人の場合は、大分70後半の元気な高齢者の方が皆さん指導してくださっているんですが、天気のいい日にお布団も干さないで出かけてしまう。そして、お金も払わなきゃいけない。そういう夫の目も気にしながら出ていくという話もあったんですが、全くのボランティアでやってくれる気持ちとあと本当に指導にお金が実際かかるということの問題、一生懸命サポーターさんの人数増やしてくださってはいるんですが、それぞれの負担がちょっと耳に入ってきています。

それで、健康づくり活動団体20団体となっているんですが、この予防リーダーとか一生懸命になって、さあ、やろうというときに、皆さん地元でやりたいんだけれども、いざやろうとすると、ちょっと離れたところに行ってくださいと言われると。そうすると、交通手段もないし地域でやろう

としていたのにできないという、そんな声がちょっと入ってきて、何人かのサポーターさんとか声聞いたらやっぱりそういう声が結構あるので。

そうすると、もう町の行事とか町のそういうものに何か意欲がなくてやめてしまうという方が何人かいますと実際本人からも聞いたんですが、何か上手な育て方、そして、せっかくなったら意欲持ってできるようなやり方がないのか。今、どういうふうなことがそういうちょっと不満、言い方変なんですけれども、そういう声が入っているのか、それを１点お聞きいたします。

あと同じ306ページ、307ページの権利擁護事業１人から２人に増やしてくださるということなので、これとてもいいことだと思うんですが、やっぱりそれだけ必要なのかということをお聞きします。

それと、その307ページの事業概要のところに困難事例の対応と書いてあるんですが、困難事例というのはどんなことなのか。あと、消費者被害の防止とかいろいろやってくださっているようなんですが、その困難事例というのはどんなことか具体的にお願いいたします。

あと、交流サロンについて、私たちの予算書９ページなんですが、私もこの情報交換会に出たことあるんですが、やはりもっと交流できる。今のままだと、結構久喜の病院の派遣のほうの話とか、結構一方通行みたいな感じがするので、その中でもうちょっと意見交換できたらいいかなと思います。それで、社協の方が主体になってやってくれているように見受けられるんですが、その中で、最後にどうぞ皆さん意見交換してくださいとおっしゃってくださるんですが、やはり皆さん車の返納したりするので、バスの時間とか急がれるんです。年齢がやはり高いので、そうするとやっぱりあと自由に会場ありますよとおっしゃられても、皆さん、だーっと帰って、なかなか交換ができないというのが現状です。

それと、このサロンは誰でもつくれる。地域に幾つあってもいいということなんですが、なかなか地域に浸透していないので、さらに区長さんとか町の地域の中心になる方に伝えていただくということが大事かと思うんですが。

ここに関しては、やはりさっきのサポーターにもつながるんですが、地域の区長さんとか自治会長さんが知らないがために、せっかく、そのサポーターさんが健康体操とかやろうとしてもできない事情もあると聞いています。そんなところをうまく連携していただきたいと思うんですけれども、ここはどうやってちょっとうまくやっていただけるかお聞きします。

あと、資料の20ページ、特別養護老人ホームについてなんですが、これ毎年この資料で未公表というところが結構あるんですが、これの理由、施設の理由とは思うんですが、町内のもみの木さんとかでも未公表になっている理由が分かったらお願いいたします。

以上４点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

九山委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、予算書の306ページ、307ページの地域介護予防活動支援事業についてでございます。

こちらのプラザサポーターや介護予防リーダーの方の意欲、引き続き意欲が持てるような支援ということでございますけれども、こちらにつきまして、活動に対する謝意ということではないんですけれども、本年度から補助金のほうの見直しをいたしまして、これまでの地域サロンに備品購入

費を補助しておりました。その見直しを行って、新しい補助金制度、地域ふれあいの居場所づくり支援事業補助金というのを創設いたしまして、サロンに合わせて、その自主的な健康づくり活動団体についても補助の対象にして、加えて施設利用料も補助の開始をいたしました。そのほか、補助金ではなくて、貸し出し用の備品を用意いたしまして、例えば体操に使うおもりバンドや体操のときに腰かけて体操をしたり、もしくは支えるような形で体操をしたりするように、折り畳みの椅子などを貸し出しを一定期間させていただくというような支援を開始したところでございます。

今後については、その介護予防リーダー、もしくはプラザサポーターの皆さんが、引き続き意欲を持って活動ができるように、できればボランティアポイント等のインセンティブについても検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、同じページの最下段の権利擁護事業のところで、ご質問をいただきましたけれども、こちらにつきましては、権利擁護につきましては、例えば認知症の方が住み慣れた地域で引き続き暮らしを続けていけるようにということで、いろいろな専門的な知識を持っている方に講演をいただいたり、もしくはケアマネジャーを集めて研修会を開いたりするような事業でございますけれども、委員さんおっしゃって１人から２人に増やしたというのは、310ページ、311ページの高齢者の成年後見制度の利用料、利用支援事業の成年後見制度の後見人をつける制度のことかなというふうに思うんですけれども、こちらについては、判断能力が低下をして、なかなか十分な判断ができないということについて、首長申立で後見人をつけて、その方たちの支援をしていくというものでございます。最近は、身寄りのない高齢者で特に認知症を発症している方というような方が増えてきております。そのような方たちについて、成年後見制度の利用を促進して支援をしていくために、こちらのほうで予算を確保しているものでございます。

それと、困難事例ということでございますけれども、こちら困難事例というのは、今申し上げたように、認知症を発症して、いろいろな問題行動が発生してきている中で、なかなかその方の親族や支援をしていただける方がいらっしゃらないというようなケースが多くなってきております。

このようなケースを地域で包括支援センターや地域の方々、もしくは事業者の方々が様々な見守り活動をしていただいているわけでございますけれども、なかなか継続的・効率的に見守り活動もできないというようなケースが多くなってきております。そのようなケースをどのように見守りをしていこうかということで、困難事例検討会で皆さんがどういうふうに関わっていくかというようなことを検討させていただいているところでございます。

続きまして、サロン連絡会での意見交換でございますけれども、こちらは先ほどの介護予防リーダーの方の意欲の継続のこととも関連するんですけれども、なかなか地域サロン連絡会でも代表でやっていただいている方々もそれぞれ家庭があって、その忙しい時間の中を割いてサロンの開催をしていただいていると。また、運営をしていただいているお手伝いをしていただいている方々も皆さんそうだと思います。そういう方たちに、先ほども申し上げたようなボランティアポイント制度とか、そういうインセンティブができるような仕組みづくりを、これから検討していって、ぜひ引き続き、継続して意欲を持ってやっていただけるように見直しを図っていければというふうに考えております。

続きまして、提出資料の20ページの特別養護老

人ホームの待機者、もしくは老人保健施設についてのこちらは老健施設が22ページでございますけれども、こちらの待機者の数を未公表にしているのはどういうことかということでございますけれども、こちらは県のほうで集計をしているわけでございますけれども、それぞれ照会をかけて人数を出していただいているんじゃなくて、こちらの資料については、県がそれぞれのホームページ等を閲覧して、そちらの数を集計しているということから、未公表になっているところが多いということでございます。

23ページの表につきましては、県のほうで正確な数を出すために１件ずつ突合をして、重複がないように集計しているものですから。こちらが特別養護老人ホームの待機者の実数になっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　介護予防のほうで、そのボランティアさんたちの支出がやっぱり年金で生活しているのに、結構支出が多くなるということをすごく、皆さん切実におっしゃっていました。今回ふれあい居場所補助金のほうで何かいろいろしてくださるようなんですけれども、生きがいで一生懸命出てきている人たちなので、何かサポートがしていただけたらいいかなと思います。

あと、教育委員会とかが放課後子供クラブとかやっていると、結構お金出していますよね。この方たちは自分たちが勉強して、それでボランティアで行くんだけれども、お金が余裕があってやっている方もいらっしゃるかもしれませんけれども、基本気持ちでやっているので、何かその教育委員会のその放課後子供クラブとか、そういうのと比べると、これだけしっかりやってくださっているのに、何の補助がないというのは、さっきも言いましたように、やりがいにつながらない。増えないんじゃないか。あとこの方たちが結構すごく心労になってしまう方もいらっしゃるということで、そこをうまく、この方たちが先頭になって元気に生き生きしてもらうことのためには、やはり出すものは出すというところをできないか。もう一度お願いいたします。

あと、これ先ほどお聞きしました１名から２名に増やしました権利擁護事業について、これは対象者というのは職員なんでしょうか。どなたがこの研修していくのかお聞きします。

それと、サロン交流会なんですけれども、さっきお話しくださったように、やっぱり、免許返納して、私がちょうど参加していたときに、免許返納してしまって買物にも行けないと。サロンのほうで何とかしてくれないかという意見もやっぱり出ていて、したんですけれども、結局結論が出ないというか、そこから深くみんなで話合うということがどうしても時間的に無理なので、やっぱりそういうところせっかくいいことが出ているので、ぽっと出た意見じゃなくて、それをみんなで考えながら、サロンの人たちで考えながら、それでそれを、また町、行政、担当課も考えるというような筋道みたいのを立てていただけたらと思うんですけれども。そんな今言った話なんかは健康介護課に話が届いているんですが、これは具体的にまた話合おうとか、何かそういうふうにちょっとは進んでいるのか。進むというか、買物ができるようになるとかじゃないんだけれども、じゃ、そういう意見をどうしましょうということがちょっと踏み込んで考えているのか、お願いします。

あと、老健のほうの県のほうもページの閲覧ということで分かりました。ただ、このもみの木とか町内に関しては、例えば直接問い合わせするとか、町外はたくさんの施設ございますので、難し

いと思うけれども、せめて町内とかだけは電話をして聞くとか、何か情報としてひだまりの郷とかもそうなんですが、そういうことはできないのか。お聞きいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、プラザサポーターさんやボランティア介護予防リーダーの方への支援ということでございますけれども、こちらにつきましては、現在のところ、その個別にそこの運営経費をそのまま補助する。もしくは、その方々に謝金を出すような制度はございません。そのようなことから繰り返しになりますけれども、ボランティアポイント等のインセンティブを、これから考えていきたいというふうに思っております。

続いて、権利擁護の職員旅費の増でございますけれども、こちらにつきましては、成年後見制度の利用についての利用対象者が増加をしているということもございます。もしくは、遠方にいられる方もいて、そちらの親族の方にお話に行ったりというようなことがあることから、その手続等のための旅費を増額をさせていただいたということでございます。職員についても、１人で関わるのではなくて複数の職員で関わるというようなことが必要なのではないかということで増額をさせていただいたところでございます。

続きまして、サロン連絡会でございますけれども、サロン連絡会については、先ほど来申し上げたとおり、様々な意見がこう出されております。そのような中で、先ほど例に挙げた買物支援等についての意見については、やはり同じようなメンバーの方に、予算書で言いますと、312ページ、313ページの一番下に、生活支援体制整備事業というのがございます。こちら地域支援事業の生活支援体制整備でございますけれども、こちらのほうで協議体という地域の生活支援に関わるような団体の代表者の方やそちらで活動される会員の皆様に参加をしていただいて、こちらも生活支援のための話合いをしております。そのような中にサロン連絡会のメンバーの方も入っていただいて、サロン連絡会では、現在このような意見が出ているんだと、こういう生活支援体制の整備が必要ではないかというような意見を出していただいて、その中で話合って、より良い生活支援体制の整備を図っていこうということで検討をさせていただいております。

こちらの会議では、サロン連絡会で出た意見やほかの例えば、ケアマネの連絡会や介護従事者の連絡会等で出た意見等をこちらのほうで集約させていただいて、検討をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

あと、先ほどの特別養護老人ホームと老健施設の未公表のところでございますけれども、町内の施設については、電話等の問い合わせが可能であれば、今後は電話等で問い合わせをして集計ができるものについては、町のほうでも積極的に集計をしていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　４番の未公表のところは連絡取れたらやはり町内なので数が把握できたらいいと思いますので、お願いいたします。サポーターのほうはちょっと考えていただいて、本当に元気な方がサポーターさん、皆さんご存じだと思うんですが、なっていただいているので、その意欲

が町に反映されるように、人によっては本当にここにもう全てをうちも協力して財産も協力したいとか、そういうことも考えていても、そこで切れてしまうと支援、その人の町に対する気持ちが萎えてしまいますので、そういうところはよく気持ちを考えての支援でお願いいたします。

あと、すみません。この結局職員が２名の旅費ということで、職員が行くということでしょうか。もう１回、権利擁護事業に関しては職員が行くということでいいのか。もう１回確認いたします。

あと、サロン連絡会に関しては、この生活支援体制整備事業の中で、協議会のほうにということはもうこれ既に委員さんが出ているのか。これから考えて出ていってもらうようにするのか。どちらか再確認でお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再々質問にお答えを申し上げます。

まず、権利擁護事業の職員でございますけれども、こちらにつきましては、成年後見の首長申立てに関わる事項ですので、これは町長の専権事項ですから、職員のほうで対応をさせていただいております。

続きまして、生活支援体制の体制整備への協議体へのサロン連絡会からの参加でございますけれども、既にもうサロン連絡会のほうからも出ていただいて意見をいただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

歳入の保険料のことなんですが、276ページ、それから資料のほうの12ページの第７期のところなんですが、この歳入で増減資料というのがございまして、昨年10月の消費税10％引上げに合わせて第１段階から第３段階の第１号被保険者の軽減強化が行われるということでこの第７期のところの第１、第２、第３の方が実際は幾らになるのか。お伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

角野委員さんの質問にお答えを申し上げます。

消費税の改定に伴って第１段階から第３段階のいわゆる低所得者の方への保険料の軽減強化が図られました。

まず、平成31年の４月から第１段階の方については、これまで調整率0.45だったものが0.375に軽減されまして２万6,400円が２万1,900円になりました。第２段階の方が0.75から0.625に軽減されまして４万3,900円が３万6,600円に軽減になりました。第３段階の方が0.75から0.725に軽減になりまして４万3,900円から４万2,400円に軽減されました。

○委員長（西村茂久君）　**角**野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

それで、さらなる軽減強化で計上されているんですが、これは決まっているということなんですか。決まっているんだったら、この0.375から0.3になった額というのを教えていただきたいなと思いますが。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

消費税率の10％への改定について、さらに軽減

強化が図られる分については、現在の予算案には加味されておりません。予定としては出ているんですけれども、ちょっとまだそちらの額については、現在、当初予算の予算審議中で、これが成立すれば、次は６月の補正でお願いするようになりますので、その際に詳細を説明させていただければと思います。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

では、この計上は令和元年６月の補正の第１段階は0.375に軽減された。第２段階は0.625、第３段階が0.725で計算されているということでよろしいんですね。

それと、もう一つ、そうしたら280ページの一般会計の繰入金のほうなんですが、この低所得者保険料軽減繰入金とございますが、ここも本年度大分上がっていて、これが軽減強化の実施に対する繰入金だということで、これも令和元年の６月の補正の分ということでよろしいんですよねという確認と、これは消費税が10％に上がった分のものが国から来て、それが一般会計の繰入れでこっちに入ってくるというそういうことでよろしいのか確認させてもらいます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再々質問にお答えを申し上げます。

委員さんおっしゃるとおり、予算書の280ページ、281ページの一般会計からの繰入金で５目の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、令和元年６月の軽減分の繰入れでございます。こちらにつきましては、国・県の軽減の負担分を一般会計で一度歳入いたしまして、特別会計のほうに繰出して特別会計のほうで繰入れを行うというものでございます。

それで、これから10％の改定に伴ったさらなる軽減強化につきましては、この後、また繰入れをするということに予定になっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

２点ほどちょっと聞いておきたいと思うんですけれども、１点は、すみません。287ページの認定審査委員会の関係なんですけれども、前、方法については聞いたことがあるんですけれども、審査の基準というのが、どうも私はっきり覚えた記憶がないんですけれども、これいろいろ基準をはっきりしてもらわないと覚えておかないといろいろ聞かれるわけですよ。実はうちの人はどうも駄目だったらしいとか、一般の人から見てもおかしいよねというような人がどうも思った基準に認定されないと。ですから、やっぱり基準というのは誰しも分かるように公平な方法を取らないといけないと思いますので、ひとつ大変勉強不足で申し訳ないんですけれども、もし分かったら教えてもらいたいと思います。

もう１点は、これ単純な話なんですけれども、認知症の問題で何か認知症の人がどこかにいる、分かるようなブザーがもらえるとどこかに書いてあったよね。それについて、もうちょっとどういうものだか教えてもらいたいと思うんですけれども。認知症になってしまったら、その機器を使うこともできないんじゃないかなと私心配しているんです。どういうものだかちょっと見せてもらって……

〔「ページ数を」と言う人あり〕

○委員（小河原　正君）　308だ、そこに載っていると思うんですが、どういうもんだか教えてもら

いたいと。

もう１点は、ソフトウエアライセンスというの、何かあまり今まで聞いたことのない文章が載っているんですけれども、これは309ページなんですけれども、これもちょっとどういうものだか教えてもらいたいと思います。

とりあえず、以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

小河原委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、予算書の286ページの介護認定審査会の運営事業でございます。こちらの介護認定審査会の審査の基準ということでございますけれども、こちらにつきましては、まず、介護認定申請をいただいた方について、町のほうから介護認定調査員が自宅のほうにお伺いして、その方の生活状況とお体の状況を確認してまいります。その状況を、まずコンピューターのほうに入力をいたしまして、機械のほうで一次判定というのを行って、その後、認定審査会にかけるんですけれども。

その審査の基準というのは、その方の日常生活動作、例えば歩行がどのくらいできるかとか手の上げ下げがどのくらいできるのかとか、食事であったり入浴であったり静養であったり、ほかの日常生活に必要な動作がどのくらい必要で、認知機能が頭の判断能力ですね、がどのくらいなのかということを審査をして、あと、その人にかかる介護の時間です。その方をお世話するために、家族の方なりほかの方が介護をするのにどれくらいな時間を要するのかということで判定の基準が変わってきます。その時間が多ければ多いほど介護度が高くなるというような基準になっております。介護時間に置き換えて判定をするということでございます。そこの時間の基準というのは、国のほうで示された基準に基づいて、それを総合計したこの方に１日何時間介護に要するかというのが判断の基準になります。

続きまして、予算書の308ページ、309ページの認知症高齢者の見守り事業でございます。

こちらの位置情報発信機の貸与ということでございますけれども、こちらはＧＰＳの発信機で、その高齢者の方が身につけているものに、例えばポケットとかにそのＧＰＳ発信機、もしくはその方がいつも自転車でどちらかへ徘徊をしてしまうというような方であれば、自転車の荷台のところか何かにそのＧＰＳ発信機をつけておくと、その方がいなくなったときに今どこにいるのかというのが一目で機械のほうで確認ができるということでございます。そちらのほうにいるということが分かれば、このサポートセンターというところからすぐに迎えに行くなりというような対応ができるということでＧＰＳ発信機の貸与をしております。ちょっと現物は今こちらに持ってこれないんですけれども、大きさは携帯電話の小さいのぐらいの発信機を貸与するというものでございます。

続きまして、その下の介護給付費の介護給付等費用適正化事業のソフトウエアライセンス料でございますけれども、こちらについては介護給付費の審査事務を国保連合会のほうに委託をしているわけでございますけれども、そちらのほうとのパソコンでのやり取りをするためのソフトウエアのライセンス料でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

１点目の審査基準というのは、国の基準があるということですけれども、どういう基準かという

のを知りたいんです。それは教えられないのかどうか、もし答弁できたらお願いしたいと思うんですが。

もう１点は、発信機の問題なんですけれども、そうすると、キャッチするほうの何かもあるわけですね。発信してもキャッチする家族が持っていなかったら意味がないもんね。どういうふうになっているんだか、もう少し具体的に教えてもらいたいんですけれども。自転車という今表現しましたけれども、認知症の人は大体歩きの人もいるよね。その人はじゃ、常時体に身につけている。ところが、それが発信機かどうか分かんなくなっちゃうというのは個人がやるわけじゃないから。発信機だから自然に発信されるんでしょうけれども、もう少しそれ具体的に本当に認知症の人が安心に分かるようになっているのかどうか。受けるほうもどうやって受けるのか。もうちょっと具体的に教えてもらいたいです。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、認知症のＧＰＳ発信機でございますけれども、こちらにつきましては、サイズはポケットに入る程度の先ほど申し上げた携帯電話の半分ぐらいの大きさのものですので、先ほど例に挙げたのは、例えば自転車で出かける人であれば、自転車のどちらかにそれをくくりつけておく。もしくは自転車じゃなくて徒歩で行くような方については、必ず出かけるときに持ち歩くようなバッグとかがあればバッグの中に入れておく。もしくは、いつも出かけるのにこのジャンバーを着ていくとか、このシャツを着ていくということであれば、ポケットに入れてちゃんと蓋ができる状況とか。もしくは、ポケットがないようであれば、それを入れるポケットのようなものを作ってそこに入れておくということでございます。中にはその高齢者の方がそれが気になってうちに置いていってしまうかもしれないですけれども、置いていってしまうと、もうそれは追跡のしようがないということになってしまいます。もし、ちゃんとそれを身につけてどちらかに出かける。もしくは、徘徊をするというようなことがあれば、発信機の情報をキャッチするのは警備会社に委託しておりまして、その警備会社のほうで確認をすれば、今、何番のＧＰＳ発信機はどこにあるということが確認できますので、そちらのほうに急行すると。警備会社のほうで行ってもらえば、この急行サービスというのがございますので、急行サービスを使っていくなり、もしくはご家族の方がそこへ迎えに行くというようなことができるというものでございます。

続きまして、認定審査会の審査の基準でございますけれども、その判定項目が百十数項目ございます。これは国が決めた基準でありまして、そちらについては公表されているものですから。特に公表できないというものではございませんけれども、そちらについて、例えばその方の入浴に介助が必要だと。その入浴に介助をするために介護者が15分介助しなければいけないとか、食事を介助するのに、その方に10分介助しなければいけないと。また、おむつを交換しなければいけないので、おむつ交換に１日に５回おむつ交換をすれば１回当たり５分かかれば25分かかると。そういう世話をする時間を積み上げていって、その合計時間が１日１時間半になるとか２時間になると。２時間になれば要介護１だ、２時間を超えて３時間までの間は要介護２だというような段階で判定をされるということになっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　確認だけです。最後の発信機、これ無料で貸してくれるのかどうか。もう１回教えておいてもらいたいと思います。特に有線放送で言われるよりもこれではっきり分かったほうがいいので。無料で貸すべきだと私は思うんだけれども、町がそこら辺もう１回無料だという言葉を聞いておきたいと思うんですけれども。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再々質問にお答えを申し上げます。

ＧＰＳ発信機の利用につきましては、一部自己負担をいただいているところでございます。

○委員長（西村茂久君）　一部負担というのはどれぐらいなんですか。答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

一部自己負担につきましては、月額でＧＰＳ発信機１台500円でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

既に出ていたら申し訳ありませんけれども、教えていただきたいと思いまして、３点ご質問させていただきます。

予算書の293ページの施設介護サービスについてなんですけれども、資料の23ページにもありますように、ただいま36名の待機者が出ておりますけれども、こちらは町内の施設全て満床でということでのこの待機なのかということを、ちょっともう一度伺いたいと思います。

それから、311ページの認知症サポーター講座なんですけれども、宮代町内でこのサポーター講座をしてから、今まで何名の方がサポーターになられたかということと、あと、こちら２年度も何回開催するのか教えてください。

それから、313ページの生活支援体制整備事業ということで、生活支援コーディネーターについて委託ということなんですけれども、どのようなところに委託をされて、この生活支援コーディネーターの主な役割というか、どういう方がどういうことをしているのかとか、もう少しちょっと詳しく教えていただければと思います。お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

塚村委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、予算書の292、293ページの施設介護サービス給付事業に関連いたしまして、特別養護老人ホームの入所待機者でございますけれども、先ほど来申し上げたとおり、町内の被保険者で現在36名の入所待機者がいるわけでございますけれども、こちらの方について、町内もしくは町外の特別養護老人ホームの入所を希望されている方ということでございます。

町内の特別養護老人ホームは、現在329床あるわけでございますけれども、こちらは現在のところ、地域密着型の29床は満床でございます。そのほか、２施設合わせて200床は満床でございます。最後の一番新しい１施設100床については現時点で７割程度の入所というお話を聞いてございます。ですから、まだ30床程度の余裕があるんですけれども、なかなか施設運営と職員の確保等がまだ十

分でないということで７割程度の開設ということでございます。

続きまして、認知症サポーター養成講座でございますけれども、こちらにつきましては、定期的に開催をするものではなくて、認知症サポーターの養成講座を開講してくれということで町内の事業所や学校等からの要請を受けて開催をするわけでございますけれども、現在のところ、すみません、令和元年度は５回開講いたしまして110人、30年度が６回開催して106人でございます。29年度までが延べ1,421人が受講されておりますので、現在1,637人ですね。の方が受講を終わっているということでございます。

以上でございます。

続きまして、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター地域支え合い推進員でございますけれども、現在は地域支援コーディネーターにつきましては、宮代町社会福祉協議会に委託をしております。社会福祉協議会のほうから任命されている職員が社会福祉協議会内の社会福祉士が今そちらの活動をしているわけでございますけれども、地域支援コーディネーターは、地域資源の足りない部分の発掘をして、必要なサービスがあればそこへ創設・創出をしていくための取組ということで、いろいろな事業者等と話合って新しいサービスをつくり上げていくと。それと、それを必要とする方たちのニーズを把握いたしましてマッチングをしていくというような作業をしていただくわけでございますけれども、ですから現時点では、宮代町の地域課題は何なのか。足りないサービスは何なのかということを探るため、協議体等を開催して、皆様のいろいろな意見を集約しているという段階でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　はい、塚村です。ありがとうございます。

初めの特別養護老人ホームについてなんですけれども、職員の確保ということで、せっかく施設があるのに使っていない場所があって、待機をされている方もいるということで、やはり職員のためのというか募集での何か取組とか、そういうことはされているのかということをもう一度伺いたいです。

あと、次に認知症サポーターなんですけれども、毎年100人ぐらいの方がこちらの講座を受けて、認知症の方のことをこの講座によって知っていただいているということで、とてもいいと思うんですけれども、こちらぜひ小中学生も小さい頃から関わりだったりということで、ぜひ要望があったときに開催するということだったんですけれども、その辺をこちらからも発信をしていくということもあったらいいかなと思いました。

生活支援コーディネーターなんですけれども、こちらはヘルパーさんたち介護従事者の方への支援というか、そういうことどのようなサービスが必要かというのを介護従事者の方たちで話合うということでよろしいですか。お伺いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、特別養護老人ホームの空床の関係でございますけれども、こちらについて先ほど申し上げましたとおり、なかなか職員の確保と確保はできるんだけれども、定着をしないというようなことが問題に上げられているというふうに伺っております。

こちらにつきましては、指定権限が広域の特別

養護老人ホームですので、県のほうに権限がございまして、県のほうからも様々な助言・指導等が来ていて、その辺のお話も町としても受けております。できれば、本当に早い時期に十分な職員体制を確保して、１日も早く全室開床できるようにしていただければというふうに、町からもお願いをしているところでございます。

認知症サポーター養成講座についてでございますけれども、こちらの小中学校からの要請に応じてではなくて、積極的にこちらのほうからというお話でございますけれども、認知症のサポーター養成講座については、これまでは直営で行っていた地域包括支援センターの認知症の地域支援推進員である保健師等が中心になって開講をしておりました。ですけれども、本年度から地域包括支援センターを民間に委託をした関係で、民間の地域包括支援センターと協力・連携しながら令和元年度は開催してきたところでございます。この後は、認知症サポーターの中でもキャラバンメイトという方たちもいらっしゃいます。そちらの方たちとも協力をして、認知症サポーター養成講座どんどん広めていきたいというふうに考えておりますので、町からも学校のほうにもお話をする機会を得て、学校のほうにも広めていきたいというふうに考えております。

続きまして、生活支援コーディネーターの活動の場でございますけれども、地域生活支援コーディネーターにつきましては、協議体の場では介護従事者の方もメンバーの中にはいらっしゃいます。介護従事者に限らず、一般のボランティア活動をされている方や先ほどもお話ししたようなサロン連絡会から参加をしていただいている方など、様々な活動をされている方たちとのお話合いの中で、いろいろな地域資源、足りないもの、また、必要なものを聞き取り調査を行ったり、また、町のほうで行っているニーズの調査等の意見も参考にしながら新しいサービスをつくり上げていくというような活動をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、276、277ページの介護保険料の関係でございます。

介護保険の財源の内訳は、公費負担が５割、保険料が５割で公費負担５割のうち国が25％と決まっています。ただ、私がお聞きしたいのは、その下の国のほうの国庫支出金、調整交付金なんですけれども、これは数字を計上しているだけなんですけれども、ここ２、３年この調整交付金は減っているんだと思うんですけれども、これが介護保険料負担を高齢者に肩代わりしているのかなというふうに思うんですけれども、この調整交付金の動向ですね。それについてお尋ねしたいと思います。

それから、306、307ページの包括支援事業の任意事業ということで総合相談事業がございます。

資料の26ページにも高齢者宅見回り事業の状況ということが載っておりますけれども、要は一番下の注１、注２、注３これはどこの自治体も同じということで解釈してよろしいのか。その点だけお尋ねしたいと思います。

それから、308、309ページの地域自立生活支援事業の緊急時通報システム事業なんですけれども、これも資料の25ページに載っております。令和元年度74人利用者、そのうち実際緊急ボタン押し回数が４件と。これは１月末ですけれども、30年度

が８件で倍になっているんですけれども、ここのところの動向についてとそれから、相談が22件、誤報が34件ということなんですけれども、これは誰がどういうふうに相談に乗っているのか。その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、310、311ページの高齢成年後見制度利用支援事業、これは判断能力が不十分な高齢者に対する本人保護のための成年後見人ということの費用なんですけれども、これは町長申立実績と対象見込みというふうになっているんですけれども、これは積算の根拠ですよね。予算では、昨年も新年度も変わっていないんですけれども、この辺の積算のあり方、全然変化はないのかどうか。その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、314、15ページの認知症総合支援事業費なんですが、私はこちらのほうの認知症ケアの質の向上と介護者負担の軽減を図るための体制を整備するんだということなんですけれども、これはどういうふうになっているのか。その点お尋ねしたいと思います。

それと、冒頭に聞きました介護保険料との関係で314、315ページの積立金基金積立てなんですけれども、これの令和１年度の見込みが３億2,000万ということになっていますけれども、この基金の額ですね。これは妥当なのかどうかというとちょっと語弊あるんでしょうけれども、この辺の基金のあり方についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時５０分

再開　午後１２時４８分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、介護保険特別会計予算の質疑を行います。

丸藤委員の質問に対する答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

丸藤委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、予算書の276、277の調整交付金についてでございます。

調整交付金については、令和２年度は予算書上は科目設定になってございますけれども、決算額で申し上げますと、平成30年度が3,197万2,000円、平成29年度が4,512万9,000円、平成28年度が3,400万2,000円、平成27年度が1,735万6,000円、平成26年度が949万円でございました。平成29年度の4,512万9,000円をピークに昨年度平成30年度は1,300万ほど減額になっております。

本年度の見込みにつきましては、調整交付金の算定が複雑な仕組みになっている関係から、なかなか予測が難しいわけでございますけれども、令和元年度の現段階の見込みでは、内示額では3,083万5,000円ということで、前年度より若干100万円ほど減額になっております。大体この後はこのような額で推移するのではないのかなというふうに現段階では見込んでいるところでございます。

続きまして、予算書の306ページの総合相談事業でございます。

こちらにつきましては、総合相談の中では、地域の高齢者を見守るためのネットワークの構築や地域訪問を通して潜在化している高齢者の方々を介護保険のサービスやほかのサービスにつなげるための活動を行っているところでございます。

事前に提出をいたしました資料の26ページで、高齢者のお宅の見守り事業を実施しておりますけ

れども、こちらに示させていただきましたのは25年度から令和元年度までの実施状況でございます。年度によっていろいろなポイントを絞り込みをいたしまして、どのような方々を対象にするか。また、どういうふうな訪問時にどのような聞き取りをするか。また、支援をするかというようなことが年度によって若干違いはございます。

こちらの事業については、それぞれの市町村の取組によってまちまちだと思いますけれども、当町については、基本的に75歳以上の独り暮らしの高齢者や特に見守りが必要な方たちのお宅を訪問して、その方の生活の様子やサービスが必要か否かの判断をして、特にサービスが必要であればサービスにつなげるような活動を実施しているところでございます。

続きまして、予算書の308ページの地域自立生活支援事業の緊急時通報システムでございます。

こちらにつきまして、相談に誰がどのような形で対応しているかということでございますけれども、こちらにつきましては、委託事業者の電話による相談員がその電話を受けたときに、電話での相談の対応をしているということです。その対応につきましては、電話で相談があった場合には、相談に応じて、ほかの例えば医療機関や緊急に消防の救急要請が必要だというふうな判断をした場合には、そちらのほうに早急に連絡をすると。そういうことが必要なければ相談に電話で応じて、ある程度の相談支援をして、翌日には町のほうに報告をしていただくということでございます。町のほうで、特にそのお宅に訪問をして何らかの支援が必要だというふうな判断をすれば、町のほうで引き続き対応をさせていただく。また、包括支援センターと協力をしながら訪問をして対応をさせていただいているところでございます。

続きまして、予算書の310ページの高齢成年後見制度利用支援事業でございます。

こちら前年度と予算額は同額でございますけれども、こちらにつきましての積算でございますけれども、成年後見を首長申立をするためには、いろいろな手数料等の費用がかかります。

こちらの内訳につきましては、２人分を予算要求させていただいておりまして、成年後見を申立てるための収入印紙代であったり、郵便の切手代であったり成年後見等の開始の登記を嘱託するための手数料や申立てに必要な医師の診断書や成年後見の鑑定料等を２人分予算要求をしております。加えて成年後見等を利用となった場合には、成年後見人の報酬が必要でございますので、これの最大で12カ月ということで、12カ月の２人分を予算計上をさせていただいております。

続きまして、予算書の314ページの認知症総合支援事業でございます。

こちらの事業概要に記載されております医療や介護の支援ネットワークの構築や認知症ケアの向上のための取組ということでございますけれども、こちらの体制につきましては、認知症地域支援推進員を、これまで町のほうに保健師や社会福祉士、一定の養成研修を受けた職員を認知症地域推進員ということで配置しておりましたが、本年度から地域包括支援センターを民間に委託した関係で、民間委託の地域包括支援センターにも加えて認知症地域支援推進員を配置したところでございます。そのほか、認知症初期集中支援チームを引き続き、白岡市の認知症の専門病院、新しらおか病院に委託による設置を行いまして、認知症初期集中支援チーム専門医初め、介護職と医療職というチームを組んでいただいて、認知症の早期発見・早期治療につながる活動を継続していただいているところでございます。

続きまして、同じく314ページの介護保険給付

費の準備基金の積立て事業でございます。

こちらにつきましては、令和元年度末の見込みでは、すみません。その前に30年度の年度末の基金残高は約３億5,900万円になります。令和元年度の年度末の見込み額については３億4,250万円ということになります。この３億につきましては、次期の介護保険の期間に介護保険料の抑制のためにある一定の金額を取崩して投入しなければいけないということもございます。また、本年度中に何らかの不測の事態等があった場合には、基金を取崩して投入をするというために、必要な金額ということでございます。来年度に繰り入れる基金からの繰入金につきましては、予算書の280ページの繰入金のところに掲載してございますけれども、１億5,934万8,000円を準備基金から取り崩して繰入れを行うということでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点か質問させていただきます。

まず、276ページの調整交付金の関係ですが、これは国のほうでさじ加減するというか、というような内容になっているんですけれども、これは実際は全国レベルでの財源格差の是正ということなんですけれども。これはそうすると、近隣の自治体とはそんなに変わんないんですか。その辺はどういうふうになっているんでしょうか。

それから、総合相談事業につきましては、これは各市町村でまちまちだということで、私はわざわざ注１、注２、注３と書いてあるんで、これは何か報告書になっていないんですか。だから、一律なのかなと思っていたんですけれども、違うということで確認してよろしいですね。であれば、それはそれで結構です。

それと、308、309ページの緊急時通報システム事業なんですけれども、そうしますと、これは実際は株式会社エースに委託していますよね。もちろん24時間体制なんでしょうけれども、これはどれぐらいのこの株式会社エースさん、委託料はどういうふうになっているんでしょうか。

それから、私は実際使ったことない、見ていないので、ほとんどが誤報になってしまうんでしょうけれども、こういうふうに聞いているうちに、やはり高齢者というのは自分に異変を感じて、これは大変だと思って緊急ボタンを押すわけですよね。こういうふうに中に入ってしまうと、遅れたりして命に関わることになりかねないのかなというふうに思うんですけれども、そういった点ではどういうふうになっているんでしょうかね、実態は。その点どういうふうになっているのか、お尋ねいたします。

310ページ、311ページの高齢成年後見制度利用支援事業なんですけれども、２人分ということなんですけれども、そうしますと、こういうふうになっていますけれども、306、307ページの権利擁護事業費というのもありまして、これはその成年後見制度利用促進とか、虐待とか消費者被害の防止を行うというふうになっているんですけれども、これもそうしますと、それでこちらも２人分なんですけれども、こちらのほうの高齢者虐待専門医研修の受講予定者の増という分で１名から２名ということなんですけれども、これはどういう方が選ばれていくんでしょうか、その辺のことについても。実際そうしますと、申立て実績はあるんですか、ほとんどないんでしょうか、これまで。一応予算上は取っているんですけれども、その辺の実態、実際どうなっているのかについてもお尋ねしたいと思います。

それから認知症総合については分かりました。この基金積立てなんですけれども、314、315ペー

ジの関係ですけれども、確かに次期の介護保険料抑制のためということで、やはり貯めたものは返すというのが当然だと思うんですけれども。

私は、この金額について宮代町のこの規模からいって、令和元年度にしても、それから平成30年度末にしても３億5,900万、令和元年が３億4,200万と、この額ですよね。妥当なのかどうか。だとすれば、やはり来年ですよね、第８期介護保険料をまた年度内に決めますよね。そういう意味では、やはり高齢者から負担してもらっていた分で残るんであれば、やっぱり返すというのが原則だと思うんですけれども。

その基金の規模とそれから返すということは基本だと思うんですけれども、その辺の考え方ですね、それについて再度お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、予算書の276ページの調整交付金でございます。

こちらにつきましては、委員さんおっしゃるとおり、積算の根拠について、複雑な計算と国のほうの地域間の財政バランスを考慮して配分をされるということでございますけれども、近隣市町村もまちまちでございます。今、手元に資料があるのでは、隣の杉戸町については、宮代町の当町の半額以下でございます。40％程度です。松伏町は交付がございません。そのように本当に地域間で近隣市町でも額がかなり違うということで、なかなか予測というか、見込みが難しいという状況にございます。

続きまして、地域訪問の取組については、本当に各市町村でまちまちの取組をしております。これだけ多くの地域訪問を活動しているのは、宮代当町ぐらいで、ほかの市町村ではあまり地域訪問実施しているというのは聞いておりません。

続きまして、予算書の308ページの緊急時通報システムでございますけれども、こちら株式会社エースに委託をしているわけでございますけれども、こちらについての委託料というではなくて、１件１件の事業に要する経費の支払いをしておりまして、システムの端末の借り上げ料であったり、システムの専用機器の借り上げ料であったり、システムを使うための基本的な業務の委託料であったり、端末の設置工事を行うときの工事の委託料、また、撤去を行う際の撤去の委託料と専用のシステムの移設を行ったときの移設の委託料などを積み上げをいたしまして総額で154万2,000円ということになっております。

緊急時等の通報の仕方なんですけれども、専用の端末機電話機に救急のボタンと相談というボタンがございます。それのどちらを押しても結局エースの電話のセンターのほうに発報をされます。そこで電話を受け付ける職員の方が電話に対応していただいて、緊急に救急の要請が必要であると判断した場合には、エースのほうから近くの消防のほうに救急要請をするという形になっております。

あと、月に１回は必ず安否確認ということで、エースのほうから緊急通報システムを設置してあるお宅のほうに電話で連絡をしていただいて、機器の状態はどうですか、あと現在のお体の状態はどうですか、心配なことはございませんかというようなやり取りを一定時間していただいて、安否の確認していただくというようなシステムになっております。

続きまして、310ページの成年後見の利用者に

ついてでございますけれども、成年後見制度の首長申立の利用を行ったケースは、最近では平成29年度が２人いらっしゃいました。30年度が１人、令和元年度が現在処理中のケースが１件あるんですけれども、こちらについては、親族というか遠縁の方が代わってやってくれるということがあって、今並行して進めているところでございます。

あと、権利擁護の関係で、虐待専門員の旅費を増額で計上させていただいております。１名から２名にしてございますけれども、こちらについては、既に虐待専門員の研修を終了した職員が本年度で２人退職をいたします。その関係がございまして、来年度はまた十分な専門員の確保をするために、受講予定者を増やさせていただいたところでございます。

続きまして、準備基金の積立額についてでございますけれども、こちらにつきましては、前回の第７期の介護保険料を算定する段階で、基金が３億2,100万円あったわけでございますけれども、そちらのほうを活用していただいて、保険料の抑制をいたしまして結果１円だけですけれども、月額にして１円の介護保険料の減額ができたということでございます。こちらについて皆さん被保険者からいただいた保険料の余剰金ということで、なるべく早くに還元するのが正しい方法だと思いますので、できるだけ早くということで次期の計画期間にできるだけ多くの額を取り崩しをするように心がけているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。ありがとうございます。

時間がありませんので、緊急時通報システムの関係なんですけれども、先ほど聞いたように、相談などはいいんですけれども、やはり誤報とか相談になってしまうことあるんですけれども、実際命に関わる問題も出てきますよね、当然ね。こういうふうに、直だったらいいんですけれども、間に入っていろいろしているうちに、やはり通報システムを使った高齢者の身が危険になってしまう。そういう事例はあっては困るんですけれども、その辺は非常に難しいところなんだと思うんですけれども、その辺はどうなっているんでしょうかということで。もちろん安否確認も月１回するということなんですけれども、その辺の状況はどうなのか。非常に心配ですのでね、その点お尋ねしたいと思います。

あと、基金積立金314、15ページの私は、ですから基金の残高ですよね。非常に大きいと思うんですよ。だから、本当に還元して取った分というと悪いんですけれども、やはり、返すというのが筋なんですけれども、返すのはいいんですけれども、こんなに必要なんだろうかというふうに思うんですよ、この宮代町の規模で。

聞くところによると、加須辺りであんな大きい行政区で４億もあれば、やっぱり取り過ぎなんじゃないかというような話も聞きますし、そういった点で、それは基金があればね、いざというときに、使えるというのは分かるんですけれども、やはり、私は調整交付金だって科目設定できているし、それは歳入欠陥にならないようにしなければいけないけれども、こういうのだって科目設定になっているし、必ず基金としてためていくような状況になっていると思うんです。でも、それにしても大きいんじゃないですかというのが私の懸念の持っているところなんですけれども、その点はどうなんでしょうか。次期の介護保険料を抑制するためにも使っていくという答弁はいただいているんですよ、もう。その規模ですよね、その考え方について再度お尋ねします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再々質問にお答えを申し上げます。

まず、緊急時通報システムでございますけれども、こちらにつきまして、直近の３年度の利用状況を申し上げますと、緊急ボタンを押したケースが平成29年度は４件で、うち２件が入院となりました。ほかの２件は、一度病院に搬送されて即日退院をされております。平成30年度は、緊急ボタンを押したケースが８件、うち２件が入院をされました。ほかの６件は、即日に退院をされました。令和元年度１月末まででは４件の緊急の発報がございまして、２件が入院をいたしまして、残りの２件が即日に退院をいたしました。

このような状況の中で、特に緊急ボタンまで行きつけずに倒れていたり亡くなられていたというようなケースは発生していない状況でございますけれども、緊急通報システムを設置する際に、近隣の協力者を養成してございまして、その協力者の方に１カ月に１回の安否確認では十分とは言えないということもございますので、頻繁に時間と機会があれば、安否確認なり見守りをしていただくようにお願いをしているところでございます。

続きまして、基金残高の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、次期保険料の算定の際にある一定額というか、ほとんどを投入させていただいて保険料の抑止に努めているところでございます。前回の第７期の介護保険料の算定に当たっては３億2,100万円の中から２億9,000万の取り崩しを行って、それでも１円の減額ということでございますので、ある一定の金額がないと保険料の抑止には効果がないということもございますので、適正かどうかと言われると、単年度で考えれば不測の事態が発生しても２月分ぐらいの給付費が準備基金から賄えればというところではございますけれども、保険料抑制等を考えますと、３億ぐらいの基金は必要なのではないかというふうに考えております。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○健康介護課長（小島　修君）　健康介護課長の小島でございます。

基金の残高につきまして、私から補足するような形でご説明、ご答弁をさせていただきます。

介護保険につきましては、１事業期間３年間という１つのスパンがあります。保険料を算定するに当たっては、この３年間の保険給付費の見込額総額を算出して、３年間の被保険者数も合わせて見込みを立てます。今期で言えば、３年間で保険給付費が約84億を見込んでおりまして、３年間の被保険者数は３万4,000人ぐらい、こういった見込みを立てております。

第１号被保険者の負担割合は全体の今回は23％、保険給付費の23％を１号被保険者の方が負担をしていただくというような内容になっております。残りは公費とあと第２号被保険者の保険料ということになりますけれども、これまでの保険給付費の動向あるいは推計を見ていきますと、毎年増加していく傾向にあります。右肩上がりで増加しております。

被保険者１号につきましては、増加傾向にあったんですが、今後は減少傾向に転じる可能性が高くなってきているというような見込みがあるんですけれども、そういった被保険者数で負担分を割り返して保険料というものを立てます。３年間一定の額になりますので、保険料３年間で約19億7,000万、この保険料が必要になってきます。ということに試算ではしております。３年間、今度

１年ごとに分割していきますと、必要な保険給付費は階段状に１年目、２年目、３年目と増加していきます。入る第１号被保険者の保険料というのは、おおむね保険料の額は一緒ですから、３年間大体同じような額で収納をしていきます。そうしますと、１年目は保険給付費が若干右肩上がりの一番最初の年ですから低めになります。保険料はその年に入ってくるのは、当該年度で必要な額よりも若干多く収納されます。２年目は、大体３年間の見込みで計画どおり行けば、必要額と保険料の収入額と給付費というのはとんとんになると。３年目は、給付費は増加していきますので、その年に入ってくる保険料は足らないという状態が発生します。３年間ならして保険料をいただくわけなので、１年目は残った分、余った分を基金に積立てていく。２年目はとんとんですので、基金から取り崩す必要はありません。３年目は保険料が不足しますので、基金から繰入れて財源に加えるというような１事業期間の基本的な考え方があります。

そうしますと、基金に残る額というのは、ざっくり申し上げますと、ゼロと。これが計画どおりいった場合はこういった基金残高はゼロです。ですから、介護保険の場合は、一般会計の財政調整交付金のような後年度のために取っておくというような考え方、あるいは当該年度の財源調整のために活用するというようなそういった考えがある財政調整基金とはちょっと種類が異なってまいります。

１事業期間３年間に必要な財源として保険料として基金に残った分は積んでおくというような仕組みとなっておりまして、これまでもう20年ぐらいこの介護保険制度実施しているわけで、計画どおりなかなかいかないと。結果として保険料が残って基金に積立てられていて、次の事業期間の財源として活用させていただくというようなこれはもう結果としてこういうふうなことになっております。ですから、これまで遡って基金の残高の動向を見ていきますと、１億を下回るような基金残高の年もあれば、最近のように３億もあるような基金、そのときの状況によって、あるいは計画のつくり方、さらにはサービス保険給付の動き、こういったものによって毎年度、基金あるいは保険料の残、年によっては足らないという場合も出てまいります。ですから、丸藤委員さんおっしゃるように、基金が多額ではないか。あるいは妥当な金額規模は幾らなのか。そういった考えはここには実はございませんで、３年間で全て還元をするというのが、やっぱり理想的な形なのかなというふうに考えておりますが、結果として残ってしまうと。そのために直近の次の事業期間にある程度というか全額投入して保険料の抑制を図っていきたいんですが、場合によっては、介護サービスを利用する状況が極端に変わる可能性もありますので、そういったときのために基金を一部残しておいて緊急時の対応をするというようなことで、これまで取り組んできております。ちょっとなかなか図とかでご説明できればいいんですけれども、ちょっと言葉ですとなかなか分かりにくいところもあろうかと思いますが、そういったことで基金のあり方については、できれば残さないというのが理想かなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

直ちに、討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。今質疑が終わったばかしなので、本会議で意思表示したいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　これをもって討論を終了いたします。

これより、採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第13号　令和２年度宮代町介護保険特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午後　１時３４分

再開　午後　１時３６分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第１５号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（西村茂久君）　それでは、議案第15号　令和２年度宮代町水道事業会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

その前に、留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君）　まちづくり建設課長の石塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道室主幹（忽滑谷　和君）　同じく主幹の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○上水道担当主査（宮下義樹君）　上下水道室上水道担当主査、宮下です。よろしくお願いします。

○上水道担当主任（福沢友美君）　上水道担当主任の福沢です。よろしくお願いします。

○下水道担当主査（髙澤　学君）　下水道担当主査、髙澤です。よろしくお願いいたします。

○下水道担当主事（島村保行君）　下水道担当主事、島村です。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

３点ほど質問させていただきます。

１つは、総給水件数が１万5,000件で年間総給水量が379万7,000立方メートル、前年度と比べて１万6,000立方メートルの減、１日当たり平均給水量は１万402立方メートルで前年度に比べて16立方減と説明をされました。

水道料金で水道使用料でございます平均31年度予算でもお話ししました水道量の減少についてであります。説明では、各家庭における使用水量の減少によると説明がありましたが、減少の原因は

それもあるでしょうが、しかし主な減少原因は資料の４ページを見ますと、各口径とも大きく分けて41立方以上の使用料減少と40立方以内の使用料が増えている。２つに分かれている。特に15立方以内での増加が目につきます。この現象を町はどのように見ているのでしょうか。お答えください。

また、資料にはないが、口径25ミリと150ミリの平成32年度より令和元年度の使用率の変化はどのくらいあるのかどうか。増えているか減っているのか、その辺のところもお答えください。

あと、資料３ページの供給単価であります。

宮代町は185.2円で、県平均より21.5円も高く設定されています。この理由を述べてください。

それと、給水原価も16.9円も高くなっています。この原因も理由も述べてください。

それと３番目です。

町民から高過ぎる水道代と言われています。宮代町の基本量は１カ月10立方で２カ月20立方の検針となっております。これでは20立方以内しか使用していない家庭では、強制的に高い水道代を払わされているのと同じではないでしょうか。水道代は使用量単価にするべきと考えていますけれども、いかがなものかお答えください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　お答えいたします。

給水件数と年間総給水量の減の要因でございますが、給水件数も以前にご説明したとおり、道仏の区画整理が、その敷地内の土地がほぼ完売状態となっていることから、今後は横ばいになるか、それから今後はもう下がっていく一方なのかなと考えております。

給水量につきましても、昨年と比べると下がっておりますが、先ほど議員のほうもおっしゃっておりましたが、まず電気製品ですね、洗濯機とか節水の機械が本当に増えております。これ水道の会議とかに出席するわけですけれども、そこでも良く議題に上がります。そういう家庭で使う機械は節水になっている。また、あと水道を直接飲まなくなってきている。ペットボトルで買ったり、そういうお宅も増えているということが考えられます。

あと、大口の使用をする50㍉というのを調べてみたんですね。大口50㍉といいまして、水道使用料を多く使っているところなんですが、多いところから50番目ですと、ちょっとお待ちくださいね。大口では東武動物公園と日本工業大学とあと六花あとカスミですね、これが主に多く使用しているところなんですが、日本工業大学以外は増えているんです。日本工業大学は地下水を使用するように途中から変えておりますので、水道の使用料が3,000立方メートルぐらい、たしか減っていると思います。大口ではたしかそのぐらいの推移だと考えております。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○上下水道室主幹（忽滑谷　和君）　上下水道の主幹の忽滑谷です。

施設利用率の変化ということで、今後の推計でございますけれども、今コロナウイルスとかで東武動物公園さんとかその他もろもろの施設とかが利用するのが減ってきております。これについては２月、３月分の使用量を検針して把握するんですけれども、そちらについては、まだ出ていないんですけれども、昨年度平成30年度ですと、こちらの施設利用率１日平均１万829立米なんですけれども、若干減るものと見込んでおります。今現在ですと、具体的な数字のほうは出ておりませんので、今後決算のときにお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩。

休憩　午後　１時４７分

再開　午後　１時５０分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

担当主査。

○上水道担当主査（宮下義樹君）　上下水道室担当主査、宮下です。よろしくお願いします。

今のお話なんですけれども、基本的には年間の配水量使用水量自体が２ページの資料にありますとおり、前年度によって減っています。

４ページの資料につきましては、その使用水量に対して使用している水量が何パーセントかというようなパーセンテージの割合になっておりますので、全体的に使用水量が減っておりますので、パーセンテージからしますと、低い数字のほうがパーセンテージとしては増えていくというような形になっていくのかなと思います。ですので、例えば、口径13ミリの11から15につきましては、0.7％増えておりますが、その分16から20については10.7から10.2ということで0.5％減っておりますので、全般的に山からすると使用水量というのは、少ない使用水量のほうに山が移行していくというのは使用水量の減少からいって、そういった形の結果になってくるのかなということで考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　給水原価とあと供給単価のこの県の平均との差でございますが、まず給水原価につきましては、給水原価というのは有収水量１立米当たりについてどれだけ費用がかかっているかを表すものでございます。

宮代町は、県平均155.2に対して172.1と高くなってございます。これは漏水とかも１つの要因かと考えられておりまして、今漏水を町内調査しております。毎年やっております。それで、大分漏水のほうは解消されてきておりますので、給水原価のほうも徐々に上がってきているのかなと考えております。

供給単価につきましては、これ有収水量１立米当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表すものでございまして、県平均が163.7に対して宮代町は185.2ということでございます。これは安定した水道料金の収入が安定して取れているというのも１つの要因と考えております。

あと、基本料金の関係でございますが、水道事業は独立採算制の地方公営企業として運営されておりまして、水をつくり届けるための様々な費用のほとんどがお客様からお支払いいただく水道料金で支えられています。

町では、お客様が蛇口をひねればいつでも水が使えるように１日も休むことなく施設を稼働させております。飲み水をつくるためには浄水場や配水場などの施設建設のための経費や水をきれいにするための薬代とか井戸から水をくみ上げたり、きれいな水を各家庭まで運ぶ水道管の整備費や電気代、施設の運営計画検討あと料金徴収に係る人件費などがかかっています。これらの経費のうち基本料金は水を全くご使用にならない場合でも生じるメーター検針や料金収納などに係る経費を基に水道管の口径別に定めております。

基本料金は、１カ月につき10立米の基本水量一律に付与しております。これは公衆衛生の向上・生活環境の改善という観点から全てのお客様に対して最低限の生活用水として平等に確保するという思想に基づいたものでございます。

基本料金は水を全くご使用にならない場合でも

必要となる経費でございますので、基本水量をなくした場合でも同程度の料金をご負担いただく必要がございます。仮になくした場合に、基本料金を減額する場合には、総収入を減らすわけにはいきませんので、その収入を維持するために基本水量を上回っている世帯員の多い子育て世帯などへのご負担を求めなければならず、基本水量の変更には慎重にならざるを得ないのかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　まず最初に、原因というんですか、なぜこういう全体が減ったから低い人が上がったんだ。じゃ、平均というのはどういうふうに取っているんですか。そんなことはないと思いますよ。減ったら全体があれですから、10立方でも20立方でも使った人でも減るはずなんですよ。減った中で増えているということは節水していたところとか、我慢していたやつを20立方までオーケーだから20立方まで使ってしまおうというのが普通の人間のやることじゃないですか。同じ料金だったら20立方使ったほうがいい。そういうふうな考えになりますよ。私も聞いています、それは。20立方まで同じ料金だから、そこまで節水する必要はない。今まで節水していたんだけれども、節水する必要はない。こういうことを言っている人もいますよ。当然ですよ、それは。平均だとすると平均全体が減るんですから、減るはずです。同じ立方パーセントになるはずですよ。考え方としては、節水しなくなったと、要するに基本水量以内の人が。しかし、40立方以上の人はそれ近くの人は節水している。これはほかのところから比べたらどうなんですか、宮代町の水道料金。私聞いていますよ、いろいろなところから。高いと言われているんですよ。10立方使用のときは７位で埼玉県の平均で、20立方平均では、たしか９位ぐらいになったと思いますけれども、これは30年度、平成30年ですか、県のほうの平均ですよ。10立方では1,436円なんだけれども、20立方使うと2,948円、76円も高くなるんですよ、10立方使った人の。月々10立方よりか高くなっている。ほかのところも幾らか高めで低いところもありますよ、それは。そういう現象が起きている。やはり……

○委員長（西村茂久君）　山下委員、質問を簡潔にお願いします。

○委員（山下秋夫君）　実は要するに１つは下げろということなんですよ、県平均並みに。それがなぜできないのかなと思って。1つは下げろということと、あと原価ですよね。あと原価もそうなんですけれども、宮代町の稼働率が83.9％、県のほうの調査でやっているやつ、資料を見ると。ほかのところは90％とか100％とか多いんですよ。宮代町は過剰に設備投資をしているんじゃないかなと、私は考えているんですよ。稼働率が83.9できていない。ほかのところがどうなのかというと稼働率は100％とか90％、97％とかそれと宮代町よか何ポイントも高い稼働率が。そういうところが原因があるんじゃないですか、下げられない。どうなんですか。その辺のところ教えてください。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　お答えいたします。

水道料金の件でございますが、宮代町は口径13ミリで10立方メートル使用時の料金としては、県内で55団体中安いほうから50番目、高いほうから６番目です。20立方メートル使用時は安いほうから43番目の高いほうから13番目になります。

口径20ミリでは、10立方メートル使用時は安いほうから42番目で高いほうから14番目で、20立方使用時は安いほうから45番目で高いほうから11番

目となってございますが、近隣とちょっと比較しますと、県平均に比べれば高いということになっているんですが、資料のほうの５ページに基本料金の比較というのを載せてございますが、宮代町は10立方メートル1,540円でここに記載しておりますが、久喜市は基本水量ゼロで1,408、これを10立方メートル使用時は2,068円で宮代より多くなっていますよね。白岡市も基本水量８立方メートルで2,112円となっていますが、これは10立方メートル使用時は2,374円で宮代より多く高くなっているということでございます。杉戸とか幸手は1,430円、杉戸1,430円、幸手市1,320円と低い水準なんですが、一概にこれだけで比べられるものでもないかなと思っております。

県平均というのはすごく水道料金が全国に比べると安いんです。国はさらに高くなっておりまして、国平均に比べると宮代町は安くなっております。

あと、稼働率の関係でございますが、今、第１浄水場の廃止しておりますので、議員お手元のそのデータよりは、かなり今度の決算で上がっているものは高い数字になってくると見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時０２分

再開　午後　５時５５分

○委員長（西村茂久君）　夜分、お疲れのところ大変ご苦労さまでございます。

再開いたします。

引き続き、水道事業会計予算の質疑を行います。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

ちょっと観点を変えて、質問をさせていただきます。

資料の５ページを見ますと、基本水量、基本料金と、こう書いてあります。これは口径が20ミリということで書いてあります。私は口径13ミリの県のほうの資料を持っているんですけれども、県のほうの13ミリのあれだと、１立方当たり７位となっております。他市町村の20立方を見ますと、５立方とか、そういうのが書いてあるんですけれども、これは、昔はみんなほとんど10立方計算が主流だったはずなんですけれども、これがだんだんと５立方とか、０立方になって、基本の水量はなってきた。

それで、宮代町の20立方以内の人たちが、私の聞いている範囲ですよ、それは。聞いている範囲では、水道料金が高いというふうに言われているんですよ。これは町のほうでも把握しているんでしょうかね。一つはそういう質問なんですけれども、基本的に水量が高過ぎる。水量が多すぎる。基本料金が併せて高過ぎるということを町のほうでは聞いているのかどうか。把握しているのかどうか。まずはお聞きしたいと思います。

それと、この基本水量、埼玉県内で０立方が大分増えてきている。こういう現状を町としてはどういうふうに把握しているのか。把握しているというか、この現状をどう見ているのか。やはり埼玉県の主流が、だんだんと０立方か使用した水量だけにやってきているんじゃないかなと私は感じているんですけれども、その辺のところどういうふうに見ているのか。まず最初に、２問目ですけれども、質問したいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田です。

お答えいたします。

こちらの資料の５ページのとおり、これを比較しましても、宮代町の基本水量に対する基本料金は高いということは認識しております。

０立米が過去に比べて多くなっている。過去をちょっと、私は過去がどうだったかはちょっと把握はしていないんですが、それは各自治体の考え方でございまして、水道料金が高いということで直接住民さんから声を頂いたということは、以前には町長への手紙で、料金の値下げについて頂いたことがございます。そのほかは、声としては直接伺っておりません。

現在のところ、水道事業の経営はこの料金体系をもって黒字となっておりますが、今後の施設の更新費用が水道ビジョンでも50年で221億円かかると見込んでおります。それを年にしますと、年間４億4,000万円の更新費用を確保する上でも、現行の料金体制は当面維持しなければならないと考えております。

料金が高い高いとおっしゃいますけれども、違う観点から見てみますと、水道料金は各企業体によって、使用量区分別ごとに単価設定というのが異なります。宮代町は使用水量が少ないところが高くなっているという印象を持たれておりますが、一概に使用料が10立米とか、20立米で比較はできないと思うんです。ちなみに本町で最も使用されている口径が20ミリ、これは資料のほうの４ページ、水道口径別使用量のところにございますけれども、最も多く使用されているのが口径20ミリの契約でございまして、最も使用されている水量の区分が60立米です。大体このぐらいが一戸建てを購入した若い世代、子育て世代の方が使用されている区分だと思うんですけれども、ここで料金を比較してみますと、近隣７企業体、近くの企業体ですが、その平均が１万211円のところを本町は9,900円と。多く使用する区分のところでは安くなっていると感じております。

あと、平成29年度に新水道ビジョンを作成するに当たりまして、お客様意識調査というのも実施しております。その中で料金について尋ねております。「おおむね適性な料金」との回答が51％ございました。「どちらかというと高い」と、「高い」と回答した方の理由としては、「下水道使用料と一緒に払うから」と回答した方が42％と、一番多い結果となっております。

施設の更新については、「できるだけ料金が上がらないよう、耐用年数を越えても、使用に支障のない範囲で可能な限り延命化を図った上で更新すべき」と回答した人が48.7％なんです。続いて、「料金が多少上がっても、耐用年数を越えたものはできるだけ早く更新すべき」と回答した人が36.4％ございました。

町の水道事業に期待することとして、「安全な水の供給」が82％、続いて、「災害に強い水道への取組」というのが38.4％、その次に、「断水のない安定的な水道水の供給」は38.1％となっています。

これらの調査結果を総括しますと、とりあえずは現行料金体制で、施設の更新は法定対応年数ではなく実使用年数として、災害に強い安全な水の供給を望んでいるということになりまして、新水道ビジョンもこの結果を踏まえた計画となっております。

水道料金を下げれば、その分収益が減り、施設の更新が計画どおり進みません。お客さんが求めている安全な水の供給もできなくなりますので、宮代町のこの経営はもうかっているように見えますが、これは将来に投資する資金とご理解いただ

ければと考えております。

以上でございます。

あと、基本水量が０立米が増えているということでございますが、先ほども私が答弁した中で、久喜市と幸手市とかとも、白岡、杉戸と比較させていただきましたけれども、０立米だから安いというわけではないんです。ですから、この表を見ただけでそう判断はできないと思っております。

基本料金の引下げとか、そういうものは今のところこの水道ビジョンをつくっておりますので、向こう10年間、とりあえず10年間は今の体制で、現行の料金体制では黒字という結果になっておりますが、その先は赤字になる見込みもございます。

また、水道の使用量が減っていますので、10年も前に、もしかしたら赤字になってくるかもしれませんので、今の料金体系というのは維持して、堅実な経営をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初に、本町の20ミリで一番使っている50立方のところは9,900円、これは当然ですよ。皆さん、宮代町の場合はいろんなものが、公共料金が高い。節約意識をみんな持っているんですよ、ほかの市町村から比べたら。当たり前ですよ、それは。それだけ意識が高いということですよ、節約に対しての。当然、それは。私はそう思いますよ。子育てでも何でもない、大変な時期ですよ、そういう人たちというのは。機械を買いたくても、そういう機械を買えないという人もいます。洗濯機のエコだとか、トイレのエコだとか、そういうのを買いたくても買えない。しかし、水量少なくして、ぎりぎりでやっているというのが私が聞いている範囲ではそうですよ。皆さん、節約しているんですよ。それを堂々と安いんだということを言って。私はこの基本水量とか基本料金のことを言っているんですよ、私は。高いと。何もその節約まで言っていませんよ。ちょっとおかしいんじゃない、答えが。私はそう思いますよ。

それに、今ゼロだから安いということを言いましたけれども、私はゼロだから、別にそのことを言っているわけじゃない。料金の高いとか、安いとか、ゼロと、そういうゼロの自治体が多くなってきている。５立方とか８立方とか、基本料金は、低くしているところが。半数近くですよ、これを見ていると。以前はそんなことはありませんでしたよ。やはり世論が水道使用した分ということで、そういう声が多くなってきているんですよ。私もそういう話は聞いています。せめて使用した分だけにしてほしいという。基本料金を高くしろ、安くしろ、料金を安くしろ、高くしろというんじゃないんですよ。使った分だけにしてくださいということを言っているんですよ。それが民主的でしょう、大体。

話を聞いていると、いや、ゼロだから安いんじゃないとか、そういうことを話していますから、ちょっとかみ合わないというのがあるかなと思っているんですよ、私は。ぜひその辺のところは、宮代町でも検討しているのかどうか。高いということを聞いているんだったら、そういうことを検討しているのかどうか。10年間はこのまま行くんだと言っていますけれども、検討したことはあるのかどうか。その辺のところをもう一度お願いしますよ。

○委員長（西村茂久君）　山下委員、質問は簡潔にお願いします。

意見はよく分かるんですけれども、質問のほうを先やってください。

○委員（山下秋夫君）　はい。

まずは簡潔に言いますけれども、そういう検討

をしたことがあるのかないのか。安いか高いかじゃなくて、基本水量を見直してみようかという話ですよ。

以上です、それじゃ。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田です。

お答えいたします。

基本料金はこれもご説明しましたとおり、水を全くご使用にならない場合でも必要となる経費ということで、メーターの検針とか、料金徴収とか、そういう費用にも充てられております。料金改定のときには、そういう議論も審議会において、題材としては検討というか、こういう比較の中には入ってきております。それで、その結果今の料金改定になっております。今後また、とりあえずこの10年、この料金体系でやっていくわけですけれども、料金の見直しをする際には当然基本料金の考え方とか、基本水量の考え方も出てくると思います。そのような意見もございましたということで、審議会のほうでは諮らせていただきます。その結果どうなるかは分かりませんが、まずは経営できる料金を私どもは確保しなければなりませんので、その審議の内容には入ってくると思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

２点ほどちょっと聞いておきたいです。簡単に、あまり長々とやるとまた座長に怒られますので、簡単に聞きます。

１点目は、今年の夏はダムは水は多くなるか、少なくなるか。それを聞きたい。予想は。というのは、やっぱり水が、ダムがからからになると県水を買わなくて済むから安く、予算上も変わってくると思うので、ちょっと心配で聞いておくわけです。

もう１つは、今、前段者の質問の中でも、何か水道料はもうかっているというニュアンスで言っていますので、赤字だと逆ざやというんですよね。プラスの場合は何ざやと言うんだか教えてもらって、幾らもうかるのか教えてもらいたいですが、その２点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

ダムの貯水量のご質問でございますが、今年は雪が少なかったということ、降雪量が少ないということで、結構厳しいのかなと。これは例年のあれを見ますと、降雪量の少ないときはダムの貯水量が減るということは間違いないことだと思いますが、八ッ場ダムがこの３月に完成されたことにより、新たな貯水量が増えることも考えられますので、それも少しはプラスになってくるのかなと考えております。

２点目の逆ざや、プラスになったら何ざやと言う、これは「さや」なんです。「さや」で、赤字のことを逆ざやと呼ぶんですけれども、この資料の３ページ見ていただくと、これは決算なんですけれども、30年度は、ずっと見て、26年度から30年度まで三角がついておりませんので、赤字にはなっていないということです。逆ざやというのは売値が買値より安い場合を言うんですが、こちらでは供給単価から給水原価を引いたものをここに計上しております。

今年の予算上なんですけれども、令和２年の予

算、これはあくまでも決算で計上しておりますが、予算上では供給単価が185円となっておりまして、給水原価が190円です。それを引きますとマイナスになってしまいます。マイナス５円。予算上では逆ざやとなっております。これはなぜかといいますと、何かあった場合のために、県水とか、県水の料金を多く、県水を多く購入するということで、その料金を多く取っているということが大きな要因になっており、給水原価が上がってしまっているということが考えられます。

また、決算では、そういう余計なお金がかからなければ、例年どおりの黒字経営となる見込みでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　もう１回数字を。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

まず、比較するためにあれですね。令和元年の供給単価からお話ししますと、令和元年の供給単価が185円です。これは予算上です。給水原価が189円です。４円の逆ざやになっています。令和２年度は供給単価が185円で、給水原価が190円と、５円の逆ざや。190円、190円です。給水原価が190円です。

○委員（小河原　正君）　逆ざやじゃないのは何ざやと言うの、これ。

○上下水道室長（成田雅彦君）　「さや」。

○委員（小河原　正君）　「さや」。

○上下水道室長（成田雅彦君）　はい。「さや」です。赤字になるから、逆ざやと。

○委員（小河原　正君）　初めて『さや』というのを聞きましたので、『さや』と言うのね、プラスの場合は。そうすると、いいですか、３問目、委員長。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　平成２年度の予算上は５円のさやだ。そうでしょう。

〔「小河原さん、平成２年でなくて」と言う人あり〕

○委員（小河原　正君）　令和２年、５円のさやだ。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

令和２年度につきましては、５円の逆ざやとなっております。

供給単価から給水原価を引くんですね。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

１点だけお願いします。

資料の２ページの給水人口の推移なんですけれども、宮代町は人口が微増しているということなんですけれども、平成29年と平成30年を見ていると、給水人口が減っているんですけれども、これは何でかというのを教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田です。

お答えいたします。

この給水人口の基本的な考え方といたしましては、３月31日現在の町の人口から井戸水を利用し

ている方の人口を引いたものでございます。町内、まだ井戸水を利用している方、数軒ございますので、その人口を引いております。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　ということは、井戸水を使っている人が多くなったということでよろしいんですか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

井戸水の使用者というのは同じ人口でございます。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　ということは、何で減ったんでしょうかということになるんですけれども。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩です。

休憩　午後　６時２１分

再開　午後　６時２１分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

人口のほうは、先ほど増えているとおっしゃいましたが、減っております。29から30については微減といいますか、少し減っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

分かりました。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

23ページの修繕費、配水及び給水費の中の量水器取換え費の増というところがあるんですが、700万6,000円ですか。これは今後どんどん増えていく数字なのでしょうか。

あと、もう１点ですが、25ページ、固定資産購入費の中の検定満期による水道メーター購入費の増というのも、426万8,000円増えているんですけれども、これも今後計画的に増えていくのか。たまたま事情によって増えたのか。この２点をお伺いいたします。

〔発言する人あり〕

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　歳出の関係の資料の中に書いてあるんですけれども、そちらのほうの23ページ、その中の歳出の資料の中の細かく出ているところなんですけれども、その中の23ページの項目の量水器取替え費の増というところが、結構金額大きく、700万なので、先ほど言ったようにたまたまなのか、定期的なのか、今後増えるのか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○上下水道室主幹（忽滑谷　和君）　上下水道の忽滑谷です。

先ほどのご質問なんですけれども、１つ目の質問と２つ目の質問はリンクしておりまして、検定満期に伴う量水器ということで、８年に１度交換させていただいております。令和２年度と３年度でございますけれども、道佛区画整理地内のところにおいて、家とかアパートとか建てましたので、ちょうど今その辺８年目ということで、向かっていきます。なので、令和２年度と３年度はこちらの量水器のほうが増えますけれども、ほかの４年

度以降につきましては、また決まった取替えの個数になって、個数はちょっと今把握していないんですけれども、少なくなることになります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　今、おっしゃっていたことは、区画整理のところの検定満期による水道メーター購入費というのも同じような感じで、単価が違って、この金額が違うだけということで理解してよろしいでしょうか。もう一度確認です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○上下水道室主幹（忽滑谷　和君）　上下水道の忽滑谷です。

おっしゃっているとおりでございまして、検定満期に伴う交換によって、その分量水器を買わなければいけませんので、それがそれぞれ費用として出ているところでございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず、１ページの収益的収入及び支出の関係で、収益的支出、県水を受水していますが、先ほど来から話がありますように、県水は確かに高いですよね。高いから、じゃ、県水を入れなくていいのかというと、また、そうなると県のほうも困るので、一定量来るわけなんですけれども、新年度予算では344万400立方メートル、県水来るようになっているんですけれども、これはどういうふうな県とのやり取りになっているんでしょうか。もう理論的にはそれは高いですから、高い県水を買わないというのは基本なんでしょうけれども、その点、１点お尋ねしたいと思います。

あと、料金が高いとか低いとかいう論議もあるんですけれども、とりあえず私は水道も経済性のみが強調されるんでなくて、やはり公共の福祉の増進であるというところも大事だと思うんですけれども、地方公営企業法第３条には、どういうふうに書かれておりますでしょうか。その点お尋ねをしたいと思います。

それから、地下水のくみ上げの問題なんですけれども、日工大なんかはくみ上げているということなんですけれども、水というのはとにかくみんなの水だから、公水、公の水ということで、それを地下水をくみ上げているそういった事業所、あるいは宮代の場合は、ほかでいえば企業なんかもそうなんですけれども、そういうところに対する協力金みたいのは、負担はいただけるのかどうか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、宮代の水道料金の在り方なんですけれども、使用料が多くなれば多くなるほど、高くなれば高くなるほど、逓増方式というのがあると思うんですけれども、宮代の場合はどういう考えでやられているのか。その点、お尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

まず、県水の関係でございますが、県水は今現在、宮代町は80％、全水量に対しての８割を県水を導入しております。残り２割が地下水で、原水です。地下水を利用しているという状況でございます。この割合を例年ずっと確保する。第一浄水場を廃止してから柱になったわけなんですけれども、今後も８対２の割合で確保するという基本方針でおります。

あと、地下水なんですが、地下水をくみ上げると、どうしても地下水というのは水質が一定しないというところがございまして、その分薬を多く投入するとか、結構経費がかかってしまいます。将来的には施設の維持費だの何だの考えると、100％県水ということもあり得るのかなと。そのような企業体も最近は増えてございます。

ただ、埼玉県のほうも今の高度処理ということで、オゾン処理をしているんですけれども、それが新三郷浄水場１か所なんですね。それを今度は、全部の埼玉県の浄水場で、高度処理に向けて整備をしていくという何か方針を立てておりますので、そうしますと、おのずから県水の料金が上がってくるものと見込んでおります。

でも、こういう状況ですので、水道を運営するに当たっては県水は頼らざるを得ないのかなと考えております。

あと、３点目になっちゃいますけれども、地下水のくみ上げですね。日工大とかが地下水に切り替えて、3,000立米ほど水道使用量が減りましたので、そういうところへの協力金ということでございますが、それは地下水の利用というのは私どもの管轄ではございませんので、事業所から協力金を取るとか、そういうところまでは水道企業者としては考えておりません。

あと、４点目ですか、宮代の水道料金ということで、逓増方式というお話がございましたが、宮代の料金体制も逓増方式を取っております。

以上でございます。

あと、すみません、地方公営企業法の関係ですけれども、ちょっと今資料がありませんので、この場ではお答えすることができません。申し訳ございません。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、丸藤でございます。

何点か確認しながら、再質問させていただきます。

公営企業法第３条では、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」、こういうふうになっていますので、やはり水道料金高いとか、低いということはありませんけれども、やはりそういう点で、こういう企業法の中にもやっぱり福祉を増進するということが入っていますので、絶えず住民に向けてのそういう見方もしていただきたい。そういう観点からちょっと質問しました。ないということで結構です、それは。

地下水の関係なんですけれども、宮代では日工大だけですか。あと、大きな水道料を使うところでは、ほかはありませんか。あれば示していただきたいんですが、やっぱりこのあたりは協力金というのはもらえないんですかね。さっきも言ったように、やっぱりたとえ地下水とはいえ、みんなの水なんだという、そういう考えから、協力金を負担させているところは、そういう考えの下で頂いているというふうに聞いておりますので、そういうことも考えていいのじゃないかなと思います。そういう考えはないのか。ないということなんでしょうけれども。

それと、あと、使用量が多くなるほど逓増方式を採用しているということは分かりました。

あと、県水の関係なんですけれども、確かに地下水には地下水のデメリットもあると思うんですけれども、従来あまり県水を導入すると、県水自体が高いですので、どうしてもそれが住民に跳ね返っていくということで、県水はなるべく必要最小限というふうな考え方もあったと思うんですけれども、その辺は変わってきているんでしょうか。

それから、県水はなぜ高いのかという理由をお示しください。

県水はこれまで過去に一度下げた記憶が、料金を引き下げたという記憶があるんですけれども、ここのところ料金改定はありましたでしょうか。あったとすれば、いつ頃やっているのかお示し願いたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

県水が高いというイメージは今ではさほど、昔ほどはないと思います。それは各企業体が県水を使用し始めて、ほとんど宮代町でも80%、あと、100%のところもございますし、あと、先ほども申し上げましたが、地下水の水質の関係で、地下水というのはアンモニア態窒素というのが多く含まれていまして、それが赤水の原因になったりもするんですけれども、それを処理して、薬を入れて処理しているんですね。宮代町も次亜塩素酸ナトリウムという塩素ですけれども、水道水、県から来ている、送られてくる水にも塩素を入れています。その割合と、それは宮東の配水場なんですけれども、あとは西粂原にある第２浄水場ですね。第２浄水場は地下水と県水の混合で水を作っているんですが、地下水をくみ上げているので、次亜塩素酸の濃度も高いんですね。購入濃度も高いものを使用しております。ということは、薬代が高いということです。

そういうのを比較しますと、県水のみでやっていけるんだなと判断して、県水100%にしている自治体も増えてきているというのも間違いないなと思われます。

ただ、宮代町としては、100%にすると、何かあったときに、県水がストップしたときのために、自己水として地下水を浄水して供給するという手段も残しておきたいので、第１配水場は廃止しましたが、第２浄水場はしばらく稼働のほうをさせていきたいなと考えております。

あと、県水の改定なんですが、ここ数年ではたしかなかったと……、ないですね。

〔「平成９年に下げれられて」と言う人あり〕

○上下水道室長（成田雅彦君）　すみません。

平成９年に下げて、今の単価になっています。

以上でございます。

あと１点、地下水の協力金の関係でございますが、私ども水道企業体も地下水を使わせてもらっている側でございます。この協力金を取る取らないは、地下水を許可するところが東部環境事務所になっておりますので、町で協力金を頂くというのはちょっと違うのかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

先ほどから、県水と地下水との割合８対２ということで言われておりますけれども、これは埼玉県内もそういうふうな傾向だというふうに聞こえたんですけれども、どういう状況なんでしょうか。それだけ最後お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

８対２の割合は、宮代町が８対２ということでございまして、ほかの企業体の割合とかは把握してございません。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　発言の前にちょっと取り消したいことがあるんですけれども、よろしいですか。

○委員長（西村茂久君）　ちょっと待ってください。それは終わった後で。

○委員（山下秋夫君）　後で、はい。

山下です。

今終わったばかりなので、本会議のとき、意思表示したいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第15号　令和２年度宮代町水道事業会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎発言の取消し

○委員長（西村茂久君）　この後、下水道事業会計に入りますが、その前に、山下委員より先ほどの質疑における発言について、取り消したい旨の申出がありましたので、これを認めます。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

先ほどの宮代町の50立方のとき、平均が9,900円、外の人は１万円ちょっとだということで言われましたけれども、そのとき反論として「ばか言ってんじゃないぞ」と言うんで、言ったことについて取り消したいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　この際お諮りいたします。山下委員から先ほどの質疑における発言について、発言内容が不適切であったとの理由により、「ばか言うな」の部分を取り消したい旨の申出がありました。この取消しを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　ご異議なしと認めます。

よって、山下委員からの発言取消し申出を許可することに決定いたしました。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎議案第１６号の審査（上下水道室）

○委員長（西村茂久君）　引き続き、議案第16号令和２年度宮代町下水道事業会計の質疑に入ります。

執行部側のメンバーが替わりませんので、早速入りたいと思います。

質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

質疑というよりは、農家さんが、公共下水道のこの資料の中の８ページの地図を見ますと、和戸地域、和戸１丁目から５丁目、そして宮代台、桃山台、そして今度の和戸横町地区に対しては下水度計画も入っていますし、なっているんですが、その間に挟まれた地域からの方の要望なんですが、結局下水道の整備がされていないために、田んぼを持っているが、まずくて米が作れないと。こういう地域の整備はしてくれるのかというのを、町の中は広いけれどもどうなのかということを聞かれていますので、難しい答えかとは思うんですけれども、田んぼを持っていても作れないという事情で、お聞きいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

まず、調整区域への下水道の整備についてというご質問でございますが、下水道の整備につきましては、費用対効果を考えますと、どうしても住宅が密集している市街化区域を優先させていただきまして、整備をしている状況でございます。

市街化調整区域では、コミュニティプラントが整備されている桃山台団地、そちらのほうを公共下水道に接続しております。

公共下水道事業には町の一般会計から多くの負担金と補助金を頂きまして、その恩恵を受けられるのは処理区域内にお住いの方のみとなっております。下水道処理区域内に土地を所有している方には都市計画税を頂いていますが、調整区域にお住まいで、公共下水道に接続を希望している方には不公平に感じ取られると思います。

昨年、全国町村下水道推進協議会というものがございまして、その全国大会に埼玉県支部代表幹事として出席してきまして、その会議の中で、北海道支部の話なんですが、あちらは町村の面積が広くて住宅が点在していることから、下水道整備のコストがかかり過ぎるということで、公共下水道を取りやめて、合併浄化槽に方向転換をしている自治体が増えたそうです。合併浄化槽の性能もできた当初よりはかなり良くなっておりまして、公共用水域の水質改善を図るという目的では、合併浄化槽を設置することで達成されるのではないかなと考えております。

先日、環境省のほうから通達がございまして、単独浄化槽から合併浄化槽への転換の強化を進め、浄化槽の管理の向上について法的措置を講じるという内容でございまして、今、宮代町の水路の水質悪化の原因も、既存の単独浄化槽を設置している方が維持管理を怠って、汚水、汚物が底に沈んだものはバキュームで吸い取って水質管理とかをしなければならないところを、そういうのをやらないで、そのままだんだんたまっていったものが、そのまま水路に流れ込んでいるという状況のところもございます。

合併浄化槽を設置して十分な管理をしていれば、公共下水道と同じ水質改善の効果があるということですので、町でも合併浄化槽設置に対して、市街化調整区域にお住まいの方に負担を少しでも軽減できればと、合併浄化槽の補助金も出しております。

公共下水道を整備し始めた頃は、ようやく文化的な生活ができたというお話も伺ったんですが、その一方で受益者負担金がかかる。あと、都市計画税もかかりますので、さらに水道料の大体0.6掛け、1.6から７ぐらいなんですよ。水道料金と下水道料金を足すとですね。下水道使用料も多く取られるということで、下水道は要らないという

声も聞かれるところでございます。

調整区域にお住まいの方には、そんなところでいろんな意見を聞いているところなんですけれども、水質改善という目的であれば、合併浄化槽の普及ということで、そちらのほうを国のほうも進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　地域の方というのは、もともと長く住んでいる方たちで、結局、桃山台とか宮代台とか、後から来た人のところは快適になっていて、経済的負担があるにしろ、先ほど言ったように田んぼを持っていても作らず、お米は買っていると。これはいつまで続くんだというのと、今、合併浄化槽も出てきましたけれども、なかなか普及しない地域もあります。それは町民生活課との連携だとは思うんですけれども、この普及に関して、もうちょっと進んでやっていかないと、確かにお金が下水道、上下水道きちんとやるのは無理とは思いますけれども、もう少し踏み込んだ対策、合併浄化槽、何かちょっとお考えをお聞きしたいです。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

合併浄化槽の普及につきましては、環境担当のほうがメインでやっておりますので、そちらのほうと調整しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　これ、合併浄化槽にするにしてもまたお金がかかったり、高齢化というのもありますけれども、これは何年か前からやっぱりまだお願いもしているんですが、町民生活課にお願いしているんですが、やっぱりこちらまちづくりと一緒になって、もうちょっと積極的に進めていただいて、上下水道できちっとできていかないんであれば合併浄化槽、そこをきちっとやっていくということで、ちょっと担当課とは違うかもしれないですけれども、きれいにということで要望して終わりにします。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

１点だけお願いします。

資料の６ページの公共下水道事業利用状況なんですけれども、行政区域内人口と処理区域内人口は減っているんですけれども、処理区域内世帯数と使用世帯数が増えているというのは、これは何か相関関係は関係ないということなんですか。それは何かあるんだったら、教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○下水道担当主査（髙澤　学君）　下水道担当の髙澤です。

お答えいたします。

相関関係につきましては、行政処理区域内人口等は住民課のほうのデータで出るんですが、処理区域内世帯に関しましては、アパートですとか、日工大さんの世帯数のアパートですとか、その年年によってかなり大きく変化するところで、毎年相関すると、一致するというわけでございませんので、その辺数字の出どころもちょっと違うところがございまして、たまたま今年度に関しましてはこういう結果ということで、ご理解いただけれ

ばと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

分かりました。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかにございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　３つほどお願いします。山下です。

１つは、この水道事業と、下水道事業、農業集落排水３つの事業が１つの事業体となったんですけれども、会計制度、純粋の企業会計としての水道会計、そして、まだまだ下水道会計と農業集落排水の会計は、公営企業会計と言いながら、町の負担が入っている。制度がそういうふうに分類されているんですけれども、これ、統一された意味というんですか、１つの事業体に、また会計制度も複雑で、大まかに分けて２つに分かれている。これ、事業体としてのあれとして、将来的にいつ頃までに会計制度を統一してやっていくのか。それを目標があったら、教えていただきたいと思います。

それと、公営企業会計になっても、町が繰出金の支出ができるものかどうか。公営企業会計というのは、100％町民が負担する町の繰入金はできなくなるという、原則みたいなものですけれども、そういうふうに書いてありますよね。言われています。それがいつまでにできるものなのか。

それと、３つ目として広域流水下水道費、今回１億何千万円になっているんですけれども、もう１つ負担金がありましたよね、たしか。２つの負担金が何か重なっているような感じで、合計でそのほかにも何かあるのかどうか。合計でどのぐらいになるものなのか、今年は、本年度の予算として。

その３つをお願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

まず、下水道会計が公営企業会計になった理由といたしましては、人口の減少による料金収入の減少をたどる一方ですね。水道もそうなんですけれども、下水も料金収入が減少をたどる一方で、施設の老朽化や耐震化に伴う更新費用の増大など、厳しい経営環境を踏まえて、その経営成績と財政状態を把握して、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組むために法適用になったということでございます。

簡単に言うと、水道というのは資産をちゃんと管理しております。企業会計上管理しているんですけれども、下水道のほうは特別会計ということで、それほど管理しておりません。今度は固定資産とかちゃんと管理しなければなりませんので、いつ、何年に、何メーター下水管を埋設して、それがどのぐらいもうたっているんだよと、そういう管理をちゃんとすることによって、支出も、老朽化の更新を、そういうのを平準化させようというのも一つの目的になっております。

あと、水道企業会計と下水道企業会計、これは性質が違うものですので、これは一緒になることは全くないです。

あと、下水道が公営企業会計になっても繰入れできるのかというお話ですね。

これは地方公営企業法の根拠がございます。まず、今回、今まで繰り出し事業として、繰出金として一般会計のほうから下水道特会のほうにお金を頂いていたわけなんですが、今度は負担金と補

助金、あと、令和２年度に関しましては、出資金という形で一般会計のほうから頂くことになります。

その根拠は、負担金は地方公営企業法17条の２で経費の負担の原則というものがございます。補助金についても、地方公営企業法第17条の３で補助することができるというふうにうたわれています。出資金についても、地方公営企業法第18条によって、下水道会計に出資することができるというふうにうたわれております。

あと、令和２年度の負担金と補助金、出資金でどのくらいかかるかというご質問でございますが、今年度は総額、その負担、細かく言いますと、負担金、公共下水道事業会計負担金というのが１億5,270万1,000円でございます。次に、公共下水道事業会計補助金というのが３億5,268万4,000円で、公共下水道事業会計出資金というのが3,000万円でございます。これを足しますと、公共下水道事業会計負担事業といたしましては５億3,538万5,000円となります。前年度に繰出金として頂いている金額が４億8,170万4,000円でございますので、差額は5,368万1,000円となります。

これ多く、5,000万も5,300万も多く令和２年度はなっておりますが、まずは出資金が3,000万ということで大きい。これは下水道事業を運営する上で必要とされる準備資金ということで、予算どおりの執行をしていても、収支のタイミングによっては、現金預金が不足して資金ショートを起こす可能性があることから、これを防ぐために過去の実績から3,000万円を頂いております。

あと、負担金の中には一般会計で行っていた湛水防除対策事業、あと、それに係る雨水費用、雨水の管理費用が全て今度は企業会計でやることになりましたので、これは本来は一般会計で行うべきことですので、負担金として頂いております。その雨水に係る負担金でございますが、2,523万5,000円です。ですので、雨水とこの出資金3,000万を足すと5,523万5,000円ぐらいですので、昨年とほぼ同額ぐらいになってきます。

あと、農業集落排水事業におきましても考え方は同じでございまして、農業集落排水事業負担金としまして2,034万4,000円、補助金といたしまして2,439万4,000円を頂くことになります。合計しますと4,473万8,000円で、前年度が4,553万4,000円でしたので、79万6,000円の減額となります。

以上でございます。

失礼いたしました。

流域下水道の建設負担金と、流域下水道維持管理負担金でございますね。これは、流域下水道建設負担金、今年度が2,450万5,000円で、維持管理負担金のほうが１億1,424万円で、合計しますと１億3,874万5,000円でございます。前年度が合計しますと１億6,559万8,000円ですので、2,685万3,000円の減となっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　繰入金ができないのに、特別に出資金だとか補助金だとか、負担金ができないんでそういう名目で出しますよということ、公営企業会計では、原則としては一般会計からの繰入金ができないということになっているんだけれども、別名目でこうやって入れられることはできるんですか。一つその辺のところを教えていただきたいんですけれども、これができるとなれば、別の名目でいろんな公営企業会計のほうにも入れられるんじゃないですか。それをなぜできないのかなと思って、今聞いたわけです。

それと同時に、あと、広域下水道会計、何で今回は建設資金とあれを別々に書いたのか。ちょっと分からないところがあるんです。その辺の違い

を教えてほしいんですけれども、お願いしたいと思っています。

以上、２点をお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

繰入れができない、先ほどご説明しましたが、繰入れできるんですね。

〔「繰入れできるの」と言う人あり〕

○上下水道室長（成田雅彦君）　できるんです。それが地方公営企業法17条の２の負担金、先ほど説明した、あと、補助金については17条の３で、出資金は18条ということで、これは繰入れできますよという根拠を先ほど説明させていただきました。

あと、流域下水道の負担金の関係なんですが、予算上に違うところに計上してある。資本的収支と収益的収支の両方にまたがっているということで、まず……

〔「予算書で示していないと、……どのへんやっているのかわからない」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　７時０８分

再開　午後　７時０８分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

まず、下水道事業会計予算書の21ページでございます。

こちらは収益的収入及び支出のほうでございまして、流域下水道維持管理負担金をこちらに計上しております。維持管理負担金とは、まず、そこですが、内容は施設の修繕費とか、電気料、人件費などの施設の運転管理に必要な経費とか、汚水を処理する薬品代などを流域自治体が負担します。こちらは維持に関する負担金、維持管理に関する負担金でございますので、こちらの収益的収支のほうに計上、収益的収支というのは、維持管理に係るものが予算として載っているというのが基本でございます。

続きまして、流域下水道建設負担金でございますが、２目流域下水道建設負担金、こちら2,450万5,000円計上させていただきますが、24ページでございます。

こちらは、流域下水道建設負担金というのは、埼玉県には県が建設した流域下水道が７流域ございまして、宮代町は中川流域下水道に属していまして、この15の自治体がこちらを利用しています。それで、宮代の汚水は約30キロ下流の三郷市まで運ばれまして、中川水循環センターできれいにして、中川へ放流されています。これらの流域の県管理施設を建設する費用を、県と利用している自治体で負担しています。流域自治体分は、流域自治体総負担額から、それぞれの自治体の計画汚水量と、流域全体の計画汚水量の割合により負担金が決まります。宮代町はその割合が1.69％となっておりまして、掛けたものがこの金額となっております。ですので、この資本的収支のほうには建設関係、維持管理ではなく、新たに建設するものとか、そういうものの経費を上げているので、分けてあるということになります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　公営企業会計は独立採算性が原則、先ほど言いました17条の２、３、その後は18条にできるんだと。これは下水道に限ることだけですか。全てのことですか。原則はそうなんですけれども、こういうふうに分けられている。条例にも書いてある。だから、できるんだということを言っています。

しかし、この下水道に何億円も出しているのに、下水道というのは利潤を創出する能力がない。一般行政で本来はやるべき仕事なんだけれども、賃金が上がらない時代に、公共料金がこれを、将来ですよ、今すぐじゃなくても、企業会計にするということは、独立採算性が原則は原則ですよね。しかし、こういうふうに、町のほうではこっちを使ってやってきているんだと言いますけれども、この条例が廃止された場合は、やはりこれは原則はこうなんだけれども、将来的にそういう廃止とか、そういうのはないということを言えるんですか。公営企業会計。そうすると、水道とかそういうのも、こういうのに入ってくるということになりますよね。そっちのほうは利用しないで、下水道だけ必要とする。名目にしている。ちょっと何か分からないというのがあるんですよ。

やはりこういう原則を条例があるからといって、私はそういうんじゃなくて、基本性の論理からの転換、そういう企業体系だとか、そういう企業性からの転換、公共性を優先させることじゃないかなと思うんですよ。それができるか、できないかなんですよ。やっぱり公共性を、先ほど誰かが言いましたけれども、公共性を優先して、こういう下水道関係はやっていかなくちゃまずいんじゃないかなとは思っておりますので、その辺のところはどういうふうに考えているのか。

よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

こちらの負担金、補助金、出資金、地方公営企業法第17条の２から３のところはお話ししましたが、こちらは条例でなくて法律でございます。こちらは根拠はちゃんとございまして、まず、負担金と補助金は一般会計から繰り入れられる根拠というのは、ちゃんと国が明確化しております。こちらは下水道事業にかかわらず、水道事業も同じことです。

宮代町の水道事業は独立採算でできています。埼玉県内のほとんどはできておりますが、秩父だけはこの間も新聞に載っておりましたけれども、料金改定の答申がございまして、何か倍にも上がっちゃう自治体も出てくるということで、審議会の答申案ではなく、何か秩父市の水道料金に合わせるというふうに新聞のほうには載っておりました。その不足分を一般会計から繰り入れる。独立採算の原則を無視しているんですけれども、これは全く水道事業としては異例のことですね。

下水道会計につきましては、まず、先ほどもご説明しましたけれども、負担金には雨水処理に関する費用もまず含まれているということと、あとは下水道の経営指標を表す際に、従来方式という言い方と、あと全国統一基準という２つの方式でまず見ます。これは決算の成果書にも毎年載せておりますが、従来方式とは、汚水処理費や処理原価を実際にかかった費用で計上しますが、全国統一基準というのは、処理原価がかかり過ぎますので、150円まで、１立方メートル当たり150円を超える場合に、処理原価が150円になるまで繰り出し基準にしていいですよという、そういうことを国が認めております。

30年度決算では、実際の処理原価が宮代町は287円だったんですが、実際にかかった処理費から処理原価150円で計算した処理費を差し引いたものが基準内繰入額となりまして、これは一般会計から負担金として補っております。これは法律にのっとってやっていることでございます。

さらにこの補助金とは、一般会計からの実繰入額から基準内繰入額を差し引いたものが補助金として補っていまして、基準内繰入額が負担金で、基準外繰入額が補助金となります。負担金を充てても足りない額を補助金としてもらっているということになります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

２点お伺いします。

１点は、資本的収入及び支出の中に、笠原関係の土地の問題と委託料が入っていますけれども、これは町の当初予算とは別にこれだけ予算を取っているということは、なぜこういうふうに分けたのかどうか。いいんですよ、やることは。そういうことで、分けた理由を一つ聞かせてもらいたいのと、もう１つは、前段者で何か、調整区域に下水道が入らないかどうかというような話があったです。私もよく前は話聞きましたけれども、これ、ちょっと今日は終わり、やめておきます、今日は。長くなるので。

ただ、これだけ言っておきたいと思うんです。下水道が入っていない調整区域の地区には、歩くとものすごく臭うところがありますね。これの対策はどうやっているのか。もう、すぐ分かりますよね。もう、どこのうちだというのが分からないんです。10軒か15軒ぐらい集落があるところで臭うんです、歩いていくと。どこかのうちが何かちゃんと清掃をしていない。そういうところがあるんでしょうね。その対応をどうするのか。どうしているのか。まさか我々がそれを役場へ話をしてください、そういう態度は取らないでしょうね。それはもう絶対に、役場の職員が歩いて調べることだと思いますよね。

その２点をひとつお伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

まず、１点目の笠原地区の予算でございますが、これは当初予算ということで、初めてここに上げさせていただくものでございまして、予算書の24です。すみません、24ページの支出のほうですね。２項の固定資産購入費の１節土地と２節の委託料でございます。その話でございますが、笠原用水機場の用地の購入費というふうに明細のほうに書かせておりますが、こちらは現在設置されています用水機場が、排水機場が借地でございますので、そちらの土地を購入させていただく費用を計上させていただきました。面積にいたしますと60平方メートルぐらいですね。

あと、委託料につきましては、笠原排水機場の分筆ですね。用地を買いますので、測量をして分筆しなければなりませんので、その費用。あと、用地購入に当たりまして土地の価格を決めますので、鑑定をかけます。その鑑定料を計上させていただいております。

すみません。あと、１項の建設改良費の３節委託料のほうにも笠原地区の関係の委託料を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、笠原地区の浸水対策業務委託料といたしまして、過日補正のほうでご承認いただきました。ポ

ンプ排水によるものをご承認いただきましたが、それと、その次にやることで、笠原沼落のヨシ刈りと、ヨシを刈ったところに底に敷居を打つ、コンクリートを打つ工事、それの委託費を計上させていただいております。

すみません、あともう１点ですね。ごめんなさい。忘れておりました。

調整区域の浄化槽の管理が不十分で、歩くと臭いがするとか、そういうところがあるということで、その対応ということで、先ほども前段でご説明させていただきましたけれども、合併浄化槽にしていればこんなことはないと思うんですね。単独浄化槽の設置されている方が管理不十分で、このようなことになっておりますので、もう環境省のほうから、本当に先日なんですけれども通達がございまして、単独浄化槽から合併浄化槽への転換の強化を進めなさいよということでございます。浄化槽に関しましては、私ども下水道担当の所管ではございませんので、環境担当のほうでまた連携してまいりたいと思いますので、今度は管理、今まで法的措置というのはやっていなかったんですね。管理不十分の法的措置というのはやっていなかったんですが、これからは法的措置を講ずるという内容で通達が来ておりますので、また、今後どういうふうに変わっていくは県を通じて話があると思いますけれども、こちらのほうの対策をしていきたいと、準備のほうをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

川野委員。

○委員（川野武志君）　川野でございます。

資料の６ページなんですけれども、下水道事業資料の①の自治会からの要望ということで、宮代台自治会から、要望内容が、宮代台地区環境整備についてということなんですけれども、この整備の内容と、また、予算はどのぐらいつけてあるのかをちょっと教えてください。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○下水道担当主査（高澤　学君）　下水道担当の髙澤でございます。

お答えいたします。

宮代台地区からの環境整備ということで、宮代台自治会のほうから要望がございました。

大変申し訳ないんですが、要望年月日が「平成元年」となっておりますが、これは「令和元年」です。訂正させていただきたいと思います。

内容につきましては、宮代台の地区の中を流れております姥ケ谷落、こちらの草刈りですとか、河川の中のごみの清掃、これは今まで宮代台の自治会の方々が年に数回自発的にやっていただいておったんですが、自治会さんからの要望ということで、高齢化もあり、中に入るのも危険だということで、町のほうでやっていただきたいということで、ご要望のほうを頂きました。

当然、町が管理する水路でございますので、町のほうで草刈りと、皆さんの満足いく回数はできるかどうかあれなんですが、管理のほうはさせていただきたいというお答えは差し上げたところです。

ただ、河川の中のごみの清掃とか、しゅんせつに関しましては、他の自治会、他の水路等のバランスがございますので、毎年、毎年できるようなものでもございませんということでお答えのほうは差し上げたところです。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　再質問なんですが、この宮代台自治会の要望の内容は環境整備についてとい

うことですが、予算を組んでいないし、これからどういった事業ができるかということは、これから考えるということでよろしいでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を願います。

担当主査。

○下水道担当主査（高澤　学君）　下水道担当の髙澤でございます。

具体的にこの宮代台地区に対して予算を幾らというものをこの中で持ってはございません。水路の整備といいますか、清掃ですとか草刈りに関しましては、大枠で、枠の中で毎年何百万円ですとか、その中でできる限りのことをやらせていただいておりますので、こちらに関しましても、その中でできる限りのことをやらせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　川野でございます。

できるだけ、こういった要望が出ているんですので、ぜひ何らかの形で協力してあげればと思っております。

よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。すみません、教えていただきたいと思います。

４ページの収益的収入の中の営業収益の下水道使用料は分かるんですが、その下の雨水処理負担金というのは、これは何のことなのかちょっとお伺いします。

それから、収益的支出のほうの22ページの委託料の公営企業経営戦略策定業務委託料と入っていますが、これは１年で終わるのか、何年かずっとやっていくのかということをお伺い、内容もちょっとお伺いします。

先ほどの負担金と補助金の話なんですけれども、負担金は全国統一の１立米150円の原価以上なのかということで、それが基準内という話なんですが、その150円というのは上下するということなんでしょうか。

お伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

まず、１点目の４ページの雨水処理負担金1,876万6,000円の内容でございますが、こちらはまず雨水資本費というのが入ってきます。雨水資本費というのは、雨水の減価償却費から雨水前受金を引きまして、それに雨水利息、雨水に係る利息を足したものなんですが、これが1,364万2,000円でございまして、それとあと雨水の維持管理費、これは一般会計でも通常維持管理をしておりました草刈りとか等の、あとは排水路の維持管理費用512万4,000円、これを足したものが1,876万6,000円となっております。

雨水維持管理費につきましては、詳細が21ページのほうを見ていただきますと、まず、上から管きょ費の１節修繕費の排水路修繕工事、こちらは132万と、あと委託料の除草作業業務委託料288万9,000円と、あとはその下の排水路用地樹木消毒の業務委託料が３万3,000円で、その下の排水路汚泥しゅんせつ業務委託料15万6,000円となっております。これを足したもので……、すみません、あと、ポンプ場の動力費ですね。笠原のポンプ場の動力費、電気料で713万6,000円ございますが、そのうちの72万6,000円が雨水の経費、笠原の排水機場の電気料ということでございまして、これ

を足すと512万4,000円となります。

あと、21ページの公営企業の……

〔「22ページ」と言う人あり」〕

○上下水道室長（成田雅彦君）　すみません、22ページの公営企業経営戦略策定業務委託料ですね。こちら1,095万6,000円計上させていただいておりますが、こちらは公営企業会計になった初年度に作成するものでございまして、これは多分２か年になるのかなと考えております。これは審議会にかけても検討しなければなりませんので、まずは業務委託として、令和２年度にある程度のものを作成して、来年度も２か年に分けて審議会を開いて、その内容を策定する内容になっております。

あと、３点目ですが、負担金でございます。先ほど私が説明した中で処理原価が150円、１立米当たり150円ということで負担金をご説明させていただきましたが、これが変動するのかということでございますが、こちらももう150円と決まっているものでございますので、また社会情勢がどうなるかで、また国のほうが変えてくるかも分かりませんが、今のところはこの処理原価150円というもの、ここずっと150円でやらせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

４ページの雨水処理負担金というので、雨水資本費というのは何なんでしょう。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○上下水道室主幹（忽滑谷　和君）　上下水道の忽滑谷です。

雨水処理負担金のうちの資本費ということで、過去に排水路とかを造った費用を今、起債とかを借りて借金を返したりしております。その費用と、あと減価償却費とかをもろもろ、要は造ったときの当時の費用を年ごとに割って返しているという費用の負担金として算出しているものでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

１点だけお願いいたします。

２ページの資本的収入及び支出の、支出の中の例えば企業債なんですけれども、過去の建設時に借りた借金の償還金というふうになっているんですけれども、これらは当然一般会計でもそうなんですけれども、高い利子の借入金だとか、古い借入金など、利息が高いもの等々ありますよね。その場合の借換えとか、繰上償還というのは当然できるんだと思うんですけれども、内容等については、その辺はどういうふうになっていますでしょうか。お尋ねいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

起債の繰上償還ということでございますが、過去に金利５％以上の地方債については、財務省が平成４年５月31日までに貸し付けられた金利５％以上の地方債については、ある一定の条件をクリアしたものに限って、補償金免除の繰上償還を可能としております。

本町においても、これを利用しまして、現在金利５％を超える地方債はございません。また、５％以下の金利に対しての制度というのは現在ありませんので、借り替えることができない状況と

なっています。

このようなことから、全国町村下水道推進協議会並びに全国町村下水道推進協議会の埼玉県支部におきまして、国と埼玉県選出国会議員の先生方に提言活動を実施しました。その中で、地方債制度の補償金免除繰上償還の要件緩和についても提言しております。平成30年度と令和元年度のこの２年間が、宮代町が埼玉県支部の支部長となっておりますので、年２回議員会館を訪問して、提言活動とか陳情を行ったところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

本会議で意思表示したいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第16号　令和２年度宮代町下水道事業会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

――――――――――――◇――――――――――――

◎閉会の宣告

○委員長（西村茂久君）　以上で当委員会に付託されました議事は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　７時４０分